文學博士 村上專精
文學博士 辻善之助
文學博士 鷲尾順敬
共編

中卷

明治維新 神佛分離史料

株式會社 東方書院

明治維新 神佛分離史料　巻中

目次

挿入圖版目錄

明治維新 神佛分離史料 巻中

村上専精
辻善之助 共編
鷲尾順敬

北野神社愛染明王像の始末

川合梁定氏報

法華三昧堂内(分離史料上巻三九〇頁)の愛染明王像(坐像八尺)は、當時松梅院の手を經て、北野下之森西町西正寺(淨土宗)に遷座、今尚同寺にあり、右は西正寺鎭守天滿宮と交換の意味にて、別に社頭北野社に在りし寶字の木額(正德年間のもの)と共に、明王像を遷座せり、鎭守天滿宮は伴氏忌明塔の址に建立せられ、今は伴氏社となれり、共小社宇は西正寺の社宇を共儘に建てられたり、(現存)

右遷座の年代は、明治三年三月にて老生十二歳の時なり、

京都市北野下之森西町西正寺前住職

川合梁定

奈良に於ける神佛分離

大屋德城氏報

目次

參考書目

本篇を艸するに當り、直接に參考したるもののみを掲ぐ、

一 御用向日記	慶應四年 明治元年	一冊	興福寺藏
一 同	明治二年	一冊	同
一 同	明治三年	一冊	同
一 同	明治四年	一冊	同
一 同	明治五年	一冊	同
一 御後見記錄	慶應四年二月 廿四日ヨリ	一冊	東大寺圖書館藏
一 同	同上	一冊	同
一 同	明治二巳年	一冊	同
一 御後見日次	明治三年五月	一冊	同
一 興福寺記錄		一冊	內閣記錄課藏
一 同	（題名ナシ）	一冊	奈良中村雅眞氏藏 寫本同佐伯良謙氏藏
一 王政御一新之砌奈良府江差上候歎願書		一冊	藥師寺藏
一 王政御變革一條上京日記		一冊	同
一 （題號ナシ）雜記		一冊	同

一官府衆徒中記　一冊　興福寺藏
一日新記聞 第十二號 明治五年十月廿日奈良發行　一冊　北川智海氏藏
一大阪新聞 第九號 明治五年七月大阪發行　一冊　同
一明治三年議定書　一冊　唐招提寺藏
一明治三年清規　一冊　同
一奉伺口上覺 明治五年十一月廿七日　一通　同
一定約書 明治十一年六月　一通　同
一決議 明治十一年五月廿八日　一通　同
一院中假規則　一通　同
一眞言宗西部管長御届 明治十一年五月卅一日　一通　同
一決議　一通　同
一住職御願　一通　同
一發願文　一通　同
一唐招提寺末寺名 明治十一年四月　一通　同
一稿本法隆寺志 摘稿　五冊　法隆寺藏

一　興福寺に於ける神佛分離

奈良に於ける神佛分離、延いては排佛毀釋は、興福寺に於いて、尤も激烈を極めたりき、されば、奈良の排佛及び神佛分離は、興福寺を中心として觀察するを以て至當とし、且つ最も便宜なりとす、其の他の諸大寺は、勢力の大なりしだけ、東大寺を以て尤も大なりとす可く、西大、藥師、招提、法隆諸寺の如きは、興福、東大の兩寺に比すれば、殆んどいふに足らず、況んや、廢滅既に久しき大安、元興二大寺の如きは、尚更いふに足らざるなり、之を廣く大和全國に亘りて觀察するに、多武峯、三輪、石上の如き、頗る激烈なるものありて、多武峯の如きは、現に一寺を留めず、三輪、石上又同樣にして、三輪の大御輪寺、石上の內山永久寺の如き、殆んど其遺址の尋ぬ可きさへなけれど、尚之を興福寺の破壞の酷烈なるに比すれば、規模の大小、伽藍の多少同日の談に非ず、されば、今興福寺を中心として、事件の推移を詳述し、其他の諸大寺は、附記の形式を採りて、之れを記述せんとす、

今興福寺を中心として、維新の變動を研究せんとするに當り、順序として、維新前後に於ける興福寺の朝廷若くは政府との關係を略叙して、大勢の一斑を觀察せんと

欲す、

慶應三年十二月十九日、一山協議の上、王政維新の事を聞き、米千石を獻納せんことを決議し、十二月廿七日、左の願書を差出せり、

今般　王政復古被仰出候趣拜承、古今之御美事於一山之輩モ、乍恐踊躍恐悦此御事ニ奉存候、因茲、雖萬分一、聊奉報天恩度、玄米千石奉獻納候、若御用筋之御一助ニモ相成候得者、冥加至極難有仕合ニ奉存候、尙微力之儀ニ者候得共、一山相應之御用被爲有候得者、被仰付候樣奉願上候、此段宜御聽濟之程伏而奉願上候、已上、

十二月廿七日　　興福寺一山學徒中

參與御役所

之に對し、左の如き御沙汰書あり、

今般就御復政、一山之輩爲報恩獻穀仕度段、神妙思召候、願之通可令獻上御沙汰候事、

興福寺

尙以方今形勢御用伺之事、御滿足思召候、追而御沙汰之品茂可有之候、且又代金割納之儀同被聞食候事、

十二月

此に「代金割納之儀」といふは、玄米千石の代金を分納せんといふ願意ありしを以て、かゝる御沙汰書ありしなり、仍て左の通り金參千兩の內千兩獻納せしかば、同廿九日附を以て、左の通り御沙汰あり、

一金千兩

右者奉報天恩度趣ニ而、獻米代料金參千兩之內千金上納、正請申處如件、

慶應三卯年十二月廿九日　　金穀出納所

役所（金穀出納所印）

（議定之印）（參與之印）

興福寺一山

學徒中

慶應四年正月伏見戰爭あり、同六日參與役所に於いて、左の沙汰書を興福寺に下さる、

興福寺

學頭

不日東兵伊賀越襲來之趣風聞候ニ付、遠ク斥候ヲ出シ、逐一言上可有之御沙汰候事、

正月

但寺務御用筋ニ付、僧侶之輩直チニ諸大夫之間假館江可罷出候事、

興福寺に於ては、伊賀越路、和束越路、多羅尾越路、東海道筋及び桑名開城の樣子、西は大阪開城の虛實、東兵落走の顚末など搜索し、都度日夜上京報告せり、

正月十七日、參與役所に於いて左の如く沙汰あり、

興福寺學侶中

今般王政復古逆徒御追討之折柄、御繁多ニ付、春日社領幷附屬之向、且是迄德川政務致來候筋、當分之處、興福寺に御委任被仰付候間、別當評議之上可有所務候、隨テ者雖僧侶、勤王之道盡力可在之旨被仰出候事、

正月

但寺務御用筋ニ付而者、僧侶之輩直チニ諸大夫之間假館江可罷出候事、

右は重大の御沙汰に付其任に堪へずとて、辭退再三に及びしも、和州諸藩幷に十津

川郷士等歸順未判之間當分委任せらるゝに依り、誠實盡力可致旨內諭ありしに依り、是非に及ばず、請書を差出せり、かくて、正月廿八日穀代殘金貳千兩を上納せり、

金貳千兩

右者奉報天恩度与之趣ニ而獻金、正ニ請取申處如件、

慶應四辰二月朔日

金穀出納所

役所印

議定之印

參與之印

興福寺

學徒中

其の後、興福寺が王事に盡瘁したることは、左の文書に列擧するところを以て察す可し、（中村雅眞氏所藏文書、）

一二月二日ヨリ文武舘設立、春日社幷興福寺附屬之事、勉勵可致候事、

一同月七日、大和國鎭撫總督久我大納言殿江政務御委任筋御引渡シ申上候事、

一總督久我殿御着後兩日之間、上下饗應、御賄向學侶中ヨリ差出シ候事、

本陣　　大夫以下八十二員

本陣分衛　肥後藩百四十一人
尾張藩廿三人

一總督殿ヨリ豫備米千石用意之義被命候ニ付、御請合申候事、
一其後、知事春日讃岐守殿ヨリ、再豫備米五百石用意御請合申上候事、
一三月廿一日、大阪行幸ニ付、内侍所御神器及御親服御韓櫃守衛供奉被仰付、百八十人餘同勢供奉仕、翌廿二日、大阪行在所西本願寺、着御之事、
一廿二日夜、大阪府鎭臺醍醐大納言殿ヨリ、至急御召ニ付、總代出頭之處、御守衛之諸藩未到着ニ付、行在所八ヶ之柵門警衛仕候樣、被仰付御請申上候事、
一廿四日巽之柵門ハ薩藩江、乾之柵門ハ肥後藩江引渡シ、其外六ヶ所柵門ハ、廿七日ニ久留米藩江引渡シ候事、
一大阪行在中非常御守衛之義、更ニ被仰付、人數不殘詰切候事、
一閏四月七日還幸ニ付、御韓櫃等御守衛供奉仕候事、
一同九日御暇頂戴、一統歸南仕候事、
以上
一前顯勤王仕候輩三十一名左ニ、

芝小路　豐訓
藤大路　納親
栗田口　定孝
竹園　用長
穗穙　俊弘
北河原　公憲
長尾　顯愼
中川　與長
今園　國映
藤枝　雅之
鷺原　量長
相樂　富道
芝亭　實忠
河邊　隆次
杉溪　言長

太秦供秦
右十六名新神司華族格
一色雅文
朝倉景隆
關秀英
梅井順正
桂木由富
藤澤公英
雲井春影
伊達幸春
鎌胤賀
率川秀宣
尾谷直溫
關根秀演
大喜多善戍

南井忠文
東朝倉景規
右十五名新社司

奈良諸大寺の記錄中、神佛格別の記事の初めて見えたるは、慶應四年三月廿二日とす、卽ち官府衆徒中記に、近日神佛格別の令出づべき形勢を看取し、復飾を願出づるに關し、心得方に付衆議を凝しゝことを記せり、

一三月廿二日、御寺務より、內々井坊大貳被招、今般御一新之折柄に付、神佛格別之旨被仰出候御模樣等有之、依之兩御門主樣御始、一寺一體復飾願出候に付、其仲ヶ間如何有之候哉心得方無憚申出候樣、被申聞候に付、衆議の上左の口上書差上候、

奉願口上書

今般兩御門主樣御始、御復飾可被遊御內定之趣、尤一寺一件之義ニ付、私共仲ヶ間一同復飾相願可申哉之旨、蒙御沙汰難有仕合奉存候、抑私共仲ヶ間廿家之義者、更ニ奉言上候迄も無御座候得共、自往昔興福寺之衆徒ニ而、春日若宮御神祭幷薪御能其外御神役ニ相隨、都而御別當之尊命ヲ奉シ、勤役相續仕來候義ニ付、今般一同復飾奉願、在來通明神に勤仕出來候樣、幾重にも奉願上度、自然御神事

等御模樣替リ之義被爲在、私共無役与相成候而者、今般復飾奉願候所詮も無御座、自往昔相續仕來候衆徒仲ヶ間忽斷絶可仕哉与悲歎至極ニ御座候間、何卒相應之勤役蒙仰度、乍勿論、方今之御形勢御別當ニおゐて御勤王道御盡力被爲遊候節、微軀之仲ヶ間ニ御座候得共、一同御隨從飽迄盡力可仕候間、此段御聞屆成戴候ハヽ難有仕合奉存候、以上、

慶應四戊辰年

三月廿二日

興福寺衆徒

大輪田　久　丸印

中御門　播　磨印

乾　　大　進印

一　統　連　名

一乘院樣

御用人中

興福寺御用向日記に依れば、四月七日に、神社の權現等の號を廢すべしとの御令出でたりとあり、官府衆徒中記には、三月に出でたる令を四月に大和國鎭撫總督府より達せられたりとて、其の全文を錄せり、

中古以來、某權現或ハ牛頭天王之類、其外佛語ヲ以神號ニ相稱候神社不少候、何レモ其神社之由緒委細ニ書付可申出候事、

但勅祭之神社御宸翰、勅額等有之候向ハ、是又可伺出、其上ニ而御沙汰可有之候、其餘之社ハ裁判、鎭臺、領主、支配等江可申出候事、

佛像ヲ以神體ト致シ候神社ハ、以來相改可申事、

附、本地抔ト唱、佛像ヲ社前掛、或者鰐口、梵鐘、佛具等之類差置候分ハ、早々取除可申事、

右之通被仰出候事、

三月

右之通相達候間、中達候事、

慶應四戊辰年四月

大和國鎭撫總督府

大和國鎭撫總督府

右に對し、興福寺五師は、四月七日左の旨を答へたり、

口上覺

今般社頭佛具類取除之儀、御觸之趣奉畏候、早々取片付可申義ニ者御座候得共、夫ニ付而者御筋合ヘ窺付之儀茂有之候間、否哉伺濟之上、早々取片付可申心得ニ御座候間、此段社家御達置被下度奉願候、以上、

興福寺

五師　慈尊院

同　龍德院

御總督

御役人中

又、四月十三日を以て、興福寺は左の復飾願を提出せり、

一今般

御一新、寺社各別之

御沙汰被爲有候御旨趣奉敬承候、抑春日社之義ハ、自素社家禰宜之輩在之候得共、唯神前仕而已之所役ニ有之、興福寺一派ニ於テハ、總而春日社ニ致關係、年中之神供米ヲ始、社頭造營向或ハ山木幷燈籠神鹿等之義ニ至ル迄、悉興福寺之差

配、就中若宮祭祀之大營、薪能等之義ハ、悉皆興福寺一派ニ於テ差配、尤大乘院、一乘院之兩門跡、相代リ別當職蒙勅許、前段一山僧侶ヲ始、夫々手取役々之輩ヲ惣括致指揮、自往昔一同明神江奉仕致來、則一同社僧ニ御座候處、向後奉仕差配之義、忽斷絕、第一朝廷之御祈於社頭勤修難出來、悲歎無際不得止、臣隆芳應昭ヲ始、院家學侶三綱衆徒堂司專當承仕等別紙交名之通、一同復飾之上、在來通リ之所務致候樣被仰出之程奉願候、尤乍微力一同勤王之道第一ニ盡力致度、相應之御用向、被爲在候者江蒙仰度候、

一前書春日社之義ハ、他社之振合共違、興福寺ニ關係之義多端ニ而、寺門之輩且社家禰宜夫々奉仕、種々之區別有之、則別當ニ於テ寺社一體致惣括、無滯相勤來候事故、今般一同復飾相願、自然惣括可致所務者無之樣成行候而ハ、面々私意主張、互ニ致凌轢、忽及惑亂候間、復飾御許容之上者、是迄別當職蒙勅許候義ヲ以、更ニ臣隆芳應昭江社務職蒙勅許、在來通致惣括、都而之義一途ヨリ神祇官江伺定候与ノ義被　仰出之程、只管奉願候、

右之旨速ニ御許容之程奉願候、謹言、

四月十三日

臣應昭
隆芳

南曹辨殿

尙同日口頭を以て、復飾願一寺交名差出可き之處、喜多院大僧都空晁里元へ示談中之趣に付、申出次第、一體之交名差出す可き旨を斷り、聽て左の交名を差出せり、此交名は願書に添付せしものゝ如きも、御用向日記に依れば、少しく後れたるが如し、

大乘院門跡隱居
知心院前大僧正法印隆温
大乘院門跡前大僧正法印隆芳
一乘院門跡前大僧正法印應昭

院家
修南院法印大僧都光度
喜多院法印大僧都空晁
松林院法印大僧都實雅
東北院兒　敏丸

學侶

成身院法印權大僧都　訓精
延壽院法印權大僧都　實孝
慈尊院權律師　堯雅
無量壽院擬講　孝謙
養賢院法師　堯映
寶掌院法師　榮信
正智院法師　興專
玉林院法師　胤映
中藏院法師　堯寛
不動院法師　榮廣
惣殊院法師　尊榮
五大院法師　堯祐
賢聖院法師　訓映
清淨院法師　孝圓

明王院法師　清純
惠海院兒　阿輝丸
慈門院兒　吉丸
龍雲院兒　三雄丸
勸修坊兒　元若丸
妙德院兒　恒丸

先之、喜多院よりは、四月十七日に至り、蔭山刑部を以て、口頭を以て、左の如く一寺に申出でたり、

方今彼是追々復飾被仰出候趣、則當院室も、縉紳より出家春日神社に奉仕ト八年中、全世外之身歎敷被存、復飾之上、隨身之御用向被相勤度、是又千載之流弊とは乍申、遊民同樣之僧侶、過分之高祿世襲候事、被恐縮候ニ付、此度速ニ返上、舊幕より被渡置候領券、不殘相添、被差出候ト申趣意ニ候間云々、

斯くの如く、一山の僧侶は何の信仰も無く、自覺もなく、自ら稱して「遊民同樣之僧侶、過分之高祿世襲」と卑下する程なれば、評議一決して、復飾願を提出せしが、三月廿九日附を以て、太政官より許容の旨達せられたり、（其の達は、四月一日に興福寺に達す、）

(大奉書半切)

此度興福寺一山復飾願出御許容相成候、猶右兩院中出之次第ハ、追而御沙汰可有之事、

辰四月

神祇局

大乘院

一乘院

(又一通)

右何れ茂復飾後之處、當分先假ニ新神司ト唱、社用勤方之義ハ、是迄之通、奉仕可致候事、尤一乘院、大乘院、祭服着用、興福寺ハ一統淨衣着用之事、

但社頭向佛具類ハ、悉興福寺ニ而取除可申候事、

大乘院

一乘院

興福寺

興福寺

右一山、此度復飾願出之趣、尤ニ候條、御許容被仰付候、此段相達候事、
　辰四月　　　　　　　　　　　　　　　　神祇局

即ち復飾を許可さるゝと共に、新神司と唱へ、從來支配下の春日社に奉仕し、院家は祭服着用、寺一統は淨衣を着用し、社頭の佛具は一切撤廢して、興福寺へ引取る可しとの指令に接し、此に興福一山の僧侶は、全く神祇の從屬と爲り、院家は神官となり了れり、
春日社家中へは左の如く達せり、

　　　　　　　　　　　　　　　　　春日社
　　　　　　　　　　　　　　　　一社中江

一先頃已來伺之次第、早々御取調之上御沙汰可有之候事、
一興福寺儀、今般復飾出願ニ付、一乘院、大乘院始、一山不殘還俗被仰付候間、先當分之所、是迄通之心得ヲ以相勤候事、
　但、早々御取極ニ相成候得者、差向之處、序中談無故障可相勤候事、
一社頭向其外佛像佛具不殘取除之儀、興福寺江被仰付候間、其段可相心得候事、
次で、興福寺に對し、身元屆書差出す可き旨達しあり、

興福寺
一山中

右此度復飾願出御許容候ニ付、各身元届書可有之事、

辰四月　神祇局

仍て四月五日、左の如く身元届書を差出せり、

大乘院隱居
知心院隆温　實父前左大臣二條亡治孝
大乘院隆芳　實父從一位九條尙忠
一乘院應昭　實父正三位近衞忠凞

院家
修南院光度　實父廣橋亡儀同伊光
喜多院空晁　實父右大臣三條亡實起
松林院實雅　實父正三位冷泉亡爲則
東北院敍丸　實父正三位阿野公誠

學侶

實父正三位芝山亡國豐　成身院訓精
實父從二位堀川亡康親　延壽院實孝
實父正三位石井亡行弘　無量壽院孝誹
實父正三位櫻井亡供秀　慈尊院堯雅
實父正二位葉室亡顯孝　養賢院堯映
實父正二位甘露寺亡愛長　寶掌院榮信
實父正三位岩倉具視　正智院興專
實父從一位坊城亡俊明　玉林院胤映
實父四辻前大納言亡公績　中藏院堯寛
實父從三位石井行光　不動院榮廣
實父從四位勸修寺亡顯彰　惣殊院尊榮
實父正二位甘露寺亡愛長　五大院堯祐
實父正四位芝山亡國典　賢聖院訓映
實父正二位飛鳥井雅典　清淨院堯圓
實父從三位五辻高仲　明王院清純

實父從三位甘露寺勝長　　惠海院兒阿輝丸
實父富小路侍從敬直　　慈門院兒吉丸
實父從三位裏辻公愛　　龍雲院兒三雄丸
實父從三位油小路隆晃　　勸修坊兒元若丸
實父從三位山科言繩　　妙德院兒恒丸

春日社は、三月末日を以て、社頭兩御廊の佛具を撤去し了り、四月一日より神祇道を以て奉仕することゝなり、延壽院なる者、參勤加持供等備進につく、承供淨衣を着し、供物備進之處、神人は承仕の衣體不都合なりとて、廊內へも入れず、紛議を惹起したり、

かくて、四月十日に至り、神祇官設置に關し、大和總督府より左の如く達あり、

今般王政復古神武創業之始ニ被爲基、諸事御一新祭政一致之御制度ニ御廻(マヽ)復被遊候ニ付而者、先第一神祇官御再興、御造立之上、追々諸祭奠モ可被爲興義、被仰出候、依而此旨五畿七道諸國ニ布告シ、往古ニ立歸リ、諸家執奏配下之義者被止、普ク天下之諸神社神主禰宜祝神部ニ至迄、向後右神祇官附屬ニ被仰渡候間、官位ヲ初、諸事萬端同官江願立候樣、可相心得候事、

但、猶追々諸社御取調、幷ニ諸祭奠之義モ可被仰出候得共、若向後急務之義有之候者、可訴出候事、

然るに、從來僧侶の權威の下に壓迫せられ、怏々たりし神官神人の徒は、斯る時勢に遭遇して、俄に威權を恃み、往々僧分を侮辱するの擧動に出で、到る處に紛擾を釀せしを以て、政府は緩和の布告を發し、四月十三日、大和總督府は左の如く達せり、

諸國大小ノ神社中、佛像ヲ以神體ト致シ、又ハ本地抔ト唱へ、佛像ヲ社前ニ掛、或者鰐口、梵鐘、佛具等差置候分ハ、早々取除相改可申旨、過日被仰出候、然ル處舊來社人僧侶不相善、氷炭ノ如候ニ付、今日至リ、社人共俄ニ威權ヲ得、陽ハ御趣意ト稱シ、實ハ私憤ヲ霽シ候樣之所業出來候テハ、御政道ノ妨ヲ生シ候而已ナラス、紛擾ヲ引起可申ハ必然ニ候、左樣相成候テハ、實ニ不相濟儀ニ付、厚ク令顧慮、緩急宜ヲ考、穩ニ可取扱ハ勿論、僧侶共ニ至リ候テモ、生業ノ道ヲ不失、益國家之御用相立候樣、精々可心掛候、且神社中ニ有之候佛像佛具等、取除相分タリ𪜈、一々取計向伺出御差圖可受候、若以來心得違致シ、粗暴之振舞等於有之ハ、屹度曲事可被仰付候事、

但、勅祭之神社、御宸翰勅額等有之向、伺出候上、御沙汰可有之、其餘之社ハ、裁判所、鎭臺、領主頭等へ委細可申出候事、

神佛判然の結果は、此に復飾者の僧名廢止と爲り、興福寺にては、四月廿九日左の六名丈改名することゝなれり、

田原口中將少輔　菊岡三位式部　竹坊少將監物
菊岡少納言少貳　椿井宰相縫殿　箸尾侍從彈正

かくて、興福寺一山も左の如く改名せり、中村雅眞氏所藏の文書には、「一同年三月十八日改號伺出候樣御沙汰ニ付、左ニ」として、次の交名を錄せり、

大乘院　改　松岡　隆溫　二十
一乘院　改　水谷川　忠起　十九
修南院　改　南　○(マヽ)慶(岩麿)　二上(マヽ)
喜多院　改　鹿園　空晁　十八
松林院　改　松林　爲成(マヽ)(秀)　一
東北院　改　北大路　季敏(マヽ)(貫愼)　七上(マヽ)
成身院　改　芝小路　豐訓　七七
延壽院　改　太秦　供親(マヽ)(康)
養賢院　改　粟田口　定孝　十五

寶掌院改竹園用長十四
玉林院改穗穙俊弘十三
中藏院改北河原公憲十二
惣殊院改長尾顯愼十一
五大院改中川興長十
淸淨院改藤枝雅孝九
淸淨院改藤枝雅孝八(此行衍ナルベシ、但年齡同ジカラズ、)
東海院改鷺原量長七
慈門院改相樂富道六
龍雲院改芝亭實忠五
勸修坊改河邊隆次四
妙德院改杉溪言長三

閏四月二日、寺務より興福寺一般に、左の如く達し、衣服は社參の時は烏帽子淨衣、其餘は假に符裂羽織、襠高袴を用ひ、尙定服追て定む可しとの事なり、

今般御一新之折柄、寺社格別之御沙汰ニ付、復飾願之趣被聞食候旨、御達附而者、向

後支配之義共無之候得共、先是迄之通可相心得旨、太政官より被仰聞候間、其旨相心得候樣と申聞候事、

寺家の權威衰ふるや、從來禁斷の春日山林を盜伐するもの頻出しければ、一乘院は命を出して、部下を戒飭し、神木の尊嚴を保護す可きを達せり、(閏四月三日、)

此節春日山内生木等迄、多分切荒持出候ニ付、山見廻リ之義、精々廻リ度候得共、下﨟分共、京阪に御用向ニ而、多分罷越居、無人ニ而者、山見廻リ不行屆之旨、一﨟代より願立候ニ付、兼而共仲ケ間より、春日奉仕之義御願立も在之候故、今般山見廻リ之義者、急度春日奉仕の一ニも可相成間、無違背御請可申旨、尙又即刻御請參殿有之候樣、尤日々兩人宛可罷出、被申聞候ニ付、即刻田原口家ニおゐて會食、前條之次第ニ付、不得止御請可申評定、仍而大輔民部參殿御請申上ル、隨而山見廻り初而之義ニ付、如何可仕哉、相伺候處、一﨟代實掌院御招ニ相成、大輔民部同人に及面會、一々遂再談、明後五日より、壹人宛可罷出旨、申合引取候事、(御用向日記、)

閏四月四日、大和總督府より達あり、大政一新ニ付石淸水、宇佐、筥崎等、八幡大菩薩の號を廢し、八幡大神と稱することゝなれり、

同六日には又左の達あり、

今般諸國大小之神社ニ於テ、神佛混淆之義者御廢止ニ相成候ニ付、別當社僧之輩被還俗之上、神主社人等之稱號ニ相轉シ、神道ヲ以勤仕可仕候、若又無據差支有之者、佛教信仰ニ而還俗之儀不得心之輩者、神勤相止、立退可申候事、

但シ、還俗之者ハ、僧位僧官返上勿論ニ候、官位之義ハ、追而御沙汰可有之候間、今之處衣服風折烏帽子淨衣白差貫着用勤仕可致候事、

一是迄神職相勤居候者と、席順之義者、夫々伺出可申候、其上御取調ニ而御沙汰可有之候事、

閏四月八日、興福寺より同寺一統復飾の事を門跡たる圓照寺、中宮寺、法花寺幷に郡山、高取、小泉、柳本諸藩に通知せり、

同十二日には、坊官、北面、內座の稱號を廢せり、

政府に於ては、王政一新に付、宮、公卿、諸侯、神社、寺院の領地高改正の意あり、仍て舊幕府より受封の判物至急提出す可き命令を發せり、

同十五日に至り、興福寺にては、末寺一同を召集して、變革の顚末と離末の事を達せり、

御末寺

一同江

今般王政御一新ニ付、寺社各別之御沙汰被爲在候處、於當御室、從古來春日社江御關係御義ニ付、御復飾之義、御願被仰上候處、御願之通、被爲蒙仰候、猶又離末之義被仰出候、依而此段相達候、

壬四月

但シ、已前ヨリ御下ケニ相成候御幕、御繪符幷御紋付御提灯之類、不殘返上之義申達置候事、

斯くの如くにして、寺家の權威消滅するに從ひ、春日關係の神官は漸く反抗の氣色を現し來りしが、同十七日に至り、禰宜より左の一通を差出せり、

奉差上口上書

一今般御還俗被仰付、新神司等被相唱、御着服等之儀迄蒙御達就而者、當御殿より御還俗而已ニ而、其餘在來通ニ可取計段、御沙汰之趣被仰出奉畏候、依而其後御召之節者、罷出居候得共、過日執奏配下之向被止候御達有之、且從來御職號之寺務被廢候上ハ、御差配之廉相消候御儀、旁社家方右御達後屢御駈合有之、肝要已後御召出有之候共、得罷出申間敷旨、決答被申上、御聞置ニ相成候趣、左候得者、社

家ハ私共身分之高下ニ不拘、都而同樣ニ相勤來候儀、私方計、是迄通參上仕候而者、同社奉仕之間柄區別ニ相成、忽社格混亂仕候儀ニ付、先御還俗後更ニ御職號萬端御取究被爲在候迄者、社家同樣不寄何事、罷出候儀難仕候間、此段宜御斷奉申上候、御聞置被爲成下候樣奉願上候、以上、

慶應四辰年

後四月十七日

禰宜等

一乘院樣

御奉行樣

院家に於ては、種々慰諭すと雖も、承服の氣なかりしかば、右願書は之を却下し、翌十八日前田肥後守は、此件に付其筋に訴ふ可く上京せり、

廿一日中院屋に納めありし、舊幕府より興福寺への判物取出し、廿二日新神司之を携帶して上京せり、

從來諸寺諸山住持職朝廷或は幕府に出願せし分は、太政官に伺出づ可き件、其の他宗教行政上の變更の件を達せり、

一諸寺諸山住持職之儀、是迄朝廷江願出候向者勿論、其他舊幕ニ於テ許容ヲ請來

候諸寺ニ於テモ、向後太政官江可願出候事、

一諸末寺住職之儀者、本山ヨリ伺之上、本山ヨリ可申付候事、

諸宗本山ハ勿論末寺ニ至迄、其本山ヨリ取調、宗門國部寺號等巨細書付可指揮出候事、

一公事訴訟之儀者、其國裁判所へ可申出、大事件ニ至リテハ、總テ可願出候事、

一從來薄々ニテ取扱來候分ハ、總而是迄之通相心得、此節別段巨細書付差出ニ不及候事、

但、是迄執奏家江伺來候事ハ、先執奏家へ伺之上可任指揮候事、

同廿八日に至り、前項社家の件に付、再び歎願書を共筋に差出せり、

今般寛典之

御沙汰ヲ以、興福寺一派復飾、願通蒙

御許容候段、深く畏入候、尤モ先般願之旨趣者、追而可被爲在御沙汰旨敬承、然ニ尙言上候義者、實ニ恐懼至極ニ候得共、難閣次第、不顧前後左ニ相願候、

一社家之輩今般御一新、寺社各別之御沙汰ニ乘シ、仕格取崩、剩へ非望之義相企罷在候哉ニ相聞、當惑之至、於興福寺者、緊要明神奉仕、且從前之所務筋相勤申度義

ニ付、一同復飾蒙御許容候義、尤復飾候得共、在來之外、社家之所務筋可相犯義者、毫髮無之事故、於社家モ在來之外、他之所務筋江相拒謂有之間敷、殊更今般於朝廷、社家へ厚御諭解被爲在候趣ニ付、速ニ奉謹承之處、無其儀、已ニ當月二日、社家共可申決義有之、仕格通之義ヲ以、呼招候得共、罷出不申、尚又去ル十一日呼招候節、當分可爲是迄通旨朝廷よりの御沙汰柄分而申遣候得共、復飾之上者別當之稱號被廢候事故、難罷出旨、強情申募、更ニ聽取不申、卽今所務筋ニ差閊、當惑之至、何卒社家共出格嚴重之御沙汰、伏而相願候、

一先般臣隆芳應昭ニ於テ、社務職懇願候義、恐懼至極ニ候得共、其節粗言上候通、於興福寺者、春日社ニ關係之義多繁、殊ニ興福寺より、社家先前每年諍論之節、裁判之旨茂、又於禰宜モ、仕格有之、且興福寺一派之內ニモ、諸役職掌種々之區別有之、一日モ總括之者欠候而者、忽惑亂ヲ生、內外私意主張、互ニ凌轢、假初ニモ朝廷江奉掛御苦勞恐入候義ニ立到リ可申、已前件社家共背朝命、別當廢止之旨申募、招ニ不應、尚人々各々社家之擧動見傚、追々惑亂之義、實以致心痛候、折角寬大之御沙汰ヲ以、一同難有致復飾候義、何卒一派末々一同、致永續候樣致度、依之臣隆芳應昭是迄別當蒙勅許候義ヲ以、若社務職之義御差閊ニ候ハヾ、長官或ハ

總職又ハ總括職蒙仰、緊要在來之義致惣括、一和一致之上、勤王道者勿論、明神奉仕、且差配筋無障相勤申度、畢竟職名之輕重ニ拘リ不申、唯々惣括出來候樣相願度、今日ノ姿ニテ者、卽今之義ニ差閊、追々惑亂ヲ生可申候間、被爲聞食分、此上之御仁恤ヲ以、右願之義、急速御許容之程、幾重ニモ相願候、此段宜御執成冀入候謹言、

辰閏四月

臣 應昭

隆芳

神祇神務局

御中

五月十八日に至り、歎願の趣神祇局にて聽屆けられ、社家富田大和守、禰宜若宮淡路外一人召出され、在來の如く、一乘大乘兩院の召に應ぜざるは不謹愼の至、兩家支配のことは從前通りなれば、其通心得べしとの達しあり、社家等承服し、一段落を告げたり、

さて此に春日の神鹿は、神の使として、神聖視せられ、犬制道、淸め錢などの制度ありて保護せり、卽ち鹿の出產期には、每年七村の穢多を集めて、犬を追拂ふ式あり、又死鹿のある時は、市中に淸め錢を取立る習慣ありしが、何れも廢せられたり、されば、出

產期に際し、犬を追はざる時は、鹿の胤盡くべしとて、五月十六日附を以て、新神司より大和總督府に保護方を歎願せり、

本寺既に復飾したれば、末寺末社の輩にして、之に傚ふもの多く、菅原喜光寺の僧は菅田伊織と稱し、金剛山大宮坊は葛城大倭恒明と改名し、桃尾山一同は復飾して布留社に附きたるが如き記錄に見ゆ、尙此頃離末したる寺名左の如し、

院家復飾ニ付離末の寺々

知行高二百三十五石　和州添上郡忍辱山圓成寺

（子院十二名以下略す、以下同じ）

高三十石　同州同郡　清凉山喜光寺

ナシ　同州平群郡　擲原山金勝寺

（子院八）

高百石　同州添下郡　鼻高山靈山寺

（子院十一）

ナシ　同州同郡　補陀落山松尾寺
（子院十二）

四十七石三斗八升　金剛山　大宿坊

同山六坊

ナシ　同州同郡　室宥山高天寺
（子院六）

ナシ　同州高市郡　子島山千壽院

ナシ　同州同郡　同山南清水寺

同州同郡

高五十石　壺坂山南法華寺
（子院十三）

二十石　同州同郡　東光山岡寺

五石　同州山邊郡　本光明山在原寺

百石　同州同郡　桃尾山龍福寺
（子院十三）

高五十三石　城州愛宕郡　音羽山清水寺
（子院八）

ナシ　同州相樂郡　西小田原山淨瑠璃寺

同州同郡

ナシ　　　　　　　　　　　　　同州同郡　　岩船寺

ナシ　　　　　　　　　　　　　同州同郡　　覆養山現光寺

ナシ　　　　　　　　　　　　　　　　　　　北吉野山神童寺

右の如き經過を以て、興福寺と春日社は分離して、全く別物と爲り、興福寺門跡たりし一乘大乘兩院家以下の僧分は還俗して、僧籍を脱し、其の儘春日社の神官と爲り、新神司と稱せられ、春日社の佛事は廢絶し、社頭の佛具は撤廢せられ、此に全く排佛成り、神祇局に屬するに至れり、然るに、此に殘されたる問題は佛刹たる興福寺伽藍の處置なりとす、興福寺伽藍の處置に就いては、元兩院家たる新神司に於いても、非常に苦慮を累ね、適當の處置を講ぜしもの丶如く、其の處分方を部下一同に諮問し、終に關係尤も深かりし西大、招提の二寺に保管を托するに至りしが、其の間或は一院の住持にして、再び復僧の上、全伽藍を支配したしとの運動を起したるものあり、又隣寺たる東大寺の某々等も保管の權を得んと企てしものあり、其の間に、種々の野心家ありて、運動したるもの丶如く、事局頗る紛糾せり、今御用向日記を主として、

此れ等伽藍の處分に關する顚末を、月日を追ひて叙述す可し、
先づ大乘、一乘の院號を保存せんとて、神祇官に願書を提出せしは六月の事なり、

大乘院
一乘院

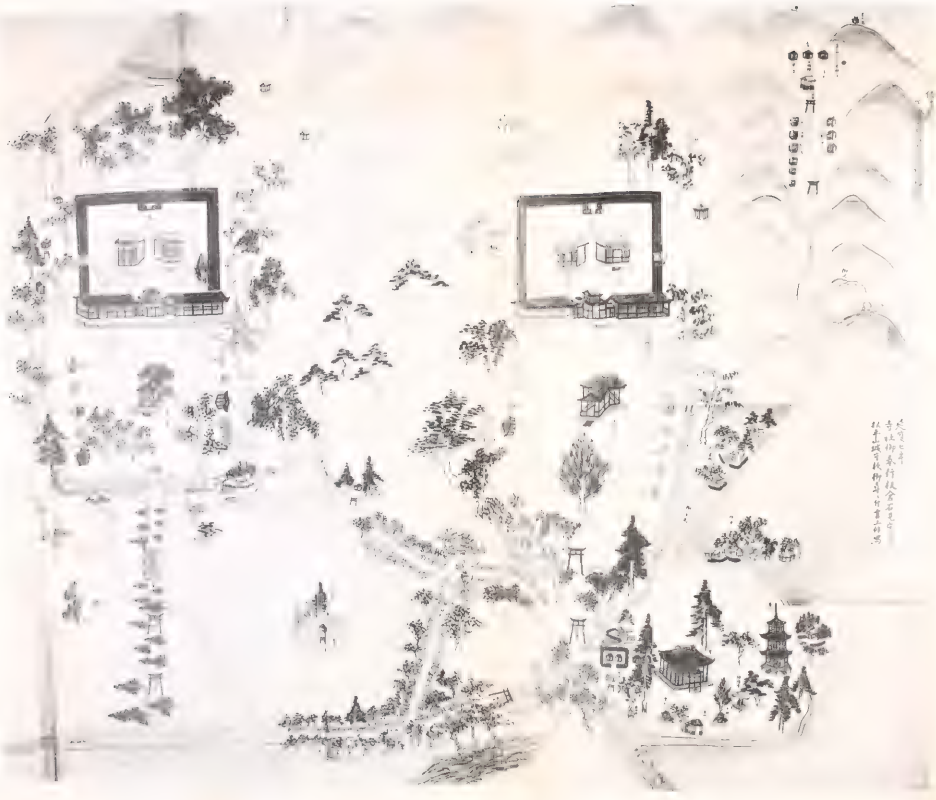
右稱號之義、可相成者、是迄之通ニ願度、御差間ニ不相成候哉、此段御時宜相伺候、宜ク
御沙汰相願候、謹言、

辰六月　應昭
隆芳

神祇官
御役中

七月三日東大寺新禪院を招き、復飾の爲め、佛具向を殿内に置き難ければ、主上の位牌を始め、御代々の位牌殘らず、佛體佛具に至るまで、預けられ、玄米二石を給して、法要等を爲さしむることゝなれり、（此時預けし佛像の中に、誕生佛一軀ありしといふ、）
（元年七月廿九日、奈良縣を奈良府と改む、）


日光御山之絵図



延宝七年
寺社御奉行板倉石見守
松平山城守様御尋ニ付書上候写

（九月十一日、明治元年と改元の報到る、）

兩院稱號保存の義、六月十九日に出願したるに、改號無之、不都合に付、兩家に於て由緒寺號を考へ、伺ふ可しとの事により、九月十九日、大乘院は松園、一乘院は水谷川と改めんと神祇官に請ふ、

大乘院改

松園尙嘉

大乘院第七代法務大僧正實尊ハ松殿攝政基房公息也、後號松殿僧正、因而以松ノ字爲松園也、

一乘院改

水谷川忠起

水谷川之流分而入一乘院境內有由緒、因而以同字異訓爲水谷川也、

右之通改號仕度、此段相伺候、以上、

一乘院大夫

大乘院大夫

神祇官

御中

此頃妙音院復僧の上、興福寺の寺號を再興す可く、奈良府へ運動せる由、風說ありければ、十二月六日、院家に本人を召喚して、申渡すところあり、代人として金勝院出頭せしを以て、兩院の內意を經ずして、妄動するは不謹愼の至なる旨嚴重に戒飭せり、

右者妙音院義復僧之上、興福寺之寺號を再建致度義、此程奈良府表に出願候哉ニ御聞込有之候、彌以其通之義ニ候ハヾ、不愼之至、重體事ノ是非ハ兎も角、先新神司一體に遂示談、尤御兩家に伺濟之上、奈良府に出願可有之筈、然ニ一應之伺も無之、被出候段、甚た以不愼至極、右心得方早々可申上旨申達候處、委細奉畏候、尙引取本人に爲申聞、御返答可申上との事にて引取、（御用向日記）

翌日妙音院方より、寺務を差置き、奈良府へ出願之儀不愼に付、取下方を命ぜられしが、明日迄返答猶豫ありたしと申出づ、

八日に至り、金勝院出頭、直願の事を謝し、寺務へ出願のことは如何とも致し難し、併し必ず願下げよとの事ならば、興福寺も妙音院も、共に立つ樣御計らひ被下べし、然る時は早々願書取下ぐ可しと申す、十一日に至り、院家より必ず願書を取下げ、寺務へ詫び、篤と勘考すべしと嚴命せり、（此件は、其後の記事なく、顚末を明にし難し、）

若宮祭に就き、興福寺關係者にして、從來の通諸役勤仕したしとの運動を爲すもの多し、

神祇局より左の如く、新神司以下に下行米配分あり、例年の半減なり、

一六石ッ、　大乘院
　　　　　　一乘院
一五石四斗　院家
一三石七斗ッ、　院家已下
　　　　　　參役一同

此くの如く、內には復僧を企てゝ、伽藍の管理を競望するものあり、外には又從來の因緣を以て、伽藍諸院の管理を望むものあり、十二月十一日には、東大寺兩堂惣代龍華院より興福寺々務に就て、從來の由緒を以て、東金堂等の伽藍を兼帶したしとて、左の如く出願し來れり、

乍恐歎願口上書

一方今、就王政御一新、神佛混淆嚴禁之御趣意、元興福寺御寺務、當御殿御始、滿山御復飾被爲在、春日社へ御附屬被爲在候由、奉恐入候、就てハ、御授戒會モ自然廢止

之姿成行、歎ケ敷奉存候、抑當寺傳戒之儀者、三囘相承、就中於我朝者、鑑眞大和尙
羯磨之軌範ヲ傳ショリ、凡百五拾有餘代、戒師連綿勤仕相續仕候、戒和尙ハ興福
寺東大寺兩山堂中限リ、他寺勤職之義ヲ不許、兩山互ニ戒臈ヲ以和尙勤務先途
仕候、御復飾被爲在候由、於當兩堂、聞ニ不忍、前條臈契之由緒及廢絕候てハ、悲歎
泣血無限候、伏而御憐察只管奉歎願度條左ニ、
一元興福寺學侶當中ヨリ支配有來候諸堂伽藍之向、方今招提寺西大寺へ由緒ヲ
以、香花供養等御預ニ相成有之由、於當堂中茂、前條深由緒有之候ニ付、御等分之
御取計ヲ以、元興福寺堂中より支配在來候東金堂始諸伽藍之向、當寺堂中より
兼帶仕、平常香花供養支配等之儀、數百年以來屹然トシテ方今迄結來候臈契之
大綱不及廢絕樣、被爲加出格御憐愍、何事も被爲仰付候得ハ、千萬難有仕合之至、
勿論從來之規模相立候間、御聞濟被爲成下候樣、伏而奉懇願候、誠恐誠惶謹言、

明━━十二月　日　東大寺兩堂中㊞

元興福寺
御寺務御殿
諸大夫中

右願書は不取敢預置かれ、寺内唐院、新坊を引上げ（事情明かならず、）中院の一部を貸與し、元唐院新坊の兩人に諸伽藍の鍵を預けられたり、（請書には十月とあれども、記事は十二月十九日の條にあり、）

奉差上御請書

一此度王政御一新に付、元興福寺之儀ハ、春日社ニ關係有之候事故、一寺一同復飾之儀、太政官ニ於て被仰出、右御請ニ相成、御一同御復飾ニ相成候ニ付而者、是迄之通、唐院新坊住居罷在候而者御差支ニ相成候間、今般退住可致旨被仰渡、奉畏候、就てハ前顯私共より願之主意も有之上、無餘儀御次第にて、則私共當分諸堂御預ケニ相成、大切ニ御預リ奉申上候、尤兩院住所拜借相願候所、中院屋講問所并壹間相除キ、日々勤役所本堂并臺所等諸堂御預中、御貸渡シニ相成、慥ニ拜借仕候、自然御入用之節ハ何時ニ而も、奉返上候、其節相應之仕處御仕向被下候趣奉承知候、仍而御請書如此御座候以上、

明―――

十月　　唐院
　　　　　寛皓㊞
　　　　新坊

元――　本常㊞

御――

覺

一東金堂鍵　二ツ

一三重塔鍵　一ツ

一大御堂鍵　三ツ

一龍花院鍵　二ツ

右之通慥ニ奉預リ候以上、

唐院　定皓㊞

明――

十月

新坊　本常㊞

元――

一――――

御――――

斯くの如くにして、明治元年も暮れたり、

明くれば、明治二年、院家よりは配下に向ひて、興福寺伽藍の處分に就いて、意見を徵せしかば、意見書を提出せしもの少からず、正月十八日、元堂司妙音院より、提出せし意見書は左の如し、

口上覺

一興福寺伽藍諸堂所置向意存御尋ニ付、左申上候、

一御一新ニ付、寺社隔(マヽ)別之御趣意候得共、破佛之御沙汰ニ而者無御座候ハヽ、復飾相願候段全心得違ニ御座候間、何卒復僧願之通御聞濟相成候樣、御採用被成下度偏奉願候、左樣相成候ハヽ、第一歷朝聖主之叡願并藤氏累代御先靈之御願ニ相違(應カ)シ、第二神明佛陀之冥感ニ相叶候歟、第三滿寺各院先亡諸德ニ至迄、歡喜踊躍可仕候、第四凡一千百五十餘年相續仕來候皇國無比之法相大乘教も、滅亡不仕候、第五靈佛等自廢仕候僧侶一統之滅罪ヲモ祈念仕度、愚願ヲ御賢察被成下、奈良府より御諭之趣意ヲも相立候樣、御歎願被成下、速ニ復僧御許容之奉蒙御

沙汰候へバ、伽藍守護仕度存候、就御尋愚存言上仕候以上、

巳正月十八日　　　　　　　　元 妙音院㊞

飛──

橋──

御役人中

卽ち王政維新は、廢佛を斷行するの趣意に非ざること明かとなりたるに、早まりて還俗したるは誤りに付、復僧して、伽藍を再興すること、本願の御趣意にも協ひ、一山僧侶の懺悔滅罪の爲にもならんかといふにあり、然るに、前述の如く、妙音院は此の趣意を以て、奈良府へ運動を試み、兩院家の機嫌を損ぜしことなれば、其間に何等か私利私慾の念ありしか、他に記錄の徵す可きものなく、其の精神の存するところ昭かならざるは遺憾なり、

正月廿二日に至り、元兩堂より左の意見書を差出せり、

口上書

一興福寺伽藍諸堂向處置存寄御尋ニ付、左ニ申上候、

右興福寺者、千有餘年聖帝無御中絕、勅願寺之儀ニ付、御一新之折柄等(トカ)ハ乍申、廢

寺ト相成候而者、歎ヶ敷次第ニ御座候間、伽藍廢絶不仕候樣、且ハ他山亦(マヽ)ハ他宗ニ而支配不相成候樣、其執計相成候樣仕度奉存候、以上、

正月　日　　元兩堂衆

其の他にもありしなるべけれど、記錄には見當らず、兩堂衆の意見は、千載の勅願寺なれば、此際伽藍存續、舊興福寺の徒にて支配し、他宗他山の支配を防ぐ可しといふにありて、尤も自然なる感情の發露なる可し、

然るに、兩院家は伽藍の處分に就ては何等の成算を有せざるものゝ如く、奈良府に向ひ、速に野心家の活動を防止せられんことを陳情せり、卽ち二月十八日、奈良府よりの使官に對し、左の口上書を提出せり、

口上書

一興福寺之儀者、自往古春日明神關係之儀多端ニ候處、神佛混淆難相成ニ付、四月一日復飾蒙御許容、春日新神司之惣號下賜、難有奉謹承候、依之、堂塔之處置方追々可奉伺覺悟ニ罷在候所、此程他山ゟ興福寺再興之義奉懇願候趣、尙其外ニ茂再興ヲ相謀、陽ニ悲歎ヲ申唱、內實非望之義ヲ相企候者モ有之候哉ニ相聞、當惑之次第ニ御座候、萬一他山且非望ヲ相企候者共之出願相叶、堂塔共儘附屬及宗

法等復起仕候而者、第一興福寺一體復飾蒙御許容候趣意難相立、加之種々混亂ヲ生、何共難澁至極ニ御座候、依之當國西大寺招提寺之義者、於興福寺深由緒モ有之、則復飾後不取敢右兩寺江當分堂塔護持之義托置候得共、今般改而委任可仕哉、併又先般破佛之御趣意ニ無之旨、

御布令モ被爲在候御儀ニ付、一體復飾之主意ニ差障不申樣、篤ト取締、元末寺法相兼學僧侶之内、人體相撰、堂塔護持宗意相承爲仕可申哉、乍恐右之兩條御時宜奉伺候、宜御沙汰奉願候、以上、

春日新神司
惣代　寶掌院
一乘院使
八籠雅樂
大乘院使
井頎兵庫

巳二月

奈良府
御役所

元兩院家(即ち春日新神司)の考にては、他山又は他の出願者に伽藍護持を許可することなからんことを切望し、由緒深き西大招提二寺に非公式に保護委托せるを改めて、公式に委托するか、又は元末寺にして法相宗兼學の人體を選びて委托す可きか、指令を仰ぎたしといふにあり、こは兩院家以下一統復飾既に了り、今更復僧も成り難く、さればとて、他山他寺に托する能はずとの事情に依るものなるべく、態度頗る徹底を缺くと謂はざる可からず、正月十八日附元唐院新坊より差出せし口上書も、亦這裏の消息を窺ふに足るを以て、左に附記す可し、

奉願上口上覺

一今般御一新ニ付、兩院共歎願次第モ有之候ニ付、諸堂日供勤行守護之義、蒙仰無怠懈日供勤行仕居、御忌日等ニ者、諸堂江入堂勤行修法等モ勝手ニ可致旨御沙汰ニ付、勤行修法等ニ廻勤仕居候處、金堂食堂邊ニ番之者一切無之候故、不得止事、戶外ゟ拜禮仕居候得共、當月者月柄之義ニ付、抽丹誠入堂勤行修法等モ仕度候故、廻勤南圓堂當番仕丁江入堂之儀申聞候處、入堂不被成旨、當番仕丁野瀨釆女等申者相答候故、先般御達之御沙汰之趣、同人江申聞候得共、頓着不仕、入堂之儀相斷、不得止事、中院屋江引取罷在候次第ニ御座候、右樣之次第ニ而者、舊冬御達之御趣ニモ

相振レ、勤行修法等之差支ニ茂相成候間、南圓堂金堂食堂其外御下ヶ殘ニ相成候鍵御下ヶ渡被成下度奉願上候、左候ハヽ勤行修法等之差支ニモ相成不申、諸堂塔守護大切ニ、兩院ゟ猶モ詰番者差出シ候樣仕度、此段奉願上候、以上、

明――正――十八日

唐院　寛皓㊞

新坊　本常㊞

元御寺――

一――

御――

唐院と新坊とは、西大、招提二寺の僧が、輪番を以て詰むるところの興福寺中の二院なり、

序を以て此に述ぶ可きは、舊儀式の退轉に對する舊關係者の煩悶焦慮之れなり、元年の冬、春日祭に關して、舊關係者が元の如く盛儀に與らんとして、種々の運動を試みしことは、興福寺の記錄に數多の徵證を殘すところなるが、とにかく、下行米は半減するも、形式だけの祭典は擧行せられたり、然るに、此に興福寺大衆にとりて、春の一大行事たる薪能は、佛事撤廢の折柄到底行はる可くもあらず、之に關して舊關係

者の煩悶は多大なるものありしなり、正月十八日、衆徒總代箸尾彈正、勝南井上總より(金春大夫より願書出でしに由り)奈良府へ左の二通の願書を提出せり、

口上書

一薪御能之儀ハ、天下泰平御祈禱御能ニテ、自往昔例年二月六日ヨリ十四日迄之中七日之間、春日四座之猿樂藝能勤仕、元和年中ヨリ三座交勤仕、御能御執行被爲在來候、今般御一新之折柄ニ付、昨辰年春日若宮御祭禮猿樂興行之儀ニ付、御達之旨奉敬承候而、此度薪御能御執行之儀奉願上候儀奉恐入候得共、天下泰平御祈禱御能之儀ニ付、是迄之通御執行被爲在度、只管奉願上候、將又別紙口上書金春大夫ゟ指出候間、奉入高覽候、自然猿樂共御規則即今御沙汰不被爲在候御事ニ御座候ハヾ、乍恐金春大夫願意通、何卒御許容成戴度、依而奉願上候、

明——

衆徒惣代

正——

勝南井上總㊞

箸尾彈正㊞

奈良府

御役所

口上書

一毎年二月薪御能之儀者、天下泰平五穀成就御祈禱之御能ト爲在、往古ヨリ三座打揃、相勤來候儀ニ御座候間、何卒不相替相勤申度、一座懇願罷在候、尤是迄通三座打揃相勤候儀難相叶儀ニ御座候ハヾ、私一座之者共ニ而、埜(マヽ)三日之御能ニテ茂、奉納仕度懇願之至ニ御座候、何卒願之通御執行相成候樣、御執成(被脱カ)下候ハヽ、難有仕合奉存候、以上、

巳正月　　金春大夫㊞

衆徒御中

此の願は協はざりしものゝ如く、千年の大法會も此に全く廢絶の姿と爲りて現時に及べり、

四月廿七日に至り、元一乘院の稱號を保存せんことに付、再び左の歎願書を差出せり、

謹奉歎願口上覺

去年四月、社寺各別之御沙汰ニ付、興福寺一同復飾、一乘院應昭儀同樣復飾伺之通水谷川ト改號被聞食屆、深被提入候、然ニ家來ノ身分ヲ不顧、奉悲願候段恐多候得

共、抑一乘院門跡之義者、被爲知食候通、小一條左大臣忠平公孫定昭大僧都開基、第六代ニ至、京極攝政太政大臣師實公息覺信大僧正住職已來、攝錄公子住職、其後後醍醐天皇々子玄圓法親王住職、其后後陽成天皇々子尊覺法親王住職、已來代々法親王住職連綿、自往古大乘院一乘院相交リ興福寺別當ニ被補任、又興福寺而已之別當ニ無之、或東寺、或金剛峰寺、或大安寺、或法花寺諸寺之別當、且洛東清水寺々務被職任、開祖已來四十二代、年歷殆千年、尤中古法親王連綿住職宮門跡之室ニ候處、嘉永五年三月、座主闕體ニ付、以勅令、一乘院尊應親王青蓮院門室江移轉、一乘院之儀、當時相續相應之宮無之、雖然空室ニ難被成置旨ヲ以、近衛前左大臣忠熈公息應昭住職被仰出候事ニ御座候、如斯累世累代法相宗義相承之門跡ニ而、興福寺及諸寺之別當、且寺務等ニ被補任、就中累代皇子住職連綿、於歷朝被蒙御寵遇、門室之規模不容易候處、復飾改號被致候ニ付而者、一乘院門跡之稱號消滅可仕哉之形勢、家來之身分、且昏悲歎泣血無際次第ニ御座候、王政御復古、普天之黎庶御寬仁ニ沐熄(烺カ)仕候御時節ニ付、不顧恐多奉哀訴候、尤京地復飾之方々ニ於テモ、門跡者其儘被爲立置候趣拜承仕候間、何卒御慈愍ヲ以、累代相續仕來候一乘院門跡、此儘被爲立置成戴候樣、縋テ奉歎願候、御採納成戴候ハヽ、生々世々如何計歟難有仕合奉存候、誠

恐誠惶謹言、

巳四月

元一乘院門跡家來惣代

八簾　雅樂

喜多野越前

湯淺勘解由

奈良府

御役所

斯くの如く、兩院家は一方に春日社の新神司と爲りて、復飾すと雖も、興福寺の舊伽藍の處置に就ては他に委するを欲せず、さりとて自ら之れに當る考へもなく、又舊門跡の院號の保存を歎願するなど、逡巡決するところなかりければ、元兩堂中よりは、更に六月廿二日附を以て、伽藍處置に關する願書を再び提出せり、其の趣意は前回の分と大差なきが、先般滿山復飾に付伽藍香花供養支配等を兩堂へ仰付けらる樣、舊冬以來歎願に及ぶと雖も、常に暫く待つ可しとの仰なりき、其後再三參殿して願ふと雖も、今以て許可なし、然るに由緒ある兩堂廢地の姿と爲り、嗟嘆限りなし、希くば速に願意聽許ありたしといふにあり、

(二年七月十七日、三府の外はすべて縣となす、)八月二日に至り、奈良縣知事より兩院家に對し、卽刻出頭す可しとの命を傳へ、兩院使者出頭の上にて、廣書院に於いて、左の達書を下せり、

廢佛廢寺之論有之、人心不穩便之秋ニ當リ、殊ニ七大寺之一ヶ寺被廢候儀ハ不可然、是迄之住僧復飾ヲ被仰付候得共、元來社僧ニ付、別ニ興福寺預リ居候僧侶有之哉ニ相聞候間、先其儘被差置、屹度御規則相立候後、御所置可然存候、

卽ち廢佛廢寺の流說にて、人心不安の折柄、七大寺の一たる興福寺を廢止すべきに非ず、さればとて、滿寺復飾して社司となりたる上は、別に住僧ある由なるを以て、追て定むる迄、伽藍は現狀の儘差置く可しとの意なるが、更に左の口演を以て、其趣意を詳にせり、之に依れば、「新神司においては興福寺之儀構ニ不及」と突放されたり、

口演

御規則相立候上、御所置邊之義、當縣ゟ伺可取計旨、新神司においては、興福寺之儀構ニ不及旨被申聞、

尙又此中元堂中妙音院幷大乘院殿御內多田主水ゟも、種々歎願候ニ付、其旨相達候間、此段も被申聞置候由也、

斯る紛雜の間に、什寶什器の紛失頻出したるもの丶如く、又保存或は隱匿の目的を以て、兩院家以下諸院公有の經卷、佛器、什寶、書籍等を關係者の自宅に運びしものも多々ありしなる可く、聖敎、書籍は運ばれて、宇治の焙爐の張料と爲り、金泥銀泥の經卷は燒かれて、金銀を採るなどの狼藉の行はれしは、か丶る時なりしなる可く、千載の古經も、名器も塵土に委したりしなり、八月十四日、興福寺預西大寺招提寺より奈良縣へ差出したる龍華樹院梵鐘紛失の一件の如きは、其大なる事件の一たる可し、

御屆中上口上書

元興福寺僧侶
唐院
新坊

元興福寺諸堂之內、龍華樹院地藏堂境內四方土塀表門平口戶〆リ有之候、同境內ニ御座候鐘樓堂梵鐘一口

高サ貳尺七寸三分

一梵鐘　徑貳尺一寸

厚貳寸三分

銘曰

龍華院地藏堂幷鐘々(マヽ)樓

頃年及破壞之處、于時御寺務一乘院眞敬御門跡江申達、地藏堂幷鐘樓等、以唐院公物米修造畢、鐘之儀者當方面々勵自力鍛冶玄理令鑄者也、

寛文十一年辛亥六月　日　　龍華院衆等

右昨十三日、隣元勸修坊ゟ、龍華院表門扉開有之、梵鐘相見江不申旨、爲知參リ候ニ付、早速及見候處、梵鐘無之、全盜賊之仕業ト奉存候間、心當り之所、及探索候得共、一切見聞候者無之候間、此段御屆奉申上候、御調之儀伏而奉願上候、以上、

元興福寺僧侶

伽藍預リ

明治二巳年八月十四日　　唐院

新坊

奈良御縣

此鐘現存せざれば、此時紛失したる儘なる可し、其時の記錄には、

右之通奈良縣表江屆出候處、承リ置ニ相成候旨言上也、

とあれば、縣當局の態度も亦甚だ冷淡なりしを察す可し、

然れとも、奈良縣に於いても、其後、寶物の散亂を戒め、僧侶の風儀を警告し、寺有林の濫伐を取締りたることなきに非ず、こは其の弊の餘に甚しかりしかば、冷淡なる官府も看過し能はざりし爲めなる可し、卽ち、九月十四日には、

興福寺之儀、散亂不致樣、從東京御沙汰茂有之候處、寶藏ヲ米藏ニ致候樣相聞ヘ候、決而重臣共心得ニテ、右樣天朝御沙汰無之義ヲ、御取計致間敷、仍而請書可差出樣、

との沙汰あり、霜月十四日には、又左の達あり、

大政御復古ニ付而者、士農工商ハ勿論、僧侶ニ至迄、朝旨ヲ遵奉シ、各自己之職業盡力致し、一ツモ偸安怠惰之遊民有之間敷候、近世僧侶釋氏之素懷ニ戻リ、勤學修行之事ヲ廢シ、寺祿ヲ素餐シ、檀越之布施ヲ貪、常ニ曠宅ニ居、美服ヲ着シ、頗究奢靡淸僧ニ有間敷肉食女犯剃博奕等ニ加リ、唯規(マヽ)ニ背而已ナラズ、國禁ヲ犯シ候僧徒不少、如何之事ニ有之候哉、右之輩一々召捕可致督責之處、御寛大之御政度、既往之深(マヽ)不被爲咎候得共、御一新以降、右樣不所業之僧侶於有之ハ、忽召捕、夫々可處罪科候間、向後斷然悔悟之上、職業勉勵、御國典ハ固ヨリ、宗律等堅相守度、心得違無之樣可致事、



十一月十三日　　奈良縣

頗る峻嚴なる布達といふ可し、十二月九日には、山林の濫伐、佛具の保存を達せり、

社寺境内ニ有之山林妄ニ伐木致間敷旨、先頃布告モ有之候處、心得違之族モ有之相改スシテ伐木候哉ニ聞江モ有之、不相濟事ニ候、向後當縣ヘ願出、差圖ヲ請可取計事、

諸寺院復飾之上、佛器佛具等、勝手ニ賣拂候風聞モ間々有之、爾來當縣江願出、其上取計可申事、

本寺本山既にあれども無きが如く、法音聞えず、香烟絶え、强慾無慚の輩は、重寶什器を偸みて、私腹を肥すに汲々たる有樣にて、中に之れを監督すべき官吏にして、權威を恣にして、名畫名器を私するもの少からず、某々知事の如き其の尤も甚しかりしものと稱せらる、されば、微弱なる末寺に至りては、土地の豪族、又は元の住僧あらゆる私慾を逞うして、見る影もなく荒廢したるもの多々あり、大和地方にて尤も烈しかりしは、三輪の別當寺たる大三輪寺の如き、石上神宮の別當寺たりし内山永久寺の如き、礎石をも尋ぬべからざるに至る、今興福寺の末寺にして、代々の門跡廟地たりし添上郡菅原喜光寺の暴狀を、住民の陳情書に依りて例證す可し、

右に關する口上書は西大寺極樂院幷喜光寺領百姓より、霜月十七日に差出されたり、

謹奉歎願口上書

一從來菅原村ニ有之候喜光寺儀、正敷佛地法脈之身ヲ不相顧、先般復飾被致、已ニ一寺之磨滅、不任悲痛、因之當十月廿日、當地御縣へ別紙之旨ヲ以歎願仕置候仕合ニ御座候、恭惟、右喜光寺儀ハ、被爲於當御殿、深重之御因緣、已ニ御先代御門跡樣御尊骸之御尊廟も見ニ有之候處、今般之仕合ニ付、奉仕之僧徒モ無之、寔以不禁恐懼之至、何卒先般御縣へ歎願仕置候趣、御聞屆下シ賜リ、喜光寺與隆精々御執成之程、只管奉仰願候、格別之御因緣ヲ以、右御採用被成下候ハヽ、當山僧侶之欣躍、猶被爲於御殿か(マヽ)而モ、聊御隨喜之程乍恐奉敬察候、誠惶頓首々々

眞言律宗惣本山
西大寺役者
極樂院

明治二巳年十一月

一乘院殿
御役人中

當縣へ差上候口上寫

謹奉歎願口上書

一當山元末寺同郡菅原村之喜光寺儀、先般正敷佛地法脈ノ身ヲ以、復飾被致候處、一寺之廢滅、本山之職トメ、不任悲痛之至、不顧尊威、喜光寺佛地ニ無相違旨之確據由緣ヲ、左ニ奉申懇(マヽ)候、抑喜光寺之艸創タルヤ、人皇四十四代(中略)星霜移テ、菅原庄領主菅原有德丸ヨリ、有故、コレヲ以興福寺一乘院殿へ被進、延治元年十月四日、其御門主淸淨光院殿、當山中興五朝國師興正菩薩ヲ御歸依アリ、喜光寺并菅原庄一圓ニ御寄附、然リシヨリ、當山ゟ住職爲致、文龜年中、兵火之爲、二帝御建立之伽藍烏有ニ屬ス、存スル者ハ、今ノ金堂丈六之彌陀尊也、元祿年中、一乘院殿之末ニ相成候得共、先般御門主復飾ニ相成、依之其末之緣ハ相離レ候、先以如此靈場、當住僧昨年復飾被致、其鎭守菅原社之神職ト相成、其金堂ヲ本地堂ト稱ヒ、本尊彌陀ヲ本地佛ト申居候由、菅神之本地ハ、十一面觀音也、甚以誣妄之至ニ御座候、此天神社ハ、喜光寺之鎭守タル之證ハ、舊幕府ゟ之朱印表ニ、喜光寺爲興隆三拾石永寄附ト、又曰鎭守天神廻山林竹木被止(マヽ)不可有相違ト有之候、且其院宇、後ニハ一乘院殿代ニ及ヒ、住僧ヲ葬リシ石碑等、現ニ有之候、當人神職ノ身トシ

テ、如此正敷佛地ニ居住シ、其鎭守ヘ奉仕致ス、是則紛レナキ混淆、御一新毎ニ御嚴禁之神佛混淆決而破佛ニ不被爲在之御趣意ニ、重々恐入候事ト奉存候、剰當人從來之佛具佛器者、已ニ賣盡シ、本尊彌陀迄モ近々ニ取拂ニ及由、的ニ承リ候、實以一千年來之一寺滅却、本山トシテ惆悵仕候、何卒格外之思召ヲ以、前段御明裁被成戴、菅原社ハ勿論、喜光寺ト神職ト混淆不相成、双方トモ分明ニ被爲立置候ハヽ、本願皇帝之叡慮ニモ、□(マヽ)祖にへて面日(マヽ)於奉蒙御許容而者、寔以無量之御仁恩、喜光寺法脈相續仕候而、永ク難有仕合ニ奉存候、以上、

眞言律宗惣本山
西大寺役者
極樂院

明治二巳年
十月

奈良縣
御役所

飜つて全國に亘る神佛分離の趨勢を觀るに、先に述べたるが如く、本地佛、佛具等の

撤廢を始めとし、權現號、菩薩號の廢止と爲り、狂暴の徒勢ひを得て、或は佛體、神體を焚き、經卷、佛具を破壞するの擧に出て、人心騷然たる狀態なりき、
奈良に於いても、元年五月には、石淸水八幡宮の菩薩號廢止幷に魚味供進の達せらるゝあり、東大寺八幡宮本地佛移座の事あり、物情恟々たり、

石淸水八幡大神

右大菩薩號被止候ニ付、魚味奉供候旨、被仰出候事、

五月

同二年二月に至り、政府は神官僧侶の心得方に付、左の布告を發せり、

皇政御一新之折柄、神社寺院之舊傳古記等之由緒申上候內ニ者、右等ニ事寄セ、自己之私慾を計り、非分之義申出る輩も有之候、元來神職者、朝廷敬神之御趣意を奉體、無怠慢、正心修身之義を、祭祀之禮、社頭之掃除向ニ至まて、心を盡すへく、於僧侶者、諸佛之通敎、自淨其意旨を相守り、神明佛陀之義理を辨し、各其職分を相勵み可申筈ニ候處、間々心得違之向茂有之、朝廷之御趣意ニ相悖リ、不謂事ニ候、向後不正之筋有之候得者、取調之上、屹度可申付品茂有之候間、兼而其旨相心得、國家之裨益ニ相成候樣、心掛ケ可爲肝要候事、

巳二月

三月七日に至り、諸國祈願所と唱へ、菊花御紋章濫用を禁止するの令を出せり、

從來宮堂上ヨリ、諸國寺院江祈願所等唱へ、妄ニ菊御紋付之品々致寄附候義、無謂次第ニ付、堅ク禁止被仰出候、尤新ニ祈願所ニ致候儀モ、一切不相成、此旨可相心得樣、御沙汰之事、

但、無據舊來之由緒ヲ以テ、御紋付之品、其儘致寄附、且新祈願所ニ致置度分ハ、其筋江伺出、可受御指圖事、

二月　　行政官

興福寺に在りては、一同復飾春日新神司となりしにつき、政府よりの待遇幷に內部に秩序立換の事あり、卽ち二年三月六日には、元門跡等堂上格仰付られ、元住侶にして藤氏以外堂上出の輩に對し、一代限堂上に列せられ、元住侶地下の輩は新社司仰付られたり、

元門跡
元院家
元住侶

藤氏堂上出之輩

以後堂上格被仰付候事、

但、位階五位立之事、

三月六日　神祇官

元住侶

他姓堂上出之輩

被召歸一代限堂上列被仰付候事、

但、位階五位立之事、

三月六日　神祇官

元住侶

地下之輩

改姓新社司被仰付候事、

但、位階五位立之事、

三月六日　　　　　　　　　　　　　神祇官

又、昨年復飾以後、改號のこと屢出願すれども、家内の內差支の義も有之に依り、此年三月改めて伺書差出すべき旨沙汰ありしかば、更に左の改號願を差出せり、

修南院　改　南　光度
喜多院　改　鹿園空晃
松林院　改　松林爲成
東北院　改　北大路季敏
成身院　改　芝小路豐訓
延壽院　改　藤大路納親
慈尊院　改　太秦供親
養賢院　改　粟田口定孝
寶掌院　改　竹園用長
玉林院　改　穗穙俊弘

中藏院 改 北河原公憲
惣殊院 改 長尾顯愼
五大院 改 中川興長
賢聖院 改 今園國暎
清淨院 改 藤枝雅之
惠海院 改 鷺原量長
慈門院 改 相樂富道
龍雲院 改 芝亭實忠
勸修坊 改 河邊隆次
妙德院 改 杉溪言長

右之通改號仕度此段相伺候、以上、

忠起
尙嘉

神祇官
御中

此の件は十一月十四日に至り、聞屆の旨神祇官より沙汰ありたり、

改號之義伺之通聞屆候事、

右之通御座候、以上、

明治二年三月

從五位松園隆温㊞
從五位水谷川忠起㊞
從五位芝小路豐訓㊞
從五位藤大路納親
右留主引受
從五位竹園用長㊞
從五位粟田口定孝
右留主引受
從五位北河原公憲㊞
從五位竹園用長㊞
從五位穗穙俊弘㊞
從五位北河原公憲㊞
從五位中川興長㊞

従五位今園國映
右留主引受
従五位穂穙俊弘㊞
従五位藤枝雅之㊞
北大路實愼㊞
鷺原量長㊞
相樂富道
右留主引受
従五位竹園用長㊞
芝亭實忠㊞
河邊隆次㊞
杉溪言長㊞
太秦供康㊞
南岩丸
右留主引受
従五位竹園用長㊞

鹿園亥五良
右留主引受
從五位北河原　公憲㊞
松林爲秀
右留主引受
北大路　實愼㊞

六月廿四日には、興福寺東室に於て、國學開講のことあり、未之刻より一同聽聞に出づ、古川美濃守古訓古事記を講ず、
八月三日、神祇官より左の達來れり、
今般官位御改正ニ付、從來之百官幷受領被廢候事、
但、位階四位ヨリ初位ニ至ル迄、上下之稱被廢候事、
一是迄拜叙之位階者、爲其儘、尤無官之輩者、華族ヨリ諸官人末々ニ至ル迄、位階ヲ以可稱事、
但、正使を以可稱事、
一華族之面々、叙爵年限加級申置之儀者、追而御沙汰可有之事、
一神職之輩、職號、是迄之通、無職之輩者、位階ヲ以可稱事、

一僧侶是迄之通可相心得事

七月　　太政官

八月廿二日、松園、水谷川以下、新神司堂上格より、下役末に至るまで、心得として新規則を發表せり、

今般御政體ニ基、舊習一洗、一社一和、永世之新規則見込言上可仕分、蒙御沙汰奉敬承候、依之、見込方左ニ言上候、

一神勤向新古交勤之事、

但、

一臨時御祈直會殿　　恒例祈禱所

群參勤務　　華族格舊社司新社司

三綱堂中

祭主　　春日長官

一神供之儀、自往古之通獻備、

但、

奉撤御給仕、華族格始、新古之諸派、末役ニ至迄、交勤配役之事、

一年中社頭出仕或は宿番幷末役等諸派交勤配役事、
一御廊幷六ヶ之屋祈禱、如舊來、尤新古諸派合一交勤之事、
但、諸屋納所料廢止之上、全ク入費租税藏ヨリ可相賄事、
一大宮祭典新古合一勤仕之事、
但、華族格、新古之諸派末役ニ至迄、交勤配役、幷御下行米拜領、合一朝廷江願立可申事、
一若宮祭典勤仕向前同斷之事、
一祭典式當社流ニ可限事、
一薪能之事、
但、濫觴取調之上、廢止否之義可相伺事、
一社議評定所取建之事、
但、
東室ヲ東塔跡江引移シ、
勅使館ニモ可用事、
一當分假ニ中院屋ヲ可相用事、

一祖税藏、追而社議所邊江取建可申、當分中院屋ニテ取扱、米穀納所三ツ宛ヲ用ユ、

一元別當幷五師始、末役ニ至迄、悉廢止、更ニ一社ヨリ人撰配役職掌之事、

春日長官一人　華族格之內任之

同　權長官一人　同上

同　惣官四人　舊社司是迄三惣官
新社司上首壹人
不拘人撰次第昇進

史官八人　華族格舊社司
新社司堂中
三綱
衆徒中人撰不拘

一社守衞職　隨役　仕丁

(朱書)衆徒中ニ於テハ、素々武衞之任職ニ付、古風一流之任職有之度分、諸派之內、
今般建白茂有之、旁々如斯之見込ニ候得共、必右ニ決シ候義ニ無之、若史官

之内召人撰ニ加リ、且祭典節々合一交勤有之度トノ儀之、(候ハヾカ)其趣ニ見込ヲ換可申事、然ル上者衆徒中申立云々、

若宮御祭典從前通勤仕ニ難相成候、(以上朱書)

史生　二人　神人承仕　專當

筆生　二人　同上

營繕方　二人　同上

出納方　八人　同上

燈籠方　四人　同上

御供所方

神樂所方

神鹿方　二人　仕丁

雜司　主典　掃除方　門番

各相當月俸可定事、

一唐院藏及惣藏三方藏等合一出納之事、

別會伍師始諸役料米

屋納所領
諸供田領
學問料米
修理米
大御堂
六方中田
方內
供目代方
一﨟代方
出世奉行
阿彌陀方　其外
右悉皆租稅、藏江相納、社頭常御修理惣入用、且一社神勤筋惣入費、幷國學館、文武館入費諸役料、其餘臨時入用可相賄事、
一舊社家三惣官始、諸職付之神供、幷家付收務名主取次出納職雜仕等、職掌之儀、如舊來、

但、渡米之儀者、全ク神供入用之分遂糺明、租稅藏ヨリ可相渡、

一雜仕者無祿ニ付、相當之職料可被與下事、

一神人燈明田家付職掌、如舊來、

但、全燈油入用之分、遂糺明、租稅藏ヨリ可相渡、

一舊社家預神供田高千五百五拾石餘、

此內、

五百五拾石餘、　神供入用足シ米トメ租稅納收メ、

差引殘

千石　　　舊社家中家祿分配、

但、惣官始諸職料租稅藏江收納、神供全ク之入用相渡候事故、眞ノ無祿ニ付如

此、

一神人預燈明田高千六百五拾石餘、

此內、

貳百石餘、　　　燈明油入用足シ米トメ租稅藏納メ、

差引殘

千四百五拾石　神人中家祿分配、

但、燈明油壹ヶ入用之分相渡、眞ノ無祿ニ付如此、

一元興福寺方春日御藏唐院、

一舊社家方惣藏、

一神人方三方藏、

右三ヶ所之租税藏自今合一、場所之儀者、前々記候通、社議所邊江新ニ築、

但、

松園、水谷川、鹿園之三家、幷衆徒中之家祿ハ、舊幕府ノ節別判物也、依而別判物ニ而下賜候ハヽ、別收納之事、

（朱書）三ヶ所之租税藏、容易ニ不可改動事ニ候得共、累年來、一派限リ取扱候ニ付而者、各租税ノ便宜ヲ頼ミ、自昔互ニ諍論無絶間、將近來不謂失費相嵩ミ、三ヶ所共大借大疲弊殆ト、

神供ニモ差閊可申哉之爲體、

神慮之程恐入候次第也、今般之見込、元興福寺不名義之分者勿論、職料向及屋納料借用料等之支配ニ至迄、悉廢止、壹之入用渡ニ相改メ、又舊社家方惣

官職料ヲ始、廢止之上者、收務名主取次出納職雜仕等各職掌ヲ以、神供全獻備之外ニ、莫大之餘米家々ニ配當候義、由緒家付ト者乍申、不名義不謂事也、又神人分燈明田之事茂、由緒家付ト成來候義、自素不公、右體不名義大借大疲弊等之事者、從來世上人之所笑也、依之永續之基礎ヲ立候ニ於ハ、舊弊一洗、新古同一親睦

正義之規則ヲ定、是迄無祿同樣之社家神人各家祿配當セシメ、租稅藏ヲ合一ニシテ、諸役人撰一體之疲弊ヲ救ヒ、神供始諸家領永續一和神勤之見込如斯、(以上朱書)

一神供其外諸出納役々立會等之義、追而談判之上可決事、

一新神司諸家領一旦租稅藏ニテ取立候上、家々舊來通之惣成租稅藏ヨリ相渡、

一舊社家領　　神人家領　　同一、

一空院所置方之事、

但、松園、水谷川、鹿園幷衆徒等之家祿者、從前別判物ニ付除之、其他之華族格末役ニ至迄、家祿之厚薄ニヨリ、難取凌向江分限ニ應シ、右空院領之內ヨリ補助可被成下事、

一空院建物分界之事、
一社地佛地分界之事、
別紙繪圖面之通、
一六ヶ屋所置之事
安居屋　長官始史官迄之詰所
新造屋　華族格下役專當
西ノ屋　新社司下役承仕堂司
松ノ屋渡り屋堂舊社家三綱
建増
墨繪屋　衆徒中下役仕丁
一華族格始、新古一同末々迄、方今家名相續之外、向後增減之義可爲嚴禁之事、
一東院藏　惣藏　三方藏
右三ヶ所諸借財至急取調濟方談判之事、
明治三年になりたれど、興福寺伽藍の處置は未だ決定せず、荒廢の儘に打過ぎたり、銅鐵の類にて造りし佛器佛具は、賣却せられて地金と爲り、千體佛などの佛像は、東

ねられて薪と爲り、美術も、宗敎も、全く地に委するの時代と爲りては、神鹿の迫害は愚か、堂塔伽藍も無用の長物と爲りて、撤廢の運命に迫れども、兩門跡以下は復飾して、俄神官と爲りて、舊社司禰宜神人の輩と權威を競ひ、以下の輩に至りては、偏に朝廷の待遇に腐心して、敎法の否運を歎く者さへなき有樣なりき、明治三年は、全く此れ等末輩の叙爵請求の沙汰のみ記錄に殘れり、

二月廿四日、元三綱より叙爵の進願差出すにつき、兩院より添書せり、其の文左の如し、

奉願口上覺

一元三綱叙爵之義、至急蒙宣下候樣、昨巳年九月、隆溫、忠起ヨリ奉懇願置候處、未御沙汰不爲在候、御多繁中、屢相願候儀、恐怖至極ニ候得共、兼々言上候通、當社法未爵ニ而者登階不相協、元來三綱之輩歷然舊新交勤之身分ニ候處、未爵ニ付、無據交勤難相成次第悲歎罷在、依之隆溫、忠起江向、尙又別紙通歎出候、右本人共悲歎ハ中迄モ無之、於一社モ、右體未爵ニ而者、祭典每ニ種々不都合ヲ生、社頭御餝ニモ相關候儀ニ付、先般來屢奉懇願候事ニ御座候、當祭御參向ニ付而者、萬端御照覽之御儀、何卒御明分之上、至急之御沙汰偏ニ奉願候、謹言、

午二月　　忠起

神———　　隆温

次は席順に關し、堂衆より歎願書出づ、

———

奉願上口上覺

一去々年、一寺一同復飾奉願上候初、發願面之交名元門跡ヲ始、院家學侶三綱堂衆、衆徒与被同席順之次第、奉願上候事、私共仲ヶ間ニおゐて、更ニ存知不申、其後復飾御許容之上、從諸仲ヶ間總代、被爲寄御召、右總代之者共へ、御書下之交名拜見仕、初而次第超越仕有之候段承知仕候ニ付、右超越仕候趣、以口上覺書、御改被爲成下度旨奉願上候處、大乘院以下總代の者より、可願出旨、御掛紙奉戴候後、元大乘院元一乘院之兩家に、三綱堂衆次第超越御改之儀奉願上度旨ニ而、双方御調ニ相成候得共、落着不仕、未半ニ御座候間、何卒奉恐入候得共、双方被爲寄御召、席順之次第、明白に御糺問被成下候樣奉願上候、以上、

春日社新神司

元堂衆總代
上田光雅㊞

四月廿一日

神祇官
御役所

右之通奉願上度候ニ付、宜御執奏奉願候、以上、

總代
上田光雅

四月廿一日

御兩家樣
御役人中

次は又敍爵の歎願書出づ、既得の僧官に準じて敍爵あらんことを歎願せり、全文左の如し、

奉願口上覺

一去ル辰年一寺一同復飾被爲在
御許容御座候上、元住侶地下之輩一統、位從五位ニ被爲御出、當社大宮御祭典之
御參役仕罷在候、然ニ於私共茂、從來奉懇願候處、今以不被爲在御沙汰、以後不奉

蒙叙爵、參役不仕候而者、悲歎無限奉存候、尤從前僧官無御座候而、復飾以來、新規ニ奉願上候儀ニ而者無御座、則僧官昇進仕候次第、左ニ言上仕候、

傳燈法師位

傳燈小法師位

傳燈大法師位

右永宣

權律師

法師

一天惣撿挍比丘戒和上法印大和尚位

右勅宣綸旨頂戴仕候、勿論法印大和尚位之儀ハ職原抄ニ相見へ候、准僧正ニ御座候、私共仲ケ間ニ限り、往古より元兩御門跡ヲ始、院家等得度之砌戒師役相勤申候、先格ニ御座候、此段被爲聞召、數度之懇願奉恐入候得共、何卒元住侶地下同等奉蒙叙爵度、願之通疾速被爲仰付度、宜御沙汰之程奉願上候、

春日社新神司

元堂衆惣代

五月　上田光雅㊞

神祇官

御役所

右之通奉願候ニ付、寫奉入御覽候、願面宜御執奏奉願候、以上、

五月八日　上田光雅

松園家樣

水谷川家樣

御用人中

明治四年に至り、起りたる主要なる事件二あり、其の一は舊一乘院門跡を官沒(表面は借用と稱す)せられしことゝ、其の二は全國に亘りて、寺院の待遇廢止、寺社領の上地之れなり、舊一乘院門跡は即ち今の奈良市登大路町奈良裁判所にして、其の門は即ち舊一乘院門跡のものなり、興福寺の諸堂は食堂を始め、門跡、子院は大乘院(今の奈良ホテル之れなり、大乘院の庭園は有名なる名園なりしが、悉く廢し、今僅に殘松と發池あるのみ)を始め、明治五年(次に述ぶ可し)に破壞せられて、今の姿と爲りたるが、此の一乘院の大門のみは、今に昔の姿を留めたり、之れ奈良に於ける廢佛の一大

記念碑なりとも稱す可し、
先づ舊一乘院門跡即ち水谷川邸の官沒より記さんに、四年正月十二日、奈良縣より舊一乘院へ左の達あり、

今般其居宅御用ニ付、御借入相成候間、此段相達候也、

辛未正月

水谷川從五位

奈良縣

水谷川邸にては、早々承諾の旨申出で、家賃のところ幷に明渡の日限は明日決定す可しと返答す、かくて、十三日に至り、左の請書を差出せり、

御請

今般其居宅御用ニ付、御借入相成候間、此段相達候也、

辛未正月

水谷川從五位

右御沙汰之趣奉敬承候、以上、

辛未正月

水谷川從五位

奈良縣
御中

奈良縣にては、精々早く立退かる可しとの挨拶あり、
正月廿一日、邸宅明渡に付、水谷川家助勤家臣より、左の回章を差出せり、
今般當家邸宅奈良縣ゟ御借り上ニ付、自今中筋町御別莊ヲ邸宅ニ被相構、今廿一日御移居ニ相成候、此段爲心得申達候、已上、
辛未
正月廿一日
助勤家來
村――
本――
高――
――
――
――

次に起り來しは、門跡由緒等の寺院の待遇廢止と、寺領の上地之れなり。此二は寺院

の社會上の地位と、經濟上の保證を奪取するものにして、謂はゆる廢佛毀釋の物質的方面の二大迫害なりしなり、從來の廢佛毀釋は謂はゞ精神的にして、純然たる神佛分離ともいふ可く、廢佛の暴擧は之れなきにあらざりしも、興福寺の如きは、形式上伽藍は保存せられ、門跡以下は春日新神司と爲りて、從來と多大の變化はありとするも、實質上には致命的の打撃にはあらざりき、然るに、舊一乘院門跡の官沒を始めとし、同五年に行はれし一山伽藍の大整理、撤廢處分と、寺祿の上地とは、全く最大の打撃を加へしものにして、既に精神的に死滅せし興福寺に對し、更に形體上の死刑を宣告せしものにして、明治五年の伽藍處分を最後として、一千有餘年の大伽藍は、全く名所舊蹟と爲り了れり、

正月十八日、宮內省留守官より左の達あり、

諸門跡比丘尼御所等之家士、三代相恩之者召抱候由緒、幷年日代數給祿等、明詳取調可差出旨、先般御達ニ相成候處、今以致淹滯候向有之候ニ付、來ル廿五日迄ニ、精細取調無遲緩可差出候條、猶又相達候事、

追而正院家之向者、先般達洩ニ相成候處、今度其本寺ゟ相達取集可差出事、

辛未　正月　　　　　　宮內省留守官

大乘院
一乘院
實相院
三寶院
隨心院
蓮華光院
急々同達可有之候、

正月十八日、太政官より左の達あり、

諸國社寺由緒ノ有無ニ不拘、朱印地除地等、從前之通被下置候處、各府藩版籍奉還之末、社寺ノミ土地人民私有ノ姿ニ相成、不相當ノ事ニ付、今度社寺領現在ノ境內ヲ除ノ外、一般上知被仰付、追而相當祿制被相定、更ニ廩米ヲ以可下賜事、
但、當午年收納ハ從前之通被下候事、
一領知ノ外ニ、舊政府幷舊領主等ヨリ、米金寄附ノ外、依舊貫、當午年迄被下候向モ有之候處、來未年ヨリ被止候事、
但、家祿ノ內ヲ以テ、寄附致候儀ハ別段ノ事、

一上知之田畑百姓持地ニ無之社寺ニ而、直作或ハ小作ニ預ヶ有之分、年貢諸役百姓幷於相勤、從前之通、社寺ニテ所持致シ不苦候事、

但、地所ニ關係ノ事務ハ、村役人差圖可致事、

右之通被仰出候條、府藩縣ニ於テ管內ノ社寺ヘ可相達事、

庚午十二月　　　　　　　　　　　　　太政官

此度社寺領一般上知ノ儀、別紙之通被仰出候ニ付、是迄支配致候府藩縣江、土地更ニ管轄被仰付候事、

但、高帳ハ追テ可相渡事、

一祿制御改革ニ付テハ、元有祿之社寺ニテ、是迄召仕候譜代ノ家來共、三代以上、元給祿高、二代以下、勤年數二十ヶ年以上、譜代新規抱等ノ差別ヲナシ、管轄府藩縣ニ於テ、人名取調可差出事、

但、一季抱ノ分ハ不及差出事、

右之通相達候事、

同五月に至り、太政官は又左の如く達せり、

今般御改正ニ付、仁和寺大覺寺等ヲ始メ、御所號、御門跡號、院家、院室等ノ名稱、悉皆

被廢止、地方官管轄ヲ仰付候事、
但、寺祿之儀者、追テ祿制ヲ以可賜事、
靈鑑寺宮圓照寺宮ヲ始メ、隨心院以下在住僧尼ノ向者、御取扱振前同斷之事、
但、上﨟尼現存ノ向モ、御取扱振前同斷ノ事、
一坊官候人等ノ名稱ヲ廢シ、蓄髮ノ上、都テ地方官々屬士族卒ヘ差控ヘ候事、
一諸門跡、比丘尼御所、院家院室ノ家士、三代相恩ノ者、都テ地方官々屬士族卒ヘ被差扣候事、
但、二代以下ハ各舊籍ヘ可爲復候事、
一諸寺院都テ地方官管轄被仰付候事、
一諸家執奏之儀被廢候事、
一御撫物被廢候事、
一祈禱卷數幷諸獻上物總テ被停候事、
一自今僧尼ニ相成候者ハ、地方官廳江願出可受免許事、

辛未五月　太政官

斯くの如き、諸事改廢に從ひて、疑惑を生ずる事も多く、門跡以下下役に至るまで、事

ら一己の安全を圖るを以て第一とし、公有物の如き、不正の處分も少からず、爲に、寺寶の散逸は前年より引續きて益甚しく、不安動搖の狀態愈甚しきを加へ、權門勢家は種々の辭柄を設けて、寺院の重寶を窺ひ、復飾僧は緣故を求めて、貴重品を隱匿するの弊を生じ、愈寺院は荒廢の度を早めたり、

正月宮內省留守官の發したる達は、此の間の消息を語るものなり、

今般宮華族以下御改正被仰出候ニ付、門跡等之向〻、追而御沙汰之次第可有之候、然ルニ或者條理ヲ辨ず、舊弊ヲ改メ、諸道具等ニ至迄、取締ゐ(ママ)たし、御沙汰相待居候向〻有之趣、至當之事ニ候得共、或者疑惑ヲ生ジ、私慾ニ溺レ、猥ニ寶物等ヲ分散シ、卑劣ノ所業ニ及候向〻有之趣相聞候、萬一右樣之義有之候而者、心得違之至ニ候、抑方今名分條理被爲正、萬民安堵候樣之御趣意ニ付、敢而動搖不致、諸事取締不穩ニ致居迄ノミ御沙汰相待可申候事、

辛未正月　　宮內省
　　　　　　留守官

大乘院
一乘院

實相院
三寶院
隨心院
蓮華光院

　　　　急々回達可有之候事、

四月廿四日、近衞殿より御使あり、先年舊一乘院へ預けに相成りたる長持三棹の中、左記の重寶入用に付、返戻ある可しとの事なり、

一金作野太刀　　一振
一加知章孝經　　一卷
一菅丞相眞蹟　　一卷

有名なる加知章の眞蹟は、斯くの如くにして、興福寺の寶庫を出でたり、

明くれば、明治五年、愈大破壞の年は來れり、元年神佛分離以來、現狀を維持し、深き緣故を以て、管理を委任しありし兩大、招提兩寺の手も及ばず、興福寺の大伽藍は、此に全く破壞せらるゝの運命に接しぬ、

五月四日、寺より北小路某(謙一郎か)を使者として、奈良縣へ出頭せしめ、「舊殿建物不

殘取拂度由」を申出でしめたり、越て七日、再び同人を縣へ遣はし、出納掛山中某に面會せしめ、舊殿建物不殘取拂度由口上書を以て申出でしに對し、聞屆相成由を復命しぬ、明治五年の御用向日記には右口上書を載せず「口上書、例之通也」と書けるのみなるは、頗る遺憾なり、斯くの如くにして、一千有餘年の大伽藍の運命も決したる譯なり、

又、舊子院の一たる大喜院は、四百五拾兩を以て官に買上げになれり、五月十九日の事なり、御用向日記に云く、

一元大喜院御買上ケニ相成候ニ付、今日代金相渡ス、尤證書一通有之、

其價四百五拾兩也、

高天廣海へ手渡候事、

此のあたりの記事は、極めて簡略にして、其の眞相の明かならざるは、誠に遺憾の事に屬す、

斯くて伽藍の處置方も決定したるが、奈良縣にても一存にて處分する能はざりしと見え、同年九月、教部省へ向ひ、其の所置方に付伺出でたり、伺書の寫は、日新記聞第十二號(明治五年十月廿日發行)に、

奈良縣下興福寺門、塀、空坊等所置方ノ義、本縣ヨリ教部省江御伺相成候寫、

として、全文を錄せり、左に之を著錄す可し、因に此新聞は、奈良橋本町日新社より毎月三回發兌せしものにして、第十二號は半紙八枚綴の小冊子なり、

當縣管下興福寺之義ハ、御一新之後、一山僧侶不殘復飾、更ニ春日社新神司ト改稱、佛堂佛具之類復飾之際、西大寺招提寺ハ從來興福寺中唐院新坊兩院へ輪番ニテ住職致來候由緒ヲ以、右兩寺へ護持賴置所置之義、度々新神司ヨリ相伺候處、屹度御規則相立候上、御所置可然トノ御沙汰有之、仍而今日ニ至迄、新神司ヨリ日供料等モ差遣有之處、兼テ社寺境內之義ハ、現在ノ建物及全(マヽ)ノ境內等ヲ除ノ外、悉皆上地被仰出モ有之候得共、未タ名實判然不仕廉モ有之、且四境總廓諸門ヲ始メ、數ケ所ノ空坊等、依然ト有之候テハ、自然舊習洗除ノ妨害ニモ相成、右門塀堂宇ノ儀ハ、大半破壞ニ及修繕ノ目的モ無之、方今ノ御時體ニテハ、畢竟無用ノ長物ニ屬シ、中外諸人通行ノ妨ニモ相成、加之諸門內外之儀ハ、不毛ノ土地ニテ、卽今人民撫育專務ノ時ニ際シ、此良土ヲ舊臭ニ拘泥シ、徒ニ荒蕪ニ差置候義ハ、可惜事ニ有之、既ニ地券法規則ニ照準可仕義ニモ雖至、旁以右總廓諸門土塀空坊等、徐々爲取拂中度、仍舊神司及西大寺等、夫々實地取調仕候處、別紙之通、差支筋聊無御座候條、此段相

伺候由、神司ノ輩心得振且復飾ノ後、追々相伺候手續ヲ取糺仕候處、全廢寺ト相成現存ノ堂宇佛具ノミ、前文兩寺ヘ護持賴置シ迄ノ義ニ有之樣相見ヘ、其内唐院新坊等、卽今從前ノ儘ニテ、寺務取扱居候ヲ以相考候得者、寺號ハ現存シテ、唯無住職ト可申歟、方今諸般御釐正之秋ニ際リ、如此名實曖昧ノ儘差置候テハ、甚以不體裁ノ義ニ有之候條、別紙繪圖面朱引之通、境内相立申度見込ニ御坐候間、至急何分之御差圖有之度、此段相伺候也、

右に對する指令は、同紙に「右御下知左ニ」として、次の如く出せり、

書面興福寺名號相立候儀ハ、難聞屆候條、一山内總テ廢寺所分ノ上、圖書朱引內乙印堂塔ノ義ハ、其儘差置、西大寺招提寺ノ內ヨリ、守護爲致候儀ハ不苦、其他趾地所之義ハ、總テ大藏省江可申立候事、

但、朱引甲印ノ內殘置見込之堂塔モ有之候ハヽ、更ニ取調可申出事、

壬申九月

右の指令に依りて、興福寺の堂塔は多く破壞せられ、土塀幷に諸門の如きは、全く撤廢せられて、現在の如き見すぼらしき姿と成果てたり、

尙明治五年七月發行、大阪新聞第九號（大阪本町四・丁目書籍會社發行）に掲載せし

と題する、五月十八日付、京都府より正院へ建言せしといふ建議書は、當時の官吏が宗教に對し如何なる思想を有せしかを徵す可き貴重なる資料と思惟するを以て、左に全文を錄して參考に供す可し、

教法宗門ノ儀ニ付建言

宗門ノ事、古今内外共害不少、而政法家學士議論スル處最多シト雖モ、未タ能ク是ヲ壓絶スル者アルヲ聞カス、終ニ米利堅ノ捨テ不問ヲ以上策トス、然レ𪜈、是亦止ヲ不得ニ出テ、モルモン宗ノ如キ、倫ヲ亂シ俗ヲ壞ルモ、如何𪜈スル不能ニ至レリ、伏惟ル、御國古來ヨリ神佛ノ外、宗門禁絶ニテ、其害少シト雖𪜈、佛氏初テ東漸スルノ時、厩戸皇子、蘇我氏等ニ依附シ、竊ニ貴權ノ威ヲ盜ミ、以テ己レカ慾ヲ逞フセリ、爾後數百年、治亂幾回時世變遷スレ𪜈、其貴權ニ依附シ、下民ヲ誑惑シ、己レカ慾ヲ逞フスルヿハ、未會テ變スルヿナシ、鴨水、山法師帝意ニ任セス、三河ノ一揆武將モ不能壓、況ンヤ地方ノ官吏、都鄙ノ下民、其毒ヲ蒙ル勝テ言フ可カラス、諸藩各國ニ割據シ、管内ヲ專制スル時スラ、且佛氏ノ緇紳家ノ威ヲ假リ、横恣ヲ逞シフスルヲ苦シムハ、人々皆知ル所ナリ、御一新ノ際、朝威更張、群怪迹ヲ潜メ、佛氏亦其爪牙ヲ收メ、柔順猫兒ノ如シ、加之時運文明ニ進ミ、匹夫匹婦モ漸其奇怪妄誕ヲ信スルヿ

無キニ至ラントス、然レトモ佛氏ハ尙隙ヲ窺ヒ、好ニ投シ僧ヲ汰スルモ敢テ不拒、寺ヲ廢スルモ敢テ不辭、口ニ勤王ヲ唱ヘ、面ニ柔順ヲ飾リ、大ニ其慾ヲ逞セント欲ス、始メハ邪教ヲ防クヲ以テ名トシ、漸諸官省ノ重職ニ近接シ、朝廷開化ヲ求サセラルルニ急ナルニ投シ、洋行スル者ノ世ニ貴重セラルルヲ知テ、大使登船ノ頃ニ當リ、外教探索又ハ宗學修業ト唱ヘ、枉テ從行ヲ願ヒ、暗ニ貴權ノ心ヲ攬ントス、其內地ニ留ル者ハ、更ニ愚民說諭ヲ名トシ、已ニ其許可ヲ得テ、諸國ニ巡廻シ、竊ニ無智衆民ノ心ヲ奪ントス、然リ而シテ先般神祇省ヲ廢セラレ、教部省ヲ置カレ、其令五ケ條、一ニ曰、社寺廢立及ヒ祠官僧徒等級格式等ノヿ、二ニ曰、新ニ祠官ヲ置キ、僧尼ヲ度スルヿ、三ニ曰、教義ニ關スル著書出版免許ノヿ、四ニ曰、教徒ヲ集會シ教義ヲ講說シ、及ヒ講社ヲ結フ者免許ノヿ、五ニ曰、教義上ノ訴訟ヲ判決スル事、皆同省エ可伺トノ事、四月三十日、又令アリ、曰、教義關係ノ事件ニ付、神官僧侶へ達ノ儀ハ、教部省ヨリ、其教導職管長ヲ以テ、直ニ可相達候、右等ノ事件ハ、神官僧侶ヨリモ、其教導職管長ヲ以、同省へ可申出トノヿ、夫レ神官僧侶ノ事、教義ニ關セサルモノハ希ナリ、而テ其教義ハ都テ地方官治下ノ民事ニ關セサル無シ、然ルニ地方官ハ、是ヲ統轄是非スルヿ無キ時ハ、何ヲ以民心ヲ定一シ、風化ヲ宣布スヘキヤ、管內人民

心ヲ二ニシテ、地方官ノ令ヲ輕ンシ、管內ノ神官僧侶ハ教部省ニ直達スルヲ恃ンテ、地方官ヲ凌クヿ、此令ヨリ起ラン、前ノ五條、其一社寺廢立、祠官僧侶等級格式モ、地方官評論スル能ハス、民政ニ害アルモ害ナキモ不關、唯彼等自ラ爲ス儘トナラン、其二新ニ祠官ヲ置キ、僧尼ヲ度スルモ、彼等自ラ勸メ自ラ撰フ處トナラン、其三教義ニ關スル著書、地方ニ妨ケアルモ、風化ニ障アルモ無問、彼等ノ欲スル處トナラン、其四教徒ヲ集會シ、教義ヲ講說シ、及ヒ講社ヲ結フ者ノ、其說地方ノ令ニ不合モ、土地人心ニ流毒スルモ、地方官非議スルヿ能ハス、直ニ教部ノ許可ヲ以テ、驕然主張スルニ至ラン、且ツ多端煩細ノヿ、教部省是ヲ取捨スルノ暇アランヤ、其五教義上ノ訴訟ノ事、實地ノ事情奸曲百出、詐譌百端ナルヿアランニ、地方官ヲ不經シテ、教部豈能ク其實ヲ得ンヤ、況ヤ亦民心ニ關係シ、人民是ニ連累スルヿアラントキ、神官僧侶直達シ、終ニ遙々東京ニ往復シ、職業ヲ妨ゲ、民事ヲ害スルヿ無キニシモ非ル可シ、右ノ五條、四月三十日ノ令ニ依テ、已ニ地方官ノ關セサル處トナリ、其弊害恐ルヽニ餘リアリ、殊ニ教導職ヲ置カレ、其等級上ハ議長大輔大將ニ列シ、下モ判任ニ下ラス、京都府管內ヨリ、其既ニ撰任セラルヽ者、先ツ一二ヲ擧テ論セハ、智積院弘現ハ、寺內ノ治ラサルヲ以、府廳ヨリ遠出ヲ留メ、糺彈中ノ者ナリ、兩本願

寺ハ管內人民ヨリ、負債幾十萬、其內數十年久シキヲ經、返濟ノ約ニ違ヒ、金主ハ終ニ貧困爲ス事無キノ苦ミニ陷リ、府廳ニ訴出ル者連々ナレトモ、左支右吾、年月ヲ遷延シ、却テ華族ノ列ヲ辱シ、衣食住ヲ始メ、家令從者多人數ヲ養ヒ、驕奢尊大ニ居リ、人ノ貧困ヲ不顧、如此者ニシテ教正タラハ、其教ヲ受ル者、亦如此シテ可ナラン乎、又五月四日教部省ヨリノ達シニ曰、三月十四日、當直置レ候以來、四民ノ內僧侶得度及ヒ歸俗、住職、繼目等、總テ出願ノ向ハ、其地方官ニ於テ事實詳細取調、當省ヘ伺之上可請差圖トノヿ、夫得度住職等ハ、教義ニハ關セサルカ、凡其宗意ヲ得可キ者ニ非サレハ得度セス、教義ヲ知ル者ニ非レハ住職ス可カラス、是教義第一ノ關係ニ非ル乎、然レハ則前令ト齟齬スルニ似タリ、又數萬ノ僧侶、小々ノ寺院モ、盡ク教部ニ不伺ハ、得度住職ヲ不得、其煩雜可想、且詳細ノ取調ハ、地方官ニテ已ニ爲之ハ教部ノ差圖ハ何ノ爲ナル、教部ノ差圖アルヿナラハ、地方官取調ハ又何ノ爲ナルヤ、況其教義關係ノ事ハ、僧侶等直ニ教部省ニ申スルヿヲ得ルニ於テヲヤ、聞ク教部省ニ、近頃僧徒等登庸セラレ、官員ニ列スル由、佛氏ノ百方計策シ、根ヲ固クシ、蔓ヲ長セントスルヿ知ル可シ、而シテ其弊害ノ最深且大ナルモ亦可思可憂、或人教部省官員ノ說ヲ傳ヘテ曰、神主モ開化ヲ講シ、僧侶モ開化ヲ說キ、以テ　王政ノ御

趣意ヲ貫徹スト、是匆卒一時ニ用ユル詭計ニシテ、文明進歩ノ今日ニ用ユルヿニ非ス、神官僧侶ヲ假ラサレハ、開化行ハレス、王政貫徹セサルトハ、實ニ可ㇾ歎ノ至リナリ、況ヤ却テ開化ヲ妨ケ、王政ヲ害スル者ニ於テヲヤ、近頃海外諸國宗門ノ弊害ニ懲リ、以太利亞王羅馬法王ノ權ヲ殺キ、ヒスマルク務メテ宗徒ノ政事ニ關スルヲ黜ケ、僧ノ僧ヲ撰擧スルヲ禁シタリト聞ク、今ヤ開化策進ノ秋ナリ、妄誕怪異ノ宗門ヲ捨テ、人民ヲシテ事理ヲ辨エ、人職ヲ盡シ、文明ノ域ニ入ラシムルヿ、是レ可ㇾ務ノ要タリ、人民正ニ文明ニ進ミ、佛氏ノ妄誕ハ捨テ採ラサラントスルニ、却テ官ヨリ僧侶ニ命シテ、敎正等ノ職ニ任シ、崇信ノ標トナサハ、人ノ明ニ向フヲ更ニ誘フテ暗ニ入ラシムルカ如クナラン、將タ　御國ハ、方今事務多端、費用莫大ノ時ナリ、速ニ無用ノ誤事(コシ)(アヤマリコト)ヲ除キ、無益ノ費用ヲ省キ、有用ノ事ニ力ヲ盡シ、有益ノ事ニ財ヲ用ユ可シ、不信妄誕ノ宗門ヲ保護シ、小社ノ神官、小寺ノ僧侶等迄ヲ、指揮進退スルハ、堂々タル官省ノ急務ニハ非サル可シ、且其事ニ從フ官員ノ月給ヲ始、費用實ニ莫大ナル可シ、又僧侶等外國ニ航(コウ)スルノ費用モ、是ヲ官ニ取ラサレハ、必ス民ニ取リシナラン、彼等自ラ共力ヲ以テ、財ヲ生スル者ニ非ス、必ス巧言門徒ヲ誑誘シ、其膏血ヲ絞リシ財ヲ欺キ取リ、是ヲ都下ニモタラシ、已レカ驕奢ニ費シ、海外ニ齎(モタ)

ラシ、己レカ巧言誇張ノ用トナス、試ニ春來佛氏ノ事ニ費ス公私之財ト、公私ノ手數ト時間トヲ以テ、是ヲ國家必用ノ道路ニ開キ、學校ヲ建テ、職業ヲ教ユル等ノ事ニ用ヒハ、豈一廉ノ大益ヲ興サヽランヤ、抑亦教ハ終ニ人民ノ撰フニ任セ、萬一外國ノ宗教內地ニ入ルヿアランニ、如此內ニ佛教ヲ興隆シ、宗教凝固セシムルハ、各宗相爭フヿヲ釀スニ非レハ、人民ヲシテ多岐ニ惑ハシムルナリ、政府ノ人民ヲ教育誘導シテ、共ニ國家ヲ保護維持スルヿ、豈誑妄虛誕ノ宗門ニ依賴ス可ンヤ、仰願クハ、

大政府深ク此ニ注意シ、妄誕ヲ未タ盛ナラサルニ黜ケ、患害ヲ未タ萌サヽルニ防キ、斯民ヲシテ速ニ蒙昧ノ惑ヲ解テ、文明ノ域ニ進マシメハ、啻衆庶ノ大幸ノミナラス、御國永世ノ大幸ナラン、玆ニ地方事務ノ障碍ヲ論シ、國家將來ノ患害ヲ慮リ、憂苦ニ堪エス、書言ヲ盡サス、言忌諱ヲ顧ルニ暇アラス、細大請瞭察、誠恐謹言、

壬申五月十八日

今左に興福寺の建物幷に物件の行衛につき、余の見聞せるところを錄して、參考に供せん、

一當時五重塔は廿五圓とかにて賣却せられ、買主は金具を獲る目的なりしを以て、

之を破壞せんと欲せしも、多大の費用を要するを以て、火を放ちて燒落るを待ち、金具を收得せんと欲し、實行せんとせしに、町家より類燒を恐れ、抗議を申込み、終に沙汰止みとなれりといふ、此れ卽ち現在の五重塔なり、

一食堂は破壞せられ、其の材木を以て、其址に寧樂學校なるものを起し、暫く存續せしが、後廢し、今は礎石のみ殘れり、此の件に就いては、友人天沼俊一氏著「家藏瓦圖錄」卷上に左の如くいへり、

寧樂學校（廢）　所在地名、　奈良市興福寺境內食堂址、

明治七八年の頃、奈良縣權令藤井千尋の時、恒岡直史といふ人が、興福寺の食堂を改修して、學校に使用する計畫を立てたが、姑息の修理では、校舍には間に合はないので、寧ろ同堂を破壞し、春日山より新材を伐出して、新に建築する事にしたが、元來食堂改修の名の下に許可されたのだから、新築では、工合が惡い、そこで名義丈け改修といふ事にして、一先づ食堂を壞し、其の柱の內四本を新營の建物の四隅位に用ひ、他は全部新材で學校を建築した、斯くして漸く出來た學校は開校するかせぬかに、明治九年廢縣となり、堺縣になつたので、此建物は其儘になつた、其後（何年頃か未詳）本願寺が此を借りて學校を開いた、明治二十一年

再び奈良縣を設置せられた時、此を縣廳舍に使用した、其後縣廳は現在の敷地に新築移轉したので、舊廳舍郎ち寧樂學校の建物は、東大寺眞言院の南側、元の奈良高等女學校(此學校は、奈良女子高等師範學校と同時に廢校の出來た時、附屬高等女學校開校と同時に廢校となつた、)内へ移轉された、其後の沿革は未詳、

右の說明は、寧樂學校が食堂と密接な關係があるので、興福寺の佐伯良謙師に問合せたところ、同師は更に奈良市の人中村雅眞氏に問合せて送られた回答を拔き書したのである、

學校の稱呼も『ネイラク』と發音したか『ナラ』と讀ましたか、よく判らないが、『ネイラク』といふ人が多い樣だから、此に從ひ『ネ』の部に記したのである、(以上圖錄)

一觀禪院の鐘　觀禪院は今の縣立男子師範學校のところにありしが廢せられ、其鐘は今奈良帝室博物館に陳列せらる、陰刻銘あり(古京遺文等に詳かなるを以て略す)一時博覽會の噴水器に利用せられ、破壞の運命に瀕せしが、漸く免れて現存す、頂上に圓孔あり、噴水の出口とすべく、穿たれたるものなり、(此の圓孔ある部を照相せんと欲せしも、鐘を倒すに非ずんば能はざりし爲め不得已中止せり、)

一春日社廢安居屋柱　春日社の本地佛等は、如何になりしか聞く處なし、社の境域

には、新造ノ屋、安居ノ屋等ありしも、悉く廢せられ、今安居ノ屋の柱を春日神社に藏す、上部に田地四段の寄進狀を刻し、下部に左の刻銘あり、

仁治元年庚子十一月廿七日

寺僧理玄

藤原姉子

同　仲子

「續奈良縣金石年表」(第五回奈良縣史蹟勝地調査會報告書別冊、大正七年三月三十一日發行)に依れば、「方柱面取、柱巾三寸、面巾八分、文字ノ存スル所、長四尺四寸五分」ありといふ、

一大般若經厨子　春日若宮にありし大般若經厨子は、觀音開の扉の內部に願文を刻し、大般若經六百卷を納めしものなるが「續奈良縣金石年表附圖第十九段第二十段に寫眞あり、銘文は拙著寧樂刊經史一五〇—一五二頁に出せり)廢佛の際、西大寺に傳はり、今東京根津嘉一郎氏の有に歸せり、其の由來は「續奈良縣金石年表二八九頁に尤も明記さるれば、左に之を引用するを便なりとす、

元春日神社若宮社ノ所藏ニシテ、明治維新ノ際、西大寺ノ僧某ノ有ニ歸セシガ、

某死亡後現執事佐伯悟龍ニ傳ハリシヲ、大正五年十二月東京市ノ住人根津嘉一郎ニ賣却セシトイフ、
厨子ハ總黑漆塗、正面ヲ縱ニ中央ヨリ左右ニ區劃シ、各兩開板扉ヲ附セリ、扉ノ內側及屋蓋裏ニ銘文ヲ陰刻セリ、般若經六百卷ハ六十ノ引出シニ各十卷ヅヽヲ納メタル內、五十餘卷ハ既ニ亡失セリト云フ、今佐伯師五卷ヲ有セルガ、各卷終リニ尼淨阿自筆ノ墨書アリ、（以上年表）

銘文は寬喜元、貞永元、仁治三年等の紀年あり、

一寶藏　寶藏も此時廢滅に歸せしが、其形を變じて、現に奈良市某（友人久留春年氏談話、所有者の名を聞きしも、失念す）の有として今に存せりといふ、

一大乘院の大黑天　大乘院は廢して、址に今奈良ホテルあり、其の所藏たりし大黑天は先年迄奈良市高畑町漢法醫石崎勝藏氏の藏するところなりしが、氏の歿後は存否を知らず、恐らくは其儘存するなるべし、（「歷史地理」第二百二十六號、大正七年七月一日發行の口繪に出づ、）

一一乘院長講堂の鐘　一乘院は今の奈良地方裁判所幷に奈良區裁判所のところにありしが、長講堂の鐘は轉々して、今奈良縣生駒郡郡山町大信寺に在り、

今左に舊興福寺伽藍の圖を記して、往時の壯觀を偲び、明治初年の破壞の如何に激烈なりしかを想起せしむるの料となさんと欲す、右圖中、食堂、講堂、西金堂等の二三主要建造物は、德川時代(享保年中)既に火災に罹りて滅びたりと雖も、其他の堂塔子院は、殆んど皆明治初年に廢棄せられしなり、三重、五重の兩塔、北圓、南圓の二堂、東金堂、寺務院、大湯屋、御大堂等の十個に足らざる現存の建物と比較する時は、廢滅に歸せし部分の如何に大なりしかを察するに餘りあらん、(圖は友人高田十郎氏調製、今紙幅の都合上南北の二部に分てり、)

二　東大寺に於ける神佛分離

東大寺に於ける神佛分離の第一は、鎮守八幡宮と東大寺との分離、排佛毀釋の一は聖武天皇御陵に在りし末寺眉間寺の撤廢之れなり、而して、王政維新の趨勢として、新に起りし事件は、境內東照宮の廢止と、其の跡に本願聖武天皇の奉祀、續いては、境內子院の廢合にして、降りては正倉院との關係の斷絕などいふ可き事も少からざれど、記錄文書の保存少くして、十分に其の間の委細を叙述する能はざるは頗る遺憾の事に屬す。或は採訪遍からずして、十分の史料を入手すること能はざりしな

らんも知る可からず、今僅に披閲したる史料に依りて、大體の叙述を企つ可し、東大寺建立と共に、宇佐八幡の東上せらるゝあり、鎮守として、八幡大菩薩の勸請せられしは奈良朝の古へに屬し、事國史に昭かなれば此に述ぶるに及ばず、重衡の一炬に伽藍焚上するや、重源再興の時、社殿を移動して、今の手向山に鎮座することゝなり、以て今日に及べり、神體は僧形八幡にして、重源の造立するところ、建仁元年十二月廿七日の開眼供養に係り、臺座裏に、勸進諸人の交名を墨書す、初め東大寺三綱等は鳥羽勝光明院寶藏の八幡神儀を請ひて奉祀せんことを朝廷に請ひしも、廷議之れを神護寺に納れんとするを以て沙汰止みと爲り、重源新に神體を造進して、奉祀したるものにして、明に本地垂跡の說に依り、僧形の菩薩像を爲せるなり、されば、神佛分離の風潮に依りて、第一に注目せらる可き事情は十分なりしなり、

維新頃の東大寺の記錄に、八幡に關する記事の初見は、慶應四年四月廿日の條なりとす、こは「慶應四年二月廿四日ヨリ御後見記錄」(法印萃海誌)に見ゆるところにして、同日上司安藝守(八幡の祠官)より、此際神祭廢絕の向も再興仰出されしに付、太政官ゟ出願の趣口上書を以て東大寺に屆出でたりとて口上書を記載せり、

御屆申上候口上覺

一今般王政御一新、祭政御回復被爲在候ニ付、神社由緒可申上御達之趣拜承仕、仍之當社由緒且近年祭式御復古奉願上候廉等申上度、近日ゟ上京神祇官御催等奉伺、又御勅祭御再興之儀奉願度候ニ付、此段御届奉申上候、若何等被　仰出之義も御座候ハヽ、早々申上候、右之趣宜御執成、別當御門主江言上之程偏奉希上候、以上、

慶應四辰年四月廿日　　上司安藝守

御後見

四聖坊御房

東大寺にては右神主の屆書に書面を添へ、御寺務小野御殿に差出候處、安藝守太政官へ出頭の件承知の旨、四月廿三日返翰あり、

閏四月十四日、安藝守より東大寺へ向ひ申出あり、（此の文書は、記録半枚許白紙の儘になりて載せず、）記録には此件に就き、左の如く記せり、（思ふに、神佛混淆を禁ずるものなるべし、與福寺記録閏四月六日の條にあるものか、）

右之通、去ル十二日太政官被相達候ニ付、御屆申入候、右ニ付而者、社地神領之儀、東大寺江相談候上可申出御沙汰之趣也、

神主甚不實之出願有之候樣被察候、是非此分ニ而者難差置、一寺之鎭守更ニ不離相成候而者、第一

本願之御趣意相背、甚歎ヶ敷、急速出京歎願可然一決之事、
右ニ付、小野御殿江上生院明十五日ゟ上京ニ付左、
一翰啓上候、向暑之節御座候得共、准后様益御機嫌能被爲成、奉恐悦候、然者今度鎮守八幡宮儀ニ付、太政官ゟ神主江御達書、幷南都裁判所ゟ當寺江御達書別紙之通、被
仰出、一同當惑在(マヽ)罷、右ニ付上生院參
殿委細被申上候間、萬端宜敷御取合之程、賴入存候、恐々謹言、

後四月十四日　　四聖坊

本間民部卿御房
芝　但馬守殿
芝　讃岐守殿

追啓別紙寫之儀者、上生院持參候間、御披見可被下候、以上、

此別紙の如何なりしやは見當らず、「六月廿二日東大寺仁王會結願に付、東大寺別當小野門跡參勤あるべき筈なりしに、むつかしき」旨聞四月十六日附返翰あり、又六月廿一日附、京都里坊よりの返翰には、

偖御結願中、參勤御中暑之御氣味、且ハ御問合置候廉も御分リ兼、殊ニ寄候而ハ、來月內御復飾被仰出候も難御計、旁以此度ハ御不參被遊度、則昨日御飛脚、御答申伸置候儀ニ御座候、

とありて、復飾の切迫せる混亂の際なれば、固より責任ある返翰に接せざりしなる可し、

越て明治三年六月の記錄に、此の件は左の如く見ゆ、

一六月十一日幸便ニ付、八幡宮件言上在、

一簡致啓上候、向暑之節、彌御安康被成御所勤、珍重之御儀御座候、就去月廿七日八幡宮事件言上之所、同廿八日別紙之通御達、此段宜御披露賴存候、先々此分ニ候得者、聊寺門趣意相立候、此等之儀も、其內參殿委細可申候、恐々謹言、

六月十一日　志摩金院

芝從五位殿

尙々願面先般言上候者相違仕候、兩通ニ相記候樣、差圖ニ付、如件御座候也、

八幡宮方口狀書懸書寫

一八幡大神由緒等、往日言上仕候通リ、鎭守相違無御座候間、擧而件之稱號御廢

相成候迄、奉稱鎭守候儀伏而奉仰願候、謹言、

五月

奈良縣

御役所

手向山八幡宮之儀者、從

朝廷御規則被

仰出候迄、先從前通リ相心得可申、

猶又別紙伺之儀者、聞屆候間、以寺祿之內、玄米廿石右神職之者共に引渡可申事、

但、神事ニ關係有之間敷事、

閏五月(マヽ)

卽ち右の文書に依れば、東大寺側が、八幡宮を以て寺の鎭守と主張するに對し、上司祠官側は獨立の見解を有せしもの丶如く、此に至りて、寺側の申分を容れて、寺の鎭守たることを承認したるもの丶如し、之れ先の文面に、「先々此分ニ候得者、聊寺門趣意相立候」とあるは、斯る事情を指せるなる可し、

其の後、此件は如何になりしや明かならざるも、明治四年八幡宮は東大寺と分離して、縣社と爲り、手向山八幡宮と稱するに至り、本地佛たる僧形八幡は社側の新造屋本堂に安置せられしものゝ如く、明治六年十月の八幡宮祭禮には、東大寺は全く關係せざることゝなりしなり、卽ち明治六年の記錄(十月廿三日條)に左の如く見えたり、

一元鎭守八幡宮、例年通舊曆九月三日引直シ、今廿三日、右祭禮執行由、尤一昨年來當寺義關係無之、當時縣社ト相成候、都而縣廳ゟ御沙汰有之候祭事向義ハ、氏子中ゟ諸事伺願意取扱有之候由、前通氏子中ゟ役配ヲ以、今日祭禮執行有之、當年ゟ奈良坂町間氏子ニ願濟之由、因當年轉害門ニ而、鳳輦共外共小休無之、奈良坂町元氏神春日社ニ而、假家小休有之、夫日氏子中一體ニ御廻リ渡御有之候由也、

一同事ニ付、右御像體、近年新造屋本堂ニ安置有之候八幡菩薩御眞體、御祭參詣之諸人ハ、近例之通參拜爲致候事、

右の事情にて、東大寺鎭守八幡大菩薩は、始め新造屋に移御せられ、後今の勸進所に安置せらるゝに至りしなり、此の神體取出しに就いては紛擾ありしものゝ如く、暗夜に乘じて、東大寺側の大衆が移御を圖りしものといふ、(此の紛擾云々の件は、東大寺觀音院住職稻垣晉淸師の談話に據る、)



東大寺八幡宮所藏僧形八幡

聖武天皇の御陵は奈良市外法蓮に在り、元此に眉間寺ありて、東大寺の末寺に屬せり、大和の諸地誌に記載するところなるが、例へば、天明三年板の「大和道のしをり」にも

○眉間寺

又佐保寺ともいふ、聖武帝建立、

本堂　觀音堂　多寶堂　鐘樓　鎭守社有　寺領百石　宗旨律

此寺のうしろに、聖武帝の陵、光明皇后の陵などあり、佐保山といふは、此邊の北の山なり、

此寺は悉く撤廢せられ、聖武天皇寶冠の御舍利(元此寺にありしといふ、)は今東大寺の寶藏に在り、此寺撤廢の事情は、未だ詳細なる記錄を見ざるを以て、詳述することと能はざるは甚だ遺憾なり、

東大寺境內、東南院(今の東大寺寺務所)の東南隅(寶藏の東)に一宇の堂あり、今聖武天皇を奉祀するを以て、俗に天皇殿といふ、此は元東照宮にして、舊幕時代には、德川家康以下歷代將軍の位牌を安置したるところなり、而して聖武天皇は今の勸進所に

奉安せしなり、然るに、維新の改革に際し、王政復古するや、一山の大衆は、忽ち德川將軍の位牌を撤して、此に天皇を奉祀し以て現今に及べり、每年五月此に天皇祭を執行せり、

明治六年、奈良縣廳より、東大寺に對し、天皇御像の有無を照會せしに、五月三日附を以て、東大寺より左の如く答申せり、

覺

一聖武天皇御像　　一體
　安井之僧帥法印作
　右龍松院天皇殿ニ安置、

一同　畫像　　一體
　土佐光實筆
　世尊寺行能讃
　右龍松院什物、

一同　　一體
　畫工年月等不明、

右東南院寶藏ニ納置、

一同　　　　　　　　　　　　　　　　一體

畫工年月等不分明、

一右四聖坊什物、

一右之通御座候、以上、

東大寺執事

花嚴院住職

明治六年五月三日　　　　　　　　　高圓英懐㊞

奈良縣令四條隆平殿

此れ等も天皇奉祀に關し、何等かの事情を暗示するものならん、之れより翻つて、維新以來の東大寺の狀態を述べ、寺祿返還、子院廢合の事情を記す可し、

明治二年十一月、別當より寺中一般に對し、左の如く達せり、

御掟旨、按大政御復古以來、偸安怠惰之弊風、斷然御一洗被爲在、上王公より下士庶人ニ至迄、名分顯然相立各其職業に盡力之折柄、僧侶尙遊惰之舊習に沈醉して、悔

悟之色不顯、第一佛祖之素懷ニ戻リ、國家之大儀を忘れ、勤修研究を忽にして、俸祿を叨に費、剃女犯肉食不律不法無慚無愧至さる所なき輩不少、仍而先回御布告御警策之通、御糺明之上、嚴科可被爲處之處、格別之御寛典ヲ以、既往之罪深不被爲咎、向後尙悔悟無之輩者、嚴重之罪科ニ可被爲處者之御趣意、實ニ寛大御仁恤之程、能々肝膽に銘し、舊來之弊風更一洗し如法如律勤修研學相勵ミ、國恩佛恩可奉報存(マヽ)而者、追々可被仰出御規則有之候得共、差向御掟則之條左、

一昨戊辰來聖主萬乘之軀を輕し、鸞輿を攝都東都之遠に被爲廻、聖化如天日、四表に輝、追々御鎭靜ニ相成候得共、今以東都に行在被爲在、其艱難ノ程能々相辨、僧侶者此上國家鎭靜之行法一廉嚴重可奉勤修事、

一先回御布告之通、僧侶者第一三學を勉勵シ、實業を專にし、俸祿素餐之汚名を不蒙樣、可心懸事方今專要候事、

一於學堂、律三方院々舊格之通、雖爲親族、婦人尼僧等止宿之儀者可爲停止事、

一於三方院々、自今婦人門內出入之事、老少不論、辰之尅ヨリ酉之尅限堅停止之事、

一三方僧侶猥ニ夜中徘徊可爲斟酌、難閣緊用丈者、老分同席之時者格別、初更ヲ限徘徊可爲斟酌事、

一三方僧侶酉之尅限寺外不出之事、

附、要用ニ而、他出歸山、夜陰ニも相移候節者、兼而共席頭へ斷置、可被他出候事、

一三方僧侶、雖白晝、猥に在家へ出入候儀不可然、其先柄により、或者無據辨用者格別、銘々相愼不可立入事、

一他出之節者、舊格之通、衆議所へ可相屆者勿論、自今御後見所へも、無越度可相屆事、

一境内掛店之儀者、兼而夜中用愼之外、止宿不相成筈之處、近年猥ニ相成、居宅同樣相心得、剩婦人止宿致、就而者伽藍近邊見聞不宜事儘有之、向後相改、寺法嚴重相立候樣可被改革事、

右之御條目、服膺いたし、堅可相守、萬一違犯之者於有之者、嚴重罪科可被　仰付候間、心得違之儀無之樣、末々迄不洩可達之旨、依　御寺務仰如件、

明治二巳年十一月

御後見

衆議所

學侶中

兩堂中

三箇律院

五月十二日、如何なる事情に依るか、奈良縣廳より大佛像を測量すべき旨達し來れり、

東大寺
執事

今般大佛殿御像測量可致候間、掛官員今明日中出張候條、此段兼而相達候也、
五月十二日　奈良縣

七月三十日に、執事より寺内一般に、左の如く口演を以て達せり、

口演

一各寺々内無住之向は、至急ニ住職出願無之候テハ、上知ニ相成候、且又有住ニ而、坊舍無之向、大精(マヽ)急造立見込相立、出願無之テハ、不都合之由、社寺掛りゟ口達有之候ニ付、坊舍無之荒地等之向ハ、明日中ニ粗見込圖面を以願立、書面貳通衆議所へ御差出し可有之候也、
七月三十日　執事中

寺中各院連名當

各山同居中ト認

是れ縣にて東大寺境内を始め、寺院寺跡等に至るまで檢査し、無住の寺は住職を出願し、有住にても、坊舍なき分は、上知に成るべき旨社寺掛より達ありしが爲めなり、斯くの如き方針にて寺院の廢合を行ひ、八ヶ院を廢し、廿ヶ院と爲りしは、十月のことにして、十月十三日に願濟と爲れり、

一當寺中院々合併屋敷替願濟相成、左ニ、

四生坊
深井坊 右寶嚴院江合併院號廢之事、
見性院 衆議所ニ屋敷替願濟之事、
惣持院
妙嚴院 衆議所へ屋敷替願濟之事、
寶珠院
眞言院
戒壇院
文珠院 右持寶院へ合併院號廢之事、

上生院
花嚴院 右正觀院ニ合併院號廢之事、
尊光院 金珠院合併院號廢之事、
地藏院
龍藏院
持寶院
上之坊
知足院
自性院 新禪院へ移住願濟院號廢之事、

蓮乘院上生院へ合併院號廢之事、
觀音院新造屋敷替願濟屋へ之事、
寶嚴院
新禪院
佛生院寶珠院へ合併願濟之事、
中性院
金珠院
北林院
清凉院
龍松院
大喜院
正觀院
法住院龍花院へ合併院號廢之事、

右之通願濟相成候ニ付、八ヶ院廢、廿三ヶ院ト相定候事、

終に、此頃佛教界の新變革が、如何に奈良地方に影響したるかを一瞥せんとす、明治六年、東大寺は淨土宗に屬するに至れり、年中日記明治六年、五月卅日の條に、左の如く見ゆ、

一明治六歲、第百廿八號御布告ニ付、末寺夫口廻達呼狀左ニ、

廻達

一明治六歲第百廿八號御布告ニ云ク、法相花嚴ノ五宗及別流獨立本山ノ向、爾後七宗惣本山ノ內、渴仰之宗エ、所轄願出テヘク旨御沙汰ナリ、依テ闔山ノ義ハ、

淨土宗管長　　　　　　東京府下小石川傳通院住職
　　　　　　　　　　　　　　養鸕徹定

右同宗ノ管長所轄倚賴イタシタク旨(キカ)、本月廿六日、當　御縣江上表ス、依テ各末寺ノ向モ、當寺一樣淨土宗時ノ管長所轄願立コレ有リ度、區々不相成樣、豫テ及傳達候ナリ、本文之件、且ツ敎部大敎院建築ノ義ニ付、申入度義有之候條、明六月二日印形所持ニテ、本山表江御登山可有之、自然差支等ノ義有之候ハヽ、連名中續之代參可有之候也、

　五月卅日　　　　　　　　　　　　　　　東大寺

　　末寺宛

右元興寺、五刧院、永福寺、空海寺江一通、安倍山江一通、法樂寺江一通差出ス、安倍山ハ飛脚ヲ出ス、法樂寺ハ態人ヲ以遣はし候事、

六月二日には、大敎院創立に付獻金の事あり、

一諸末寺廻達ヲ以、登山申入置候處、安倍山、文殊院、高山法樂寺、聖林寺出頭ニ付、達之書左ニ、

　口達覺

一今般教部大敎院御創立ニ付、寺院之向一般壹ヶ院金貳圓五拾錢獻納之由、依之弊山及各末寺等員數取纏、獻金候條、追テ金子取集方可致沙汰、其節等閑遷延ナク、當衆議所江差出有之候樣、豫テ御沙汰申入候也、

明治六歲六月　執事

各末寺御中

九月廿日には、二月堂に於て三條敎憲の主意說敎あり、之れも時勢なる可し、屆書左の如し、

說敎修行御屆書

一於弊山二月堂、例月廿五、廿六兩日、三條御主意說敎修行仕候、此段御屆奉申上候、以上、

東大寺執事

龍藏院住職

九月十二日　龍井弘薦㊞

奈良縣令四條隆平殿

十一月七日縣令四條隆平免官せらる、廢佛知事として今に奈良人の頭腦に泌める

武斷家の一人なり、(正倉院の件等は、直接神佛分離に關せざるを以て略す、)

三　法隆寺に於ける神佛分離

法隆寺に於いては、鎭守として龍田明神あり、菅原天神あれども、何れも境内を離れて外に在り、寺域に在るは東院の五所明神のみ、而して寺は聖德太子の建立に係り、皇室の關係最も深き譯なれば、無殘なる破壞の害は受くることなかりき、而して、維新以後の一大變化は、神佛分離には關せざれど、明治九年重寶壹百五拾六點の獻納之れなりといはざる可からず、

○五所明神

東院の總鎭守にして、元は禮堂の坤隅に在りしを、維新後、天滿宮の域内に移し、明治十二年二月、地藏院より臥牛形の大石を引移して、其址に置けり、

五所明神とは、春日四所(第一武甕槌命、第二齋主命、第三天兒屋根命、第四天照大日孁命)の明神と住吉明神を合祀せるを以てなり、古今目錄抄に、

鎭守五所大明神、住吉一所、春日四所也、西ノ廊之南北向ニ御也、(檜皮葺也、)

とあり、維新の際廢滅に歸せり、

○天滿宮

今法隆寺東院を北に距る三町の所に在り、元は法隆寺の兆域内に在りしも、維新の際、神佛分離に際し、法隆寺關係の總社、五所明神、東照宮等の神祇を集めて此に祀り、斑鳩神社と稱す、

古今一陽集に依れば、地幅東西五十一間、南北三十五間、東南は畑を限り、西は池を限り、北は極樂寺に隣り、

本社聖廟御靈　一座

地主春日叢祠（本社左邊瑞籬之外、）　一座

如法經堂（四角實形造瓦葺、）

あり、當寺鎭守總社等四社の隨一にして、天慶元年湛照法隆寺別當に任ぜしが、菅原氏の出なるを以て、其任中始めて御靈會を行ひ、其後、正中元年造替、嘉曆元年八月鳥居幷に垣を造營、建武二年十一月拜殿新造、興國五年七月如法經道場菴室を新造、觀應元年七月講問始行などの事記錄に見ゆ、

其後、寬文年中回祿、同八年再建、享保十年地主春日社を新造せしといふ、

祭禮等悉く法隆寺より執行せしが、此に至り、分離して全く關係斷絕せり、

○龍田明神

本宮は、奈良縣生駒郡三郷村大字立野に在り、龍田坐天御柱國御柱神社二座と延喜武神名帳に見ゆるもの之れなり、卽ち志那津比古、志那津比賣（神風）を祀り、今官幣大社に列す、新宮は同郡龍田町大字龍田に在り、立野を本宮と稱するに對し、こは新宮又は新龍田と稱す、法隆寺の鎭守明神なりしが、此に至りて、神佛分離して、今は縣社と爲れり、

傳へいふ、聖德太子法隆寺を建立せんとして、地を相し給ひける時、龍田明神に遇ひ、其指圖に隨ひて、斑鳩の地に伽藍を建て、龍田明神を以て鎭守と爲し給ふ、古今目錄抄に云く、

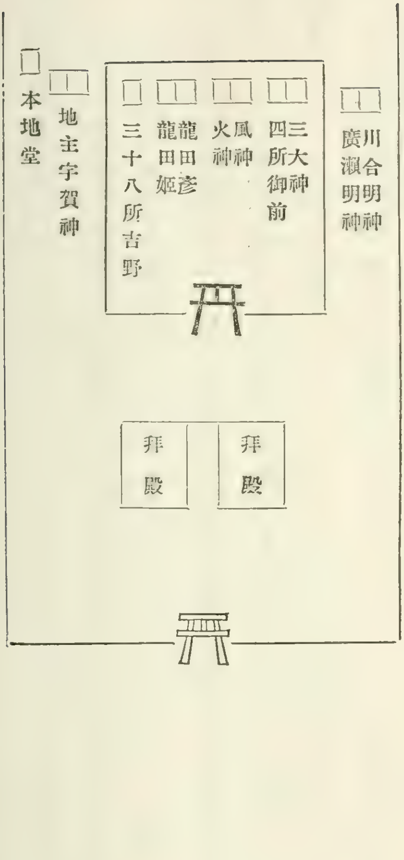
龍田新宮者、太子御生年十六歲丁未歲（或廿二癸丑）、太子自橘京至于平群郡、於椎坂遇老翁給、老翁問云、誰人自何所來給哉、答云、我厩戶也、自都城來、爲堂塔建立也、翁云、自此東有斑鳩鄕、尤足勝美、行彼所可建伽藍給、仍導於太子、入斑鳩山中、翁云、此所者佛法久止住、伽藍建立有便、爰太子問云、翁誰人哉、答云、我住龍田山下、愛秋木末、千餘歲過太子宣ヒ、爲平群郡主、守護我寺云々、

又云く、

當ニ當寺坤方ニ在ニ神社ニ名ニ龍田正一位大明神ニ當寺鎭守也、惣平群郡々神也、此宮者新宮ナリ本宮者在ニ立野大和河邊、

祭神は天逆(アマツサカ)玉(タマ)國(クニ)押(オシ)依(ヨリ)片(カタ)息(イキ)氣姬命(神武天皇の姨母)なり、本地は聖觀音として信仰せられしが、神佛分離に依りて、佛堂は破壞せられたり、元は本宮は法隆寺西園院支配、新宮は法隆寺一山の支配にして、龍宮の傍に、傳燈寺なる僧坊あり、廢佛の際廢して、其の堂宇は今京都府日野法界寺に移されたり、良訓の補忘集に、龍田ノ宮圖を載せたれば、法隆寺にも藏す、左に掲げて參考に供すべし、

龍田宮圖



十羅刹女
火御前
牛頭天王
拜殿
夷
廣田
天照大神荒魂

（附）三輪大御輪寺の地藏菩薩像

今法隆寺西圓堂須彌壇上西側に安置せる地藏菩薩、（木彫彩色弘仁期、）の立像は、元大和國三輪明神の別當大御輪寺に在りしが、神佛分離に付廢寺と爲り、此に勸請せしものなり、（以上は「稿本法隆寺志」に據りて記述せり、）

四　藥師寺に於ける神佛分離

藥師寺に於ける神佛分離は、本寺と鎭守八幡宮（其他の小社）との分離を主題として展開せらる、

明治元年十一月左の通り達せらる、

　宮堂上方知行所有之向々に

一制札ハ最寄府縣より掲示可事、（ママ）
一領所村々役人等、公事に係り候ものは、府縣ニ於而可致差配事、
　但、其地限り用向申付候義ハ、格別之事、
一領所村々宗門人別帳は、村役人ゟ其府縣に可差出事、
一領所年貢之義者、其年々府縣ニおゐて、取究相達候事、
　但、當年之義者、從前之通可取計事、
一領所人夫遣方之義は、兼而御布告にて候驛遞司定例通ニ而、猥ニ申付間敷事、
一領所村方に無據次第ニ而、用金等申付候節ハ、前以一應其府縣に可問合事、
右之外政務ニ關係候義ハ、一切府縣ニ於而可取計間、兼而右相心得候樣御沙汰候事、
　　辰十一月　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　行政官

明治二年三月、寺領安堵に付、左の如き二通の歎願書を奈良縣へ差出せり、
　　奉歎願候口上書
一社寺領知行安堵届も無之條、各々當府へ罷出、社寺局に答書指出、右收納米金者、租稅局に皆上納可致事、

右之通、今般被爲　御出、山案一統奉恐縮候、右ニ付、御答奉申上候筋に、相當重々奉恐入候得共、去辰年正月下旬、上京仕、二月四日執奏家一條殿御添使を以、爲御冥加之、聊獻金仕候刻、參與御役所に罷出、向後蒙御直之御支配度旨、別紙寫シ奉備　御高覽候通之歎願書奉差上候處、御留置ニ相成、追而御沙汰之旨、被爲仰渡候間、數日在京仕候得共、其節御東征之最前ニて、別而御繁務中恐入候砌、久我大納言殿、當國鎭撫御總督として、御下向之趣承り、以來於南都、御總督ニ蒙　御沙汰度旨、口上書を以、參與御役所に下ヶ願仕候處、則其旨御書下ヶ被賜、歸國早々當　御總督に右歎願書奉差上、四月六日　御聞屆ニ相成候、尤歎願書中、御直之御支配を蒙度義者、自本之願意ニ御座候、然同年閏四月、舊幕府より之受封判物差出候樣との御布令ニ付、其節寺內田畠幷添下郡六條村之內三百石境內寺廻竹木山林永寄附との御判物奉差上置候得者、先知行安堵之義、歎願仕、御許容之上、昨辰年年貢可取納之處、何分理非不辨之野僧之義故、只々御判物御改政(マヽ)と乃(マヽ)已相心得、普天之下

王土之儀を忘却仕、一應御窺も不奉申上、猥に自由仕候段、蒙　御察、當今更心根ニ徹し、重々不埒奉恐入候、何分當寺之儀者、別紙寫之通之御由緒ニ而、殊ニ抽精

誠御祈禱仕、則當正月禁裏御所別而者御卽位、御立后之砌ニ茂大宮御所、中宮御所に、右卷數等獻上仕候寺格ニ候得共、知行之義者、自往古度々相減し、當府舊幕府御判物寺內田畠幷高三百石、右正租納米多分賣拂、代金を以、諸品高價之砌、不相應之社祠古御甍之修補列聖御願十二大會之御祈禱法務料ニ仕、其餘殘米を以、各院配分承仕僧仕丁諸役人之下行米、公用諸雜費、領下池堤川堤橋井手樋等の損修理之入用、公用傳馬人足賃、幷四ヶ鄕中之懸り物、庄屋年寄賄入給ニ至迄、其外村方常例幷臨時諸入用等、悉皆當寺より相給居遣し候間、出入算勘難相定次第ニ候得共、質素儉約を專ニ仕、今日ニ至迄、人法相續仕來候義、御鴻恩難奉報、感拜仕候、前顯之次第ニ付、昨辰年收納米を以、右諸入用相給候始末、詳　御賢察之上、乍恐王政御一新、萬民潞澤之砌、何卒出格之御沙汰を以、右不念不調法之段御赦免被爲成下、是迄之通、知行安堵之儀、御許容被爲成下候樣、千祈萬禱奉歎願候、右之趣、御聞屆被爲成下（朱書云、此字御諱ニ付闕ニシ書）候半（マヽ）候上者、被爲叶御三帝之御遺願、下疑頑之山衆ニ至迄、寬大之　御仁惠与生々世々難有奉存候、以上、

南都七大寺之內

法相宗本山

藥師寺惣代

明治二己巳年三月廿八日　寶積院

增忍㊞

奈良府

御役所

右歎願書小奉書竪紙ニ認之、但しつゝみ紙、ミの、

上

南都

藥師寺

昨辰年三月當御總督久我大納言殿に奉差上候歎願書、肝要寫し左ニ、

謹而奉歎願候口上書

一　當寺之儀者

天武天皇

持統天皇

元明天皇御三帝之御本願、爲國家鎭護、伽藍御建立被爲遊候御儀、日本紀及舍人親

王奉勅被爲遊御製作候東塔擦盤之銘文ニ、彫附御座候、即塩囊鈔ニ茂七大寺中藥師寺を以、勅願寺之可爲最初旨相見御座候而、千有餘年御祈禱連綿之御寺ニ御座候、就中淳和天皇天長年中、奉勅、於當寺大講堂ニ、最勝會始而御執行御座候、即續日本後紀ニ、仁明天皇承和元年甲寅之勅詔ニ茂、自今經三會之講師、始而任僧官ニ相見御座候、其砌ニ者、從禁中、御俗別當遣藥師寺司之職、公卿御勤被爲遊候御儀ニ御座候、所謂三會者正月宮中御齋會、三月藥師寺最勝會、十月興福寺維摩會ニ御座候、今ニ至り、維摩會御修行之勅會ニは、東大寺、興福寺、藥師寺、法隆寺、如先規出仕同例同格ニ相勤來候、尤往古者、當寺爲會料、數多莊園之內、二十萬六千束被下賜、中古三千石寺領之處、猶六千六百石ニ相減、其後亂世ニ被爲横領、伽藍人法殆与及大廢ニ候砌、歎願仕、辱茂、御三帝御叡願之御餘光を以、格別之御沙汰ニ而、寺塔修造衆僧寺住之爲、寺內田畠并添下郡六條村之內三百石、境內寺廻山林竹木永寄附進止之旨ニ而、被下賜候而より、以來彌以寶祚延長國家鎮護之御祈禱奉申上、當年ニ至迄、無懈怠執奏家一條殿御添使を以、禁中に卷數獻上仕來候間、何卒向後蒙御直之御支配度、偏に奉願上候、且薄祿無人之小山、雖及微力候得共、當今之御時勢ニ付、法中相應之御用被爲仰付被下度奉願上候、以上、

南都七大寺隨一
法相宗本山
藥師寺惣代
寶積院
增忍㊞

慶應四戊辰年三月廿七日

大和國
鎭撫御總督
御役人中

尙寺領に關する文書は不少と雖も、遂に上地に爲りたるものなれば、左の一通のみを著錄して神佛分離の件に論及す可し、

乍恐御願奉申上候

添下郡
砂村

一當村方之儀者、元來藥師寺領ニ而、年々見取增ニ御座候所、
今般御一新ニ付、御定免ニ被成下度旨、地頭江申出候處、聞屆呉候ニ付、則地頭奥

印を以、御願奉申上候、何卒御憐愍を以、右御許容被成下候ハヽ、村方和合百姓永續可仕与、如何計難有仕合ニ奉存候、以上、

砂村
庄屋　助市郎㊞
年寄　伊八㊞
組頭惣代　利右衞門㊞
百姓總代　吉兵衞㊞

明治二巳年九月十日

前書之趣、御採用被成遣被下度、此段奥印を以奉願上候、以上、

藥師寺惣代
寶積院

奈良縣
租稅
御役人樣

因にいふ、砂村は三百石の地なり、
明治二年九月五日、奈良縣にて一乘院、大乘院以下寺院の使者を召出し、左之通達せ

らる、下乘下馬等の制札取除の件なり、

從前諸寺院ニ、揭示有之候下馬下乘等之札、向後取拂候樣被仰出候事、

但、格別由緒有之寺院ハ、其所部之府藩縣ニて、取調可窺出候事、

八月　太政官

次で菊花御紋章禁制の令あり、

社寺にて、是迄菊御紋用ヒ來ル者不少候處、今般御改正相成候、社者伊勢、八幡、上下加茂等、寺者泉涌寺、般舟院等之外、一切被差止候旨、被仰出候事、

但、格別由緒有之社寺者、由緒書を以可窺出候事、

八月　太政官

親王家ニ而、菊御紋用來候處、向後十六葉之義者不相成候、十四五葉以下、或者裏菊等、品を替御紋ニ不紛樣可致旨被仰出候事、

八月　太政官

右之通、於東京被仰出候段相達候也、

巳九月　奈良縣

下乘下馬札に就ては、三年三月廿日附、由緒なき社寺は早々取除く可く、由緒ある社

寺は來月十日迄に屆出べき達あり、藥師寺は奈良縣へ向け、左の由緒書を差出せり、

口上書

一下馬下乘之儀、由緒無之社寺者、早々取除可申、由緒有之社寺者、其旨可申上御布令ニ付、左ニ肝要奉言上候、

一　當寺之儀者

天武天皇
持統天皇
元明天皇
御三帝之御願爲國家鎭護、白鳳九年伽藍御建立被爲遊候御儀、舍人親王奉勅被爲遊御製作候東塔露盤之銘文、顯然彫附御座候、卽、天武記　日本紀　續日本紀　續日本後紀　延喜式　貞觀格　官務家記　類聚國史　西宮記　公事根源　壒囊鈔　家長系圖　扶桑略記　元亨釋書　本朝僧史　善隣國寶記　拾芥抄　今昔物語　年中行事等ニ書記御座候而、千有餘年御祈禱連綿仕、于今至り無懈怠、執奏家一條殿御添使を以、年々禁中に、卷數獻上仕來候舊寺ニ御座候、就中淳和天皇天長七年、奉勅於當寺大講堂、最勝會始而御執行御座候、卽續日本後紀ニ仁明天皇承

和元年之勅詔ニ茂、自今經三會之講師、始而任僧官与相見御座候、其砌ニ者勅詔ニ而、造藥師寺司之職、公卿御勤有之、御姓名等、國史ニ相見候、猶亦續日本紀寶龜二年八月、初令所司鑄僧綱及大安、藥師、東大、興福等之印、各頒置本寺与相見御座候得者、勅額等も被下賜候得共、何分千有餘年之星霜を歴候得者、失火兵燹等ニ燒亡仕候、尤塩嚢鈔ニ茂、七大寺中藥師寺を以勅願寺之可爲最初旨相見、且續日本紀ニ、天平勝寶二年二月孝謙天皇從大郡宮移御藥師寺宮、同年五月天皇遷御藥師寺宮、爲御在所旨相見、自爾以來西京与唱候、右御由緒を以、從往古下馬石幷揭札相用來り候、下馬文字之儀者、自然石ニ彫附、則菅丞相御手跡之由、相傳候而、古代之書風ニ御座候、則大永二年當寺奉加帳、古老傳ニ、菅丞相每月朔日有參詣、令修行仁王講一百座之趣、書記御座候、前顯之御由緒を以、下馬石幷揭札等用來候、右之趣被爲　成御賢察、何卒往古之通御許容被爲　成下候樣偏ニ奉願上候、以上、

南都七大寺之内

法相宗本山

藥師寺惣代

明治三庚午四月十日　寶積院增忍㊞

奈良縣

御役所

慶應四年五月廿日、藥師寺は神佛分離の問題を解決せんと欲し、鎭撫總督府久我大納言に左の口上書を差出せり、之れ藥師寺に於ける神佛分離の初めなり、

口上書

一中古以來、某權現、或者牛頭天王之類、其外佛語を以神號に相稱候神社不少候、何れも其神社之由緒委細書附可申出、御達之旨奉畏、則從往古當寺境內ニ御座候鎭守幷大小神社左ニ奉申上候、

一鎭守本社　　八幡宮　　社領無御座候、

右者、淸和天皇之御宇貞觀元年行敎和尙奉勅、從豐前國宇佐宮、山城國男山に御勸請之後、大和國大安寺に被爲移候砌、此岡ニ神輿を奉休、其跡ニ立神祠御座候處、其後、寬平八年當寺之別當榮紹律師、重而從男山、此岡ニ勸請有之、永奉仰當寺之鎭守儀ニ御座候、尤當社之儀者、宇佐緣起、朝野群載ニ相見に御座候、

一同　若宮社　　社領無御座候

右兩社

南都右方樂所之内

神主　　西京右近衛將監

右神主職中古已來兼職仕居候、

禰宜兩人　中座壹人　乙女壹人

小社ニ而、從往古社領無御座候分左ニ。

一氣長足姫社

一松童社

一蛭子社

一稻荷社

一天滿宮社

一氣比社

一平木社

一崇敬贈皇社

一階天滿宮社

同末社　地主社

一辯財天女社
一大津皇子社
右者、當寺別當行基菩薩、興福寺慈訓僧都、依勅詔勸請有之候趣、舊記ニ相見御座候、
一養天滿宮社
右者、元慶八年、菅丞相御願ニ而、當寺先德眞惠、隆光之兩僧都を導師として、一七日之間、仁王講師御修行、其後度々御參詣之砌、御宿所之舊跡ニ御座候、此法會九百八十四年來、毎年不闕ニ修行仕候、
一末社伊勢熊野社
一同蛭子社
一同地主社
右之通、從往古當寺境內ニ鎭座有之候大小之神社、何れも社領無御座候、勿論御神祇之本地抔与唱へ、佛像を掛ケ或者鰐口、梵鐘、佛具等、社前ニ差置不申候間、此段御届ケ奉申上候、宜蒙御沙汰度奉願上候、以上、

南都七大寺之內
法相宗本山

慶應四戊辰年五月廿日

藥師寺惣代
寶積院増忍㊞

鎮撫御總督府

御役人中

然るに、何等の沙汰なかりしかば、翌二年四月廿四日、園池正三位に對し、再び左の願書を差出せり、

口上書

一當國鎮撫御總督久我大納言殿御政務中、昨辰年四月御布令之趣、中古以來某權現、或者牛頭天王之類、其外佛語を以神號と相稱候神社不少候、何れも其神社之由緒委細書附可申出御旨ニ付、則別紙奉備御高覧候通、從往古當寺境内ニ抱來り候鎮守共大小之神社、其節奉書上、宜敷蒙御沙汰度旨奉願上置候、然ル所久我大納言殿御轉職ニ相成候ニ付、猶又今般書列奉差上候、左ニ、

神社之儀者久我大納言殿に奉差上候口上書之通、

右は、乍恐天武天皇、持統天皇、元明天皇、御三帝御叡願之御由緒を以、被下賜候受封判物御文書之通、從往古當寺境内鎮守并大小之神社抱來候、何れ茂別段社領者無

御座候、勿論御神體之本地抔与唱に、佛像を掛ヶ或者鰐口、梵鐘、佛具等社前ニ差置不申候間、此段御屆奉申上候、宜蒙御沙汰度奉願上候、以上、

南都七大寺之一
法相宗本山
藥師寺惣代
明治二己巳年四月廿四日　三松院㊞

奈良府
御役所

然れども、尙沙汰なかりしかば、同三年閏十月九日、神佛分界の義に付、更に左の伺書を奈良縣社寺局へ差出せり、

口上書

王政御一新神佛混淆不相成旨既ニ御布令被爲遊候ニ就而、從往古、當寺境內ニ抱に來候鎭守幷大小神社之由緒、委悉書顯シ宜蒙御沙汰度旨、去ル慶應四戊辰年五月廿日鎭撫御總督久我大納言殿に御窺奉申上、猶亦昨巳年四月廿四日、園池正三

位殿に御窺奉申上候處、兩度共逐而可及沙汰旨被爲仰渡畏罷在差控候得共、御用繁之御故ニ哉、于今御沙汰無御座候、然則還而於當寺、若哉等閑ニ捨置候樣御思食之程奉恐入候間、今般諸鎭守分界仕度、依之乍恐、社寺局御役所へ此儀御窺奉申上度候間、何卒御出會之儀奉願上候、以上、

七大寺之內
法相宗本山
藥師寺惣代
寶積院㊞

明治三庚午年閏十月九日

奈良縣
社寺局
御役所

又、當日社寺局に於て掛員と應對せし狀況を記して、寶積院より年預法輪院へ差出せり、

一筆啓上仕候、倍各位樣御淸穆被遊御梵修奉抃喜候、然者今般社地分界之儀ニ付、今朝奈良縣社寺局へ罷出候而、拙院在山評議ノ通申上候處、左之通御掛りより御

申渡候、

一八幡宮東手築地、北手廻廊、南之方莊嚴屋、何レ茂雨垂れ落より凡壹間宛、餘地ニ被致置候而、圖面ニ書のせ、可被差出候事、

但し、其餘八幡宮境內鳥井ゟ鐘樓堂迄之路すがらハ、拙院在山評議之通申上置候事、

一莊嚴ノ屋拙院申上候樣ハ、全ク蛭子社之拜殿ニ候得共、四ヶ鄉中ゟ、金堂ニおゐて、修行造華會莊嚴頭屋相勤候者、先ヅ此神樣へ積米致候、其後金堂前へ積米可致先例ニ候、尤氏神前之積米ハ不殘神主神人のみ配分致し候得者、神佛混淆不仕候樣奉存候事、

但し、其餘四ヶ鄉之緣由、莊嚴頭、巡勤之趣意、逐一申上、猶又舊幕府御裁判書相見セ候事、

一御尋ニ付、鎮守樣へ從往古知行配分者無之旨申述候處、御掛り被申候ハ、修覆之義、是迄山內ゟ被致候哉、猶又四ヶ鄉氏子ヨリ致候哉之義、御尋ニ付、拙院申答ニ者、此迄山內ゟ修覆致し來候旨申答候ニ付、御掛り御申ニ者、右ニ而者、神佛混淆ニ相成候ニ付、以來者修覆料として、年々何石と御取締可有之候事、

(朱書)此儀御評議可被下候、

但し、昨朔御寫し取御渡し、神主神人へ年中渡米高之書付ニ、

本渡し高

一貳石四斗　　神人兩人分〆高

一――　　――

一――　　――

右之內、修覆料之內へ入込候而可然分も有之候、猶不可然分も有之哉ニ存候事、

一養天滿宮

一階天滿宮

右兩宮者、大宮社地へ引遷し可然哉、猶又其儘にて大宮之如ク、分界致し可然哉、

(朱)此義山內ニて御評定可被成下候、

右今日御役所ニおゐて、應接荒々如斯御座候、猶御不安心之義も御座候ハヽ、法輪院樣成共、御出局可被成下候、若御差支ニ候ハヽ、委細西之房へ御申含メ御越し可被成下候、何分山內ニおゐて、宜敷御評定可申上候、早々謹言、

尙々入用も難計候間、年預所ニ堂社間數書御座候ハヽ、明朝御越し可被下候、若年預ニ無之候ハヾ、拙院客殿之机場之八疊敷西よりに黑ぬり文庫(共)御儘御越し可被成下候、以上、

明治三庚午年　閏十月九日　南都鹽濤ニて　寶積院

御年預所

法輪院樣

御披露

但し、此書狀明日御戾し可被下候、

依て、同四ッ時山內より承仕西之房幸遍、供惣藏守庄助同道にて、山內評定の返書を寶積院へ持參せり、

衆議評定

一八幡宮

右修覆些少之義者、山內より致來り候得共、大破之節者、四ケ鄕を始メ諸方有信之者に勸進致し、右勸物を以修覆致來候義ニ付、向後同社修覆料として、一山ゟ

米壹石

外ニ掃除料として米三斗

合而　米壹石三斗

右之米多年ニ山内より差出可申事、

閏十月十四日に至り、藥師寺より、更に左の願書を社寺局へ差出せり、

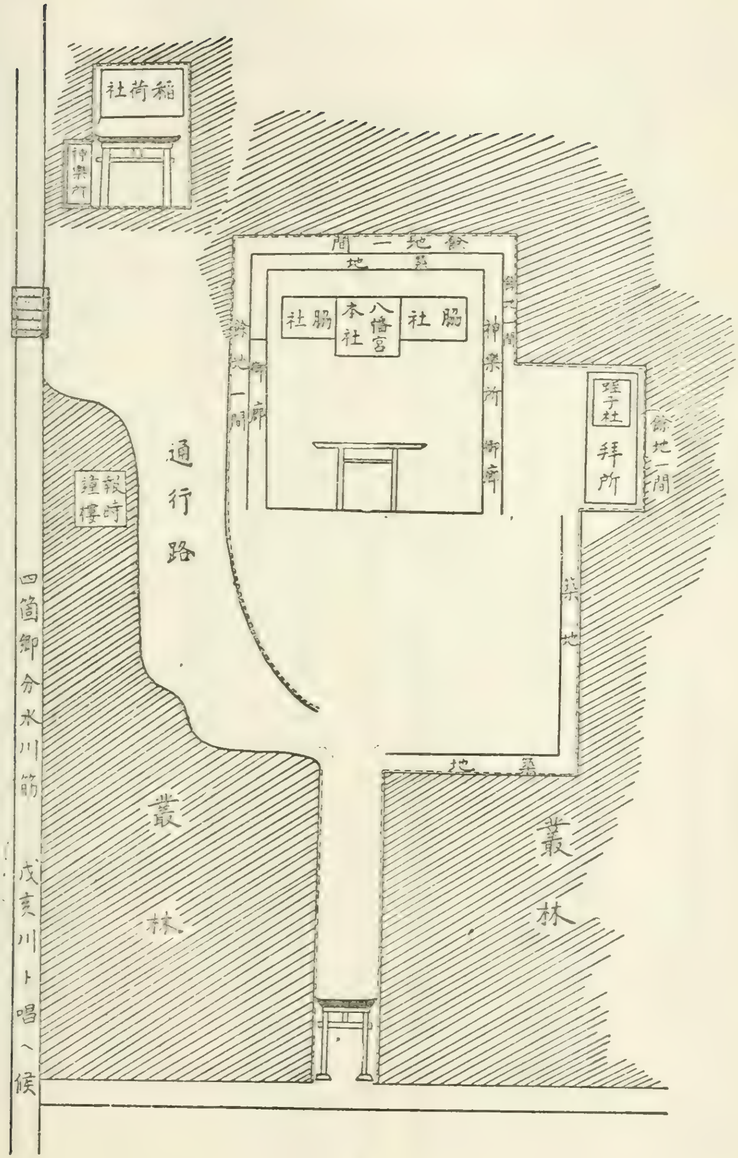
口上書

王政御一新、神佛混淆不相成旨、既ニ御布令被爲遊候ニ就而、從往古當寺境內ニ抱ヘ來リ候鎭守幷大小神社之由緒、委悉書顯宜蒙御沙汰度旨、別紙之通、去ル慶應四戊辰年五月廿日、鎭撫御總督久我大納言殿江御窺奉申上、猶又昨巳年四月廿四日、園池正三位殿江御窺奉申上候處、兩度共逐而可及沙汰旨被爲仰渡、畏差控罷在候得共、何分御用繁之砌ニ御座候故、于今御沙汰無御座、然ル間於當寺ニ還而等閑ニ捨置候哉ニ相當リ、奉恐入候付、今般圖面之通、神地分界幷御供料修覆料、別紙之通向後取究度候間、此段御窺奉申上候、以上、

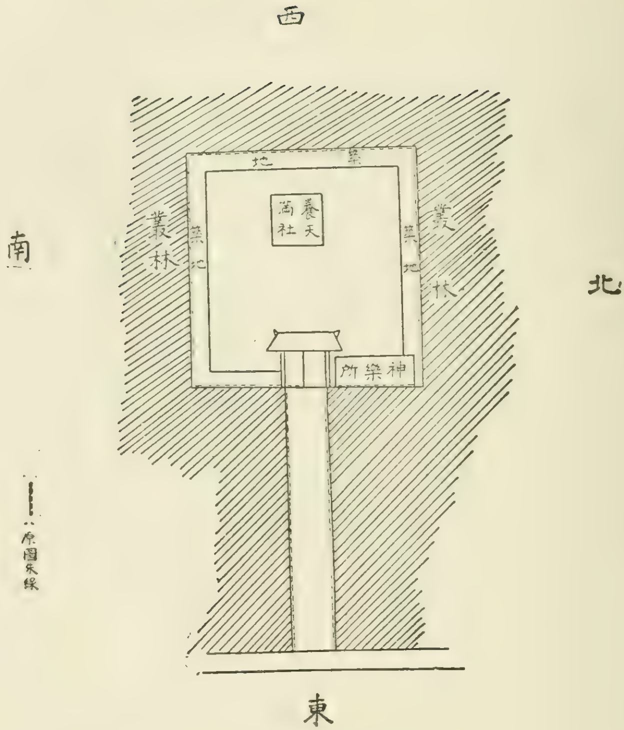
南都七大寺之內

法相宗本山

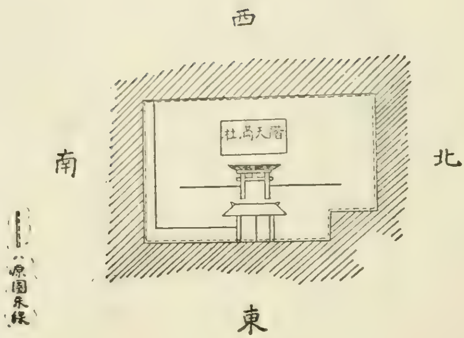
此本社者伽藍境内南之端坤之方ニ御鎮座ニ御座候



ハ原圖朱線



此社ハ寺中境内乾之方ニ御鎮座御座候



此社は、伽藍境内巽之方ニ御鎮座御座候、

藥師寺惣代
寶積院增忍㊞

明治三庚午年閏十月十四日

奈良縣
社寺局
御役所

(コノ間ニ、右ノ圖三種アリ)

右三社圖面之通、朱引之界內、今般社地ニ取究度、此段御窺奉上候、尤巨細之儀者、昨巳年六月伽藍境內全圖奉差上置候、以上、

南都七大寺之内
法相宗本山
藥師寺惣代
寶積院增忍㊞

明治三庚午年閏十月十四日

奈良縣
社寺局
御役所

本社小社供料修覆料取究窺書

一鎭守本社　八幡宮

一同　若宮社

右兩社、從來社領無御座候付、修覆小分之儀者、山内より致し候得共、大破之節者往古寺領大宮之因緣を以、五條六條七條九條右四箇村始、諸方信心之者に勸進致し、寄附物を以修覆仕來候間、向後

玄米　壹石　修覆料

右、年々山内より差出可申候、

其餘從來

玄米貳石八斗七升五勺 神供料として、神主神人へ手に渡し來候、

小社之分

一養天滿宮

末社伊勢熊野社　同蛭子社　同地主社

一階天滿宮

末社地主社

右兩社、從來山内より修覆致候節、氏子よりも致寄進候義ニ御座候、

一稻荷社

右、從來山内より修覆致候節、諸方信心之者に勸進致し、其寄附物を以成就仕候、

一氣長足姬社

一松　童　社

一蛭　子　社

一天　滿　社

一氣　比　社

一平　木　社

一盡敬贈皇社

一大津皇子社

右小社十五箇所修覆御供、從來山内より致し來候得共、向後右料として、玄米七斗山内より差出可申候、

惣合　玄米四石五斗七升五勺

外ニ餅米　五升



元藥師寺八幡宮神體僧形八幡　藥師寺所藏

白米　二升
燈油　四升八合

前段之通、今般取究、向後相渡致候間、此段御窺奉申上候、以上、

南都七大寺之内
法相宗本山
藥師寺惣代
寶積院増忍㊞

明治三庚午年閏十月十四日

奈良縣
社寺局
御役所

斯くの如くにして、藥師寺に於ける神佛分離は主として、經濟的方面の條件を以て解決せられたり、而して、鎭守八幡宮の本體は僧形八幡にして、藤原時代の作に係り、現に藥師寺に存し、尙同時代の神像二軀も同寺に存す、以上三軀、奈良帝室博物館に出陳せり、其の他、社前の鰐口等も同寺に現存す、

五　西大、招提兩寺に於ける神佛分離

西大、招提(唐招提)の二大寺は、奈良の西郊に僻在し、且つ興福、東大の二寺の如く、勢力を有せず、歷史的背景も極めて小なるを以て、從て官憲の注目する處とならず、鎭守の如きも、微々たるものに過ぎざれば、神佛分離に就ても、多大の影響なかりしものの如し、

尤も西大寺は、其の末寺として、奈良及び附近に在るもののみを擧ぐるも、極樂院、般若寺、白毫寺、不退寺、海龍三寺、不空院の如き、維新の變革に依りて、悉く廢寺と爲りし程なれば、其の打擊の甚大なるものありしは明かなり、又唐招提寺に於ては、奈良の傳香寺の如き名刹ありしも、之亦廢寺同樣の運命に陷り、山城八幡の法薗寺の如きは、石淸水八幡宮に於ける神佛分離の渦中に投じて、殆廢寺と爲り、頗る激烈なる影響を受けたることとなれど、記錄不完全にして詳細を知ること能はず、且つこの法薗寺は、男山の分離事件に屬するを以て、此に記述すべき限に非ず、

西大、招提は共に輪番を以て、興福寺の唐院幷に新坊に詰め、興福寺との關係甚深なるものありしを以て、神佛分離の際には、興福寺の委托を受けて諸堂伽藍の監理に

當りし關係上、伽藍處分に際し、寶物什器の轉入されたるものも少からざる可く、特に興福寺關係の什寶にして、西大寺又は西大寺僧の公有私有に歸したるものも少からざりしが如し、興福寺の條下に記しゝ春日若宮社に在りし大般若經厨子の如き、一時は南圓堂に在りしと聞く、當時西大寺の住、泓澄なる僧南圓堂を預り、後此厨子を西大寺に持還り、其弟子悟龍に傳へ、悟龍は私有なりといふ廉を以て、根津嘉一郎に賣却せりといふ、此類は其の他にも少からざりしと傳へられ、諸末寺の什器重寶は悉く本寺西大寺に引上げ、其の處分に就ては、頗る不明のものありしやに噂せらる、從つて、朱印地の上地以外此の兩大寺共ものには、神佛分離に依りて、非常なる打擊を蒙りしことはなかりしものゝ如し、

明治二年三月(?)寺領安堵に付、西大寺より奈良府へ左の願書を差出せり、

乍恐奉歎候口上書

一今般去辰年收納米金等、御當府租稅局江速ニ皆上納可仕候樣、蒙御布令正ニ奉拜承候、就中大政御一新萬機御仁恤

御叡慮乍奉戴、舊臘不奉御伺申上、却而泥御仁澤、荏苒ニ打過重々奉畏縮候、何分僧侶之事故、頓と國事之御用も無御座、先任舊例、一七ヶ日國家安全三時七壇之御修

法、同後七日は、後二條院太政官府牒國印に下置候以來、抽丹誠御祈禱仕、則右卷數等當正月禁裏御所、大宮御所、中宮御所奉獻仕候、殊ニ本願稱德天皇御製四天王銅像者、仁明天皇行幸、當寺有稱嘆、都率天宮之事、載類聚國史、續日本紀等、加之建長元年四月後深草院左辨官府に下候以還、每年夏中三十ヶ日之間、最勝王經奉轉讀、齋月大仁王會者、後宇多院宣命ニ御座候、且者龜山院依勅、累年八月七ヶ日不斷光明大會幷法花八講者、後醍醐天皇之勅會、此帝殊ニ御歸依深、綸旨數通今ニ御座候、隨而正平八年六月、後村上天皇依綸命、後鳥羽院、後宇多院、後醍醐天皇御追福、今ニ無怠慢法行仕候、右列聖主御綸旨御遺願之法務料ニ、去辰年收納米金等、多分相拂、漸殘米聊宛多人數に配分仕、差當難澁切迫ニ御座候間、何卒御宥免之御沙汰伏而奉願上候、決而御宣布粗暴ニ相心得候義ニ而者無之、右言上法修料ニ相拂高ニ御座候間、幾重ニも寛大之御仁憐前書之通御許容被仰付被下置候ハヽ難有奉存候、以上、

今唐招提寺に殘れる文書記錄の類に依りて、明治初年に於ける動搖の一斑を叙述して、神佛分離、廢佛毀釋の風潮裏に於ける奈良郊外諸寺の狀況を知るの料とす可し、

明治初年は、佛教界に於ける大迫害の時期なれば、何れの寺院にても、之れに對する自衞上綱紀の肅正を圖りしことは、一般の傾向なりしなり、招提寺及び其の一派に於いても、此の事ありしと見え、明治三年に一派の大衆が議定せし書類二通現に存せり、題して「議定書」「淸規」といふ、

一派誓愼之條々

第一

兩祖師前御忌日、拜禮勤行相濟候後者、一統御廟江拜禮之事、最式日兩鎭守伽藍拜堂、辰之半尅ヨリ惣出願之事、

第二

伽藍莊嚴向並掃除等、月々四九定日之事、

綱維ヨリ無失念、心附可申附事、境內向掃除等其役之者、共江、役者中ヨリ屹度可指揮事、

第三

衆中小僧ニ至迄、寺役勤行之外、勤學出精之事、從辰之尅、至巳之半尅勤學、午之刻ヨリ同半尅迄休足、夫より申ノ尅迄勤學、同刻ヨリ黃昏迄山內往來隨意、但し、火急之

公用者格別、最宗學爲要儒學者可隨意ニ事、

第四

藏松院者、各院格別之院庫ニ候て、向後役院ト相定、役中何レモ出勤之事、年預役、藏松院兩役者爲定吉祥院金生院、月給之儀者、常住之分月貳斗五升、一派ヨリ勤番之分、月五斗宛爲年預之役給ト兩役者一派より勤番之分月三斗宛、常住ゟ壹斗宛綱維給同斷之事、

但し、山內各院廿五夏已上、年六石宛贈進之事、壬生輪番之儀者、勅願所之邊モ有之ニ付、貳ヶ年從四月八日至同月八日交代、一派より勤番之節者壹年交代之事、

第五

諸節句始一薦各院一流可勤禮節、第一院々本尊并光德拜禮、次ニ住持江祝儀ヲ相述ル事、

第六

小僧之分上座拜禮之節可致三禮、最於途中敬可爲一禮事、但し、伽藍內往返之節着衣者勿論之事、

但し、女人平常出入之節ハ日沒限、看病人之儀者格別之事、

第七

一派より附弟爲修學、本山住山之節者爲飯料三石宛、彼院ニ相送り候事、寺役向等一山住僧同様巡勤之事、

第八

衣體之儀は成丈綿衣之事、

第九

爲公用共、一々役院ニ可届出事、

第十

他出之砌は、侍者壹人召連候事、最御時節柄ニ付、双方賴合可成樣都合可然之事、

右之條々違犯ノ輩ニ(マヽ)於有之は

兩祖師御寶前、爲懺悔、三七日三聚戒本不斷讀誦之事、

右於本山御議定之次第、於一派、厚相心得違失御座有間敷候、以上、

善法律寺　照心

常法寺　戒純

龍華院　道靜

彌勒院	本淨
教學院	照淳
講師堂	鞭觀
能兩院	常覺
□院	照嶺
壽口院	照笘(マヽ)
大覺寺	瑞雲
金剛寺	眞時
法薗寺	口量
法金剛院	眞護
門院弟子	眞觀

清規

方今一派法源之衰微雖及此時、末世之人心總而下根爾押移候ニ付而者、採用新古中庸爲正規則、雖然猶中道之時實究竟之、衆中尙以日々夜々勉勵於有之者、一端之

雖規則、勿論永世不朽之人法興隆、實國家可報四恩乎、

第壹

和合僧勸要之事ニ候得者、月々布薩幷自恣其余總而可順羯磨事、

第貳

三學可爲出精、勿論、事相教相悉曇聲明、最傳法結緣灌頂等平生心掛可發起事、

第三

春常樂會前十四日、秋念佛會後廣布薩幷講釋等有之事、

附リ、法同已上兩會共、何レモ應量器ヲ護持シ、於年預所食作法可之事、

第肆

相承不可說他之誹謗、依其事件、直々慈悲以相諫諭候事、

若彼是論誹謗、且自己之存慮申立候者有之者、可任一派一派之衆評事、

第伍

一山徒前仕來之儀者勿論、猥ニ不可改事、

第陸

諸役勤番、從初夏貳拾七夏迄、一派次第交代之事、

尤、例年九月大會之節配役取究之事、

但、月々諸勘定、前後年預役者立合之事、

總勘定者春ト九月ト可改事、

第七

世出世共、依怙之沙汰無之樣可計事、

最雖入衆受戒之人一派之外諸役不關係事、

第八

夏數高臈人者、一派依推擧可任和上位事、

右定約之規則若違背於有之者、一派衆議上爲擯斥之事、

右於本山御淸規之件々、於一派中、厚相心得違失御座有間敷候、以上、

(其他尙あれども、神佛分離に關せざるを以て略す)

明治五年に至り、諸宗本山末寺歸屬に付、種々の動搖を生ぜり、十月廿七日附を以て、招提寺より奈良縣への伺書左の如し、

伺書

當寺義者、律家總本山ニ而、諸國ニ末寺有之候、然ニ今般法相宗、華嚴宗、律家兼學宗、

融通念佛宗之五流幷其他諸宗之內、別流獨立、本山及無本寺等、夫々相當望之宗內、總本山へ所轄可致旨、教部省ゟ御　候ニ付、諸末寺等ゟ如何可致哉爲寺合罷出候付而ハ、全右之五宗御廢止之御趣定(マヽ)ニ無之哉、諸宗之內、別流獨立本山及無本寺等之寺院、相當總本山之所轄可致御趣□□奉敬承候得共、何分之義御教諭之程奉懇願候、且諸末寺江御趣定貫徹申達度奉存候間、如何相心得而可然哉、此段奉伺候、

已上、

明治五申(マヽ)辛十月廿七日　　招提寺總代

德園院㊞

奈良縣

御廳

又、招提寺末生駒山竹林寺は、行基菩薩の廟地として、重要なるところなるが、維新に際し廢寺に歸し、今に至るまで復興の運に向はず、維新の廢佛の影響を受けて、尤も憐れなる有樣と爲りしは、實にこの竹林寺なる可し、明治七年一月、一山の主なる僧分發願して、存續を圖りしも、其の甲斐なかりき、左に發願文を錄す可し、

發願文

當寺末生駒山竹林寺、御一新後相續方、追々六ヶ敷相成リ、今マサニ廢寺ニ及ハン

ト欲ス、依テ弟子輩而今以後、彼ノ寺、人法興隆ノタメ、倍丹誠ヲ抽ヘク候、大聖必哀愍ヲタレ、愚願ヲ成就令メタマヘ、若此事虚忘（マヽ）ナラハ、忽三寶ノ御罰ヲ蒙ヘク候、依而誓願狀如件、

唐招提寺

本常（書判）

本覺（〃）

照嶺（〃）

明治七年一月廿五日

稽首和南

南無大聖文殊師利菩薩

南無行基大菩薩

南無一切三寶

（備攷）唐招提寺には、以後明治十一年頃迄の文書にして、大教院設立、眞言宗西部管長幷其歸屬等に關するもの少からずと雖も、直接神佛分離に關せざるを以て、登載を見合せたり、

（大正十四年三月三十一日稿了、大屋德城、）

大乘院一乘院門跡の復飾

〔攝信上人勤王護法錄〕慶應四年閏四月

同七日、快晴無比、

一　大乘院殿(南都)より、

以手紙得御意候、然者今般社寺格別之
御沙汰被爲在候處、於此御方者、春日社關係被成候、就而者　御門主幷知心院御方
御復飾之儀、御願通、被
聞召、思召に依而、爲御知被　仰進候、右各樣迄可得御意如斯御座候、以上、

後四月六日

原　遠江守

興正寺樣坊官御中

尚々本文之儀に付、自然御音物等之御沙汰被爲在候はゞ、御省略に付、內外共堅
御斷被成候、此段心得置可被下候、以上、

〔一乘院よりの御音書、同斷、又德川慶喜寛典御處置の達等略之〕

南都諸大寺に於ける佛典の燒棄

北川智海氏談

氏は、今律宗本山唐招提寺事務長なり、明治初年以來、奈良地方に於ける廢佛毀釋の事實を見聞せらる、

御一新の際の南都諸大寺の騷動は、拙僧が尙ほ記憶してゐますことで、興福寺の大塔に火を放たうとしたが、近邊に火が飛んではならぬと云ふことで、漸く中止せられました、私の尤記憶してゐることは、每日書庫から書籍を運び出して、燒き棄てたことであります、興福寺には、大きな支倉造りの書庫があつて、佛敎の書籍が充滿してゐました、古來世々の學匠等が自ら著作して納附したのもあり、謄寫して納附したのもあり、何れも心血を注がれたものでありますが、その部冊は殆ど數へられませんでした、

有名な華嚴の鳳潭は、興福寺の書庫の書籍を閲覽せんとしたるも、同寺の大衆以外

には閲覽することを許可いたしませんでしたから、種々苦心して、掃除人の樣になつて、書庫に入り、大衆の眼を偸んで、書籍を閲覽し、自ら着衣の裏の白地へ一面に細字を以て拔書したと云ふことで、拙僧共が古く聞き傳へてゐます、要するに、興福寺の書庫は、天下の學僧に注意せられたもので、祕珍の書籍が積み重ねられてあつたものであります、

御一新の際、何の用捨もなく、手に任せて運び出されて、燒き棄てられた書籍は、何萬の金子を以ても、再び購求せられません、實に狂氣の沙汰でありました、

元來南都の佛敎は、學問佛敎と云はるべきものでありまして、諸大寺には、何れも許多の書籍がありましたが、當時燒き棄てられた殘部の書籍は、小僧共に依り綴絲を切られて、反古紙とせられ、奈良塗の漆器の包紙にせられたり、茶箱の張紙にせられたりしました、明治二十年頃まで、奈良塗の漆器の包紙は、皆此類の反古紙でありました、二十錢三十錢の茶盆が、天平の寫經で包まれて、旅客の手に渡されたことなどもありましよう、拙僧の寺院の境内等は、掘り起されて、茶畠にせられたので、茶の木の大くなるに隨ひ、書籍の綴絲を切つて反古紙となし、茶箱を張つたのであります、奈良の諸大寺では、皆此類の反古紙で茶箱を張つたのであります、明治二十年の頃

であります、拙僧は此實況を見て、大に感じました、兎も角も、古來世々の學匠等が心血を注がれたものを、反古紙とするのは、至極不德の所業であらうと思ひ、始めて五十箱の書籍を購求しました、實に些少の代金でありましたが、拙僧は當時大に苦心して調達し、漸く購求しましたが、何人も拙僧の好奇心を異みもし笑ひもしました、乍併今後此の如き書籍は、全く用ない物であらうとも、世々の學匠等の心血を注がれたものを、假令一分にでも保存して置きたいと思うたのであります、その後、又三十箱の書籍を購求いたしました、是等は論草と云ひ、佛教の學問上には重要なものであります、乃で此三十箱の書籍は、東大寺の舊藏でありましたから、更らに拙僧が東大寺に納附しました、乃で兎も角も茶箱の張紙にならうとしたものが、却て東大寺、唐招提寺に保存せらるゝことゝなりました、

さて今日の東大寺の圖書館の設立せらるゝ始めは、卽ちかの三十箱の書籍でありますす、又今日の唐招提寺の圖書館の設立せらるゝ始は、卽ちかの五十箱の書籍であります、唐招提寺の圖書館といふも、名ばかりで未だ設備も整うてゐませんが、拙僧は主に律宗關係の書籍を集めてゐます、何分廣く佛教の書籍を集むる資力がありませんから、律宗關係の書籍を集めて保存して置かうと思うてゐます、今日は書籍

は大に貴重になりました、殊に古い書籍は容易に購求できません、三四十年以前の實況を回想すれば、實に一場の夢であります、（文責記者）（明治四十五年四月八日發行、佛教史學第二編第一號所載）

明治初年の南都諸大寺

水木要太郎氏談

氏は、今奈良女子高等師範學校教授なり、多年同地に在り、奈良通を以て、學者間に盛聞を博せらる、

明治初年廢佛毀釋の議論の喧かつた時、奈良の諸大寺の狀況は、實に凄慘であつたさうです、常々聞いて居る事柄も少くありません、今一二を話しましよう、奈良へ、熊本藩の兵士が警護のため屯在してゐたことがありましたが、彼等が東大寺の大佛の背後から大砲を打ち試みようとしたことがあつたそうです、幸に實行せられませんでしたが、これで略ぼ萬事が察せられましよう、

明治五六年の頃、大に諸大寺が破壞せられました、四年八月に四條隆平が五條縣知

事となり、十一月に奈良縣令となり、六年十一月まで任にありましたが、同縣令の時代に、興福寺等が禍を被りました、尤正參事津枝猪太郎と云ふ者が、今で云へば至極ハイカラで、縣令を助けて破壞主義を實行したと云ふことであります、
興福寺の五重塔を彌三郎とか云ふ者に賣却せんとし、その價格は二百五十圓であつたそうです、迚も足場を掛けて打毀はす費用はないから、火を放つて露盤九輪等の金目の物を燒落して拾取らうとしたが、何分にもあの高い建物に、火を放てば、近邊が危險であると云ふことで、見合はされたそうです、同寺の三重塔も亦賣却せんとし、某、今當地に住して居るから、姑く名を秘して置きませうが、某が三十圓で買取ることゝし、某の兄なる者に、代金の用立を依賴しましたところ、兄なる者より大にその無謀を叱られ、遂に思ひ止つたと云ふことです、同時に興福寺の四方の築地塀を破壞せられました、大なる古瓦一枚が、寬永通寶一文で買取る者もなかつたといふことです、
藥師寺の吉祥天の天平畫像が、五圓で入質せられてゐたが、寶物調査の際、枯木も山の賑と云ふやうな考で、一場に陳列せられたところ、フエノロサ氏等が一見して、激賞し、始めて天平畫像の價値が認めらるゝことゝなつたさうです、尙ほ種々聞いて

居る事柄もありますが、更に話すことゝしましよう、(文責記者)(明治四十五年四月八日發行、佛教史學第二編第一號所載)

堺に於ける神佛分離幷關係史料

中井伊與太氏報

第一項　神佛分離發令當時に於ける狀況一般幷に分離實行の顚末、神佛分離令の出づるや、堺に於ける佛寺にして、神社に關係あるもの、卽ち念佛寺(舊三村宮現開口神社)常樂寺(舊天神現菅原神社)向泉寺(舊方違宮現方違神社)慈眼院(舊戎嶋戎宮現惠美須神社)安樂院(舊天滿宮現船待神社)等は、悉く神祭を以て奉祀すべき旨を屆け出で、佛敎關係の本地佛佛像佛具の類を撤廢し、之を同宗派の寺院又は講中と稱する者に依賴して、夫等の居宅に預け入れ、或は形式上賣却、或は金錢借用の抵當物件として差入れたるが如く粧ひ、一物をも之を社內に止め置かず、或は佛堂たりしものを神殿たりしが如く修繕或は改築を加へ、神殿として使用せるもあり、是れ只管官廳に沒收せらるゝことを恐れたるに因るものゝ如く、住職は悉く復飾して、神職となりて、神前に奉仕せるを以て、佛寺は自然廢寺となりたり、

第二項　佛寺に於ける神社關係の建築物圖像器具粧飾文書記錄等については、詳

細は今日之を確知し難しと雖、當時本地佛佛具等苟も佛臭あるものは、悉く之を他に搬出して、寺院又は講中等に預け入れたるものなるが、神殿としての建築物並に其粧飾物は其儘保存せられ、文書記錄等にして、神社關係のものは固より、佛寺に關係あるものも、多くは神社に引繼がれたるが如し、

第三項　佛寺に於ける祭禮行事等の今日に殘存せるものは、

念佛寺(開口神社)の分

田實神事(舊八月朔日、現九月十三日)

神輿渡御式

向泉寺(方違神社)の分

粽神事(舊五月晦日、現五月卅一日)

常樂寺(菅原神社)の分

田實神事

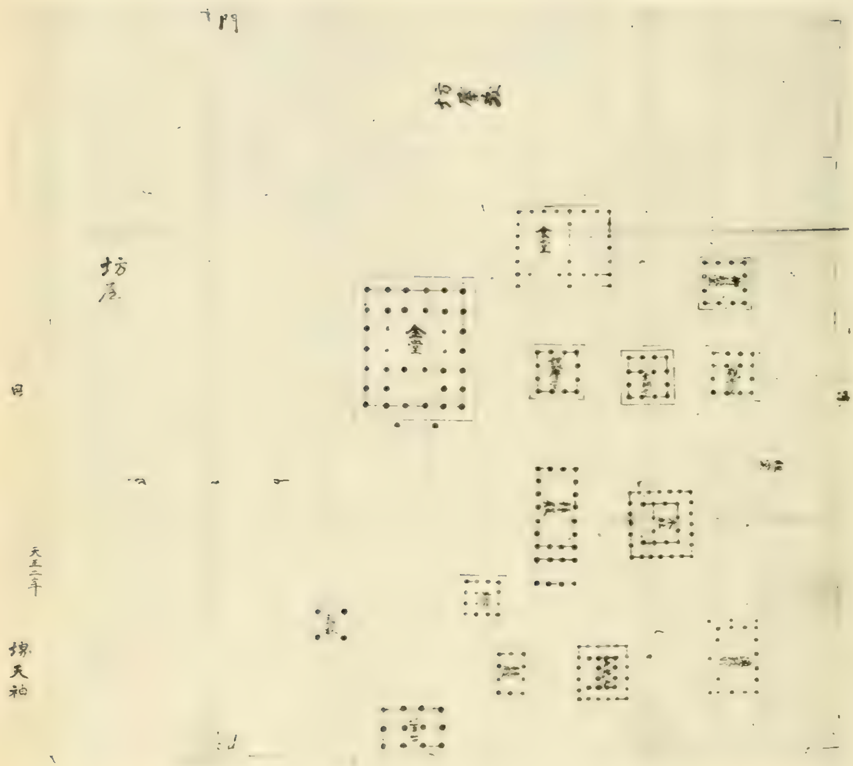
神輿渡御式

天神水鏡御影拜觀

第四項　社人社僧の狀況、宗派及其本寺等

眞言宗無本寺
朱印寺領八十石　密乘山　三村宮別當　大寺念佛寺
當時人數貳十名位
天台宗延暦寺末寺
同　貳百貳十石　淸淨觀院　天神別當　常樂寺
當時人數七八名
眞言宗無本寺
同　九十石　三國山遍照光院　方違宮別當　向泉寺
當時人員不明
眞言宗京都東寺法輪院末寺
龜靈山　戎嶋戎宮別當　慈眼院
眞言宗(所屬不明)
湊村天滿宮別當　安樂院

第五項　寺院中の佛堂鐘樓等は、悉く之を毀棄せしめたるものゝ如し、然れども、念佛寺の如きは、藥師堂毘沙門堂をば、改修を加へ之を、神殿として使用せるもあり、



同寺の三層塔は、當地の河盛仁平之を購入し、縣官より移轉の命あるも、當時同人は富豪の聞えあり、且權勢もありたることゝて、命令ある毎に、言を左右に託して、其期限を延期に延期を重ねしめ、容易に實行に着手せず、縣官亦之を如何ともする能はず、荏苒歲月を經過する中、時世の變化は、終に其撤廢の必要を感ぜざるに至り、同人は之を神社に寄附し、開口神社境內に現存せり、天神社の山門の如きも、仁王を撤廢し名稱を隨身門と更めて、當時破却の厄を免れたるものにはあらざるか、其他佛像佛具經卷等は、多くは同宗派の寺院、卽ち念佛寺は同寺末たりし堺三寶寺へ、常樂寺は河內の松尾寺、町內の光明院、同光澤寺へ、慈眼院は同寶珠院へ搬入預け入れ、或は講中と稱する者の居宅に預け置き、遂に何時とはなく、散逸したるものゝ如し、常樂寺の梵鐘は、莚包とし船に積みて、搬出せられたるが、今其所在を失ふ、念佛寺のは、現に市內西本願寺別院の鐘樓にかゝれり、これ亦預け置きたるものが、有耶無耶の裡に葬られたるものゝ如し、

寺領は何れも現泉北郡踞尾村にあり、上地となりしも、猶明治六年頃迄は、現米又は金錢にて相當の下附を受けたり、

境內地に及ぼしたる影響これなし、方違社の如きは、別當向泉寺と、神社と各其境

域を異にせるを以て、住職復飾後、廢寺となりたるも、神社の境内に影響するに至らず、

佛寺に關する德川時代の朱印狀は、之を內國事務局へ、禁廷に關する御撫物は、之を宮內省へ、其他近衞家等に關する分は、夫々關係者へ之を返納せり、

僧侶は、凡て還俗して神社に奉仕することゝなり、殊に念佛寺の如きは、隱居し居りし者迄も一旦寺院へ復住し、然る後復飾して神職となり、且京都白川殿に於て祭式を傳習し、神祇官より神職たるの免許狀を受け、神前に奉仕せしものなり、是より先、念佛寺の一萠虛空藏院は、禁廷の御撫物を奉じて、京都に入りしに、時恰も廢佛毀釋令の出でたる際とて、僧形の身を以ては、宮中に參內することを許されず、下宿に引き下り、俄に衣冠を整へ、名をも大寺淡路と假稱し、再び參內して、御撫物を奉納することを許されたりといふ、

第六項　維新時代の地方當局

參與職判事大阪裁判所詰堺在勤　(慶應四年四月現在)

小河彌右衞門(一敏)

豐前岡藩士

辰七月朔日

堺縣知事

庚午八月免

徵士　同介　　岡本恭平(改名清原眞由美)

日向高鍋藩士

辰六月　徵士　大阪府判事堺在勤

辰七月　堺縣判事となり大參事に歷任し、後大阪高津神社宮司となる

庚午六月　　堺縣知事　兵庫縣知事　　稅所　篤

第七項　堺に於ける神佛分離當時の當局者は、何れも熱烈なる敬神家なりしが如く、知事小河一敏の如きは、彼が始めて知事の命を拜するや、先づ廳下の大社に奉幣し、祭祀の日には、必ず烏帽子直垂を着して之に參拜せしといひ、又大參事にて後に大阪高津神社の宮司に補せられし岡本恭平あり、之に化せられてか、町民中多少國學の素養ある者、又は少壯新進の分子は、大に廢佛の擧を喜び、殊に町内には他地方稀に見る多數の寺院ありて、多少佛敎を厭忌するの情も潜みたりけん、路傍の石地藏を打倒し、或は其首に繩を結び付け、之を引摺り歩き、河又は溝等に

投棄する者あり、又或人士中には從來の宿坊より離檀し、葬儀は神式を以て之を執行する者さへ生ずるに至れりといふ、

以上列擧せし事項の中には、維新當初未だ悉く其實行を見るに至らざりしものもありたるが如く、明治六年に至り舊僧侶の還俗して神職となりしもの丶多くは、轉任或は罷免に遭ひ、後任者として官選神官の任命を見るに至りては、この新任者の手によりて、舊寺院に關係ある殘存の建築物、又は器具は、賣却或は棄却せられて、其處分の完結を見るに至りしものならん、

三宮村念佛寺

本社三村大明神(事勝食勝長狹尊一に鹽津老翁ともいふ)相殿南祇園牛頭天皇、北生玉大明神

開口社

一本社

幣殿

拜殿

一末社

辨天社　天滿宮　金比羅社　船玉社　外宮太神宮　內宮太神宮　蛭子社

大黑天　稻荷社　荒神社　秋葉權現

口上覺

一長堂　一宇幷木像

右先年宿院丁濱和泉屋宇兵衞先祖ゟ寄進致居候所、此度同人ゟ御願之一條ニ付指戾候樣被　仰付奉畏候、依之御請書奉差上候、以上、

開口神主

明治三午年十一月廿七日　　瑞森茂雄印

年寄

中井作左衞門印

堺縣

御役所

開口社　高野山ゟ古借金之事

一金貳百五拾兩　高野山へ當金可相渡分、但シ皆金者五百兩也、

内百七拾兩　當金渡し高、

内　百兩　開口社ゟ外ニ而借入高、

貳拾兩　本堂賣渡シ候手付金、但シ貳百兩ニ賣渡シ候事、

殘り五拾兩　不足

右不足之分南鄕氏子中ゟ出金取替之事、

未六月八日

口上覺

一今般太政官ゟ國内大小神社之御規則被爲定候ニ付、取調候ニ付、取調向被　仰出候段、奉承知、左ニ奉申上候

一和泉國大鳥郡鹽穴下條開口莊芦原瑞森

但、當今者堺南莊与申候

一式内開口神社
一縣廳ゟ神事執行之節ニ者御出役有之候事、
右　進男命
一祭神三柱　中央　鹽土老翁
左　生國魂命
一勸請者
神功皇后三韓退治之御時、御力を添給ふ故、鹽守葦見別之女仲媛ニ詔シテ、此地ニ
鹽土老翁魂鎭祭ス、諸臣連等祝辭是稱開口社、
但、進男ノ命ハ和泉國大鳥郡原村鎭座神、生國魂命ハ同國同郡木戸村鎭座神、
鳥羽天皇御宇　天永癸巳五月、經富家攝政公奏請相殿併祭故三村大神宮与
奉稱、
一神階　開口社從五位上
一祭禮年中式日之内大祭
正月元日ゟ一七日禁裏御所御祈
二月十五日　祈年祭

四月十二日　靈神祭
五月朔日ヵ一七日禁裏御所御祈
六月十二日　大秋神事
同　廿八日　地祭神事
同　晦日　芋摘神事神輿渡御
八月　朔日　田實神事
九月　朔日ヵ一七日禁裏御所御祈
十一月十二日　火焚神事
十二月大晦日　大秋神事

一社地間數　東西六拾壹間貳尺五寸 南北六拾貳間貳尺貳寸
　西大門馬場先　東西拾三間 南北七間半
　南門馬場先　東西三間 南北九間
一社内除地
　但、永享十二年十月廿七日、足利義敎公御敎書頂戴罷在候、
一勅願所

聖武天皇天平十八年八月朔日、當社ニ行幸被遊、御宸翰般若經一巻御神納、
　當社幷元大寺緣起三巻
御代々御卽位御大禮被爲濟候ハヽ、任御吉例、奉備天覽御書下ケ被下置候先格ニ
御座候、
一御撫物　大麻獻上、
例歲正五九月十五日參內、卽刻御撫物御引替恒例、
中宮御所　大宮御所　大麻獻上、　右同斷、
　但、御卽位を初御大禮之節々別段御祈相勤、大麻獻上仕候、
一社領本高　八拾石、但現米四拾八石收納、
　但、現米拾八石　神供其外神祭用、
　同　拾石宛各家分配、
一社領地所和泉國大鳥郡踞尾村之內、
　但、豐太閤已來德川御代々御朱印頂戴、
聖武天皇御建立所
一社頭公儀御普請所

但、ケ所左ニ

本社拜殿瑞垣幷神具一式、

一攝社　磐坂王　忍熊王

末社

內宮　外宮　船玉社　天滿宮社　惠美須社　大國社　市杵姫社　荒神

社　稻荷社

西大門　石鳥居　南門　北門　西門南側築地

神主各家居宅

右御普請所、古代者二十ヶ年目毎御造營被成下、應永以來年限不極、天保三年迄御造營被成下候、尤住吉社同時御造營又者御修復等茂被成下候事、

熊野社　宮比社　琴平社　大土社　人丸社　八幡社

右之分者、私之造營所ニ御座候、

一末寺壹ヶ寺

堺南店寺町三寶寺

但、復飾後は自然離末ニ相成居申候、

（この項、慶應四年三月開口神社所藏諸記錄により補充す。）

元大寺無本寺ニ而、權僧正迄昇進之格、　本國阿波三好存保十五代孫

慶應四辰四月十三日　藤川治存三男

一法印復飾　神主

源瑞森　治起

慶應四辰閏四月　本國讃岐產

一復飾　源五嶋　恰

同　同

一復飾　源木戶原大學

明治二年四月死去、名跡不極、當時兩家預り申候、

一社中人數　廿貳人（マヽ）內　男拾五（マヽ）人　女八人

一堺縣廳迄行程五町

右之通相違無御座候、以上、

開口神主

明治三庚午年

瑞森　茂雄印

十一月

甲斐山口町

年寄
中井作左衞門印

御役所

口上覺

一貳人扶持　　社役人
　月給拾貫文　　西本　辰藏
右之者、社中復飾已前者、堂守役爲相勤御座候處、御一新之後者、社役人申付御座候、則
當代ニ而三代已上相續召仕罷在候、

一壹人扶持　　門守
　月給三貫文　　彌吉
右之者、廿ヶ年以上召仕罷在候、
　右之通相違無御座候、以上、

　　　　　　　開口社
未二月十七日　瑞森　神主印

年寄
中井　作次印

堺縣
御役所

口上覺

一開口社
和泉國大鳥郡堺甲斐山口町
元大寺念佛寺別當
一蓮虛空藏院三等復飾
大寺　淡路
後ニ姓名改、
瑞森　茂雄

右者、慶應四辰年閏四月御觸、
今般諸國大小神社ニ於而、神佛混淆之義者、御廢止ニ相成候ニ付、別當社僧之輩ハ、
還俗之上、神主社人等之稱號ニ相轉、神道を以可致勤仕旨、奉拜請、閏四月十三日復

飾神勤可仕旨御願申上候處、願書御留置ニ相成、同月十九日御召出ニ而、神祇官表御聞濟ニ相成候旨、被仰渡候ニ付、同月廿三日上京仕、神祇伯白川殿ニ而、神祇道入門祭典式許狀相請神勤罷在候、

一同　寺中

五大院普應復飾

五嶋　相模

後ニ改名、

同　恰

右者、慶應元丑年七月隱居仕罷在候處、慶應四辰年閏四月廿四日再住職仕、翌廿五日復飾神勤可仕旨御願申上、右同斷御聞濟ニ相成候ニ付、神祇伯白川殿ニ而、神祇道入門祭典式許狀相請神勤罷在候、

右之通ニ御座候、以上、

明治四年　開口社

辛未三月七日　瑞森　茂雄印

年寄

中井　作次印

堺縣

御役所

口上覺

今般諸國大小之神社ニおいて、神佛混淆不相成、社僧之輩還俗仕、神道ヲ以勤仕可致旨御觸達奉承伏、依之還俗之上神祭御祈中上度奉存候間、此段宜御沙汰被仰付候樣奉願上候、以上、

開口別當一薦

閏四月十日

虛空藏院印

堺縣

御役所

右願書差出候所、還俗可致旨願書差出可申御沙汰ニ付、左之願書、

口上覺

今般諸國大小之神社ニおいて、社僧之輩還俗之上、神道ヲ以勤仕可致旨奉拜請、明十四日ゟ還俗仕候間、此段御屆奉申上候、以上、

開口神主

閏四月十三日　大寺淡路印

堺縣

御役所

右願書差出置候所、今十九日御召ニ而、太政官表聞濟ニ相成候間、右承知可致旨被仰渡候事、

御屆奉申上覺

一勅願　御祈等幷社用、是迄とハ振合も相替リ候ニ付、以來改革仕、社用相勤申度、此段御斷申上候、

一是迄仕職之砌、一薦預居候一社惣印、幷ニ年預所加判仕、御屆申上來候得共、今般神道復飾之上者、向後社中之者共、諸願之節ニ、拙者奧印ヲ以御願申上候ニ付、此段御斷奉申上候、

一社内役人社領代官相兼、山田善之丈と申者召遣候義、御聞濟ニ相成御座候所、以來同人是迄之通召遣申候ニ付、此段御屆申上候、

右三ヶ條御聞屆被仰付候樣奉願上候、以上、

閏四月廿二日

開口神主

大寺　淡路

堺縣

御役所

境外隱居明王院智鏡

山内隱居五大院普應

右兩人、先達而近衞殿ゟ御咎被仰付罷在候所、今般御一新ニ付、有罪之者大赦被仰出、右ニ付御殿ゟも、同斷御免ニ相成候得共、御殿ゟ由緒厚ク思召ヲ以、兩僧以來心違無之樣可申諭旨、御書被仰付候得共、元來右兩僧者、十三四ヶ年も社内惑亂爲致、莫大銀子入用社内借財ニ相成、誠ニ不爲之者共故、此段知縣事小河殿へ申上候處、何分御一新之折柄故、赦免爲致可申候、以來不心得之義有之候時、早速可申出旨、段々御利解ニ

付、先再住職爲致、其上還俗否哉可申上旨申上置、歸宅仕、是迄次第申聞、以來改心可致ニ付、何分宜可相賴旨相歎ニ付、右之通リ取計置申候、

閏四月廿三日

書附ヲ以奉願上覺

一拙僧義、去ル丑年七月隱居仕候段、御聞濟ニ相成候所、今般再住仕度候間、御聞濟被爲成下候樣、奉願上候、以上、

開口社內

前五大院　普應　印

慶應四辰閏四月廿四日

前明王院　智鏡　印

神主

大寺　淡路　印

堺縣

御役所

右再住之上復職仕度段、重々相賴ニ付、前條之次第申諭、以來隨心可致旨ニ付、復職取

計差遣候事、

口上覺

今般諸國大小之神社ニおいて、社僧之輩還俗之上、神道ヲ以勤仕可致旨奉承伏、明廿五日ゟ還俗仕候間、此段御屆奉申上候、以上、

開口社

五嶋　相模印

木戸原大學印

神主

大寺　淡路印

閏四月廿四日

堺縣

御役所

口上覺

今般王政御一新ニ付、舊幕府ゟ寺領受封致候御判物內國事務局へ差出候樣、被仰出

候ニ付、明後廿六日上京仕度、此段御屆奉申上候、以上、

開口神主

閏四月廿五日　大寺　淡路印

御役所

一御判物一條ニ付、十六寺（註曰、十六寺トハ堺町内ニ於ケル朱印寺十六ケ寺ヲイフ）示談之上、閏四月廿七日夜船ニ而上京致、廿八日京着、禁中辨事御役所ニ罷出、舊幕府拜領御判物、先達而大坂裁判所ゟ内國事務局に持參可致旨御達ニ付、別紙目錄之通相認メ差出候樣被仰付、則旭蓮社由緒庭田殿ニ向、休足之上差出シ候所、川井修理殿御請取ニ相成致退出候、

右案文

口上覺

御朱印

一台德院殿ゟ

一昭德院殿ニ至

右合十二通、舊幕府拜領物奉差上候、宜敷御取計奉願上候、以上、

泉州堺
開口社神主
大寺　淡路印

慶應四年五月三日

辨事
御役所

奉願上覺

一當社南門前ニ而、元念佛寺祠堂屋敷、表口三間奥行九間相扣居申候、同町植下屋久兵衞与申者ニ、家守申付置御座候所、然ルニ念佛寺先々住、同人ゟ銀子借用之儀有之、則印付差渡、同人ゟ只今迄家守被申付置御座候所、今般御一新ニ付、町々家屋敷御取調ニ付、當十七日同人ゟ申出候者、先年ゟ申受有之候書面之次第柄も有之ニ付、此度帳面讓渡致吳候樣、重々願ニ付、仕管致遣候、後ニ而能々相考候所、元來祠堂屋敷之義、施主家有之候事故、一應申談之上、取計可仕之義ハ勿論之事ニ御座候、無其儀印付相渡候義、重々不念之至ニ奉存候ニ付、當十八日ゟ同人へ數度入割ヲ以、

白地ニ致異候樣引合候得共、文通而已差越、兎角埓明不申候ニ付、何卒御結構ヲ以、同人御召出之上、此段御理解被仰付被下候ハヽ、重々難有仕合奉存候、右之段書附ヲ以奉歎願候、以上、

開口神主

慶應四辰年八月

瑞森　淡路

御役所

右之願書差出候處、寺西庄之助殿御掛リニて、植下屋久兵衞幷講中拙者呼出之上、御申渡之義、神主方差渡候書付之儀者、御役所へ御預リニ相成申候、尤祠堂屋敷之儀者、社中幷ニ久兵衞示談之上取計候ハヽ、不苦旨、被申渡候事、

口上書

第九區甲斐町東壹丁

元大寺片原町年寄

石橋　永次

一開口社祠堂屋鋪家質一件御尋ニ付、左ニ奉申上候、

元大寺片原町念佛寺祠堂屋敷

表口三間裏行九間家屋鋪壹ヶ所

家守
植下久平

右家屋敷久平先代市郎兵衛へ家質ニ取置候而、自分家守相唠罷在候處、建家及大破造作萬端久平ゟ辨金いたし候ニ付、念佛寺年預ゟ談判之上、一札取置罷在候寫左之通、

差入申一札之事

一表口三間裏行九間之祠堂屋敷、其元住居有之處、昨寅年及破損繕可致之處、不融通ニ付、難致造作も、其元ゟ萬端出銀ニ相成、其後大破ニ而、住居も難成趣致承知、依之建替可申處、不如意ニ而銀操難出來、段々頼談之上、猶又此度入用一切、其元ゟ出銀ニ相成、然ルニ右家屋敷之儀ハ、先年御丁内植下市兵衛殿質物ニ差入有之、當時質出し可申譯ニも不至、右者從前之御約諾之儀も有之ニ付而ハ、祠堂屋敷之儀ニ而、其元名前ニ切替候思義ニも今以難取計、依之右銀子返濟、且ハ名前帳切ニ不拘、御約諾之通、永代其元殿所持同樣ニ取究之、再定致候處實正也、及後年、家屋敷名前之儀者、御勝手次第、如何樣とも取計可被致候、自分以後、右一條ニ付、脇外ゟ妨申出候節ハ、此證札ヲ以、可然取計可被成候、爲後證一札仍而如件、

安政二卯年九月

念佛寺印
年預
寶生院印

一萬五大院印

植下久兵衞殿

右之通有之候處、久平儀、去々未年十二月家出いたし、借財方身躰(代)限リ取渡被仰付候節、願人共、家屋敷請取致旨申立候得共、元來祠堂屋敷之儀ニ付、御縣廳へ御伺之上、開口社神官幷講中へ掛合仕、家質元金普請入用幷附物代として貳百三拾圓と見込、開口社ゟ出金爲致、右之一札差戻し、右金子之儀ハ久平身體賣拂代金之內へ差加へ、借財方へ配當ニ相成申候段、御屆奉申上候事、(下略)

口上覺

一先達而本地佛之義、同宗寺院へ對談可仕御沙汰有之、早々對談可仕之處、昨年來本地堂修復之施主ゟ、今暫差置呉度旨、內々申出ルニ付、只今迄差延置候得共、兎角際限無之ニ付、元大寺末寺寺地寺町三寶寺へ對談仕度奉存候ニ付、此段書付ヲ以御屆奉申上候、以上、

慶應四辰年　　開口神主

八月廿七日　　瑞森　淡路

御役所

口上覺

一勅願所式内開口社別當

元大寺一萬法印
虚空藏院法印

寺中 明王院 智鏡

五大院 普應

右去辰年四月御觸達、

今般大小神社ニおゐて、神佛混淆不相成、社僧之輩還俗仕、神道を以勤仕可致旨奉承知、同年閏四月十三日御届申上、一萬始貳ヶ院復飾仕、御祈相勤罷在候、右ニ付寺者夫々居宅与相改、自然与廢止ニ相成候、

虚空藏院改神主
瑞森 茂雄

明王院同斷
木戸原大學

五大院同斷

五嶋　恰

一元密乘山大寺者、
聖武天皇御建立　行基大僧正開基、古儀眞言宗無本寺ニ御座候、
一元配下三國山向泉寺、今般復飾仕候付、配下相離れ申候、
一末寺壹ヶ寺　堺南庄寺町三寶寺
但、復飾後者自然離末ニ相成居申候、
右之通相違無御座候、以上、
午十二月廿三日　瑞森　茂雄印

口上覺

一神社職名等、當月廿日迄可差出御旨雛形を以御布告、右者當十五日奉差上候處、御取調所ニ而復飾御許容之節、御下書有無御尋ニ付、左ニ申上候、同十五日書上仕候通、復飾御許容ニ相成候節、追願仕候處、御書下被下、左ニ、
追願當社朱印地ニ而、別當六ヶ院之處、現住三ヶ院復飾被仰付候上者、次第轉進、一藺を以神主与定、外三ヶ院者廢止ニ被仰付候樣奉願上候、以上、

右之通追願仕候處、御書下、
願面之通聞屆候事、
右之通相違無御座候、以上、

開口神主
瑞森　茂雄印

明治四未年三月

御役所

用剪紙得貴意候、殘暑之節御座候得共、彌御安全被成御神勤珍重奉存候、然者今般朝廷祈禱卷數御撫物之儀御廢止之旨被仰出候、就而者猶當家も同樣之義ニ御座候間、右御撫物早々御返納御座候樣致度、此段可得貴意候迄、如此御座候、以上、

辛未七月二日

近衛家
齋藤　時雄
進藤　京

瑞森茂夫(マヽ)樣

返翰

當月二日出之御書、今十一日着奉披見候、如仰殘暑强御座候所、先以御前樣益御機嫌能可被遊御座奉存候、次各樣御安全珍重奉存候、然者今度御撫物返獻之旨被仰付、奉拜請候、精々至急ニ御返獻可申上候得共、不取敢御請迄呈一書候、恐々謹言、

七月十一日　瑞森　茂雄

齋藤時(マヽ)夫樣
進藤　京樣

七月廿二日、縣廳ゟ御召ニ付出頭致候、左ニ、

今度朝廷御撫物被廢止候ニ付、西京宮内省ヘ返納致候樣被申聞候事、

右ニ付、廿四日出立治定ニ付、左ニ、

口上覺

禁裏御所　御撫物

右西京宮内省御役所ヘ爲返獻、明廿四日出立仕度候間、御添翰幷御印鑑御拜借奉願上候、以上、

開口社
瑞森　茂雄印

辛未七月廿三日

方違社
池田　昇印

御役所

但し、御添翰ハ宮内省當ニ御封當ニ候事、

口上覺

一御印鑑　貳枚

右御撫物御用ニ付、西京宮内省御役所へ罷出候ニ付、慥ニ奉拝借候、以上、

開口社
瑞森　茂雄

七月廿三日

方違社
池田　昇

御役所

右之通ニ而、池田連印ニ相願候所、御番付之御印鑑御借渡しニ相成申候、依而廿四

日早朝出立致候事、侍ハ養弟鷲家召連池田雛用ニ而罷出候事、

口上覺

一三層塔　一基
註、右者暫時入札見合候樣、十八日權大屬沼田龍より通知有之候由、

一舊鐘樓　一基
註、伺之通

一木戶原跡(舊明王院)　一軒
註、入札拂濟

一連歌所跡　右同
註、右者入札拂取止候樣、縣廳より通知有之候由、

右全く社內不用之居宅佛閣御座候付、入札拂仕、金高之積ヲ以、本社雨洩其外所々社內破損之場所修復仕度御座候、

一當社定額御朱印現米拾六石
右者一昨未年御渡分、昨年舊神官代戶長ㇸ御預相成居候由御座候付、諸事同樣相

請取、此節社用ニ備付候而可然哉、

一舊毘沙門堂

右者舊引接寺御廢止之節、同所ニ鎮座相成居候松風神社、（祭神住吉大神）、當社へ相請取候趣御達、承知仕、右堂內へ格護仕置申候付、清祓いたし鎮座仕度御座候、

一舊藥師堂

右者垣崎二平と申者、寄附再建仕置申候、然處同人事今般夷社同樣造作替仕度儀御座候、就而ハ往古ゟ、氏子別而歸依仕候白髭神（祭神鹽土翁命）、社殿無御座候付、平日什寶庫へ格護仕置、祭日每ニ末社之內へ遷座いたし、祭禮執行來リ候、依之右藥師跡ニ鎮座仕度、尤氏子中ゟも出願仕候付奉願候、

右之通御聞濟可被成下哉、此段奉伺上候、已上、

但、氏子惣代へも得与示談仕置申候、

開口社祠官

酉三月十五日　大山　十內印

堺縣令税所篤殿

戸長氏子惣代等連名

覺

一五大院跡門　一ヶ所

一本宅(舊五大院)　一ヶ所

附屬障子襖等、

一離座敷

附屬障子襖等、

右入札拂、

一元連歌歌所建家

右連歌所之儀、入札拂取止候樣、縣廳より酉四月三日通知有之候由、

口上覺

一開口社之儀、御一新前大寺と申候節、一山中他借向多分御座候處、御一新寺僧復職之節、中之町河盛仁平方相賴他借向一纒ニ仕、去ル辰年十一月金貳百八拾兩佛器相渡借リ入、尚又去ル巳年七月鐘樓堂書入金百五拾兩借リ入、右金子ハ夫々其節借財爲濟方ニ用候、然ルニ此度仁平方へ示談仕、鐘樓堂仁平方へ引渡候付、金貳拾

爾修復料之内へ寄進致呉、前書爾度之借入金證文取戻し申候付、此段御屆奉申上候、尤舊神官瑞森茂雄ゟ祠官大山十内殿ニ引渡候節、右始末可申入處、不申聞ヶ候付、十内殿不被存候譯ニ御座候、此段奉申上候、以上、

但、爾町外ニ有之候祠堂屋敷之儀ハ、先年ゟ家質ニ書入金子借リ入置申候付、此段奉申上候、

開口社氏子惣代

衣笠利平印

三ヶ松太平印

木藤伊右衛門印

澤田岩藏印

林勇藏印

明治六年第四月

大山十内印

堺縣令

稅所篤殿

右之通申出候付、奥印いたし候事、

（本項は、形式上斯くの如き手段を取りしもの丶如し、）

方違社向泉寺

方違明神本地十一面觀音

祭神　八十天萬魂神　神速進能男神

三筒男神　氣長足日靈命

一本殿

幣殿

拜殿

一末社

八幡社　武內社　稻荷社

三國山向泉寺　神功皇后三韓征伐の時、天神地祇三千七百五十餘座を勸請し、就中住吉の御神を魁將として、やす〳〵と追討し、御凱陣に、此津の地守の浦に着岸し、五月晦日葦の葉に埴をつゝみ、方違の秡をなし給ひて後、今の住吉に鎭座をなさしめ

ける、後世方祟の災を除かんが爲に、此地に神靈をとゝめ、方違社と尊み奉る、世人家土藏を建る時は、當寺に來り、方違の神符葦の葉の粽を受る事は、此社傳に緣るなり、

（向泉寺緣起 和泉名所圖會）

戎島戎社

一慶應四年閏四月廿五日召喚ノ上、左ノ通口達セラル、

此度王政御一新ニ付、兩部神道御廢止ニ相成候間、還俗之上神職可相勤、

右口達ノ旨ヲ了シ、左ノ通屆ケ出ヅ、

一諸國大小之神社神佛混淆之儀御廢止、且ツ別當社僧之輩還俗之上、勤仕可致之御觸達ニ付、當廿日ヨリ歸俗仕候間此段御屆申上候、以上、

慶應四辰年五月十日

戎嶋別當慈眼院

改龜島寛之丞秉雅

一今度別當社僧還俗之上ハ、神職ニ立交候節モ、神勤順序等先是迄之通相心得可申事、

右之通被仰出候事、

慶應四辰年閏四月　　神祇事務局

諸國神職

一神佛混淆之義不致樣、且又社內有來候佛像佛具等取除候旨、篤ト取調、當月十日迄ニ可差出樣達セラレ、左ノ通届出ツ、

一當社之儀、去ル五月廿四日ニ本地佛ト相稱候佛像並末佛五体、宿屋町寺町寶珠院ヘ佛附之諸道具類等ト共ニ差遣申候、本地堂之儀ハ閉置、追而取疊候迄、物入同樣ニ仕置候間、此段御屆奉申上候、以上、

明治元辰年十一月八日　　惠美須社神主

龜島寬之丞

堺縣御役所

菅原神社

本社　天滿天神　相殿　春日大明神　十一面觀世音(當宮の本地佛なり)　拜殿

一宇

末社

伊勢一社外宮内宮　　大梵天王社天神地主也
荒神一社　　賓頭盧一社
多賀一明神一社　　戎宮一社
大黒天神一社　　春日一社
熊野權現一社　　祇園一社
辨財天一社　　舟玉一社
稻荷一社　　八幡一社
愛宕一社
二王門表二王裏隨身

一本社分
天神御尊像もつから厨子ニ入、
御太刀一腰袋入
赤地金襴戸帳
相殿同戸帳二ツ
御簾

金幣一對
圓鏡臺共
こま犬貳ツ臺共
內陣金燈籠二對
釣金灯籠一對

一拜殿

歌仙卅六枚外ニ
釣金灯籠一對
御膳臺机一脚　但、松梅洗朱塗
前具皆具脇机一ツ磬臺禮盤
閼伽盥金臺共
金之柄香呂
法華經折本一部
觀音經一卷
十二燈臺

御簾七帳

一大梵天

大梵天尊像　厨子

金襴戸帳

こま犬一對臺共

金燈籠一對

金蠟燭立

華鬘貳ツ

一拜殿

接脚壹ツ

鐵拾貳燈臺

同風覆

抹香箱

前面一面

乍恐口上

一今般御一新ニ付、中古以來某權現、或者牛頭天王之類其外佛語を以、神號ニ相稱候神社不少候、何れも其神社之由緒委細ニ書附、早々可申出旨被仰出候ニ付、乍恐手續左ニ奉申上候、

當寺之儀者、文德天皇勅願ニして、仁壽二年二月大梵天王仍(マヽ)託宣ニ、慈覺大師草創ニ而、鑄主大梵天王（本尊藥師佛を安置）、天下泰平五穀成就寶祚延長奉祈願候、然ルニ一條院帝御宇長德三年八月三日、菅公神詫ニより、當寺內鎭座中央ハ天滿大自在天神、右者春日大明神、左者客人權現相殿ニして、右天滿宮尊躰、往昔者菅相丞左遷之砌、形像七軀彫刻滄海ニ投し、皇天ニ后土ニ祈遊て有之形像、おの〳〵有緣之方留リ、人民を利益あるへし与誓ひ給ひ、不思議成哉、延喜七年當所濱邊ニ寄留リ、漁家崇敬ありしを、年經而神躰當時紅梅樹梢ニ移り給ふ、不測の神德成哉、其時之道俗恐驚、信行新ニ宮社造立成し、當地北之莊の生土神と奉貴、數百年之今ニ至り、祭禮八月三日神輿濱邊渡御、氏子之銘々家內安全祈り、神威赫々として、田農豐に殖、市民貨食す、是皆生土神靈驗なり、就中七十代後冷泉天皇勅願ニ而、天喜二年宣旨有之、當社ニ於て永代常燈明幷佛舍利御寄附し給ひ、今におゐて無絶間獻燈、猶朝家寶祚

延長奉祈、石燈籠者歷然与其儘有之、且神事法用とし、寺社領貳百貳拾石泉州踞尾村ニ於て是知行する事は、後醍醐天皇御宇ゟ、足利將軍續而御綸旨御教書、其外寶器等者慶長之兵火ニ而燒失、豊臣秀吉其後徳川秀忠公ゟ、代々御朱印頂戴仕、往昔ゟ比叡山ニ附屬之處、寛永度天海僧正中興ニ而、東叡山附屬輪王寺御宮令旨を以、威德山淸淨觀院常樂寺与山號院號授與有之、寺務之儀輪王寺御宮ゟ、御差圖を請罷在候處、今度

御一新ニ付執奏之儀者復往古、高辻殿御支配請候儀御座候、

右者當山略緣起、手續書面之通相違無御座、本社者天滿宮ニ而、其餘境內末社幷本堂塔頭等有之、堺北鄕氏神ニ而、且夕山內衆徒抽丹誠、天下泰平五穀成就寶祚延長祈願候儀ニ御座候處、今般御一新御觸書之趣承伏仕、神前佛具等取片付、佛像ヶ間敷もの一點も無御座、淸淨之神祭勤行仕候間、是迄通社僧ニ而辨當仕度、何卒御聞濟被爲成下候樣奉願上候、尤社僧之外禰宜神主社人等壹人も無之、往古ゟ山內支配之神子壹人有之候儀ニ御座候、

泉州堺天神

辰四月　　　常　樂　寺

御裁判所

（堺市戎之町菅原神社所藏）

住吉神社に於ける神佛分離

〔一色道範寫經奥書〕大阪府泉北郡高石町山川七左衛門氏所藏

奉施入　住吉大明神御寶前

紺紙金泥妙法蓮華經一部八卷幷

般若心經阿彌陀經各一卷

右意趣者、爲　天長地久國土安穩、殊信心施主、民運長久、子孫繁昌、息災延命、現當二世所願成就、皆令滿足、所奉施入如件、

一色修理大夫入道

應永十一年甲申九月　日　沙彌道範（花押）

編者云、右は渡邊世祐博士の愛知縣史料蒐集復命書に、一色道範の熱田神宮奉納寫經が、神佛分離の際燒却せられんとしたのを、神宮寺の僧がその奥書のみを切取りて潛かに藏しておいたといふ記事を讀んで、山川七左衛門氏から同博士へ


奉施入　住吉大明神御寶前
妙法蓮華經一部八巻幷
般若心經阿彌陀經各一巻
右意趣者爲　天長地久國土安穩殊信心施主
武運長久子孫繁昌息災延命現當二世所願成就
皆令滿足所奉施入如件
應永十一年甲申九月　日
一色修理大夫入道
沙彌道範

一色道範經文施入文　山田左太衛門氏所藏

報告せられたものである、その報告によれば、住吉神社に於ても、亦熱田神社に於けると同様の事が行はれたといふことで、その爲めに、この經の奥書のみが存するのであるといふ、

兵庫西光寺の廢寺

〔知恩院日鑑〕明治二年

二月二十六日

一兵庫元西光寺檀中惣代住屋淸八、油屋治兵衞登山、右者先達而西光寺一山廢山、此度藤之寺一寺被建之旨御達ニ付、相應之住持御差向被下度旨願書差出し預り置、追而及沙汰旨申達、

熱田神宮の神佛分離

松岡義彦氏談

氏は、現に同宮の權宮司なり、明治初年には、同宮の神頭掛兼作事掛として奔走せられ、當時に於ける神佛分離の實況を目擊して詳知せらる、

維新當時、當宮の境内には、眞言宗の寺院が三ヶ寺ありました、卽ち醫王院、不動院、愛染院の三院です、この內醫王院には、藥師像が安置せられてありまして、その上首に居りました、孰れも元祿頃幕府の建立に係るものでありまして、當宮の創始に比較しますと、誠に新しいものです、それが後に神宮寺と稱するに至りました、併しその住僧には、別に社僧の名もありませんでしたし、神宮との關係は、さ程重大ではなかつたといふよりも、誠に輕微であつたのです、唯毎月十四日住僧が拜殿まで參りまして、そこで般若經を捧讀しました位に止まつて居りました、境內の周圍にも多くの小院がありまして、その小院の住僧には、社僧の號があつたやうです、さうしてその小院の一に、如法院と稱しましたの丈は、座主と唱へて居り

まして、之は今東照宮と稱する當時權現坊と稱へましたもの丶末寺でありまして、そこから座主を出張させて居りまして、その出張所の如く、從つてそれは兩宮を兼帶して居りました、これ等の寺院は、孰れも神宮に附屬したものでありましたが、神宮を管轄し支配をするといふやうな權力は、少しも持つてゐませんでした、

當神宮には、舊神官が百八十四軒ありまして、是等は孰れも大宮司の管轄支配の下に屬し、大宮司は、神宮を管轄致します最上級の神官でありました、さうして神宮には、藩校と獨立しまして、別に學校を立てまして、それ等の神官の子弟を教育致して居りまして、嚴然たる一勢力の區劃を形成して居りました、藩校には本居宣長の門人である植松茂岡といふ國學者の先生があり、神校には矢張本居の門人で、勤王家である林相模守美香といふ人が居り、當時神宮の兩開闔といふ役に居りまして、神校の主なるものであり、又當所神佛分離の際の主導者でありました、當宮の神佛分離は、別に藩を以て行はれたのではなく、一に太政官及び神祇官の達に依つたものです、當藩では別に廢佛毀釋神佛分離の令を發した事はありませんでした、從つて當藩の廢佛毀釋の狀況は、さ程甚しくありませんでした、頗る穩和に行はれました、

明治元年三月、神祇官より諸社へ達がありまして、當宮にありました內外の寺院は、

悉く廢寺しまして、僧侶を始め佛像佛具など皆散亂しました、神宮にありました多くの經卷は、大抵この時燒棄しまして、その內、著名な人の寫經丈は取殘しまして、之を宮內省に奉納しました、私なども之を宮內省に納むる爲めに、經卷を持參しましたものです、この時燒きましたものゝ內には、今から考へますと貴重なものもありまして、紺紙金泥の寫經なども大分あり、その他惜いものが澤山ありました、彼の醫王院の藥師如來は、一旦他へ移されたのですが、近頃又當地に還りまして、今藥師寺に奉安致して居ります、

その市內では、素戔嗚尊を祀つた天王坊と稱しましたのも、當時神宮となりまして、今名古屋神社となつてゐます、その坊主は、當時復飾して神官となりました、

又海東郡の津島神社、これは矢張素戔嗚尊を祀つたものでありまして、別當寺が三ヶ寺許ありましたが、その關係は亦當宮と神宮寺との樣でありまして、別當寺に實權がなく、神官の氷室氏が、その神領を所有して居りまして、當時その威權は非常なものでありました、今のは違ひまして、氷室氏は昔時の觀はありません、當時矢張神佛分離しまして、別當寺は悉皆廢毀しました、

本縣の廢佛毀釋は甚しくありませんでしたが、その隣縣で甚しかつたのは、美濃の

苗木藩です、同藩で廢佛を行つた主謀者は青山稻吉といふ人です、この人は國學者で平田篤胤の門人です、

尙ほ當宮には當宮の神佛分離に關する材料は多くありません、（文責記者）（明治四十五年五月八日發行、佛教史學第二編第二號所載。）

熱田不動院の經卷燒棄

〔文學博士渡邊世祐氏史料蒐集復命書〕大正十三年十一月

熱田不動院所藏一色滿範入道道範ノ熱田神宮寺施入ノ法華經奧書モ亦注意スベキモノデアル、其奧書ニ「奉施入、尾張國熱田大明神御寶前、紺紙金泥妙法華經一部八卷幷心阿彌陀經一卷、右意趣者、奉爲天長地久、國土豐饒、殊武運長久、子孫繁榮、息災安穩壽命長遠、隨順上意、飽足捧（マヽ）祿、心中所願一々圓滿、仍所奉施入如件、應永十五年戊子卯月二日、一色從五位上修理大夫源朝臣沙彌道範花押トアル、コレデ道範ガ其所願ノ爲ニ法華經八卷ト阿彌陀經一卷トヲ熱田大明神ニ奉納シタコトガ知レルノデアルガ、道範ガコノ所願ヲ爲スニ至ツタ理由ハ明デナイ、道範ハ三河吉良莊一色ノ出身

デアル詮範ノ嫡子デ、應永十三年六月ニ父卒去ノ後ヲ享ケテ若狹守護トナッタノデアルガ、ヤガテ十六年正月ニ又卒去シタ、サレバコノ寫經奉納ハ十五年四月ノ事デアルカラ、道範ガ若狹守護デアッタ時デ、實ニ其卒去前年ノモノデアル、道範ノ古文書ハ至テ世ニ尠イ、況ンヤ其自筆ニ係ルモノハ他ニ餘リ見ナイ樣デアル、特ニコノ奧書ハ維新當時廢佛毀釋ノ爲、熱田神宮デハ佛敎關係ノモノハ總テ廢棄スルコトトナリ、神宮寺所藏ノ經卷類ハ集メテ之ヲ燒棄シタノデアルガ、其際寺僧ノ中ニ金泥ノ跡鮮美ナルコノ經卷ヲ燒クニ忍ビザルノ餘、奧書ノミヲ裂キ採リ、潜ニ藏シテ後ニ神宮寺ノ坊デアル不動院ニ納メタト云フ來歷アルモノデアル、サレバ此傳來ヨリ考ヘテモ亦珍重スベキモノデアル、

〔愛知縣知多郡野間村大御堂寺水野生圓師書翰〕

前略、紺紙金泥の經斷片之由來は左記之通り、

抑も明治維新大變遷之時代、神佛分離之大勢起り、熱田神宮寺一山は、熱田神宮境內に（三ヶ寺あり、）ありて、時の宮司が京都公家（三條か、近衞か、岩倉か、）首席の上役へ取入りて、取除きの



認可を得て來り、平生敵視致し居る佛堂に付、當罰の亂暴言語に絕し、先づ第一に神宮寶庫に古來奉納ありし佛像佛具諸經卷等數百卷を取出し、是を燒却するに當りて、熱田町民を召集し、命して燒かしめ、殆んど總出の事に聞及候、此時我か師匠の(知多郡大井村北室院住田室生如)弟俗姓太田新五郎と申人、紺紙金泥の經卷引破り、火中へ入るゝ刹那に、心中思へらく、嗚呼勿體なき事、無限の情止めかたく、人目を忍んで、經卷末尾の處を引ちぎり、褌の中に差隱したるものなり、(拙僧は本人より聞及候、小僧の時代也、)

一右の年月日は、暗照(論)出來不申、取調すれは能く分る事、

一此時田室生如師の師範は、愛染院住職にして、天生法印と稱し、其頃の新義眞言宗一派に於て、尾張國に双なき智行兼備の名僧なり、此動亂に依り、心痛の餘り、大病となり、今の地藏院へ移り、混雜中に遷化せられたり、地藏院は、田室生如師の嫡弟大鹿生賢と申人なり、

一方田室生如は、熱田宮司を始め、大勢の禰宜一同を相手とり、尾張寺社奉行へ驅込み願ひ、禰宜より申入には、三ケ日間に大藥師一山諸堂引拂ひの難題を申入たり、寺院の方は、如何に朝命たりとも、佛像を所嫌ず御手御足御首の嫌ひなく打毀し、古道具に等しき取扱ひは、相許さじとの談判對論にて、我師も佛法滅亡の悲歎にかき

て云ふ等内密に云て曰く、貴僧の申事は理の當然なれとも、何分にも爾宜側は陛下を笠に着し、何分無理難題、是非無之、寺院の中佛像相毀し丈けは、決して致させじ、故に貴師は三ヶ日表面役所へ留置する事に頼むとの事、體よき入牢に申付られし次第、今より六十年前、回顧すれは、我か師匠も、今回此經の斷片か世に知られる事のありせは、地下にても嘸かし歎息か、又喜ひの情察知に價あり、拙僧もつく〳〵と、手紙を書し中、聊か師恩の萬分を謝し申度心念相起り、此記事將來に大藥師境内に小記念碑建設致し度との信念を相懷ひなるへし、嗚呼落涙〳〵〳〵、取急き亂筆にて、總は御判讀被下度候也、

一此經卷は拙僧明治十九年、大井北室院より大坊へ持參致し置、其後大藥師先住野崎覺良師へ由來を聞せて、附與致し凡そ二十有餘年に相成候也、

三州一向宗徒の騷擾

〔新聞雜誌〕　第一號　明治辛未五月

三月八日比、三州刈屋邊ニ於テ、一向宗ノ僧徒等、土民ヲ煽動シテ、一萬餘ノ衆ヲ集メ、蜂起シテ、官吏四五人ヲ殺害セリ、其近方ノ諸藩ヨリ兵ヲ出シテ、之ヲ取圍ミ、終ニ銃器ヲ用ヒテ、稍(漸)ク鎭定ニ及ヒシ由ナリ、(「文明開化」新聞篇所載)

廻瀾始末

平松理英著

序

方夫妖雲黯澹、掩蔽佛日、狂瀾掀翻、傾動法筏之時、大聲疾呼、奮然率衆、排妖雲、回狂瀾、身陷刑辟而弗悔者、果有幾何、唯我眞宗有三州台嶺等而已矣、本年朝廷發令赦其罪、我大法主追賞其偉蹟、陞寺格、贈補敎師焉、東京平松理英錄其事迹、題曰回瀾始末、天

下後世僧侶由斯書、詳悉當時境遇、慕悲壯義烈之志操、而有所感奮興起、則嶺等功勳不止於一時囘瀾、而斯書之有益于護法扶宗亦不淺少也、

明治二十二年十二月　　擇堂主人　䪨綠識

例言

一余が本編を草せんとするや久し矣、此を以て、尾三の人に逢ふごとに、必ず當時の事情を問ふて、以て他日の材料に備ふ、故に頗る異聞あり、編中記する所、現今人口に膾炙せざる者少しとせず、然と雖も、事皆根據あり、一も虛文修飾なし、

一余が此の稿を起すや、實に本年七月にあり、其の稿を改むる者前後三次、稿成て、安藤見慶、壹鄕依靜、平野圓盛、藤井至靜諸氏に示し、以て誤謬を正し、又本年十月小川村蓮泉寺に至り、台嶺氏の北堂やう子に就て、當時の事情を問ふ、故に文章甚だ巧ならざるも、事實に誤謬なきは、余が自ら信ずる所なり、

一本編記實の體を取らず、故らに稗史の體に傚ひ、且一二の人名を直筆せざるは、聊か善を彰はし惡を掩ふの微意あつて存す、讀者幸に察せよ焉、

明治廿二年臘尾　野史氏誌

目次

三河大濱 廻瀾始末

東京　平松理英著

○第一回

古人いへらく、亂窮りて治を効し、盛極りて衰萌すと、謹んで案ずるに、佛教昔印度に

起り、唐土百濟と傳通し、葦原の瑞穗の國に入しより、こゝに一千有餘年、靈鷲の遺囑空からず、上は萬乘の至尊よりして、王公大臣に至るまで、深く三寶を尊崇し、厚く外護をば加へしからに、君子の風に偃す民草、深山に柴こる賤が夫も、荒磯に漁る蜑が子も、念佛誦經に餘念なく、諸惡莫作と身を愼み、衆善奉行と善事に勇み、自然と政化を翼賛し、其の德いやちこなりしかば、佛法愈興隆せり、わけて元和偃武の其の後は、政略上の手段として、幕府の保護篤くして、大地には寺領朱印を賜ひ、如何なる小庵小寺にも多少の檀徒を持たぬはなく、又宗判の制ありて、寺檀の間には、一種離る可らざるの關係生じ、随て僧侶にも、威權つき、其の位置をさ〳〵地頭領主に亞ぎ、富貴榮華を窮めける、さる程に勝るを妬み、富めるを羨む人心、殊に多くの法師の中には、無學無識の輩もあり、品行端正ならぬ族も少からず、かゝる似而非法師にても、法﨟だにも積みぬれば、僧正僧都の高官に登り、出るに朱網代の轎輿あり、入るに數多の扈從あり、紫緋の法衣に、錦繡の袈裟を掛け、時めく者さへ多かりければ、儒者國學者を始として、少しく學識ある者は、竊に之が尸位を惡み、素餐を咎むる者もあり、中井積善、平田篤胤、松苗、賴襄の輩は、書を著して是を毀りぬ、進んで德川末路の時となれば、排佛毀釋の議論一層甚しく、遂に慶應四年正月二日、多年の禍機こゝに破裂し、千

歳とほぎし松ヶ枝も、竹の伏見の朝風にもろくも折れて、三百餘年の基業も、こゝに土崩瓦解し、大權再王家に歸し、六十州も明けく治る御代と改まり、維新復古の朝旨として、身分家格に拘らず、茂才良士を拔擢し、金紫の榮を賜ひしからに、昨日までは經世の奇材を抱きて、閭巷の僑居に、薪米僕賃の資にさへ、ことかきたりし人々の、今日は見かへる肥馬輕裘、或は大政に參與(マヽ)し、或は牧民の職を帶ひ、嘗て理想に畫きたる、佐堯輔舜の政略を、實行し得べき時とはなりぬ、さる程に、此等の學士が、日頃より忌み嫌ひたる佛法なれば、祭政一致を首に戴き、佛法破却を企つる人々のみぞ多かりける、故に神佛判然の政令を名として、神社の寶庫に祕置きし、金岡典司の筆の跡、雲慶定朝の名作も、或は之を水に投し、又は燒棄なんどして、あはれ御國の譽ともなるべき無貨の寶物をも、空しく烏有に歸し、一時の快を取りたるなど、物狂はしき業くれも又少からず、

かゝれば、人心漸く動搖し、スワヤ政府の方針は、排佛毀釋と定りたりと、落膽するもあれば、狼狽するもあり、有志の僧侶は、慷慨扼腕西に走り東に馳け、苦心大方ならざりしか、嗚呼我が至聖至仁なる　天皇陛下の叡慮に於て、何ぞかゝる暴政を施したまふ理あらんや、明治元年正月、東本願寺の新門跡光瑩大僧正、參内の砌り、忝くも左

の如き勅書をこそは賜りぬ、

東本願寺

先般神祇官再興、神佛判然ノ御所分被爲在候ハ、專ラ孝敬ヲ、在天祖宗ニ盡クサセラルヽ爲ニシテ、今更宗門ヲ褒貶スルニ非ス、然ルヲ賊徒訛言ヲ以テ、朝廷排佛毀釋コレツトムト申觸ラシ、下民ヲ煽惑動搖セシムル由、素ヨリ彼等、斯好生至仁、億兆一視ノ叡慮ヲ奉戴セザルノミナラズ、則チ宗門ノ法敵トモ謂ツベシ、仍テ教育說諭、便宜ヲ以テ、民心安堵、方向相定メ、作業相勵可申樣、門末教育可致旨、御沙汰候事、

此の事早くも本山より全國門末に達せられしかば、僧俗大に安堵なし、始て憂の眉を開き　陛下至仁の鴻恩を感謝し奉つり、互に諸手を額に加へて、相慶びしは、牡鹿の角の束の間にて、再嘆息憂惱の聲は、閭巷に充〳〵、慘澹たる黑雲は、皇御國に掩ひ來たるぞ是非なけれ、

其の由緒を尋ぬれば、前段にのべたる至公至仁の　勅詔は、淺猿や遂に九重雲深き處に止り、地方に住める人民は、此の聖澤に沾ふに由なし、そは前にも既にいふ如く、當時諸藩の執政となり、又牧民の職にあるは、昌黎廬陵の徒にあらずは、平田岩垣の

流亞なれば、或は朝旨を得手に取り成し、或は知て故に曲たる筋も少からず、ひたすら排佛毀釋をもて、己が名譽となすからに、いかで人民の抑欝と、悲歎を顧るに暇あらんや、當時排佛の先登第一と聞えたるは、信濃の國松本の藩主戸田侯にぞある、侯は自ら思ふ樣、祭政一致の朝旨を奉じ、敬神の大義を立てんには、神祭改式に如くはなしとて、先其の祖先の祭祠をば、一切神式に改めつゝ、菩提所全久院、前山寺の兩寺を廢して、學校と成さんとて、明治三年八月五日、願書を辨官に差出し、一面には、藩の士卒は更にもいはず、農商工に至るまで、敬神の實を表する爲めに、從來の菩提所を離れ、神祭式に改むべしと、壓制をもて勸誘し、又佛法は左道にして、人心を蠱惑する者なりと聲言し、僧侶に歸農歸商を强迫するなんど、穩ならぬ處置少からざりき、之に續て、毀釋の令を布きたるは、越中富山の藩なりけり、乃ち同年十月十二日、大參事林太仲は、藩の士族卒族より、郡市の庶民に至るまで、神祭改式を勸誘し、尋で寺院の梵鐘太鼓を打鳴すことを堅く差止め、又領内五艘村長慶寺に安置せる、櫻谷大佛と梵鐘其の他の佛具を寺僧に迫つて獻納させ、柳町なる西派正龍寺の境内に鞴(ふいご)臺を据え、鑄解て器械となし、他の管轄地より入込み居る僧尼の止宿を嚴禁し、又六十歳

未滿の者は、父母の墓參を除くの外、寺院に出入を差止め、遂に同月廿七日、領內寺院の多少を問ず、今日中に一宗一寺に合併せよと、嚴命をぞ下しける、抑富山の領內は、我が宗最も盛んにして、寺院の數も諸宗に冠たり、乃ち東西兩派にて、合計二百三十二ヶ寺なりけるを、常樂寺といふ一ヶ寺に合併されし事なれは、其の困難は言語に絕し、堪へ得べきにあらされば、情を陳して歎願し、或は實地の檢査を願ひ、寬宥恩典を請はんとすれども、藩吏は更に承諾せず、難義の程はさることとなれど、朝命なれは是非もなし、遂て寺院狹少にして、同居しかたき事情なれは、舊來緣故もあると故に、門徒の家に同居の儀は、格別の詮議を以て差し含み遣すべし、夫も猶迷惑とならば、朝旨に悲き歸俗すべしと、且は嘲り且はおどし、暴戾をさ〳〵松本に超勝れたる處置なりしとぞ、

話說、東海道三河の國は、其の古、德川氏創業の地にして、三百年の太平を產み出したる母國なり、東照公天下一統の後、其の國を分ちて、譜代恩顧の臣に與へぬ、後變遷もありたれども、今は十藩の所領となりぬ、乃ち岡崎には、本多美濃守、吉田は松平刑部太夫、刈谷は土井大隅守、田原は三宅備後守、西尾は松平主水正、擧母は內藤山城守、西端は本多美濃守、西大平は大岡越前守、各之を領す、又大濱は駿州沼津の城主水野出

羽守の領地にして、石高一萬三千石とぞ聞えたる、さて此の國も、古來より、我が宗繁昌の隨一にして、僧侶の威權も自ら他國に勝れて强かりしは、往昔三河三ヶ寺(野寺の本證寺、針崎の勝曼寺、佐々木の上宮寺)が、德川氏の師に抗し、干戈を交えし有樣にても知るべきなり、凡壓力强ければ、反動力も亦强きは、これぞ物理の法則にて、僧侶の威權强ければ、之に反する輩の力も更に强くして、隙を覗ひ弊に乘し、排佛なさんず隱謀を企つる者少からず、まして松本富山等の排佛政略を開くからに、いかで本國にも、他藩の如き義擧を興し、三百年來榮華に誇り肩で風切る法師等に、一泡吹せば豈快からずやなどゝ語ふ輩も、尠なからずと聞えたり、

去る程に、當國の諸宗僧侶といふ中にも、取り分け東派の僧侶達は、寢食共に打忘れ心痛なす者多かりしが、當國には、往時よりして、組織されたる護法有志の團體あり、其の濫觴を尋ぬれば、當國は古來より宗學研究の風盛んにして、京都高倉の學寮にて、切磋琢磨の功を積み、寮司(れうす)擬寮司の學階を得たりし人はいふも更なり、平席の僧侶にても、學事に志ある者は、年每に春秋二度の講筵を開き、修學に油斷なかりしが、壯年有爲の人々は、尙之を以て足れりとせず、慶應年間の頃よりして、擬寮司平席の有志者にて、更に一箇の團體を組成し、是亦春秋に講師を聘し、破邪顯正の方略を研

究せり、此の團體を人呼で撥平の大講釋とぞ名けゝる、其の後明治二年に至り、高倉學寮の有志者等が、廣く社會の風潮を察し、學寮の舊弊を一洗せんとて、護法場といふを開きしかば、當國にも亦之に効（效）ひて、護法所といふを設け、高取村の專修坊法澤は、濱三ヶ寺の隨一にて、門閥といふ（ひカ）學識も、衆に秀てし人なれば、之を推して總官とし、毎月一回會議を開き、勸學布教を策進し、或は僧侶に品行の端正ならさる者あれば、團體の名を以て之を忠告し、猶改悛せさる者あれば、團體より擯斥し、內を治めて外に抗し、粉骨碎身するからに、國內敎學の方針は、此の團體の指導するにまかする迄に成りにしとぞ、此の團體こそ、後の日に排佛毀釋の法敵等が、膽を冷せし運動の源因とはなりしなり、

去る程に、排佛毀釋の狂風怒濤は、漸當國にも波及して、諸藩交々神道を宗（崇）重し、佛敎を左降する兆候顯れ、既に田原藩にては、令を發して、領內庶民の家に安置せる佛像祖影は、悉く其の本山に返却させんと爲しけるにぞ、他國に勝れて三寶を尊宗（崇）する人民の、いかでか之を悲まざらん、再三再四藩廳へ哀訴すれども、藩吏は更に聞入れねば、詮方つきて、同郡なる眞宗西圓寺誓鎧は、自ら藩廳に出頭して申す樣、在家安置の佛像は、元來多少の冥加を納め請ひ申したる物なれは、申さば直を拂ふて買ふた

る品なり、夫を今更本山へ返却するは、謂なきとなれば、本山にても、請け取るまじ、如し、各自の菩提所が、永く預り申さんにはと、言を盡して陳べければ、藩吏も漸く納得し、僅に之を許可せしかば、異日排佛の沙汰やみて後、各々本尊を申し請け、毎戸に安置なしたるは、偏に此の人の盡力なりしと、

此に至りて、人心は、日一日より動搖し、僧俗ともに、洶（洶）々として、堵を（に）安んせさる折も折、大濱領に一大事件こそ起りたれ、前にも既にいふ如く、同地は水野侯の所領にして、大濱村に陣屋を建て藩政嚴なりけるが、明治三年九月の末、本藩より少參事服部某を遣して、長官と定め、菊間藩出張所と改稱しける、さても服部某は、若き時より平田篤胤の門に入り、國學に心を止め、又師の志を承繼きて、佛教を忌み嫌ふと蛇蝎の如くなるにぞ、這回此の長官となりしを幸として、我先排佛毀釋の手なみを示し、他藩の者を奬勵せんと、深くも心に巧みつゝ、赴任以來ひたすらに舊弊一洗を名となして、先第一に同地なる眞宗最勝寺は、有名なる巨刹なれば、之に逼りて其の太鼓樓を獻納させ、之を以て學校となし、新民塾と名けつゝ、住職某を以て取締とす、此處には己が日頃より崇拜なせる篤胤の塑像を安し、又教科書には出定笑語なんどいふ排佛の書を加へ、自ら人民に佛教を厭はせんとす結構にて、薫陶せしこそ腹黑き、元來

最勝寺某は、思慮ある人なれば、今此の矢先に立向ひて爭ふは、諺にいふ乞丐に棒うちなすにひとしく、害ありて益なければ、暫く彼の心に任せ、折を見合せ服部が頑亢の邪執を解かんと、曲けても彼に隨ひしは、徃時片桐且元が東照公に隨ひて秀頼母子を保護せんと企たりしに似たれども、惜哉事匆卒に起り、其の謀成らずして、却て世人に法琳寺某と同く、反覆常なき人なりなどゝ、言ひはやされしぞうたてけれ、

閑話休題（あだしごとはさておき）、新民塾創立以來、其の他にも、藩政改革の費用多端なりとて、頼母子講を取り立て、領內の人民に、有無をいはさず加入せしめ、下農水呑百姓にても、月々金二分を出させ、又人民の等級を資産を以て上中下の十一段に分ち、村の寄合はいふも更なり、冠婚葬祭何事にも、其の等級にて着席さする制を立てける、資産に豐歉の差あれば、別家は本家の上席を占め、村の舊家と稱へられし家にても、産業豐富ならざれば、水呑百姓と同席せざるを得ず、此の外舊弊一洗を名となして、古式舊格を廢絕し、收斂益々苛酷なりしかば、人民の苦情は常に絕ゆる間なく、時日（このひ）いつか喪（ほろ）ひんと怨嗟する者多かりける、

かくて服部某は、更に時宗稱揚寺、禪宗光珠寺、眞宗法琳寺等の住職を擧げて、教諭使となし、表には王政復古の朝旨と、人倫五常を說諭すと聲言すれども、其の實は一ッ

には賴母子の加入を勸め、二つには天拜日拜を遍く人民に行はせんとの底意なり、されは教諭使には、一人ごとに藩吏一名宛同行して、領內殘らず順回させぬ、分て棚尾村の法琳寺某は、辨才衆に超え勝れ、諂諛の性ある者なれば、長官服部は、之を以て二なき者ぞと用ゐける、そが教諭の概略をこゝに記さば、法琳寺某は、藩吏一名同道にて、各村寺院に出張なし、村人殘らず呼集へ、佛祖の塑像或は法談に用ゐる品は穢はしとて、先佛前の金障子を閉鎖させ、本堂の中央には、納涼に用ゐる臺を出させ、身には萌黃色の道服を着し、藩吏と倶に座を占めつ、王政復古の御趣意を說き、次に租稅賴母子諸上納は、皆國民の義務なれば、假令水を飮み砂を嚼みても、つぶさに沙汰を致すべし、又我國は神國にて　天子は神の御末なれば、飽くまで神を敬ひたまふ、そが御惠にて安穩に家業を營み、衣食する民艸なれば、神を敬ひ崇むるは、今更申す迄もなく、露聊の事なりとも、神の御心　天皇の大御心に違ふべからず、されば、汝等いかばかり、佛法信仰なればとて、敬神崇祖の朝旨に對し、佛法方の事を、人前をも憚らず、荒凉に讃嘆するは、心得違の業なれば、深く遠慮すべきなり、喩へば酒を好める主人に、召使はるゝ家の子等は、主人の前にて餡餅の沙汰なすとは無遠慮なり、今も其と同じくて、敬神崇祖の朝旨を重んずる輩は、深く注意あるべきなり、乍去、先祖代

々信仰せる宗旨なれば、己が家にて、ひそやかに念佛相續するのみは、他日は知らねど今日は、其の筋にても別段に御咎もなき由なれば、愈々至仁の朝旨を喜び、此の度仰せ出さるゝ天拜日拜の祈禱文は、假令內佛二時の勤行に代ても、朝夕必ず唱ふべし、努力々々惰ることなかれと、取り出すその祈禱文は、

產土神乃大前爾安至表祈禱白祝詞、此邑表總守賜布產土大神乃御前表愼美敬比
夜守日守爾守理幸閉斗畏美畏美毛拜美奉留、

こらえ〳〵し人心も、此の一擧にて激昂し、すわや排佛の端緒は開けたるぞ、法滅盡の時なるぞ、抑々我が淨土眞宗は、餘宗他門とこと變り、往昔宗祖聖人は、大部の鄕の平太郎が、熊野詣の其の時に、一向專修は往生の肝府(腑)、自宗の骨目なりと敎へたまひ、又蓮如上人が、物忌の御文の遺誡も、其の源を尋ぬれば、不得祠鬼神不得拜於天の世尊の金言あればなり、ゆめゆめ神威を輕しむるにはあらねども、現世の祈禱を爲すことは、是我が宗の禁制なり、夜の守日の守を產土神に請ひ申すは宗意に背く業なる事は、他宗餘門の者にもあらぬ、彼の法琳寺某が知らぬことはよもあらじ、然るを斯くまで勸むるは、我等に敎へて宗意に背き、一向專修を擱きて、永く三塗に沈めんとの魔王の所爲とや申すべき、まして飛檐の身を持て、御許可もなき衣體を着し、我

儘勝手の振舞は、取も直さず佛祖を輕しめ、本山本寺を蔑如したる所業といはで何とかいはん、殊に近來藩政改革を名としつゝ、重租苛税を負はせし上に、猶も過分の出金をは、砂を嚙みても沙汰せよとは、殘忍苛酷の說諭なり、彼かく人に諭すからは、己も砂は嚙みつらん、喰ふか喰ぬか試みんと、法琳寺の勝部の中に、砂を盛りて出せし者もありしとか、さるにても、今回藩より諭されし天拜日拜の命令が、萬に一ツも、朝旨ならば、是ぞ由々しき大事なり、進んで一向專修の宗意を守らんか、臣民として朝廷の命に背く、其の罪天地も容られず、さはとて、現世の祈禱を爲さんか、是ぞ佛祖の敎に違ひ、阿鼻の苦惱を如何にせん、進退こゝに谷りぬと、歎くもあれば迷ふもあり、されども我等は在家の愚夫愚婦なり、無智文盲の者なれば、彼の法琳寺に難詰し、或は藩の役人に議論爲さん樣もなし、唯此の上は菩提寺の住持を賴むに如くことなしと、老若男女打ち連れだち、各々菩提寺に寄り集ひつゝ、住持に迫り、かゝる大事を何故に、傍觀坐視はせらるゝぞ、門徒の後生に拘はる騷動、何故すてゝは置たまふぞと、朝より夕に至るまで、罵り叫く聲絕えず、僧侶もほと〳〵困じ果て、いひ慰むる樣もなく、あぐみてぞ居たりける、

かゝる時節の習ひとて、流言飛語は巷に充ち、甲はひそかにさゝやく樣、菊間藩より

各藩に協議を遂げて、近々に三河十藩手を揃へ、廢佛合寺の沙汰ある由と、乙亦聲をうちひそめ、吾儕が聞きし話には、苅屋藩にも菊間に次ぎ、廢佛毀釋の發令を爲すこと、既に決したりと、丙は來り報ずる樣、去ぬる何日藩會の席にてありし協議の模樣は、服部參事が奮起して、我が領內は諸藩に卒先ち、物の見事に廢佛なし、堂宇悉皆沒收して、新民塾と改め爲し、遊手徒食の賣僧等は、本山本寺へ逐返し、今年中には、斯申す服部一人の力にて、參河國に佛法の根絕やしなして、天晴なる神の御國と爲て見せん、コワ是浮たる事ならず、小官赴任の初より、身は竹鎗の鋒先にかゝり、尸はこゝに暴すとも、厭はぬ覺悟なりしかど、實地に就て視察すれば、因循姑息の坊主輩、愚痴文盲の百姓共、何程のとか爲し得べき、假令五人三人の白痴者ばらが騷けばとて、捻殺して仕遂げんに、何の仔細のあるべきと、いきまき立ちて陳たりと、確實なる筋より聞込みぬ、かまへて油斷なしたまひそと、息つぎあへずのぶるもあり、このこと丁は戊に傳へ、己は庚辛にうちさゝやき、人々口耳相屬し、道路目をもて物語り、農となく、商となく、往き逢ふ度に、寒暖の存問よりは、いち早く、口より出るは此事のみ、實にや戰々競(兢)々として薄き氷を踏む心地、深き淵に臨む思ひとは、此等のことをやたとへしならん、

○第二回

却説厚志の信徒は、かばかりに心を惱ます者あれとも、其他の者はひたすらに、官吏の威權に恐怖しつ、法義談合の席なんどに、集者は日々に減じ、父母兄弟の忌日にさへ、寺參りすることは、何となく後めだしとて、遠慮する者多かりける、況て名主村役人等、苟にも役義を帶びたる者共は、心ならずも表面は藩吏に憚り、僧侶とは交を絶つ者さへあれば、昨日まで晨朝初夜の參詣に、狹しと見えし本堂も、今日は寂寞として雀の羅をも設けつべく、常に四民の上に立ち、威福を張りし身の上も、村人普通の交際さへ爲し兼ねて、穢多非人にも均しかる、多くの僧侶の其が中に、時めく者は法琳寺を始として、教諭使等の國役を務むる人の上のみなれば、恨は愈骨髓に徹し、或は護法所に走りて、法琳寺等の亡狀を訴へ、又は專修坊を訪ふては、善き智慧からんとするもあり、往來恰も櫛の齒を挽くが如くに噪立ちけり、分けて早雄の若人等は、互に腕を扼り齒を切りて憤り、漸く疎暴の所置あらんず有樣なるにぞ、專修坊法澤も、其が鎭撫にはほと〳〵困じ果てしを以て、遂に二三の同志と謀り、兎にも角にも法琳寺等を護法所に呼び寄せて、彼等が意底を問ひ試み、然る後に又好き工夫もあるべしとて、護法所月次の會合に、兩寺に出席あるべき旨申し遣はしたりしかど、遂

に出席せざりしかば、已むを得ずして、其のまゝに暫しうち過ぎけるとなん、

此の年二月十一日、菊間領の寺々へ、村役人より廻文を以て達し來りしことありしが、元來德川氏の頃に在ては、寺院僧侶は、自特別の待遇を受け、他の人民とは同じからず、何事にまれ達する旨ある時は、陣屋よりして銘々へ、別段に達するの古例にて、俗に之を一本紙と名けゝる、維新の後も此の例廢らずしてありしに、此の回に限り、かゝる手續に及びしかば、領內僧侶達は、まだ封をも開かぬ先より、眉打顰め、こは門達にあらずやなど訝りながら、手に取り上げ開き見るに、其の文に曰く、

其村內何寺住持何ノ誰御用ノ儀有之候間、來ル十五日五ツ時當局へ差出スヘク、最モ代僧等ハ不都合ニ付、自身出頭可致樣、是又通達ニ及者也、

二月十一日　　菊間藩出張所

何村役人

斯く讀み了りて、僧侶達いづれも眉を打顰め、此は何事の呼掛か、其の所由は知らねども、前に一言の沙汰もなく、德川以來の定めなる一本紙の格式を、無斷に廢せしのみならず、農夫同樣村役人の支配とされしぞ、やすからねと、獨語とあり、自身出頭に限るとは、抑如何なる緊要事件の起りしにや、と危むあり、又は天拜日拜の再達なら

んと推するあれば、頼母子募集の催促にやと測りて頭痛に病むもあり、各宗各派打集ひ、内議區々なりける間に、早十五日となりぬれば、各宗各派の僧侶は、一齊早朝よりして參廳しける、抑出張所の政廳は、已前陣屋の御殿にして、十疊宛の間數四段に分れたる、いと廣やかなる建物なり、南と北は壁にして、東は玄關に連りたり、今日は間毎の區劃を拂ひ、南側なる壁際には、長官服部某を始として、屬官一同上下を着し、威儀を正して列座（なみゐ）たり、斯くて僧侶の參集は、着帳を以て披露しければ、先此方へとの案内に連れ、僧侶一同廣間に着座す、こゝに長官服部某は小膝を進め、席上を盼焉（ながしめ）に見廻しつゝ、咳一咳して陳述けるは、服「今日領內寺院一同を召喚致したは、別儀でない、兼て承知の通り、今般王政御一新の御趣意と申すは、百事舊弊を御改正あらせられ、王政の古風に復させらるゝ御事なれば、昨年中御達の通り、無檀無祿の寺院は申すに及ばず、……　全體寺院と申す者は、葬式を取り行ふべき場所で有て、……　坊主は其の取扱人たる次第であるから、當領內の如きは、人民の割合には寺院が多く、隨て坊主共も多人數住居致すことは、全く無用なる事で、……　且當御時節柄、　陛下の臣民たる身を以て、耕さずして食ひ、織らずして衣、遊手徒食致すことは、實以て上へ對し恐入たる次第であるから、領內寺院は夫々方法を設けて、合併に及ぶことに廳

議一決致したが、…… 夫に就ては、其の廢寺合寺の方法、幷に坊主共取片付け方に於ては、應議ばかりで定めては迷惑致す者も之あるべくと存ずる事故、其方共を呼出したのであるから、一同厚く朝旨の所在を體認致して、他の振合等を見合せずに、即座に下問致す條々の返答を差出す樣、…… と、いと嚴に口達し、さて屬官に命じつゝ、下問案を出させたり、一同咄嗟（あなや）と驚きしが、心を靜めて渡されたる下問の條々を讀み下せば、

菊間藩下問の條、各答可有也、

一、無檀無祿ノ寺院ハ、年限ノ新古ヲ問ハス、合併スヘキノ論、可否如何、

一、合併令（せしむ）ルニ付テハ、住僧幷ニ留守居ノ僧尼ハ、本寺引取ベキノ論、可否、

一、本寺ニ差シ置キ難キ僧尼ハ、本寺中立次第生國へ可送屆、

但、此ノ路銀ハ、本寺ヨリ出スカ、又ハ生國ヨリ出スカ、藩ノ金庫ヨリ出スベキカ、路費出方、可否、

一、一向宗ノ寺院合併ノ節、家族ノ進退ハ、本寺ノ關係ナルヤ、或ハ其村關係ナルヤノ論、可否、

一、還俗歸農願出ノ向ハ、本寺中立ノ次第人物ニ依テハ可開届ノ論、可否、

下問第二段

一、御新政ノ御趣意ヲ奉體シ、本寺ニ於テ、合併行届候樣盡力可有之筈也、然ルニ檀家ヲ無實ニ分配シ、本山ヲ欺キ、是迄末寺屆致シ來ル寺院且無住ノ末寺等ハ、檀家多少ヲ算シ、虛實ヲ校シ、合併ノ術行屆候樣可心掛也、又法類ニ於テモ、同斷私利ヲ營マズ、至當公平ノ議ヲ起シ候樣、盡力可致筈也、此ノ理ニ背キ、仲間申合ニ泥ミ、己ノ存意ヲ包ミ、私論ニ渡リ、檀家ヲ鼓舞シ、法類ヲ賴ミ、無謂故障抔隱微ニ釀シ成ス事後日顯レ候節ハ、本寺法類寺檀相違ナキニ於テハ、直ニ廢寺可申達ノ見込、兼テ本省ヘモ申立置方可然哉ノ論、

一、深ク御政體ヲ考察シ、復古ノ御趣意ヲ奉戴スル時ハ、武門政權ヲ握リシ以來、開基ノ寺院ハ、本末共其前ヨリ在來ノ本寺ヘ合併スベキ論、可否、

一、前件年限ヲ以テ定ムベカザルハ、檀家ノ數多少ヲ以テ合併定ムヘキ論、可否、

一、檀家ノ數多少ノ論可ナランヤ、然レドモ、其數限幾許ヲ以テ可トナスヤ、或ハ曰ク十軒已下ヲ以テ合併スベシ、或ハ曰ク五十軒已下、或ハ曰ク有檀合併行フ可ナランヤ、或ハ曰ク百軒已下檀家ヲ以テ、此ノ御趣意ヲ奉ジ得ザルハ、檀那寺本寺法類等盡力未タ公平ナラザル處ニ出、可否、

前論多端、尙是ヲ再考シテ、左ニ公議ヲ問、

一、無檀無祿ト雖モ、一村ニ一寺院ヲ存シ、有檀有祿ト雖モ、一村數宗數寺混交村里ハ、檀家百軒已上已下ヲ區分シ、已下ヲ以テ之ニ合併令メ、舊院寺格ヲ不問、村高戸籍ニ應シ、智識ヲ選ンテ國用タラ令ンコヲ要ス、私情ヲ去リ、公平ノ衆議ヲ待ッ、請答議アランコヲ、

一、有檀ト雖モ、居邑ニ檀家無之、他檀家多キノ寺院ハ、其最寄同宗ノ寺院ヘ合併シテ、至當可成、此議云何、

已上

思ひ設けぬ難題に、並居る僧侶は當惑なし、互に顏を見合せつゝ、默然としてひかへたり、此の時、淨土眞宗東派の僧蓮成寺一順(鷲塚村)本樂寺見慶(赤松村)眞淨寺至靜(北中根村)の三人言ひ合さねども、一齊に席を進めて申す樣「只今長官よりの御口達に由りますれば、合寺廢寺は既に御決定の樣に存ぜられまするが、……然る時は、今日の御用は、廢寺合寺の御達しの御請を致すことゝ、右廢合御處分に付き、十二ヶ條の御下問に御答を申上る事との二ヶ條でムりまするか、服「左樣……と簡單に、ニベなき答を爲しつゝも、尚三人が返答如何といふが如き顏色して、白眼居たり、三人は憂憤胸に充ち、何と答へん術をも知らず、さはとて此のまゝ口を噤み、面從すべき事な

らねば、氣を取り直し、一層辭を卑ふして「左様な次第でムりますれば、此儀は、……實に一宗の興廢にも拘りまする大事件でムりまする故、……何分一己の見込を以て御請も御答も、……　服「ナゼ出來ぬナ、一ヶ寺の住持たる身分で、其の寺の廢合に就ての下問に對して、返答が出來ぬ抔と申された事ではあるまい」「デワムりまするが、寺院には夫々本山本寺もあり、又……　多くの門徒もムりまする事故、ケ様な重大の事件になりますれば、一往(應)本山へも伺ひ、又門徒へも熟議致し度存じますれば、夫迄の所の御猶豫を、何卒、……　服「イヤ其の儀は相成ぬ、全體其方共は、朝廷と本山とを同様に心得居るナ、コレ篤と思案して見よ、普天の下王土にあらざるなく、率土の濱王臣にあらざる事なしと申して、此の六十餘州を知し召すは、畏多くも神の御末たる天皇陛下である、其の　陛下の勅諚を以て、廢寺合寺を仰出さるゝ次第であるのに、其の御請が本山へ問合せねば出來ぬの、協議を遂げねば門徒の機邊に拘はるのと、實に以の外な次第ダ、一ヶ寺の住持が朝旨を恭承するに、本山も門徒もいる者ではないワエ、此の上猶ほ彼此と謂なき儀を申募つて、朝旨を拒むに於ては、屹度嚴重の處置に及ぶゾ」「イエ中々以て、朝旨を拒みまする抔と申す次第では毛頭ムりませぬが、……　併しながら、斯る重大の事件故、御請の……　御猶豫を願ひまするので、…　服「ア

イヤ、猶豫の日延べのと申す事は、何度申立てても聞届ける譯には參らんワ、是非に此場に於て決答致せ、「若是非に御對を申さねばならぬ儀でムりますれば、私共におきましては、右十二ヶ條の御下問は、……恐れながら、……ヒ……否と……申上げますより外は……ムりません、」長「ヤイ共方共は、實に言語道斷なる白痴者ダ、朝旨に…藩廳の下問に對し、否などゝ答へるとは……實に無禮千萬な、……然し只今の失言の段は、格別の慈悲を以て、勘辨致し遣すから、此の處に於て、篤と今一應思案致して返答致せ、此の上猶ほ彼此強願ヶ間敷き事を申立るに於ては、相當の處置に及ぶゾ、と言放ちて其座を立ちぬ、三人は悄然として、聲をひそめて語ふ樣、早此の上は是非もなし、彼の法琳寺最勝寺は、我等と意見を異にして、快からぬ交情なれども、事今日に迫りては、彼等を頼むの外に手なし、こは心憂き事なれども、俚諺にいふ如く、脊に腹は代へられず、舟を中流に失はゞ、一瓢も價千金とか、日延を請ひて、此の場をば免れ歸へることを得ば、又爲ん術もあるべきなりと、商議は頓に一決し、人なき所へ兩寺を招き、三人は顏を和らげ、辭をも卑くし、「御兩所も御聞の通り、長官から突然の下問で、……何と答を致して見樣もムりません、且只今の口達では、廢寺合寺は、朝廷に於て既に御決定だと申されますが、此とても何分信じ難い(と)事で、……昨年の勅書

もあつて見れば、……滅多に請書抔を出した後に、中途の計畫ひでもあつた日には、本山へ對しても濟みません事故、兎も角も、四五日の猶豫を願つた上で、拙僧共は手分けを致して、靜岡名護(古)屋等の大藩の振合をも充分探偵し、又晝夜兼行して、一人は本山へ參つて、內意の程も承つた上で、……とは存じましても、那の樣子では、迚も拙僧共の歎願では、承諾も六ヶ敷く存じます、が御兩所は兼て國役も御勤めなり、長官にも……御懇意の事故、御兩所から一往(應)長官へ日延の儀を御願ひ下すつたらば、必ず聞屆けられるに相違はムりません、其の以上、前に申す手續きを致して、夫で叶はんのなら、是は眞に法滅盡の時とも斷念致しましようが、……右の次第故、何卒御兩所の御盡力を、……畢竟ヶ樣に御依賴申上げるのも、私の請托などゝ違ひ、大法護持の爲でムりますから、……御兩所が御盡力下されば、佛祖の冥慮にも叶ひ、又領內幾千の御門徒も、深く御骨折の程を感佩致す事故、何卒……と、日頃佛敵法敵よと罵毀りし其の口にて、心にもなき追從も、時に取つて苦肉の計、足を頂き手を合せて、拜まぬばかり賴み入る言に、兩人も辭み兼てや、承諾ひて、奧の間さして入りければ、三人はホッと一息胸撫でおろし、兩寺が承諾ふ上からは、五日や十日の日延は聽かれん、其の間に兎やせん角やせんと、後の事まで謀合す、まだ談合も果ぬ間に、相の襖間

をサッと開き、長官服部は兩寺と倶に出席し、居丈高に坐を占めつゝ、三人をハタと白眼み「其方共は又々兩寺を以て、日延の儀を願ひ出てたが、實に不屆至極な奴輩である、先刻も申聞す通り、朝旨に由て、廢寺合寺を申付けるに、一度ならず二度も三度も、……何樣哀訴致しても、日延の儀は相成らぬゾと、敦圉荒く罵りはなつ、兩寺は一齊く小膝を前め「各々方の御賴み故、色々と參事公へも願ふて見たけれど、何分にも朝旨とあれば、强て拒んでは、上へ對して、……恐入る次第故、速に御答を申上げられた方が宜しからう、今更本山へ伺ひも、……門徒へ商議も、……無益の儀と拙僧共は存ずるテ、服「シテ兩寺の見込は、……最「檀家百軒以下は合併と、……法「イヤ三十戶以下と成れた方が、……ト最早合併決答の小口開けしありさまなるにぞ、三人は無念さ腹に据兼ね、兩寺の方に進み寄り「さては御兩所には、拙僧共が先刻あれ程迄に御賴み申した願意をも、ロク〳〵御中立てもなく、……却て我々が延期を願ふて居る事柄、……かゝる重大の事件をば、我儘に御決答に相成るとは、……實に獅子身中の、……ト我を忘れて口奔りしが、場所柄といひ、かゝる時に我より事を起しなば、又此の上に如何樣なる無理難題を言掛けられ、愈願意も達せずば、詮なき事と思ひ返し、無念の口を噤みしとぞ、されども、藩吏は三人が朝旨を拒み、剩官吏等に對し不法の

儀を申募る條、上を輕蔑る所爲なりとて、一ト間の中に留め置く旨を宣告し、他の僧侶に對しては、專斷を以て來る三月廿日を期し、寺院廢合と決定せしむね、いと嚴かに達しける、多くの僧侶も心中には苛酷の所置と憤らぬにはあらねども、彼の三人が留置の處分に畏れて、心ならずも請書を出し引取りたり、

絲懸二暗室一蛛交レ網、巢棄二空梁一燕過レ隣ト、唐土人も歌ひけん、實に住む人なく年經ぬる家居程、いぶせきものはあらじ、彼の三人が留置かれし假の囚屋は、其の昔の、足輕小厮の詰所にやありつらん、今は定れる住人もなく、軒端にかゝれる蛛の網は、主人や餘處に移りけん、木の葉二片三片かゝりて、他に護物もなく、屋根裏の燕の巢は、去年のまゝにや、此處彼處頽れて修補ふ親鳥もなく、雨漏りて天井に群る山を畫き、柄朽ちて床板に怪き音を發す、況てや頃は如月の殘の雪を吹く風は、開闔の間準より入りて身を砭す、三人はこゝに閉籠められ、兎角する中に、夕陽は西の山の端に舂き、欄間障子に殘る薄日蔭も、なごりなふなりぬ、さる程に、腹はいといたふ空くなれども、晩餐は更なり、白湯一盞送り來る人もなく、手先は寒え身體は戰慄ども、煖むべき火桶もなし、かくて夜も丑三つ過ぎと更け行くにぞ、至誠は聲をひそめ「兩兄は如何思はるゝか知らねど、既に廢寺合寺を暴吏共が專斷して、來月廿日と定めた上は、最早暫

時も油斷して居らるゝ場合ではない(ひ)、互に此處に留置に成たからは、中々一日や二日では放免もしまい、且我々が斯樣して居ては、他の有志者の運動の妨げにもなる譯だから、……拙僧は最前より心を留めて聽て居たが、此の外方には、別に守衛て居る人もない(ひ)樣子、……鼾の聲も聞えんから、屹度誰も居らんに違ひないから、斷然此處を破つて、……總管其の他諸有志にも、此の始末を急報したら、又何とか工夫もあらうかトいへば、二人も頓に同意して、「如何にも夫は妙案だ、假令後日に閉鎖を破た罪狀に由て、此の上如何程の難儀を致そうとも、夫迄の事と覺悟して、ト遂に商儀(議)一決し、一齊囚屋を立ち出でつ、難なく塀を乘越えしが、中にも至誠は語せわしく、拙僧は此から直に專修坊へ往くから、兄等は夫々有志者へ、……ト謀合せて、三人はこゝにて袖を分ちつゝ、思ひ／＼に立ち去りぬ、

○第三回

人類難に逢ふて後、始て眞の友を知ると、西儒シセロもいひしとかや、さても、本樂寺見慶は、菊間の陣屋を出しより、己が家路には面も向けず、ひた走りに走りつゝ、同郡小川村にぞ來りける、こゝは郡も同じけれど、川一ッを隔つるからに、西尾藩の領地なり、此村に蓮泉寺てふ同派の寺あり、寺の後住は法名を了圓と呼び、席名を台嶺と

名づけつゝ、幡豆郡室村なる順成寺布界の第三子なりけるを、現住了英は其が大勇なるを以て養ひとりて子とせしなり、台嶺此の時廿九歳、性恪(格)儻(倜)にして大志あり、且學問を好みしかば、年まだ廿に滿たぬ頃より、高倉の學寮に席を懸け、香山院講師の門に入り、專ら宗學を研究し、講暇には、智積院の義範法印に就て、倶舍唯識の奥義を窮め、傍ら經史百家を涉獵し、秀才の名を博しける、殊に護法の念慮深く、第一回に記たる彼の護法場創立の時などにも、與りて力ありしとぞ、其の後程なく國に歸り、私塾を開きて己の才藝學問を慕ひて來る人々を懇に教授しけるに、自國は更なり、美濃尾張駿河遠江の諸國より笈を負ひて來るもの多かりける、又或時は、護法所に往來して專修坊等と心を協せ、盡力少なからざりしが、此の日頃は、國々に排佛毀釋の徒群起り法門の危急旦夕に迫りしを見て、慨然として憤り、大に爲すことあらんとす、去る程に、見慶は親戚の緣もあり、別て其の志望の程をも知るからに、彼が意見をも聞し上、又せん總(術)もあるべしと思念しつ、さてこそ此の寺に來りしなれ、

台嶺は昧爽より臥床を出で、禮佛誦經こと果てゝ、一間に籠り、一心に聖教に眼を曝して居たりしが、折柄寺の下人あはたゞしく其の前に蹲踞り「只今赤松の御院主樣が、足袋徒跣で……顏の色を變て、……御來臨になりまして、火急の事件が起つたか

ら、御面謁(めにかゝ)り度と仰られて、……と傳遞(とりつ)ぐ言に眉根を顰め「ナニ見慶公が、足袋徒跣で、……餘程急劇な事と見ゆる、何にせよ、甚失禮だが、此室へ御通り下さいと申せ、……ト指圖しながら、讀みかけし聖教を、彼方へ擱く間もなく、入來る見慶の容子に眼を注ぎ、大層早く御來臨で、……何か事でも起りましたか、見「イヤ事どころか、一大事件が、……ト是より昨日藩廳にて有し事ども、始は斯々終は云々と、遺漏もなく息續き敢す物語るに、台嶺は左迄に驚きたる氣色もなく、いと落付きたる調子にて「サレバ拙僧も、此程から菊間の擧動に注目致して居つが、終には其の樣な暴戾を致すであらうと存じて居りました、然し兄等は、好く其迄に蹈止まつて下された、若左もなく、一同に請書でも出して仕舞た日には、後日の爲めに、萬事不都合であつたが、……勿論此件は、恐く菊間には止まるまい、乘て風聞の通り、服部が自ら排佛の端を開いて、他藩を奬勵する見込に相違なひ(い)から、何でも此處で囑留んければ成ません、然らずして、萬一此の儘で仕舞と、乘て首鼠兩端を懷て居る諸藩は、一時に之に傚ふに相違なひ(い)、左樣相成つては、此方が總體請太刀になるから、不都合が多い、今の內に何とか致さねば、實に一宗の浮沈に關はる次第だから、御互に此時に奮發せねばなりません、先何は兎もあれ、一往(應)高取へ參つて、總管に面會して、總管の意見も篤と承はつた上

で、運動の方向を定めると致さうから、兄は先拙寺で御待ちなさいと、直に仕度を整へつゝ、高取さして出往きぬ、

偖も台嶺は、専修坊に至り、法澤と密議を遂げ、運動の方法を定めしかば、法澤の弟翔雲を伴ひ、寺に歸り來つ、使を同郡熊味村に走して、法圓寺薩盛等を呼集へ語りけるは「總管に於ても、全く拙僧と同意であるが、何分事荒立ては宜くない故、先頃本山より達せられた四ヶ條の問題に就て、協議する事がある故、三月八日萩戸會所へ、國內の寺院一同集會する樣、若し同日出席せさる向は、護法所を擯斥する旨の檄文を作り、同會所へ集めた上で、今度の事件を逐一話して、同意を請ふより外はあるまいとの事であるから、諸君も其の御心得で、……併し廻文には、總管始め名前は書かずに、唯幹事として出す方が宜しからうと存じまするト、直に數通の廻文を造り、國內へ巡達しぬ、偖台嶺は、密に法澤其の他の者と往復し、準備をさ〳〵整ひければ、其の日の至るを心の中に待ちたりける、されば、此の擧を、後の日に、台嶺が青年客氣の勇氣に任せ、匆卒に起せし暴擧などいひはやす人あれども、此は是誣ひたる言にして、半月餘り熟議を遂げ、事已を得ざるに出でし事なりしは、事の生起と本末を、善く斟酌して知るべきなり、

閑話休題、こゝに、同國額田郡幕戸の會所と聞えしは、往昔文政年間に、京都本山炎上なし、其の再建の工事起りし時、國内法中門徒等の集會の爲めとて、中央の土地を撰みて設けしより、今に其の儘立置きて、國内一般寄合ふべき事ある時の會所と定めぬ、去程に彼の廻文の國内に巡達する其の間に、誰いふとなく訛傳して、碧海郡大濱へ、彼の切支丹の徒多く來り、宗論を爲さんとて、其の旨申込みたりと、或は傳へて、否々決して左にあらず、菊間の參事某は、固耶蘇敎の信者にして、領内殘らず耶蘇敎に改宗させんと企つて、最勝寺法琳寺は、念佛門の珠數切て既に改宗したりとなん、されば幕戸に有志者が會合なして、之が防禦を議するなれと、異說區々なるからに、四百餘ヶ寺の僧侶達、我後れじと結束し、幕戸をさして集ひ來ぬ、愈其の日となりぬれば、兼て牒じ合せたる事故、總管法澤は、故に事に托して出席せず、

法琳寺誓鎧は、書記として、衆僧の着到を記し、薩盛、至靜等は用度の事を擔任し、其の他敬覺寺圓盛、萬國寺依白、順正寺智山、圓光寺順靜、并に翔雲等は、各々持場々々を定め、用意すべて嚴重なるは、唯事ならず見えたりける、此の時、間の襖を押開き、此處に入來る一人の法師は、色白くして眉秀で、口吻凛々しく丈高く、身はぬば玉の墨衣に、同じ袈裟を披き、馬手に鐵骨の扇を携へ、集會の人々に一禮し、高座に坐したるは、間

はでもしるき蓮泉寺の新發意台嶺なり、先人々が遠路を厭はず、時日違へず來集せし厚志の程を勞ひつ、次に言を改めて演說したる其の主意は、

過日方々へ申入れたる廻文には、本山より先般諮問に相成りたる十二ヶ條、幷に四ヶ條の儀に就て、云々と認めましたけれども、其の實は、我淨土眞宗の浮沈興廢に關はる一大事件出來致したるに就て、御商議申し度事起れり、さりとて他聞を憚る事故、顯然には申し難く、夫故諮問にことよせて招き申せし次第なり、方々兼て承知の通り、昨年以來信州松本、越中富山、或は濃州苗木等の諸藩に於て、王政維新を口實として、追々排佛毀釋の政道ある由、此等は畢竟其の藩々の知事參事等が、依怙の沙汰にして、決して朝旨にあらざる事は、昨年正月我が新御門主御參內の砌、下賜りし勅書にも、神佛判然の御處分は、專ら孝敬を在天の祖宗に盡させらるゝ爲にして、更に宗門を褒貶するにあらず、又朝廷排佛毀釋これつとむと申し觸す者こそは、億兆一視の叡慮を奉戴せさる賊徒にして、則ち宗門の法敵なりとありしことは、適(遍)く方々の知らるゝ所、然るに當國菊間出張所の長官、服部某は、日頃佛法を忌み嫌ふ、己が心を師としつゝ、松本富山の轍に倣ひ、排佛毀釋の機尖を顯し、昨年九月新民塾と名くる學校を建て、學問硏究に關係もなき平田篤胤の像

を安置し、出定笑語等の教育に益なき排佛の書を、子弟に讀ましめ、竊に誹謗正法の謀をめぐらし、剰へ當年正月以來、法琳寺稱揚寺を以て、政教の御趣意を演說せしむると僞り、我が宗風に於て許さゞる所の、天拜日拜神前の祈禱を勸むること、偏に當國に於ては、最も勢力ある我宗を威服する時は、其の他の諸宗は刀を迎へて解くるを知るが故に、特に我が宗を苦むるに極りたり、殊に去ぬる十五日、廢寺合寺の手段として、出したる十二ヶ條の下問の如きは、壓制束縛の處置といふべし、別して、當國には東照神君御取立の寺院多きを知りながら、第七條に武門政權を得し後に開基したる寺院は、本末ともに合併すべしといふが如きは、言語道斷の問條ならずや、之を大にしては、一向專修の宗意安心を蹂躝(躙)され、之を小にしては、開基以來子々相續の寺門を破却せらる、之をも忍ぶべくんば、將何事か忍ぶべからざらん、今日來集の方々は、皆是佛祖の冥慮に由て、億劫にも遇ひかたき希有最勝の法に遭ひ、未來佛果を得るのみならず、今世五十年の生活さへ、耕せず織せず安穩に妻子を養ふ、此の鴻恩を蒙りながら、今此の危窮(急)の場合に臨み、安閑として傍觀する不義不忠なる人々にてはヨモあるまじ、小子台嶺無似と雖も、亦佛祖海嶽の恩を擔ふて、此の厄運を觀るに忍びず、同志諸君の驥尾に付き、大濱村に赴

きて、先法琳寺に面會なし、彼が宗意に背犯せし罪を鳴し、又最勝寺と諸共に、擅に廢合の決答を爲したる理由を質問し、事の次第に由りては、藩廳に推參なし、條理を述べて、天拜日拜の祈禱を謝絕し、廢寺合寺の猶豫を請ふべし、彼若之を承諾せず、廢寺合寺は朝旨ぞと、强て拒まん其の時は、兼て賜る勅書を示し、彼の化の皮引剝きて、我が舌の根の爛るゝまで論難すべし、彼若我に屈しなば、直に割腹を勸むべし、彼又理不盡の答を爲し、筋道立たざる返答せば、卽ち勅書に示し給ふ如く、陛下に取ては賊徒也、法に取ては法敵也、其の場を去らず打果し、我等も同く刄に伏さん覺悟なり、生ある者は必ず死に歸す、我人誰か死なからん、死する時に死せざれば死に勝るの辱ありとか、今日只今こそ、我等が死すべき時節なれ、報恩謝德の時到れり、我と志を倶にせん方々は、連判帳に血誓なし、此より直に打立たれよ、去共外に良策あらば、(腹)伏藏なく陳べられよ、台嶺一々承り、道理極成の說ならば、持論を棄て從ふべし、若又因循姑息にして、事を左右に托しつゝ、一味を遁れんとなす者あらば、是又法敵の徒類なり、軍陣の血祭に、切捨てゝ進發せん、如何に々々、

ト一聲は一聲より高く、一語は一語より切に、眼血ばしり口角に泡を飛ばして、台嶺が懸河の辯を振ひしかば、並居る僧侶は醉へるが如く、恍惚として夢路にたどる如

くなり、今しも演說の了るとひとしく、早雄の若者達十餘人、バラ〳〵と席を立ち、「台嶺師の御演說、一々御最もに存じまする、我々共も、及はずながら、御供申して大濱へ、……イザ血判、ト陳るにぞ、台嶺莞爾と微笑つ、「夫は近頃祝着至極、方々連判帳を此へ、ト差圖に從ひ、誓鎧が取り出したる連判帳、誓の文はさだかならねど、美濃紙二ツに折なして、表紙には墨黑々と、護法有志血誓連判帳とぞ書ひ(い)たりける、此の時まで、片隅に默然として坐を占し四十三四の法師あり、此の人は是、加茂郡力石村如意寺の現住源致とて、思慮深き人なりけるが、聲振り立て、方々暫く、如意寺源致、聊か申し度ことありト呼はりつゝ、台嶺の前に席を移し、「只今御演說の趣、一々御尤には存ずるが、斯く大勢にて押出し、殊に血誓を爲し、鎗戟を携へなんどせられては、徒黨の罪免れ難しと存じまする、左樣相成りては、實に由々敷大事でムつて、俗に申す、理を以て非に陷ると申す者、此の儀は思ひ留まられた方がよろしからうと存じます、台「如何にも拙僧に於ても、事を好む次第ではムらぬが、此場に臨て、外に手段もムらぬ故、……但し如意寺殿には、別に良策がムりまするか、源「良策と申して、是ぞと申す事はムらんが、法琳寺等に應接せんとの見込ならば、一往此方へ招かれて、……台「イヤ招ひ(い)て參る位ならば、當方より出張は致さぬ、先頃中より度々呼掛けても、病氣と僞り、公

用と稱し、出席致さぬ法琳寺、彼等の參るを便々と待つて居る間には、廿日と申しても、日數のない事、一度廢合に成た上は、六日の菖蒲十日の菊、取て返しのならぬ大事、……源「假令廢合の所置あるとも、是より直に有志者を東上させ、事情を陳述さするならば、幸新御門主も御在京なり、朝廷へ何樣にも御歎願ありて、再舊に復する事の出來ぬ道理はムるまい、如此き萬全の良圖を棄てゝ、輕佻く匹夫の勇、……吉「默らしやい、匹夫の勇とは何の譫言、畢竟貴僧達が命が惜しさに、一宗の興廢を傍觀する不忠不義の心より、人の意中を忖度して、匹夫の勇などゝは失敬千萬、源「アイヤ、命惜しさに後込致す源致ではムらぬ、なれども、彼未だ腕力に訴へさるに、此方より凶器を携へ、多人數にて押掛けては、夫こそ彼等の術中に陷ると申す者、若彼等が此の擧を以て、淨土眞宗の僧侶こそ、一揆徒黨を企てゝ、多くの愚民を煽動し、疎暴をはたらく國賊なりと讒奏致さば、何と言譯致さるゝや、吉「其の時こそは、此の台嶺が命を捨てゝ、……源「サ夫れが料簡違ひと申す者、万一左樣の場合に至らば、貴僧一人死ねばとて、一宗の體面を汚し、上御門主を始として、一万有餘の末寺迄、迷惑致すは日前の事、先刻貴僧の演說にも、死するに時ありと申されたが、死ぬ可らざる時に命を棄て、犬死なしたる其上に、排佛家の口實と成て、夫で護法といはるゝか、死ぬるばかりが忠

義とは申されまい、斯く申せばとて始より、命を惜みて拒むにあらず、連判せざれば、此の場に於て、切殺して軍陣の血祭にするとの、貴僧の演說を承た其の上で、不同意を申すからは、死を決して議論に及ぶ、如意寺源致、一宗の興廢を傍觀致す拙僧ではムらぬ、斯程利害を陳述しても、承諾なく、是非共斷行さるゝ所存ならば、先拙僧の頭打落して出發されよ、斯くある時は、他日如何樣の事ありとも、一人にても不同意の者ありといへば、宗內擧て一揆を起し、暴動せしとの譏口を塞ぎ、又二ツには、拙僧が命を惜まぬ赤心も顯れ、一擧兩得と存ずるからゝ、己が命を拋ちて、未來の利害得失を、殘るかたなく論ふ、源致が誠ぞありがたき、

凡天下の事物には、積極消極の二ありて、積極に向て進む者は、消極の利を知らず、又消極に向て運動する者は、積極の益あるを知らず、之を局外より見るときは、嗚呼なる事に似たれども、是諺にいふ傍觀輸八着の議論にして、人一トたび情感に迫られて、意思を一方に決すれば、他を顧るの智力を失ふ、此ぞ心理の自然にして、亦已がたきことなりかし、されば蓮泉寺台嶺も、今此の危急の局に當り、ひたすら之が挽回に苦慮焦心せしからに、後圖を爲すに暇あらず、議論過激にわたりしを、源致が諫に、己が持論の極端に走りしとに心付き、忽ち奮怒の色をおさめ「如何にも御議論は御最

もに存じます、併ながら、既に斯多人數を集めましたる以上ハ、假令此の儘解散致しても、素我々の落度を見出さうと、注目致し居る俗吏等の事故、必す今日の模様を探偵致し、如何なる讒奏を致すやも計り難き次第でムれバ、拙僧共ハ兎も角も、管外迄出張し、法琳寺等と應接を致しまする、最も御忠告に隨ひまして、俗人ハ一人も召連れず、又我々共も白服黑衣にて、武器ハ勿論鐵扇等も持參致さず、如法の行裝にて、掛合も可成穩便に致しますれバ、此の儀御承知下され度、去れ共如何なる行き違ひ起り、万々一の場合に陷り、我々が命を捨てましたならバ、貴僧を始め殘られたる方々にて、後日の護法善後の策ハ、宜く御盡力下されたし、死するも護法、殘るも護法、其の精神に變りハない事と存じますれバ、……源「成程夫も一理ムる、然らバ强てハ御留め申さんが、必ず疎暴と認められぬ樣、御注意あらんことを望みまするト、互に募らぬ我慢勝他、心ハ淸き光風霽月、其の爭也君子なる、結局如何と堅唾を飲み開居たる人々ハ、彼の趙の客公孫杵臼が、命を棄てゝ危急を救ひ、又程嬰ハ死せずして趙氏の社稷を興したる、其の故事を目前に見る心地して、時ならぬ時雨のあめに、墨染の袂をこそハしぼりける、

○第四回

台嶺再び人々に向ひ、「只今御聞取りの如く、如意寺殿の仰に随ひ、事穏便を旨と致せば、多人數同道は致し難し、故に連判帳に血誓したる方々と倶に、此より發足致せば、後々の儀は方々にて宜く御取計ひ下されたし、イザ御暇の勤行を、……トいそがす言に心得て、欝情も開く金障子、無明の暗は晴るれども、まだ晴れやらぬ排佛の、狹霧は深き黒暗界、照さんものをとさゝぐる御燈、焚き薫らする沈香より、いとかぐはしき其の名をば、後の世迄も殘すなる、染香人が生死の境、讀む彌陀經は其の昔、鷲の高嶺に釋尊が、五濁惡世の衆生の爲、說置たまひし一代の、結經とも聞からに、今日も此の世の讀納め、迭の命も短念佛、如來大悲の恩德は、身を粉にしても報ずべし、師主知識の恩德も、骨をくだきても謝すべし、トあぐる和讃に、人々の覺悟の程も知られける、勤行了りて台嶺は、墨磨り流し、料紙取りのべ、書殘したる一首の詩、

金蘭同結死與生、　反覆傾心話事情、　賓主對揚論叵決、　曉鐘響處定南征、

かくて慇懃に別を告げ、後事を托し、法琳寺誓鎧は、連判帳の順序に由りて、同志の姓名を呼び出す、其の數渾て三十四人、白き衣服に墨染の直綴の袖をかき合せ、珠數爪操りて立たるは、殊勝なりける有様なり、方々さらばの聲諸共、門を開ひて靜々と、出往く人は勇めども、殘れる者は打しほれ、嗟嘆いと愛き若者よ、はやりて過せらるゝ

など諭すもあれば、築塀に登り、足蹺立て打見やる、往くては其處か九日の、曉近き山の端に、片われ月も春の夜の、朧に霞む松並木、々の間がくれに幾度か、見えみ見えずみなりて往く、後貌に猶ほあかで、有志の先途を見屆けんと、忍び〳〵にしたひ往く人亦少なからざりしとぞ、

此の時正に丑三にて、村人熟睡の時なれば、なまじ人夫を傭ひなとせば、四隣の人を驚かし、如何なる椿事を惹起さんも知るべからずと、兼て用意の辨當納めし長持は、薩盛、至靜、順靜等が、迭代りに擔ひつゝ、矢矧堤に出でけるが、昨夜の大雨に矢矧川の水量まさり、田畠に河水氾濫りつ、場所によりては道路の上も、水深き事三尺餘、徒足跋涉の人さへも、行艱むべき道なるを、擔きも習はぬ重荷はあり、腰に浸せる泥水に、飯を濡さじ汚さじと、手に手に之を捧げつゝ、辛ふじて小望村に着きし頃は、早何處より聞知りけん、篤志の門徒三人五人と追付きつゝ、長持とつて擔ふもあり、又松明を振照し、道の案内をするもあり、櫻井村法行寺に至りし時は、まだあけぐれの空暗く、物の相色も見分ぬに、此處には既に三四千人の門徒等、皆簑笠に身を固め、下には肩衣手に珠數掛け、語合ふ言を聞けば、此度三十餘人の寺方が、昨夜萩戶の會所に集り、誓紙血判なされた上、死を決して菊間の陣屋へ押掛けて、法敵退治を成されるげな、

乙「大將ハ小川村の蓮泉寺の御新發意、敵手ハ菊間の耶蘇士、其の掛合の第一ハ、天拜日拜の雜修を止め、寺を廢すの滅すのといふ無法な事ハ一切させず、丙「賴母子もやまるげな、丁「上農下農の差別を廢し、舊家新家の筋目を正し、万事昔の御政事通り、成さりやうとての今度の骨折なれども、陣屋ハ敵の中心、今是の天下ハ、廢佛の外道の多き世の中なれば、三十人の歷々を、菊間位の小大名に殺さしてハ、後の用意に事が闕ける、現當二世の御恩を受けし、我等同行が御供して、守護せにや、門徒の道が立ぬと、敎圍たつる人々の勢益猛なりける、

却說一行、米津村龍贊寺に着せし頃ハ、人數愈增加して、さしもに廣き境內に、錐を立つべき空地もなく、雲霞の如くに集りたる門徒ハ、ひたすら噪立ちて、唯事ならず見えたるにぞ、台嶺ハ同志卅餘名と倶に、本堂の廣椽（緣）に立出でつ、大音あげて諭して曰く、

如何に人々能聞かれよ、此の度我等同志の者、此の處迄出張したるハ、餘の儀にあらず、近頃菊間領內にて、種々改正を行ハるゝ、其の中第一、領內の庶民ハ何宗に拘らず、天拜日拜の祈禱を勸め、神前に於て念佛を禁ぜられし事、餘宗ハ知らず、我淨土眞宗に取りてハ、實に由々敷大事なり、抑我宗に於て、一向專念を旨とすること、

決して祖師の私にあらず、傳聞く、念佛の元祖圓光大師、御歳四十三にして、黑谷の報恩藏にましまして、一向專念の明文を見出したまひし其の時には、嬉しさの餘り、御聲を揚げて泣きたまひしと、されば淨土一家に於ては、ひたすら一向專念の文を重しとす、故に我祖聖人御歸洛の後、常陸國笠間の郡大部の鄕の平太郞が、熊野詣の公務に驅られ、上洛なして疑を質しまをし、其の時にも、一向專修は往生の肝腑、自宗の骨目なる旨を諭したまふ、此を以て我宗には、代々の先德謹で之を相承し、當時より現世の祈禱はいふも更なり、何の神祇に詣ても、稱名念佛を外にして、祝詞祭文を唱へし事なし、是は此神祇を輕蔑るにはあらずして、萬善萬行の總體たる彌陀の名號を唱へんに、何の神か喜びたまはざるべき、斯く淨土眞宗にて、神に向て祈禱せざるは、今に始めし事にあらず、されば朝廷に於ても、此儀を以て敬神の朝旨に戾る所爲なりとて、罰したまひし事を聞かず、ヨシ又さる朝命あるにもせよ、政府は身をこそ守るべけれ、我等が心に信じたる宗旨の事まで立入りて、彼此あるべき所謂なし、況や昨年御門主へ下賜ひし勅書にも、神佛二道の間に於て、優劣を立て褒貶の沙汰なきとは顯然たり、一天四海に弘通して、差支なき我宗に對して、獨り菊間の一藩のみ、かゝる制度を立らるゝは、甚以て心得難し、又二

ツには、去る二月十五日、領內寺院廢合の沙汰せし由、此又甚だ共意を得ず、昨年太政官の布達の趣意は、無檀無祿の寺院にして、本寺法類に故障なき者に限ることなり、然るを、有檀と雖も合併するとは、朝旨に背く所爲ならずや、此等の事情あるに由て、我等今より彼に趣き、疑團を擧げて質問なし、尙ほ左の三ヶ條を歎願せんと存ずるなり、

一、宗風に有間敷神前の呪文天拜日拜等、淨土眞宗門徒の者へは御禁止之事、

一、寺院廢合之儀は、御見合に相成候樣御歎願可被下候事、

一、宗判之儀は在來の通りの事、

されども、我等は平和を旨とし、强願越訴を爲すにあらず、事穩便に掛合ふなれば、人々同行は無用なり、强て同行あるときは、一揆徒黨の汚名を蒙り、願は叶はず、我々は却て咎を蒙りなん、此の理承服せられなば、今より人々歸村して、家業を勵み、法義相續せられよかし、されど我等が前途を氣遣ひ、送來りし厚意の程は、生々世々にも忘れはせじ、万一如何なる手違ひにて、我等は命をめさるゝとも、固り法の爲めなれば、悲しむべきことにはあらず、然ある時の再會は、淨土の蓮臺にてなすべきなり、

ト涙を揮ふて演べければ、數千の門徒は聲を揚げ、泣叫ぶあり、稱名するあり、其聲谺に響きつゝ、鯨波をあぐるに異ならず、

偖も信徒の面々は、事をわけたる台嶺が演說に承服し、各々歸村なさんず氣色なりしが、先是、多勢米津村に押來ると聞くからに、菊間領內の人民等は、兼て新政の苛酷なるを憤り、何がな事あらば、一ト騷ぎ起さんと待ちたる折なれば、何もこゝに走集り、群集の中に紛入りしが、此等の輩は、イッカナ台嶺の說諭に服さん、猶も種々なる言を以て、信徒の心を激せしめ、解散させじと犇く所へ、吉濱高濱邊よりして集來れる人々注進すらく、大濱の陣屋にては、御僧方の來るを聞き、俄に用意とり〳〵にて、兵器を以て堅固に警備し、又世に三河の長脇差と呼ばれたる、殘忍無賴の博徒の首領、寺津村間之助の一族、横須賀村勘藏の手下等を召集め、鎗刀鐵炮を渡し、堤の內外は更にもいはず、近傍の麥畑にも伏兵させ、寄らば討んず有樣なり、かまへて油斷あるべからずト、忠だちて告げゝるにぞ、一ト度靜まらんとしたりし人氣は、再び激昂し、大浪の巖に當りて返すが如く、一層强くなりもて徃きぬ、こゝに又何者の贈りしにや、村內に酒樽の鏡をぬき、又飯櫃に菜を添へ、此處彼處に出し置くにぞ、人々は之を飮み、又食ひ、勇氣は前に十倍し、さしもに廣き村內の、竹藪を殘りなく切拂ひ、數千

本の竹鎗を造り、手に〳〵取て打素扱き、「朝旨と僞り我意を張り、佛法破却を企る菊間藩の耶蘇士、如何に有志の御僧等が、道理を述べて掛合ハれても、容易に屈伏すべきにあらず、其の時こそハ御僧等も、是非なく激論せらるべし、若さる時ハ、耶蘇武士が負腹たてゝ御僧に向ひ、刄物三昧するハ必定、恩あり義ある御僧等に、犬死させてなるべきか、御僧の保護ハ我等の役目、其の時こそハ此の鎗にて、田樂刺にしてくれん、……大濱陣屋の耶蘇武士、物の美事に片付けくれん、……佛敵退治の魁して、疾々淨土に參らんと、皆聲々に罵叫び、其の數凡七八千、米津村より野仙堤を見渡せバ、恰も蟻の群る如く、大濱さして進行く、有志者ハ其と見るより、大に驚き、捷徑よりして、彼等が往くてに立塞がり、百方之を說諭して、竹鎗を奪取り、皆悉く燒捨てけり、

斯て有志者が、鷲塚村蓮成寺に到りし頃ハ、西より東より南より北より、塵を揚げ砂を蹴立てゝ、喘々集來る、老若男女亦幾千といふことを知らず、此處にも米津に同くして、長持に盛りたる握飯、重箱に詰めたる煎染物、鏡を拔きたる酒樽なんど、山をなし、村內の竹藪ハ殘りなく切拂ハれ、時に迷ふ村雀、噪立ちたる門徒等が、有志僧侶の來るを見て、一度に咄と鯨波を揚げ、村內三ヶ寺の梵鐘をつゞけざまに撞立つるにぞ、有志僧侶は愈〻驚き、群集の中を馳廻り、事荒立てゝハ便あしかり、疾く〳〵此處

を去らずやと、聲をからして諭すと雖も、荒れに荒れたる村人等、聞入れぬべき氣色もなく、竹鎗を奪取れば、又新く之を作り、鐘の撞木を切て落せば、立樹を切て之に代へ、猶も早めて打鳴らし、鎮撫の効は毫も見えず、有志僧侶も今更に、途方にくれて居たりける、

話說(それはさておき)、專修坊法澤は、兼て言合せしこととなれば、暮戸會所の寄合には列席せず、台嶺始め有志者が出發しぬと聞くと齊く、野寺針崎兩寺の役僧と、本樂寺見敬を同道して、有志者鎮撫を名となしつ、大濱村に進發し、東浦なる山中七市郎は、菊間管内の寺院取締を爲す者なれば、彼處に至り、天拜日拜の應接せんと、山中の自宅に趣(マヽ)きしが、七市郎は先頃より他出中の事なれば、更に知らずと答ふるにぞ、去らば棚尾村に趣(マヽ)かんと、法琳寺に至り、住持某に面會して、宗意に違ふ教誡を爲したる主意と、二には法類へ一往の協議もなく、合寺廢寺の決答せしは何故ぞと、言鋭く詰るにぞ、始の程は、某も天拜日拜を勸めし事、此の身に取りて覺えなしと、種々に遁辭を設けしかども、終には言窮しつゝ、又合併決答の議に付ては、言譯なかりしかば、法澤は某より詫書の一札を受取りつ、立去らんとする其の處へ、菊間の官員勝呂(すぐろ)某馳來り、四人を引留め、再びこゝに議論始り、勝呂はひたすら法琳寺を辯護(かばひ)つゝ、彼が出せし詫狀を取戻

さんとするものから、法澤更に承諾せず、此の處にて議論せんは、畢竟無益の業にしあればと、去りて最勝寺に往かんとす、勝呂はやらじとあらそふ所へ、出張所より急使を以て、暴徒數千人鷲塚村迄來りし旨注進あるにぞ、勝呂は更に四人に向ひ、「貴僧等鎭撫の爲に出張せられし事ならば、吾儕と倶に鷲塚村に赴かれよ、暴徒は彼處に在るものを、其を打捨て、大濱へ往くは、甚だ所謂なしト、言を盡して說きければ、强て彼等に逆はんは、後々の爲あしかりなんと、四人は遂に承諾しつ、勝呂とゝもに、鷲塚村へぞ趣きぬ、且說、鷲塚村に出張したる有志者は、群來る門徒等を取鎭んと思を焦す其の所へ、菊間の官員杉山某、藤田某、二人の下吏を引具し、名主片山俊次郎宅へ出張なし、使を以て蓮成寺へ申遣る樣、今日他領の者共多人數、當村へ罷越し、穩ならざる風聞有之、右取調の爲め出張致したれば、僧分にて事柄を辨知りたる者兩三輩、出頭致すべしとありしかば、台嶺は一議に及ばず、誓鎧、智山、順靜、翔雲の四人に向ひ、貴僧等は此より拙僧と同道にて、名主方へ御出向あるべし、又其の餘の方々には、門徒に向ひ、斯く噪立ちては、徒黨の罪遁れ難しと、懇に說諭して、鎭撫に力を盡されよト殘方なく指揮しつゝ、四人を具して、しとやかに片山方へぞ出往きぬ、

片山方には、出張の四人の官員席を正し、五人の寺號法名を一々問て、之を書留め、偖

て杉山少厲ハ席を進め「其の方共、他領内の人民といひ、殊に僧分の身を以て、何と心得て斯く多人數を引率致し、當領内を噪すや、立「拙僧共、此の度當御出張所へ歎願の筋有之、推參致しましたる處、何方より聞傳へましたか、一宗の門徒共、追々と馳集りましてムりまする、乍併、此の儀ハ拙僧共より誘引ハ勿論の事、拙僧共當御領内へ推參致す事さへも、申聞ハ致しませぬ儀で、……申さば、彼等が勝手に集りました次第で、…… 杉「イヤ如何に勝手と申しても、無謂多人數集まる道理ハない、立「勿論彼等も無謂集まりましたる譯でハなく、一宗の大事と承り、…… 杉「フウ、一宗の大事、……其の一宗の大事とハ、? 立「即ち拙僧共が此の度歎願仕りまする儀で、…… 杉「然らバ其の歎願の趣此處で承らう、立「大科に分ちますればバ三ヶ條でムります、杉「其の三ヶ條とハ、? 立「一にハ淨土眞宗に於て許さゞる天拜日拜、祈禱の文を唱ふべき旨、門徒共へ御敎諭の事、此の儀ハ決して御斷申上度、二にハ寺院合併並に廢止の事、此の儀ハ昨今本山より、寺院寮へ歎願中故、御沙汰の儀ハ、暫時御延引相願度、三にハ宗門印形の儀ハ、他藩と同じく、此迄の通り御取扱被下度、以上三ヶ條歎願の爲め出頭仕りましてムりまする「ハヽア、一宗の大事々々と申すから、如何なる儀かと存じたら、其の樣なことか、其の儀ならバ、當出張所の長官が、見込あつて被達た事で、既に領內の坊

主共ハ、一々承服致し罷在次第で、……夫を他領の者が彼此と、口出し致す儀ではあ
るまい、亘「イエ、御領内の僧分迚も一々承服とは、……翔「現に眞淨寺至靜、本樂寺見慶、
蓮成寺一順抔は、……藍「控さッしやい、假令二人や三人不服を申したからとて、其の
餘の者は既に受書迄を差出してあるに、……亘「サ其の受書が、拙僧共には、……何共
以て合點が參りませぬ、最も天拜日拜に就ての不服は、淨土眞宗に限りますれども、
合寺廢寺の儀は、何宗とても容易に承服致すべき筈はムりませぬ、誓「假令一人にも
せよ、二人にもせよ、不服を申す者のある以上は、……匪「一々承服とは決して中難ひ(い)
かと存じます、誓「服すると申すにも、畏服と悦服がムります、先頭、御出張所で御談示
の模樣を、餘所ながら承りますれば、何分悦服とは、……憚ながら畏服致したのでは
ないかと、……杉「イヤ、畏服抔と申す次第では決してない、其筋から、此の度寺院合廢
の利害を詳細に取糺せとの御趣意に基いて、十二ヶ條の下問を致したまでの事で、
僧分共に於て、可否の返答次第で辨官へ伺ふ筈、……固より長官に於て、決擇したと
申次第ではない、智「然らば何故來る廿日を限り、廢合御着手に相成りまするか、亘「辨
官へ御伺の上とあるに、卽席にて御着手の時日迄、御取極に相成とは、チト自語相違
かと存じます、杉「アイヤ其の儀は、……先づ夫は兎も角も、假令如何なる事情がある

にもせよ、當藩は當藩の見込がある、他領の者が彼此申す筈ハない、立「イエ、外々の儀でムりますれバ、勿論私共御支配違の者が、彼此申す次第ハムりませんが、一宗の大事、……即ち御藩に於て右樣の先例を御出しになりますれバ、自然と各藩に波及致すハ目前の事故、決して等閑に看過致しまする次第にハ相成り兼ねます、夫も朝旨とか申す次第なれバ、已を得ざる事で、……夫迄も、本山并に法類と、十分協議を遂げました上でなければ、御請ハ出來ませぬ筈、まして隣國の尾州侯、靜岡の徳川藩等にても、まだ左樣な儀ハ無之由の所、特に御藩丈が、右樣被成まするハ、昨年十二月、太政官より、今般寺院寮被置、追々御改正筋被仰出候條、各官廳に於て、區々の處置致す間敷事とある御達に、違背致すやに存ぜられます、且又右御達但書に、無祿無檀の寺院合併、自今本寺法類寺檀共、故障有無詳細相糺、調書を以て可伺出とムりまして、有檀有祿の寺院合併の儀ハ承りませぬ、然るに去月十一日の御下問にハ、有檀有祿にても、武門政權を握りし以來、開基の寺院ハ、合併と申す事の由承及びましたが、左樣致せバ、御支配内に立置るべき寺院ハ、殆ど皆無と申す樣な次第に相成ります、然る時ハ、昨年中、本願寺の新門主に被下置たる勅書に、排佛毀釋ハ朝旨にあらずとあるに齟齬致すかと存じます、顧「且太政官の御達にハ、本寺法類寺檀故障の有無、詳細取糺

せとムりまするに、今度の御處置は、法類檀家は勿論、一宗を統轄致す本寺へ何の御沙汰もなく、……翔「尙又故障の有無とは、合廢に就ての故障の有無なること、文義分明なるを、御藩に於ては、大體廢合には故障なきとゝ御定めにて、唯其の廢合の方法を御下問相成りましたは、如何な次第でムりますと、交互に五人の有志が、辯難攻擊の鋒先鋭く、杉山藤田を始として、下吏の者まで言ひまくられて見えけるが、折柄こゝへ西尾より、勝呂(すぐろ)某は、專修坊法澤共の餘の人々同道にて入來りぬ、

○第五回

台嶺は、此時法澤に、議論の一伍一什を物語れば、法澤は逐一之を聞了り、さて藩吏の方に向ひ、「先刻勝呂氏へも申上る通り、拙僧は今度の事件鎭撫の爲め出張致せしものなれば、唯何事も穩便を旨と致せば、此の者共より御尋申上る時は、自然言も踈暴に相成り、御出役へ失禮の儀も有之ては相濟みませぬ故、拙僧代て御尋申上度存じまする、此の儀御許容被下ましようか、杉「承知致した、法「左樣なれば、唯今迄廢寺合寺の儀に付き、色々申上たと申す事故、拙僧は端を改め、天拜日拜の事から伺ひます、抑他藩に例なき天拜日拜の祈禱と、神前にて念佛を禁ぜられます御趣意は、如何なる次第でムりまするか、勝「天拜と申すは、我が　天皇陛下御歷代の在天の神靈を拜し、

日拜とは、卽ち　天照皇太神は日の神にてましませば、其の神靈を拜する事ぢや、是全く長官の私にあらず、王政復古、祭政一致の御趣意により、敬神の誠を盡す儀である、法「如何にも左樣承りますれば、至極御尤の儀で、皇國の人民たる者、誰か　天皇陛下の御祖先を敬はぬ者のムりましよう、乍去敬神と申せば、神を敬ふこと、神を敬ふと神を禱りて自身の欲望を叶へんとするとは、大に相違のあることゝ存ぜられます、敬神の御趣意なれば、本願寺第八世の蓮如上人も、諸神諸佛をおろそかにすべからずと申されまして、充分の敬禮を盡しまするは、淨土眞宗の掟でムりまするが、先頃柵尾村法琳寺を以て、御敎諭相成ました咒文には、夜の守り日の守りを守り幸へとムりまして、晝夜共に私を御守被下よ、幸福を御授被下よと禱ることで、取も直さず、神に向て自儘勝手の御難題を掛けます次第でムります、例へば各々方を御敬申すのと、各々方に此々の願を御聞屆被下よと申すとは、大に相違致し居ることゝ存じます、然れば、淨土眞宗の僧侶は、別に咒文を唱へずとも、心に神を敬ひ、在天の神靈に對し奉り、不敬の所存なくば、却て夜の守り日の守りを請ひ、幸福を授けたまへと願ふよりは、勝りて敬神の意を表すると申す者かと考へますが、杉「イヤ、心に敬しても、口や相貌に敬せねば、眞の敬神とは申されぬ、法「然れば、一向專修の宗義に置きまし

てハ、唯念佛して神を禮し、……杉「其の儀ハ相成らん、神靈に對して、念佛抔と穢しひ(い)哩、……法「是ハ御出役の御言とも存じませぬ、神前に於て、念佛誦經致しまするハ、其の上(かみ)、和氣の淸麿へ宇佐八幡よりの御託宣に基きまして、……杉「ハヽヽヽ、夫ハ古の賣僧共が勝手に造りた、皆虛言、……法「アイヤ、賣僧の虛言抔とハ、以ての外の次第、……抑神前誦經の託宣ハ、日本後記(マヽ)、三代實錄にも出て居りますること、又延喜式にも、熱田の宮に於て、春秋兩度に金剛般若經一千卷を讀むとムりまする、又淸原の良業が、後鳥羽院の勅を奉じて、撰みました倭論語にも、……杉「假令古代の書物にハ、何とあらうとも、今日の朝旨に置せられてハ、神佛混淆ハ御制禁だ、其の制禁を破て、神前に於て念佛することハ相成らん、法「然らバ我々僧分を始め、門徒一同呪文を稱へますことも出來ますまい、勝「夫ハ又何故な、法「卽ち神佛混淆でムります、或時ハ神前に呪文を唱へ、或時ハ佛前に經文を讀み、佛名を唱へましてハ、……夫故神前の祈禱は、神巫祠職に被付(マヽ)仰れた方が、神佛判然の御趣意に叶ふかと存じますト、互に膝を進めつゝ爭ふ所へ、二三人の有志者ハ血眼になり奔來り「台嶺殿、……專修坊殿、……一大事が起りましたト告るに、兩人眉根を顰め「何一大事とハ、……「最前台嶺殿より御指揮に由りて、我々一同群衆の中に割て入り、利害を說き、威嚴を示し、鎭定致す所存の

處、追々近村の者共馳加はり、日頃の壓制、……ト言ひかけしが、藩吏の方に心付き「唯今にては宗門内の者ばかりでなく、他宗他門の者までが、何やら御出役に恨でもある樣に、噪立ち、今此の處へ押て參る樣子、迚も我々共の手際にては、取鎮の儀は思もよらず、早く御兩所御越になつて、……ト息次きあへず物語る、言も未だ了らぬまに、ドツト揚けたる鯨波の聲、さてはと見返へる庭先の、垣押破り、手に手に竹鎗引索扱き、佛敵法敵の役人輩、御僧方より出されたる三ヶ條の願意をば、聞屆けるか、賴母子已めるか、上農下農の區別を止すか、否とならば一ト突ぞと、鎗襖作りて寄來るに、台嶺はスツクと立ち、椽(マヽ)側近く立出て、群衆をハッタと睥睨つゝ、「如何に聞分なき愚民等とて、米津村以來幾度となく利害を說き、事穩便に致す樣、申諭すを用ゐずして、斯く亂暴に及ぶこと、返々も奇怪なり、遂て出役の方々に手向ひなさんず心ならば、先此の台嶺の首打落して、而して後に進めよかし、さらずば此處を退けよ、疾く去らずや、ト慈眼視衆生の眦に明王奮怒の相を現じ、大喝一聲なしたるにぞ、有繫に法師の道德と威嚴にや畏れけん、俄に竹鎗を抛捨てつ、鉢卷取りつ、尻からげ下して、尻込なすさまは、殊勝にも又可笑けれ、

此の時法澤は藩吏に向ひ、御覽の通り沸騰致せしは、門徒のみとは思はれず、御藩の

政事に不平を抱く族も多き樣子に相見えます、されバ彼等が此の虚に乘じて、猶多人數を嘯集し、如何なる暴擧を致すやも圖りがたき次第なれバ、何卒御出役の方々にて、右三ヶ條願の趣ハ、聞屆遣すとの御一言さへムりますれバ、我々共命を拋つても、屹度一同を解散致させます、門徒解散致す時ハ、其の他の者ハ擬勢を失ひ、解散致すハ目前のことにムりますれバ、何卒願意御聞屆被下度と、袖にすがりつ手を合せ、涙と倶に請ふと雖も、杉山勝呂藤田等ハ、武士に二言ハなきものと、ニベなき言も武士氣質、高の知れたる士民共、死人の山を築かバとて、一旦達せし長官の意見をいかで曲ぐべきと、聞くべき氣色ハなかりけり、

されバ應接間どりて、早黄昏となるからに、再び人氣ハ噪立ちつ、片山方の表も脊門も、人もて山を築くが如く、果ハ法澤台嶺等が掛合甚だ手ぬるしとて、障子の外より竹鎗を突込むもあり、火鉢味噌玉石瓦、手當り次第に拋込むにぞ、法澤屹度心を定め「斯迄哀願致しても、御聞入れ無之バ、是非に及バず、……最早拙僧共に於て、鎮撫の望も盡きましたれバ、此の場を引取ります故に、各々方も御用心あり、御引上げなさるべし、ト思ひ切つたる一言に、五人の武士も心得て、下緒を取て玉襷、股立高く取上げつ、刄の目釘を打濕めし、蹁しつゝ、玄關の障子をサツト推開き、呀と噓ひて切て出て、近

く立ちたる三四人を血烟立てゝ切倒しぬ、不意を打れて人々ハ、春の山路の雪崩の如く、頽立ちてぞ見えにける、得たりと付入る五人の武士、手に〳〵白刄打振りつゝ、門前の方に進むよぞ、一度頽れし弉が中にも、若者等ハ踏止まり、スワ耶蘇士が拔きたるぞ、罪なき者を殺せしぞ、殺せよ突けよと聲ふり絞り、竹鎗搔取り追縋るを、五人ハ暇と睨へつゝ、無禮なり土民輩、似而非法師よ教唆され、領主に刄向ふ不埓の所業、命もやがて夏蟲の火蟲に似たる白痴者等、思知らせん覺悟せよ、ト罵れバ、ヤア匂々たり耶蘇士、あれ一人も迯すなと、多勢を賴む侶擬勢、前後左右に攬籠つ、鋒先揃へて突懸くるを、受けつ流しつ切拂ふ、刄の迸と手煉(練)の太刀風、寄せてハ返す人の浪、血ハ涿鹿の野を浸し、紅波ハ杵を漂ハすれど、味方ハ更に屈する色なく、算を亂せし手負をバ、踏越々々攻立てたり、五人の武士もしかすがに、身は金鐵にもあらざれバ、氣力大に衰へて且つ戰ひ且退く、此の時群集の其の中より、一岌增して骨逞しく肥膚づきたる大男、五人の後に立廻り、大刄の素鎗を素扱くと見へしが、藩吏某の背後より、胸板掛て孔狹とばかりに刺貫く、急所の痛手に得もたまらず、刄を戞と投棄てつ、苦と叫んで仆俯す、スワ國賊を仕留たり、我も一ト突、汝も一ト突と、熱て落ちたる梨の實に、蟻の群る如くなり、此の間に四人ハ辛ふじて、一方の血路を切開き、命から〳〵

逃去りぬ、斯くて一人の若者は、落せし刄を拾ひ取り、首打落して聲ふり立て、「我等を虐げ、剩へ朝旨と僞り、佛法破却を企てたる國賊の首取つたり、ト呼はるにぞ、數千の人々手を打叩き、勝鯨波あげたる有樣は、すさまじかりける事どもなり、

先是、台嶺、法澤、其の餘の人々は、一ト先蓮成寺に引揚げつゝ、後事を議する其の所へ、護法有志の方々より、國賊の首實檢あれと、聲々にワメキつゝ、本堂の廣椽(マヽ)に生首一ッ差置きぬ、台嶺心に驚けども、事こゝに及びたれば、今更なんとせんすべなく、人に命じて屍と倶に取片付けんとなしたりしが、屍は寸々(ずたずた)に突さいなまれ、全き所はなかりしとぞ、斯くて台嶺は衆に向ひ、「斯くなる上は是非もなし、拙僧は此より大濱に至り、願の趣き今一往陳述せんと立出るにぞ、人々我も我もと跟(つい)來り、大濱近く進む所に、思ひ設けぬ麥畑より、小銃の筒頭揃へつゝ連掛(つるべかけ)てぞ放射たり、されば多くの俗人は見る見る其處に打仆され、手負數多に及べども、有志僧侶は始より、手に凶(兇)器を携へず、直綴(ぢきとつ)の袖かき合せ、少もひるまず進みしが、却て一人の怪我なかりしは、善神擁護の驗にや、將又三衣の德なりしか、不思議なりし事なりけり、

台嶺は有志の人々と、雨の如く降來る銃丸の中をぬけつくぐりつ、辛ふじて大濱の陣屋に來り見れば、參事は固り、猫一匹も居らざれば、台嶺あまたゝび嗟嘆しつ、「我源

致法兄の言に從ひ、平和に事を圖らんとせしも、無謀の人々機を過り、事こゝに及びつゝ、利害を說て發令を取消させんにも、敵手なければ今は詮なし、唯此の上は万事を一身に引受けて、潔く名乘出で、身は刑場の露と消え、屍は原野に曝すとも、朝裁を請ふて、素願を貫き、佛法繁昌の基を開かん、方々は是よりして思ひ〳〵に歸村あれ、强て隨ふ人ありては、台嶺の苦心は水の泡なり、去りね〳〵と急がすにぞ、隨ひ來つる數万の僧俗、一度に聲を放ちつゝ、泣叫びて別を惜み、彌生の空に時ならぬ時雨をこそは降しける、

一腔心病難形口、万種愁情盡腐眉、とは戰國の世に在りて、親夫が出陣の後に殘りし妻や子が、心遣ひはかくもやあらなん、それにも似たる有志者の親族は、甲夜の噂を聞くとひとしく、胸も潰れ心も惑ひぬ、况てや村の某甲某乙が歸來りて物語るも、多くは訛傳又聞きにて、菊間方には何百人、又僧方にも何十人、其の場を去らず討たれたり、何寺の院主は、身體に數ヶ所の金瘡を負ひ、蹣跚つゝ往かれにき、某寺の住持は捕縛となりぬ、ト傳ふることの疑はしけれど、菊間領は更にもいはず、各藩共に領地境に、多くの藩吏捕亡を出し、他領の者の通路を留め、又聊かにても疑はしき事あれば、ヒッ縛つて連往くにぞ、消息きかんよすがもなく、心をのみぞ痛めける、殊に小川

の蓮泉寺にハ、父了英を始として、母の苦心ハ一ト方ならず、妻なるとじ子ハたゞならぬ身にしもあれバ、甲夜より心も心ならず、納戸の中に立つ居つ、短き春の一ト夜さへ、千秋の思をなし、東方の白むを待つけて、容子聞かんと立出でつ、遙に耕地を見渡せバ、此方へ急ぐ夫の顔、見るより嬉しさ得も堪えず、勝手口より聲高く、「母樣台嶺殿が歸られましたトいふに、母刀自打笑みつ、娵女(よめぢよ)が氣疎ひ物の言樣、最前村の甲乙が知らせて來たにも、今度の事ハコチの台嶺が張本人との物語り、今頃は疾く就縛(とらは)れて往たに相違ハなき者を、夫ハ和女の空目であらう、とじ「イエ〳〵空目ぢやムりませぬ、今たしかに大門え、……夫々そこにといふ間もなく、入來る台嶺の貌に、驚く母親も父もろともに奔り出で、「ヨウマア無事で、……「怪我ハせぬか、「御調の上許されてか、ト言せわしく疑問ふにぞ、台嶺ハ眼中に笑を含み、「御兩方ハ御年の上、心急きも最もながら、和女までが、ハしたない、後で閑々と話ハする、夫よりも昨夜の騷動で、昏時も晨朝もまだ勤めぬ、マア御堂へ御禮を遂げて、夫から委細を申上げます、ト珠數爪繰りて、靜々と御堂へ往く後影見送りて、母「此方で案じた程でもない、顔色に變りもなし、あの容子でハ何事もなかつたのと見える、とじ「其なら村の同行達の話ハ、アリャ皆見て來た樣な虛話、鐵砲打つたの竹鎗で仕留たのと、形もないことゝ見(みへ)ます

る、母「あつたら事に胸を痛め、懐胎の和女に氣をもませた、血の氣でも起ると惡ひ、合藥を飲だがよい、ト俄に勇む娶姑、喜ぶ中に父丁英、諸手を組つ眼を閉ぢて思案に暮れてぞ居たりける、

台嶺ハ勤行了りて、庫裏に來り「昨夜からの奔走で、空腹になつた故、朝飯の仕度を、……トいふに、とじ子ハ心得て取出す膳に打向ひ、食事を爲して一ト間に入り、墨磨流して一通の書面を認め、更に衣服を改めつ、父丁英の前に出で、兩手をつき「申上げればバ御老體の御心を惱ませ、又申上げずして後に知れてハ、尚更に御歎きの種子と存じまする故、一往ハ御話致します、ト一昨夜より今曉までの事件の大略を物語り「右の次第故、私ハ此より其の筋へ自訴致して、多人數の罪を私一人で、……其の場で直とハ思ひましたが、菊間の手へ捕縛に成つてハ、御領主の外聞にも拘ハり、且暴吏「共の手に陷ちてハ、切角の素志も貫徹致しませぬゆゑ、御領主へ自訴して、是非朝裁を仰ぐ所存でムります、夫故大濱邊に足を留めて捕はるゝも殘念なり、又二つにハ、五尊と御兩方幷に野寺の御院主へも、今生の御暇乞が申上度く存じましたゆゑ、惜からぬ命を生存へ、夜に紛れて歸りました、最も只今野寺へハ一寸立寄つて參りました、又五尊へも寛々御禮を遂げましたから、何卒此より御暇を戴いて、西尾へ參り度

存じます、ト始て明す心の覺悟、母と妻とハ二度吃驚、母「サテハ左樣した覺悟にて、暇乞に、……とじ「夫でも餘りな沈着き樣、何やら疑ハしい樣な、……若や妾を驚かそうと、……イヤ〳〵日頃物堅く、戲言抔いふ我が婿でハ、泣て見せたら母樣や、吾儕の心が弱らうかと、今まで顏にも出したまハぬ其の雄々しさに辱らひてハ、今更泣くにも泣けぬ義理、堰來る涙を押包む、袖嚙しめて音を忍ぶ、其の苦しさや如何ならん、

了英ハ眼を數瞬き、「如何にも左樣であらうと、乃公も思ふた、人に罪過を塗付けて、オメ〳〵迯歸る其許が日頃の氣象でなし、又首尾よく赦されて來るならバ、今日や翌日戻らるゝ筈もなし、歸て來たハ暇乞とハ、先刻歸るなり、昨夜の顚末も話さずに、御堂へ參詣致したので悟つて居た、此の期に及んでハ、乃公ハ決して留ハせぬ、潔く名乘て出て多くの人を救ふがよひ(い)、却てなまなか迯隱れて、果ハ捕縛されて見苦い死に樣をするならバ、夫こそ佛祖へ對し、世間へ對し、面目なく思ふことであるが、其許が其覺悟と聞て、大に安心致した、ト我が子の心を勵まさんと、立派にいへど、恩愛の情に咳入り哽かへる老が涙ぞ是非もなき、

台嶺數回嗟嘆しつ、「御教訓の程、一々心魂に徹しました、最早自訴狀も認めましたれハ、此より西尾に赴きまする、ト立出んとする所へ、何處よりかハ傳へけん、村内厚志

の門徒等は、台嶺が歸りしと聞き、見舞を兼て、昨夜の樣子問ひに來る者引も切らず、台嶺ハ一々に一伍一什を物語り、何夫々に法義を談じ、相續示談に及ぶからに、思ハず刻限も遲くなりぬ、斯くてハ果てじと、一同に暇を告げつ、とじ子に向ひ、未來の覺悟、今生の舅姑に孝養の心掛けなど言聞かする折こそあれ、玄關に入ありて、頼む頼むと呼聲に、下人ハ急ぎ立出れバ、何の藩の武士にや、三四人の捕亡を隨へ「當寺ハ蓮泉寺か、當寺の後住台嶺儀、御用有之召取に向つた、早速此處へ出ろと申せ、下人ハハッと打驚き、何と答へて善き事やら、ト躊躇ふ背後に、台嶺ハいと應樣に立出でつ「其の御尋の台嶺ハ拙僧でムります、士「御用ダ、神妙にしろ、ソレ召捕れ、台「アイヤ御靜になさい、御捕方が參らずとも、此の方より自訴致す所存でムる、卽ち自訴狀御覽被下、ソシテ御出役は何の御藩で、士「身共ハ岡崎藩ダ、台「他藩へ御召捕とハ、……ト少く思案せしが思返して、台「此の上ハ何藩へ御召捕に成つても同じこと、イザ御引立被下よ、士「繩打てイ、捕「ハツト立掛りて縛めぬ、母親とじ子同行達、ワツとばかりに泣出すを、台嶺ハ制し止め「決して歎く次第でハムらぬ、法の爲めにハ、此程の事ハなんでもない、左樣なれバ御兩方共、御老體御堅勝で、……同行達ハ、愈法義相續油斷なく、……とじ、和女も體を大切に、……ト身にまつハりし百筋の細繩よりも一ト筋に、まだ見

ぬ我が子の血筋の覊し、いいで忍ぶの摺衣、忍び乗たる血の涙、臭齒にしかと噛止めて出て往くこそ健氣なれ、

○第六回

哀むべし台嶺ハ、犯せる罪もあらなくに、三寸繩の縛めも、御法の爲めと觀念して、一里ばかりも引れ往き、米津村にぞかゝりける、此にも同く捕亡を連れし武士一人、此方を指して來りしが、台嶺が前に立塞がり、岡崎藩士に尋ぬる樣、「卒爾ながら伺ひますが、拙者ハ西尾の藩士某と申す者、此に捕縛なされたハ、弊藩領内小川村蓮泉寺の後住台嶺かと存じまするが、貴殿等ハ何の御藩士、又何の罪あつて、此の者を御召捕にハなりました、ト問懸けられて、シタリ顏、岡崎藩士「拙者ハ岡崎藩士某と申す者、此なる蓮泉寺台嶺ハ、昨夜菊間領內にて、暴擧に及びし一揆の巨魁、容易ならざる罪人故召捕て引立てました、貴殿にハ、此の者を御召捕に御出張なされしか、西尾藩士「如何にも、取調の筋あつて、台嶺召連れに罷越しました、岡「夫ハ丁度幸のこと、イザ罪人ハ御渡し申す、トいふに此方ハ眉打顰め、西「夫ハ近頃心得ぬ御挨拶、……召捕て宜くバ、領主たる弊藩にて召捕ります、他藩の御手ハ借り申さぬ、殊に未だ罪狀も判然せぬ沙門に脫衣を申付け、繩懸て御渡しとは、チト差出たる御處置かと存じます卜、道理を

詰めたる返答に、岡崎藩士ハ顔膨らし、口の中にて喃々と、喞言ハいへど理の當然と、己が疎忽を詫入るからに、西尾藩士も納得なし、さらば此處にて繩目を免し、小川村に連返り、法衣を着させ、改めて村役人より受取らんトいふに、是非なく岡崎藩士、犬骨折たる拔驅も、鷹に取らるゝのみならず、耻かゞやかしに小川まで附添往くぞ笑止なれ、西尾藩士は村役人の家に到り、法衣を寺より取寄せて、形の如くに村吏より受取の手續を爲し、いと鄭重に取扱ひ、西尾藩廳へ以て往きつ、再三吟味を遂げし末、脫衣を命じ、改めて揚屋牢にぞ繫ぎける、其の餘有志の人々ハ、十日の曉、大濱にて台嶺と分袂れてより、一旦家路に立歸り、思ひ〳〵に仕度を整へ、各藩廳へ自訴しつゝ、罪を己に引受けて、混台嶺を救ハまくす、こゝに眞淨寺至靜等も、同く自訴せんと思ひしかども、或人之を押留めつゝ、菊間の藩士ハ、貴僧等を疾視ること蛇蝎の如し、今日名乘り出づるならバ、如何なる嚴重の處置せんも知れず、貴僧等に萬一のことあらバ、縡の生起を知る者なし、さしてハ却て有志者の罪を言解くに便あしかり、さればバ暫く身を隱し、公平の裁決ある日を待て、自訴せられよ、ト懇に勸むるにぞ、至靜も幵が道理に服し、霎時ハ影を隱せしとぞ、さるからに、菊間藩にハ、一揆徒黨の張本こそ至靜なれと、目串を付け、慓悍無賴の博徒に命じ、夜明ぬ中に眞淨寺へ踏込ませ、毋

刀自と妻女をバ、白刃を以て劚かし、坊主ハ何處に隱せしぞ、早くいハずや白狀せずやト威嚇ど、固より寢耳に水、知らぬといへバ、押入戸棚長持上ゲ板の嫌なく、須彌壇後堂天井まで、隈なく尋ね、其の上に家財ハ殘らず封印なし、母と妻とは卽刻に、領分外へ退去を命じぬ、妾(わらわ)ハともあれ母刀自ハ、年老たまひし身にしあれバ、チトの貯、聊かの着替の衣類ハ許してトいへども、更に聞入れず、御領內を騷しつ、御役人を殺したる大惡人の餘類の者、活ておくのが大な御慈悲、着替の衣類の小遣のと、榮養三昧決してならぬ、ト寐衣のまゝにて逐立られ、母と妻とが手を取りかハし、流す淚も池鯉鮒なる親族の許へぞ立退きぬ、かくて至靜ハ、翌月渡邊民部大亟(丞)が岡崎城に出張ありし其の時に、自訴して處分を受けゝるとぞ、

閑話休題(それはさておき)、十日の朝ハ、菊間藩より、羽檄を飛バして、三河八藩幷に隣國尾州侯へ加勢を請ふにぞ、諸藩よりハ猶豫せず、多くの人數を繰出し、劍銃を荷ひ、陣太鼓を打鳴らし、大濱近き村々へ陣營を構へ、要害をさ〳〵嚴重なれど、固り仇ハ旣に散じ、寄來る敵もあらざるにぞ、猛者が寄せたる力瘤、藥場なけれバ、已を得ず、一揆の餘類追捕と號し、此處彼處と穿鑿なすにぞ、騷動鼎の沸くが如し、又服部少參事ハ、一書を京都本山へ、遠藤大屬ハ當國出張の威力院闘講に送り、己が政事の方針を過りたるハ押隱

し、ひたすら罪を台嶺等の暴舉に歸し、鎭撫の助勢を請ひまくする筆の運びに、參事等が狼狽の程も知られぬと、心ある人々ハ口を掩ハぬ者ぞなき、

さても、京都本山にてハ、打棄て難き絆にしあれバ、取敢へず、闡彰院嗣講、長覺寺某、無量寺某、磯邊眞勇美等を使者として差下しぬ、同き十八日、闡彰院嗣講、菊間出張所に趣(マヽ)かれし時、服部參事ハ始の擬勢に似もやらず、左の如き書附を差出し、平に鎭撫を請ひけるとぞ、

一朝日を拜する事ハ、固り無之事に候也、

一神前の咒文ハ、祝詞の文なり、此の儀宗敎に背く儀ならバ相止め可申候事、

一廢寺合寺の儀ハ、致し申間敷候事、

右の件々の外、最勝寺法琳寺幷に當藩迄を、耶蘇と申觸し候故、此の儀を凡俗え御諭し被下候樣之御願に候事、

闡彰院嗣講ハ、此旨を各國に通達し、或ハ各寺に巡廻しつ、ひたすら人心の動搖を鎭撫するからに、固より亂を好み暴を働く人々ならねバ、何も深く謹愼なし、唯台嶺等三十餘名の裁決如何と待ちつけぬ、

翌四月となりけれバ、民部大亟(丞)渡邊淸氏は、此回の事件裁決の爲め、岡崎藩に出張な

し、各藩の知事參事等と協議の上、岡崎城内大廣間を以て、裁斷の場所と定め、同月某日、第一回の審問をぞ開きける、今其の概略をこゝに記るさば、大廣間の白洲には、手錠、棍棒、箒尻、抱石、十露盤、種々の責道具嚴しく据付、同心數十人、左右に警固し、一の間の正面は、民部大亟(丞)の席にして、彈正臺寺院寮の官員二名之に付添ふ、又二の間には八藩の知事參事より、大小屬に至るまで、威儀を正して着席す、廣椽(マヽ)近く兩側には、斜になりて、書記吟味役居流れたり、時刻來ると呼出す、僧侶は、直綴輪袈裟にて、廣椽に着席す、唯台嶺のみは法衣を脱し、小手をゆるめて、羽翼〆に繩懸たり、平人の四人は、皆白洲に蹲まりぬ、

此の時、民部大亟(丞)は設の席に着くとひとしく、鼓膜をも裂くべき大音揚げ、「其の方共、いはれなき儀を申觸し、愚民を煽動致し、藩廳を噪がし、剩へ官員を殺害致し、上　叡慮を惱し奉る段、不埒千万の至り、……ト呼はりける、三十餘人の有志者も、有繋に覺悟は定めても、大亟(丞)の一喝には、深閨の處女が雷の轟くに驚き、病體の樵夫が、虎の吼ゆるを聞くにひとしく、顔色さながら土の如く、我にもあらで股慄して見えたりしが、台嶺一人昂然として、畏る色なく、ムックと頭を擡げつゝ、「恐ながら御役前へ、申上げ度儀がムります、唯今の御言にいはれなきことを申觸し、愚民を煽動致し云々とは、

我々三十餘名の者一向に覺え無之事、……大「ダマレ台嶺、其の方、去る二月某日、見慶、翔雲、薩盛等に申付け、全國へ廻文を出し、菊間藩の官員並に最勝寺、法琳寺等は、耶蘇教に歸依致し云々、國內僧俗を噪がしたること、いはれなきことを申觸したるに非ずや、台「此の儀は、先頃より、西尾に於て御吟味の節も、申上ました通り、私共同志の者に於て、一向覺え無之こと、畢竟廻文順達の際に起りたる訛言を以て、我々同志の巧みなりと、御認定の儀、甚以て迷惑至極に存じまする、又二ツに愚民を煽動致す抔とは、曾て覺えも無之事、大「愚民を煽動致さぬ者が、何故鷲塚村へ、一万人にも餘る人數が集つたぞ、台「是亦彼等が勝手に致して、私共は毛頭煽動致したる覺無之、其の證據には、既に暮戸會所發足の節も、僧分の外俗人は一人も同道を許さず、私共の辨當さへ、人足を雇ふ時は、如何なる騷動にも及ばんかと、至靜、順靜等、僧分にて擔ふて參りし程の事、又米津村にては、百姓共が持參したる竹鎗を奪取て、之を燒捨て、鷲塚村に於ては、鐘樓の撞木を切落し、再三再四演說致し、鎭撫に盡力致せし事は、當時に在て判然たる儀にムりまする、次に官員殺害の儀も、マツ共の如く、私共は片山方にて、三ケ條の歎願を致し居り、煽動致す機會は無之、其の餘の者も鎭撫に力を盡すと雖も、日頃苛酷の政道を怨望致す愚民共、二三の僧侶の說諭に服さん樣もなく、且御出役

の方々にて、手出しも致さぬ百姓共に、手瘡を負ハせられしより、彼等が激昂致したるにて、申さバ自ら作せる孽ひ、……夫等の邊を充分に、御取調も遊さず一々我々同志の者の所業の如く被仰るゝハ、憚りながら御役前の御眼鏡違ひかと存じます、斯く申せバ迚、私共命惜しさに遁辭を設け、卑怯未煉(練)に言拔け致す所存にあらず、命ハ固り差出し居れバ、死ぬるハ更に厭ひませねど、覺えなき罪咎を、身に引受くるいハれハムらん、大「夫程穩便を貴ぶ者が、何故血誓連判を致したゾ、コレ篤と思案致せ、抑血誓連判とハ、不容易なることとなるぞ、平和に事をはからふに、血誓の必要ハない、サア此にても言譯ありや、古「如何にも、最初ハ私共、少壯の客氣に前後を忘れ、さる企ても致せしなれども、老分の異見に由り、此の儀ハ思ひ止りました、大「然らバ何故、幕戶會所發足の節、連判帳の順序を以て同志の者を呼出せしぞ、古「夫ハ同志の中、血誓致したる者丈けを、同道と取極めましたる事故、其の人名を揃へる爲め、幸ひ一度筆記したる連判帳がムりました故、其を用ゐましたる迄にて、申さば着帳も同じこと、幕戶發足の其の時にハ、連判帳ハ反古同樣にムります、右申上ましたる事の虛實ハ、其の後の私共の擧動を以て、御賢察の程、偏に願ひ上げまする、トォメず臆せず演說する、死を決したる台嶺が、豪毅の動作と、辨舌の爽かなるにハ、出張の大亟(丞)始め、並居た

る各藩の知事參事まで、感ぜぬ者はなかりしとぞ、
其の日の審問はこゝに終り、翌日よりは、各藩の吟味役立合にて、各々吟味を爲した
りしが、何れも罪を自身に引受け、餘人に難義を懸けじとて、先を爭ひ伏罪なす、取分
け台嶺は、梁に先立ち、夫も拙僧の發意なり、此も私の指圖なりと、吟味役人の問はぬ
ことまで白狀するにぞ、却て役人の方よりして、問はぬこと迄白狀するは無用なり、
ト差止むることさへあり、台嶺共の時答へて曰く、兎ても角ても命はなき者、互に罪
の奪合して、上の手數を増すとは、御役前へ對し恐入る次第なり、又二ッには罪科既
に定る上は、一刻も早く處刑を受け、彼の寶國に赴かんと、先を急げば、彼此と手間暇
いるゝは面倒なれば、申すべき丈申上げ候なり、但し流言飛語を爲したる事、愚民を
煽動なしたる事、藩吏を殺害爲したる事の三ヶ條は、假令此の身を醢にされ、骨をば
粉に碎かるゝとも覺えなきことは覺えなし、此の儀は決して白狀せじ、ト思切つて
陳述せしは、各藩の役人も、そゞろに感涙を催せしとぞ、斯くて吟味は果敢取れども、
唯官員殺害の下手人のみ、誰とも判然に知れざれば、最初は小川村の稻垣小市郎、其
の性温厚なる信者なれども、台嶺無二の門徒にして、殊には其の夜、第一番に鷲塚村
に驅付けたる者にしあれば、此の下手人は彼ならんと、目串を付けられ、再三の拷問

に出逢ひしかども、覺えなしとて白狀せず、兎角する中、小市郎には疑晴れ、次に嫌疑を受けたるは、鷲野川某といふ相撲取にぞありける、丹は其の時に官員を貫きたる凶(兇)器こそは、鷲野川が所持なしたる素鎗なりといふ者あり、加之鎗の鋒先に、數ヶ所の骨磨(はねずれ)あり、千段卷のあたりまで、血汐に染みたる跟ありとて、牢(らう)問拷問數度に及び、向脛の肉は裂け、骨を露すまでにはなりぬ、されども知らぬ存ぜぬ、トいふのみなれば、役人も責あぐみ、猶餘人を吟味せんとて、次に呼出されたるは、碧海郡城(じやう)ヶ入村の榊原喜與七とて、農民なれども、力量勝ぐれ、田舍相撲の群に入り、城ヶ崎と名を呼びつゝ、人に知られし猛者なりしが、前生の宿緣や厚かりけん、深く易行の御法を信じ、正直律義の質なれば、彼に問ひなば、下手人の知れぬことはヨモあらじと、先白洲に呼出しつ、吟味役は言を和げ、先般鷲塚村暴動の際、其の場に罷在りたる事は、白訴に由て明なり、然らば官員殺害の時も見聞したる事あるべし、抑何人か下手人なりや、包まず申せ、僞らば却て身の爲よろしからず、トありければ、喜與七は「アノ佛敵は私が突きました、ト臆する色なく言放つにぞ、吟味役は打驚き「イヤ死骸を突た者は澤山あるが、一の鎗を入れた者は誰であるかと尋ねるのヂャ、心を鎭めて申上げよ、喜「一の鎗やら二の鎗やら、夫等のとは知りませぬが、武士を殺したのは、此の城ヶ崎

……榊原喜與七でムります、……此の程中から承れバ、下手人調が嚴しいげな、餘に嚴く御責めなさると、覺のない者までが、苦まぎれに白狀します、万一左樣な事がありてハ、此の喜與七が濟みませぬ、吟「フヽウ、其方若一の鎗を入れたとすれバ、其方の命ハないが、……眞實其方が殺したに相違ないか、喜「殺した當人が殺しましたと申上れバ、夫が何より慥な證據、此の喜與七を御處刑なされて、外の衆ハ免して下され、吟「然らバ其方、愈官員を突止めたに相違ないナ、シテ死骸をなぶつて見たか、喜「なぶつて見ました、吟「身體に煖まりがあつたか、喜「ヘイ、まだぬく／＼して居りました、ト此の一言にて、下手人ハ喜與七と定りて、鷲野川等の嫌疑ハ解けぬ、されどもこれハ、喜與七が人の罪を己に着て、多くの人を救はんとの心根にてハあらずや、ト役人始め人々も、ひそかに之を疑ひしとぞ、

官員殺害の下手人定り、其の餘の調も粗濟みたれバ、渡邊民部大亟(丞)にハ、歸京の上、朝裁を仰がんと、發足の用意を爲し、六月廿五日を以て、寺院一同を呼び出し、向後の心得を篤く諭し、安休寺晃耀を取締に、正林寺浩然、信歡寺了愍、万徳寺了順、唯法寺觀順、如意寺源致を取締助勤に、其の他三十一名を組取締に申付け、又左の如き御書立をぞ渡されける、

三河國

東本願寺派　寺院

當國共派僧侶共徒黨ヲ結ビ、檀家ヲ煽動シ、去ル三月九日、菊間藩管內ニ亂入シ、暴動ノ始末、遂吟味處、一々白狀伏罪致候ニ付テハ、朝裁ヲ以テ、相當ノ御所置可被仰付候條、此旨可相心得候、元來僧侶共、舊弊(四)因襲ノ久シキ、時運ノ轉變ヲ不知、一己ノ欲情ニ拘泥シ、方向ヲ誤リ、僧風ヲ失ヒ候者不少、既ニ今般ノ如ク、暴擧ニ立至リ、不容易ノ事ニ候、右等ノ義ハ、自ラ破佛ヲ招キ、終ニ一宗ノ興廢ニモ關係候條、向後厚ク相辨ヘ、追テ御改正マデ、左ノ條目堅可相守事、

一猥ニ私ノ集會致間敷事、

一法談講釋或ハ法用等ニテ、數人ヲ集メ候節ハ、藩廳ヘ願出、差圖ヲ可受事、

但、時宜ニヨリ、官員ノ監察可有之事、

一私用ノ旅行致間敷、假令法用トイヘドモ、藩縣廳ヘ願出、差圖ヲ可受事、

一相對ヲ以、檀家ヲ讓リ受候義致間敷候事、

一何事ニ不依、肆ニ檀家ノ者ヲ使役シ、或ハ賴母子講抔ト唱ヘ、或ハ寄進ノ名義ヲ以テ、財貨穀材ヲ催促スル等、都テ下民ヲ惱シ候所業致間敷候事、

一私欲ヲ以テ檀家ヲ愛憎シ、妖言ヲ以テ民心ヲ蠱惑スル等ノ所業致間敷候事、
一不學ニシテ僧道ニ暗ク、且不行跡ノ者、住職不相成候事、
右之通可相心得者也

出張

明治四年六月廿五日　民部省

斯くて、民部大亟(丞)が發足の時、本陣服部の床の間に、書殘されたる一首の歌あり、

法の道あれにし野邊に枝おりせん
ゆけやもろ人ふみなたかへそ

○第七回

先是、台嶺等の吟味中、彼等が罪科を救れんと、國内の信者二十人乃至三十人、思ひ思ひに連署して、台嶺を賴みしハ、我々に候なり、ト申出るもあり、或ハ鷲塚村の暴動ハ、台嶺等の知ることならず某等にて候へバ、如何なる嚴科に處せらるゝも、毛頭恨みなく候程に、台嶺始め三十餘人の僧分を赦させたまへ、ト願書を出して請ふもあり、或ハ藁もて人形を造り、青竹鎗に貫きつゝ、「三十餘人を殺すに於てハ、役人輩ハマツ此の通り」ト、附札なして役所の門に立置きし者もありとぞ、斯くて、民部大亟(丞)歸京の

上は、ひたすら朝裁の如何を待つより外はなかりしが、こゝに一層いたましきは、三十餘人を監禁したる牢舍といふは、今度の大獄起りしより、俄に城内の御鷹部屋に造作して、假牢とせしなれば、其の建築の不完全ぬこと、言語に絶し、屋根裏は板だになく、間疎に打たる垂木の上に、釘もて瓦を留めたるなり、されば皐月も早過ぎて、水無月の初めとなれば、瓦は燬けで熱鐵の如く、頭上より照付けつ、風の入るべき場所とては、僅に背後の△に切明けたる狹間漏る風のみに、恰も熱甑に入るが如く、生ながらなる阿鼻焦熱、其の苦のかず〳〵は描き筆にはしるし難かり、

まだ其の頃は、新律綱令制定已前の時にしあれば、治罪の事も頓には決せず、荏苒月日を送りけるが、或筋よりの知らせには、台嶺喜與七は死刑にて、其の餘三十餘人の者は、北海道へ流罪との沙汰なり、ト聞くからに、信徒は再び噪立ち、哀訴歎願の手續きせんと、奔走する者多き中にも、池田觀光、小川妙信、稻垣與之右衞門、小川才兵衞四人は、竊に打集ひ、「抑三河一國は、今度の事件に首尾よくも、排佛の鋒先を挫ぐといへども、尙天下には、排佛の徒多くして、佛法多事の時なるに、斯る護法の有志をば失ひては、行末の程心もとなし、あはれ我々四人にて、台嶺殿の罪に代り、死するに如かじト決心しければ、親族故舊を打集へ、幵が決心を物語り、訣別を告げて、銘々に白裝束

を用意しつ、歎願書を捧げしかども、既に朝裁と定まる上は、今更願ふも詮なかりき、又願海寺依靜は、其の身禁錮を蒙ると雖も、竊に光西寺惠燈、順成寺見成の二人を以て、台嶺死罪赦免の儀を、其の筋に歎願せんと、盡力させぬ、二人は四方に奔走し、各藩に就て、内意を聞きしも、兎ても赦免の限りにあらねば、此の上は東京に趣(マヽ)きて、哀訴せんより外なしと、旅の用意を整へて、發足なさんと企てつ、竊に人もて台嶺に訣別の狀を贈りけり、

拙僧共、尊兄命乞の爲め、只今より發足仕候、万々一出京の後、御處置相成候はゞ、實に今生の御暇乞に拜顏を得ず、殘懷無限、乍併淨土にては、一蓮托生必ず半座を分ち御待被下度奉願上候、紅涙に沈み、筆頭ナマリ委曲不申候、以上、

かぎりある露の命もあらばまた

逢見ることのなどなかるべき

此の時、本願寺新御門主は、東京に滯在あり、書を上りて台嶺等が助命を願ひたまひしかど、更に何等の沙汰もなく、惠燈等も遙々と上京はしつれども、其の甲斐なくして立歸りぬ、斯くて牢内の有志者は、御門主が歎訴ありしを聞くとひとしく、東の方に打向ひ、數度伏拜みつ、我々一時の失策より、痛く尊慮を惱せしをも、惡しとは思さ

ずして、さまでに我等を憙みたまふ、此の洪恩は忘れはせじ我々万死の境を免れ、一生を保ちて、再び社會に出るならば、法の爲め道の爲め、拔群の力を盡し、必ず報謝し奉らんと、涙に咽びて誓ひしとぞ、台嶺其の時一詩あり、

爲護法城身就囚、　却令君父背恩流、　一時忠孝兩相欠、　恨滿胸中涙亘收、

されども、台嶺は其の先より、死罪は兼て覺悟なれば、密に牢內に筆墨料紙を求め、三河將來の勸學布教の策を講じ、或は友人に書を贈り、一子了觀が教育の事を賴み、又國內僧侶の氣慨を奬勵なさまくして、詩一百首を賦し、役人某に托し、死後世に公にせんことを請ひしかど、忌諱に觸るゝ所多かりしにや、遂に湮滅して傳はらず、又左の一書は、台嶺が同囚の人々へ申送りし條々にて、其の謹勅(マヽ)の程を知るに足れば、煩を厭はず茲に掲げぬ、

北四台嶺、南四諸士中へ遣候條々、

一朝暮ノ勤行ハ、時尅ヲ定メ、慇懃ニ可相勤事、

但、高聲ハ遠慮致シ、神妙ニ勤行可有之事、

一勤行食事ノ間ハ、先ハ念佛及ビ聖教拜讀、其ノ他ハ其ノ性ノ近キニ順ヒ、詩歌何ナリトモ、御出精可有之候事、

但、念佛ナリトモ、高聲ハ是亦可爲遠慮事、
一戯笑雜話不行跡ハ、必ズ可爲謹愼候事、
一詩歌共ニ口吟候事ハ、急度御止メ可被成候事、
一朝暮ノ起臥ハ勿論、總テ同囚ノ者進退禮義、嚴肅ニ御守リ被成度、和而不同、同而不和ノ遺教、御忘有之間敷事、
右之條々大略ヲ述候、其ノ餘ハ護法心ニ具シ候也、

暑さにあへぎし夏も去り、哀れ身にしむ秋は來て、蘇武がためしをかりも鳴く、とられの身は、小山田に掛けたる引板の、ひたすらに、行末又は越方を思ひつゞけて、夜もすがら風吹く庭の荻ならで、さわぐはつらき胸の中、それとはさすが石淸水、生けるを放つ神わざも、今はすたれし世にしあれば、今日やひかれん駒迎、甲斐のくろ駒かひもなく、物思へとや板庇、いたくも漏る月影に、眼さえて寢ねば、あやにくに、近く聞ゆる里砧、寒さ覺えて袖袂、かたしく露に降りかゝる、時雨のあめに染出づる、紅葉はやがて、我が流す、血汐の色か木枯に、散行くこの葉もろき世の、轉變無常を觀じつゝ、台嶺は此の日頃、祖恩を兼ねて、母の恩酬ひんものをと、筆を執り、改悔文と横川法語を略解して、霜月廿八日に遺書と名けて、故郷の母刀自へぞ送りける、

斯くて十二月廿六日、官より台嶺一人へ、重詰と酒一ト壺を賜はりしにぞ、人々さてはと驚けども、台嶺は快よげに賜物を押戴き、重を開けば、細き紙に「噫朝裁旦夕に迫れり、法類親族の爲めに、自縊せば幸甚」と書付けたり、台嶺更に驚ける色なく、直に役人に面謁を乞ひ「先般民部大亟(丞)の御前に於て、陳述致せし通り、拙僧は固より死を決したる事故、今更自縊なんどいふ卑怯の最後は致し難し、就ては、拙僧の願には、何卒市中御引廻の上、本藩御仕置場に於て、衆人の縱覽を御許被下、物の美事に御處刑あらんことを願ひまする、ト思入れて請ひたりける、されども、官には此の願ひ許すとも、又許さぬとも、更に答はなかりしとぞ、

此の朝、台嶺は竊かに一書を認めて、壹郷依靜に贈りたり、

本日諸藩大參事集會之由、又々御探索被成下度、小生事ハ彌當岡崎ニテ刑セラレ候ヤ、西尾ヘ引取之上刑セラレ候ヤ、燈公モ歸着ニ相成候由、何分同一念佛無、

記者曰く、此所脱字あらんか、

別道故、無常之遲促迄ト、決擇罷在、平生業成ノ宗意喜居候、猶ホ一色和上、西尾和上ヘ、生前御鴻恩之一端ヲモ不相報盡、殘懷無限候、小川ヨリ誰ゾ參リ候ハヾ、此ノ書狀御渡被下度、唯今入用ニテハ無之、唯心得ノ爲メ迄記シ候、猶ホ擬平諸君ヘモ宜

敷、餘ハ淨土ノ再會、

十二月廿六日　　　　同姓圓

石川雅兄（記者曰く、石川雅兄とハ壹郷依靜の隱名なりとぞ、）

此の夜八ッ時、西の方の空中に、三條の光線現れ、赫々として四方を照し、恰も白晝の如くなり、其の光たゞならねバ、三河の人ハ、名古屋に大火ありと思ひ、又名古屋にてハ、京都に大火あるならんと、本山へ見舞に上りし者さへあり、獄中三十餘名の同志者も、まのあたり之を見て、奇異の思ひをなせしとぞ、

翌廿七日未明にも、再び重詰と酒とを賜ハる、程なく各藩の官員出張し、同志者殘らずを白洲へ呼出し、朝裁既に定まる上ハ、各藩に於て、追て何分の御處置ある旨申渡され、各本藩へ引渡されぬ、此の時台嶺同志に向ひ、拙僧一身を犧牲として、諸君と事を擧げしより、預て今日あるを知る、刑場の露と化するハ、固より恐るゝ所にあらず、且噂に承れバ、菊間藩出張所に於ても、彼の三ヶ條の願意ハ、一々聞屆けられたる由、拙僧が滿足此の上なし、唯心に懸るハ、我が佛教の行末なり「拙僧熟々世の形勢を察するに、宗門の大難特にこゝに止まらず、此より漸く多事なるべし、然るに、全國の僧侶達、我等が今日の有樣を見聞せば、之に懲りて、愈活潑の氣象を沮喪し、卑怯未練の

人とならば、此ぞ由々敷大事なり、切に望むは、諸君達、若晴(青)天白日の身とならば、今日の心を以て心とし、全國僧侶の眠を警醒せよ、此台嶺が末期の賴み、……最早今生の面謁は此限り、再會は淨土に於て、……又作序、……拙僧入獄の後、一子出生致せし由、未顏は見ざれども、……何卒拙僧を見るが如く……ト、殘す言に、人々は去りし二月の頃よりして、生死苦樂を倶にせんと誓ひしことも、今更に反古となり往く愛別離苦、膓を斷つ思ひとは、此等のことをやいふならん、
さても同志の人々ハ、各々本藩に引渡され、宣告されし刑名の概略を此處に記さバ、

三河國碧海郡小川村
死刑斬罪　蓮泉寺住職石川了英養男
石川了圓
別號台嶺　刑年廿九歲

同縣同國同郡高取村
准流十年　專修坊住職
星川勇精
別號法澤　刑年卅八歲

同國同郡赤松村
懲役三年　本樂寺住職
安藤見慶
刑年廿四歲

同國幡豆郡熊味村
懲役三年　法圓寺住職
石川薩盛
刑年廿九歲

同國碧海郡高取村
懲役二年半　專修坊衆徒
星川翔雲
刑年廿四歲

同國同郡一ッ木村
懲役二年　法林寺住職
龜山誓鎧

刑年廿八歳

同國幡豆郡須美村

懲役二年　敬覺寺住職

澤　依　白

刑年卅四歳

同國額田郡小美村

懲役二年　順正寺住職

石　川　智　山

刑年廿五歳

尾張國海東郡諏訪村

懲役二年　法融寺住職

諏　訪　智　靜

別號南岳　刑年廿七歳

三河國碧海郡城ヶ入村

懲役二年　城泉寺住職


徒


額田縣
徒刑人



本城義直
刑年廿歳
同國同郡今村
懲役二年
專起寺住職
法水猛行
刑年廿四歳
同國同郡高取村
懲役一年半
專修坊衆徒
星川一乘
刑年廿六歳
同國同郡北中根村
懲役一年半
眞淨寺住職
藤井至静
刑年廿四歳
同國幡豆郡上町村

懲役一年半　稱念寺住職

平埜　圓盛

刑年廿四歲

尾張國海東郡下之森村

懲役一年半　順正寺住職山田俊英實兄

山田　祐賢

別號徹神　刑年廿一歲

三河國碧海郡野寺村

懲役一年半　善證寺住職小林諦誠養男

小林　義勇

別號徹觀　刑年廿九歲

同國同郡櫻井村

懲役一年半　圓光寺住職安藤順漸長男

安藤　順靜

別號暉喚　刑年卅七歲

同國幡豆郡一ノ田村

懲役一年半　玄照寺住職

靜　依敬

刑年四十五歲

同國碧海郡姬小川村

懲役一年半　誓願寺住職

小松義鳳

刑年四十八歲

同國同郡今岡村

懲役一年半　木邊派乘願寺住職

林　詮澄

刑年廿二歲

同國同郡根崎村

懲役一年半　寶林寺住職

鈴木抱惠

刑年廿三歲

同國同郡大濱茶屋村

懲役一年半　萬壽寺住職

長谷部　景雲

刑年廿四歲

同國同郡榎前村

懲役一年半　信照寺住職

京極　宏流

刑年廿八歲

同國同郡城ケ入村

懲役一年半　城泉寺住職

川那邊　了順

刑年卅一歲

同國寶飯郡深溝村

懲役一年半　圓超寺住職本多聞成實弟

本多了慰
刑年廿四歳
同國幡豆郡池田村
懲役一年半　慶德寺住職
法輪岱城
刑年廿四歳
同國碧海郡里村
懲役一年半　西方寺住職
榊原景光
刑年廿五歳
同國幡豆郡一子村
懲役一年半　願海寺副住職
壹鄕榮慈
刑年十九歳
近江國阪田郡光明寺村字賀野

懲役一年半　　澁谷慈界
實名祐專　刑年廿歲

禁錮十ヶ月　　三河國幡豆郡一子村
願海寺住職
市郷依靜
刑年廿三歲

禁錮十ヶ月　　同國碧海郡鷲塚村
蓮成寺住職
青木一順
刑年卅一歲

死刑絞罪　　同國同郡城ヶ入村
農　榊原喜與七
刑年卅七歲
元籍同國幡豆郡戸崎村妙專寺養子

懲役一年半　　本籍同國碧海郡吉濱村

農　都築觀二
刑年廿五歲
元籍同國幡豆郡須美村敬覺寺弟子
懲役一年半　本籍同國額田郡岡崎康生町

農　澤　吉　郎
刑年廿二歲
元籍同國幡豆郡池田村
懲役一年　隆勝寺住職小原慶諦實弟
本籍同國碧海郡大濱村甚藏養子

農　小笠原精一
原名法全　刑年十六歲
同國碧海郡小川村

杖一百　農　稻垣小市郎
同　農　稻垣與之右衞門
同國同郡城ヶ入村

同　　　　農　榊原彥四郎

同　國同郡高取村

同　　　　農　高取筆助

同國同郡同村

同　　　　　　高取清七

此の餘、本證寺、勝曼（鬘）寺を始めとして、如意寺源致、淨教寺徹應、圓福寺皆住等は、無罪放免の沙汰ありしとぞ、

却說、台嶺入獄の後、妻女とじ子は、月滿ちて男子を產み、十九日、名を了觀と呼びけるが、台嶺は朝裁死罪に決したりと聞くと齊しく、妻女とじ子へ「朝裁既に定まりたれば、遠からずして死罪とならん、其の時幼兒を携へて、我が目前に來るべからず、彼の智度論に、三世の諸佛も恩愛甚だ斷がたしとのたまひし御言をも、今こそ思知られつれ、我今斯くして在さへも、一子の事を思ふ時は、實に斷腸の思ひあり、況て最後の時に臨み、其の容貌を見るならば、恩愛にせまられて、如何なる不覺を取らんも知れず、見たき我が子を見ずて死ぬ、我が心根を酌得なば、努力々々違ふことなかれ、トい

と懸に申送りぬ、さるからに、とじ子は堅く之を守り、今日愈西尾藩へ引渡さるゝと告ぐる者ありしかど、幼兒は家に殘置きて、一人夜の間に、小川を立出で、岡崎城なる六本榎の門外に待居たり、程もあらせず、城内より、西尾の藩士數百人、嚴重に警固して、引出さるゝ台嶺が、黑羽二重の衣服を着し、三寸繩に細(いたし)められたる容貌を、一ト目見るより、信徒は齊しく聲を放ちて泣叫ぶ、中にもとじ子は、心も消え、胸も張裂く苦しさを、忍び／＼にのびあがり、物いひたくも藩吏の手前、……此方も夫と認めしかば、見かはす眼と眼に、妹と婿が、今生一世の訣別を告げ、泰然として轎輿に入り、タレ下させて、高聲に念佛しつゝ、名も彼の國に因みある、西尾をさして護送されぬ、

台嶺西尾へ護送の途中、再び人民蜂起して、奪返さんも圖られずと、警固の外に、三百餘人の探偵を出だし、路次の警備を嚴にしつ、藩廳に着くや否や、直に死刑の宣告ありて、獄舍の刑場に臨ませぬ、台嶺は從容として、藩吏に向ひ「此の處にて御處刑に相成りますか、吏「左樣、……台「此の期に及んで上意を拒むにはあらねども、兼て願置きたる通り、公然たる刑場にて、……吏「イヤ、其の儀は相成らん、ソレ劊(きり)手(かた)……台「アイヤ暫く、……左樣なれば、强ては願はん、ト上着を取つて、脫捨つれば、下には綸子の小袖を襲ねぬ、台嶺再び藩吏に向ひ「兼て呈せし拙作百首は、何卒死後に公に成された

し、イザツ、トいひつゝ座を占むれば、介添の役人、目隠をなさんとす、台嶺冷笑ひ、「斯様な品は、佛者には無用、……ト拂退けつゝ、兩眼を瞠き、西に向ひて念佛す、劊手は背後に立廻り、呀と掛けたる聲の下に、……

噫！佛門近代の志士台嶺、諱は了圓、行年二十九歳、……時に明治四年十二月廿九日、午後第五時、……

○第八回

不題、願海寺依靜は、血誓に漏れたるをもて、今日しも禁錮を放免されければ、小川の村役人と、もろともに、台嶺の轎輿に跟隨ひ、西尾に至り、再び命乞ひの歎願を爲すと雖も、更に許容のなかりしかば、日の暮るゝまで、獄屋の門に立つくし、處刑の後に台嶺が遺骸を請受けて、泣々蓮泉寺に護送しつ、葬儀に力を盡せしとぞ、かくて台嶺斬罪の消息遍く國内に傳はりければ、數萬の信徒は、幼兒の親に別れ、闇夜に燈火を失ふに等しく、なげかぬ者はなかりけり、されば各僧侶を請じ、追弔の營をなすもの、毎戸にして、三十五日の當日まで、一日として絶えざりしとぞ、

再說、榊原喜與七は、十二月廿七日、西端藩に引渡され、死刑の宣告を受けたれども、是亦少しも驚ける色なく、快く爪印なし、さて藩吏に打向ひ、「私が入牢した後に、母が病

死されたとの事、乍去御牢内に居ること故、香華一本捧げることも出來ませなんだ、何卒今生の思出に、御僧に願ひ、母の法事が勤め度く存じます、ト願ふにぞ、藩吏も左右なく聞届け、鄉宿に沙汰しつゝ、手次稱念寺實圓の代理として、淨林寺智耕を招き、慇懃に佛事をこそ行はせぬ、讀經終りて、智耕は喜與七に、領解の程を問試むるに、

喜「全體私の居る牢屋は、御僧方の牢屋とは、餘程隔つて居りましたを、台嶺樣の御歎願で、板壁一重の隣へ移して貰ひまして、日々壁越しに、懇な教化を受けました、不審なことも、遠慮なく御尋申て、此の度の往生は、慥に一定させて貰ひました、夫のみならず、朝夕報謝の稱名も怠りがちなを、御隣から御催促に預つて、念佛相續致しました、三千世界に、善知識を隣へ引寄せ、御化導を蒙つた仕合の中の仕合者は、此の喜與七、……夫故牢舍の苦も忘れ、今日迄暮して居りました、檀那寺の御院主へも、喜與七が未來の事は、決して御案じ被下なと、宜敷御傳へ下されませ、又御序もありましたら、親類の者や同行衆にも、私が今度の旅立は、台嶺樣と兩人故、心配をしてくれな、後を慕ふて來てくれよ、ト御傳言を賴みます、……アヽ此で心もサッパリしました、サア御役人樣參りましよう、ト警固の役人の先に立ちて、見る人每に頭を下げ、「何方も御先へ參つて待て居ります、早くムれと挨拶し、勇立ちて絞臺に飛上り、さも嬉しげ

に西方を打眺め、稱名もろとも命終りぬ、實に死を見ること歸るが如き、喜與七の最後の樣に、心なき獄丁捕亡の類まで、隨喜の涙に咽びつゝ、感ぜぬ者こそなかりける、其の餘の有志者は、各本藩に引渡され、上に記せし如く、准流、懲役、笞罪等夫々宣告を受けたりしが、其の取扱ひの寛嚴ハ一樣ならず、取分け菊間ハ苛酷を極めぬ、幵が概略をこゝに記さバ、見慶、至靜の兩人ハ、管內僧侶の身を以て、領首(注)に敵たふ者なりとて、乘りたる轎輿も、麻繩にて十重廿重に紮着(からげ)つゝ、警固の役人嚴重に之を守り、大濱に着すれバ、彼の横須賀の勘藏の手下なる、松岡千太郎へ引渡されぬ、千太郎ハ二人を率て、改心圈てふ徒刑場の入口にて、衣類殘らず褫取りて、赤裸になせしかば、兩人ハ入浴を薦むるにやと、竊に思居たりしに、左にあらずして、衣服の吟味に托言て、苦痛を與へん巧みなりし、斯くて一時間餘も捨置きて、やうやく衣服を渡しつゝ、牢舍の內に押入れぬ、

獄舍ハ村外の畑中に、新に建築せしなれバ、人家ハ更なり、小楯となるべき樹木もなく、頃しも極月終の七日、晝の程より吹荒む凍風、四方の格子に透り、禦がんすべもあらざりしに、かてゝ加へて黄昏より、雪さへいたく降出て、寒氣ハ骨に砭し(いしばり)、齒の根も合ず、身ハ戰慄(うちふる)ふに、二人ハ得堪へず、探り手に床に布きたる荒薦引ハがして、身に纒

ひ、僅に吹雪を禦ぎつゝ、「今宵は廿七日なり、月こそ變れ、宗祖の御逮夜、思ひ起せば、其の昔、眞宗弘通の爲にとて、越路の雪に一ト夜さを、明したまひしためしもあれば、ト迯に法義を物語り、少しく寒氣を忘れしかば、昨夜迄死罪とも遠島とも、さだかならで、心配したる疲も出でしか、兩人はしばしまろねに夢を結びぬ、夜もほの〴〵と明渡るに、眼覺めてあたりを見廻せば、床に積りし白雪は三寸餘り、身に纏ひたる荒薦は、綿を着たるに異ならず、二人は顏を見合せつゝ、「寒いも理り此の雪では、……乍去古人の句にもいふ如く、「孤看ても貧者ではなし冬牡丹」ト互に心を勵ましつゝ、苦役に就きぬ、斯くて徒場は、正く敵の眞中なれば、情を懸くる人もなく、官員捕亡を始として、婦女幼兒に至る迄、兩人を見れば、口々に此奴まだ死に居らぬかト嘲むもあれば、「我が同僚を殺害したる坊主よ」ト罵るもあり、分けて兩人が胸を痛めしは、鷲塚村にて殺されたる官員某の妻なるもの、時々に出來り、「此家の檀那を殺した惡僧、今こそ思ひ知りつらめ」ト呻言まじりに打喃くは、我が身に覺のなき事ながら、言解く術もあらざれば、口を噤て閒居たるは、いと心憂き限なりしと、

明年、廢藩置縣の沙汰ありて、額田縣をば岡崎に置かれければ、二月十日に、諸藩の囚徒を岡崎に移されぬ。こゝに、再び同志の僧侶打集ひ、別後の樣を語合ひ、聊か憂を慰

めける、斯くて同志の人々は、岡崎城取毀ちの役に服しぬ、素より力役に慣れざる人々の、荒々しき俗囚と同鎖につながれて、土を荷ひ石を搬びなんどするなれば、雙の肩は皮裂れ、肉露はれ、苦痛は譬ふるにものなかりき、城に名高き三日月堀は、彼等が困苦の結果として、今は平坦の地となりにき、」明治六年、朝廷再び額田縣を廢し、愛知縣に合併ありしかば、三月廿三日、岡崎の囚徒等は、名古屋無三殿の懲役場にぞ護送されぬ、されども、此處は隘くして、二縣の囚徒を容るに由なく、尾州侯にて、兵粮を貯置きし三ッ藏と呼ぶ倉庫をもて、假の監房に宛けるに、同志の人々も此處に移されぬ、此處も前回に記したりし岡崎の獄舍に等しく、人の住むべき場所ならねば、床は卑く、窓入口は狹くして、空氣の流通よからぬのみか、米に生たるえしれぬ蟲あり、天井より落ち、床下より這上り、夜な／＼囚徒の肌を螫す、其の痛み蜈蚣に異ならず、晝は作業に苦められ、夜は毒蟲の嚙にかゝる、其の苦さは、彼の等活地獄の別處なる、屎泥處もかくやと思はる、されば囚徒は追々に健康を害しつゝ、病に罹る者多かりしが、中にも圓光寺順靜、善證寺徹觀、城宗寺了順、幷に專修坊法澤は、重き病に頭もあがらず、殊に此の頃の監獄には、醫師の藥を飮むを許さず、種々の散藥を備置き、月々六回醫師を遣はし、診察さするのみなれば、急病は固より普通の病と雖も、全快なさ

ん樣もなし、況てや看護の人とては、同監の囚徒さへ、朝に出でゝ夕に歸り、夜も看護を爲すとはいへども、晝は終日水一杯、藥一貼與ふる者なし、されば病囚は愈增加し、目もあてられぬ慘情なり、

今日は四月三十日、服役も休みなれば、せめては四人の介抱せんと、同志の者は枕邊に座を占めつ、四人の顏をさしのぞけば、顏色は土の如く、肉陷ち骨は露れて、此の世の人とも見えぬ迄、面瘦(おもやつれ)せし幵が中にも、徹觀、順靜の兩人は、出入の息さへいと逼迫(せはし)く、耆婆蒼公の力にも、活かしつべくも見えざれば、ひたすら法義を物語り、念佛をぞ勸めける、暫くありて徹觀は、兩眼をパッと開き、人々の顏を見詰めつゝ、念佛する間に、顏色の變來りしかば、各耳に口を寄せ、「徹觀公如何された、ト尋ぬる中に眠るが如く息絕えぬ、順靜は更に之を知らざるにや、餘念なく念佛して居たりしが、同志が私語く話聲の耳に入りしか、頭を擡げ、徹觀公は？ト尋ぬるにぞ、「今往生致された、ト聞くや否や、淚に咽び、「徹觀公は死なれたか、噫！トいひつゝ命終せり、同志の者は、目前に二人の最後を見しからに、心細さと遺憾さは、何に譬へん樣もなく、身もうくばかりに嘆きけり、其の夜俗囚一人死し、翌朝又も一人死せり、されば一監房に四人の死骸枕をならべ、其の餘の監房にも、死する者踵を接しぬ、

されば、縣廳にても捨置難く、病室を設けて之に移し、又在監の囚徒に諭して、看護させんとなさまくすれども、誰一人も應ずる者なし、此の時、至靜は、明泉寺南岳に向ひ、「我等一旦父母に別れ、妻子に離れ、身は淺間敷囚徒となり、歳月日頃を經る中にも、親とも頼み兄弟とも頼むは、同志の人々なるに、順正寺徹神は、去る二月我等に先立ち、徹觀、順靜も既に逝く、了順法澤も全快の程覺束なし、其餘俗囚にも、患者は日に增し加はれど、醫藥はあれどもなきが如し、我々とても今宵の命も頼みがたし、兎ても獄舍に死するならば、覺悟を定めて、法澤了順の看護を爲し、因緣ありて同監に起臥せし俗囚をも世話なさば、此に上こす功德はあらじ、然か思はずやと質問へば、南岳答へて、「いしくも申されたり、我去る辛未の三月、台嶺師に同意して、萩戸を出發なす時より、既に命は佛祖に捧げ、屍を原野に曝さんず所存なりしを、今日までも、不思議に生延びたりしこそ、是望外の幸也、多くの人を介抱して、死せんは固より願ふ所、……トいと快く同意するにぞ、兩人一齊く官に請ひ、看護をこそは勤めける、尚此の餘にも、法澤には弟一乘、了順には弟義道が附添ひて、心の限り介抱すれども、素より獄裏の事にしあれば、夜は燈火の光もなく、遙かに隔ちし軒先の、朦朧たる火影のみなれば、手探りにて、口中に藥を入れ、水を飲まする夫さへも病苦に迫られ、心神惱亂なす

者ハ、容易に藥を飮まざれバ、一人ハ病者の口を開き、一人ハ藥を與ふるなり、時には病者が藥に咽び、吹出す散藥の眼に入りて、苦しみし事さへあり、斯くて丁順ハ、人々が心盡しの甲斐もなく、六月一日に命終せり、法澤ハ鼓脹とかいへる病にて、精神ハ常に變らねど、病苦ハ殊に甚しく、晝夜に悶苦む樣ハ、餘處に見る目も哀れなり、苦しき中にも法澤ハ、人々に向ひ、「我四年前大事を擧げしより、斯かる最後を遂ぐること、固より覺悟の前なれども、三十餘年撫育の恩ある母の悲嘆を思ひやれバ、是のみ心にかゝるなれ、最早本服(復)の望みなければ、今生の暇乞に、一度母に逢ひたしト、いハるゝ度に、人々ハ身を刺し、腸を斷つ如くなれバ、人々互に商議して、法澤の病狀を具申して、母に面會の事を歎願すれども、縣廳にてハ更に聞入れられざりける、法澤の病危篤に迫りし由、何人の告げたりけん、圓福寺皆什、勝曼(鬘)寺の養男無等ハ、法澤の實弟咸信坊法梁、及び無二の門徒筆助淸七等を隨へて、獄舍の門前に止宿しつゝ、朝に夕に歎願なし、百方力を盡すと雖も、遂に採用せられずして、六月廿四日、卅八歲を一期として、獄舍の內に憤死せしこそいたましけれ、妻某子ハ、此の訃音を聞くと齊しく、愁傷の餘り病を發し、日ならずして死去しけり、嗚呼法澤ハ、濱三ヶ寺の隨一たる專修坊に住職して、人望衆に勝れしかバ、護法所の總管となり、護法に力を盡せ

しも、はからずも、此の厄難に罹りしが、同志の人々ハ、尙ほ之を敬愛し、放免の後ハ、推して彼等の首領と仰ぎ、台嶺末期の一言を實行なさまく欲せしも、中道にして死せしこそ、返す〳〵も遺憾なれ、

話說、同志の人々、追々滿期放免とハなりしかど、寺は久しく無住となり、散々に荒果てつ、中にハ暴擧の當時に、藩廳より住職に不埒ありとて、本堂庫裏ハ封印され、梵鐘撞くことを禁じ、家族ハ領外へ退居を命たるまゝにて、幾歲月を打過ぎければ、無住地なりとて、廢寺を申し渡されたるもあり、或ハ一家悉く、檀徒の物置に僑居しつ、世に棄られて、墓なくも月日を送るものもあり、分けて至靜の母の如きハ、本姓を稱することを許されず、他人の姓を冐しつゝ、異姓の鬼となり果てしといふ、明治六年五月に至り、僅に寺院復舊、家族歸宅を許されたる程なれバ、彼の平判官康賴が、「思ひしよりもいとらぬ月哉とかこたれし、昔も思出られて、いと哀れなる有様なりき、

先是、朝廷敎部省を置かれ、僧侶に敎職を授けられ、又敎職にあらざる者ハ、一寺住職を許されねバ、同志の人々は、試驗を請ひ、大略敎職に補せられしが、其の後明治八年四月、縣廳よりの命なりとて、懲役放免の者、敎職補任不相成、假令既に拜命の者と雖も、自坊の外說敎差扣ゆべき旨、眞宗議事所より沙汰ありしかバ、再び同志者ハ、會議

を開き、圓盛、至靜、誓鎧等を委員とし、縣廳へ願書を出しけるが、其の事終に已み、滞りなく、一寺住職門徒教導ともに差許されぬ、

こゝに、又、稻垣小市郎ハ、官員殺害の嫌疑に由て、一ト度岡崎黒門牢に繋がれしも、嫌疑ハ解けて、杖一百の刑に處せられ、無事に家に歸りしこと、偏に台嶺、喜與七等が命を棄てゝ諸人を救ひし惠みなればとて、明治廿年八月、知立警察署の許可を得て、台嶺を火葬したる地に、一基の記念碑を建て、又田地一反歩を之に添へて、永代香華の資に充てつ、三十餘名の同志者が、死去する時ハ必ず分骨して、此の記念碑の下に納め、生てハ事を倶になし、死してハ屍を并べんとの當初の誓を全ふしぬ、

斯くて、物變り星移り、明治二十二年二月十一日となりければ、我が　叡聖文武皇帝陛下ハ、　皇祖　皇宗の遺訓を明徴にし、萬世不磨の大典を宣布したまひ、又勅令第十二號を以て、大赦を行ひたまひしにぞ、卅餘人の人々も、罪名こゝに消滅し、晴（青）天白日の身となりぬ、さるに由て、本山よりハ、台嶺始め有志の人に、或ハ教師の稱號を贈り、或ハ賞典を賜ひしにぞ、翌年一月卅日、彼の記念碑の前に於て、开が報告の式を擧げ、猶ほ引續きて、追弔の法會を營む、此の時三河全國の信徒ハ更なり、尾張遠江の國々より、參集する者、其幾千人なることを知らず、擧て當時の事を忍び、又今日の淸世

を喜び、懷舊の情に堪へずして、涙に咽ばぬ者はなかりき、

野史氏曰く、余未弱冠ならず、此の事あるを聞き、奮然として曰く、嗚呼余不幸にして、諸氏と倶に力を廻瀾に盡すこと能はず、遺憾何ぞ窮まらんと、乃ち嗚咽して言ふ能はず、既にして以爲、大事既に定まる、今にして之を想ふも、何の益かあらん、幸に余に一枝の筆あり、他日必ず之を記して、以て千載の後に傳へんと、其の後、尾三人に逢へば、必らず問ふに、當時の情況を以てし、材料粗備はる、然と雖も、當時諱む所あるを以て果さず、偶去年二月大赦の令あり、尋で藤井至靜氏、余に托するに其の事を記するを以てす、乃ち欣然として稿を起し、又親く其の地に遊ぶこと二次、諸氏及び古老に問ふに、事實を以てし、後稿を改むこと三次、遂に本編を輯め、聊か當初の素志を遂す、抑諸氏の爲す所、之を今日より評すれば、頗る中行を失するの嫌ひなきにあらずと雖も、固より事情已むを得ざるに出づ、況や凶徒嘯集の擧の如きは、素より意外の結果にして、災不測に起りしなり、後の此の書を讀み、此の事を論ずる者、深く時勢の遷移を察し、人事の變化を鑑みて可なり、

又曰く、台嶺、法澤諸氏鮮血淋漓の間に於て、僅に狂瀾を既倒に廻す、其精神氣概凛乎として、千載の下を照す、今の宗教家中にして、能く此の精神氣概を平和に運用

する者あらば、大法の隆盛期して俟つべし、果して然らば、諸氏の骨旣に冷かなりと雖も、諸氏決して死せざるなり、若し然らずんば、何の面目か、諸氏を淨土に見んや、讀者幸に再思せよ、

三河大濱 廻瀾始末 終

三河大濱 廻瀾始末附錄

小川村紀念碑正面之圖

護

專修坊釋勇精
法圓寺釋薩盛
本樂寺釋見慶
專修坊釋翔雲
万國寺釋依白
法林寺釋誓鎧
專超寺釋猛了
西方寺釋景晃

法　有　志

順正寺釋智山
明泉寺釋南岳
城泉寺釋義道
誓願寺釋義鳳
玄照寺釋依敬
圓光寺釋順靜
城泉寺釋了順
善證寺釋徹觀
敬覺寺釋圓盛
眞淨寺釋至靜
蓮泉寺常心院釋了圓
圓超寺釋了慰
慶德寺釋德門
寶林寺釋抱惠
法圓寺釋智成

墓

西方寺釋慶雲
順正寺釋徹神
西岸寺釋慈界
乘願寺釋詮澄
專修坊釋一乘
妙專寺釋觀水
信照寺釋宏流
敬覺寺釋專成
隆勝寺釋法全
蓮泉寺釋了英
順成寺釋見成
願海寺釋依靜
蓮成寺釋一順
光西寺釋慧燈

同左側面

同右側面

釋淨閑　釋淨安
釋聞證　釋輔宗
釋意順（俗名喜與七）　釋輔誠
釋輔敎　釋輔眞
釋信念　釋淨洸

同背面之圖

碑文

石川了圓、別號台嶺、父本國幡豆郡室村順成寺主布界、母石川氏、天保癸卯正月朔日生焉、資性嚴峻、頗有才略、慶應丙寅冬、同國碧海郡小川村石川了英、納爲嗣子、參預蓮泉寺法務、最有功勳、明治之初、深歎佛門衰替、與同志數人相結、請而開護法所、去奢就質、綱領稍整、投身命於佛陀、護大法於將覆、可謂與而有力也、爰明治辛未春、有佛事(マヽ)合併之擧、法運危々、宛如累卵、護法之念、不能自止、進而請緩事、信徒傳聞、雲集川奔、其間有不慮變、身繫累(マヽ)絏、同年十二月廿七日、移神幽界、時歲廿又九、其後明治十又六年八月、我大谷本山、以特旨下賜似影、併降常心院號、而賞護法赤心、銘曰、

凌霜傲雪　氣呑八荒
摧身粉骨　嚴護法城
恩賜優渥　聲振大方
靈德昭著　百世無亡

蓮泉寺幻住　石川了因撰
法林寺現住　龜山誓鎧書

爲報聾法之恩、創建碑表一基、併記故常心院同志數人名字、且割家產淸水道壹番地反別壹反歩、爲奉供田、以充永遠香花資助、維時明治廿年十二月廿六日建之、

碧海郡小川村
稻垣淸吉父
稻垣小市郎

述懷

ものすごきひとやの中のくるしさを
ゆるぶめぐみハ誰にやあるらん
あやまちもつみもきえにししるし哉

光りかゞやくみそら見るにも

明治二十二年十二月五日附を以て、本山より維新の際、護法扶宗の爲、盡力候旨を以て、左の如く追賞幷に恩賜ありたり、

贈權少贊教　寺跡御取立　蓮泉寺故石川台嶺
贈大助教　寺跡御取立　專修坊故星川法澤
贈少助教　院號法名御染筆下賜　西光寺故阪野慧證
贈權少助教　圓光寺故安藤順靜
同　善證寺故小林徹觀
同　順正寺故山田徹神
同　圓超寺故本多了慰
同　城泉寺故川那邊了順
同　慶德寺故法輪德聞
同　蓮泉寺故石川了英
同　玄照寺故靜　依教

同　西方寺故榊原景晃
同　專超寺故清水猛了
同　誓願寺故小松義鳳
同　隆勝寺故小原法全
同　順成寺故安藤見成
寺跡幷身附　呪字袈裟恩賜　法圓寺　石川薩盛
同　本樂寺　安藤見慶
同　稱念寺　平野圓盛
同　願海寺　壹郷依靜
同　眞淨寺　藤井至靜
同　敬覺寺　澤　依白
同　順正寺　石川智山
同　蓮成寺　青木一順
同　法林寺　龜山誓鎧
同　寶林寺　鈴木抱惠

呪字袈裟身附　願海寺　壹鄕榮慈
同　法融寺　諏訪知靜
同　專修坊　星川翔雲
同　萬壽寺　長谷部榮雲
同　了信寺　澁谷祐專
同　城泉寺　本城義乘
褒狀　專修坊　星川一道
同　信照寺　京極　宏
同　妙專寺　都築觀二
同　乘願寺　林　詮澄
同　敬覺寺　澤　專成

總計三十七名

此の他、榊原喜與七等へは、御染筆の法名を賜はりぬ、されば、此の恩典を報告せんとて、明治廿三年一月三十日、小川村紀念碑前に於て、報告式を行ひぬ、當日本山より、楠潛龍嗣講は、台嶺氏の實兄なる緣故を以て、使僧とし

て出張され、導師は、野寺本證寺達響氏にて、同志の人々を始め、國内の僧侶五十餘名出席して、紀念碑前に於て、贈教師等の恩命を報告せり、此の日國内僧侶は更にもいはず、近國より出たる信徒、其の幾千人なるを知らず、引續きて、三日間、小川村蓮泉寺に於て、死者十六名の追弔會を營む、道俗堂内に溢れ、境内に充滿して、讀經の聲さへも聞得ずして歸る者多かりければ、臨時に境内に高座を設けて、説教せり、報告式、追弔會共、參勤僧侶は、日々五十名以上なり、三日間信徒に出せし(齋)齋非時は、二千五百人前なりしとぞ、

追弔會滿散の日、蓮泉寺の書院へ、渡邊民部大丞の「法の道あれにし野邊に柴折せんゆけやもろびとふみなたがへそ」の歌を掛けたるにぞ、人々懷舊の情に堪へず、涙に咽びし者もありき、

報告式、追弔會とも、參勤の席順は、堂班の高下を以てせず、處刑年限の長短を以てしたるは、此の法會に取りての特例にして、大に氣槪を進作しける、

蓮成寺青木一順氏と、眞淨寺藤井至靜氏は、他國に派出して、此の席に列せられざりしは遺憾なりし、

此の後同志の人々は、幡豆郡西の町村稱念寺に集會し、台嶺師末期の遺囑を全ふせ

んとて、布教勸學の策進を議せしとぞ、

三河大濱 廻瀾始末附錄終 （原本四六版洋綴、本文百九十五頁、附錄十一頁）

明治二十三年二月二十日印刷
同 年同月廿四日出版

定價五拾錢

東京府平民
編輯者兼發行者 平松理英
東京府荏原郡品川町九十五番地居住

東京府平民
印刷者 北澤久次郎
東京市京橋區中橋和泉町一番地

發行所 哲學書院
東京市本郷區本郷六丁目五番地

印刷所 北澤活版所
東京市京橋區中橋和泉町一番地

明治辛未殉教繪史（繪圖略す）

例言

一本書編纂に付て參照せし書類左に、
廻瀾始末（明治二十三年刊行龍譚寺所藏）
石川台嶺星川法澤外數十名審問口供書寫（杉浦普氏所藏）
服部純菊間藩廳答辨書寫（同上）
大濱出張所より民部省へ屆書の寫（同上）
大濱陣屋敷地平面圖及建物之圖（石川八郎治氏所藏）
新民序塾教科書及學則（杉浦普氏所藏）
大濱出張所官員錄寫（石川八郎治氏所藏）
明治二十二年出版尾參兩國地圖

一本書は騷擾當時事物に直接せられたる石川三碧翁、杉浦普氏、青木一順師、星川翔雲師及三浦善龍氏等の談にもとづき、且つ實地踏査、前條史料を參照し、以て編述せしものなり、ゆゑに毎章諸氏の氏名を記入せり、（下略）

明治辛未殉教繪史附錄

田中長嶺著

發端

明治四年三月九日、三河國碧海郡鷲塚村に於て、眞宗僧侶と所轄官吏との間に、一大慘劇を演じたり、今其顚末を繹ぬるに、全く耶蘇教の侵入を防禦せんがためである夫れに付て、中世に遡りて惟ると、寬永年間に於て、切支丹宗の黨類が、肥前の島原に一揆を起して、幕府に抗した、幕府は兵を出して之を討ち平らげたが、此時其宗族を殺した事は三萬七千人に及んだといふ、當時討手の大將板倉內膳正重昌戰死し、松平伊豆守が代つて出陣した、爾來幕府時代は耶蘇教排斥に努め、固有の佛教を利用し、樞要の寺院には朱黑印等領地を附し、士農工商四民籍は、宗門帳により之を檀那寺の住職に扱はしめ、耶蘇教全滅の實を揚げ、且つ九州地方は踏繪と稱して、耶蘇の像を彫鐫したるものを踏ましめて、其徒にあらざるを誓はしめ、東海道及び各道の驛々には懸賞を附した制札を立てゝ、其殘徒を搜索し、密かに信ずるものあれば、嚴刑に處し、剩へ其累一族に及ぼすがゆゑに、民心切支丹を恐れしことは、今にして想

像の迨ばぬ程である、されば一般送入籍は、寺判と稱して、檀那寺の調印と名主庄屋の證明と、二ッなければならぬ、一般寺院に一部政事を持たせてあつた、從つて多くの僧侶の中には、兩刀を帶(たば)さみ、威權武家に讓らぬ者もあつて、劍道を學び武技を演じ、一朝事あらば、陣頭に立つて天晴功名せんといふ趣があつた、幕府時代の佛教は、異樣の待遇のもとに經過して來た、元より三衣を着せるものを尊敬するは、古來の習慣で、恩威二ッながら行はれ、當時は眞に僧侶の全盛時代ともいふべきであつた、而して三百年の久しき、弊害は知らず〲の間に作なひ、榮華に耽り、奢侈に流れ、娛樂是ことゝし、徒らに座食の輩あるに至り、こゝろあるものはこれを忌彈(憚)し、怨恨の情この内に胚胎せられた、星移り物易りて、嘉永安政の頃に至り、天下の大勢漸く動き、外船來つて我が封鎖を緩ふせしより、世の紛擾年を逐ふて激甚となり、國事に奔走せる志士、攘夷黨と佐幕黨の二派に岐かれ、終に攘夷黨勝を制し、慶應に至り、幕府大政奉還王政復古となりてより、幕府當時の事は、何事によらず皆廢するとの議盛んに行はれ、從ふて僧侶を憎む族らは揚言して、佛教も外教なれば廢すべしなどゝ云ふ、大に佛法の障碍は各地に發り、伊勢の地方では、寺院を毀ち、佛像佛具を河海に投棄し、信州松本、越中富山等は、寺院廢合を斷行し、三河の田原は民家の佛壇に安置

しある本尊佛を取集め、之を其宗派の本山へ返さしめんとし、各宗の寺院の中には、領地に離れ、宗門帳の制は廢せられ、自己の活路にさへ汲々として、本堂の屋根は朽ち、雨漏りの爲めに、佛像の箔は剝げるも、是を繕ふ方法もなく、塀崩るも之を脩むるの資なく、住職自らが寶物什器を賣却し、建物を取毀ち、境內の古松老杉を伐り倒し、蠶を養ひ田を耕して、自活をなすもありて、之れ等の僧侶に至りては、本業の佛事が却て兼業の如くなれり、是に於てか、佛教の衰頽を極めたり、また一般人民は、宗教の自由を許されたので、神道になるもの、耶蘇教を信ずるもの、日に月に多く、今にも佛教は廢止せらるゝなど、取沙汰まち〳〵、浮說流言至らざる所なく、佛教家は此末如何に成行かと、人心洶々寢食も安からぬ有樣となりぬ、

茲に於てか、眞宗東本願寺派僧侶は、京都に護法會を組織し、專ら之等を防備せしかば、三河に於ても亦護法會を興さんと、碧海郡小川村蓮泉寺台嶺、碧海郡高取村專修坊法澤等の奔走で、護法會は成り立ち、擬寮司（眞宗東本願寺派の學階）同平席のもの等多く加はり、粗二百名の會員を有するに至つた、

三河の國は、眞宗の開山親鸞聖人の當時、安藤薩摩守兄弟等宗旨の爲めに盡し、蓮如上人の大谷の難に際して、佐々木の如光坊には、叡山の惡僧等をおつぱらひ、教如上人

の東本願寺創立の時には、寶光坊唯宗は、家康公の臣本多佐渡守と内談を遂げ、其一族藤左衛門と同伴して、妙安寺の御眞影を强ひて申請け、千代田城へ供奉し、其他宗學に付て多議の僧は枚擧に遑あらず、是れ佛縁の深き以て知るべし、

三州も碧海幡豆の二郡は、眞宗多く、殊に信者の多き地にて、因襲の久しき、耶蘇を憎惡する念頭は、先天的性質となつて、蛇蝎視してゐた、その大敵が、頻々として國境を侵して來る、又岡崎刈谷西尾等各藩が、何れも時機を見て、寺院の整理を施行しやうといふ風聞がある、如何にして此難局を切拔んかと、護法會は時々會合して、苦辛焦慮の折も折なりける、

明治三年十二月、菊間藩大濱出張所（駿州沼津の城主水野出羽守領三河國碧海幡豆兩郡中一萬石餘の管轄廳、元大濱陣屋といひしを改稱せしなり、）は服部少參事が赴任以來、新政を施行し、敬老會を開き、管下の高齢七十歳以上の者を舊陣屋に招待して饗應し、民心を懷け、又藩士及び領民子弟の敎育をなすに、新民序塾といふ學校を立て、村童敎育短歌といふ勤王主義の字句三百三十四を編纂せしものを幼童に敎へ、年齢に應じて漢籍を授け、敎師及び世話掛等周到の方法である、又領民の階級を新製し、或は頼母子講に類したものを興して、公衆貯蓄ともいふべき事を計圖して、着々勵行し、一方には庄屋或は富豪を擧げ、帶刀を許し、

役名を附し、各々任務に就かしめたり、當時の役名は左の人々でありき、（石川三碧翁の記錄による。）

少參事服部純、　大屬（舊部代）遠藤甚八郎、　小屬（舊手代）勝呂八平、　小屬（舊手代）杉山雁平、　史生（舊手代）吉岡代次郎、　史生（舊手代）江本賢次郎、　史生（舊足輕）西村春、　史生（舊足輕）藤岡濱、　史生（八平長男）勝呂肇、　廳掌（彌長男）藤岡薫、　使部（舊足輕）藤岡彌、　使部（舊足輕）杉浦秦五郎、　使部（舊足輕）大島友三郎、　使部（舊足輕）江本才次、　使部（秦五郎長男）杉浦晋、　郷村庶務取締片山五平、　同石川市郎、　同小笠原甚太郎、　同格岩田伊平、　序長（大門村慈雲寺住職）甘蔗生尋陽、　序正石川八郎治、　同片山俊次郎、　同深見十代十、　同岡本八次郎、　神社取調係小幡又次郎、　僧尼取調係山中七一郎、　物產取調係近藤又一郎、　同龜島庄一郎、　酒造取調係片山三十郎、　同長田半十、　養蠶係小笠原甚藏、　同深見太一郎、　開業社係寺田傳一郎、　同古居七平、　同岡本兵二郎、　敎諭使（稱名寺住職）藤井說冏、　同（光輪寺住職）高木賢立、

服部少參事は屬吏に對して、敏腕を揮ふので、各々よく服從して勉勵し、村民も亦長官が頗る平民的であるのを喜んで、敢て不平もなかつたが、玆に斷髪令公布のことで、稍〻民心が抗した、又敎諭使が巡りて村民を集め、神前のりと文を奬勵し、又一般

寺院の廢合問題が、民情に反して之が導火となつて、終に火のてはひろがりくる次第である、

或服部少參事に直接した人の說に、服部は決して惡人ではない、又破佛家といふでもない、尊王主義の至りて早分りの性質であつたが、當時のやり口が急激なので、人民の度に合はず、あたら手腕を挫折（くぢき）たるのみならず、汚名を鷲塚に殘したのは、可惜事でありたりと、

巡村諭示

教諭使は、僧尼取調係と共に、各村を巡回して、村民を集め、敬神愛國孔孟の教を說き、扨て村社始め神前に於ては、念佛をとなふるものではない、神前ではのりとを讀まなければならぬと、左の文案を朗讀して聞かせたり、

產土神表（袁）拜辭

此邑袁總守賜布產土大神乃御前袁、
愼美敬比畏美畏美毛拜美奉留、

或る說に、此祝詞は新民序塾の學生が、業に就くに際し、神前に向ひ白す祝詞なりしを、利用して、村民一般におよばせしならん、其時の僧尼取調係は、國學者にて、破

佛家の間へもあり、服部少參事の人選も、其人を得しものにして、相俟て發揚せしならんと、

一說には、天拜日拜の祈禱文として敎へられたのは、左の文面で、

產土神乃大前爾安丕表（袁）祈禱白祝詞、此邑表（袁）總守賜布產土大神乃御前爾愼美敬比夜守日守理守理幸閉斗畏美畏美毛拜美奉留、

これを每朝天を拜み朝日を拜むときの文だといひ觸らして、耶蘇宗の敎へはかくするものだと噂さしたともいふ、如何ありしや、

當時敎諭使が着用した衣は、萠黃色の茶のやうに記憶してゐる、普通の衣と仕立が異つて居たやうだ、（石川美曜老師の談）（大濱の說も同樣）

眞宗の門徒は敎諭使が念佛を稱ふるなどゝいふは、同人が同口で說きながら、昨日にかはるは何事である、畢竟今度の大濱の長官は、彼の耶蘇で、敎諭使等は皆耶蘇になりたるならん、終には我々をも耶蘇に引き入るゝ下づくろひであらうと、甲が乙に、乙が丙丁と、次ぎから次へと評判は高くなり、大濱に切支丹が來たと、針小棒大殆んど停止する處がなくなつた、

一說に光輪寺賢立、稱名寺說岡は、說敎が得意で信者も多かりき、當時の人選も之

によりしものであつたと、

寺院合併の下問

明治四年二月十五日、領内一般の寺院を呼び出して、寺院合併及び僧尼の制限に付て、下問書を示された、中には請書を出したる寺院もあつたが、眞宗僧侶は、本山へ聞合せた上にて請書を出さんと請求し、日延べの許しがない、(下問書の寫しといふのがある、事實は保し難いが左の文面である、)(中略、廻瀾始末に同じ、)

眞宗僧侶日延を强請す

眞宗僧侶が日延べを强請して動かぬので、服部少參事始め役人は席を蹴つて退いてしもふた、相手がないので、據なく西方寺と光輪寺を頼んで、更に日延べを願ふた、役人は共强情をしたゝかに叱咤して、又退いてしもふた、頼み甲斐のない兩寺であると、つぶやきながら、みなみな自坊に還つた、

靑木一順老師の說に、此時の服部の言語は叮嚀でやさしかつた、下問書を讀み聞かせられたが、極めて低音でよく聞き取れぬ程であつた、しかして光輪寺西方寺が、日延べの許しがなければないと知らせて吳るれば、彼是はなかつたが、役人と(服部でなし、)共々出でゝ、役人が餘り叱咤したので、一同が憤怒したのである云々、

護法會員檄を飛す

大濱の下問書といひ、天拜日拜の噂さといひ、事重大の問題であるので、護法會は夜を日に次ぎて奔走してゐる、三月二日に暮戸會所に會合して、大濱領の三ヶ寺が合併の請書を出した事が、議題となつたが、西方寺と光輪寺は缺席したので、しかたがなかつたが、光善寺は其場で詫入つたので、事濟となつた、光輪寺は天拜日拜といふ件があるので、法中の物議が甚しい、蓮泉寺台嶺は、此日、本山前住上人の法要を勤めるので缺席したが、誓願寺義鳳から、會議の次第を傳へた、(台嶺法澤日書による、)蓮泉寺台嶺は、三月四日に專修坊法澤を訪ふた、法澤は此日法要の留守なので、弟の翔雲と語つて居ると、夜に入つて歸られた、別室に密談は開かれ、台嶺は口を開いて、「彌々一大事となつた、大濱一件は如何にするか、聞けば刈谷藩も廢合の下問書を出した樣子、其內に西尾も岡崎も出すであらう、各藩が出してからでは手後れであらふ、今がやり時だが尋常の手段では、防禦は出來まじと思はる、」專修坊も、「去れば二日暮戸の大議論には困つた、光輪寺の天拜日拜一件はとても捨て置く事は出來まい、」蓮泉寺は膝を進めて、「一命を捨てる場合であらうと決心した、擬寮司平席丈けでやる積りだがどふだか、」專修坊も、「此場に臨んでは、夫より外の手段はあるまい、しかし今一度暮戸へ

會合して、西方寺光輪寺を呼びかけ、彌〻出頭がなかつた時は、決心の通りやらうじやないか、夫には兩人が同歩調じやよくあるまい、自分は飽まで鎭撫の名の本に進むことにしやうが、時に金の用意はどうだか」と、殘るくまなく密議を凝した「夜も深更た、明朝にしやう」と、ふしどに入つて眠に付た、（台嶺、法澤口書による、）

明れば三月五日、まだ東雲の明けやらぬに、法澤は台嶺のふしどに入り、呼び起した、今刈谷の下問書が手に入つたと、互に顏さし延べ、寺院廢合三ヶ條の下問書を讀み了つたが、兩人は「潔よくやらう」と、意志は益々强固になつた、（台嶺、法澤口書による、）

此日重原藩の重臣某から、榎前の信照寺宏流へ密事を漏して來た、大濱が廢合を實行すると、各藩が手を付ることになつて居ると、茲に於て護法有志は、時機遷延すべからずと奮起した、又此某氏は、至て眞宗歸依で、信仰の人であつた、（星川翔雲老師の談）

蓮泉寺は、朝飯をすまして專修坊を辭した、專修坊の弟翔雲が蓮泉寺を送つて、小川村に赴いた、途中本樂寺法圓寺等に立寄つて同行した、此日は夜を徹して、小川の蓮泉寺で協議して、三月八日に暮戸に會合することに決して、本山の試問研究に名を借りた文面を、台嶺の文案で、里村西方寺弟子慶雲が認めて、擬寮司と擬寮司平席へ回章を飛ばした、當時擬寮司五十名、擬寮司平席百三十名程であつた、（台嶺口書による、）

當時法澤の股肱となつて奔走盡力したは、高須村法壽寺安藤嶺頤、東端寺念空寺中根慶演の二氏であつた云々、（星川翔雲老師の談）

此頃、誰れいふとなく、八日に暮戸會所に耶蘇退治の會合があると浮說した、（傳說）

專修坊は台嶺に別れて、知多郡藤江村孫七方へ法要に赴いた、出先へ里村西方寺、今村專超寺、中田村萬國寺が、八ッ橋村淨敎寺の添書を持つて來た、專修坊は此人々に內談した、今度は擬寮司平席の內で、難局に當る積りだ、暮戸の會合は七日八日と日取を定めて返した、專修坊は、翌六日赤松村金右衛門方へ法要に赴いた、本樂寺見慶が來て、昨夜は蓮泉寺で相談があつた爲めに、遲刻になつたが、台嶺は實に佛祖の爲めに一命を擲つ決心で居ると物語つた、（法澤口書による、）

專修坊は一書を認めて本樂寺へ渡した、見慶は小川寺に赴いて台嶺に直渡しにした、文意は暗殺してはどふだといふ密事が認めてある、台嶺はそんな卑劣の手段はとらぬと同意せなかつた、（台嶺口書による、）

編者曰、小川村に稻垣小市郎、稻垣與之右衛門あり、高取村に高取筆助、高取淸七、杉浦爲助あり、共に一味の同行、所謂股肱と賴み、秘事を探り密計を傳へしめし信徒ならんか、而して是等僅々四五名のみとは思はれず、他の郡村にも一味の徒あり

しならんも、今其名を見ざるは遺憾とする處なり、

暮戸の會合

三月八日、蓮泉寺台嶺は、暮戸の會所に赴いた、會所の座敷にて、二三の聲で、來たのは誰れかと尋ねた、台嶺だと答へて、中に入りて見ると、萬國寺依白、專超寺猛了、西方寺(里村)景晃、專修坊弟翔雲等が、酒杯を汲んで居つて、傍らに手鎗が一筋立てかけて、依白の風體が白の筒袖襦袢を着て、白布でうしろ鉢卷をして、一見粗暴の有樣で、剩へ其の言ふ處が、「平素の學問は勿論、其他渾てが諸士に遠く及ばぬが、護法の赤心に至りては他に一歩も讓らぬ」と、腕を撫して居る、台嶺は戒しめた、護法の隨喜は悅ぶべきだが、粗暴の行は決して悅ぶ處でないと、二階の別間に居らしめた、(台嶺口書による、)追々集つた僧侶は百人以上だから、一々名前も記憶しなかつたが、專修坊は病の爲め闕席であつた、八ッ橋村淨敎寺、泉田村靜心寺、堤村願誓寺、櫻井村法行寺、河野村宗圓寺、鴛鴨村安福寺、馬場村願正寺、岡崎驛萬德寺、櫻井村圓光寺等が、頻りに大濱村の西方寺棚尾村光輪寺の不心得を論議してゐる、台嶺も席に臨んだ、台嶺は演べた、今日集會を觸出せしは拙者で、實は本山の試問研究は名義を借りたまでのことで、今御議論の寺院廢合問題は焦眉の急で、一刻も捨て置き難き難件で、此處置を闘議に

及び度存意なので、台嶺の心底としては、大濱に赴き、兩寺に對し、否鬪議論に及ぶの外手段もあるまいと思はるが、しかし他の良策もあらばと、一同の意見を問ふた、(密事は申さなかつたと口書にあり、)一同は隨喜だといふので、隨喜名簿を作る事になつて、半紙二ッ折の帳面を作つて記名した、中には華押許り記したのもあつたが、誰々といふ事は一々記憶して居らぬが、帳面の前書に變心致間敷旨を台嶺が記載した、(台嶺口書による、)

此時野寺村本證寺が、役寺の松韻寺を使者として、台嶺を呼び出して、多人數が申合せて大濱へ出張するは、不穩の行爲であるから差止めると申入れた、其場に有合ふものは、立ち騷ぎて、因循坊主共儘にして置くななど罵しるので、台嶺は漸く推し宥めて、無事に松韻寺を返した、(台嶺口書による、)

堤村願誓寺外一人が台嶺の席に來て、血誓帳(隨喜名簿)を貸して呉れといふので、台嶺は不隨喜の人に勸むるのでないと斷つたが、隨喜だと强ひていふので貸し渡した、暫時にして其儘返した、台嶺は詰つて、前言を咎め問ふた、願誓寺は力石村如意寺が非難するので、血誓が出來ぬと答へた、台嶺は如意寺の席に至つて、議論におよんだが、思はず激論になつたので、立ち入る者があつて、雙方を宥め、其儘立ち別れた、(台嶺口書によ

る、）

台嶺は如意寺に機先を挫かれたが爲に、志を飜へすやうの薄志弱行な人でないので、最早夜明にも近ければとて、血誓志士は佛前に居ならび、今生の御暇乞を述べ、心靜かに讀經を了り、敬覺寺專城外二人が、岡崎より用意して置いた白張提燈辨當草鞋等を、會所の小長持へ收めて舁き出した、一味の僧侶は三十人程で、曉七ッ時頃幕戸を出發した、（台嶺口書による、）

一說に云、此時如意寺の論旨は、擬察司平席位のものが、騷ぎ立るは、却て卑劣で、害こそあれ効はあるまい、本山を經て堂々と打つてかゝつたが有利であらうといふので、云はゞ漸進と急進の衝突であつたと、

又の說に、如意寺源致は、命がほしさに、本山を經るといふのではない、眞宗僧侶は粗暴だと言はれては、後來宗旨の瑕瑾に係る一大事だ、一人でも不同意者があつたとせば、一宗の面目である、行くならば源致が首を先づ刎ねて行けと論じたさうな、

或は云、八日は會所の門を鎖して、門徒の者にても妄りに通行させなかつたと、（傳說）

編者曰、本文敬覺寺專城の下に、外二人とあるは、其誰人なるか不詳、或は思ふ、台嶺審問に際し、共罪の迨んを慮りて匿名せしならんか、共に是護法の志士なり、今にして共名の顯れざるを憾む、記して後者を待つ、

又曰、台嶺法澤の意、只一死あるのみ、大濱は兵備僅少、虛に乘じて大騷擾を演じたらんには、目的を遂し得られんかと、急遽玆に迨んだであらう、而して百有餘名の僧侶が、襲擊しやうといふ策略なりしならんを、如意寺の非難で、目的の多數に至らざりしは、如何に憤慨に堪なかつたであらうか、

志士大濱に向ふ

暮戶を立ち出た三十餘人の志士は、櫻井村法行寺に立ち寄て、辨當を開いて、暫時休息した、途中から、門徒信徒が三人五人と、こゝかしこから加はつて、人數段々增加する、聞けば御僧侶方が大濱へ耶蘇退治に赴かるゝから、我等も助勢致さんと、甲から乙に傳へ、乙から丙丁と、夫から夫へ傳播して集る人だから、限りがない、志士は米津堤に達した、夜は明けて三月九日となつた、

米津堤の調停

米津村の龍讃寺へ、朝まだきに三四名の僧侶があはたゞしく驅け込んで來た、三河

三ヶ寺、野寺村本證寺、針崎村勝鬘寺の役寺等である、龍讃寺の役僧善龍(六十)は、今しも曉けの鐘を撞かふといふ處だから、驚いて住職にしらせた、住職は早速出でた、本證寺は汗を拭いながら、昨日碁戸で擬察司平席の者が會合した結果、三十餘人の有志が、大濱へ談判に赴く騒ぎで、今已にそこまで來た、彼等をやつてはならぬが、我々のみでは鎭撫が覺束無い、同道して吳れとあつた、龍讃寺は同伴した、矢作川の堤へ上つて見ると、多數の人がやつて來る、台嶺始め僧侶を或る家に呼び入れて、解散を諭して居る中、無數の門徒は、委細が分らんから、堤防を下つて行く、已むなく龍讃寺へ集めることにした、大勢がぞろぞろ入り込んで來た、(三浦善龍氏の談、)

台嶺口書によれば、本證寺は松韻寺を引連れたとあり、法澤口書によれば、本證寺は松韻寺淨教寺を引連れ、勝鬘寺代僧西蓮寺來るとあり、多少相違のあるは、追々增加せしものならん、其數の至つて區々なる、却つて事實に近からんか、

龍讃寺の集合

龍讃寺の境内は、ひしひしと詰め込んで、立錐の地もない、此時蓮泉寺台嶺は、本堂の廣椽に立ち顯れて、群集に對して、碁戸會議の要領及び大濱の四方寺棚尾の光輪寺へ掛合に赴く次第を說明し、更に多人數は、暴動に類する虞れがあれば、粗暴の振舞

なきやうにと、懇篤に諭した、（台嶺口書による、）

專修坊法澤棚尾村出張

專修坊は、三月四日夜、蓮泉寺台嶺と秘密を約したが、約束の通り九日拂曉、塔中圓福寺、高須村法壽寺を引連れて、龍讃寺に來た、本證寺は頻りに鎭撫に盡して居るが、謂れなく解散はせぬといふので、專修坊共々、本證寺も菊間藩大濱出張所僧尼取締山中七一郎方へ赴く事になつた、（法澤、台嶺口書による、）

台嶺始め多數の門徒は、鎭撫方の沙汰を待つて進退することに決したが、昨日暮戸へ出頭しなかつた法中へ、門徒を引き連れ急速出て來いといふ書面を、法林寺誓鐵、順正寺智山が擔任して認めて出した、（台嶺口書による、）

鎭撫方として、本證寺は松韻寺淨敬寺を引き連れ、勝鬘寺は西蓮寺が代僧で、專修坊は法壽寺圓福寺を引き連れ、僧尼取締の宅へ赴いた、山中七一郎は面會したが、管内の僧侶が同伴でなければ、應答は出來ぬと斷つた、多數の僧侶は鷲塚村へ繰り込むだといふ知らせが來た、本證寺西蓮寺等は鷲塚へ引返した、專修坊は二ヶ寺を引き連れて棚尾光輪寺へ赴き、住職に面會して、宗規に悖つた次第を詰問した、光輪寺は天拜日拜のりと等のことは、元より覺えなし、寺院合併請書の義は、條理に屈伏し、前

非後悔の一書を出して、法中へ詫び呉れと陳謝した、依て專修坊は、光輪寺が圓滿の解決に至つた書面を圓福寺に持たせて、鷲塚へ歸し、自分は西方寺へ赴かうとする際、大濱出張所の官人が入り來つて、何事かと尋問したので、光輪寺から書面を受取つた次第をつぶさに述べた、官吏は書面を見せよといふて、一見して、穩かならぬから預ると取揚げた、專修坊は、其書面がなければ、騷動を鎭撫する手段がないと、事情を陳じた、官吏も道理なりとて、專修坊へ預け置くとて返したが、鷲塚村庄屋片山俊次郎方へ官員が出張になつて居るから同道せよとのことだ、專修坊は、光輪寺西方寺も御呼び出しに預りたいと申出置き、官吏に從うて、鷲塚片山の宅に至つたが、專修坊は拙僧一人では鎭撫は屆かぬ、本證寺同伴して出頭しますと立ち去らんとせし際、蓮成寺の群集から使が來て、速に來れと促すので、赴て見ると、多數のものが「天拜日拜神前祝詞等、宗規に違候義御差止被下度、寺院合併の義は御歎願被下、御下問之義御流相成候樣致度、宗判之義在來之通被成下度、右件々斷然御採用相成候はゞ、速に引取可申旨申出、（原文のまゝ）專修坊は此條々を書取にして持參した（法澤口書による、）

暴民竹鎗を用意す

一方米津に於ては、三月九日の午後になつて、曉の用意も必要であるといふので、長

持の中に白張提燈を竹の先きに付けて、高張に擬することにした、龍讃寺前の竹林に入りて、竹を切り出したが、竹の太さが竹鎗に手ごろなので、一人が作つて一しごき試みてゐる、殺氣が滿ちたる時だからたまらない、忽ち全林を切り盡して、手に手に竹鎗を振りまはして、暴民を形ち作つた、（三浦善龍氏の談、）

僧俗野泉堤に屯集す

九日の午後、日は傾いたが、鎭撫方が未だに歸つて來ない、其中に野泉堤にも多人數集つて居る、分れて居るし不便だ、一纏めにならうといふので、龍讃寺を繰り出し、野泉堤は人で埋めた、

竹鎗は穩かでないといふものがあつて、取纏めて野泉の或る家の物置に入れたが、鷲塚に入り込んでから、いつの間にか取出して、一本も殘つて居らぬことになつた、（三浦氏の談による、）

蓮成寺一順は、野泉堤まで來た噂を聞きて自坊から驅けつけて、台嶺に面會して、是からは大濱領だ、無闇に入り込んではならぬ、先づ拙僧から注進した後ちに來て呉れと、引返して大濱へ注進した、（青木老師の談による、）

官吏鷲塚に向ふ

大濱出張所は、眞宗僧侶が八日暮戸に會合して、其夜大濱に向ふたことを鷲鴨からの注進で知つて、杉山少屬が四五名の隨員と共に、鷲塚に出張した、更に蓮成寺の知らせで、野泉堤まで來たといふので、野泉堤まで進んだが、折節降雨があつたので、引き取つて庄屋片山俊次郎の宅へ、僧侶を呼び出すことゝした、（杉浦普氏の談による、）

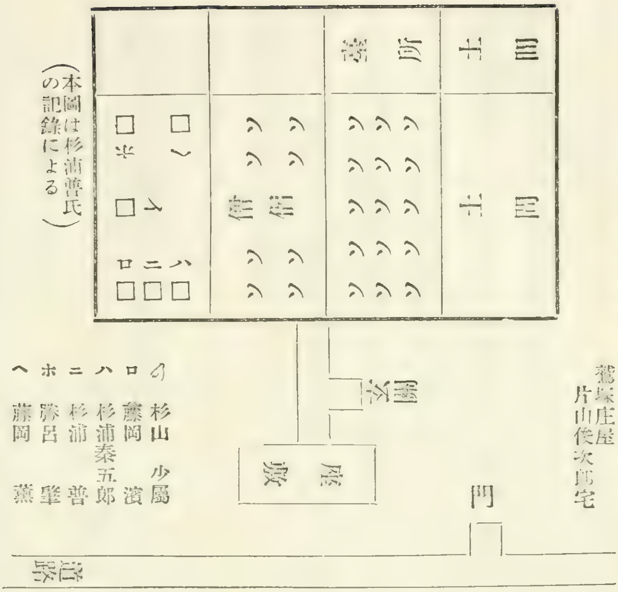
鷲塚の談判

僧俗の群集も雨に堪へられぬので、鷲塚村に入り込んで、東西蓮成寺、願隨寺、遍照院等へ分れて屯集した、台嶺等は蓮成寺へ繰り込んだ、しばらくして出張官吏から使が來て、事の辨ずるもの四五名出頭しろといふことだ、台嶺及び順正寺智山、圓光寺順靜、專修坊弟翔雲、法林寺誓鎧の五名が出頭した、出張官吏は、何等の儀で、多人數騷起して居るかと訊問した、台嶺の答に「西方寺、光輪寺儀、寺院合併御下問に對し、一己の存寄にて相答候段、朋友の信義無之上、排佛毀釋の甚、本山へ下され候御勅書にも違ひ、難捨置、將又宗規に違ひ、天拜日拜神前祝詞等、諸人へ敎導致し候趣、心得方如何に付、兩寺へ詰問及度、本證寺と專修坊兩人、右一條に付、僧尼取締御掛へ出頭致候、其模樣承候上、踪と御答申上度と述べ」（原文のまゝ、）五名は蓮成寺へ歸つた、（台嶺口書による、）

群集は協議すらく、もし大濱より多人數襲來されては、防禦に困難すべく、其時は早

鐘を撞くべしと、翔雲及び玄正寺依敬、城泉寺義道、倶々屯集の多數に觸れ回つた、（台嶺口書による、）

茲に又專修坊は、三ヶ條の願意を書取にして、出張官吏の元に持參した、台嶺及び七八名差添ふて倶々願意を述べた、杉山出張吏は、簡單に、ならぬ出來ぬといふ、僧侶側は幾百回となく、同じ事を繰返し願ふて居る、杉山少屬は、只ならぬ出來ぬと答へて居る、日は暮れ、僧侶は追々人數を增して、三十餘名となつた、腕を扼し眼をいからして居るもあれば、太刀を挾んで鯉口をくつろげて、今にも打ち果さんと



（本圖は杉浦普氏の記錄による）

威權を示して居るもある、（法澤、台嶺口書及び杉浦氏の談による、）

此時は杉山少屬、勝呂肇、藤岡濱、杉浦秦五郎、藤岡薫、杉浦普の六名であつたが、晝の中

に、杉浦秦五郎は西尾藩へ應援を頼みに遣られて、僅か五名の人數だ、一方は僧侶計りでも三十人や四十人ではない、暴徒は鷲塚村に充滿して居る、迚も一命はないものと決心し、拔刀したら切りまくらうと、同僚と示し合せた程であつた、(杉浦普氏の談による、)

暴徒蓮成寺の鐘を亂打す

九日も日沒となつた、多數の集合は、朝來の騷擾で空腹になつた、食を求めて居る、時はよし酒樽を舁ぎ込んだものがある、忽ち樽の鏡をはねて、我れ勝ちに飲みかけた、一方では握り飯を運んで來た、腹はふくれる、醉はまはる、談判はまだぐずぐずして居るか、推しかけて潰して仕舞へと、騷ぎたつた、ソレといふので、鐘を撞き初めた、蓮成寺は驚いた、台嶺初め談判に苦辛して居る最中、障礙となつては大變だと、役僧をやつて、しゆもくの繩を切らしめた、他に屯ろして居た連中は、先きに一大事には早鐘を撞くと觸れてあつたから、スハ事だと騷ぎ立てゝ、仕舞には麥打槌を持つて來て亂打した、騷擾は殆ど極に達した、(三浦氏の談による、)

暴徒談判場に迫る　附、談判破裂

官吏と僧侶は、眼をいからして激論はするものゝ、つまり同じことを繰り返して居るから、いつはつべきとも見えぬ、暴徒は日暮に及んで、そろそろ臺所邊に入り込ん

で、樣子を窺ふて居たが、次第に多人數になるに隨ふて、石瓦が飛んで來るやうになつた、玄關も座敷の外も、追〻集まつて來て、節々ときの聲を上るので、談論が聞き取れず、剩へ石瓦は益〻數を加へて飛び込んで來るので、危險でたまらなくなつた、專修坊は更に言を改めて、之れまで盡力致しましたが、御聞入れがなければ、最早之れまでゝありますと言ひはなつて、席を立つた、一同の僧侶も共に去つた、（杉浦氏の談による）

杉浦譜氏の談に、此論談中、始終溫和に言語も丁寧によく分つたのは、專修坊であつた、台嶺も丁寧ではあつたが、其辨論の中に、强い處があつて、幾回か死を決して居るといふことばが聞えた、

星川翔雲老師の談に、出張官吏の中で、知つて居るは藤岡薰のみで、氏は擊劍の友であつた云々、

三浦氏の談に、暴徒は片山の臺所につるしてあつた味噌玉を拔き取つて食ふて居つた、多分戲むれであつたであらう、其内に食ひ殘りを、座敷の官吏の方へ投げて居つたが、後には石も投げ、土塊も投げるやうになつたと、

是より先、晝の中に、杉山少屬はとても鎭靜の見込がないので、使部杉浦秦五郎を西尾藩に遣つて、應援を求めたが、日暮れても何の返事もない、事は彌〻切迫した、待ち

切れぬので、急を大濱へ告げて、處置を待つ事に決して、此度は使部杉浦普が往くことに定まつた、杉浦普は、次の室で辨當を遣ふとした、こゝにも瓦礫が飛込んで來て、辨當にぶつかつた、杉山少屬が早く往けと、いらだちて催促するので、杉浦普は袴の裾を括つて、刀の緒をはづして襷にかけて、白布でうしろ鉢卷をして、玄關に現れた、充滿して居る暴徒は、それ耶蘇が出たと、一時に騷ぎ立つて、竹鎗を突出して、杉浦の持ちて居た提燈を擲き落した、思はず一足退いて躊躇したが、杉山少屬が又も、早く往けとはげました一言に力を得て、太刀拔きはなちて、無二無三群集の中に飛び込み、辛ふじて門を出でゝ、虎口を遁れて、神有天滿宮の石橋の下に身を潜めた、逐ふて來た暴徒は、影を見失ふたので、追〻散亂した、三月九日の月は、西の山に傾て居る、濠を辿りて伏見屋の方面に遁れた、(杉浦氏談、)

編者曰、杉山少屬が、鎭靜の見込みの立たぬにも係はらず、日暮まで引上げざりしは甚だ訝し、畢竟西尾藩の應援を信じ、引き揚げの機を逸せしならん、

暴徒藩吏を殺害す

暴徒は僧侶が引上げたので、彌〻總襲撃となつた、板塀戸障子手當り次第に打毀して、屋内へ亂入した、杉山少屬も今は之れまでだと、袴の股立高く引上げ、勝呂肇、藤岡

薫と共に、太刀振り回して、玄關を躍り出でた、暴徒はワイ〳〵さわぎ立つたが、刀光の閃めくに恐れて、道を開いた、杉山少屬は幸ふじて遍照院の藪蔭に潜んだ、暴徒は逐ふて來て、藪の中へ竹鎗を突き入れてさぐつたが、終に見失ふた、勝呂肇も幸ふじて逃るゝを得た、或る說に、杉山は此時袴の紐を切つて、刀をさし込んで光をかくした、鞘は疾に何處へか紛失せりと、

藤岡薫は殿であつたので、暴徒が群つて竹鎗をさし付て、逐ふて來る、暴徒の一人が、薫の背に鎗先を付て居る、之を一人が後から推倒した、倒るゝはづみに藤岡の衣服を貫いたので、藤岡も倶に倒れた、此ありさまを見た多數の暴徒は、それ耶蘇が倒れたと、群つて來て、づぶ〳〵竹鎗をつきさした、目に餘る多數の暴徒だから、藤岡も力及ばず、悲慘の最後を遂げた、暴徒は代る〳〵來て、罵りながら藤岡の死體を竹鎗で突きこかしたり、蹴つたりして、後ちには田の中へころがし落した、(三浦氏の談による、)

又、藤岡薫は如何にせしか、田の畔の細道を往き過つて轉倒せしといふ說もある、

暴徒藩吏の首級を擧ぐ　附、首級を矢作川に投ず

多數の中に、耶蘇の首を取れといふものがある、氣早の一人は、魚切庖丁を持ち來て、切りはじめたが、よく切れぬといふので、一人が水を灌けよと、田の水を手に掬ふて

かけて、漸く切り落した、（專修坊一乘の實見談であると傳へてある。）側らの水溜りで血潮と泥とを洗ひ落して、意氣揚々と首級を提げ、左右からは提燈を翳して、蓮成寺へ持込んで來る、多數は口々に、夫れ耶蘇の生首だ、見て置ふと、先を爭ふて見物して居る、蓮成寺の玄關に來て、耶蘇の首を打ち取つたと高聲に呼ばはつた、二三の僧侶が立出で、呆れて見て居たが、是までやるではなかつたといふて居つた、（三浦氏の談による。）このまゝにしては置かれまいといふので、藁苞にして矢作川へ流さした、

黑柳某氏の談によれば、此流したものは、小川安政の小兵衛といふ者であつたが、小兵衛は自身が捕縛になれば、指圖した僧侶の名前を白狀せねばならぬと、逃亡して、九ヶ年間行衛不明であつたと、

暴徒大濱陣屋を襲はんとす

僧侶は議すらく、一人にても殺害した上は、我々の身命も最早之までゝある、しかじ大擧して大濱を襲はんにはと、直ちに議は一決したが、先頭する者がない、暫く喧々して居つた、多勢の中から、一人年齡四十許の男が抽て（ぬきんでて）、我れが先頭するとて、高張を持ち出した、三十餘名の僧侶は、之に從うた、無數の簑笠竹鎗が入亂れて、騷然として繰り出した、稀には銃を持つたのもあつて凄いありさまであつた、（三浦氏の談による。）

大濱陣屋の用意

此日大濱陣屋では、晝の内西尾藩及び刈谷藩へ應援を求めたが、日暮になつても何の沙汰がない、鷲塚よりは、追々の注進で、危機の切迫を告げて來る、勝呂少屬、西村春、角谷四郎等は、農兵十餘名を引卒して、鷲塚に向ふた、陣屋の裏門には、大砲二門を萬一に備へ、服部少參事、遠藤大屬、吉岡、江本等二十餘士が各々鎗の鞘をはづし、刀のねたばを合せて、陣屋に扣へて居つた、

片山の宅を遁れ出でた杉浦普は、辛くも暴徒の竹鎗をくゞりて、伏見屋の市古七郎平の宅へ來た、はしなくも勝呂八平の農兵を引卒して來たのに出會した、瞬間も猶豫は出來ぬ、杉山其他の一命は實に累卵だ、早く打ち拂はなければならぬといらだつた、勝呂は憤然として進まふとした、杉浦は從ふ事を望んだ、勝呂は推し留めて、杉浦の全身が泥まみれであるのみならず、如何亂打れたか、面も手足も膨れて居る、暫く休息せられよと宥めたが、杉浦は杉山少屬及び同僚の生命を思ふと、休息しては居られぬと、直ちに銃を受取つて倶に進んだ、

暴徒は益々騷擾して、鷲塚を根據として居り、鐘を撞く、銃聲を放つ、如何に思ふも、僅々十數名の小人數では、無謀に飛込む譯にもゆかぬので、或は畑畔或は土手江溝に

よりて、追々進む中、鷲塚の村端れに、高張をさし上げて多數の襲來を認めた、勝呂は側らの地藏堂に依ることを命令した、（杉浦氏の談による、）

服部少參事が、當夜一首の和歌を詠じたといふ說がある、

　花散らば花なき里に花見せん雨ふらばふれ風ふかば吹け

人評して、勇はあるが義がないといひしと、（大濱の某氏の書記による、）

又服部少參事は、當夜屠腹するといひしを、皆々推し止めたといふ、（名倉某氏の談による、）

　銃聲暴徒を散亂せしむ　附、騷擾後の鷲塚

暴徒は高張提燈を推し立て、先手ははや地藏堂の邊りに進んだ、元より烏合の勢だから、がや〳〵として何の備へもない、彌々地藏堂に近づいた、突然五六發の銃聲が轟いた、暴徒は頻りに叫んで、武士は百姓を打殺すものでない、進め〳〵といふて進んだ、藩吏は初め空砲で威したが、暴徒は却て實彈で應戰して來るので、藩吏も實彈で狙擊した、暴徒は負傷者が續々出來るので、正しく兵備のある事が分つて、俄に意氣沮喪して、我れ先きと逃げ出し、右往左往に散亂しつゝ、鷲塚村へ引上げた、（杉浦、三浦兩氏の談による、）

三浦氏の談に、暴徒が退却に際して、先きに進んだ一人が、高張を畑の中につきさ

して、止まつて居る體に擬して退却した、多數は其やり方を褒めたと、

暴徒は散亂したが、藩吏は小人數だから、直ぐ鷲塚へ付け入る事が出來ない、今の打ち合で負傷した暴徒が、畑の中や道の傍らに苦悶して居る、少數の藩吏は、それすら看てやることが出來ぬ、追々棚尾や伏見屋から、村役人が駈け付て、暴民を捕へた、（杉浦氏の談による）

騷擾當夜現場捕縛人名

城ケ入村平六　五二　西端村國次　三一　鷲塚村莊藏　三四　東端村儀左衛門　四二　櫻井村鐵藏　二五　木戸村傳左衛門　四三　木戸村藤五郎　四八　寺領村能吉　三二　高須村儀助　三六　向山村清助　六三　同条藏　四七　同佐助　三五　同粂助　三四　同清七　四六　同常三郎　二四　同米吉　二三　下谷村善吉　二六（以上十七名）

十日の朝となつた、漸く藩吏は鷲塚へ繰込んだ、暴徒は退却して、只悲劇の跡が慘憺たる光景で、片山の宅は障子もなければ襖もない、中だか外だか區別がつかぬ、藤岡薫の死體は、伏見屋街道で、泥田の中へさかさまになつて、半ば落ち込んで居て、首級がない、胸部其他に數ケ所の穿き疵がある、泥やら血やら一まみれで、如何にも殘刻

で目があてられぬ、（杉浦氏の談による、）

石川老師の談に、藤岡薫は新民塾の學生で、性質は至て穩和であつた、予は當時塾の句讀師を勤めて居たが、同人は將來は望みがあつた、

佐々木賢諦氏の談に、藤岡薫は元西尾淨賢寺の檀家で、騷擾の三十日程前、寺に來て、是まで永々師檀の中で御世話に預りましたが、今度藩命で檀家を止めますことになりましたから、御斷に出ましたと云へりと、

追々隣藩の應援が來た、

西尾藩は一小隊半、岡崎藩は一小隊、重原藩は半小隊、刈谷藩は半小隊、西端藩は二十四員、

各藩から兵隊が繰込んで來たので、漸く民心が安堵した、

台嶺關係書類を燒く

暴徒は地藏堂の一戰に破れて、散々の體で自村へもどつた、三十餘名の僧侶も、思ひ思ひに自坊に去つた、蓮泉寺台嶺は、自坊に歸つてから、今度の騷擾に係る書類を燒き捨てた、十日の朝野寺村の本證寺へ赴いて、鷲塚の顚末を談話した、其時八日に暮戶へ會合した時の着帳（血誓帳か、）及び龍讃寺で門徒へ遣つた辨當の帳面を、松韻寺が

蓮泉寺へ渡したが、蓮泉寺は歸路捕縛になるを豫想して、帳簿を松韻寺へもどした、其夜深更に岡崎藩吏が來て捕縛せり、（台嶺口書等による、）

石川老師の談に、台嶺が騷擾關係の書類を、妻に申付けて火に投じさせたが、其際自身も臺所に往きて、燒くのを見屆けたと、

龍讃寺住職難儀　附、各藩の守備

九日には、菊間藩大濱出張所から、隣藩へ應援を求めたが、其日は間に合なかつた、隣藩の岡崎初め、八日暮戸の會合が不穩である事を探知して、各々守備の爲めであつたであらふ、しかして偵察には怠らなかつた、岡崎藩では兵事掛の稻岡佐吉が偵察に赴た、混雜にまぎれて、鷲塚村へ入り込み、或る路傍の人の稀な處で、汗を拭ふて居つた、簑笠は着て居つたが、暴徒は不審の者が居ると、ワイ〳〵集つて來た、如何にも急なので、遁るゝ策がない、そこで遍照院の池へ飛込んだ、それ池へ這入たと、聲々に呼（よば）つて、竹鎗で池の緣から突込んでくる、進退谷まつて、池の中程に出で、浮草を被つて潛んだ、夕暮ではあり、漸く免ることを得て、ぬれたまゝ西尾に趨り、服を改めて岡崎に還つた、（本多茱氏の談による、）

他藩も之に類した事情で、當夜應援が後れたのであらふ、

岡崎藩の話しが色々ある、蓮泉寺台嶺を捕縛したのは、最初岡崎藩であるが、蓮泉寺は西尾藩の管轄であるから、縛しては見たものゝ、其儘自藩につれ行く譯にも行かぬので、西尾藩へ引渡す積りで、櫻井街道まで出ると、西尾藩の捕吏が來た、引渡さうと掛合ふた、西尾藩吏は僧侶を縛するには、相應の禮儀があるから、玆では受取れぬといふので、小川村庄屋の役宅へ連戻つた、岡崎藩吏が切角縛つた繩を解いて、更に西尾藩廳へ護送したと、(傳説)

之も岡崎藩吏の話しである、十日朝專修坊兄弟(一乘翔雲)が、鷲塚を引き上る時、米津村の龍讃寺に立寄つた、岡崎の探偵が聞込んで、自藩に歸る途中、藩の少參事が、兵士を引率して應援に來るのに逢ふた、偵吏は前談を告げた、少參事はよき土産と微笑して、龍讃寺に向ふた、住職は村檀家へ法要に赴いて、役僧の三浦善龍が本堂で勤行して居た、俄に境外が物騷がしい、見ると兵士が駈足で進んで來る、境内を包圍して、一人袴羽織でさし下駄を穿た武士が、本堂へ上つて來て、善龍の側らに來つて、住職かと問ふた、善龍はふるひ〱、住職は村へ法要に出て居らぬと答へた、然らば今朝專修坊が立寄つたであらふと、更に問ふた、善龍は立寄つたが、直ぐ歸られたと答へた、僅の時間であるから、藩吏は疑ふて聞入れない、秘すならば捜し出すと、直に令を下し

て、兵士が庫裡本堂の嫌なく、捜索を初めた、住職は急報に接して、もどつて來た、藩吏は住職と見て直に捕へて訊問した、如何に事實を陳じても承知せぬ、難儀は住職の一身におよんで來た、此事を靜岡藩の出張員が矢作川の工事に付て來て居て、聞込んで、住職に同情を寄せ、米津村の庄屋を使に遣つて、岡崎藩吏に言はせた、米津は靜岡領で、拙者が出張してある上は、領民に不都合があらば、此方で處置におよぶ、もし不都合があらば此方へ御掛合になりたいと通じた、岡崎藩吏は、此一言を聞て、悄然顔色を變へて、住職の手を放ちて、早々兵士を引纏めて門外に去つた、（三浦氏の談による、）夫から庄屋の宅に赴いて、平蜘蛛のやうになつて、靜岡藩吏に詫入つたと、（米津の傳説による、）當時の三河は、十二藩程の領地が、錯雜してあつて、何事も一藩の意見では出來惡かつたので、施政上の困難は言語の外であつた、

三河十二藩會議　附、東本願寺使僧出張

騷擾後、公私の混雜は、名狀の出來ぬ程だ、一時は數百人の嫌疑者で、各藩は夜る晝なしに其のことにかゝり詰めてある、三月二十四日となつた、

靜岡　豐橋　田原　西大平　岡崎　擧母　刈谷　西端　重原　伊奈縣　半原
菊間

の十二藩が、大濱に會合して、善後策を協議した、（此時の議場は元の陣屋或は寺院等は不可だといふので、大濱藩の近藤某氏の宅で會したと傳へてある、）會議は翌日に亘つた、菊間藩大濱出張所から、京都東本願寺へ使僧の出張を求めた、本願寺では闡彰院嗣講及び長覺寺、無量寺、磯邊眞勇美等の數人を出張せしめた、縣部少參事は左の意味の書面を出した、

一朝日を拜する事は固より無之事、

一神前の咒文は、祝詞の文なり、此儀宗旨に背く儀ならば相止め可申事、

一寺院廢合之事致し申間敷事、

右件々の外、西方寺、光輪寺並に當藩までを、耶蘇と申觸し候故、此儀を凡俗へ御諭し被下候樣致度事、

嗣講は、此條々を諾して、三河全國の各寺院を巡回し、門徒へ說諭せられた、一般人心の動搖は日を逐ふて鎭靜に歸した、

榊原喜與七拷問

藤岡薫殺害の嫌疑者は數人で、代る〳〵糺問があつたが、城ヶ入村の力士榊原喜與七が、一番槍だといふ疑ひがあるので、數回拷問になつた、白狀せぬので、數日に亘つたが、或る日の夜半頃に、牢中で悲鳴をあげて居るものがある、詰め合の牢番（各藩の藩士が

交代で勤めて居る、）が駈け付て見ると、喜與七が坐して、全身油汗を流して居る、長歎しながら今母が來まして、役人をさした一番槍はそなたゞが、なぜ白狀せぬと呵責しました、其の悲しさに堪へられませぬと泣いて居る、番人は一番槍を付けたに相違なければ、明日白狀せば、罪も幾分輕くなるならんなど宥めて、心を落ちつかしめた、果して翌日の訊問には罪に伏した、（杉浦氏の談による、）

裁判　附、岡崎未決監

民部省から、民部大丞渡邊清が出張になつて、岡崎城内の大廣間を法庭として、審問が開かれた、多くの關係者は、悉く岡崎へ集められた、第一巨魁と目ざゝれた蓮泉寺台嶺、專修坊法澤外三十餘名の血誓諸士は素より、宗旨の爲めに潔よくやらふといふ決議であるから、今度の趣旨が徹底する上は、生命は鴻毛よりも輕しといふ決心で、罪は互に我身に被ふて、他人を庇護しやうといふ白狀振りだから、思ひの外豫審は進捗して、四月初め開廷になつて五月の末に取調べは結了した、民部大丞は六月末に本省へ歸られた、其際宿所の壁に一首の和歌を殘された、

法の道あれにし野邊に枝をりせん
ゆけやもろ人ふみなたがへそ

嫌疑者藩別表(杉浦氏の記錄による)

菊間藩

棚尾村光輪寺賢立 五九 大濱村西方寺巖照 三一 赤松村本樂寺見慶 二四 鷲塚村蓮成寺一順 三一 同片山爲藏 三五 鷲塚村榊原繁藏 三五 同番非人半七 赤松村大參儀藏 同大參藤八 同都築甚太郎 同鶴田鐵藏 同大參林吉 同大參市藏 同大參市十 同岡田作藏

靜岡藩

高取村專修坊法澤 同翔雲 同一乘 同圓福寺皆任 三九 小美村順正寺智山 針崎村勝鬘寺嚴了 二七 野寺村本證寺達譽 四三 東端村念空寺慶演 四五

名古屋藩

尾張知多郡大野村岩崎松助 三四

重原藩

高須村法壽寺勵頓 四五 今村專超寺猛了 里村西方寺景晃 高棚村空臨寺了觀 二二

刈谷藩

中田村萬國寺依白　一ッ木村法林寺誓鎧　一六

西尾藩

小川村蓮泉寺了英　五八　同台嶺　味崎村法圓寺薩盛　上町正念寺實圓　五三

市子村願海寺依念　矢曾根村明泉寺了諦弟子南岳　二七

西端藩

城ヶ入村城泉寺了順　三〇　同城泉寺弟義道　二〇　同都築彥四郎　二六

同榊原喜與七　三七　同神谷善兵衞　三六　同岩崎八十八　三四

岡崎藩

姬小川村誓願寺義鳳　四八　領寺村松韻寺智寛　四九　小川村稻垣小一郎　四四

天野彌七　三七　大屋十藏　四六　同小野和吉　四九

當時岡崎の混雜は、言語の外だ、俄に多人數の嫌疑者だから、收容の場がない、一面土塀を用ひ、油紙の天井で一時間に合せて、其間に御鷹部屋だの馬部屋だのへ格子戸を取付けて、假牢を繕(しつら)へて之へ收容した、其頃は三衣を着した僧侶は、別段の御取扱ひであつたので、僧侶丈けは、疊を敷いた牢で、一人に三疊づゝの割合で、三疊に仕切

て、一人置かれたのもあり、六疊に二人置かれたのもある、蒲團抔も自由に許してあつた、只あぐらしたり、臥して居ること丈けは許されなかつた、豫審の取調が濟んでから、罪狀申渡しまで七ヶ月、岡崎の牢獄であつたが、此間は未決監だから、前の取扱の通りであつた、各藩からは詰め切りで交代して監守した、牢內では長の月日だから、風體をくづして居たものが多いが、蓮泉寺台嶺と專修坊法澤は、一度も形ちをくづして居る處を認めなかつた、(杉浦氏の談、)台嶺は言行一致の男であると、牢番中の評判だ、民部大丞も彼れを殺すは惜しいと、言を漏したとの噂さがあつた、(傳說)

星川老師の談に、當時各藩監守の外に、番人といふがあつた、之れは其頃の穢多といふのが此番人で、始終直接に世話するは此者であつたが、此番人中に、至つて眞宗歸依の信仰者が數人あつて、內密の便利を盡して吳れた、殊に二人無二の信者があつたが、節々台嶺の牢口で逃走を勸めた、彼等は一命に代へて救ひ出さうとしたが、台嶺は斷乎として法の爲めに處刑を待つた云々、

台嶺は時々筆硯を借せといふ、何れの監守も同情を表して、便利を與へた、時には唐詩を微吟して居る、「夫戍關門妾在吳、西風吹妾妾愁夫、一行書信千行淚、寒到君邊衣到無、」聞く人皆そゞろにあはれを催した、(杉浦氏の談による、)

或る日巡視した、例によつて台嶺は筆硯を求めた、快諾直に貸し渡した、

　今春三月繫幽囚、日繞龍城已晚秋、二十九年空若夢、丹心未盡恨難留、

書し了て差出したので、隣房の專修坊法澤に示した、法澤はつく／＼見て、台嶺氏とは從來懇親の間柄だが、詩を見るは今が始めだ、嗚呼秀才だと、眼中に淚を浮めた、何をか思ひ起したか、幽囚に繫がれた志士の衷情は、さこそと感にうたれた、（杉浦氏の談による、）

　騷擾後の三河の眞宗東本願寺派

民部大丞は、六月二十五日三河の東本願寺の寺院を呼び出して、向後の心得を懇篤說諭して、左の人々に取締を申付、更に諭達した、

　取締　安休寺晃耀

　取締助勤　正林寺浩然　信歡寺了慈　萬德寺了順　唯法寺觀順　如意寺源致

（中略、明治四年六月二十五日、民部省の三河東本願寺派寺院への諭達を載せたり、廻瀾始末に同じ、）

　台嶺に對する法類及び門信徒

暫く審問の苦辛であつた僧俗も、夫々調書が結了して、民部大丞は還られたあとは、只罪狀が如何に決するかと、一般に氣遣ふて居る、誰れいふとなく、台嶺は死罪だと

いふので、法友親友は密々命乞に奔走して居る、門信徒の中には一命に代つて、刑に處せられたいとまで、藩廳へ出願して居る、光西寺惠燈、願成寺見成は、爲めに東京に上りて、法主に歎願した、(法主恰も東京滯在中なりし、)法主自ら助命の事を其筋へ願はれたが、其甲斐がなかつたので、兩氏は空しく歸國して、其旨を台嶺に傳へた、之を聞いた台嶺は、しばし感泣して言がなかつたが、感激の餘り、左の一詩を賦して、二氏に渡した、

　爲護法城身就囚、却令君父背恩流、一時忠孝兩相缺、恨滿胸中涙匝收、

或る日、台嶺は筆硯料紙を請ふて左の一書を認めて、同囚の人々に送つた、

(中略、台嶺の書、北囚台嶺南囚諸士中へ遣候條々、を載せたり、廻瀾始末に同じ、)

此他願海寺壹鄉依靜のもとへ送りたる書、鄉里の實母のもとへ送りたる書、小川の稻垣小市郎へ送りたる書等、後に見る者の訓戒にならぬはない、

奇瑞

十二月二十六日の夜半であつた、西の空に三筋の赤氣が立つた、或は名古屋が大火だといひ、尾張や美濃では京都が火だと沙汰した、宛も此日太政官から、囚徒の罪狀が到達したので、或は其の徵だと後で噂された、

囚徒罪名申渡し　附、本藩へ引渡し

明ればば十二月二十七日の朝、岡崎城の大廣間へ、各藩の代表者は居並んで、三月九日に騷擾した囚徒を呼出して、各々罪狀を申渡した、一同は、やゝ暫く首を上げ得なかつた、其中で榊原喜與七は、絞罪をいひ渡されたが、一向平氣であつた、多分文字がないので、絞罪といふ事が解し得なかつたのであらう、之に反して、台嶺は悄然として漸く獄丁に扶けられて退廳した、豫て覺悟はして居ても、愈々死刑の宣告となつたら、一時は人情だから、此くありさうなものだと、居並んで居た役人も、倶にあはれを催した、(杉浦氏の談による。)

罪名は別表に揭げし通なるが、無罪放免者もありて、之等は其場から直に解放せられた、有罪者は各囚衣に改め、夫々の藩へ引取つた、此囚衣に改むるに付て、其頃は三衣卽ち法衣は鄭重にしたもので、初めは御袈裟を御取りなさいといひ、次ぎに衣をとらしやれといひ、最後に白衣をぬげといふたと、戯言ごとがあつた位で、白衣をぬぐに間取(ひまど)つて居るものは、緣からつき落された者あつたと、

此時の各々の訣別は、最もあはれであつた、殊に台嶺は死刑の宣告で、此世の別れであるから、皆々袖をしぼつた、台嶺悠然として曰く、此頃傳聞する處によれば、菊間藩出張所は、我々の願意を容れられた樣子、元より一身を犧牲に供して、法の爲めに潔

くやらうと、共に誓ふたのであるが、刑場の露と化するは、幸に拙僧のみに止まり、諸君は寛典に浴せらるゝは、將來護法の爲めに、非常に好都合の事である、我が佛教の行末、宗門の大難は、これより漸く多事であらう、諸君幸に晴(青)天白日の身とならば、今日の心を以て心とし、時機に應じて護法の方針を徹底せられたいことである、最早今生の面謁もこれ限り、再會は淨土でと、兩眼は涙に漂ふた、役人の監守や牢番ですら、數月間顏を見合ふて居たので、今は敵意のあるものは一人もない、殊に台嶺は非常の謹直家で、言行一致であるので、譽めものであつたから、死を惜まぬものはない、台嶺に別るゝ時泣かぬものは只の一人もなかつた、(杉浦氏の談による、)

受刑者年齡表

年齡	僧	俗
四八	一	
四五	一	
四四		一
三八	一	
三七	一	一
三四	一	
三一	二	
二九	三	
二八	二	
二七	一	
二六	一	一
二五	二	一
二四	八	
二三	二	
二二	一	一
二一	一	
二〇	二	
一九	一	
一六		一
不詳		三
小計	三一	九
通計	四〇	

受刑者國郡別表

- 處刑……四〇
  - 三河……三七
    - 僧侶……二八
      - 寶飯……一
      - 額田……一
      - 碧海……一九
      - 幡豆……七
    - 俗人……九
      - 碧海……六
      - 幡豆……三
  - 尾張……二……僧侶……二
  - 近江……一……僧侶……一
- （計）
  - 僧侶……三一
    - 斬罪……一
    - 准流刑十年……一
    - 懲役三年……二
    - 同　二年半……一
    - 同　二年……六
    - 同　一年半……一八
    - 禁錮十ケ月……二
  - 俗人……九
    - 絞罪……一
    - 懲役一年半……二
    - 同　一年……一
    - 杖一百……五

護法有志一覽

（中略、廻瀾始末所載、同志の姓名幷刑名に同じ）

榊原喜與七の處刑

榊原喜與七は、西端藩管下の人だから、西端に引取つて、絞罪を執行した、喜與七は如何に死を決して居たか、少しも平常に異りがない、見物の人々に對して、いとも懇に今生の禮を述べ、暇乞して絞臺に上つて處刑を受けた、

一說には、生前の名殘に、母親の追孝讀經を願ふた、官吏は承諾して、僧侶を招きて、彼が望みの通り佛事を營ませた、

蓮泉寺台嶺西尾へ護送さる

十二月二十八日、西尾藩は駕籠で台嶺を引取つた、台嶺は一般の人望が、彼れの一身に集つて居るので、命乞を願ふものが、踵を接する有様である、岡崎から西尾へ移す間も、やゝもすれば、門信徒が取戻しを企つであらうといふ説が専らであるから、西尾藩は容易ならぬ苦辛で、それかあらぬか、駕籠は麻繩で、幾重も縛てあつて、容易に他から侵すことの出來ぬ用意がしてあつた、護送さるゝ途中は、隨分嚴重であつたが、又探偵も多く出してあつて、人の知らぬ間に西尾へ引取つたと、(或る說には、妻子に別れを告げしめたともいふが、事實は覺束ない、)

西尾町では、東本願寺派の寺院が、豫て台嶺の命乞を藩廳へ歎願し、更に西尾の寺院預を願ふた、藩廳では、歎願を容れて預り場を極めさせた、聖運寺に內決して、其旨を屆け出てゝ置いたが、二十八日西尾へ移された時は、住職が不在で、通知があつたが、受取に出なかつた、二十九日住職が受取に出たが、事を左右にして、追て沙汰するといふので、待受けて居たと、(傳說)

台嶺殉教

十二月二十九日の朝まだきに、西尾の町を同心が四五人並んで行く、六七間距(へだ)ちて、

黑の着流しで髮を伸した僧侶が行く、又六七間距ちて、四五人の同心が警固して行く、之ぞ台嶺が假牢から本牢へ移されたのであつた、(鈴木翁の談による、)

此日夕まぐれに、西尾藩の議が一決して、彌〻斬首執行と極つた、一通り申渡した、台嶺は共處置に付て不服だ、兼々引同しの上、公然斬首して呉れと願ふて置いた、今更此儘で處刑とは、甚本意なき次第だと承知せぬ、遂に大聲を發して激論した、聲は牢外に洩れたとのことであつた、

石川老師の談に、台嶺は自分と同年齡で、從弟のことであるから、幼時竹馬の時代もあつたが、何事にも落付て居つて、泰然としたやりまへであつた、圓顏で眼の大きい逞い風采があつたが、劒難の相があるなどいふたものがあつた、

六ッ栗の高橋翁の談に、台嶺は幼少の時から、猾智があつた、自分より年長のものと、いつも角力をとつたが、髮を剃つて五六日目でなければとらぬ、そうして相手の腭の下へ頭を突込んで、こすり付けて、いたがらせて勝利を得た、

鍋田恒雄氏の談に、台嶺は自分と同鄉で、幡豆郡室村順成寺の四男で、幼名を藤丸といひし、同年輩でもあり、川狩釣竿の友であつたが、隨分落付た性質であつた、

囚獄の困苦

三十餘名の囚徒は、各々本藩へ引渡された、藩によりて、多少の寛嚴はあらうが、囚獄のことだから、困苦は言語の及ぶ處でない、

牢にも種々な種類があつて、水牢などゝいふのは、床がなくて水が湛へてある、其の中に夜晝なしに、いつまでも立たせて置くのだ、此牢へ收められたものは、冬になると寒さで凍死してしまう、又吟味といふのがあつて、役人が威したり、すかしたり、或は打つたり、擲いたり、兩手を括し上げて問ふのだ、夫れでも白狀せぬと、木馬責、梯子責、算盤責などゝいふ非常のことがある、之等を拷問といふた、此調べにかゝつたものは、責苦に堪へられぬので、大概死を豫期して、無實の中立をして、重刑となつたものが多い、此やうな時代は、まだ改正にならぬ時の事であるから、牢舍は一般が地獄と思ふて居て、容れられた人は、生きて再び歸れぬ位に思ふて居つた、

三十餘名が收容になつた明治初年の牢舍も、今の監獄の比でない、人間の寐起するものとは思はれぬ程である、岡崎の未決監の間は、疊の上に置かれて蒲團もあつたが、彌々罪狀が定つて囚徒となつてからは、僧侶の取扱でなく、まして十二月末嚴冬の頃であるから、骨も肉も凍る位であつたであらう、雪の降る夜は、牢内にも吹雪こんだであらう、蒲團の代りに菰や莚を引き被つて、夜を明し涙が凍つたといふ、

年は越へて、明治五年と改つて、藩を廢して縣を置かるゝことになつた、三河は岡崎に額田縣を置かれた、監獄も岡崎へ設けられたので、五年二月十日に、諸藩の囚徒は岡崎へ集められた、圖らず三十餘名が再會した、互に別後の苦談を語り合ふて、聊か憂情を慰めることが出來た、

或る說に、大濱の此時の牢舍の建築が不備で、寐て居た上に、雪が三寸程積つたといふに對して、當時の牢掛は杉浦秦五郎で、囚徒の本樂寺見慶とは親族の間柄で、殊に平常懇意にして居つた、秦五郎別に破佛家といふでもない、之から推察すれば、信用の出來ぬといふ說がある、

又三十餘名が、足は連鎖に繫がれ、編笠を被ぶせられて、肩の肉を破りて、苦役に服して、石を運び土を荷ふて苦勞した、岡崎城の一部は、後に本山の所有地となつて、本山の學校敷地となつた、不思議の因緣であるといふ人がある、

徹觀等獄舍に殪る

明治六年二月、順正寺徹神は病に罹り、囚獄の露と消え、岡崎の囚徒は、額田縣を廢されて、愛知縣へ合併になつたので、其年三月二十三日、名古屋無三殿の監獄に移され、二縣の囚徒が一つ所に集められたので置場がない、俄かに尾張侯の兵粮藏を繕ふて、

假監房とした、元が米藏だから、床は低し、窓は狹し、空氣の流通はなし、米蟲は天井からも床下からも、數限りもなく集つて來て、囚徒の肌をさすので、生ながら地獄の責苦で、夜は安眠が出來ず、晝は苦役に叱咤されて、健康を保つて居るものは稀だ、殊に前年の冬の寒氣に傷んだ翌春だからたまらない、續々病むものが出來る、其頃は監獄醫は診察する丈けで、藥は散藥が監獄へ回つて居て、夫を貰ふて飲む位のことだから、容易には全快せぬ、のみならず看護人がないから、病人は自身が何事もせなければならぬので、目のあてられぬ次第である、四月三十日は、囚徒の服役が休みであるから、重き病に臥して居る專修坊法澤、圓光寺順靜、善證寺徹觀、城泉寺了順等を看護してやらうと、同志は病者の枕邊に集つた、俄に徹觀の念佛の聲がなくなつた、兩眼をパッと開いて見詰めたが、眠るが如く息が絶えた、枕を並べて病んで居た順靜、餘念なく念佛して居たが、徹觀の死んだを聞いて嘆息し、其儘命は終た、日頃親とも兄弟とも頼む同志が、バタ〳〵殪るゝので、氣落して生きた心持はない、法澤、了順の病も、全快の見込はない、此時官は看護人の志願を囚徒へ諭された、眞淨寺至靜、明泉寺南岳は、志願して看護人となつて、同志の看護を兼て、一般囚人の看護に從事した、其の年六月一日、城泉寺了順は、實弟義道初め、諸士の心盡の甲斐もなく、獄舍の露と

消えた、

専修坊法澤獄中に逝く

専修坊法澤の病は、日々に重患に陥つて、愈々危篤だといふ知らせを聞いて、圓福寺皆任、勝鬘寺無等、成信坊法梁及び門徒筆助、淸七、爲助等は、獄舍門前に止宿して、百方力を盡して、面會を歎願したが、更に許されなかつた、六年六月二十三日、四十歲を一期として永眠した、

法澤は、濱三ヶ寺の隨一たる専修坊に住職して、人望は衆に勝れて、爲めに三河護法會の總管となりて、護法の爲めに盡力したことは僅少でない、同志も、放免の後は更に首領と仰いで、台嶺末期の一言を實行して、護法の根元を彌々堅固にしやうと、苦役の中にも心を慰めて居た、法澤も元よりの念願であつたが、中道にして死せり、

星川老師の談に、法澤は尾張海東郡津島成信坊可辯闍講師の二男であつて、専修坊へ養子したので、予が六歲の時で、予が姉の婿で、監獄病中は、我々兄弟は一乘、抱惠と余と三名入監して居たから、看護はしましたが、獄舍のことだから、只心で思ふ計りで、致し方がありませんでした、死體は門徒の杉浦爲助初め受取りに來まして、村へ引取つて火葬したのですす云々、

本山、護法志士を追賞す

（中略、朝廷大赦並本山追賞、其報告式、小川村紀念碑の事、廻瀾始末所載に同じ、）

廳掌藤岡薫死事碑

菊間藩廳掌藤岡薫、字禮卿、父曰賢愛、自先世仕駿河沼津城主水野侯、住三河大濱廨舍、薫爲人溫恭、嗜武好文、而薫年二十、明治四季辛未春、不良緇徒犯朝憲、來煽亂於管內鷲塚也、廳令官員鎭壓之、薫亦與焉、而薫奮鬪墜命于賊手矣、實三月九日也、闔藩爲之無不流涕哀惜者也、葬邑之林泉寺、冬十二月礱貞石彫之、以傳于後、少參事服部純建之、

藤岡薫の碑は、大濱の林泉寺にあり、現住龍山和尙の話に、野衲は三月十日長崎を發して、其月の末に來て、林泉寺の住職となつたので、騷擾は知らぬが、碑は世話して建てたりと、

（原本菊版橫本袋綴附錄四三頁）

明治辛未殉教繪史附錄終

明治四十四年十月十日印刷
明治四十四年十月十三日發行

（定價金六拾錢 郵稅金貳錢）

著作者 發行者 田中長嵓
本籍 東京市小石川區原町十二番地
寄寓 愛知縣幡豆郡西尾仲町聖運寺

印刷者 神谷岩次郎
東京市日本橋區兜町二番地

印刷所 東京印刷株式會社
東京市日本橋區兜町二番地

發行所 精華堂
東京市牛込區市ケ谷藥王寺前町六十一番地

久能山東照宮神佛分離に關する報告

小島吟治郎氏報

明治の初年、靜岡大迫縣令執政の當時、神佛分離の法令出るや、縣下駿河國久能山東照大權現を東照宮と改む、而して同伽藍は、德川三代家光公の造營に成る、美麗甚だ壯觀を極む、然而此の法令出るや、同境內に於ける五重の塔幷に鐘樓の二大建造物は、撤廢の命令を受けたり、惜む可し、爰に於て亡祖父小島元勝は、深く之れを歎き、時の出島宮司に謀り、其の存置方を縣廳に懇請す、幸ひなるかな、同鐘樓の分は同樓に適する太鼓壹個を奉納するものあらば、御太鼓堂と改め存續すへく、命令の回答に接す、爰に於て祖父元勝は、左記御太鼓壹個を奉納す、因而同鐘樓は存置するを得たり、爾來今日に至る迄、同社は朝夕開閉の都度必す此御太鼓の音響は、山上山下に響き渡りつゝあり、其太鼓の銘記左の如し、

下部に

明治五年一月十七日

奉　遠州金谷原住人
納　士族勝直父
小島元勝

右は、自家を慢するの嫌ひあれ共、事實なれは其儘詳記せり、

扨五重の塔は遺憾ながら、他に存續の方法なくして、終に商人の手に渡り破壞す、同塔の木材金銀銅鐵の金具類は四散せり、當時不思議なる奇談あり、靜岡市遊廓は元二丁町と稱し、廓内に引手茶屋業を營む大阪屋某あり、同人は該木材の一部を買受け、自家入浴室を改造したり、然るに彼れは神罰の覿面なるや否か、數年を出てずして、同町近傍の安倍河原に設置しある屠牛場に於て、暴れ牛の爲めに變死を遂げたり、此の事件に於て、他の買受人も各々恐怖し、一時は該品の種類を問ず、買人は勿論貰人すらなしと云へり、祖父元勝は同山には熱心なる信者にして、毎月十七日には同山に參詣を缺きたるとなし、故に五重塔破壞當時は、屢々其の實況を目擊したり、故に破壞物品の四方に散亂し或は人夫の土足に掛り居る事も認め、大に歎きたりと云ふ、而して其物品の家根に用ひたる巴瓦の尖端の巴壹個を拾ひ、(徑五寸五分木製彫金箔)出島宮司の紹介を受けて、記念の爲め貰ひ受け持ち歸りたり、右品は家寶

として保存の爲め、屋敷内稻荷社の內に奉納現存す、
右御參考とならば幸甚、
大正十四年八月十七日
静岡縣榛原郡初倉村牧ノ原
勝直次男
小嶋　吟治郎

久能東照宮神佛分離史料

東照宮宮司杉江彥太郎氏報

〔久能東照宮社務日誌拔抄〕

明治三年閏十月廿五日
一御山內諸堂之佛體佛具御神殿跡(元久能山別當德音院內)へ引移シ、僧侶持之事
一御本地堂藥師如來、其外佛體ハ、山下へ相下、社僧へ引渡シ候事、

明治五年壬申年十月二十日
一御山上ニ有之候釣鐘御不用ニ付、此度御拂之儀、東大谷村(現今安倍郡大谷村大谷)田中助右

衞門ヨリ願書差出云々、

明治五年十月二十八日

一御山上ニ有之候大釣鐘、願之通釜屋助右衞門へ御拂下相成、今日鐘樓ヨリ相下候ニ付、爲見分杉江榮禮(祠掌)登山、

明治六年癸酉七月三日

一昨二日、杉江榮禮(祠掌)出島竹齋(相談役)方へ出張ノ節、出島竹齋ヨリ申越候ニハ、今般御山五重塔ノ儀、佛舍ニ有之候間、相拂被致度旨申越ニ付、今日榊原祐次郎(祠官)出廳候事、(最カ)

明治六年七月十一日

一過日小鹿村出島竹齋御山五重塔之儀伺書差出候處、伺之通被仰付、右ニ付如何ニ致スヘク候ヤ、此段出島竹齋へ問合トシテ、榊原祐次郎罷越候事、

一今日出島竹齋方罷越、問合致候處、御拂之儀ニ付、諸々へ廻狀御差立可然、

一今夕以廻狀、村々へ相達候事、

明治六年八月三日

一愈今日開札相成候、竹齋祠官祠掌出勤、落札人靜岡市新通七丁目佐藤邦三郎、金

額貳千貳拾五圓也、

諸願書並ニ指令留簿拔抄

久能山東照宮社前ニ有之五重塔ノ儀、佛舍之儀ニ付、辛未以來取除可申答之處、品柄故取除方容易難出來、夫故望之者無之追々及延引奉恐入候間、入札ヲ以テ相拂候樣仕度、此段奉伺候間、至急御下知被成下度、此段申上候也、

明治六年七月四日

久能山祠掌杉江榮禮

同　祠官榊原祐次郎

靜岡縣參事南部廣矛殿

靜岡縣權參事長澤常山殿

書面伺之通

久能山下徳音院寶物帳所載

一大日如來(座像)壹躰元久能山五重塔ニ安置ノ佛像ナリ、(徳音院寶物帳ニハ大日如來トアレト、駿河國新風土記(新庄道雄撰)及名遠理楚之記(藤原正行編)ニハ五

智如來トアリ、)

一不動尊元久能山護摩堂安置ノ本尊ナリ、

五重塔ハ入札賣却後、落札人ニ於テ破壞分賣シタルモノト思ハシク、先年靜岡市在住者ヨリ扉貳枚及軒端ノ風鐸四個ヲ寄附シタルコトアリ、今保存シアリ、

伊豆三島神社調査報告

鷲尾順敬

一、幕府時代の狀況、及び佛敎關係の建築物

三島神社に、神主祭主以下奉仕の常職の者が多くあつたもので、いづれも世襲であつた、唯別當以下社僧が、弟子相續であつた、その常職の名稱は次の如くである、

神主	矢田部氏
社家頭(祭主)	大村氏
社家番頭	小出氏以下六人
社家	鳥居氏以下二十六人
社人	九人
別當	愛染院
在廳	伊達氏
下在廳	五人

在廳、下在廳は、三島の南三十町中島に住し、大祭月並祭に神社に來りて奉仕した、毎年正月十五日に大的を持來り、十七日にこれを射る儀式をした、これが在廳下在廳の重い役目としたものであつた、

別當愛染院は、眞言宗高野山金剛峯寺の末寺であつた、昔は大に勢力があつて、大祭には神前で燒香讀經したものであつた、然るに寛政の頃に、神主等が別當以下社僧の横暴を懲さんとし、幕府に出訴して紛爭したことがあつた、その後、別當以下社僧は漸く屛息したものであつた、然し大祭には、神前に奉仕し、神社の境内の護摩堂に於いて護摩を修行した、愛染院の子坊もあつたが、文化以後廢絶した、末寺が駿河駿東郡堂庭村にあつた、大祭には末寺の僧侶が護摩堂に出仕した、

神社の年中行事には、大祭、中祭、小祭等があつたが、八月十五日の放生會に、佛教に關する儀式があつた、その他に著しいことはなかつた、正月元旦に、法華寺の僧侶が、神前に來り心經を讀んだ、それは神社の行事でない、唯法華寺の僧侶の意に任せたものであつた、

大德院、龍寶院、法正院の三院があつたが、いづれも修驗であつた、神社境內の佛教關係の建築物を管理してゐたもので、神社の役目はなかつた、

佛教關係の建築物は、次の如くである、

寛永造營圖に依れば、藥師堂、辨天堂、護摩堂、三重塔、鐘樓、二王門があつた、幕府時代の末期まで、是等の建築物があつた、藥師堂は、大德院で管理し、三重塔は龍寶院で管理してゐた、三重塔に、大日如來像が安置せられてゐた、

愛染院は、十五間四面の大建築物であつたが、安政の地震に倒壞した、この時に、神社の神殿も倒壞したのであつたが、その後、神殿は舊の如く建築せられた、然し愛染院は假り建築せられたのみで、本尊愛染明王像が安置せられてあつた、

二、維新時代の狀況

明治三年十二月に、神社領五百三十石を返上することゝなり、神主以下一同方向に迷うた、神領五百三十石の內、二百石が神主の分で、三百三十石が社家頭以下の分であつた、大小高下があつたが、この際、皆困窮した、當時の神主矢田部盛治は、掛川藩士橋詰氏より入家したものであつたが、社家等の爲めに苦勞した、明治四年八月廿三日附にて、矢田部盛治以下一同連印し、神社に奉仕の常職を罷め、農業に歸し度き旨韮山縣に願出でた、これは固より諭示に出たものであつた、

以書附奉願候、

三島神社々家日比谷由久外四十人奉申上候、今般從前之職掌を被廢身分に應じ、編籍可被仰付旨御布告奉拜承候、依之一同歸農編籍いたし度奉存候、此段御聞屆被下候樣奉願上候、以上、

明治四年未八月廿三日

矢田部盛治

（以下連名）

韮山縣御中

乃ち同五年六月八日附にて、敎部省より許可せられ、翌六年三月に編籍した、

三島神社

矢田部盛治

（以下連名）

免神勤候事、

明治五年壬申六月八日

敎部省

編籍御屆

今般御改正ニ付、三島神社舊神官之儀、農籍之御沙汰有之候ニ付、一同社家村に編籍候間、此段御屆申候也、

明治六年第三月　　矢田部盛治
（以下連名）

副區長御中

明治十三年二月十四日附にて、配當祿公債證書、及び利子が交附せられ、一同始めて少しく意を安じたのであつた、

舊神官配當祿公債證書、及利子共交附候條、右爲受取來ル十九日實印持參、縣廳ヘ出頭候樣相達候也

明治十三年二月十四日　　靜岡縣令大迫貞淸代理
大書記官　石黑　務

三島神社
舊神官一同

愛染院等の建築物は破壞したのである、圖像器具類は愛染院の末寺に運搬せられたと云ふが、混雜の際であつたから、亂暴に處せられた物もあつた、

當時愛染院住持定辨は、三島の舊家である小出半兵衞の弟であつて、幼時より出家し、愛染院にあり、前住持の後を繼いで住持となつた、この際復飾隱居し、甥にあたる

小出定富と云ふ者を相續人となし、社家の後に加はり、愛染院の領三十石の配當祿公債證書を受けた、幾何もなく定辨は沒した、定富の後は、今大阪に住してゐると聞けども、三島には知る者もない、

神社の寶物に、佛敎關係の物もあつた、菅原道眞筆と傳ふる法華經等があつた、有名なる源賴家筆の般若心經は、神社に藏してゐては、神の威德を冒瀆するものであると云ひ、愛染院に交附したものであつたが、愛染院が廢止せられ、再び神社に藏することとなつたものと見え、今神社の寶物となり、世間に知られてゐるのである、

三島神社領調書

朱印地

一高五百三拾石

社家村
河原谷村
幸原村
壹丁田村
澤地村

此譯ケ

内

豆州加茂郡

高三百七拾六石三斗六升　社家村

豆州君澤郡

高八石貳斗五升六合　河原谷村

右者寛永度御寄附御加増地ニ付、地面河原谷村に御座候得共、取箇之儀者、其頭ゟ社家村一結（緒カ下同ジ）に取立致候ニ付、別段反別は相分不申候、

豆州君澤郡

高四拾貳石貳斗三升七合　幸原村

右者寛永度御寄附御加増地に而、地面幸原村に御座候得共、取箇之儀者、其頭ゟ社家村一結に取立致候に付、別段反別は相分り不申候、

〆

高四百貳拾六石八斗五升三合

右　社家村
　　河原谷村
　　幸原村
　　三ケ村分

內　　　　　　　　神主
高百二拾八石八斗五升三合　　矢田部盛治分
此六ヶ年平均壹ヶ年分
物成　米七拾五石三斗三升壹合九才
銀拾五匁
錢壹貫八百文
子年　米七拾九石九斗七升四勺三才
銀五匁
錢壹貫八百文
丑年　右同斷、
寅年　右同斷、
卯年　右同斷、
辰年　米七拾壹石九斗七升三合三勺八才
銀拾五匁
錢壹貫八百文

巳年　米六拾石壹斗三升壹合四勺貳才
　　銀十五匁
　　錢壹貫八百文

社家

高七拾五石　　　　　　　　大村均翁

此六ヶ年平均壹ヶ年分

物成　三拾貳石三斗三升貳合三勺九才

子年　米三拾三石七斗九升八合壹勺貳才

丑年　右同斷、

寅年　右同斷、

卯年　右同斷、

辰年　三拾壹石六斗四合五勺五才

巳年　米二拾七石七升七合三勺貳才

社家

高三拾石　　　　　　　　小出辨

此六ヶ年平均壹ヶ年分　分配
物成　米拾四石三斗三升八合壹勺八才
子年　米拾五石二斗四合七勺四才
丑年　右同斷、
寅年　右同斷、
卯年　右同斷、
辰年　米拾三石六斗八升四合貳勺六才
巳年　米拾壹石五斗貳升五合八勺八才

在廳
伊達　信

高三拾三石
此六ヶ年平均壹ヶ年分　分配
物成　米拾三石六斗六升四合三勺九才
銀六拾七匁五分
錢六貫六百八十八文
子年　米拾四石六斗五合五勺八才

銀六拾七匁五分
錢六貫六百八十八文
丑年　右同斷、
寅年　右同斷、
卯年　右同斷、
辰年　米拾貳石六斗五升八合九勺九才
銀六拾七匁五分
錢六貫六百八十八文
巳年　米拾石九斗五合五才
銀六拾七匁五分
錢六貫六百八十八文

高百六拾石　伊達福祉
此六ヶ年平均壹ヶ年分　外三十四人分配
物成　米六拾五石九斗貳升四合壹勺壹才
子年　米六拾六石貳斗貳升四合壹勺壹才

丑年　右同斷、
寅年　右同斷、
卯年　右同斷、
辰年　米六拾五石六斗貳升四合壹勺壹才
巳年　米六拾五石貳升四合壹勺壹才

神主
矢田部盛治幷
社家一同屋敷代
除地
三町六反壹分
外ニ
三島大社境內
東西五拾四間
南北百九拾四間
豆州君澤郡
高九拾七石三斗六升六合
壹丁田村
豆州君澤郡

高五石七斗八升壹合　　　　　　　　　　　　　澤地村

右者寛永度御寄附御加増地に而、地面澤地村御座候得共、取箇之儀者、其頭ゟ

壹町田村一結に取立致に付、別段反別は相分り不申候、

〆　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　神主

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　矢田部盛治

高百三石壹斗四升七合

此六ヶ年平均壹ヶ年分

　物成　米五拾八石貳斗四升五合六才

　　　　錢壹貫八百文

子年　米六拾貳石三升九合六勺壹才

　　　　錢壹貫八百文

丑年　右同斷、

寅年　右同斷、

卯年　右同斷、

辰年　米五拾六石七升九合貳勺九才

　　　　錢壹貫八百文

巳年　米四拾五石貳斗三升貳合六勺壹才
　　錢壹貫八百文
　　　但、米壹石ニ付米五升七合壹勺四才
　　　　巳壹ヶ年分延米

米八石八斗四升九合八勺四才
惣合
高五百三拾石　　右五ヶ村
此現米高
米貳百六拾八石三斗八升八合七勺　　右者神主始
銀八拾貳匁五分　　社中分配手作共
錢拾貫貳百八十八文
　　內
米六十石
右者
大社正月ゟ十二月迄、日供米幷年內七拾五度御祭禮、其
外年々定式入用米に御座候、

神主

矢田部盛治分

諸渡方

米三斗九升壹合　巳壹ヶ年分　堰溝代米渡

米壹石五斗貳升　巳壹ヶ年分　村役人給米渡

米壹石壹斗七升四合五勺四才　巳壹ヶ年分　荒所引米渡

社家

大村均翁分

諸渡方

米四斗八升五勺　巳壹ヶ年分　堰溝代米渡

小出辨分

諸渡方

米貳斗九升五合　巳壹ヶ年分　堰溝代米渡

在廳

伊達信分

諸渡方

米五升貳勺五才　　巳壹ヶ年分　　堰溝代米渡

朱印地壹町田村並木

松立木數貳拾五本　　但、目通リ壹丈五尺廻リヨリ六尺廻リ迄、

此拂代凡金六兩壹分

右者、三島大社領鄉村高共外取調書面之通御座候、已上、

三島大社

神主

矢田部盛治

明治三庚午十二月

韮山縣

御役所

三島神社領配當調書

神領五百三拾石

內

八拾四石九斗三升貳合　年中祭典料
此現米五拾六石
內
四百四拾五石六升八合　神官配當料
合五百石
神官配當幷ニ自作米活計方
一配當高貳百石六升八合
此現米百拾六石壹斗五升壹合
金五拾兩　右年中祈禱料受納凡
右ニ而活計仕候、以上、
神主矢田部盛治
社家頭
大村千盛
一配當高五拾石
此現米貳拾壹石貳斗貳升
右ニ而活計仕候、以上、
社家番頭

一配當高參拾石
　此現米拾貳石壹斗五升
　　　　　　　　右ニ而活計仕候、以上、
　　　　　　　　　　　　同
　　　　　　　　　　　　　小出定安

一配當高七石貳斗
　此現米貳石八斗四升五合
金六兩壹分
　　　　　　　　右ニ而活計仕候、以上、
　　　　　　　　　　　　同
　　　　　　　　　　　　　日比谷由久

一配當高七石貳斗
　此現米貳石九斗三升
金三兩壹分貳朱　右五箇村配札仕
　　　　　　　　右ニ而活計仕候、以上、
　　　　　　　　　　　　同
　　　　　　　　　　　　　大村蓋取

一配當高七石貳斗
　此現米三石八斗八升
金七兩貳分
　　　　　　　　右ニ而活計仕候、以上
　　　　　　　　　　　　同
　　　　　　　　　　　　　伊達貴林

一配當高七石貳斗
此現米三石四斗貳升
金貳兩三朱
右ニ而活計仕候以上、
同
植松行信

一配當高三拾石
此現米拾三石貳斗三升貳合
金貳兩錢六貫六百文
右ニ而活計仕候以上、
伊達正光

社家
鳥居重榮

一配當高三石六斗
此現米貳石貳斗八升
金三分貳朱
右ニ而活計仕候以上、
同
前島賴則

一配當高三石六斗
此現米壹石貳斗四升

金壹兩壹分三朱　右ニ而活計仕候、以上、
同　前島義乘
一配當高三石六斗
此現米貳石六斗
金壹兩　右ニ而活計仕候、以上、
同　河合覺久
一配當高三石六斗
此現米貳石七斗貳升
金拾兩右拾貳箇村配札受納　右ニ而活計仕候、以上、
同　鳥居盛繁
後家
一配當高三石六斗
此現米三石五斗貳升
金壹分　右ニ而活計仕候、以上、
同　植松定安
一配當高三石六斗

此現米貳石九斗貳升

金貳拾兩、右三拾箇村配札仕、右ニ而活計仕候、以上、

同　植松芳辰

一配當高三石六斗

此現米貳石八斗五升

金五兩、右三拾箇村配札仕、右ニ而活計仕候、以上、

同　河合義儀

一配當高三石六斗

此現米壹石九斗

金壹分三朱　右ニ而活計仕候、以上、

同　河合道康

一配當高三石六斗

此現米貳石貳斗八升

金貳兩壹分　右ニ而活計仕候、以上、

同

一配當高三石六斗
　此現米貳石三斗五升自作
金三分　右ニ而活計仕候、以上、
同　脇田朝永

一配當高三石六斗
　此現米九斗五升
金壹兩壹分貳朱　右ニ而活計仕候、以上、
同　前島宗義

一配當高三石六斗
　此現米貳石貳斗五升
金壹兩三分　右ニ而活計仕候、以上、
同　波多野久記

一配當高三石六斗
　此現米壹石四斗自作
金壹兩貳分貳朱　右ニ而活計仕候、以上、
同　波多野近榮

一配當高三石六斗　　同　河合滿之
此現米壹石七斗八升自作
右ニ而活計仕候、以上、

一配當高三石六斗　　同　河野道重
此現米壹石三斗三升自作
金壹兩壹分
右ニ而活計仕候、以上、

一配當高三石六斗　　同　板屋尊友
此現米貳石六斗六升
金五兩、右貳拾箇村配札仕、活計仕候、以上、

一配當高三石六斗　　同　波多野重平
此現米貳石六斗六升

金壹兩外ニ金貳拾兩　右貳拾箇村配札仕、
右ニ而活計仕候、以上、

同

一配當高三石六斗　小松重顯
此現米貳石貳斗八升
金壹兩三朱、右配札仕、　右ニ而活計仕候、以上、

同

一配當高三石六斗六升　脇田貴忠
此現米貳石九斗六升
金五兩、拾箇村配札仕、　右ニ而活計仕候、以上、

同

一配當高三石六斗　鳥居正次
此現米三石四斗貳升
金壹分貳朱　自作仕、　右ニ而活計仕候、以上、

同

一配當高三石六斗　　　　　　　　　　　　　土屋則之
此現米貳石貳斗八升
金壹分貳朱　自作仕、右ニ而活計仕候、以上、
一配當高三石六斗　　　　　　　　　　　同　清水知信
此現米壹石壹斗四升
金壹兩　自作仕、右ニ而活計仕候、以上、
一配當高三石六斗　　　　　　　　　　　同　鳥居直孝
此現米壹(石脱カ)貳斗
金貳拾兩、右三拾箇村配札仕、右ニ而活計仕候、以上、
一配當高三石六斗　　　　　　　　　　　同　井ノ豊正
此現米貳石貳斗七升

金貳分　右ニ而活計仕候、以上、

同　河野重宣

一配當高三石

此現米壹石三斗四升

金壹兩　自作　右ニ而活計仕候、以上、

同　河野道貫

一配當高三石

此現米壹石五斗七升

自作　右ニ而活計仕候、以上、

社人　青木直房

一配當高三石六斗

此現米貳石壹斗

金貳拾兩、右百箇村程配札仕、

右ニ而活計仕候、以上、

同

一配當高三石六斗

金貳兩貳分

自作　右ニ而活計仕候、以上、

同　關　信常

一配當高壹石八斗

此現米壹石壹斗四升

金貳分

自作　右ニ而活計仕候、以上、

同　長田武平

一配當高三石六斗

金壹兩貳分

自作　右ニ而活計仕候、以上、

同　岡谷榮久

一配當高壹石八斗

此現米壹石壹斗六升

自作　右ニ而活計仕候、以上、

同　堀池榮清

一配當高壹石八斗　　　　　　　　　　　　同　堀池範親
　此現米壹石貳斗七升壹合
　　　　自作　右ニ而活計仕候、以上、

一配當高壹石八斗　　　　　　　　　　　　同　神戸伊三郎
　此現米壹石七斗七升壹合
　　　　自作　右ニ而活計仕候、以上、

一配當高九斗　　　　　　　　　　　　　　同　近藤珍伸
　　　　自作
　金壹兩　右ニ而活計仕候、以上、

一無高、以弘曆活計仕候、以上、　　　　　同　河合仲滿

一無高、工匠　　　　　　　　　　　　　　　　井口範靖

最寄出入ニ而活計仕候、以上、

表番士　長倉光信

同　中尾正榮

同　堀池久忠

右、大正十年八月十五日、十六日、十七日、静岡縣三島ニ出張滯在調査ス、

鷲尾順敬

伊豆地方の廢佛毀釋

竹村五百枝氏談

氏は、伊豆の國學者竹村茂雄氏の曾孫にして、同地方に於ける廢佛毀釋の狀況を熟知せらる、

伊豆國は至つて小さい國で、極めて學者の少い國です、明和から寛政へかけて、秋山章といふ人が出まして、學問を始めました、この人は「伊豆志稿」をかいた人です、但し此人の學統はこれきり絶えました、私の曾祖父竹村茂雄が、本居宣長翁に入門いた

しまして、國學にも漢學にも、之れがこの國の學問の始めです、茂雄は時の代官江川太郎左衞門の愛顧を受けまして、學問の方へ盡力してもらひましたので、次第に門人も出來、この國の重立たものは、皆門に這入ました、茂雄は明和に生れて弘化元年に死にましたが、その學問は系統を引きましたから、國人の多くは儒佛には反抗の態度を取つて居ました、然るに、國には碌な坊主が居りませぬでしたから、何か事があると、宗旨判を盾に取りまして、人民を苦しめました、所へ本居家の學統が少なくなつて、平田篤胤の子鐵胤に至り、其門に入るものが多かつたものですから、平田家の學問が大に盛になり、平田篤胤の著述中「出定笑語」「俗神道大意」の二書が、一番好く讀まれました、平田篤胤が是等の書を著したのは、佛法も嫌ひでしたらうが、主として機略上でやつたのですが、之を讀んだ人は、皆之を眞に受けたのです、そこへ明治維新となりました、明治元年は私の十二歳の時でした、當時一國の大勢を考へて見ますと、攘夷と討幕とは勿論のことですが、之に伴ひて佛法の破滅神道の鼓吹といふ思想が、一般の頭腦に湧き出してゐました、それで當時期せずして廢佛の事實が現されたのです、けれども明治二年は、さ程でもなかつたらうと思はれます、私の父が神葬を韮山縣に願つたのが、明治三年十月で、その年に許可になりました、此時始

めて神葬祭になつたものは、父の竹村茂正と、萩原正平、飯田守年、小川信邦、石渡延美とです、その中で激烈に廢佛を行つたのは萩原氏で、氏は當時縣の社寺課といふ樣な事に勤めて居りましたから、諸所を巡回して、寺を破滅しました、伊豆山の神社の別當の般若院(眞言宗)卽ち走湯山と云つたのは、當時僧侶は復飾して神官となりて、大谷義賢と云ひ、萩原氏と共に神社にあつたものは、皆燒き若しくは海に投じました、神社の神體は、古い僧形の木像でありまして、役行者の木像であつたさうです、之も燒く積でしたさうですが、餘り立派でありましたので、その儘長屋の隅に押込で置いたさうです、今に現存して居ります、斯樣に到る處で行つたやうですが、一番ひどいのは、修禪寺村の隣村下狩野村の小立野といふ處です、そこなどは、一村擧つて神葬祭になり、一軒も殘らず家の佛壇の本尊若しくは過去帳經文等を取出して燒いたさうです、但し之が主導者は廣內勝平と云ふ人で、今に存命です、

當時三島神社にあつた經文佛像などは、萩原氏と神官と共に、民間に呉れて仕舞ひました、三島には、有名な日本書紀の古寫本があつて、その序卷には、大日如來などの佛像の古畫がありましたが、今は散逸して解りません、併し當時散逸しました中の七八分は、その後收集して、同社に返つて居るさうです、

明治四年官國幣社の制定せられ、三島神社に大宮司小宮司を置かれた時、從前の神官は皆斥けられて、始めて稻葉正邦と云ふ人が大宮司となり、萩原氏が小宮司となり、以前始めて神葬祭となつた諸氏が、禰宜以下の神職になりました、是等は孰れも伊豆有志の家でしたから、當時神社の勢力は驚くべきもので、行政にさへ立入たのです、

斯樣な次第ですから、私共同年輩の小供等は、一般に佛は穢れたものと云ふ感情をもつて居りまして、石佛に小用を掛け、寺に入つて亂暴を行りましたものです、(文責記者)

明治三年神葬式のおんゆるしを得たるころ、重き病にかゝりしを法師等がいのりたるなりといふを聞き、床を拂ひてよめる、

神習ふ身にはうけ得じ千萬の法師かとものたゝりなすとも

(明治四十五年四月八日發行、佛敎史學第二編第一號所載)

相模大山阿夫利神社調査報告

鷲尾順敬

一、阿夫利神社の由來

阿夫利神社は、天平勝寶七年に東大寺良辨が靈感を得て大山に登攀して、不動明王を安置したるより起ると傳ふれども、確實なる史證がない、大山寺緣起、大山事記、大山事蹟考、大山不動靈驗記等に見ゆる所は、大に取捨せねばならぬ、阿夫利神社と云ふ名は、延喜式神名帳に見ゆれども祭神に關しては、後人の說が一樣でない、その神社の狀況等は、全く知られない、

然るに大山寺といふ名が、吾妻鏡に始めて見える、卽ち元曆元年九月十七日癸卯、相模國大山寺免田五丁、畠八丁、任先例可引募之由、今日下知給とある、源賴朝が先例に任せて寺領を寄附したのである、その後鎌倉大樂寺の願行上人憲靜（永仁三年四月示寂）が登攀して中興したのである、本堂の不動明王像を造立安置したことが傳へられてゐる、

足利尊氏、足利基氏、足利持氏等の崇信したことは、大山寺文書に依つて知らるゝの

である、當時大山寺が不動明王の一大靈地とせられ、常に修驗の行者が群住してゐたやうである、
德川家康の時に至り、命を下し、大に一山の興隆を謀ることゝなり、慶長十年正月、高野山遍智院賴慶の推擧により、同郡八幡村鶴峯八幡宮別當戌事智院實雄を大山寺學頭となし、別當八大坊住持となし、供僧二十五人を置き、十三年十月に碩學料五十七石を寄附し、十五年七月に寺領百石を寄附した、これより一山は大山寺別當八大坊の支配となり、大に興隆することゝなつた、

定

一、從前不動上者、永代淸僧潔戒之地、堅可相守事、
一、已前妻帶、幷山伏在家居住之屋鋪者、從別當八大坊淸僧之分可申付事、
一、十二坊自前々付來諸檀那、幷山林諸堂散錢等、一物無相違可爲淸僧進退事、
右守此旨、向後偏可有佛法興隆者也、
慶長十四年八月廿八日

大山寺別當八大坊

蓋し戰國時代以來、修驗行者が住してゐたもので、一山の風儀が頽癈してゐた、慶長

十年の頃には、修驗行者の桂祥と云ふ者が、別當の職務を執つてゐたのであるが、當時成事智院實雄は數々駿府城中の論義に召されて盛名を馳せ、遍智院賴慶にも知られたのであつた、遂に賴慶の推擧により大山寺學頭となつた、この際修驗行者等を退去せしめ、一山を結界し、淸僧に限つたのである、それで永く古義眞言宗高野山の末寺としたのである、

當時修驗藤之坊、篚之坊、繁昌坊の三坊は、大山々麓に下り、修驗を以て存置せられ、同百餘坊は大山々麓に下り、御師職となり、八大坊の支配を受くることゝなつた、

寛永十五年四月、德川家光の本願により、本堂卽ち不動堂の大工事を起し、同十八年十一月に落慶供養が行はれたのであるが、その後八大坊、養智院、橋本坊、實城坊、上之院、中之院、喜樂坊、大覺坊、寶壽院、廣德院、常圓坊、授得院がいづれも興隆した、

當時恒例行事が、次の如く定められた、

一、長日三時供養法、自正月元日七ヶ日夜修正之事、

一、每年三月、御影供八講之論義四ヶ日、

一、五節臨時御祈禱轉讀大般若經一部、論義一座、

一、五度手長御供七十五膳、

一、每月五日開山良辨僧正報恩講、五問一講論義、
一、十一日、天照太神宮法樂論義、
一、十五日、鎮守法樂三問一答論義、
一、十七日、東照大權現法樂論義、
一、廿一日、弘法大師報恩謝德御影供、
一、廿八日、本尊法樂論義、
寛永十八年に幕府本宮を造營し、延寶四年に幕府奉行を命じて本堂を修復し、元祿五年八月に再び本堂を修復し、同六年に本宮を修復し、同十六年十二月に地震により本宮等破損したので、寶永元年三月に修復した、その後數〻本宮及び諸堂の火災等があり、每に造宮料を寄附し、奉行を命じて造營した、要するに始終幕府の崇信は變らなかつたのである、
二、大山寺の建築物幷に社僧の權勢
雨降山大山寺は惣名で、本宮、本堂、別當坊、供僧坊等があつた、その一々に就いて說明し、別當供僧等の狀況に及ばう、
○○本宮は、卽ち阿夫利神社で、中古以來石尊大權現と呼ばれてゐた、大山の入口銅鳥居

より二里、本堂卽ち不動堂より嶮路二十八町の上にあつて、諸人の參詣は極めて困難であつた、中途に雷山と云ふのがあつて、若し一歩この山地に入れば、忽ち震死すと云ひ傳へられてゐた、
本宮の社殿は、銅葺の小建築物桁行二間半、梁間八尺二寸、で、常に閉扉して、神體は嚴秘であつて、何人も拜禮せられない、
本宮の側に、大天狗社、小天狗社、德一社、風雨社の小建築物があつた、
古來世々大工で明王太郎と云ふ者があつて、大山寺開立以來、大山に住するものと云ひ、本宮の建築修復等を擔任してゐた、慶長十年以來山麓山王原に移り住して、其職業を相續してゐた、世々この者が神體を拜禮して熟知してゐた、その說明する所によれば、神體は自然石である、大山の頂上より突出し、五尺許り人體の直立するが如き狀で、實はそれが大山の最頂上と見るべきものであるとのことである、今日では誰れ言ふとなく、神社關係の人々の間には、この神體のことが聞知せられてゐる、卽ち本宮本社祭神大山積神の御魂代である、
今本宮は、本社、奥社、前社に分れてゐる、本社は明治時代の建築物で、祭神大山積神を奉祀し、奥社は幕府時代の建築物で、祭神大雷神を奉祀し、前社は明治時代の建

築物で、祭神高龗神を奉祀してゐる、

毎年例祭は、六月廿七日より七月十七日迄、二十日間である、六月二十七日より晦日までを初山と稱し、七月朔日より七日迄を七日堂と稱し、八日より十二日までを間の山と稱し、十三日より十七日までを盆山と稱した、この二十日間は諸國より參詣する男子に限り、本堂卽ち不動堂の後背より嶮路を登攀して、本宮の社前に至つたのであるが、皆淨衣を著し、金剛杖を突立て、極めて宗教的氣分の充實したものであつたとのことである、(明治維新以後例祭は七月廿七日より八月十七日まで行はる、)

本堂は卽ち不動堂である、大山の入口銅鳥居より一里十町、大山の中腹にあつて、徳川家光の建立を以て聞えてゐた、

當時の記錄に依れば、本堂七間に十一間、軒廻し十一間に十五間、椽(緣)幅七尺、四方共同斷、向拜一間半に八間、正面に大額が揭げられ、當伽藍者征夷大將軍從一位源家光公御再興也と大書せられてゐた、本尊願行上人憲靜造立不動明王金銅像（丈三尺七寸、）二童子（丈各三尺一寸四分、）が安置せられてゐた、下陣には、隨神、荒神、賓頭盧、阿彌陀佛、地藏菩薩等の木像が安置せられてゐた、

別に建築物が數十棟あつた、略ぼ次の如くである、

本地堂、本尊大日如來、四菩薩像、弘法大師像、良辨僧正像(元祿六年修造)、寶形造經堂(同上)、寶藏(同上)、額殿、鐘樓、(銅鐘、銘寛永十八年辛巳十一月吉祥日)、樓門、(元祿六年造立)、二王門(同上)、明王社、明王權現安置、(同上)二重堂、倶利伽羅明王安置(同上)八大社、八大金剛童子安置(同上)、山王社、山王權現、熊野權現、太神宮安置(同上)、淺間社、淺間藏王權現、毘沙門天安置(同上)八幡社、八幡大菩薩安置(同上)、第六天社、幣帛勸請(同上)、烏芻沙摩堂、烏芻沙摩明王安置(同上)、大黑社、大黑天像安置(同上)、役行者堂、役行者二鬼安置(同上)、白山社、幣帛勸請(寶永元年造立)、金銅寶篋印塔(寛政七年造立)、木鳥居石鳥居等があつた、

前不動堂は、大山の入口銅鳥居より二十二町、阪の登り口にあつた、徳川綱吉の建立を以て聞えてゐた、

當時の記錄に依れば前不動堂、桁行四間五尺、梁間同斷、本尊不動明王木像、(丈四尺三寸五分)、二童子木像(丈各二尺)が安置せられてゐた、樓門、二王門、無動菴等の建築物があつた、この前不動堂以上が、結界地であつて、女人の住することを禁止した、

別當八大坊は、八大童子の靈驗に依つて名けられたとのことである、上寺下寺に分れ、上寺は本堂の地域二王門の右にあり、下寺は坂本村にあつた、共に開基實雄である、上寺に大日堂、護摩堂、鐘樓、客殿、玄關、臺所、土藏、門等があつた、

十○二○坊○は、供僧の坊である、實は十一坊で、八大坊を加へて十二坊の數になるのであるが、十二坊と言ひ倣はしてゐた、いづれも客殿、玄關、庫裡等があつた、各坊名は次の如くである、

大覺坊　開基秀雄　寛永十六年六月朔日寂
喜樂坊　同　不詳
中之院　同　源譽　慶安元年八月十八日寂
常圓坊　同　慧辨　寛永四年六月廿八日寂
橋本坊　同　存隆　明暦二年二月三日寂
寶壽院　同　快政　明暦……………
實城坊　同　善隆　正保三年三月七日寂
授得院　同　學雄　寛永十九年八月廿二日寂
養智院　同　慧然　…………………
上之院　同　審由　…………………
廣德院　同　顯辨　寛保元年五月十四日寂

尙ほ十二坊の下役の坊があつた、次の如くである、

燈明方役

大勸進　開基行忍　貞和四年三月十七日寂

脇坊

神力坊　同　隆是　元祿七年十月十日寂

光圓坊　同　秀快　元祿八年六月十四日寂

寶光坊　同　賢應　慶安元年十二月晦日寂

長順坊　同　神秀　寛文三年八月十日寂

泉岳坊　同　隆典　正德四年四月十八日寂

祐順坊　同　秀辨　元祿七年七月三日寂

以上皆世々清僧であつた、

承仕

岩本坊　中興開基妙秀　元和七年四月廿六日歿

源長坊　同　妙遊　文祿四年四月朔日歿

祐泉坊　同　快成　元和四年五月十日歿

正本坊　同　清傳　元和八年八月六日歿

以上四坊は法體で妻帶であつた、本堂に勤仕してゐたものである、

修驗

本郡新町　天台宗聖護院末　笹之坊

同開山町　同上　藤之院

同坂本村　繁昌坊（何年代にか廢亡）

同簑毛村　大正院　以下御師兼帶

同同　本大坊

同同　圓教坊

同同　光寶坊

同同　長福坊

神家

本郡簑毛村　千代滿坊

同坂本村　大滿坊

同同　若滿坊

同同　閼伽井坊

同　内海式部大夫
同　内海刑部大夫
同　内海兵部大夫
同　佐藤中務
同
同
同
同

師職（御師）

坂本村に百四十九戸、簑毛村に十七戸あつた、その各戸名を擧ぐるまでもない、是等の外に、大山寺の末寺は數ヶ寺あつた共大組織の狀が想見せらるゝのである、それで別當八大坊がこれを支配してゐたのである、

以上は、天保六年四月の調査に依つたもので、當時の狀況である、

別當八大坊の住持は、鎌倉鶴岡八幡宮別當、箱根權現別當を經由する例であつたから、世々老體であつて、十二坊の供僧が日々交替で勤務したものであつた、彼等は皆自ら權勢があつた、

御師は諸國の參詣人を先導したもので、何等の勢力がなかつた、

古來諸國の參詣人は、いづれも皆御師の家に到着して、道中の不淨を除かんがため、御師より清祓を受けて後登攀參詣したものであつた、例年の事となり、自ら御師は

諸國の參詣人を分擔し、各々一定の關係を結ぶことゝなつた、それで御師の家は參詣人の宿所となり、御師は彼等の便宜を謀り、彼等が護摩祈禱太々神樂等を請ふにあたり、周旋したのである、

太々神樂の時は、神家が神樂を奏し、別當供僧が祝詞を唱へたものである、別當供僧は、全く今日の祠官祠掌の職務に當つたものである、固より各坊は宗門改等には關係しなかつたもので、各坊の供僧が寂すれば、山麓の滅罪寺で葬式を行ふたのである、

別當八大坊第六代開藏の時、紀伊の浪士喜志亦七と云ふ觀世流の能樂に巧みなる者を聘し、御師等に能樂を修習せしめ、元祿十六年三月に勸進の能樂を興行して後、例年二月二十八日の神事にこれを興行することゝなつた、世に大山能と云ひ傳へてゐた、御師等は和競うて能樂を修習し、殆ど能役者を以て任じてゐる者があつたのである、

阿夫利神社古傳考の著者は、この能樂のことを記し、『今の祠職等その俳優に拘泥して、あらたまの初春より靑葉茂れる四月の頃まで、その藝に遊戯して、社傳古式の衰廢れたるを持直さんとしも思ひたどらぬはいかにぞや』と慨嘆してゐる、

三、江戸幕府時代末期の狀況

江戸幕府時代末期に、御師は、百人計りありて、いづれも社僧に對して不平を抱いてゐたのであるが、直接には何等の手段も取られなかつた、竊に京都の白川家に至り、不平を訴へてゐたものである、當時これを白川出入と稱し、社僧は尤も惡んだもので、數々これを制止した、それで常に悶著が絶えなかつた、

然るに御師の內には、時勢に感憤して學問に勉勵する者があつた、殊に平田篤胤の學風を聞いて景慕した、篤胤が古史傳を撰し、高龗神(タカオカミノカミ)祭に相模國大住郡阿夫利神社も此神なるべし(古史傳五ノ二十紙)、と云へるに感激したとのことである、文化十一年に、御師の守屋稻穗は平田門人となつた、これよりその學風が大に行はるゝこととなり、御師等相競うて門人となつた、實は鐵胤の門人となつたのである、卽ち平田門人が、須藤內丸、內海巖、長野穗波、增田稻麿、神崎富江、逸見民衞、山田足穗等十一人あつた、彼等は專ら神典を講究したのである、嘉永二年に須藤內丸は阿夫利神社古傳考一冊を撰し、平田鐵胤の序を請うて流布した、この書は阿夫利神社の祭神は、大山積神なりとし考證したもので、殊に大山緣起、大山事記、大山事蹟考、大山不動靈驗記等の說を駁擊し、良辨憲靜が私曲幻術を以て神威を汚瀆したものとなし、極力罵詈した、これ

は皆時の傾向の萌芽を示唆してゐるのである。
この書に、大日本史[illegible]而且[illegible]
北有高山[illegible]三冊二十一とあるを引し「考す
るに両面より[illegible]を[illegible]してゐる。[illegible]を以て[illegible]人を[illegible]し[illegible]の
すべしこで[illegible]地に[illegible]と[illegible]す
よ」と云ひ、又「こゝに此何世の[illegible]として作者の[illegible]に問
[illegible]の正[illegible]と二
[illegible]ると[illegible]を[illegible]し[illegible]
とはでしまるべし」と云ってゐる。又[illegible]のことゝ[illegible]
を評し『正閏といふ事の[illegible]と云ふ[illegible]と謀し、
不動者の[illegible]を[illegible]て[illegible]これは此[illegible]一[illegible]へ[illegible]て[illegible]を
[illegible]し者[illegible]不動[illegible]の[illegible]と[illegible]ることを[illegible]
し[illegible]、実に[illegible]ことを[illegible]しにけれ』と云ってゐる。
又[illegible]一[illegible]に[illegible]を[illegible]しめたことを[illegible]て[illegible]の[illegible]
を[illegible]のであるとした[illegible]の如く云ってゐるが、自ら[illegible]の[illegible]してゐる

るものである、

『持斎持律は僧侶の常行なれば、別きて清僧と云はずとも有なんを、殊く清僧となのる事はいかにと云ふに、これ寂滅真味に開悟せず、密部顕記を論ずるを以て清僧なりと誇るめり、されど寛永年中に専ら厳禁の令ありし後は、その寂滅真味即ち僧侶の職たるをや、然るを僧侶とさへて、本業をば勤めずして、密部祭記のみを事として口を糊するは、神社両官の両官を押領し、其職を奪ひしなり、宜清僧と云ふべけんや』 云々、

又『今の松石寺の金椎寺と云ひて、別僧どもより語くる人に於くるもの表書に、秋和阿先祖神社石室大権現両部山寺寺とあれども、松は三大明王の社僧寺を称たる物たりとぞ、いまで見聞はしき謎繋を迷ふ時もおで、あなおほれ』 云々、

安政二年に大火があつて、殆ど全山が災害に罹つた、創以来先の建立した本堂即ち本願堂を首め、寶蔵講堂等が皆焼失した、特に八大将も焼失し、十二将も大半焼失した、この様本堂即ち不動堂は再建せられたけれども、以より古観音の如きは遂におなおかつた、八大将等に至つては再建せられたと云ふにとゞまり、僧坊等に耽したものであつた、こゝに至り大山寺は漸く衰頽の緒に入らんとしてゐる心地がしたとのこ

とである、

當時八大坊第十五代實乘は老躰であつて、僅に一山を支持してゐる狀であつた、社僧は十二坊の內八坊あつて、各坊に一二人居たのであるが、學問氣力のあつたものはなかつた、

然しながら、大山寺に參詣する者は常に絕ゆることなく、殊に六月七月の大祭は、諸國より來り登攀する者が群をなし、皆靈驗を仰いだのであつた、その盛況は驚くべきものであつた、

四、明治維新時代の狀況

明治元年三月の布告で、神社は僧徒の手から離すべきものとなつた、御師等はこれを聞いて驚喜した、積年社僧に對する鬱憤が一時に晴らさるゝ心地で、今後は全山が自分等の手に歸し、社僧に替つて支配することゝなつたと云ふので、感激の極、啼泣した者もあつたとのことである、

然し一山は大に動搖した、社僧等は日々相談したのであつたが、要する所、自ら處理して引退するより仕方もないことであつた、御師は固より社僧の相談に與らないのであつたが、社僧に引退を迫る勇氣もなかつた、社僧の行動を傍觀してゐる狀で

あつた、

當時一山に殺氣が立てゐた、然し乍ら著しい暴行が演ぜられたことはなかつた、堂宇の移轉、圖像の賣却等が、重に社僧の相談に依つて實行せられたのである、八大坊の威勢は衰へてゐたのであるが、御師等は久しい間の習慣により、彼住持の前には頭が上がらなかつたのである、乃で八大坊住持實乘等の意により處理せられたことが多かつた、この間に社僧等は圖像器具等を賣却して利益を獨占した者もあつたと云はれてゐる、兎も角も日々佛教關係の圖像器具等が搬出せられたことは事實であつて、一時伊勢原の古物店に、大山寺の圖像器具等が山の如く積まれてあつたことが聞えてゐる、

乃ち大山寺の號が廢せられて、阿夫利神社の稱が用ひられ、本堂卽ち不動堂が數町下つた女坂の下、卽ち現地に移轉せられ、その跡に拜殿が建設せらるゝことゝなり、寶塔を首め、八大坊等の建物が皆破壞除去せられた、これは極めて急に實行せられたものである、實は當時の本堂卽ち不動堂の建物を廢毀し、末寺の來迎院の建物を以て代へたのが、現今の不動堂である、同時に別當八大坊等の號が廢せられたのであるが、舊の八大坊住持實乘は不動堂に移轉し、十二坊の內八坊の社僧も一時同所

に移轉したのである、然し幾何もなく社僧等は四散した、こゝに至り兎も角も神佛分離が實行せられたのである、

當時舊八大坊住持實乘の弟子に敎順と云ふ者があつた、二十歲許りであつたが、實乘はこの弟子を改めて俗躰となし、自分に代つて阿夫利神社に仕ふることゝした、乃で敎順は改名して大山勇と云ひ、阿夫利神社の祠官となり、御師は皆禰宜となり、その下に附屬することゝなつた、大山勇は、固より神事等に關しては知る所がないので、後見人大木源一郎、執事福原定次郎と云ふ二人を聘した、勇は大木源一郎に就いて神典等の講義を聞き、福原定次郎の女を娶りて妻となし、全く祠官となり濟ましたのである、然し舊御師の禰宜等は心服しない、大山勇排斥の運動を起したのであるが、執事福原定次郎は、江戶の者で、元御家人であつたと云ふことであるが、常に策略を弄したもので、祠官大山勇對禰宜の抗爭は、卽ち執事福原定次郎對禰宜の抗爭であつた、禰宜の內平田門人は、皆極力大山勇排斥の運動に當つたものであるが、就中山田是穗、增田稻麿は數〻江戶に出て、權田直助を訪問して謀議したのである、かくて一年許りは混亂の狀で經過した、明治二年に遂に大山勇の祠官が罷められて權田直助が祠官になつて來任した、これは全く禰宜等の運動が功を奏したので

ある、大山勇は急に職を失ひ、妻を携へて逃亡した、權田直助はその後に入つて、福原定次郎を追放し、著々として阿夫利神社改革の事業を擧げた、

當時祠官一人、祠掌二十五人を置くことゝなり、祠官は權田直助で、祠掌は禰宜の内より選任した、こゝに至り禰宜が廢せられて祠掌が神事等に當ることゝなり、舊御師は皆先導師と云ふことゝなつた、

權田直助は、常に祠掌等を集めて神典の講義をなし、自ら阿夫利名義考等を撰し、專ら神威を發揚することを努めた、

男坂の中途に雷山と云ふ山あり、何人もこの山を神秘の境として登攀する者もなく、畏怖してゐたのであるが、權田直助は自らこの山を踏開し、大雷神を奉祀して祭典を行うた、唯この一事でも、大に人心を覺醒した功蹟があつたと云はれてゐる、

明治六年七月に社格が定まり、祠官權田直助等の地位が益〻强固になつた、

大住郡大山町

阿夫利神社

右縣社与相定候事

明治六年七月三十日

足柄縣(印)

縣社　阿夫利神社

右兼鄕社ト相定候事

但、第二大區七小區
第三大區五小區

足柄縣(印)

舊大山寺料百石は、阿夫利神社に附し、舊碩學料五十七石は、不動堂に附することゝなり、遞減祿を下附せられてゐた、然るに領地に關する文書等は福原定次郎携帶して逃亡したもので、權田直助もこの一件には當惑してゐた、二十餘年の後始めて福原定次郎の遺族を搜索し、領地に關する文書等の返還を求めて手續をなし、官有山林等百三十町を阿夫利神社に拂下げらるゝことゝなり、始めて當社相當の經營もせらるゝことゝなつた、

不動堂は、女坂の方にありて寶珠山明王寺と號してゐたが、大正五年に至り、雨降山大山寺の號を復することゝなり、寶塔等が再興せられた、現に古義眞言宗高野派の一寺である、

右、大正九年七月十五日、大山ニ旅行滯留調査ス、　鷲尾順敬

江島に於ける神佛分離

高柳光壽氏報

〔岩本兼吉氏所藏文書〕

乍恐以書附奉願上候

一相模國鎌倉郡江嶋神社、惣別當岩本院奉申上候、私義仁和寺御所末下ニ而進退罷在候處、此度朝政御復古舊弊御一洗被爲在、就中神祇道之儀より前古未曾有之御大變革被仰出、西天佛氏之說ヲ御廢止ニ相成、諸國大小ノ神社僧形ニ而別當或者社僧与相唱候輩者、悉致復餝候樣御沙汰之趣杏ニ恭承仕候、不省(肖)之私ニ者御座候得共、御布令之趣遵奉仕、速ニ復餝仕、皇國之古道ヲ以、至誠神祇ニ奉仕致シ、御國恩ヲ奉報度奉存候、是亦復餝之上者姓名岩本將監与相改申度候、何卒前件之次第御聞屆被成下候樣、奉願上候、以上、

慶應四辰年八月

相州鎌倉郡
江嶋惣別當

鎭守府
御傳達所
岩本院㊞

以書付奉伺候

一當嶋三社祭リ之儀者、只今迄佛法ヲ以修行仕來候處、神號相改メ候上者、神道ニ而
神事可相勤儀ニ付、是迄御師職之者廿人有之候間、右之者共社家ニ取立、祭禮始メ
太々神樂之節何レ茂神勤候樣仕度、此段奉伺候、以上、

慶應四辰年八月
相模國鎌倉郡江嶋
岩本將監㊞
壬生大膳㊞
北條主殿㊞

鎭守府
御傳達所

乍恐奉願口上覺

相州鎌倉郡江島大明神三社神主岩本亮恭、壬生康延、北條寛光奉申上候、今般
王政御復古就中神祇道之儀者、前古之淳風ニ御挽回被爲遊候ニ付、既ニ一昨辰年八
月、
鎮守府於御傳達所復飭願之通被仰付、神主職ニ相轉罷在候、就而者職分之御許狀頂
戴仕度、右願之通被仰付被成下候樣、謹而奉願上候、以上、

相州鎌倉郡江島
大明神三社神主
岩本亮恭㊞
午三十四歳
壬生康延㊞
午六十五歳
北條寛光㊞
午三十三歳

明治三午年正月

神祇官

御役所

以書付奉願候

私共儀

一　去ル辰八月中、鎮守府御傳達所に伺之上、三社之社家ニ御取立被下ニ者相違無之候得共、未職名茂無之候而者、他所に罷出差支之廉茂有之候間、今般奉再願、祝職与相唱候樣御聞濟之上、神奈川縣御役所へ私共ゟ差上候願書文面御意ニ不相叶向茂可有御座候得共、何卒他見茂有之、旁今般者格別之御仁惠を以御聞濟被下置候樣、奉願候ニ付者、後年ニ至リ、前書之趣忘却仕間鋪候、依之一同證印ヲ以奉願上候、以上、

明治四未年正月日

社家

北村半太夫㊞

片野左内㊞

渡邊喜内㊞

小川右京㊞

北村伊大夫㊞
間宮左大夫㊞
渡邊　源職㊞
片野　主膳㊞
宇田川隼人㊞
永野　主計㊞
宇田川主税㊞

岩本將監様
壬生右近様
北條主殿様

市谷八幡神社に於ける神佛分離に關する調査

鳥羽正雄氏報

市谷八幡神社は東京市牛込區市谷八幡町にあり、一に龜岡八幡神社と稱す、祭神は應神天皇（維新前本地を愛染明王とす）、神功皇后、比咩大神（舊來天皇の御姉といひ、維新前本地を寶滿菩薩とす）なり、今鄕社たり、

その創建につきては種々の異說あり、普通の說は、文明十一年江戸城主太田持資が居城鎭護の社として、多田滿仲の崇敬せし靈像を攝津多田より移し、更に鎌倉鶴岡八幡を分祀せしものなりといふ（現今同社の說）この說に對し「求涼雜記」は享保頃某氏滿仲崇敬の神體と稱するものを奉納せしを混同せるなりといへり、鎌倉鶴岡八幡宮と關係ありとは諸說殆と云はざるなし、吉田東伍博士は鶴岡文書正和年中の文書に、市谷孫四郞寄進の事見ゆれば、既に其頃其分祠などありしかとし、文明年中の道灌創建說を疑へり、「求涼雜記」は『右大將賴朝の時、武州淺草の大工を以て鎌倉の若宮八幡宮營作の時、當所に於て材木を寄置きし故、其頃八幡山といふ、鶴岡遷宮の後、彼の淺草の大工、鶴岡の殘木にて當社を造立し奉ると雖も久しく神體なし、其後

太田道灌所持の神體を以て當社の神體とす』といへり、現今一に龜岡八幡と稱するは此等の說に基きて鶴岡に相對應せしめたる考より出でしものなり、大永年中の兵亂に破壞す〔江戸砂子〕といひ、天正中兵燹にかゝる〔江戸名所圖繪〕といふ說あるも確證なし、正保の江戸圖を見るに現社地附近に寺院多し、後此等の寺院を移轉せしめて明曆以後尾張德川家の邸を置く、この時八幡社は其繩張中にありしも士人參詣に便せん爲、社地を邸外とすとの傳あり〔江戸事蹟合考〕、前正保圖より廿餘年後なる寬文十年の江戸圖によれば、八幡社並びに別當東圓寺の名見ゆ、其後尾州家本邸の鎭守として、大いに之を尊崇せしとともに、江戸亦次第に發達せしを以て、社の規模漸く大となりしものゝ如し、社領百石を有し、現八幡町はその門前町にして、牛込河田窪にも亦拜領地ありき、境內四千三百餘坪、江都寺社帳東圓寺書上に、『古來ゟ三百九拾七坪所持仕候節之儀者、拜領地歟、又者御除地歟之譯相知不申候』とあるもの亦其等の中にありしならんか、

河田窪に稻荷山東光院と云ふ寺あり、元和中市谷見付の邊にありしと云ふ、茶木稻荷(今八幡境內にあり)を鎭守とし、稻荷山と號するは稻嶺山東圓寺と同じ、或は八幡と關係あるか、

別當稻嶺山東圓寺

八幡の社務は、別當稻嶺山東圓寺之を掌れり、其起立につき明確なる記録なし、寛文十年の江戸圖に既に見ゆ、八幡境內及門前町の圖(文化文政頃のもの)に各所持地の大さ等を記して何れも寛文三年帳面に有之とあり、東圓寺等の規模は此頃定まりしものか、「江戸砂子」には、『道灌江城の乾に相州鶴岡八幡を勸請し、武城鎭護の基として東圓寺を建、神宮別當とし云々』とあり、文政寺社書上は、開基を太田道灌とす、而して又砂子は、『江御城御再興の時、別當源空昌運力を盡し造立す』といひ、江戸名所圖繪は、八幡社を源空少僧都の再建といへど確證なし、

寛保三年に建てたる八幡社地と洞雲寺地との境界石標に、中興四世本〇初〇代とあり、寛保は寛文より八十年後なれば、東京市編「東京案內」の如く江戸事蹟合考の文を解釋して、八幡社が一時尾張邸內に入りしとすれば、中興は寛文江戸圖とも考へ併せて寛文頃かとも思はる、

神佛分離以前、神社に於ける佛教關係の建築物、圖像、器具粧飾、文書記録類の種類及分離當時に於ける其處置、

(1) 建築物

拜殿及本殿

當時江戸に流行したる朱塗權現造風のものにして、佛教的臭味を帶びたるものなりき、維新の際、直ちに手を下さゞりしも、數年後極端なる國粹主義者(維新前、京都にて足利將軍の像を斬りたるものと關係深きものと傳ふ)社司として來りし際、未だ腐朽にも至らず、改築を要せざるものなりしにも拘らず、拜殿を佛臭しとて、素木の神明造風のものに改めたり、

境内の諸佛堂

維新の際存在したるもの左の如し、

(1) 觀音堂　拜殿の東にあり、二間一尺四方土藏造、
(2) 藥師堂　觀音堂の東隣、一丈一尺四方土藏造、
(3) 太子堂　表門男坂上右側、二間四方、
(4) 閻魔堂　同坂下右側、間口二間半、奧行二間、
(5) 地藏堂　女坂左側、間口一間、奧行五尺、
(6) 辨財天外九神合社　拜殿の西、横五間半、奧行九尺、
(7) 鐘樓　拜殿の東南、二間半四方、文政七年再建、

(8)別當所(東圓寺)　八幡社東南の山下にあり、書院、雁之間、使者之間、玄關、表用部屋其他間數十八、外に土藏二棟、供待所、門番所、作事小屋等あり、

(2)圖・像及器具の主なるもの左の如し、

(1)八幡宮本地佛愛染明王

(2)觀音

(3)藥師

(4)阿彌陀(銅像)　丈六尺餘

(5)閻魔(木像)

(6)葬頭河婆

(7)聖德太子

(8)弘法大師(木像)

(9)地藏(石像)

(10)十六羅漢(木像)

(11)辨財天

(12)役行者

(13)庚申
(14)十一面觀音
(15)不動
(16)釋迦

其他、各種の畫像數十幅ありしと云ふ、

(3)佛具は之に準じて普通のもの一通りは揃ひ居たる如し、又神具に佛教的の裝飾ありしもの多かりしならん、神矛に輪寶の紋附き居たるも近年三巴に改めたる等のことあり、

此等の佛教的のものは一時一箇所に集め、後それぞれ處分せり、明治元年の春神佛分離の令出づるや、先づ別當稻嶺山東圓寺を廢したり、而して之に代つて佛教側のものを繼承すべきもの必要なりしを以て、八幡境內西南の一隅(神社より一段低き凹地)を劃し、黑き板塀にて圍ひ、境內佛堂の大なるものをこれに移して一寺を創立し、これを千福寺と號せり、境內及八幡社殿にありし佛像及佛教關係のものはこれに集合せり、

市谷八幡と氏子地域隣接し、且つ舊別當間に師弟の關係等ありし高田穴八幡別當

放生會寺も、當時神社と分離したるが、別當復飾せず寺亦廢せざりき、依て千福寺をこの末寺とし、その佛事は時々これに依賴することゝせり、この千福寺の創立廢止につき、數度市谷八幡、高田放生會寺等を訪ひ調査せしも詳ならず、卽ち前者は全く表面上の關係なく、後者は神社と離れて後維持困難となり、一時無住となりし程にて、記錄類存せざるためなり、然れども大體の年代は知り得、卽ち現築地西本願寺の鐘はもと市谷八幡の鐘なるが、神佛分離の際之を千福寺に移し、一時時の鐘として用ひたるものなり、この銘は明治二年十一月に彫りかへしものにして、その文中に「(前略)東京城西市谷四谷赤坂麹坊飯台牛籠市人獲一巨鐘、建議請於口宮府、置諸市谷千福寺中、(下略)」とあり、卽ち明治二年十一月には千福寺既にありしを知る、而して神社の廢佛具が新寺の用具となり、時の鐘として時代相應の用をなし、以てその收入の一部を助けしなり、廢寺の年代また未だ詳ならざるも、明治十年頃なるが如し、明治七年東京府にて調査したる東京府志料に其名見ゆ、而して八幡拜殿を權現造風より神明造風に改築したる際の費用中、千福寺を處分したる金若干を加へたりとの傳あり、凡その年代を知るの一證たるべし、千福寺は江戸時代に於て八幡境內にありし諸佛の集合なるも、東圓寺の如く社領よりの收入あるにあらず、又檀家等も

とよりなく、たゞ舊來の江戸及山手三十三觀音、八十八ヶ所弘法大師、山手二十八ヶ所地藏等の民間信仰の諸佛の集合なりしかば、此等は江戸市中世態の變化とゝもに萬事舊の如くならずして、維持困難なりしとゝもに、神社側に極端なる排佛主義の神官ありて、境內の一部に此の如きもののあるを好まざると、本寺放生會寺の同様なる狀況の下に於ける甚しき衰微とによつて、遂に廢絕に至りしものなるべし、因に當初千福寺の收入は猶舊によりもと別當たりし神官の方へ收納せりといふ、

これよりさき、佛敎的のものを神社幷神官宅に置くときは、神祇官に於て取調の上沒收すべしといひ、又各地に過激なる所謂志士等の行動ありし際なりしを以て、多くは關係ある寺院其他へ預け、若くは與へ、又金屬製佛具の如きはつぶしにて賣拂ひしものありしといふ、而して千福寺廢止の際第二回の大處分行はれ全く分散せしなり、卽ち佛像器具等は高田放生會寺(役行者像其他〔現存〕)、市谷田町洞雲寺(閻魔、葬頭河婆、十六羅漢等〔燒失〕)、深川萬德院(弘法大師其他〔燒失〕)、築地西本願寺別院(鐘、(高五尺餘)鐘樓(二間半四方)〔樓燒失、鐘現存〕)等に讓與せしなり、

神佛分離以前、神社に於ける佛敎關係の祭禮、行事、儀式、作法幷其慣習の今日に殘存せるもの

詳細なること今詳ならず、然れども維新前社務の總てを別當東圓寺に於て行へるを以て、自然祭式等寧ろ殆どすべて佛式にはあらざるかと思はる、今その二三を記せば毎年八月十五日八幡の大祭には放生會を行へり、毎年正月幕府將軍のため正八幡宮本地愛染明王祕供御祈禱をなせり、又尾州家其他のために、定期臨時に本地愛染明王供等を行へり、

社人社僧の狀況

市谷八幡には神官なく、別當稻嶺山東圓寺社務を掌れり、社は丘上に、その東南の山下に別當所ありき、古義眞言宗にして高野山金剛峯寺に屬す、別當一人、大抵權大僧都法印等なり、他に役僧若干、門番堂守等の下男若干ありき、

維新の際東圓寺を廢し、別當道住(どうじゆう)は復飾して神主となり、市谷八幡が鶴岡八幡の分祀にして龜岡八幡とも稱することあるを以て、龜岡を姓として和泉と稱し、龜岡和泉道住(みちずみ)と云へり、而して國學及神式を、知人なる附近神社の神主につき學べりといふ、

大正十三年夏　　鳥羽正雄記

品川、芝、目黒地方における神佛分離

山本信哉氏報

〔御新政後記錄〕一　（品川神社神主記錄）

淺草白川殿役所ゟ、幸便有之候由ニ付、京都御本官へ願書差出ス、古川美濃守へ書狀ヲ以、取扱相願、平田翁へも拙書出ス、願書如左、但半紙へ認出ス、

奉願上候覺

一今般於京都、

勅祭之神社御改被　仰出候趣、承知仕候付而者、延喜式本郡之條ニ被載候、薭田神社、磐井神社、幷惣國風土記ニ相見候荏原神社、小六天神等、多年探索仕候得共、諸說紛々所在不詳多くハ附會掠託之社號ニ而、絕而確證無御座候者、慨歎之至ニ奉存候、就而者、右各社追而明證相顯れ候迄、改而當社合殿ニ御勸請被成下、私へ奉祀被仰付候樣奉願上候、

一神社ニ罷在候別當社僧等、復飾被　仰付候ニ付而者、近く本郡中在〻村〻之鎭守と稱候社不少、中ニ者、舊社も可有之候得共、從來一村限之鎭守等ニ而、助成無之ニ

付、社人も無御座、大抵死穢ニ預リ候佛寺ニて、兼帶罷在候得共、是等ハ社僧之例ヲ以、復餝可被　仰付者ニ者有之間敷候、依而本郡中ニ而、神主別當等有之候神社之外、一圓私へ兼帶奉祀被仰付被下度奉願上候、左候へは、江戸幷近在ニ而神職と相唱諸社之神樂、或ハ家々之竈神拜等相勤、致糊口居候者許多有之、中ニ者所謂乞盜之部類とも可申所爲ヲ以、愚俗を欺キ候巫覡之類も有之候ハ、畢竟恒産無之故ニ候間、右者御制禁被成下、右神職共篤と取調候上、望ニ任セ私支配下ニ仕立、六ヶ村ニ壹人ツヽ、便宜ニ隨而、右村社相預ケ、相續方之義者、其村之氏子助成ニ而、事足可申、社頭之掃除獻供等心得サセ、平生文武之道敎導被仰付、御國體令相辨候ハヽ、自然御政令之一助にも可相成と奉存候、各社神事之節者、一郡中社人相集メ、私罷出、神拜祭祀相勤可申候、此義ハ、本郡ニ不限、諸國とも同樣、各郡ニ於而、可然神主へ被仰付候ハヽ、佛像禁器等廢棄し、御趣意も速ニ相屆可申と奉存候、

一本郡中神社之內、神主幷死穢ニ不携社僧ニ而、奉祀罷在候者、十社ニ不過、其內、神主者、當社を除キ、纔ニ三社ニ而、其他ハ社僧ニ御座候得は、神器佛器等は差別も相辨へ申間敷、神主之分も同樣、佛事ヲ混し居候趣ニも承及候、右之分も神體神器等之取調、私へ被仰付被下度奉願上候、且佛寺境內ニ鎭守と稱し、社を置候分も不少、是

等神體取調候へとも、大抵佛像ニ可有之候得者、其儘佛號ニ爲相改、萬一全ク有謂舊來之神體之分者、近邊之社へ合祭いたし、跡者取毀候とも、佛堂ニ爲致候とも、勝手次第ニて可然義と存候、

一當社修造之義、往古者暫閣之、德川家執政已來、社殿共他私住宅ニ至迄、於江戸前幕府、造營修繕無間斷被令奉行候、然るに德川家近來之疲弊にて、自然被捨置候樣相成候得共、今更氏子共へ修造之助成も難申出、以自力無據所々のミ假ニ取繕置候得共、兩三年來其儀も難行屆、從來假繕いたし置事故、破壞一時ニ相增、殊ニ私住宅者、去寅十二月類燒之儘にて、難澁至極仕候、今般御制度御復古　神祇道御興隆之折柄、格別之　御慈惠ヲ以、此後も官造之社ニ被成下度、又者爲御修造料、社領ニ被成下、永世荒蕪不仕候樣御沙汰仰奉願上候、

右件々不堪志願、不顧多罪奉願上候、御許容被成下候ハヽ、難有仕合奉存候、誠惶謹言、

辰四月

武藏國荏原郡
品川神社神主
小泉帶刀印
勝麻呂花押

御本官

御執事中樣

右之外御靈串獻上相濟候屆書相添出ス、猶池上御宿陣へ出候願書、幷社記之寫しをも爲念古川但州迄差出ス

右四月十九日淺草役所内海隼人へ相賴、京都へ出ス、

奉伺候覺

一品川歩行新宿善福寺持飛地谷山稻荷社之義、水帳面除地壹畝六歩、稻荷社地と有之候、右者從來善福寺持地に御座候間、已後同樣被差置候義ニ御座候ハヽ、有來通り、奉願度、萬一御趣意通り、寺院所持難相成義ニ御座候ハヽ、私方ニ而宜樣いたし呉度旨、同寺住持申越候、右取計方奉伺上候、

一品川領戸越村鎭守八幡宮、古來私方持場ニ而、配下禰宜山田小膳へ相預ケ置、神事之節者、必罷越拜禮祭祀執行仕候處ニ而、同所行慶寺と申增正寺(上カ)末寺院も、別當兼帶いたし居、右一社を山田小膳幷行慶寺ニ而守護仕來候、然ル處同寺之義者、死葬地ニ而、復餝難相成趣ニ付、已後山田小膳一手持場ニ仕度候段、同人申出候ニ付、取計方奉伺候、以上、

一上澁谷千代田稻荷社守七五郎、同所恩田第六天、幷熊野社番淸兵衞兩人義ハ、百姓身分にて神社預り居候儀ニ御座候、右等取計方奉伺候、

辰八月

品川神社神主

小泉帶刀

鎭將府

御傳達所

右三ヶ條、去八月中鎭將府御傳達所ヘ伺書差出候處、御評議中之由ニて、其後御沙汰も無御座候間、猶又奉伺上候、以上、

辰十月

東京府

言上仕候覺

一今般御一新ニ付、神祇之一道者、別而御復古被　仰出、難有御儀ニ存候、然ル處、神社之義、中古已來沿革不少、殊ニ延喜式ニ被載候神社三千一百三十二座、半ハ舊趾不分明、近く本郡幷多摩橘樹三郡之內、考索仕候處、多くハ附會之社號ニ而、絕而徵證

無之、實ニ舊社ト覺候ハ、殆廢絶ニ及、終ニハ掠號之新社ニ被壓候者必定ニ而、或ハ同號之數社互に眞僞ヲ爭ヒ、甚キ者橘樹一郡之内ニ、杉山神社と唱候社十六社有之候哉ニも承候、御改革之際、式社御再興者不容易候得共、眞類之舊社彌埋沒仕、掠託之社僞號を遂ケ候樣相成候而者、舊社之紛擾益甚敷ニ至り候半與、私ニ追々社號相改候向も有之、後日之異論を釀し可申哉と、不堪杞憂奉存候、其他神祇祭祀之義ニ付而者、種々混亂之筋不少候、右等一々古書ニ徵し、實地搜索邪正御糺明被遊候ニ者、社寺御傳達所ニ附屬仕候神社檢察之一小局を被爲設、兼々神祇道研窮仕候者兩三輩御撰任被爲在候而、右等一々御取調被　仰付候上、御所置被爲在度奉存候事、

一別當社僧復餝之者、神拜祭祀之作法不案内ニ而、差當相僧相願候方も無之候より自然自己之心得ニ而、不都合之祭式相交候而者、御趣意ニも相背キ可申、右者今度布告頭被仰付候十一人ニ而、式目相定置、懇切ニ教授仕候樣被　仰付候ハヽ、可然哉と被存候、

一御布告向御達し之節、溜り所へ伺候之社寺、多人數ニ而、寫取ニ難澁仕候哉ニ承候、可相成者、四ッ時より溜り所へ御布告書御差出置被下、參上次第寫し取、調印退出

仕候樣被成下候ハヽ、一同難有可奉存候、左も無御座候而者、參上遲速之差別も不相分、自然銘々遲參仕候樣、可相成と奉存候、

一今般布告下ニ相成候澁谷豐澤村住居神職三十人之義者、只今迄別段持社も無御座、武家幷市中ニ所謂祈禱檀家と申者有之、其向々神樂相勤、或ハ竈神祭、或者正五九月祈禱配札等仕、糊口罷在候者共ニ御座候處、近來右職業之道相絶、兩三年來戶數も相減、今日ニ至り候而ハ、殆飢寒ニ迫り候樣子ニ而、從來商價(賈カ)之筋ハ不相辨、外ニ技藝も無之者共ニ御座候へ者、今更流離路頭ニ立候外手段無之趣承及、愚考仕候ニ、今般寺院ニ而、神社兼帶難成趣ニ御座候處、近來村々ニ鎮守と稱候社不少、元來一村限之鎮守ニ而、助成も無之ニ付、社人も無御座、大抵死穢ニ預リ候佛寺ニ而兼帶罷在候得共、是等者社僧之例ヲ以、復飾可被　仰付者ニ者有之間敷候、寺院之方ハ社離れ候而も格別ニ差支無之趣ニ候、畢竟社人難相立程之社ニ候得者、自然御趣意も難被行姿ニ可相成、右等之社、廣尾神職共壹人貳三ヶ村ツヽ兼帶守護被　仰付候ハヽ、必糊口之一助とも可相成、先荏原一郡之處御免許被成下、御知縣事より、右村々へ一應其旨御觸流し相成候上者、急速と申義ニ無之、追々各寺幷各村役人へ、穩便ニ及示談、聊粗暴之義無之樣被　仰付候ハヽ、上者御變革之御趣意御

行屆ニ相成、下者豐澤村神職三十家之人は、再生之鴻恩を口(奉カ)戴可仕と奉存候、元𠂉遊民とも可申者共ニハ候得共、妻子飢寒之愁ニ至候而者、相替リ候義も無御座、同職之悲苦不忍聽、奉申上候、

御垂憐之御沙汰ヲ蒙候ハ丶、私ニ於ても難有仕合奉存候、

右萬々賢慮可被爲在候儀ヲ、嗚呼ケ間敷入御聽候者、深く恐入候得共、存付候數件言上仕候、不蒙失言之義者、幾重ニも御寛恕仰奉冀上候、以上、

辰八月　品川神社神主

鎭將府　小泉帶刀

御傳達所

前出寺院奉祀神社取調帳、幷三件之伺書、四件之言上書共、八月廿二日御傳達所へ差出ス、中村晋平落手、猶序ヲ以伺之筈、

〔御新政後記錄〕ニ

十一月十七日御本官ニ而御達左之通、

來十八日新嘗祭ニ相當り、御祭者、於京師被爲行候得共、

主上御遙拜被爲在候、右御祭之儀者、先　皇國之稻穀者、
天照大御神顯見蒼生之食而可活者也ト　詔命アラセラレ、於　天上狹田長田ニ令
殖給ヒシ稻ヲ、
皇孫降臨之時下シ給ヘル物ナレハ、其神恩ヲ忘レ給ハス、且旱淋ノ憂無之樣ニト、
神武天皇以來世々ノ
天皇十一月中ノ卯日、當年ノ新穀ヲ天神地祇ニ供セラルヽノ重祀ニテ、三千年ニ近ク被爲行來、十一月朔日ヨリ散齋致齋ノ御齋戒被爲在、萬民御撫恤之爲ニ、
御親祭被爲在候事、誠以下々ノ身ニテハ、難有御儀ニ候、諸般之事者、中古以來他邦之風儀モ立交リ候得共、神事ノミハ、古代之儘ニテ、聊駁雜無之、純粹之古道ニ候、京都及山城國中者、當日ヨリ明朝迄梵鐘誦經之音ヲ禁止シ、庶人ニ至迄、一意ニ神祇ヲ尊崇スヘキ御定ニ有之、天下一統、昔ハ新嘗ノ日者、戶ヲ閉、齋戒イタシ候趣、古歌ニ相見候得共、只今ニ至候而者、其子細モ不存、徒ニ打過候故、及御布告候、
右之譯ニ而、全　御仁恤之
叡慮ヨリ被爲行候御祭ニ候條、公卿諸侯大夫士庶人ニ至迄、篤ク相心得、當日ハ潔齋
神祇ヲ拜シ、共ニ五穀豐熟、天下泰平ヲ神祇ニ祈奉ヘシ、面々每日食候米穀ハ、其元

天祖ノ賜物ナルコヲ知、御國恩之辱キコヲ相辨ヘ候ハヽ、遊興安臥シテ在ヘキニアラス、寒村僻邑ノ士民、雨ヲ祈、晴ヲ願候モ、必感應有之、況天下一同至尊之　御仁慮ヲ體認シ奉リ、共ニ祈請シ奉ルニ於而者、神祇ノ冥感殊ニ速ナルヘキ事ニ候、

辰十一月

右之通　御敬神之　御沙汰被爲在候間、銘々ニも厚く相心得、其社頭ニ於而、寶祚悠久國土安穩之丹誠ヲ相抽、其配下者勿論産子之者ニも相示し、誘導教化、古道之淳風を可宜揚候事、

辰十一月　神祇官

右本文官板ニ相成、當氏子へ相渡候分、百十冊拜受、社人ヲ以毎戸ニ配授候事、

十一月廿二日御本宮差出建白書、左之通、

口上覺

一追日御趣意御行屆相成、社僧復飾相增候ニ付而者、弊害隨而生し候義も可有之哉と杞憂仕候、譬者五十ヶ村之内ニ而凡神職二人、寺百五十寺、村鎭守と稱候社七十社

も可有之候へ者、右五十村之内ニ、祈禱、神樂、疫神送、名越祓、其他吉凶ニ付僧徒ニ託すへからさる事を、二人之神職へ賴來、年分壹人百金之收納有之候處、七十社ニ而復餝凡十人と合而、神職十二人ニ相成候得者、百金を新神主へ配當仕候譯ニ而、壹人之所得纔ニ十六七兩ニ相成候、卽舊來之神職家產を失ひ可申、是第一弊ニ御座候、又復餝神主十人も、六七社宛も兼帶仕候得者、不足有之間敷被存候得共、住宅を新ニ作り、衣服腰刀家財を備ひ、氏子へ披露ニ、先相應之失耗可有之、勸進仕、纔ニ、其費に充と雖、一婢一僕を使ひ、妻を娶り子を產ミ、一家六七口を養ひ候樣相成候得者、是まて死葬年忌ニ布施を得候時と相違仕、村鎭守六七社兼帶仕候者、四五十軒之檀越ニ不及事を始而悔悟仕、終ニ困窮ニ至り可申候、是第二弊ニ御座候、神社之修造も、僧侶奉祀仕候時者、村民祖考之廟宇修するの心得ニ而、力を盡し候も、復餝之後者、愚痴之民情自然疏略ニも可相成、既ニ氏子之不服ニ而迷惑いたし居候者も有之候趣承及候、僧侶者初穗を得るゝに妙なる者ニ御座候得者、復餝者却而神社衰廢之基ニも可相成哉と煩念仕候、是第三弊に御座候、神職貧窮仕候得は、自然醇粹之古道難被行、歸俗家は先入之好味難忘、必混淆不可止之勢ニ可相成候是第四弊ニ御座候、是迄之別當寺之外ニ、一家之神職相增候得者、必一村之煩累を增し可申候、是第五弊ニ御座候、右五弊者、畢

竟大路之纖芥ニ而、漸々御所置御行屆ニ可相成（候脱カ）得共、此弊者、當今御防ニ相成候得者、容易之義と奉存候、今時復餝之樣子を承候ニ、死穢地ニ而者、大抵主僧者復餝不仕、弟子或者俗緣之者を新ニ神主ニ取立、或者村里之子弟ニ社壇を貢、財帛を貪候も御座候哉ニ承候、神職多く相成候者、此故ニ御座候間、是迄別當職務來候一寺住持之外、猥りニ歸俗し、并別段神職相立候義ヲ、固く被禁、重僧復餝不仕社者、惣而從來之神職と住持復餝之分へ兼帯被仰付、且農民ニ而、神社預り居候向をも被止候得者、復餝之員數相減、從來之神職妻子之糊口差支不申、難有可奉存候、且上件五弊も自然相止、御趣意も御貫徹可相成哉と奉存候、（下略）

明治二年

前日伊吹左京へ、内々御達ニ而、洛中諸神社今以佛事混淆不相止、未タ復餝不致者モ相聞候處、東京府ニ而者、不行屆之儀モ有之候ニ付、御臨幸前、右樣ニ而不都合、且者京師者、他邦之目標共相成候事ニ而、風化大切ニ候得共、手數ニ者可有之候得共、洛中諸社十人ニ而手分致し、取調書差出候樣、古川三郎殿被申聞候ニ付、今日相談之上、東南之方角者、西東修理、幷自分兩人ニ而、翌廿八日廿

九日兩日取調候、大略美濃帳ニ仕立、三月三日御官へ差出候、左之通リ、

三月三日、月次御玉串獻上、辨事官掌安藤權兵衛小室新彌落手、

但、御式日ニ付例ゟ早メニ相納メ候事、

東京東南之方神社調書

一靈岸島鎭守橋本稻荷社　神主橋本圖書復餝

一門前ニ、御府内八十八ヶ所弘法大師第十三番、阿波國一宮寺寫圓覺寺ト記し候立石有之候、

一拜殿ニ頻頭盧、其他佛像三軀、空海木像等据有之候、

一社番人僧形之者罷在候、

一佃島鎭守住吉社　神主平岡日向守

一龍王辨才天ト稱候末社有之、修造助成寄進之連名札ニ社號相記シ、且供米袋ニモ同様認候樣子ニ御座候、

一木挽町三丁目寶稻荷社　神職鯛野監物復餝

一相殿吾妻大權現ト扁額ニ記し有之、佛體ニ御座候、提灯ニ蛇ノ目橋等之紋有之候、

一四日市 稻荷社　神職 金子因幡

一白晝ニ蠟燭多クともし有之候、

一會計官ノ、每月三度之御祈禱有之旨認、神前ニ掛有之候、是ハ別事ニ御座候得共為念申上置候、

一芝露月町 宇賀神社　別當 長久院

一額ニ宇賀神ト認有之、神前鏡・神主德利等相見候而、佛器モ多ク有之候、未タ復飾不仕候、

一同所 出世稻荷社　神原邊之稻荷神職方兼帶之由ニ而、姓名不詳、

一宇賀神社之傍ニ有之候、是ハ別ニ神職御座候由ニ候得共、額ニ出世社ト認有之候、出世之二字佛語ニ候歟、

一芝西應寺町別當寺 田中稻荷社

一此社者、西應寺境內ニ有之候得共、探索仕候處、舊社ニ而、古ハ田中神社ト稱シ、田中山西應寺者別當寺ニ有之候ヲ、今者西應寺鎭守ト稱し、寺領之十石モ、元來者社領之由ニ候處、今度同寺ニ而社殿ヲ破却シ、神體者他ニ移し候哉ニ聞及候者、歎敷事ニ候趣、其邊之古老熱々說諭仕候、虛實不詳候得共、種〻如此類承及候、僧

従之難差向候事ニ御座候、

一増上寺境内　飯倉天満宮

一同　茅野天神社

一同　淺千代稲荷社

一同　辨天社

一同　丸山稲荷社

一同　熊野社

右芝增上寺境内ニ御座候、此他稲荷等小社者許多有之候様子ニ御座候、

一本芝四丁目　香島社

一社前ニ高サ壹丈程之題目石有之、正面ニ大乗妙法蓮華經全部一石一字六萬九千三百八十四字謹寫之ト刻ミ、左右ニ偈語多ク記し有之候、

一田町四丁目　三田八幡社　神主石田舍正後當

一末社ニ金毘羅大權現、辨財天、大黑天、摩利支天、牛頭天王等有之、何れも社號額札ニ認メ有之候、

一本社南之方ニ、高サ四尺程之不動之石像幷石燈各一基有之候、

一高輪鎭守
石門稻荷社　神主來乘院播磨
一石坂下左右ニ石塔壹ツヽ有之、墳墓ト相見候、
一右同所南之方ニ、南無阿彌陀佛ト認候碑有之候、
一拜殿ニ佛像二三軀、三猿等有之候、
一鳥居ニ奉獻華表太子講江戶石工惣中と、大字ニ彫付有之候、
一復飾仕候而、寺號ヲ苗字ニ用候者御座候得共、不快奉存候、子孫ニ至候ハヽ、必後悔可仕候、
一西久保鎭守
八幡社　神主吉川左近復飾
一社前ニ庚申塚二ツ有之、一ツ者三猿之上ニ佛像彫付有之候、
一芝
愛宕神社　神主岩田釆女復飾
一山上西之方ニ庚申ト大字ニ彫付候碑石有之候、
已上、二月廿八日探索仕候、
一白銀鎭守
氷川社　神主金森主膳復飾
一拜殿天下泰平之扁額ニ、權大僧都不可得薰沐書ト記し有之候、
一拜殿左之方ニ大ナル香爐有之候、

一末社佛像相見、是も香爐有之候、

一鷺ノ森神明社　　神主大月人兼帯

一御祈禱護摩供報恩寺ト認候紙札三枚、社殿ニ張有之候、

一芝三田鎮守春日社　　神主三笠左京復餝

一見此瑞相獲菩提眞淨大法秘要期之貳句大字ニ認、拜殿左右之柱ニ掛有之候、

一密壇惣補理、寄進連名札拜殿ニ掛有之候、

一本社左之方末社柱ニ奉讀誦節分夜般若心經云々之紙札、幷立春摩訶吉祥ト認候札張有之候、

一石坂下末社ニ鰐口掛有之候、

一二本榎清正公　　別當覺林寺

一清正公者、洛中所々ニ相見候而、全ク浮屠ニ屬候事ト者相見候得共、像之樣子、清正公之稱等、不都合ニ奉存候、今時大神儀ヲ改メ、清正公大勇儀ト認候も有之候者、可笑事ニ御座候、

一二本榎花城天神社

一門前ニ天滿宮長盛山松久寺ト認候立石有之候、未タ復餝不仕義ニ御座候得者、

社中之淆混（マヽ）一々不申上候、

一高輪南町鎭守　高山稻荷社　　別當安泰寺

一境内之立石ニ彫付候佛像有之候、

一飯倉町鎭守　熊野社　　神主正宮寺大膳復餝

一神職未タ治定無之、此節相談中と申事ニ御座候、

一末社ニ子育社と記し有之候者、地藏ヲ改メ候樣子ニ而、怪キ神號ニ御座候、屋根ニ葱帽子付有之候、

一二本榎　丹生高野兩神社

一拜殿金的奉納之額ニ、熊野大權現ト認有之候、

一右者高野山宿寺正覺院ニ有之、頗ル大社ニ御座候、白銀高野寺ニも、境内ニ同神之社御座候、何れ外ニ稻荷八幡等之小社有之候、

一白銀　妙見社　　別當妙園寺

一右鳥居之額ニ妙見宮と有之候、

一永峯町鎭守　八幡社　　雉子宮神主　神主長岡左近兼帶

一神前神器佛器打混有之、復餝之樣子相見不申候、

一門前ニ八十八ヶ所大師之立石有之、是迄之別當高輪院入口と、社地相接境界無之候、

一社前ニ石地藏有之候、

一品川臺丁忍田稻荷社　神主山田和泉

一神前右之方ニ、高サ三四尺之佛像有之候、

一神前机上ニ鏧(キン)を置有之、神拜之節鳴し候樣子ニ相見候、

一境內ニ立石壹基有之、乾元亨利貞ト彫付有之、乾元社ト稱候趣ニ御座候、

一同所雛子宮　神主長岡左近復飾

一入口雛子宮元三大師と彫付候立石有之、

一元別當寶塔寺大門道と社地相接し境界無之候、

一寶塔寺者死穢地ニ候處、復飾後モ左近儀、同寺ニ住居之樣子ニ御座候、

一此地を洛外と承候得共、東京觸頭永羽右衞門配下之由ニ付相調申候、

一目黑金毘羅社　別當高幢寺

一今以社號不相改趣ニ御座候、

一神前境內等惣而混淆一々不申上候、

一石大鳥居貳基有之、扁額者取除キ有之候、
一別當未タ復飾不仕容子ニ御座候、
一目黑大鳥社　　神主大島三津木復飾
一神前ニ香爐据有之、
一社地ニ佛像彫付候立石六基程有之候、
一玉川百番觀世音拜巡三十有三度ト記し候碑有之候、
一元別當大聖院死穢地ニ候處、復飾後も同院住居之趣ニ御座候、
一目黑不動堂　　別當瀧泉寺
一右者全ク佛堂ニ御座候得共、末社ニ太神宮、八幡、天滿宮、淡島社、其外五六之神社御座候而、鳥居等有之候、
一裏門表門共シメ繩張有之候
一大門唐銅大鳥居、不日取除キ候樣子ニ而、足代掛ケ有之候、
已上、二月廿九日相調申候、
一目黑之義者、洛外之由ニ御座候得共、都下ゟ參詣之者多有之候場所ニ付、大略相調申上候、

一洛中神社有分、佛臭如此御座候得者、品川驛其外在方ニ至候而者、未タ復飾不仕向も相聞、舊習最不少樣子ニ御座候、

一寺院境內鎮守ト稱候社、大小ヲ未論、大抵每寺有之候、一々不申上候、

一佛前ニ鏡ヲ置、或ハ幣策ヲ立候類、所々相見候、不都合之義と奉存候、

一神社ゟ出候札守之類ニ付、以佛語ヲ認候も往々見受申候、

右者私共兩人ニ而請持相調候分ニ而、日本橋ゟ南西ノ久保通りゟ、古川之流れヲ限リ、東京東南之一隅ニ御座候、尤各社神官糺合仕候義ニも無之、內密見廻リ候事故、疏漏之儀も多く可有之候、以上、

巳三月　　　小泉帶刀

　　　　　　西東修理

神祇官

　御役所

十一月廿二日、左之廻狀品川縣ゟ驛村へ相廻リ候趣、北品川幷戶越村ゟ申來、

當縣支配所、鄉村所在之諸神社取調之儀、府中六所神社禰宜猿渡直麿へ致委任、我

等一同近日廻村いたすべく（マヽ）間、組合村々へ相違、右之通相認、廻村之節差出可申候、

一大小社ニ限らす、神主社人等有之分者、別紙凡例案文之通、美濃紙竪帳ニ同樣二冊相認、其神主調印いたして差出事、

一御一新後、別當復飾未相濟分者、前文之通、其別當ゟ書出し可申事、

　但、滅罪旦家等有之候寺院ニ而、別當職を相兼候向者、其譯明細ニ認メ可差出候、

一神主別當も無之村持之社、或ハ百姓持之社等は、其所之名主役人連印ニ而書上可申事、

　但、祭神事執行致候節者、如何樣之仕來候哉、明細認メ可差出候、

一寺院境內有來候社者、其寺院幷名主等ゟ書出し可申事、

一百姓屋敷內ニ有來候社は、其持主幷名主役人連印ニ而書出し可申事、

一山林田畑路傍等ニ有之候小祠之類は、其所在之名主役人ゟ書出し取調可請事、

　但、何れ之小祠たりとも、神社之體ニ而、有來候分は、不漏樣書出し可申、且申傳之由來等有之分は、其趣書出し可申事、

一妙見、辨天、大國、金毘羅、聖天、不動其外佛語ヲ以、神號ニ稱し候類も、神社之體ニ而有來候向は、其所之寺院、或ハ名主役人ゟ書出し取調可受事、

右之趣、其組合村々中大夫以下、社寺領とも不洩樣相達、時日を不延取調爲置、廻村之節、差支無之樣取計可申候、此廻狀早々順達、留ゟ我等方へ可相返もの也、

十一月十六日

品川縣小屬

小原撤三

荏原郡

下小澤村ゟ

同郡

外寄場親村

役人中

明治三年

正月廿二日差出ス願書如左、

奉再願ひ覺

當御社門外通路、東海寺大門道ニ而、出入佛地を踏候者、不都合之儀ニ付、昨巳年春中、通路御改革被成下旨、願書相捧置候得共、于今其儘ニ相成居、神輿通御ヲ始、毎月御玉

串献上等ニモ、不得止佛地通行罷在候、既ニ品川縣管轄中、神地佛域之境界大門道之區別等、無遺漏御改正相屆候趣承候ニ、當御社耳今日迄分界之御沙汰無御座候は、何故ト、氏子等之街談モ不堪煩念奉存候、速ニ御沙汰被成下樣奉冀上候、右通路御改正相成、双方差支無之樣、愚慮仕候儀も御座候へ共、委曲演舌ヲ以可申上候、（中略）右當件不憚御多端、再奉願上候、事情御憐恕被成下、願意御聞屆相成候樣、愼而奉願上候、以上、

品川神社神主

小泉勝麻呂印

午正月

神祇官

御役所

右岡田官掌殿取次落手

二月七日御召ニ付、官へ參上候處、右二件之內大門道之儀者、品川縣へ可願出旨、岡田官掌被申渡、依而二月十一日品川縣へ差出候書面如左、

奉願候覺

當御社門外通路、東海寺大門道ニ而、出入佛地ヲ踏候儀、不都合ニ付、昨巳年正月中、通

路御改革被成下度旨、神議官(マヽ)ヘ願書相捧置候得共、其儘ニ相成居、神輿通御ヲ始、毎月御玉串献上等ニも、不得止佛地通行罷在、如何ニも差支候儀ニ付、猶今般　神議官(マヽ)ヘ相伺候處、當　御縣ヘ御改正之義、可願出旨、去七日被　仰渡候、就而者、如何樣ニモ右通路經界相立候樣、御取扱被成下度、粗繪圖相添奉願上候、以上、

午二月　　品川神社神主

小泉勝麻呂印

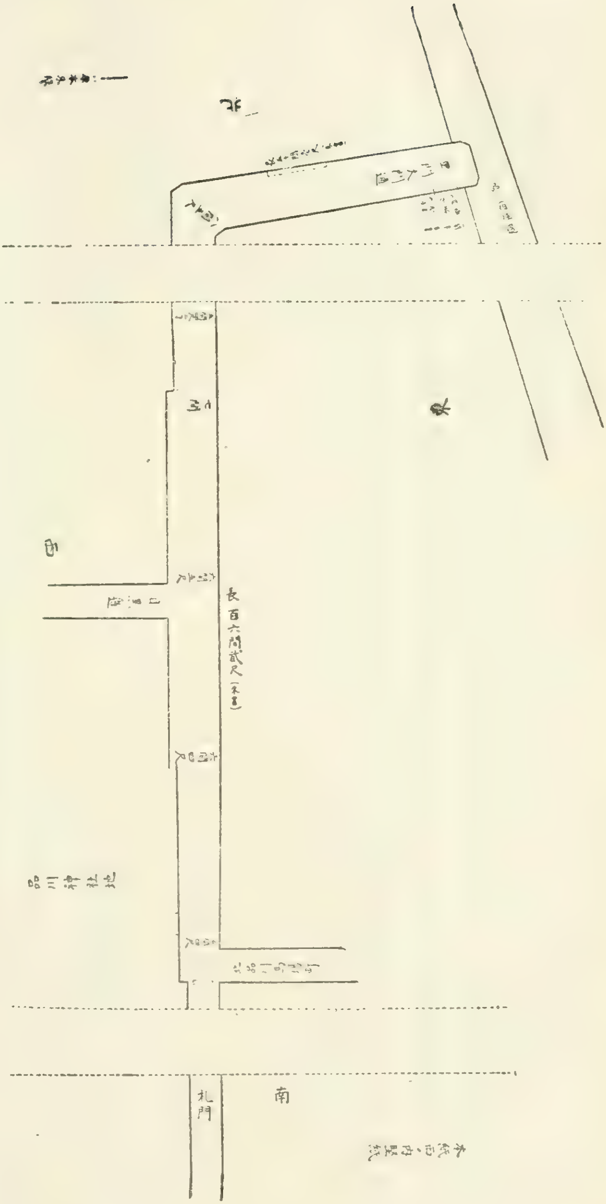
品川縣

御役所

右三島少屬殿落手、

二月廿三日差紙ニ付、縣ヘ罷出候處、當御社ト東海寺ト創立之先後被尋候ニ付、當御社者、舊社之旨申之、家康公判物ヲ始、其證不少事ヲ相對、

四月廿五日、三島少屬殿當驛出役見分之上、東海寺大門道上地、但當驛出役鈴木少屬、東海寺役者兩人、案者、役人、善福寺法禪寺、其外宿役人立會、見分有、當御社者立合無之、傍示杭者宿方ニテ相立、先東海寺ゟ差出候書面左ノ如シ、



一當寺大門通中門外ゟ、黑門迄之地所、品川神社神輿通御ヲ始、御玉串献上之節、寺地通行不都合之趣被仰渡、就而者右地所寺名相除キ、上地仕候得者、神輿通御者勿論滅罪等之節共、通路差支無御座、全ク往來同樣ニ而、都合宜鋪義と奉存、依之今般上

地之義奉願上候處、右願之通、御許諾被成下、則如圖面、中門外ゟ黒門迄之地所、上地
仕候處、相違無御座候、依而如件、

午(四カ)五月廿五日

東海寺役者

玄性院㊞

高源院㊞

品川縣

御役所

右裏書如左、

表書之通相違無之ニ付、遂見分令裡印者也、

午(四カ)五月廿五日

品川縣

社寺掛

三島少屬㊞

同夜、三島氏旅宿、當驛松葉屋へ罷出候樣差紙ニ付、參候處、左之請書差出
候樣被申聞候ニ付、差出ス、料紙半紙假綴、

御請申上候覺

當御社門外通路東海寺大門道ニ而、神輿通御ヲ始、月次御玉串献上之節、佛地通行仕候段、不都合ニ付、境界相立候樣奉願候處、早速御取調被成下、同寺大門通之內、中門外ゟ黑門迄之地所、今日御見分之上、上地被仰付、通路差支無之樣被成下候段、難有仕合奉存候、然ル上者、神輿　御玉串通路差支無御座候は不及申、右上地之分者、品川驛內往來ニ相成候儀ニ付、葬式等通行候共、是亦差支候儀聊無御座候、且北品川馬場町、一ノ鳥居之儀、已後右樣往來道出來候上者、別而死葬之通行無之樣可仕旨被仰渡、是亦急度相心得可申候、仍而御請如件、

品川神社神主

午四月廿五日　　小泉勝麻呂印

品川縣

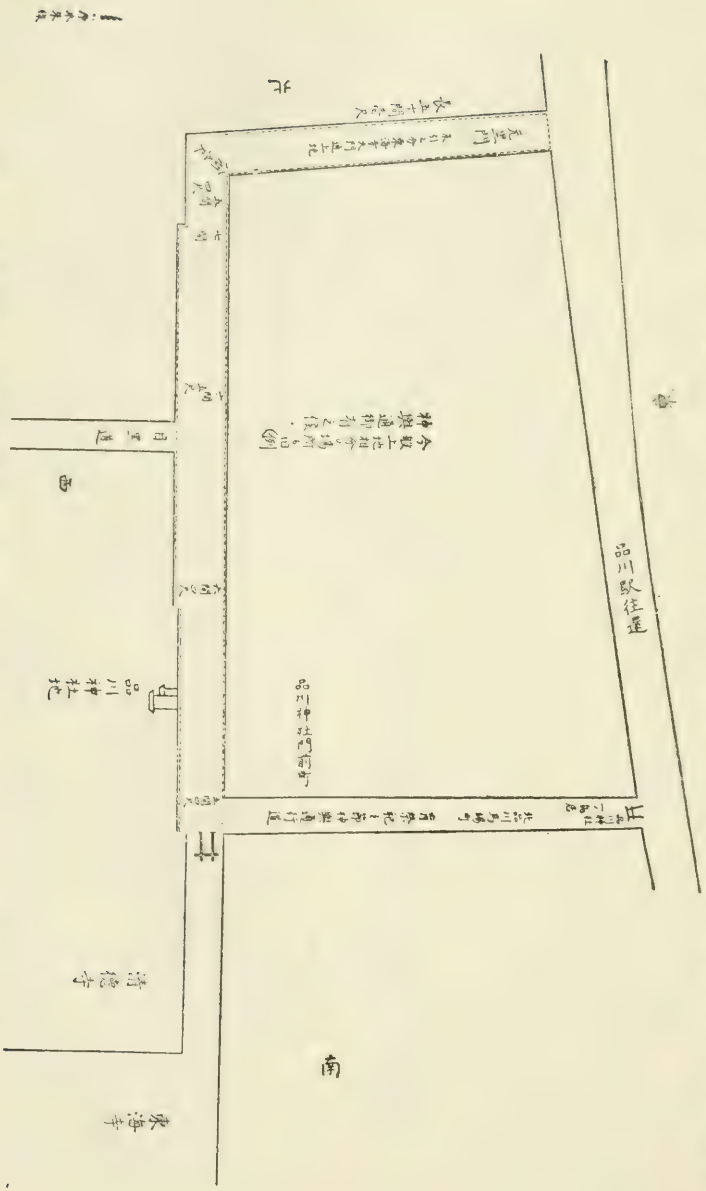
御役所

同廿七日、御本官へ御屆、如左、

御屆申上候覺

當御社門外東海寺大門道ニ付、神輿通御幷御玉串献上等之節不都合ニ付、通路御改正被成下度旨、昨巳年春中、願書相捧、猶去正月廿二日奉伺候處、品川縣へ可願出旨、御

沙汰ニ付、二月十一日、品川縣へ出願仕、追々御調之上、一昨廿五日、三島品川少屬殿被致出役、場所見分之上、東海寺大門通之内、中門ゟ黑門迄之地所上地被仰付、品川驛内



往來道ニ相成候、就而は御社通路已後差支候儀、聊モ無御座、快事無此上、難有仕合奉存候、卽別紙圖面相添御屆申上候、以上、

午四月廿七日

品川神社神主

小泉勝麻呂

神祇官

御役所

右石橋官掌殿取次ヲ以落手ニ相成、

右ニ付、廿六日東海寺へも挨拶ニ行、廿九日當驛出役鈴木氏品川縣廳へも御禮ニ出ル、

武藏御嶽社神佛分離の始末

鷲尾順敬

目次

一、武藏御嶽社神佛習合の由來

武藏御嶽社は御嶽山の山上にあり、（今東京府西多摩郡三田村に屬す、）社傳では、景行天皇の時に、日本武尊が親ら御鎧を岩窟に納められた地で、聖武天皇の朝に、僧行基がこれを問うて登攀して、藏王權現を安置してから靈場となつて知られたといふが、僧行基に關することは、何等の徵證がない、又社傳では、四條天皇の時に、大中臣國兼が登攀し來つて、靈感によりて藏王權現の祭祀を司り、坂本の地主の神大麻止乃豆大神の一座を、

加ふることゝなり、爾來神佛習合のことゝなつたと云ふ、實はこの頃から藏王權現が同じく安置せられたものであらう、

今回實地に就いて調査したる所に依れば、本社の神殿の內陣に納められてある神鏡三面の銘文に、大麻止乃豆大神の神號がある、これは舊地主神社の神體であつたものが、この神殿の內陣に納めらるゝことゝなつたものであらう、今神殿の內陣に、神鏡三面ある、是等の寶物銘文共に研究すべきものであらう、卽ち如左、

一神鏡　一面　徑六寸八分、厚二分

（背面銘）

建久三年四月

武藏國　大圓天神

一神鏡　一面　徑三寸五分、厚四分五厘

（背面銘）

武州大麻等智天神寶前

應永元甲戌年五月　岩松氏

一神鏡　一面　徑三寸九分、厚五分

（背面銘）

奉納大圓宮神廟

弘治二辰秋九月三日　光女

延喜式に、武藏多摩郡八座の內に大麻止乃豆乃（オホマトノツノ）天神社とあるのが卽ち是れであらう、而して社傳には坂本から遷座せられたものとある、

大中臣氏の御嶽緣起（金井郡治氏所藏、大中臣國榮作と傳ふるもの、）に依れば、文曆年中に、大中臣國榮この地に至りて藏王權現の靈驗に感じ、その金銅像を造立して安置し、建長年中に寶殿等を建築したことが詳しく見える、しかしこれは後に社傳を記載したものであらうが、今金井氏所藏の記錄類を參考して、全く事實のないことでなからうと思はる、

德治二年に、壬生某女が梵鐘を納めたのである、その梵鐘は、後代に至るまで使用せられてゐたもので、今その銘が傳はつてある、

敬白　　金峰山

奉鑄金峰山槌鐘

右志者、爲天長地久御願圓滿、乃至法界衆生平等利益也、

德治二年丁未十一月廿七日

大檀那壬生氏女納之
大工　　行重
播磨權守利重

壬生氏の御嶽緣起（金井部治氏所藏）に、次の如く見える、

夫以、和州芳野里有金峰山焉、藏王權現垂迹之地也、武州奥氷川有金峰山矣、藏王權現利生之砌也、云々、

因玆尊卑抽心、咸光被物、弟子雖爲優婆夷之微質、久掌大權現之靈場、春禴秋嘗之禮、專盡鄭重、玉帛銀幣之供、唯存齋潔、飽蒙神祐、鎭全生計、爰命及八十、形尤老衰、毎懷殘涯之不幾、彌請後世之可恐、仍就得一之叢祠、翹無二之棘府、二階樓門一宇、此門者依先年之破壞、當時之改造、奉造立皆金色釋迦如來像一體、彩色地藏菩薩像六體、金剛力士像各一體、此尊像等者、安于階上、致恭敬、二王者、立門下憑擁護矣、奉如法書寫妙法蓮華經六十六部五百廿八卷、此經者、請數口之淨侶、遂七般之殊功、企如法如說之繕書、仰無二無三之金言、其內兩般者、奉納六十箇之諸國、五般者奉納當所當山之幽窟矣、古今正和閼逢之曆、姑洗餘閏之津、擇支干之甲吉、致供養之、南膜廼噌（嗚カ）極樂寺長老爲唱道尊師、出從鎌倉之遐境、臨于瑞籬之齋筵、辨舌振詞、感淚滿襟云云、

正和三年閏三月　　弟子壬生氏敬白

此縁起に依れば、正和年中に、壬生某女の本願により、藏王權現の靈場が大に嚴飾せられたもので、當時一方の靈場であつたものが、大に嚴飾せられて、益興隆することゝなつたものである、壬生某女が、先づ梵鐘を納め、漸く後に佛教の圖像堂舍の造立に盡したものであることが知らる、

(木版)大般若波羅密多經卷第十五（〇金井郡治氏所藏）

(奥書)曆應第三天庚辰五月六日一校畢　沙門澄融

本檀那淸原氏女

今修理左衛門尉淸兼

此經は、御嶽社の舊藏のものである、奥書に見ゆる沙門澄融は、世尊寺世代記に依れば同寺第六世住持である、

大般若波羅密經（〇金井郡治氏所藏）

(奥書)武州杣保御岳金峯山藏王大權現靈社大般若經印捨有季矣、但板印摺滅、字劃不正、爰有寓住信女正心、發心施財、修補闕、以茲善利專祈、天淸地太、風諷雨順、當社繁興、居民安寧、現當所願快得成就者也、後來閲者、若能從空放下、從空看取、智惠法海、坦然不

動般若慈舟、寂爾逍遙、

永和第四戊午十月廿五日

直山叟啓瑞拜書

直山章　朱字　白字　釋氏名瑞

此經は、同じく御嶽社の舊藏のものである、今は斷片を存してゐるに過ぎぬ、しかしこの奥書により、古く御嶽社で大般若經が版行せられてゐたことが判る、永和四年に至り、その版が摺滅したので修復せられたことが記載せられてゐることは、その事實を證明するものである、

御嶽社の樓門の下に世尊寺が建立せられたことが緣起に見えない、しかし同寺開山源敎が、建久八年に寂したと傳へられてゐる、同寺世代記に依れば、開山源敎以後歷代の住持があつた、しかし各住持の寂年月日に依つて考ふれば、時々住持が絕えたものであらう、第二世法印慶悅が文曆元年に寂し、第三世法印崇啓か元德年中に寂してゐる、次に第十世法印啓瑞が明應八年に寂し、第十一世法印俊榮が元和二年に寂してゐる、是等は繼續してゐたものとせられない、要するに第十一世法印俊榮以前は、稍明瞭を缺いてゐる、

世尊寺歷代住持

第一世　　源教　建久八丁巳年三月十四日寂
第二世　法印慶悅　文曆元甲午年五月十八日寂
第三世　同　崇啓　元德　年　月　日寂
第四世　同　祖榮　貞治三甲辰年七月廿一日寂
第五世　同　如見　慶安三庚戌年五月七日寂
第六世　同　澄融　康應二庚申年八月十二日寂
第七世　同　光用　至德三丙寅年十月二日寂
第八世　同　光信　應永七庚辰年三月廿八日寂
第九世　同　有山
第十世　同　啓瑞　明應八己未年七月　寂
第十一世　同　俊榮　元和二丙辰年三月廿五日寂
第十二世　同　高淸　寬永六己卯年八月十五日寂
第十三世　同　亘圓　承應三甲午年　廿一日寂
第十四世　同　賴意　明曆二丙申年七月廿四日寂
第十五世　同　賴ヽ　寬文三癸卯年四月十七日寂

第十六世　同　賴慶　元祿十一戊寅年八月三日寂
第十七世　同　盛圓　享保十一丙午年正月十七日寂
第十八世　同　日宥　享保廿一丙辰年正月十三日寂
第十九世
第二十世　同　日應　明和五戊子年八月廿八日寂

要するに、鎌倉時代の初期より當社の神佛習合が漸く事實となり、其末期に至つては、當社に佛教が盛行したものである、それが壬生某女の佛教の信仰により益靈場となり、佛教に關係する堂宇等が造營せらるゝことゝなつた、正和三年閏三月壬生氏の御嶽緣起が事實を證明してゐるものである、

當時宮司大中臣氏のことはよく傳はらない、同氏の系圖も明瞭を缺いてゐる、しかし社僧世尊寺の住持のことは傳はつてゐる、これが一山に權勢があつたものであらう、

藏王權現の靈場が、佛教の信仰に依つて興つたとは、固より當然である、

二、江戶時代の一山の形勢

天正十八年に、德川家康が江戶に入り、翌十九年十一月に、三田領の內を以て當社々

領三十石を寄附し、慶長十年に家康が命を下して社殿を造營し、翌十一年八月に落成した、卽ち江戸城の鎭護を祈願して、太刀一振神馬一匹を奉納し、始めて下馬札を建つることゝなつた、

爾來、幕府は常に當社の崇敬を怠らなかつたもので、元祿二年八月に大風があつて社殿が大破したので、同年九月に實地を調査し、同十三年に再び造營して舊規を改め、社頭整備した、

當時、此後破損修繕等には、武藏一國勸化、幷に富䦨の興行を免許することゝした、明曆四年三月に、一山の法度七條を下し、神主社僧及び御師等の神事に盡すべきことを示した、これは後世まで一山の法度となり、數々厲行を促されたものである、その全文は次の如くである、

覺

一正月元朝、權現ヘ社參之事、山中之御師從早朝神主處ヘ寄合、神主社僧を先立可社參之事、

一同月七日、奉社祭禮山坂本之者共神主處ヘ寄合可執行之事、

一同月八日、大般若經箱負候者之事、

神主下人爲持可申事、

一二月八日祭禮之砌、權現に納太刀力者之儀、神主方ゟ其役人に可相渡事、

一散錢之事、神主社僧幷御師立合相改、致相封、神主處に預ヶ置、社修理料其外神田等ニ可仕候、勿論其節ハ相判之者共立合封を開可出之事、

一社中竹木猥ニ不可伐採候、若堂舍破損修覆其外入用之儀於有之ハ、奉行所迄伺之可受指圖候、勿論私用ニ伐採之儀堅ク停止之事、

一、神主社僧幷御師萬事令相談、如先規之社法、能樣ニ可令勤仕候、以私之遺恨、神事祭禮等、聊不可致懈怠候、自然私曲之事於有之ハ、互ニ奉行所迄可訴之事、

右之條々堅ク可相守、此旨若於違背ハ可爲曲事者也、

明曆四年戌三月廿七日

次左衞門
源左衞門
藏人
將監
備前
出雲

明暦四戌三月廿七日

武州御嶽權現
神　主
同所　社　僧
同所　御　師

當時一山には、神主社僧及び御師三十餘家あつた、神主は世襲であつて權勢があつた、

江戸時代の初、神主は大中臣國兼の後孫と云へる御嶽國吉の男國胤が職にあり、國吉は後に濱名氏と云ひ、數代相續し、後に他家より入つて嗣ぐことゝなり、大原氏、淺井氏、金井氏となつた、江戸時代の歷代は次の如くである、

神主　濱名　刑部國胤　慶長元年十一月三十日歿
同　勝正吉胤　萬治三年十一月十九日歿
同　左馬助兼郡　明暦二年九月十二日歿
同　玄蕃國晉　延寶五年四月廿七日歿
同　左衞門國重　元祿十五年閏八月十三日歿
大原左衞門盛胤　享保九年三月十六日歿

淺羽　藏人恒盛　寶暦四年八月廿八日歿
金井　左門義國
同　　政國　天明元年六月卅日歿
同　大輔郡胤　文化十四年十月廿八日歿
同　權頭郡明　寛政四年六月十二日歿
同　左衞門郡技　天保十三年八月一日歿
同　左馬助郡義
同　大輔郡則　嘉永五年六月十日歿

社僧世尊寺は、眞言宗山城醍醐三寶院の末寺であつて、開山源敎以來相續するものと傳へたもので、神事に關係した、しかし神主の下にあつたので、常に神主の權勢を奪はんとし、抗爭したものである、

神主、社僧、御師が常に悶着し紛爭したものである、神主社僧はいづれも一家一人であるが、御師は三十餘家三十餘人あつて、時に神主に與みし、時に社僧に與みした、江戸時代の中期以後は、社僧に學德ある者なく、自ら權勢が衰へたものであつた、神主社僧が御札賣下の權利利益に關し悶着したことは、次の一書にても明である、

口上覺

一御嶽山古例神主義は、中臣御祈禱牛王札守於神前賣來申候、世尊寺義は護摩執行之牛王札計一人ニ而賣來リ申候例數に御座候、依之書付差出し申候、以上、

正德二年辰七月三日

掃部(印)

以下三十六人連署

神主大原修理殿

(金井氏所藏文書)

世尊寺二十代住持日應が、神主金井氏等に對抗して權勢利益を爭奪せんとし、一大訴訟を起したことは、當社にあつて諸人の間に聞えた事實である、今尙ほ金井氏には當時の訴訟に關する文書記錄が數個の用箱に充されて保存せられてゐる、その悶着紛擾は言語に絕してゐる、後、日應が一山の法度に背き、當社の境內の神木を伐採したといふことを、神主御師から幕府に訴訟することゝなり、日應は遂に幕府から處罰せらるゝことゝなつたので、世尊寺は一時住持なく、位置を失ふことゝなつた、

安永四年に、世尊寺住持日應の後に眞全が入つて住持となつた、しかし全く權勢がなかつた、次の一書は當時神主金井氏に送つたものであるが「萬事御指圖次第」と云

へるを以て、當時の位置が判知せらるゝのである、實は日應の後世尊寺は僅にその堂宇を存したもので、住持眞仝は實は住持と云ふ名義にとゞまるので、何等の權勢がなかつた、

鍵預リ一札之事

拙僧儀因緣ヲ以、當五月廿六日ニ世尊寺ヘ致入院候、依テ外陣之御戸鍵貳、早速御渡被下、慥ニ受取預リ申候、然上ハ神寶別而神前向火之元等大切ニ守護可申候勿論、社用之儀ニ付者、先規ゟ仕來之通リ、萬事御指圖次第ニ相務可申候、爲後證仍而一札如件、

安永四未六月　日　世尊寺眞仝

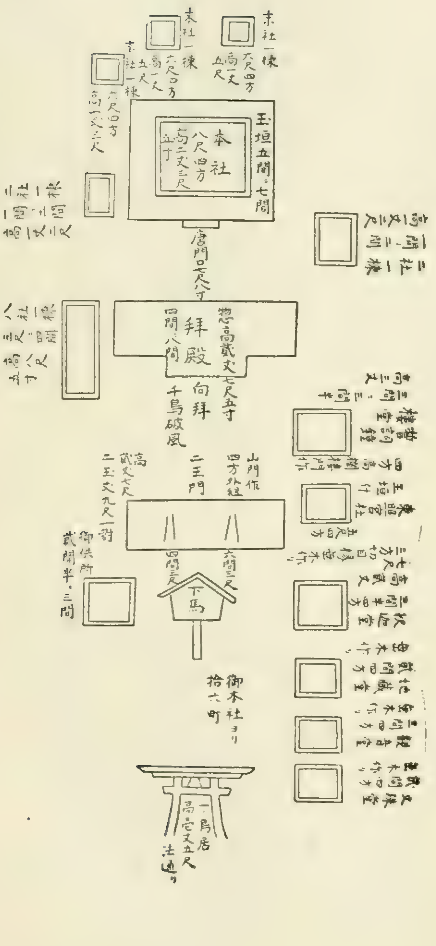
金井勇助樣

（金井氏所藏文書）

尙ほ正覺寺と云ふ一寺があつた、曹洞宗同郡二股尾（ふたまたを）の海禪寺の末寺であつて、神主御師の葬儀を掌つたもので、謂ゆる滅罪寺である、世尊寺は當社別當寺であり、正覺寺は當社に關係なく、神主御師の葬禮寺であつて、住持は葬禮僧であると云はれてゐた、

三、江戸時代の社殿幷に行事

江戸時代の社殿は、慶長十一年以後再三造營修繕したものである、寛政三年の社殿等の繪圖がある、當時の當社の全體の結構を徵すべきものである、即ち次に掲ぐ、



此繪圖に依れば、拜殿の前左に誓詞鐘樓堂がある、德治二年壬生氏女の納めた槌鐘を掛けられてゐたものである、二王門の前左に釋迦堂があり、その次に地藏堂觀音堂文殊堂がある、

右繪圖面之通相違無御座候、以上、

寛政三辛亥年　　武州御嶽山大宮司

金井權頭(印)

文政五年の宮所目錄があり、弘化三年の宮所屋間寸間改帳がある、寛政三年以後末社等が大に增加したことが證明せらるゝのである、卽ち次の如くである、

宮所目錄

一御本社幷玉垣唐門

一東照宮樣御宮幷玉垣唐門

一奧院　征夷高祖社武尊大權現

一神明堂　一拜殿

一巨福山　一大黑惠美壽壹棟

一八社壹棟

雷神　宇賀神

風神　辨才天

山神　三嶋明神

役行者　春日神社

一勝手社　一子守社
一稲荷社　一四角山神
一御供殿　一疱瘡神
一拜殿　一鐘樓堂
一御神樂殿　一仁王門
一釋迦堂　一地藏堂
一觀音堂　一鐘ツキ堂
一手洗石

右者、御造營被成下置候通り有形ニ御座候、

破却仕、宮無御座候分、

一山王三社合殿　一愛宕山
一天滿宮　一蠶神
一富士淺間　一住吉
一八幡宮　一熊野
一藥師堂　一文殊堂

一駒形堂　　一南口觀音

右者、大破仕、宮無御座候、

外ニ奥院末社破却之分、

高良大明神

橘姫社

秩父彦社

右破却仕、宮無御座候、

文政五午年正月

武州御嶽山御宮所屋間寸間改帳

一御本社　表屋間　八尺貳寸八分
　　　　　妻同間　貳間壹尺壹寸五分

但し、兩脚高欄

同御唐門　七尺八寸八分

同御玉垣　前後　四間壹尺六寸
　　　　　左右　五間五尺

一御拜殿　四間ニ八間

向拜　貳間ニ三間

祝詞所　貳間半

一東照宮　（表屋間三尺八寸、妻同五尺六寸）

但し、兩脚高欄

同御唐門　五尺三寸六分

同御玉垣　（前後貳間、左右三間壹尺）

一奥院征夷高祖社　（表屋間三尺、妻同五尺）

右者、先年御造營之砌り、御玉垣有之候所、大破已後、假宮ニテ當時御玉垣無之、

一同拜殿　九尺ニ貳間

一神明宮　（表六尺三寸、妻九尺）

一巨福社　（表壹尺七寸、妻壹尺六寸）

一大國主社・事代主社　壹棟　（表六尺、妻五尺壹寸五分）

一八社壹棟　（表四間、妻五尺壹寸）

一勝手社　（表三尺、妻四尺六寸）

一子守社　同斷

一御神輿　表四尺　妻三尺九寸五分

一同入殿　表貳間半七寸六分　妻三間壹尺五寸

一御神物殿　表六尺　妻七尺五寸

一天滿宮　表三尺五寸　妻五尺五寸

一愛宕社　表三尺　妻四尺六寸五分

一鐘樓堂　表三間半　妻貳間四尺六寸

一山王三社合殿　表九尺　妻五尺壹寸五分

一稻荷社　表壹尺六寸　妻貳尺六寸六分

一仁王門　表四間四尺　妻貳間五尺三寸八分

一鐘ツキ堂　表五尺七寸　妻六尺

一大鳥居　丈三間貳尺

一疱瘡神　表三尺　妻五尺壹寸五分

一釋迦堂　表四尺　妻三間五尺八寸

一水屋　五尺五寸五分　六尺五寸五分

一御供所　表三間壹尺七寸　妻貳間九寸

一金比羅　表壹尺五寸　妻貳尺七寸

一山神社（四ヶ所）　表壹尺三寸　妻貳尺五寸

一地藏堂　表貳間　妻貳間

一觀音堂　表貳間半　妻貳間半

一御橋　長三間四尺　横七尺

無宮分左ニ、

一淺間社　一荒神社

一蠶神　一住吉社

一熊野社　一八幡宮

一藥師堂　一文殊堂

一駒形堂　一南口觀音

奥院末社

一高良大明神　一橋姫社

一秩父參社　一上下大鳥居

右拾四ヶ所者、御造營之後大破いたし、當時宮形無之ニ付寸間取調不申候、

弘化五年午八月

當社の神佛習合は由來あることで、古く一山の行事は必ず神主社僧に依つて行つたものである、

每年正月元日には、早朝に社僧一同が神主の宅に出向き、神主御師打連れて本社に至つて祈禱し、後一同世尊寺に立寄て祝酒を擧げた、

然るに、寶曆十二年正月元日に、世尊寺住持日應が神主金井氏の宅に出向けなかつたので、神主金井氏御師が世尊寺に立寄らなかつた、これが大悶着となり、數年に亘る訴訟をした、この後社僧世尊寺住持等は神主御師から排擊せられ、數〻當社の行事に參加することを妨害せられたのである、

每年二月八日に大祭があり、陽祭と云ふた、神輿を舁いで本社殿を廻行したもので、行列には法華經箱、十六善神箱、大般若經箱等があつた、九月廿九日には同じく大祭があり、陰祭と云ふた、此祭には流鏑馬を行うた、行列は陽祭に同じものであつた、

萬治二年二月八日の大祭の儀式は、次の如くである、

御祭禮御役儀帳　萬治二年二月八日御祭禮役割

一御甲役人　平左衞門　十左衞門

一御具足役人　平左衛門　太兵衛
一御太刀役人
　一番くりから　太良兵衛
　二番隱岐院　觀成院
　何れも殘りの御太刀は帳面次第也、
一大麻　右京進　半右衛門　善右衛門
一御輿警固　彥兵衛　次良右衛門　武兵衛
　　十三良
一笛　惣左衛門　又兵衛
一太鼓　中坊彌六郎
一御神馬役人　源左衛門　長兵衛　勘太郎
一同警固　淸右衛門　久右衛門　六郎右衛門
一法華經箱　次郎左衛門
一大般若經箱　社頭百姓
一同警固　名主　おとなしき者

一大乘經箱　中坊

如此先規其役々中付祭禮相勤候、以上、

いノ二月八日　神主　濱名助六郞㊞

次に慶應四年二月八日、同九月廿九日の大祭の儀式は次の如くである、

御祭禮御役儀帳　慶應四辰年二月八日　御祭禮役割

一御甲　伊豫　駿河

一具足　攝津　豐前

一久利迦羅　伊賀

一奥院　大行寺

一手長　因幡　大隅　若狹　伯耆

一神馬　遠江　近江　下野

一警固　能登　讃岐　播磨　大膳（見習）

一御神輿　御師下人八人

一警固　長門　加賀　伊勢　山城　安藝

一御幣　（川井村）右京

一笛吹　薩摩　日向　伊豆　見習貢
一太鼓　御師下人　三人
一法華經　出雲
一拾六善神　越前
一獅子　山上浪人
一大般若　社頭百姓
一大集經　同所
一警固　肥後　石見
一榊　御料　御師
一警固　同所
右之通り其役々被申付、御祭禮於無滯相勤處如件、
慶應四辰年　大宮司
二月十一日
當月番　片柳能登印
馬場薩摩印

久保田讃岐印
服部伊豆印
延月ニ付無印
服部豐後

辰九月廿九日
矢鏑(マヽ)流馬御祭禮役割
一馬祭　攝津　豐前
一的持　志摩　近江
一口取　播磨　能登　讃岐　豐後
右之通り其役々被申付、御祭禮無滯相勤所仍而如件、
明治元年　大宮司
辰十月
當月番　片柳　長門印
峯野　遠江印
林　美濃印
靱矢　大和印

これが舊例に依つた最後の大祭の儀式である、翌明治二年二月八日の大祭の儀式

が大に改められたのである、

四維新時代の狀況、佛像佛具の處置

明治の初には、神主御師は威勢があつて、社僧は勢力がなかつた、世尊寺は二十代住持日應が排撃せられて、後僅に舊例に依つて殘存したるに過ぎなかつた、釋迦堂の本尊釋迦牟尼佛は安置せられてあつたが、住持はなかつた、

幕府時代の末期以來、當社に國典の學者が來つて滯留し、御師等の求めにより國典を講釋したもので、御師三十餘人の內、一人二人は國典を解釋する者もあつた、天保五年の頃、秩父の齊藤義彥と云ふ者が來て滯留してゐた、その著作「御嶽すけ笠」は當時滯留中に草したもので、御師等は交々敎を受けたものである、

明治の初めには、林甕臣が來つて滯留して和歌の講義等を開いたもので、御師で敎を受けた者が多かつた、

明治の初め、神佛混淆を禁止し、神佛習合と云ふことはないと云ふことを聞いて、神主御師は齊藤義彥等から聞いてゐたことが、全く事實となつたものであると思ひ、自ら奮うて神社にある佛敎の圖像堂舍を撤去することゝした、

當時大宮司金井大副、御師惣代片柳伊賀等から將府社寺御傳達所に伺うたもので、

其文書は次の如くである、

今般依勅掟(諚)御一新ニ普天下諸神社ニ有之佛像佛具梵鐘等御取拂、社僧者復飾被仰出之旨、本日承知仕候、然ル處、當社中ニ二王、釋迦、地藏、觀音、並ニ佛閣其外佛具、法華經、拾六善神、大般若、大集經等有之候、右之品々取除候樣仕度奉存候、就而者右品々所望讓請度申者有之候ハヽ、一札取之、讓渡候樣仕度奉存候、

一社僧世尊寺与申一ヶ寺有之候得共、年來無住ニ而、追々零落致、形而已御座候、此儀引拂以來取建不申樣仕度奉存候、右之段御聞濟被成下候樣、一山一同奉願上候、

以上、

武州多摩郡御嶽山

式内大麻止乃豆乃天神社

御師惣代　片栁　伊賀

馬場　求馬

慶應四年辰八月　大宮司　金井　大副

將府

社寺





御傳達所

(金井氏所藏文書)

乃で本社の內陣にあつた佛敎の圖像を曝露して風雨に委した、しかし神主御師等が責罰を恐れて、自ら手を下して破壞せんとする者がなかつた、

乃で釋迦堂は破壞せられて、釋迦像は溪谷に投げ棄てられてあつたが、靑梅の恩田勝藏と云ふ者がこれを拾上げ、一時自宅に安置し、後某寺に納めた、それが轉々して、今西多摩郡霞村天寧寺の樓門の上に安置せられてゐる、

二王門の二王像は、九尺の像二體で、撤去するにも困難であつたが、遂に仁王門の側に土穴を掘りて埋沒することゝした、それで今に時々その朽餘の殘片がその邊の土砂の間から露出するので、土地の人等が當時の狀況を思ひ出すのである、其他の圖像等は、社境に散亂してあつたが、後に半壞となつたものを、神主金井氏が自宅に持去つた物もあつて、末社の役行者、奧院の武尊大權現像等數點は、今半壞となり殘存してゐる、

七世の瀧の上に、大小の天狗像があつたが、奉納者の後裔である御師某が酒二升を以て讓受けたものである、今再び舊地に保存せられて名物となつてゐる、

拜殿の木造唐獅子二體が放出してあつたので、川越の某が讓受けた、今同地久保町

成田出張所に保存せられてゐる、
梵鐘は名鐘と云はれたものである、一時當地の火事の警鐘に轉用したが、後に八王子の某に賣渡し、同地で鑄潰したと云ふことである、
大般若經等は、御師片柳氏の親族八王子の三好久吉と云ふ者が請受け、同地の妙樂寺に納付したが、先年同地の大火に燒盡した、
然るに神主金井氏が大般若經の卷末識語數紙を取り置いたもの、今僅に同氏に殘存してゐる、これは偶然にも一史料となるものである、
當時佛敎關係の諸堂は、悉く破壞したのであるが、偶々鐘樓は殘存し、今にその外形の一部が見らるゝのであるが、物置小屋に使用せられてゐる、
此際神主御師等は、全く佛敎の關係を絕ちて神道となり、葬祭等も一新したのである、その事は次の覺書に見える、

奉願上候覺

今般
御一新ニ付、社中ニ有之候佛具取除、願之通被仰付難有仕合ニ奉存候、然ル上者、私を始支配下御師共一統、菩提正覺寺有之、佛葬祭執行仕來候、然ル處是迄之通佛葬





321- 5 5

祭執行仕候而者、自然佛道歸依之姿ニ相當リ、舊弊御一洗之御趣意ニ相悖リ候儀哉ニ奉存候、就而者私家者勿論御師家族ニ至迄、向後神葬祭ニ仕度奉存候、此段御聞濟被成下置度奉願上候、以上、

武州多摩郡御嶽山

慶應四辰九月　　式內　大麻止乃豆乃天神社

（金井氏所藏文書）

同年神社號を大麻止乃豆乃社と改めらるゝことゝなり、同年十二月大宮司金井大副、禰宜惣代秋山伯耆、片柳伊賀から韮山縣へ願書を出し、神社の由來に依り、社格を定められんことを請ふた、その文書は次の如くである、

乍恐奉願候

武藏國多摩郡三田鄉御嶽山鎭座御嶽權現大宮司金井大副、幷禰宜惣代片柳伊賀、秋山伯耆奉申上候、今般

王政御復古、御政體御一新之御旨被仰出候、御趣意愼而奉拜承候、誠以難有仕合奉存候、然者諸社別當及社僧等之類御廢止被仰出候ニ付而者、本地垂跡等者勿論、佛家ニ相泥ミ、牛頭天王、或者權現號等都而相改可申旨、其餘佛具梵鐘等之類迄、不殘

可相拂旨被仰出候ニ付、早々取拂申候、社僧之儀、年來相潰居申候、猶又御由緒有無可申立旨ニ付、左條件々奉申上候、抑當社之儀者、元來延喜式内多摩郡八座之內大麻止乃豆乃社ニ有之、其神跡者當時本宮之後之山往古ゟ鎭座之場所ニ而、其地を當今至迄圓山与相唱、古樹繁茂致し、殊ニ靈驗も著明御座候而、身穢不淨之者共、決而登山仕候儀一切不相成、其裾通之地名も、丸澤与相唱、其邊井三ヶ所共、丸の井与相唱へ、往古ゟ神水供御之儀ニ相用申候、扨又麓神領鄕名者古來者麻止鄕与相唱候處、中古其麻を美ニ轉し其止を多ニ轉して、當今迄美多与呼誤り候間、天正十九年德川家康公ゟ賜候判物文言ニも、三田鄕之內三拾石与被載、依之以後將軍ゟ被下候朱印も、同樣之儀ニ御座候、然ニ中古以來藏王合祭仕候ゟ、權現樣与專相唱奉恐入候御儀、今般御一新之御趣意奉敬請候ニ付而者、從來之通本神之社號而已、權現號相改神慮奉安度奉存候、尤心附候者も有之ニ付、白川殿御門人ニ相成、又吉田家にも入門致し、兩家ゟ許狀一同申請、卽大麻止乃豆の社號御書下ヶ一同頂戴仕、難有仕合と大切ニ所持仕罷在候、扨本神之儀申上候迄(茂)無御座候得共、祭神之儀者大和國十市郡天香山ニ座櫛眞知命同神ニ而、武藏占(マヽ)方等之尊仰之神ニ而、當國神名帳ニ被載大麻止乃豆乃天神ニ御座候、其外大名持命少彥名命、天兒屋命、又奥

宮ニ祭候者、日本武命之御魂ニ御座候、依之土人共古鎮座之山を大圓天神山、又者圓山とも相唱申候、尤當社號ニ由有之村方當郡之内ニおひ（い）て、三ヶ所程も有之、是儀古老傳ニも昔武藏占（マヽ）方郡共諸所ニ住居仕候間、私ニ信仰之神を相祭候もの、自祭其他之產神やうニ相成、雖然封地社領、又除地等賜候社者一切無之、至古來ゟ連綿与相續仕候、然者當社而已ニ御座候、乍然權現之社號を以時代ニ相泥ミ、今更奉恐入候、且又申上迄も無御座候儀与者奉存候得共、神階御授位之儀者、文德實錄ニ仁壽元年正月廿七日條ニ、天下諸神有位不論叙正六位上与被爲載候儀を初度与仕、

朱雀天皇御宇天慶三年、增一階、御授位從五位下、白川天皇御宇永保元年二月、增一階、御授位從五位上、崇德天皇御宇永治元年七月、右同斷、御授位正五位下、高倉天皇御宇治承四年十二月中、右同斷、御授位正五位上、後鳥羽天皇御宇元曆元年三月中、右同斷、御授位從四位下、土御門天皇御宇建仁元年、右同斷、御授位從四位上、龜山天皇御宇弘長元年、右同斷、御授位正四位下、其後、後宇多天皇御宇建治元年、右同斷、御授位正四位上御座候趣、舊記及園太曆、百練抄、盛衰記等ニも相見へ申候、爾後御授位之儀奉願上度奉存候得共、連年天災地災不任心底段奉恐入候、尚又當社神寶共

外之儀は、世俗共相心得候儀ニ付、何卒御一新御復古之以御仁恩、右願之通被仰付被下置候ハヽ、神慮始私共一同難有仕合奉存候、恐惶謹言、

武藏國多摩郡三田郷
御嶽山
大麻止乃豆乃天神社
禰宜三拾貳人
惣人禰宜
秋山　伯耆
片柳　伊賀
大宮司
金井　大副

明治元辰年十二月

（附箋）

割印

式内大麻止乃豆乃天神
本社決定乃神階
勅許願之義者追而可及沙汰事

割印

乃で當社の行事は全く改むることゝなつた、明治二年二月八日の大祭の行列が、初めて新式に依つたものである、卽ち次の如くである、此御祭禮御役儀帳に、一々改正の理由が記入せられてゐることが、殊に注意せらるゝのである、

御祭禮御役儀帳　明治二巳年二月八日御祭禮役割

一御甲　若狹　攝津

一具足　伊豫　出羽

一御太刀　伊賀

右御太刀者、從古來久利迦羅与相認メ來候得共、今般王政御復古御一新ニ付、神佛混淆之儀不相成御旨被仰出候ニ付而者、久利迦羅与相唱ひ候儀、佛語ニモ相當リ候ニ付、右之通御布告ニ素付相改申候事、

一御劍　中野村 右膳

右御太刀ハ、從古來奥院与相認メ來リ候得共、今般前書之通被仰出候ニ付而者、奥院与相唱ひ候儀、佛語ニモ相當リ候得者、右之通リ御布告ニ素付相改申候事、

一手長　大隅　因幡　豐前　河内

一神馬　近江　志摩　遠江

一警固　讃岐　播磨　能登　見習衛門
一御神輿　禰宜下人　八人
一警固　長門　伊勢　伊賀　美濃
　安藝　見習右近　見習主稅
一御幣　川井村右京
一笛吹　伊豆　女　大和　日向
一太鼓　禰宜下人　三人
一當社神名帳　出雲
右品之儀、從古來法華經相用居來リ候得共、今般前書之通被仰出候ニ付而、佛語相除、右之通御布告ニ素付相改申候、
一鎭魂八神廿二社　越前
右品之儀、是迄十六善神相用居來リ候得共、今般前書之通仰出候ニ付而者、佛語相除、右之通御布告ニ素付相改申候事、
一新稻和稻　山上浪人
右品之儀、是迄獅子相用候處、異風品ニ付、右之通リ今般改申候事、

一御栢　　　　社頭百姓
一御矢弓　　　同所
右品之儀、是迄大般若、大集經相用居來リ候得共、今般前書之通リ被仰出候ニ付而者、佛經相除、右之通御布告ニ素付相改申候事、
一警固　　　　肥後　土佐　石見
一榊　　　　　御料禰宜
一警固　　　　同所
右之通リ共役々被申付、御祭禮無滯相勤處仍如件、
明治二巳年　　　　　　　　　　大宮司
二月十一日　　　　　　　　　　當月番　須崎　豐前印
須崎　出羽印
高名　播磨印
片柳　攝津印
馬場　駿河（病氣ニ付無印）

右、大正十三年三月、御嶽神社に就いて調査す、二日間滯留し、晝夜舊神主舊御師

等を歷訪して文書を搜求し、談話を聽取し、略ぼ要領を得たことゝ信ず、

鷲尾順敬

千葉茨城地方廢寺の情況

〔增上寺日鑑〕明治二年七月

一、下總國佐倉清光寺末善法院、同配下圓宗院廢寺一件屆左ニ、以書付御屆申上候、

清光寺末 善法院
同配下 圓天寺末山田村 圓宗院

右者、下總國堀田相模守殿領分內、永年無住無檀之寺院、今般御取調之上、諸宗一般廢寺之御趣意御座候ニ付、拙末寺善法院儀、無檀無祿ニ付、永年疊置寺號已ニ御座候處、名目廢寺ニ爲成候、右圓宗院儀ハ、無檀ニ御座候得共、境內除地三畝步御座候ニ付、留守居之僧差置候處、本寺方江引取被申付、右廢寺之上、除地面之儀ハ、何程有之候共、永年其村窮民爲助成收納致候樣、御沙汰ニ爲成候間、此段御屆申上置候、以上、

明治二巳年七月

佐倉 清光寺印

増上寺
　御役所

同年八月
一飯沼弘經寺神社轉地屆左ニ、
覺
一、鎭守八幡社　壹ヶ所
　本社宮造
　但、上屋間口貳間半奥行三間
　廊下間口壹間　奥行九尺
　拜殿間口貳間半奥行貳間
一金毘羅社　壹ヶ所
　但、本社間口貳間奥行九尺
　廊下同斷、
　拜殿間口三間奥行貳間
一延命稻荷社　壹ヶ所

本社宮造

但、上屋拜殿兼貳間四方

右三社共、拙寺内境内ニ前來勸請有之候處、此度

朝政御一新御觸達之趣も御坐候間、村役人へ申聞、外境内門前百姓持之場所

江轉地仕、守護相任申候、尤地所間挾ニ付、八幡宮稻荷社者建坪取締、金毘羅社

者在來之儘勸請仕候、此段御屆申上候、以上、

明治二巳年八月

飯沼

弘經寺印

増上寺

御役者中

同年九月

一瓜連常福寺水戸家靈牌之儀ニ付屆左ニ、

覺

一愚寺大檀那水戸家代々之御位牌御安置ニ相成居候處、去ル八月十四日、別帋

之通、神祇局役所ニおゐて被相達候ニ付、歎願書差出し候得共被差戻、無餘儀

次第ニ御坐候、尤淨鑑院殿御位牌計、其儘御差置相成候ニ付、右供養料七拾石

之儀者、別條無御座候、此段御屆申上候、以上、

巳九月　瓜連　常福寺

增上寺

御役者中

常福寺

天保度御改正通、年來御安置之

御位牌一圓御引取被遊候條、其旨可被相心得事、

但、淨鑑院樣御位牌之儀ハ、是迄通御預ヶ被差置候、

一關三ヶ寺ゟ、東京府江住職交代又者神葬祭之儀ニ付願立、下書寫左ニ、

以書御伺奉申上候

一、拙寺支配下寺院之內、舊幕府御時世宗法ニ不拘、御同家御家臣之內、其開基菩提寺者於其開基家人職人撰被致候向も御座候處、當今御一新之後、右開基家直臣ハ格別、陪臣或者輕輩之身分ニ被相成候とも、向後先前開基家ニ而住持人撰被致候而も宜敷御座候哉、又者宗法之通、其寺於本寺住持人撰可仕候哉、

下ケ札、本寺開基家熟談之上、住職可申付事、

支配下寺院檀中之內、町人百姓身分之もの、此後自身致葬祭候ものも有之趣屆出候寺院も御座候間、是等之儀者如何相心得候而宜候哉、

下ケ札、神葬祭免許之旨申出候ハヽ、共寺院ゟ當府江可屆出候事、

右兩樣御伺奉申上候間、宜御指揮之程奉願上候、以上、

巳七月　闕三ケ寺

東京府

御役人中

同三年閏十月

一、大多喜藩ゟ廢寺合寺之儀談示ニ付、今日貫光書面持參、內林大屬に面會、委細談示置候次第柄左ニ、

役僧慈忍大多喜藩廳江罷越應談筋左之通、

先般中御書取を以、大巖寺江御示談之趣、不取敢一往(應)之御答差上置、夫々問合候處、錄所より別紙之通申來候間、異儀申處茂無之、別而御伺濟之儀ニ者候得共、速ニ決答茂可仕筈ニ候得共、錄所より茂今一應歎訴可然取計旨茂有之、且末寺之增者歡

び滅者歎く今日之人情ニ候得ハ、各寺檀中心底承知致候處、今般御趣意之旨を以、厚御教諭有之、一同承伏之上、歎訴ヶ間敷儀決而仕間敷旨御請印差上候儀ニ付、此上何共歎願之致方茂無之、乍去先祖累代之菩提寺廢寺同樣成行候段、實以悲歎罷在候間、何卒御本山より可然御注意御達置ニ相成候樣、各寺檀中連印を以、歎願之旨も有之、就而ハ伺度筋願度儀茂有之候、右者御聞取被下候哉、

役人答 便宜ニ隨ひ、建置筋茂有之候ハヽ承知致し度、△忍御示談書―置ニ而者、軍資等之儀は列藩御一定与存候得共、廢寺合寺等之儀者未タ　皇國御一定共承知不仕、殊ニ御下紙ニ茂便宜ニ隨ひ取計不苦旨、左候得者、歸農之向江各寺境內坪數丈ケ之代地差出し候歟、又は從前除地之分者、相當之地稅差上候ハヽ、在來之通寺者建置被下候哉、此段寺之貧福茂有之、一樣ニ茂無之候得共、思召伺度、○答御尤之儀ニ者候得共、御尋之條理卽答相成兼候、外ニ御見込茂無之哉、△忍右兩條御六ッヶ敷、彌以合寺ニ無之て不相叶筋ニ候ハヽ、申上ニ茂如何候得共、御藩廳御目的ニ而者、合寺之上者、貧寺修復之覺も無之數多之僧徒會し居候事故、自然破戒無慚之所業茂不致、自行を修し、且又研究致樣成行、自然知識茂相顯れ候哉ニ御座候得共、右者在住之者隱居又者命終致候節、各寺後住御立置候ハヽ、實以御目的与存候得共、一代限

り之御內慮承ハ仕候得者、今日有而翌日ナキ身与心得違者茂、邪見ニ落入、本心之ものも惡ニ染ミ安き人情ニ候得者、彼是混(マヽ)難致し、一寺境內取締之程茂無覺束、一字規則は勿論、本山之山法茂相破れ、甚敷輩者遂御藩廳之御苦勞ニ相成儀茂出來可申、且修復差加之茂の無之樣成行、御殘しに相成候へきも、終ニ者廢寺与可相成哉与深慨歎仕儀ニ御座候、依而御趣意之通、除地不殘上地致し、各寺墓所最寄に小菴を建、寺號御建置被下候ハヾ、良民江勸財等不致、住持之微力を以、小破修復茂行屆可申与奉存候、左候得者、厚御仁慈之程茂深相辨ひ、

國家所(マヽ)全之御祈禱者申迄茂無之、遊手座食之弊をも相去、自然自業相勵樣成行、殊ニ御趣意も貫徹仕、各寺檀方之悲歎無之、住持者勿論大敎方ニおゐても、御仁恤之段、深難有、殊兩全之良策と奉存候間、前條之旨御決評被成下、御開屆ニ相成候樣懇願仕度候、〇(答)、御談之趣御尤之次第、乍去一宗限取計候与(マヽ)場合ニ茂成兼、且又末之分茂墓所江小院殘し被置度義ニ御座候哉、△(忍)、又末迄与申上候者、餘り十分過候得者、便宜ニ隨ひ御殘し分者格別、何れ茂殊ニいつれも貧寺ニ隨、無住勝ニ候得者、此分者御廢し相成候共、本寺ニ於而聊異儀無之候、〇(答)、委細承知致し候、何れにも知事始一件之上、可及御答、乍去一宗取極候上者、他茂是ニ準し候儀故、御賴之旨、急度承知

与申儀ニ茂致し兼候、△〔忍〕中上候儀茂恐慮罷在候得共、何歟他宗ゟ御藩廳江不當之御答仕候向茂有之哉与傳承仕候、〔日蓮宗〕也、右与同日之論ニ被成下候而者、甚歎敷、彼ハ彼ニ而心得茂可有之、亦々格別ニ候得者、御含置御評決願度、就而者勝ケ間敷〔手脱カ〕候得共、遠路之儀可相成者、兩三日中在之内御決評之趣相伺、大巖寺に安慮相致度候、〇、御含何れにも早々評談御末寺へ御答仕共、又者今一應御足勞被下候共、後刻迄否可申述候、

一廿二日八時過、櫻谷寺呼出しニ相成、申渡左之通、

今般本寺より掛合有之候縮地小院之儀、尤之樣心得候得共、永々何を以活計相立候哉、且除地之内墓所何程建地何程与申儀書取を以可申出候、

同日彼是与思慕ニ相成候ニ付、翌廿三日、櫻谷寺を以左之通書面出し、但取要略書ス、

在來之除地墓所を相殘し、其餘不殘上地致し、同寺末超勝院ニ時之鐘有之候ニ付、右寺江合併、超勝院之號を櫻谷寺ニ改度、活計之儀は買添年貢地有之間、行乞を以活計相立候、

大圓寺

長樂寺

桂林寺

除地之內、凡三分之二を上地致し、各殘地を以墓所最寄ニ建地買添、年貢地を以活計相立候、

良玄寺

除地境內者右三ヶ寺之振合ニ而、除地田畑立之四反歩之處、貳丁四反歩上地殘り壹丁餘之場所手作致し、相當之地税差上、活計相立候、余之分者何れ茂無住、殊ニ無緣無檀ニ候得者、御趣意之通廢寺ニ相成候共、異儀無之候、

右之通書取差出候處、書面は預り置ニ相成、知事始一評之上、是ニ而宜樣存候得共、未タ他向本寺江挨拶無之分茂有之ニ付、決定ニ而無之、此段大巖寺役僧已後足勞無之樣可取計旨、知事被申聞旨、隨意ニ歸國被致候樣、被申述候ニ付引取、

今般大多喜藩より同所拙寺支配幷末共合寺之儀、別紙之通申來候ニ付、一宗商量之、宮並惣錄所江相窺、御答可申述旨、返簡遣し置候、此段御差圖奉伺候、以上、

午閏十月十四日　大巖寺

増上寺
　御役者中

今般軍資上納列藩一定ノ御布告相成、藩之御趣意ヲ遵奉し、精々改革軍資儲蓄、緩急之用ニ可供旨、被　御出候ニ付而者、非常之改革ヲ施スニ非れハ、緩急報效ノ業も難立候之間、無住廢寺者固より同宗比屋ノ向等便宜ニ従ひ相纒、士族卒歸農之地となし、漸ヲ以遊手徒緩之弊ヲ去り力食而業ヲ立、軍備儲蓄人材教育等之基礎相立、報效之一助とも致度着目より、前件之伺差出候之處、便宜ニ従ひ取計不苦旨、御附紙濟とも相成候間、貴寺御支配及末寺於ㇾ茂追而相廢し、一寺江相纒候儀茂可有之候間、此段豫め御示談及置候也、

庚午閏十月七日　大多喜藩廳

大巖寺殿

竹生島における神佛分離

〔竹生嶋要覽〕

同年戊辰(明治元年)三月廿八日、太政官布告、

一　中古以來、某權現或は牛頭天王之類、其外佛語を以て神號に相稱候神社不少候、何れも其神社の由緒委細に書付早々可申出候事、

但、勅祭之神社御宸翰勅額等有之候向は、是又可伺出、其上にて御沙汰可有之候、其餘の社は、裁判所、鎭臺、領主支配地等へ可申出候事、

一　以佛像神體と致候神社は、以來相改可申候事、附本地抔と唱へ、佛像を社前に掛、或は鰐口梵鐘佛具等之類差置候分は、早々取除き可申事、

右之通被仰出候事、

同年四月十日太政官布告

諸國大小の神社中、佛像を以て神體と致し、又は本地抔と唱へ、佛像を社前に掛け、或は鰐口梵鐘佛具等を差置候分は、早々取除、相改可申旨、過日被仰出候處、舊來社人僧侶不相善、氷炭之如く候に付、今日に至り、社人共俄かに威權を得、陽に御趣意と稱し、

實は私憤を霽し候樣之所業出來候ては、御政道の妨を生し候而已ならず、紛擾を引起可申は必然に候、左樣相成候ては、實に不相濟儀に付、厚く令顧慮、緩急宜きを考へ、穩に可取扱は勿論、僧侶共に至り候ても、生業の道を不失、益國家之御用に相立候樣、精々可心掛候、且神社中に有之候佛像佛具等取除候分たりとも、一々取計向伺出、御差圖可受候、若以來心得違致し、粗暴の振舞等於有之は、屹度曲事可被仰付候事、

但、勅祭之神社御宸翰勅額等有之候向は、伺出候上御沙汰可有之、其餘の社は、裁判所、鎭臺、領主地頭等へ委細可申出事、

明治二年某月、大津縣廳より竹生島役者を召喚す、卽妙覺院住職覺以出頭す、權大屬田中久兵衞立會し、覺以に告て曰、其島に延喜式內都久夫須麻神社と申す神社のある筈なり、然るに未だ其の屆けも無之、甚だ不都合の至り、附ては其島の緣起古記等の寫を製し、早々可被差出、尙口碑等も有之候はゞ、精々取調の上、至急可差出、依之覺以歸島の上、緣起二卷、儀軌壹卷、並古記集一冊を寫して、持參出頭の上、田中縣屬に面會し、之に白して曰く、古記集內に、貞永元年燒失勸進記の內に、辨財天島守大明神小島權現の三社を講する而已にて、都久夫須麻神社と稱する社殿は記さゞるも、延喜式に都久夫須麻神社の社號記載あるを以て、島內にて都久夫須麻神社とすべきも

のを考ふれば、恐らくは島守大明神、小島大權現の内ならん、然れ共現今にては、確乎として是の社なりと申し難し、尙取調らべ確なる處を認めたる上更に申立べし、若し無之時は、新に神社を造營仕り候ては如何と伺ひたる處、田中縣屬の曰く、尙政府に於ても取調の上、追て御沙汰ある可しとのとに付、右緣起等の寫を相預け退出す、而して明治四年二月に至り、更に呼び出して、山田權大屬立會の上、先きに差出せるところの御宸翰緣起に、五ケ所の附箋を爲し、之を示して曰く、此の如きの理由あるを以て、今般辨財天を淺井姬命とし、辨財天社を以て、都久夫須麻神社とすべき旨の被仰出なりと、覺以曰く、是れ一嶋の大事に關す、拙僧の獨斷にては御請致し難し、且御口達而已を承りて引取も、島内の僧侶は之を信せす、故に歸島の上、一山へ相示すべき證據を御下附ありたし、依之山田屬は、然れは暫時可相待とて立別れ、更に來りて、左の如き達書を渡せり、

淺井郡竹生島役者

竹生島辨財天社、自今都久夫須麻神社と改稱被仰出候事、

明治四年辛未二月　　大津縣廳㊞

峯覺以は、此達書を拜受して歸島し、直に島内の僧侶を會し、此達書を示したるに、一

島の僧侶は驚愕為す所を知らす、先つ取り敢えす、一書を裁して、縣廳に歎訴するも、官吏は之を聽かす、依之本寺に稟議することに決し、早速に其本寺なる總持寺に往き、種々本寺の役者と熟議の上、更に奉呈せし願書は左の如し、

願文

當流末寺淺井郡竹生島儀、當二月御呼出に相成、島内安置の辨財天社を、都久夫須麻神社と改稱可仕樣に、被　仰出候趣、先達而竹生島總代申出候、不顧恐、御多端中、左に御願申上候、

一　元來辨財天女の儀は、佛說最勝王經辨財天女品等に歷然と御座候より、唱來候佛像に御座候に付而は、　御一新　御布告の　御趣意、神佛混淆無之樣、御引分け被為在度　御思召と奉戴仕候、甚た恐多儀に御座候得共、現在佛像の辨財天女を、其儘都久夫須麻神社と改稱仕候而は、却而混淆に相成、　御引分の御趣意に違反候樣奉存候、將又神佛　御明分は、敬神の　御趣意にて、毀釋廢佛の　御趣意は不為在候樣、兼而奉敬承居候儀に御座候、旁々辨財天の儀は、何卒從來之通り、御立置被下置候樣、寛大の　御所置奉願上候、右都久夫須麻神社の古蹟は、辨財天社の外に御座候樣に奉存候間、尙又往昔の事實は、舊本寺山門にも尋問可仕儀に御座候得者、差向、竹生島

辨財天社、其外共、御出役被成下、島內篤と御見分　御取調被下置候而、幾重にも經文所說の天女尊、卽　御改稱の儀御免被成下置、神佛格別に御引分け被成下置、神佛混淆無之樣、　御所置被　仰付候樣、本寺共々奉懇願候、右願の趣御聞屆被成下候得者、一門難在(マヽ)奉存候、以上、

明治四未年七月二日　　坂田郡下司村

總持寺印

大津縣

御廳

御一新復古神佛御明分之　御趣意に付、去る辰年以來、當島式內神社不分明に付、御取調被　仰付候所、何分年經候事にて、眞跡不分明に付、辨財天社、卽都久夫須麻神社と改稱候樣との仰を蒙り候に付、猶島內古跡共取調、以書付去る四月中、事實言上、旁々歎願書奉差上候所、同五月右言上出願の旨御採用難相成、辨財天社を都久夫須麻神社と改稱被　仰出候旨、如何奉戴仕候哉、假令佛號佛像に候とも、　皇國中に安住罷在候へば、從　朝廷、右辨財天は卽　皇國固有之神にて、是迄辨財天と稱し候は、全く誤にて、自今都久夫須麻神社と改稱候樣、被　仰出候へば、於僧侶も共旨奉戴可

仕の所、彼是申立、致遷延居候ハヽ、可然人躰　御差向も可被成遣旨、被仰聞候趣、恐承仕、速に御請可奉申上の所、實に不得止の仕合、不顧恐左に奉懇願候、

一去る二月中、御呼出にて、辨財天社自今都久夫須麻神社と改稱被　仰出の旨、御書文を以被　仰付候者、式内に當島神社記載の廉を以、卽辨財天社都久夫須麻神社と改稱被　仰出候哉に奉拜承候、然る所、御一新に付神佛判然之御趣意は、乍恐神佛兩立御明分被爲在候御事に奉敬承候、當島辨財天の儀は、佛像を以佛號に唱へ來り居儀にて候間、神州固有の神と改稱候儀ハ、乍恐如何にも混淆可仕哉に奉愚存候に付、式内神社　御取調被　仰出候　御主意の趣、深く奉戴仕、取調罷在候神社の古蹟に、神殿造營、復飾神勤奉願上度旨、去四月中以書付奉出願候、何卒此段御賢察被成下置、幾重にも　御垂憐之御所置被成下置候樣、只管奉懇願上候、以上、

明治四未七月二日　　竹生島惣代

妙覺院印

大津縣

御廳

前記貳通の願書を携帶して、妙覺院覺以僧都ハ、本寺なる總持寺の役者と俱に、大津

縣廳に出頭し、之れを奉呈せり、是に於て當該官山田權大屬は、先つ總持寺の役僧而已を應接場に呼出し、之れに告て曰、今般竹生島辨財天を、都久夫須麻神社として崇敬なされ度　思召にて、御達になりたる者なり、夫れを彼是と申せば、朝敵同樣なり、明治初年四月、阪本山王の馬場にて、山王社の佛體佛具等を燒捨てたることもあれば、萬一左樣の事に相成らんにも限らず、爰を能々熟考す可し、假令白きものを黒きと被仰出候共、　朝廷よりの　仰を背くことは出來す、其方等左程迄に佛法を信するなれば、元來佛法は天竺より來りし法なれば、天竺國に歸化す可し、今縣廳より達する通り御受けせざれば、如何の御處置に相成候哉も計りかたし、自然燒拂抔になれは、如何に致すやと、總持寺の役者は、此諭達を聞き、溜所に還り來て、其由を覺以に告く、覺以曰、是れは先般拙僧への諭達同一なり、總持寺の役者又曰、斯の如くにては、迚も致方なかる可し、又々時を待て上願することにしては如何と、覺以曰、何共申樣之れ無し、只時機を待て再願するの外なかる可し、是に於て數行の涙と共に、御受することに致し、兩人共に蕭然として退廳す、其後左の如くに申立たり、

淺井郡竹生島儀、神社改稱被　仰付候に付、當月二日從來本寺の廉にて御歎願申上候所、種々御趣意奉體の儀被　仰渡、同所總代へ說諭仕、左に申上候、

一　今般竹生島辨財天社、自今都久夫須麻神社と改稱可仕段被仰付、敬承仕候、依之從來の辨財天社、右神社に改稱仕候に付ては、神地佛地境界引分け等の儀、竹生島總代、今度以書付委細言上申上候間、右願意御聞屆け被成下置、佛境にて辨財天尊像奉仕候樣、本寺共々幾重にも御願申上候、何卒御縣寬典之　御所置被　仰付候はゞ、一門難在（マヽ）奉存候、以上、

明治四未七月四日　　阪田郡下司村

總持寺印

大津縣

御廳

言上出願

先般辨財天社、自今都久夫須麻神社と　御改稱被　仰出、奉敬承候、就ては過日來言上奉出願候通、在來安置の尊像者、佛經所說の佛像にて御座候、然る所、　御改稱の上は、兼て去る辰年　御布告も被爲在御座候趣、社內に佛像或は佛具等有之候向は、夫々其御管內ゟ伺出之上、　御指揮を受け、穩に可取扱旨奉拜承候に付、神佛明分境界御引分の上は、　御代々御尊敬も被爲在候佛像に候間、觀世音同樣、

於僧侶奉仕の儀奉願上度志願に御座候間、何卒此旨　御賢察被成下置、當　御縣寛
大の御所置、幾重にも只管奉懇願上候、以上、

明治四未年七月四日

竹生島總代

妙覺院印

大津縣

御廳

右二通の願書を差出し置き、其后又左の願書を差出せり、

竹生島常行院住職

覺潮

當三十三才

一　　　　　　　拙僧儀

今般　御趣意奉戴、復飾神勤仕度、此旨御聞濟被　仰付候はば難在(マヽ)仕合に奉存候、以

上、

明治四未七月

常行院

覺潮

右の通　御採用被仰付候ハヾ、共に難在(ママ)仕合に奉存候、以上、

竹生島惣代

妙覺院

大津縣

御廳

願之趣き　御聞濟被成下候御事、　[附箋]

斯くて後ち、辨財天社の尊像ハ、不取敢觀音堂に移し置き、其後妙覺院の座敷を取繕ひ、之れに安置せり、今猶此處に在す、

又都久夫須麻神社ハ、僅に辨財天の古堂を以て神社とせしとなれバ、其神靈とす可きものなし、故に復飾神勤を聽濟となりし覺潮を、生島(イクシマ)常之進と改名し、此人と峰覺以と協議の上、寶嚴寺の寶物中より、二個の品を取出し、之れを神靈として安置す、爰に始めて都久夫須麻神社と云ふもの新たに出來たり、

維新の處置は斯の如し、扨此神靈とせし物品は何々なりと、峰覺以より詳細に聞得たるも、假にも神靈とせしものなれば、之れを露骨に記することを好ます、故に只二品と而已書矣、

謹て以みるに、明治元年三月廿八日、太政官布告の趣意たる　天照皇太神を祭るの神社にして、之れに釋迦如來の像を安置し、八幡宮を祭るの神社にして、之れに八幡大菩薩等の語を以てし、又之れに千手觀音の像を安置するが如きの類を改む可きにありて、天部の神を祭るに天部の名を以てし、又之れが爲に造りたる佛堂に納る者に至りては、毫も之れに關與せざるや明かなり、抑も竹生島辨財天社の如きは、前述舊記の如く、　聖武天皇釋氏の說を信じ玉ひ、最勝經の說に據て、辨財天を刻して、此の所に安置し賜ひ、玉體安穩天下泰平五穀成就を祈禱せしむる所と定められたり、之れに辨財天社と命するも、辨天堂の名を以てするも、何の不可なると之れあらん、

聖武天皇は此寶殿を岩金山太神宮寺大梵涌樓飛殿宮と勅命し玉ひたり、蓋し太神宮寺と命名し賜ひたる所以は、　天照皇太神の御夢托に依り、本堂閣を建立せられたるを以てなり、(太神夢托の事は、片桐東市正成功文中に詳かなり、)而して後世辨財天を祭る宮なるを以て、之れを辨財天社と稱す、是亦何ぞ異むに足らんや、然るに明治元年の布告中、以佛像神體と致候神社ハ、以來相改可申事の文字あるを以て、忽然辨財天社を都久夫須麻神社と改稱し、而して　聖武天皇の安置し玉ひたる辨財天

の尊像を排除するとは、抑も何等の輕擧ぞや、若維新以前に在て、如此の暴狀を爲せし者とすれハ、其罪や最も重し、

一　大津縣廳の達書に云く、竹生島辨財天社、自今都久夫須麻神社と改稱被仰出候とあり、抑も此達書に付ては、大に疑の存する所あり、請ふ左に之れを詳述せん、

明治元年に於て、縣吏田中某の達示に依り、峯覺以より奉呈せし竹生島緣起なる書の太初に曰、

夫當寺者、人皇第七代大日本根子彥太瓊尊〔號孝靈天皇〕御宇廿五年乙未、湖水湛而此島顯出也、此御宇霜速彥命、生三兒、氣吹雄命、坂田姬命、淺井姬命、共天降坐豐葦原水穗國、箇中、氣吹雄命、坂田姬命二神、下坐淡海國坂田郡之東方、淺井姬命下坐淺井郡之北邊、爰淺井姬命與氣吹雄命、競勢爭力、更去北邊下坐海中、其下海音云都布都布、故云都布矢島、

卽件神凝水沫、而爲盤、積風塵而作島、又召諸魚、令持重石、字今云魚崎、魚集之處也、(中略)巖長成時、先其最初竹篠出生、故云竹生島、一傳云、行基菩薩當島經行之時、明神垂靈應、示地分云、此島自金輪際出生、金剛寶座石也云云、則行基所携持竹杖立地誓云、若此地爲三寶住持之地者、此竹則生長、願時滋茂如出生竹、故號竹生島云云、

此所に來て、縣吏は參考の一と番號して、

　帝王編年記の文と大同小異あり、

と附箋せり、

又其次に、古老口傳云、此島出花嚴經之說、故自金剛輪際、出生金剛寶石者、自神代有之、淺井姫命下坐此寶石上、後召諸鳥、此石周圍、疊重石隱寶石也、仍兩說無相違、淺井姫命〔今號地主〕者、釋迦如來之化現也、〔中略〕爰海龍變大蛇、囘島七匝蟠繞、首尾相咋、每其一匝一神顯坐、住於八方、今之大神及七所神子是也云云、

此所に至りて、縣吏は參考の二の番號を以て、

　古老口傳に、寶石者自神代有之、淺井姫命下坐石上と云ひ、今地主と云ふ、神域の證たる參考に備ふ可し、

と附箋せり、

又其次に、人皇十三代成務天皇の御宇、件神現島乾、維是從辨岩屋、現鷲岩屋始也、古老口傳云、是法華經提婆品時、龍女自海中詣靈鷲山表示也、表靈鷲山而現鷲形、故云鷲岩屋、巖形山躰、峻嶮孤峙、在彼岩屋、取徃還之舟、擎嶋上、乃有穴太古丸、造酒大瓶載舟過海、

時件神從空取彼瓶、置島巖頭、舟亦不動、于時古丸急失心神、捧幣祈云、我及子々孫々、累世相繼奉仕、冀島大神令如本得免此難云云、于時件神殊降神氣免舟令行、但其瓶者、雖歷數代、于今尙在、今云寄瓶尾之處是也、故穴太氏爲祝部累代奉仕之云云、

此所に至りて、縣吏は參考之三と番號して、

故穴太氏爲祝部累代奉仕と、此時未混佛、また神域の證とすへし、

と附箋せり、

又其次には、天平寶字八年、大中臣惠美仲丸、成亂逆意、發兵攻國、于時天皇差遣將軍伴凉太、令相防之、時天皇兵衆、在高島勝野濱、合力相戰、中臣兵敗、乘船浮海、指東而逃、爰將軍凉太、向島神祈云、普天之下、無不王土、率土之濱、誰非王民、名山大川皆鎭王國、坐彼海中、都布矢島神、乞發神力、助護天孫之國、令得中臣之身、于時件神赫然發憤、急出東風、吹返中臣之舟、令着高島之濱、仍將軍凉太、遂得中臣首、天下泰平、因之將軍奏上　天皇、奉授從五位上勳八等云々、

此所に至りて、縣吏は參考の四と番號して、

伊呂波字類抄云、竹生島在近江國、此島在依中臣奏上件神奉授從五位上勳八等、此處の說と合、また神域の證とすべし、

との附箋せり、
猶其次には、一條院御宇永祚元年、右大辨兼内藏頭、平朝臣惟仲、加行法花三昧、施入六口僧料田十二町三段二百七十歩、則當寺權別當仲舜爲師、令預行、凡從神代迄聖代、大辨財天奇瑞不可勝計、今是大神者、大辨財天女釋迦如來應迹、爲三界於我有、撫四生於一子云云、
此所に至て、縣吏は參考之五たる番號を以て、
從神代迄聖代と、佛法未傳のとき、已に此の神在ことを云、然れは、辨財天なりと附會せること、自ら了然たらん歟、
との附箋せり、
夫れ此緣起の文章たる、辨財天を大に尊崇せしめんが爲に、殊更に寓言を以て作りたるものなり、故に紀速彥と云ふ者を借り來て、之れに三兒を生ましめ、三兒の內なる淺井姬を以て、竹生島の主人とし、此淺井姬は則ち辨財天の化身にして、遠く天地開闢以前より、此竹生島を正眞の辨財天の爲に守り居れり、是故に行基勅を蒙り、此島を開きて、淺井姬の本家本元なる大主人公の辨財天を祭りたり、故に辨財天は卽ち淺井姬なり、異物に非らず、異名同身なり、此島なるものは、辨財天を此所に祭らん

が爲に、天地が特に作りたるものなり、此の如く有難き辨財天なれば、尊信す可しと云ふの意に外ならず、故に大神は、大辨財天女、釋迦如來の應跡なりとも云ふ、是れ皆釋氏の方便說にして、總て寓言なり、所謂八幡大菩薩、春日大明神も、孔子、老子、顏子に至るまて、總て釋迦如來の化身なりと說きしに等し、其表面は一も證據とするに足らす、然りと雖も、著者の意は、是れ此の裏面に存するヿなる可し、此の意の存する所を悟るは、讀書眼の紙背に徹する者にあらざるよりは、夫れ誰か能く之れを知らん、然るに　孝靈帝の廿五年に生れたる淺井姫命は、淺井郡の北邊に下り坐ますと云ひ、寶石者自神代有之、淺井姫の命、此石上に下り坐ますと云ひ、穴太氏爲祝部と云ひ、涼太將軍向島神而祈と云ひ、從神代迄聖代と云ひし寓言中、一片の文字を取り來て、誣るに上古以來、竹生島には人民尊崇して、參詣群を成す所の神社あり　聖武天皇に至て、此社內に辨財天を安置し、別當を置れたり、以來德川家に至る迄、佛法繁昌の中僧侶等が神體を失ひ去て、辨財天而已を存せりと云ふの證據とはならざるなり、啻に證據とならざる而已ならず、妄も亦甚しと謂ふ可し、

若し竹生島の舊事を知らんと欲せは、竹生島儀軌を以て經とし、二部の緣起を緯とし、其他、貞永、享德の燒失に付再建の勸進帳、　御歷代より御寄附の書類及經卷、又は

御綸旨、或は數百年の間相續きたる御撫物御下賜の御文章、又は各將軍の朱印、現存する所の建築物等を以て參考として、其上にて斷案を下さゞる可らす、何ぞ摸稜穴る一部の縁起に因て之れが斷案を下すを得んや、然るに如此の輕忽なる斷案を以て、若し之れを奏上せしとせば、之れ上み　聖明を蔽ふの嫌あり、若又　御裁可を受けずして、擅に此達書を發したりとせは、僭竊の罪免るべからざるなり、今竹生島の儀軌及古書類に由て、謹て之れを察すれば、竹生島は是れ　聖武天皇の時代に當ては無人島なり、行基に勅して此島を開かしめ、辨財天の像を安置す、然るに此辨財天とは、釋氏の最勝經に由て作る所なれは、素より外來の敎なり、是れを此所に安置するは、辨財天をして、此島の主人とするに同し、故に別に一基の社を建設して、島の秀靈を祭り、是れを都久夫須麻神社と稱し、地主の社とし、是を地鎭とし、以て辨財天は此島の固有主人にあらざることを表せしなり、譬へば都久夫須麻神は開拓者にして、辨財天女は拜領人たることを表明せしなり、古代の寺院は概ね此の如し、豈獨り此竹生島而已ならんや、

第一の附箋は、　孝靈天皇廿五年、霜速彥命の生みたる三兒の內淺井姬命淺井郡の北邊に下り坐すと云ふと、帝王編年記の文と大同小異なるを以て證據に取れり、

夫れ帝王編年記には、淺井姫命は夷服岳神の姪なり、夷服岳神は霜速彦命の男なりとあり、縁起には霜速彦命三兒を生む、氣吹雄命、阪田姫命、淺井姫命とあり、是れ氣吹雄命の妹にして、姪にはあらざるなり、且阪田姫命は、今何の神社に祭らるゝや、之れを知るに由なしと雖も、氣吹雄命は、編年記の所謂夷服岳の神なり、而して之れを氣吹雄と稱する所以は、此神曾て毒氣を吹きしを以てなり、故に此神の所在たる伊吹山をも、氣吹山と稱せるとは、平田篤胤の玉襷第五巻に明記せり、然らは則ち、今ま(一)伊吹神社に祭る所は、此氣吹雄命にして、神代既に此神の存在せし事明かなり、然るに縁起には、 孝靈天皇の卅五年に生れたりと云ふ、之れ亦た信を措くに足らざるなり、且霜速彦命は神代系圖を調ふるも、其系統を知るに由なし、是全く寓言に過ぎさるなり、

第二の附箋は、

古老口傳に、實石者自神代有之、淺井姫命下坐石上と云ひ、今地主と號すと云を以て、神域の證據に取れり、

夫れ此石なる者は、或は神代より有りしなる可し、然れども淺井姫なる者既に無しとすれは、是亦寓言に過ぎず、今地主と號すとの自註は、他に一基の神社あると云ふ

證なり、然らすんば何ぞ此自註を要せん、是則ち辨財天と地主神社とは別物なりと云ふ證據とす可きも、未だ辨天社は卽ち都久夫須麻神社なりとの證據と爲すに足らさるなり、

第三の附箋には、

故に穴太氏爲祝部累代奉仕と云ふ祝部の二字を以て、神域の證據に取れり、

然れども、此事たる其說既に法花經提婆品云々と說き起せり、是の經說を取り來り、是に附會して此奇異なることを寓言せしなり、何ぞ穴太氏なるものあらんや、

想ふに、竹生島は　孝靈天皇の御宇に涌出るとも云ひ、又は　景行天皇十年に涌出すとも云ふ、景行の十年說を以て眞なりとせは、竹生島の涌出より、　成務天皇の卽位迄は五十年目になるなり、抑も竹生島涌出以來、僅に五十年や七十年にして、神社を建つ可しとは思はれ難し、夫れ江州の一の宮として名高き建部神社は、人皇十二代　景行天皇の四十六年、創めて神崎郡の建部村に鎭座す、　天武天皇に至て、栗太郡の勢田村に遷し玉ふ、此等は最も古社なり、又栗太郡の佐久奈度神社は、　天智天皇の六年に、同郡東村に創めて鎭座す、兩社共に延喜式には名神大と記しあり、江州の諸社は、凡　天智天皇の前後に創立するもの多かる可し、然るに　成務天皇の御

時、都久夫須麻神社既にありとすれは、佐久奈度より古きこと五百四十餘年なり、此時代は諸國共に神社なるもの幾稀なり、又　神宮を伊勢の度會に移されたるは、垂仁天皇廿五年なり、此年より　成務の御即位迄は、僅に百四十五年なり、此時既に竹生島に祝部の奉仕する如き大社のありしや否、此の位のことは、歴史を繙とかずして明なり、縦令之れ有りとするも、辨財天社の外に向て、其神社を探索す可きなり、何となれば神龜元年御創立なりし辨天堂は、辨天の像を祭る爲に御建立なりしの證據は充分なり、然るに宍太氏祝部と成て奉仕すとの文字を以て、直に辨天堂を都久夫須麻神社なりとするの證據には、未た爲し能はざるなり、

第四の附箋にい、

伊呂波字類抄の説と相合ふを以て、神域の證に取れり、

是れ伊呂波字類抄の説を取り來りて、此縁起に記載せしか、此縁起より取て以て、伊呂波字類抄に書したるか、未た詳かにせずと雖も、此事甚く實あるに似たり、然れとも、伴涼太の祈りたるの意は、辨天にありしか、島の秀麗に「淺井姫命」ありしか、未た知る可らず、彼の竹生島なる靈木を見るに、抑も江州竹作島の明神と云ひ、又辨財天とも云ひ、又は天女とも云ひ、終に至て天地に蟠かる大蛇の形とも云へり、一物にして

畧名異形あり、諸前紫より寓諸なり、然れとも當時の人は、辨財天を指して、竹生島明神と謂へるは實なり、加之豐明改暦の御文章には、御神酒一樽とあり、是れ　朝廷より辨財天を指して、神と仰せられたるの一大證據なり、朝野共に此の如し、然れは涼太將軍の使の海中稲生矢島の神と指したるは、辨財天と見て可なり、且辨財天縁起に、正五位上勳八等を授けらるとあり、是れ辨財天に授けられたるや明なり、然れとも今其證據亡びたり、惜ひかな、(い)

今まで限りに附箋に一歩を讓り、此位勳は都久夫須麻神社に授けられたりとして、又其證據書類の存在するも、之れは位勳取戻しの理由となる迄にて、寶殿を取り戻すの理由とはならさるなり、寶殿は辨財天の爲めに新たに築造せられたるものなれば、儼然たる辨財天の寶殿なり、何そ之れを他に用ゆることを得んや、

第五の附箋には、

豈神代並帝代の文字を取り來て、已に神代より此神在すと云ふなれば、辨財天とは附會なりと云ふにあり、

附箋の指す所の神とは何神なるや、若し是れを縁起に依りて淺井姫命とすれば、人皇七代に生れたる人なり、神代より在す神には非ざるなり、又是れを神代より在す

神なりとすれば、其證據は何に依るや、抑も玆に神代といふ文字は、只上古よりと云ふ意なり、緣起を通讀すれば、自から分明なり、嗚呼附會に附會を重ね、人をして五里霧中に迷はしむ、

抑も附箋云ふ所は、都久夫須麻神社は、辨財天より以前にありしと云ふ證左迄にて、辨財天の寶殿を以て、都久夫須麻神社の正殿なりと云へる證據と爲すに足らず、夫れ神代より在す神にもせよ、猶其昔より在すにもせよ、社殿の無き神は少なからず、又延喜式に記載ある神社も廢絕せしものあり、栗田郡の意布伎神社、淺井郡の岡本神社等は、延喜式に記載あるも、今其社を知る能はず、夫れ神は自から社を建つるを能はず、又修繕する事も能はず、故に廢絕することもあるなり、然るに此寶殿は辨財天の爲に創立せられたるは明なる證據の存するあり、此神の爲に建立せられたる證據は、果して何處にか在る、故に神代より在すと云ふの一事を以て、此寶殿を其神のものと爲すことは得ざるなり、

以上の理由なるを以て、此五箇の附箋は、此の寶殿を以て都久夫須麻神社なりと認むるの理由と爲すに足らざるなり、若し然かせんと欲せば、明瞭なる證據を揭げて之れを示さゞる可らず、

一　延喜式に記す所は左の如し、

近江國淺井郡一十四座並小、

鹽津神社　湯次神社　波久奴神社

小江神社　下鹽津神社　矢合神社

岡本神社　片山神社二座　比伎多理神社

麻蘇多神社　上許曾神社　大羽神社

都久夫須麻神社

共順序は右に記載する所の如し、然るに此都久夫須麻神社とは、辨財天社のことなりとは認定し難き事あり、何となれば、天皇親ら祭祀を行はせられ、多くの祭田を寄附し玉ひ、四十九院の別當を置き、不斷御撫物の絶へざる神社なれハ、月次新甞祭の案上に預る可き列に入れ、延喜式の祭禮式にも記す可き筈なり、然るに其事なく、只だ尋常一樣小社の列に記載せり、之れ辨天社は自から辨天社たる事を證するに足る、是れ此の他に都久夫須麻神社と稱する一某の神社ありたること明かなり、

且都久夫須麻神社の祭神に付てハ、安政年中竹生島妙覺院文事阿闍梨の需に應じ、當時の神道學者として名高き矢野玄道の著す所の竹生島溫故と名くる書に、凡天

下の神書は集めて以て調へたるも、竹生島の祭神は判然せずとあり、且方今神祇專門の人々に就て質すも、此祭神を知る人あるなし、是判然せずして至當なり、何となれば、嶋の秀靈を以て地主とし祭られたるものなればなり、然るに緣起には、釋氏の筆法に依り、霜速彥命を借り來りし迄にて、素より實事に非ず、故に其系統を知るに由なきは當然なり、又附箋の第二第三第四の三箇に、神域の證とす可しとあり、夫れ神域たることは、大日本國中は擧て神域なり、何ぞ獨り竹生島に於て神域と佛域とを爭はんや、然りと雖も、時の　天皇之れを佛寺に賜はゞ、乃ち佛家之を拜領す可し、天王寺を始め高野、叡山、三井寺等、皆是神域にして、佛體を祭り、佛家に使用を許されたるなり、故に古は佛體を祭り、佛家に使用を許すも、地主神社を置かれたるなり、是れ神域たることを明にする所以なり、

此辨天社は、　聖武天皇御創立の事は、竹生島太神宮寺儀軌に詳なり、其後貞永元年に燒失す、此時の再建勸進帳には、

三間四面の寶殿一宇

卽是辨財天御寶殿

一間四面の寶殿一宇

卽是島守大明神御寶殿

一間四面寶殿一宇

卽是小島權現御寶殿

とあり、又其後享德三年に燒失す、當時は栗田青蓮院宮の管理にして、尊應准后と申し奉る宮樣の眞筆に成る此勸進帳には、爲大辨財天女影響之靈場と明記せり、是れ辨天社なることは明々白々たり、

且曰、朱樓紫殿峙於其上、雲窓霧閣列於其中、耳目所觸言語同斷、豈直兜率天宮、遠慚論(輪)奐、閬風仙閣、遙愧雕華云云、然れば則ち貞永年度に再建せし寶殿も、極彩色にして、彫刻萬端善美を盡し、其壯觀は衆目を驚かす可きの寶殿なるや明なり、曾て聞く、神社の古式は桝方をも用ひず、桝方を用ゆるは、近世にあり、古語に於底津石根宮柱布刀斯理於高天原峻峙搏風而居とあり、之れ上古宮殿の構造を云ひし者にして、搏風峻峙とハ、宮殿の高きを稱したる者なり、後世屋根を茅葺きにし、千木を置きて、風に備ふる神社の建築は、此遺風を襲ける者なり、然れば則ち此極彩色なる寶殿ハ、一見して日本固有の神靈を祭るの社殿にあらざることを知了するに足らん、其后永祿元年に又燒失す、然れども再建を果さず、秀頼內大臣に至て、片桐且元を以て奉行とし

再建さる、卽ち片桐氏の竣成を告ぐる文章にて明なり、全く辨財天を主とし祭る宮殿なり、方今其宮殿及觀音堂等總て存在す、此宮殿を拜觀するに、辨天社と觀音堂とは、秀吉公伏見桃山にて明使揚方亨、沈惟敬等に面謁する爲に、特に建築せし便殿なり、世之れを日暮しの御殿と稱す、柱は黑塗にして、彫刻物は總て左甚五郎の作、而して天井の畫は狩野永德の筆なり、今や一擧して、支那四百餘州を掌握せんとするの勢にて作られたるものなれば、實に善美を盡せし者なり、秀吉公成功の日之れを觀て、且喜悅し、且賞譽し、日の暮るを知らず、故に日暮しの御殿と名づくと云ふ、之れを他に比せば、東京芝增上寺なる德川將軍の廟所に類す、觀音堂亦然り、然れども大なる御殿を小なる堂社とせしことなれば、其切り縮めたる痕跡を存す、惜むべきなり、而して辨天社の前の左右にある兩明神は、白木作りにして、普通の神社なり、何人と雖も一たび竹生島に詣り、拜觀せば、一目瞭然佛閣にして神社にあらざることを知るなり、片桐氏の棟札にも、

御辨財天御建立　　奉行片桐東市正

とあり、而して此棟札及竣功を告ぐる文章等は、今猶存在すること、卷首の寫眞の如し（寫眞は略して載せず）是れ辨財天社に相違無きの證なり、曾て聞く、大和橿原の神

宮は、京都の皇居にありし賢所を賜て正殿とすと、夫れ賢所とは三種の神器を安置し玉ふ所なり、又此の拜殿には、同じく皇居にありし神嘉殿を賜はりしと、神嘉殿とは、御親祭の御場所なり、夫れ　天皇陛下にして猶且御親祭の御殿を正殿には賜れらずして、之を拜殿に賜ふ、禮の重きこと此の如し、臣民たるもの謹みて服膺す可き所なり、然るに其臣下たる秀吉公にして、殊に外國の使者に會見したる場所を以て何ぞ神社の正殿とすることあらんや、

況んや、此便殿には使者の歸りし後ち、種々の事に使用し、酒宴もありたる可し、其身の不淨なる侍婢等も拜趨せしこと等もあるべし、此御殿を以て神社の正殿とする事を得ざるは、秀頼公若年と雖も、克く知悉せられしなる可し、況んや其師傅なる片桐氏の如き賢者の奉行せしに於てをや、

是を以て、辨財天社觀音堂は、釋氏の所謂衆生結緣の爲に、此古家を用ひしなる可し、然れども小島權現を始め、其他の社は神社を建るの禮を以て、淸淨なる白木にて作りし事明なり、

玆に數百歩を讓りて、假りに秀吉公の住居せし古家も、神社の正殿として可なりとするも、此寶殿は然らざるなり、何となれば、其施主たる秀頼公は、御創立の御志を奉

禮して、辨財天に寄附せしものなればなり、故に之れを他に用ゆるは、則ち非禮の甚しきものなり〔片桐氏成功文に明なり〕

以上寫し來る所の古書類と、賴朝公以來の將軍の朱印及存在する處の建築物等に依て、之れを推知すれば、識者を俟たずして辨天社たる事明なり、辨天社にして辨天の像を祭る、何の異むべき事か之れあらん、況んや、聖武天皇の御創立にして、御歷代御尊崇ありたる御祈願所に於てをや、然るに明治四年政府の達書は、何の證據に依て、辨天社を以て都久夫須麻神社と改稱し、辨天の像を排除せしや、是れ秀賴公の寄附の意に背く者なり、尙ほ恐れ多くも、聖武天皇の御志に違ふ者なり、若し都久夫須麻神社は、聖武天皇以前に於て此所に鎭座し玉ひし確乎たる證據の存するあれば、宜しく狀を具して之を奏上し、御裁可を經て、而して後に辨天の像は其堂社と共に他に移し、更に神社の法式に依り、新たに建築し、以て之に神靈を祭りて可なり、何ぞ秀吉公の明使に謁せし古家を用ひんや、何ぞ辨財天の古堂を用ひんや、然るに都久夫須麻神社の延喜式神名帳近江國淺井郡の所に記するを見て、淺井郡を探索するも、其神社を得ず、故に竹生島なる辨天堂の事なりと認め、空漠たる浮屠氏の作れる辨財天緣起の中なる片言を取り來り、辨天堂より辨財天を排除し、其古堂

に日本固有の神なる都久夫須麻神を祭祀するに至りたるとい、是れ何たる妄擧ぞや、

謹而惟ふに、吾國體を維持せんと欲せば、神祇を尊敬するより大なるはなし、禮の存する所は、最も神祇に在り、故に日本固有の神祇を祭るは、自ら其法式の存するあり、　朝廷猶且神嘉殿を神社の正殿に賜はず、況んや臣下の古家を以てする事を得んや、　皇上を奉體とは、獨り　今上天皇陛下而已に存し奉るにあらず、遠く　御大祖よりの御政を奉體するにあり、然れば、　聖武天皇御創立の辨天社に對するも、亦相當の敬禮を盡さゞる可らざるなり、

抑も明治元年の布告にも、勅祭の神社は、但書を以て別に敬禮を表せり、然れば佛閣も亦同しく、敬禮なかる可からず、明治四年大津縣一片の達書は、日本固有の神祇都久夫須麻神社を祭るに、秀吉公の古家を以てし、　聖武天皇御創立の辨財天は、其堂宇を失ひ、雨露に暴さるゝの不幸に陥れり、

嗚呼明治四年大津縣一片の達書は、神祇を祭るの禮を亂し、御先代の御創立を破却し、皇上奉體の御趣意に反せるのみならず、千載歴史の一大好材料を滅却せしには非ざるか、神官としては之れを悲み、佛者としては之を痛み、歴史家としては之れを

惜まざるを得ざるなり、

帝王編年記、養老七年の處に至て、古老の傳に云く、霜速彦命の男、多々美彦命、是謂夷服岳神也、女次佐志比女命、是夷服岳神之姉、左久惠峯也、次淺井姬命、是夷服岳神之姪、在於淺井岡也、是夷服岳與淺井岳、相競長高、淺井岳一夜增高、夷服岳の神怒拔刀劍、殺淺井姬之頭、墮江中、而成江島、名竹生島云云、

抑も前記の緣起と、帝王編年記の文を考れば、竹生島は卽ち淺井姬命なり、淺井姬は卽ち竹生島なり、二物にあらず、一物なり、故に帝王編年記には、淺井姬の首び(マヽ)化して竹生島と成ると記し、緣起には淺井姬竹生島を作ると云へり、夫れ竹生島は、孝靈天皇の時代に成るとは、是れ我國史上に明にして、其以前は知るに由なし、故に 孝靈天皇の御宇に、淺井姬は生れたりと云るなり、是を以て、神代系圖には無き筈なり、其無き所、卽ち此神の尊き所なり、夫れ琵琶湖は一夜に成り、而して後に竹生島も亦一夜に生る、此理は人間の能く知る所にあらず、神なり、而して此島淺井郡の地先にあり、故に淺井郡神祇の生む所なりとして、是を淺井姬と名づけしなり、姬の字は、女性に屬す、辨天の形ち女體なれば、姬の字を下せしなり、猶之れを近江姬命と云ふとも可なり、然れども周圍僅かに三十町內外の島なれば、之を郡に屬し、而して淺井の

字を借り來て、之れに名づけしなり、又　天照太神の化身と云へるも、是れ日本の版圖と云ふ義なり、何ぞ其人あらんや、若も其人ありとすれば、神として崇敬するの價値なし、是れ只世人に諭すの方便説なり、故に曰く、竹生島は卽ち淺井姫なりと、緣起の解釋は此の如し、然るときは、則ち此神は此島の主人なり、辨財天は此島の主人にはあらざるなり、然りと雖も、辨天堂を以て、直ちに都久夫須麻神社なりと認むるは則ち不可なり、何となれば、玆に一人の地主あり、其家を失ひ、而して借地人自から建築して住居する家屋を指して、直に我家なりとし、借地人を放逐して、地主たる者、其借地人の建築せし家屋に住せば、借地人たるもの之れを肯諾するや否、抑も大津縣の達書は、之れと同一の處置と謂ふも可なり、何となれば、辨天の像、辨天の社共に聖武天皇の御創立にして、辨天の社を建て、之れに辨天の像を安置し、　天照皇太神宮の神託なるが故に、天照の二字を除き、之れを太神宮寺と名づけ玉ふ、其太神宮寺を指て直に都久夫須麻神社の正殿なりと認めて可ならんや是れ比叡山の中堂を指て直に日吉神社の正殿なりと認め、又は淸水寺の觀音堂を指て、直に地主權現の正殿なりと謂ふと一般なり、

夫れ神は非禮を享けず、若し非禮を享くれば、神には非ざるなり、今此の如きの處置

を以て、其神靈は安じて鎭座し玉ふや否、

土人の口碑に謂らく、竹生島は小島と大島あり、其小島は金輪際より生出して、萬世動かざるものなり、大島は湖中に浮みあるものにて、他に流出せん事を恐れて、之れを小島に繋ぎ置くなり、其式例を行ふは、毎年三月二日に雌雄繩を以て小島より大島に繋ぎ、翌三日に此繩を解くなり、是れを島繋ぎの神事と云ふ、竹生島に於て神事と云は、此一事而已矣、又曰、小島は竹生島の元島なり、之れが島の柱礎なり、此小島の絕頂に一基の社殿あり、是れが根元の神社なりと、余今茲政友栃木の鹽田與造氏と共に、竹生島に詣で、小舟に棹して島の周圍を回るに、大島なる東北の邊に、古びたる拜殿の樹陰に在るを見る、何神の拜殿なりやと問ふに、峯法印は答て曰く、小島を遙拜する拜殿なり、且曰、竹生島寺の住職となるには、別火して百箇日の間此拜殿に行き、小島に向ふて勤行を爲すなり、其執行法は、今年に始むれば、年の一月元旦より三月三日に終り、又明年の二月一日より始め、三月三日に終る、島繋ぎの繩を解く日を以て、滿願とするなり、是れ不欠の行と稱し、其間一日も欠くる日あれば、皆な無功に歸するなり、此の勤行の濟まざる間は、住職となる事能はざる成規なり、彼の比叡山の阿闍梨行、竹生島の小島行とて、世に名高き執行なり、是れを往古よりの例とす、拙

僧も此勤行を修りしなりと、故に能く之れを見れば、小島に相對する拜殿なり、
按するに、緣起に云く、　孝靈の御時、此島顯出し、此時同じく、霜速彦命淺井姬命を生むと云ひ、其淺井姫聚水沫而爲盤、積風塵而作島と云ひ、此島自金輪際出生する金剛寶座石なりと云ひ、淺井姫下坐此寶石上、今號地主と云ふ、帝王編年記には、霜速彦命の男、夷服岳神、殺淺井姫之頭、其頭墮湖中而成江島、名竹生島と云ふ、此說と土人の口碑と雌雄繩を繫ぐの式例とは、誠に符節を合すが如し、抑も緣起は、此式例あるに依て考へ來て作りたるか、又は緣起の文あるに依て此祭祀式を起したるか、未だ之れを詳にせず、然りと雖も、恐くは　聖武天皇御創立の意を、寓語と式例を以て後世に傳へたるものならん、故に口碑に、小島は地主神の在す所にして不動なり、大島は拜領者の在る所なれば、流動すと云へるの意なる可し、加之峯覺以の所謂竹生島の住職となるには、小島の神明に向て、別火にして百日の行を成すを例とすと、又は島繫ぎの神事と云ひ、誠に以て其好證據なり、是に至て、緣起及帝王編年記の文等を熟讀し、口碑なり、式例なり、峰和尙の言なり、此等を玩味し、以て沈思默考すれば、豁然として靑天白日の如きあり、謹て以みれば、小島に祭る所は、是れ都久夫須麻神社なり、此島固有の神なり、即ち地主神なり、此島を作りたる神なり、故に緣起に此島と共に生

ると說くなり、淺井姫命、此石上に下り坐ますと云へるなり、故に帝王編年記に、淺井姫の首竹生島と成ると說くなり、是れに由て之れを觀れば、小島は是れ其神體なるか、小島は是れ大和國の大神神社の如く、其神體なるか、謹て都久夫須麻神社の祭神を尋ね奉れば、寒川辰清の近江輿地志には、宇賀御魂神なりと云ふ、即ち雅產靈神の御女なり、日吉社鎭座記には、蹈韛五十鈴姫命なりと云ふ、審鎭要記には、天宇受賣命なりと云ひ、或は宗像大神と云ふ、是れは須佐之男の御女なり、竹生島緣起と帝王編年記等には、淺井姫命と云て、未だ何れが其眞なるを知らず、然れども彼の矢野玄道の書に、淺井姫命なる說を以て、正說なる可く覺ゆると云へり、若此說を信じ、而して淺井姫とは、島の秀靈に對するの名なりとして、之れを祭れば、何人と雖も之れを崇敬し、之れを拜禮すべし若し然らずして、島の秀靈の外に、　孝靈天皇の御代に飄然として生れたる神なりとすれば、抑も霜速彦命の系統より、先づ探索せざる可らず、然るときは、則ち其終局恐らくは雲烟漠々たるに歸せんのみ、

嘗て聞く、大和國城上郡大神大物主神社は、官幣の大社にして、延喜式にては月次新嘗の案上に預る古來有名なる大社なり、然るに其社はある無し、只拜殿而已あり、其神體と崇奉するハ、山其物を指すなりと、是れに依て考ふるも、小島の上に鎭座在す

社を指すも可なり、小島其物を直に神體なりとするも亦可なり、何れにするも、此の小島を離れて、恐くは都久夫須麻神社を索むるの地なかる可し、依之永祿十年に小島權現の正殿を再建せし棟札、今尙存す、是其好證左なり、故に其表裏の全面を寫し、以て左に掲ぐ、

小島權現再建遷宮棟札　長サ二尺九寸五分餘、厚サ五分餘、

表面

封
封　封
叅
小島權現

大行事文殊師利菩薩
聖主天中天迦陵頻伽聲
南无藥師瑠璃光如來
御遷宮導師和尚榮翁
南无本師釋迦牟尼佛
哀愍衆生者我等今敬禮
小行事於勒菩薩

大阿闍梨榮翁　阿闍利榮春　造營之奉行
大阿闍梨行充　行恒大德　竹林坊圓運　大工安部宗政
大阿闍梨快雄　圓雄大德　不動院行意
權律師圓運　榮秀大德　法輪院行印　封
大阿闍梨行意　大阿闍梨行印　光輪坊圓祺
大阿闍梨圓勝　行孝大德　明王坊清雄　封
大阿闍梨快濟　靜應大德　妙覺院快忠
大阿闍梨圓意　行整大德　常行院靜秀　永祿十年丁卯九月六日
大阿闍梨玄秀　靜專大德

裏面

往造營文明十六年甲辰九月十一日也
當八十四ケ年依爲破壞令造進訖

是れ小島權現と大書し、都久夫須麻神社とは記載せず、然りと雖も、彼の山門阪本なる山王神社は、延喜式に日吉神社と記しあるも、他の史乘には、概ね山王權現を以て傳ふ、太平記には山王權現、又は山王の神輿等と記するもの最も多し、世人も今猶ほ山王祭りと稱ふ、山王と云へば、世間一般に通じ易く、日吉と云へば却て通じ難きの感あり、是れに由て之れを觀れば、延喜式にハ都久夫須麻神社と記載あるも、小島に鎭座在すを以て、小島權現と稱し來りしものならん、傳教大師以來ハ、神社の號概ね斯の如きとなりしか、識者請考焉、

然るに、後世其元を失ひ、且僧侶の如きは、專ら我田引水の說を爲し、都久夫須麻神なる其御本地は辨財天なり、辨財天も都久夫須麻神も、觀音大士も、皆釋迦如來の化身なり、故に觀音を信ぜば、後世安樂なり、辨財天を願へば、福德を授かり、現世安全なり等の語を以て、世人に說きたる故に、世人は之れを信じて、參詣群集し、終に辨財天の隆盛を來し、其根元なる都久夫須麻神社を忘れしに至りしなる可し、明治初年大津縣の達書等も、皆此辨財天の隆盛なるに眼眩み、當時流行せし唯一神道主義に心惑はされ、嚴然たる神社の在るあるにも拘はらず、辨財天の古堂を以て、恐れ多くも都久夫須麻神社の神靈を祭るに至れるなり、併し當時は、維新激變の際なれば、實地の

驗査古記の取調等をも充分に遂ぐる事能はざりしに由れりとせば、亦深く咎むるにも足らず、然りと雖も其過ちは、之れを改め、之れを正さゞる可らず、惟ふに此の間違の生じたるは、何に原因するや、藤樹先生詩あり、曰く、念慮一毫差、應酬千里訛と、原因は夫れ玆にあるか、曾聞、當時は唯一神道主義の流行にて、神を立て佛を斃せば、能事終るとし、遂に山王神社の如く、今日に在ては、國寶とす可きものまでも燒拂ひたりと、是れ念慮一毫の差より、此の如き千里の過ちを起したるには非るか、故に明治元年四月の布告にも、舊來社人僧侶不相善、氷炭の如く候に付、今日に至り、社人共俄かに威權を得、陽に御趣意と稱し、實は私憤を霽し候樣の所業出來候ては、御政道の妨を生じ候而已ならず、紛擾を引起可申は必然に候云云の語あり、是れ誠に邦家の爲に悲む可きの至なり、今ま竹生島辨財天の處置の如きも、其例に洩れざりしは、豈に悲むべきにあらずや、是れを要するに　聖武天皇は、岩金山太神宮寺に辨天の像を安置し玉はずして、都久夫須麻神を安置し玉ひたりし證、

御歴代の御撫物は、辨財天の寶前に供せずして、都久夫須麻神社に供せし證、

御撫物の御文は、辨財天の御祈禱と記載せずして、都久夫須麻神社の御祈禱と記載ありし證、

御綸旨、各將軍家の制札、及朱印等は、辨財天に對せしに非らずして、都久夫須麻神社に對せし證、

貞永享德等の再建は、佛閣には非らずして神社なり、且辨財天社を主とするに非らずして、都久夫須麻神社を主とせし證、

片桐東市正の棟札は、御辨財天と記載せずして、都久夫須麻神社と記しある證、及び同氏の成功文章は、辨財天に非らずして、都久夫須麻神社と記載せし證、

此等の證據を確實ならしめ、以て江湖に示し、識者は之れを肯諾し、公衆は之れを喜ぶに非らざるよりは、未た以て辨財天社を都久夫須麻神社と改稱す可きの奏上を爲す事能はざる可し、

若し此證據にして具備せざれば、宜しく速に辨財天を復舊し、其過りを改む可きなり、而して都久夫須麻神社は、更に舊記に依り、口碑に稽へ、以て其社を索む可し、若し廢絕せしものなれば、更に新築して正當なる禮式に據り、神靈の御下賜を請願し、以て鎭座す可し、此の如くにして、而して后に神佛各其處を得て、安座し玉ふものと謂ふべきか、

抑も竹生島は、日本三島の第一にして、又五奇異の一なれば、他國に往きて、竹生島と

言え（へ）ば、人能く近江の竹生島なるを知るも、淺井郡と言え（へ）ば、之れに冠らしむるに、江州の文字を以てせざれば、人能く之れを知らず、然れば則ち淺井郡は、竹生島に依て顯る、然る所以のものは何ぞや、他なし、　聖武天皇の此所に辨財天を祭り玉ひたるに因る、然れは則ち此好史料を湮滅せしむるは、　上御創立に對し奉りて恐懼に堪へず、下淺井の爲に近江の爲に、最も愛惜すべき所なり、　神官之れを正さゞるも、未た以て憂とするに足らず、僧侶之れを正さゞるも、未た以て憂とするに足らず、官吏之れを正さゞるも、未た以て憂とするに足らず、獨り有志の在るあり、有志者にして之れを正さゞれば、天下何人か之れを正さん、余輩不佞此の一大好史料の、今や將に湮滅せんとするを恐れ、敢て大方君子に告ぐるは、竊かに禮を重し道を明にせんとするの微衷に出づ、請諒焉、（明治三十三年八月六日發行、河部吉三氏著）

近江蒲生郡の神佛分離

〔近江蒲生郡志〕六

明治維新と神佛混合の禁

明治元年三月二十八日、政府は太政官布告を以て、神佛混同を禁じ、神社境内にある別當寺庵室等を廢し、神主を定め、某權現或は午頭天王等、佛語を以て神號に稱せし社は、社號を改め、佛像を以て神體とせし社は、之を改め、鰐口梵鐘佛具等を社外に出すべきを令す、是れ實に千古の舊慣を一掃する神社史上の大革新なり、本郡にては沙々貴社の神主佐々木丹後、綿向神社の神主社信義、郡神職の取締を命ぜられ、政令を傳達す、四月五日兩神主よりその觸書を出す、

金田村久郷東太氏記錄

神武創業之始、被爲基、諸事御一新祭政一致之御制度ニ御回復被遊候ニ付、追々御觸達も可有之候條、神主衆中始め禰宜祝神部、猶村役人ニ至迄、可被得其意候、差向今般別紙三通相觸候樣被仰出候間、篤と熟談之上、別ニ添置候請印帳、神職衆者勿論、村役人各姓名相記調印可被致候、尤此廻狀刻付を以、無遲々相廻し、留り村より佐々木丹後守迄急速ニ可被爲達候、

一村々ニおゐて、神職無之宮社者、其段相斷、村役人或者何社神部誰與相記し、調印可被致候、

一一村中ニ宮社無之組合村々ニ而、產土神別ニ有之分者、何々村何箇村、產土神何

社與相認メ、神職有之候ハヽ、神職幷ニ村役人調印可被致候、

一小社たりといへども、本紙御觸書之通り、其社之由緒委敷相認メ、且佛名佛具等之有無、有體ニ相斷、右書上帳大津裁判所へ、當四月晦日迄之內差出し可被申候、

以上、

慶應四辰年

四月五日

蒲生郡

佐々貴大宮司

佐々木丹後守印

猶以當郡中に於て、自然相もれ候村も有之候ハヽ、無油斷相廻し可被(脫アラン)候、以上、

蒲生郡之分

常樂寺村始

岡本村迄

右村々

神主禰宜祝神部

村役人中

一中古以來、某權現或牛頭天皇之類、其外佛語を以て神號に相稱へ候神社不少候、何れも其神社之由緒委細ニ書付早々可申出候事、

但、勅祭之神社　御宸翰　勅額等有之候向ハ、是又可伺出、其上ニ而御沙汰可有之候、其餘之社ハ、裁判所鎭臺領主支配等江可申出候事、

一佛像を以神體と致し候神社ハ、以來相改可申候事、

附、

本地抔と唱へ、佛像を社前に掛、或鰐口梵鐘佛具等之類差置候分ハ、早々取除可申事、

四月　　太政官

右之通被　仰出候事

大津裁判所

諸國大小之神社中、佛像を以神體と致、又本地抔と唱へ、佛像を社前ニ掛、或ハ鰐口梵鐘佛具差置候分ハ、早々取除相改可申旨、過日被仰出候、然る處、舊來社人僧侶不相容、氷炭之如く候ニ付、今日ニ至リ、社人共俄ニ威權を得、陽ハ御趣意と稱し、實は私憤を霽し候樣之所業出來候て者、實ニ不相濟儀ニ付、厚令顧慮、緩急宜を考、穩ニ

可取扱、勿論僧侶共ニ至候ては、生業の道を不失、益國家之御用相立候樣、精々可心掛候、且神社中ニ有之候佛像佛具等取除候分たりとも、一々取計向伺出、御差圖可受候、若已來心得違致し、粗暴之振舞等於有之、屹度曲事ニ可被仰付候事、

但し、勅祭之神社御宸翰勅額等有之候向ハ、伺出候上、御沙汰可有之、其餘之社ハ、裁判所、鎮臺、領主、地頭等に委細可申出候事、

(元年)四月

此度

御觸八通、郡切不洩樣、可相觸旨被仰付候間、無遲滯廻達可有之候、尤彥根領共、村次不洩樣被相心得、刻付を以晝夜不拘、早々順達被致、留り村より佐々木丹後守方へ可被相返候、

一、當月五日出を以、相廻置候御觸書之儀、順達方殊之外等閑ニて、いまた拜見無之村々多分有之趣ニ相聞候、何分急速順村ニ相成候樣、精々取計可被申候、以上、

四月廿八日　佐々木宮

佐々木丹後守印

蒲生郡村々

神職衆中
村役人中

多賀神社神主請書

牧野信之助氏報

多賀社
神主
禰宜

〔滋賀縣廳文書〕

右、自今犬上郡中社家觸出シ被仰付候事、

四月

大津
裁判所印

御大政

御一新
神武天皇
御創業之御始ニ被爲
御基、百般大變革被爲在、就中
神祇道之御儀者、殊ニ御純粹御復古之儀、千秋萬歲
恐悅至極之御儀奉存候、右ニ付而者、執
奏之舊格を被爲廢、萬事
神祇事務
御役所ニ於而、
御總轄被爲　遊候御趣、
御布告之段、謹而奉拜承、冥加至極難有奉畏候、右ニ付、
大津表江
御裁判御役所御取建ニ付而ハ、當社神主禰宜共江自今犬上郡中社家觸出し被爲
仰附候儀、冥加ニ相餘リ、難有謹而奉畏候、右者徳川氏已來之醜政ニ而、浮屠輩之爲
に壓倒せられ、私共儀舊格取失ひ、有名無實之身分と相成、旦夕落淚悲歎之外、更に

無他事、列座罷在候所、意外出格之奉蒙御沙汰候段、全く往昔之社格漸々及衰廢候
儀、深被爲
聞食分候故と、社家一統重疊難有仕合奉存候、然ル上者、被爲
仰出候
御布告之儀者不及申、總而
御指揮之事件、秋毫も違背仕間鋪、第一
寶祚御隆盛
御裁判所御平安之
御祈、於
大神廣前可奉抽至誠候、依之捧
御裁判所擁護之
御神符、被爲
仰附候
御沙汰之御請、且
御政令

御一新被爲　在候御儀、爲恐悅社家中爲惣代推參仕候、誠恐誠惶頓首頓首、

近江國
多賀大社神主
物代
大賀　齋宮
宗昌(花押)
禰宜惣代
車戸　造酒
宗功(花押)
犬上　伊織
大岡　右膳
八重練　縫殿
北川　將監
新庄　金吾
馬場　淸

慶應四年
四月七日

藤山　茂
小菅捨野女
北川三保女
藤山幾野女
玉谷喜野女
藤川多美女
小菅千代女
玉谷　光女
清水八千代女
神島　健
同　明
同　進
同　勉
同　守
同　甫

同　　　　諮
同　　　　勇
小菅彦之進
藤川　喜内
同　　　　多内
七膳部一郎
同　　　　二郎
同　　　　三郎
同　　　　四郎
同　　　　五郎
同　　　　六郎
同　　　　七郎

御裁判御役所

近江神崎郡内神社神體調べ

大橋金造氏報

（前略）この册子は、明治の初、廢佛毀釋につき、田中大和が各神社に出張して、一々御神體を調べ候時の物に御座候が、神體の記入なき神社も有之候、或は他に別本の御座候にや、御神體調べは全部殘らず行ひし樣に傳承致居候、（後略）

大正十年九月十二日

滋賀縣神崎郡南五個莊村金堂

大橋金造拜

（半紙假綴本）（表紙）

慶應四年卯月記之
明治元戊辰神無月日出ス

神崎郡中神社神名帳

源　喜　胤

（表紙裏）

蒲生	觸頭深尾丹後	二百十ケ村	甲賀	石尾伊豫之介	百卅ケ村	犬上	多賀一社寺觸頭	百十九ケ村
愛知	文屋大内藏	百九ケ村	神先	田中大和	八十一ケ村	野洲	播磨	七十七ケ村
栗太	大神土佐守	百四ケ村	志賀	樹下石見守	七十九ケ村	高島	高橋伊織	百四十八ケ村
伊香	伊香石見	六十八ケ村	淺井	藤本式部	四十一ケ村	坂田	藤田大和	百七十四ケ村

（蛇足ヲ添ヘ申候、文屋大内藏ハ今縣社押達神社ノ神職ノ家ニテ、昔ヨリツヾケル家ニ候、今モ同社司ハ文屋氏ニテ候、田中大和ハ、今村社苗村神社ノ代々神職ノ家ニテ、コノトキ觸頭タリシ大和ハ、名ヲ千秋トイヒ、明治十七年死去サレ候、少講義デ郡中ニ威張リヲラレタト申傳ヘ候、大神土佐守ハ、今郷社頴時神社代々神職ノ家ニテ、コノトキ觸頭タリシ人ハ後官幣大社建部神社宮司タリシ大神正盈氏ニテ候、伊香石見ハ今縣社伊香神社ノ代々神職ノ家）

山之前三ケ村產土神

一大郡大明神　神像　北町屋村 四百石
鰐口佛具佛器有之、社坊万願寺追、
神主 田中大和
枝社　金毘羅　札守
大郡枝社

一若宮八幡　幣　市田村 二百八十石
大將軍　巾　神主 右同、
素戔烏命　佛器ナシ、

一天満宮 白大夫 老松　面尊像 松木　金堂村 九百六十七石
神主 長部若狭
末松 黄砂社 祭白大夫
日若宮社　四座
祭 日若宮神 出雲路幸大神　巾
北斎社 武功臣社　巾 祭神不知、

一正八幡宮　金巾　金堂村ヨリ勸請、 千三石　川並村
今辰年迄十四年ナル、　塚本

若宮八幡宮　　神主奥村沖　丹後

右同殿

枝宮

傳介

八幡宮　石

瓊々杵尊　石

大國主神　巾

右本社中伏見宮寄附菊御紋燈籠、尤可伺申事、

一六正大明神　吉田璽　位田村　三百十七石

祭　饗田別命　神主田中大和

大國主神

天照皇大神

天兒屋根命

伊邪那伎命

伊邪那美命

枝社　右若宮

一天御中主神　巾　七里村五百四十五石

素戔烏尊

末社 稲成明神 玉
山祇 巾
天満宮 尊
綾御前 札

一山王 大山咋神 巾 下日吉村 六百九十三石
末社 山祇 神主 梅原山城
祇園 素戔嗚尊
若宮八幡
（梅原山城ハ、代々上日吉村日吉神社ノ神職ノ家ニテ候、宮ハ今郷社日吉神社ト申候、コノ家ハ絶エ候、コノ冊子ニハ大宮大明神ト御座候。）

一牛頭天王改鏡素戔嗚社 石 佐生村 二百七十六名

一改鏡八幡宮 巾 堺村 四百五十一石
末社 巾一座

一改鏡山王素戔男命 祭神 尊體 此村 五百六十六石
末社 牛馬神 奥村 沖 丹後

一 改鏡二面 荒木大明神　彌陀像　川曲村二百八十九石
別宮 白山　觀音像
右各破佛、
一 改鏡三ツ 天滿宮　巾　和田村二百石
末社山王 東權現
一 改鏡三ツ 熊野皇大神　長勝路村二百八十九石
幣祭 南無勢至佛　伊弉
南無阿彌陀佛　速玉之男
南無觀音佛　事解之男
右斥佛　右ニ改メ替ル、
一 天滿宮　眞像　今村九百九十七石
末社祇園 素戔烏尊　巾一社
一 春日大明神 四座　眞像　中村六十二石
末社五社　神主中村出雲 三ケ村產土神
一 山王　石　一社　小幡村三百五十八石

一八幡宮　幣　五位田村北之庄村ト兩方ニテ、千二百七十九石、

祭神 神功皇后 譽田天皇 玉依姫命

末社白山社　一社

一式内元名川桁神社小幡大明神 同郡中村ニ鎮座、境內除地ニ而 簗瀬村支配ニ御座候、 簗瀬產土神

祭神 天湯川桁命 乙比賣命 角魂命

攝社同殿若櫻大明神 祭神 足仲彥命、氣長帶姫命 譽田別命 □命 住吉大神 大國主命 甲冥明神

一五箇神社　巾　北之庄村五位田ト兩方ニテ、千二百七十九石、

祭神 八幡大神　本郷神主 長部若狹

六社大明神 大日孁命 天兒屋根命、中、 譽田別命 大穴牟遲命、右、 伊邪那岐命 伊邪那美命、左、

同殿末神七柱　金巾

末社　四社　二社

一　苗村大明神（七ヶ村産土神）　木流村六百四十三石

天神宮（祭少彦名神）　尊像　一社　田中大和

二之宮（祭大國主神）　同上　一社　田中齊宮

攝社　白山大明神
　　　建部大明神　幣

一　枝社　山王十禪寺　巾　一社　枝郷算所（算所は天保比、住人ハ轉退シ今ハ小字名ニ存ス）

皇孫尊

末社　金比羅
　　　勢戸社　二社

一　正八幡宮　壐　一社　山本村五百四十一石

末社　貴船　足一
　　　稲成（ママ）　塵一
　　　山祇　玉一　三社

一　若宮聖眞子　巾　一社　新堂村四百五十二石

末社　祭神素戔烏命　巾　一社

一　若宮八幡宮　石　一社　石塚村二百九十七石

一　皇孫尊　巾　上下二社　三俣村三百四石

一祇園素戔嗚尊　巾　一社　奥村四百五十四石

沖丹後

一天一神之社　巾　一社　下野村八百十石

祭天御中主神

神戸宮　祭両宮神明

末社　四社　〆七ヶ村

一八幡宮　巾　平坂村二百九十七石

末社飯成社　祭大穴牟遅　眞　一社

一天満宮　眞　一座　上中村六十二石

一十八大明神　八日市村二百三十一石

祭皇孫命　攝社　事代主命　大國主命

末社　猿田彦命　琴平大神　善女□□

一若宮八幡宮　眞　蓼畑村三百壹石

末社山祇社

一熊原大明神　眞　相谷村三百四十九石
祭神　里内左衛門
別社　若宮神明宮
末社　愛宕、秋葉、白山、

一三河邊枝社 伊生兩大神宮　巾　池田村八百十石
末社　熊野皇大神　十禪子山王

一春日大明神　靈石　杜葉尾村五百四石
祭神　四柱
末社　事代主神

一蔵苗大明神　鏡　山上村二千二百七十三石
祭神　春日四所

一八幡宮
末社　六前　天満宮　山王　土屋祖神

一素戔烏命 若宮八幡宮 惟喬親王　眞　佐目村五十三石
新雨金大明神　祭神未考、　神主　宮座藤内
末社　龍神社 納殿　同三社

一多度社　石　和南村三百五十八石

祭神　天御蔭神
末社　山王　天神　龍神　共石

一正八幡宮三河部枝社　巾　今田居村三百三十二石
末　木花開耶姫命　一
雷神社

一天満宮　寺村今代岡田三ケ村鎮守　眞
若宮天神　巾　寺村四百九石
末社　月神
日神

一御靈八所大明神　上村百三十九石
末社　大若大明神

一塞之神　巾　中小路村四百三石
祭神　八街比古　八街比女
來名戸神

一八咫森社　石　妙法寺村五百五十八石
祭神　石凝姥神

一八幡宮　川合寺村五百八十四石
十二ケ村惣産土神
式内

一三河部大明神　中　神田村五百十四石

祭神　宇賀乃御魂　天湯川桁命　瀬織津日女神

神主　林河内

（林氏ハ、モトコノ神社ノ神宮寺ノ僧ニテ候、慶應四年二月復飾サレタルニテ候。）

末社　神明雨宮　伊弉諾命　素戔烏命　一社　澳津彦　澳津姫　一社　三之宮一社

籠寺社　熊野皇太神　住吉社　若宮三河部社

同末社七社

一若松社　眞　外村五百七十九石

祭神　武雷神　經津主神

一白鳥大明神　眞　種村九百八十石

足仲彦命　日本武命　品陀別命

末社稲荷　山王　倉稲魂

一荒神社　八鳥村五百六十一石

（三十一年郡制實施後、愛知郡ニ入ル。）

祭神　澳津彦神　大産霊神　澳津姫神

末社　八幡大神　正八幡大神　若宮佐々木大明神

一正一位若宮稲葉大明神　下稲葉村五百廿石

祭神　伊弉那岐命
　　　猿田彦命　　　　　（同上）辻　河内

一若宮大明神　　　　上稲葉村（同上）

祭神　天稚日子命
　　　同殿白髭神一座　　　古川出雲

一廣濱天神　　　　普光寺村八百二十八石（同上）

祭神　菅靈　　境内除地壹反二畝六歩、田地壹反四畝廿八歩、

一洲崎天神　　　　甲崎村四百廿三石（明治十二年愛知郡ニ編入）

祭神　菅靈　　巾

古宮　一社　　巾

一山王　　　　西川村六百二十八石（同上）

　大國主命

一川桁神社 式内　當時愛知ニアル、　小社之社　　　出路村百七石（三十一年後愛知郡ニ入ル）

祭神　天湯川板擧命

一市杵島咩社

八條庄花垣乃里

一天満宮　神鏡　垣見村高七百三十石

一天満宮　巾　村(マヽ)村三百五十三石
　末社　八幡宮

一西部大明神　異　体光寺村九百三十八石
　祭神　河内王
　并ニ山陵有之、
　末社一社

一八之宮赤山大明神　小川村千四百十石

一飯開大明神　林田村五百八石
　祭神、櫻大刀自神
　末社　八幡宮　神明宮　山王

一川北社　本庄村二千二百十二石
（三十一年愛知郡ニ入ル）
　別雷神
　武角身命

一上山天神　異
　祭神菅霊

一祇園天皇　伊庭村二千石

一八王子　山脇丹後　徳永因幡
一栗見若宮　宮西村五百九石
栗見總社　藤田(筑カ)竺前
一浪洗神社大宮天神宮　阿彌陀堂村四百九石
祭神　大國主大命　菅原大神　新　村六百卅一石
乙女濱村二百五十八石
福　堂　村四百七十八石
一栗見廣洲社　社地之外無神領、　新田村四百七十八石
一西村社　出在家村
祭神　住吉　多賀　天照大神　末社一社
一野崎社　福堂村四百七十八石
大國主命
一濱之社　乙女濱村二百五十八石
祭神　事代主命
一志村社　新　村六百卅一石
祭　八幡宮
一川南社　川南村三百九十石
一天滿天神　末社一　田原村四百八十六石

（明治十二年愛知郡ニ入ル、）

一戸坂大明神　社地之外無神領、　三ツ屋村千百九十七石

（同三十一年愛知郡ニ入ル、）

天石戸別命

末社四座

一栗見若宮　新海村三百十六石

（同上）

一栗見若宮　田舟村八百九十一石

（同上）

一正一位若宮八幡宮　愛知川四百六石

（明治十二年愛知郡ニ編入、）

祭神　品陀別命

末社　春日大明神

天滿宮天神

寶劍大明神

一若宮八幡宮　岡田村二百八十三石

祭神　譽田和氣命

一大瀧大明神　萱尾村廿六石

一八幡宮　野村七百六十二石

一　南村三百廿六石

一降雨明神　石馬寺村五百九十二石

一八王子　瓦屋寺村二百四十四石

一大宮大明神　上日吉村

一松尾大明神　濱野村三百四十八石

一建部大明神　伊之部村四百九十一石

布施和泉

一正八幡宮　今田居村

末　木花開耶姫命

雷　神　社　二社

美濃地方の廢佛毀釋

豐田毒湛氏談

氏は、今臨濟宗妙心寺派管長なり、明治初年に美濃に在り、同地方の廢佛毀釋の狀況を見聞せられたりといふ、

明治元年は、老僧が丁度美濃伊自良の東光寺に住職して居た時で、二十九歲であつた、寺からは一向他には出ずに居つたから、當時の廢佛毀釋の狀況もよく知らぬ、元來美濃は佛教國であつて、其影響も酷くはなかつた、只苗木藩(藩主遠山友祥)は一萬石であつたが、一藩悉く廢佛をやつた、卽ちその菩提所を始め、一寺も殘らず毀つて仕舞つた、甚しきに至ると、佛像も、佛具も、佛壇も、皆燒き拂ひ、僧侶は悉く歸俗せしめた、垂井の南宮の境内には、塔が建つて居つたが、此の時他に移轉して仕舞つて、寺社の領分を明にしたのである、その外美濃では、廢佛をした所はないやうだ、(文責記者)

明治四十五年四月八日發行、佛教史學第二編第一號所載、)

美濃苗木藩廢佛事件調査材料

〔東白川村誌〕

佛教廢止當時及其後の狀況

本村には古くより神土に常樂寺（明治三年九月廢止）、五加に蟠龍寺ありしが、苗木藩佛教廢止の際廢寺となる、苗木藩廢佛の經路左の如し、

一言すれば、一藩平田學の流行せしによる、卽ち維新の際、政府に集議院を設け、其議員をば公議人と稱し、大藩三人、中藩二人、小藩一人を選出す、議長山内容堂、副議長秋月種樹、幹事（今書記官長に相當するもの）、森金之允（後に有禮と稱す）にして、當苗木藩の石原定安（現存の人）公議人たり、此集議院に於て、國家教育の大方針を議定せしことあり、國學を以て本旨とし、漢洋の學を以て羽翼とすと決議せらる、

當時藩士に青山景通（通稱稻吉）と云ふものあり、（平田篤胤の高弟なり）京師に仕へ、神祇官の少佑たり、福羽美靜大佑たり、（平田門人）景通の長男（通稱佐次郎）直道藩の大參事たり、（これ亦平田門に束修を納る）父子盛に藩主に建議し、集議院の決議を楯として、天下の學問は國學に限る如くに鼓吹し、明治三年春藩主以下藩吏は擧つて平田門に束修を納れ、神道を奉ず、茲に於て

全藩士之に歸す、（中には不服の者在りしが、強ひて束修を入れしむ、）是れと前後して郡市主事塚本忠安（通稱安兵衞、）をして、藩下廻村廢佛歸神を說諭せしむ、次ぎて知事遠山友祿（從五位の下美濃の守、後若年寄となり、信濃守と稱す、初の名は友祥、）廻村巡視の事ありて、亦自らも說諭せらる、里正（今の村長、）等異議なく御請に及べり、四年二月、政府の認可を經て廢佛令を布く、茲に於て神事掛水野忠鼎（通稱新兵衞、）大監察岩瀨邦雄（通稱六七、）廻村寺院處分をなし、三月末迄に結了せり、

右の如くして廢佛は行はれ、本村に於ても寺院は廢せられ、阿彌陀、觀音、地藏、藥師等の小堂（殆ど各小字に一二を存じたりしもの、）は毀たれ、且藩より佛具を所有すべからず、若し所有するものは科罪を申付くとの達しにより、寺及檀徒の所有たりし舊記佛具は、或は灰燼となり、或は毀たれ、或は流され、或は賣却せられ、今は殆んど其影を止めず、僅に陰蔽したるもの一二を存するのみ、

現今惠那郡加子母村法禪寺に秘藏する千本佛（現存するもの五百體なりと言ふ、）は、元越原村字岩倉にありしもの、又元神土村庄屋役安江家に傳はれる大般若經六百卷寫本の如きは、慶長年間、飛驒國益田郡竹原村威德寺退轉の折、元常樂寺の所有となりしものなりといふ、

斯くして全村無宗教となり、只神職ありて神社の祭事を司るのみ、現今の神職は本

郡西白川村大字河岐室松好雄にして、鄕社以下の神社を管掌す、而して近年神社に關する諸法令發布の結果、大に尊嚴を保つに至りたれども、神職の待遇に至りては極めて薄く、隨て神職の希望者なく、將來は漸次之れが待遇を厚くし、村內の者にて神職の養成をなすは最も急務なりとす、而して廢佛後に至り、御嶽講、丸山講、出雲大成教、天理教、祓講の信者等僅かに生したりしが、年々衰退し、今は御嶽講信者二人、丸山講信者三人、天理教信者二人、及び祓講の信者十餘人を存するのみにして、卽ち殆んど無宗教ともいふべきか、されば今後は專ら教育勅語主義によりて國民性の養成に努めんかな、

元安泰山常樂寺舊址

大字神土平組字平(現今東白川村役場敷地內)にありて、元神土越原兩村を檀徒となせり、往昔は常樂院と唱へ、飛驒國威德寺（威德寺は、飛驒國益田郡竹原村御廐野にありて、七堂伽藍の大寺なりしなれども、慶長以前に退轉し、今は其舊址を止むるのみ、）の末派なりしと云ふ慶長の頃より領主遠山家の菩提寺天龍山雲林寺の末寺となり、安泰山常樂寺と稱す、

教派は臨濟宗京都妙心寺派なり、維新の後、明治三庚午年九月三日現住職常樂寺自董苗木藩廳に呼出され、藩主始め士族一同神葬祭に改めたるを以て廢寺を命ぜら

れ、住職は歸農せしめらる、依て改名の上安江良左衞門正常と稱す、天正より玆に至る二百九十餘年十一代也、當時藩命を以て佛書佛具類一切を燒却す、故に寺院に屬する古記錄は烏有に歸し、舊時の事蹟を知るに由なく、寺院は後ち神土小學校校舍に充用し、明治二十四年改築の際取毀つ所となれり、（下略）

元蟠龍寺

大字五加大澤組字洒屋畑にありて、臨濟派禪宗なりしが、苗木藩領佛教廢滅の際廢寺となれり、（中略）廢寺の際、所有土地は大澤組今井虎吉、今井淺平、今井龜吉、小池半兵衞、今井丹右衞門の五名へ買受け、地代の內金拾五圓は永代祭粢料として、右五人へ與へ、他は檀徒七ヶ村（柏本村、宮代村、大澤村、下野村、久須見村、中屋村、須崎村）へ割賦したりと曰ふ、（大正三年十月刊行、苅田乙三郎氏等編）

〔荊棘錄〕中

忘來時路錄　（再住妙心沙門眞淨坂上宗詮自敍傳）

明治二年、予年二十八歲、春間に至り、囂々然として、廢佛の說起る、朝廷特に神佛の混淆を禁ずとの布令ありしを以てなり、京都にては、北野の天神、祇園の牛頭天王の如き、何れも兩部神道を以て祭祀す、日本國中、參拜者の多き神社は、總て兩部の神社

なり、然るに予が實見せし北野天神の如き、千有餘年來奉祀せし天台、眞言等の社僧坊院は、卽日に法衣を脫し、圓顱に付髮をなして、冠を頂き、裝束を被むり、忽ち化して神官祠官となる、加之社内輪奐の美を盡し善を盡せし五重の塔、經藏を始め、佛法に屬する本地佛の堂宇を、忽ちにして破壞し、鳥居前に立てたる大なる木標には「臨時祭、僧尼不淨輩不可入」と大書せり、予當日市内分衞の歸途、鳥居前にて遙拜し、默思すらく「神社の創建以來、千有餘年の間、法樂を以て神靈を祭祀したりしを、如何に朝命とはいひながら、强いて人爲を加へ、革新といひて、神慮の如何をも圖らず、猥りに古代の建築堂宇を破壞すること、茅屋も啻ならざるは何ぞや、嗚呼、堂宇木佛に何の罪かある、予は佛法の中に生長したり、今日より益憤勵(マヽ)して、佛法の興隆を發願し、以て佛恩に報ぜん」と沈吟良久にして、妙心の僧堂に歸へる、

蓋し廢佛の原因を考ふるに、天保七八年の頃、出羽の佐竹藩に、平田篤胤といふ者あり、國學を研究し、其餘力を以て、廢佛の書を發行し、之を一般に施行したるに基く、予幼年の際、其一二を閲覽せしことあり、「玉多すき」「悟道辨」「挫日蓮」「出定笑語」等なり、其著書の杜撰なる、一讀の價ひなきも、平假名にて通俗の書なれば、何人も讀み易きより、佛敎に如何なる深理あるをも聞見せざる者は、此の如き廢佛毀釋の書を、再三も

熟讀せば、忽ちにして廢佛となり毀釋者となるは、勢ひの免れざる所なり、然れども平田氏は、一時我佛敎に對して、迫害の書を著述したりしも、國學に於てこそは大著述をなし、世に貢獻する所極めて大なり、當時各宗佛敎中にも、碩學高德固より尠からざりしも、奈何せん幕府三百年來を通じて、太平の餘習に薫染したることゝて、新なる時代に逢つて、手の舞ひ足の踏む所を失し、喫驚して爲す所を知らず、之が爲め兩部神社に屬する、古代建築、堂宇、什寶等の破壞紛失せられしこと、其數幾何なるやを知らず、可歎可悲、

素と京都には、佛敎各宗の大本山あり、故に市中佛敎に關する商店の多きは、當然なり、されば這回廢佛の事行はるゝや、直に商家にも波及し、佛師、佛具、衣屋、佛書販賣店の如き、從來の店を二分して、他の時勢に應ずべき物品を陳列したるを目擊せり、以て當時神佛分離の勅令が、一般の人心、商業の上にまでも影響を及ぼしたるの、如何に大なりしかを知るべし、廢佛主義の大藩は鹿兒島の島津氏、土佐の山內氏を最となし、小藩にては遠山氏等先づ之を實行し、藩內寺院は悉く之を廢し、僧侶は總て還俗せしめたり、其他長州の毛利氏其他の大藩小藩にても、寺院の合併せらるゝあり、伊勢大廟(領)令の如きは悉皆廢寺還俗せしめたり、就中、予が實地に日擊したるは、美

濃國惠那郡苗木藩なる遠山美濃守、一萬石の領內に於ける廢寺の實況なり、予が受業寺の宗敎寺を距ること僅に五里にして、遠山家の香華寺雲林寺と云ふあり、宗敎寺之が法類なる所より、平常の交際も頻繁にして、初めより之と往來し、年始及慶弔毎に、本師に隨從して此寺に到れり、明治二年の秋間なりと記憶す、京都より本師を歸省したる途次、偶々雲林寺に到り見れば、末寺十二箇院の住職、只今登城し、大參事より達せられたりとの事なり、曰はく「今回王政復古に付き、領內の寺院、廢寺申付候、速に御受すべし、就ては還俗する者は、從來の寺有財產、及寺等を下され、名字帶刀を許し、村內里正の上席たるべし」と、依て十二箇寺及天台、曹洞、日蓮、外山伏寺二箇寺、都合十七箇寺は、總て廢寺と共に、還俗を御受せりとて、何れも得意然たり、獨り雲林寺の剛宗師のみは還俗せず、國主多年の恩に報ずるが爲め、遠山家歷代の位牌、佛具を貰ひ受け、代官所の支配なる末寺、下野の法界寺へ退居せんことを願うて已まず、時の大參事より「五人扶持を與へ、藩の學校に敎師となさん、故に速に還俗せよ」と、再三の勸諭ありしも遂に之を受けず、位牌及佛具法服等を持して、法界寺に退居せり、

予は末派寺院の廢寺、僧侶の還俗せる實況を熟視し、付知村なる受業寺の宗敎寺に歸り、本師を訪ひて、住職二山に向ひ、京都の形勢、苗木藩の現況を語り、且曰はく「今

日苗木藩廢寺の餘勢にて、宗教寺の檀徒に、如何なる影響を及すやも測り難し、法兄幸に從來の弊習を改め、朝夕の勤行より、日用の寺務、法務等に至るまで、信心堅固に一身を處し、以て寺門を擁護し、檀徒を敎化せられよ、此地は尾州藩の領地なるを以て、未だ廢佛の達しはあらざれど、豫め共の覺悟あらんことを望む、檀徒一同、若し苗木藩廢寺の餘勢に感染するの變あらば、法兄は申すに及ばず、我本師老師の如きは、齡已に七十六、加ふるに病痾にして、身體自由ならず、之を共れ如何すべき、速に改過遷善せずんば、禍は苗木藩の各寺にあらずして、軈ては宗教寺の上にあらん」と、一夜懇々として之を說けども、二山は恬然として聞かざる者の如し、當時五百有餘の檀家ありしに、共後果して寺の開基たる田口家を始め、曾我、加地、深谷等の檀頭等、二百餘戶は、一時に改宗して神葬となり、今日は僅かに五六十戶の檀徒のみを存すと云ふ、

予居ること三四日にして苗木に行く、途福岡村に到る、路傍にありし六字名號の立石及供養塔は倒されて、小溝の橋に架用せられ、往來の人をして踏で行かしむるを怪まず、予口に經文を默誦し、避けて之を過ぐ、行くこと數町、二三の人耳語していふ、「此坊主未だ還俗せず、何れの地に行くものにや」と、蓋し彼等は、苗木一萬石の廢寺を見て日本全國、悉く廢寺せりと思惟したる者の如し、更に甚しきは、大聲にて、「こりや坊

主」なぞと罵るあり、予幼より數次往來したるが爲め、一二茶店の如き、何れも面識の者なり、然るに予を避けて見ざるの爲ねす、予も亦見ぬ狀を爲して過ぐ、苗木町に入りたるも、町を行かずして間道を經、雲林寺に到れば、白書戶を鎖し、內闇うして人なきが如し、裏口より入りて、住職剛宗師に相見すれば、云はく、「兩三日以來、使者を以て還俗を勸諭されしも、斷乎として應諾を與へず」と、予大に道心堅固なるを歎賞す、師は其日より諸道具を明細に取調べて、藩廳進達の準備をなし、予は本山妙心寺へ實況傳達等の依賴を受けたり、滯在すること三日にして、雲林寺を出て、毛呂窪村に到れば、路傍の千體地藏堂は堅く閉鎖せられ、石像其他念佛等の石牌は、悉く押し倒されれ、其狼藉の狀言ふに忍びず、田間の耕夫等は、予の通行するを見て、相罵ること福岡村の如し、姬栗村の長增寺に到りて登す、是れ亦廢寺の一院なり、住職は年齡既に六十有餘、一夜泣て告て云へらく、「此年にして廢寺還俗の災に罹る、向後の生活を奈何せん」と、予慰諭していふ「此激變に遭遇し、實に奈何ともし難し、然れども暫く時期を待たれよ、回復の時も遠からざらん、幸に道心堅固にして、佛天の衛護を期待し給へ」と、果然として其後十有餘年を經、他より移轉したるものとして、長樂寺といふ寺號を公稱するの許可を得、遂に僧侶の本分を全うせりと云ふ、

之に反して、雲林寺の剛宗師は、廢寺の後、下野法界寺の隱居に移り、遠山家歷代の爲め懇に誦經供養したりしも、尋で寺內在住の婦人と關係を生じ、之が爲に寺を出てゝ、其婦人と共に、蛭川村の一堂宇に引移り、漸くにして高德寺といふ寺號公稱を許され、住職したりしも、財政の不如意より、不相應の負債を生じ、老年に至りて高德寺にも住するを得ず、佐見の大藏寺といふに移りて、僅に餘生を保ち、不人望と負債との渦中に在て遷化せりと云ふ、幕府の頃には、香華寺の區別を評して、「天下（將軍家をいふ、）淨土に、禪（臨濟、曹洞を兼ねいふ、）大名、癩病穢多は一向宗（眞宗をいふ、）」といへり、遠山家は、一萬石の小諸侯なれども、香華寺の寺格は、客分なり、卽ち登城の際には、侯より三尺上座し、遠山侯佛參の時には、住持より三尺上座となるの先例なり、住持の市中に出るあれば、市民は晴雨を論ぜず、悉く下座するを掟てとす、剛宗師は斯く寺格の高き寺に住持すると數年、一朝廢寺の災に遭ひても還俗せず、折角下野の法界寺へ移轉して、其去就大に賞讚するの價有りしに、時勢の變をも思はず、何時までも雲林寺住持の格式を固守したるより、遂に憍慢の態度となりて、一般村民をして厭惡の情を生ぜしめたるは惜むべし、ましてや法界寺隨身の婦人を橫奪せしより、遂に下野に居住すること能はず、蛭川に至りても、同樣に人望を失ひ、大藏寺に移轉したる後の末後までも、

憍心慢心を以て遷化するに至りしに於てをや、悲む可く歎す可し、

予、次の日長增寺を出て、中之保村に到れば、後より呼ぶ者あり、云はく、「御出家、何處へ行き給ふや、暫く待たれよ」と、予此語を聞き、意に謂らく、「此程一兩日の間、苗木領を通行するに、福岡、毛呂窪の諸村落、何れも廢佛の狂態にて、予を罵る者のみなりしに、今此の中之保村にのみ、此の如き丁寧なる語を聞くは甚だ奇怪なり」と、因て回顧すれば一人の老婆なり、予いふ、「是より京都に行かんとす」と、婆子云はく、「暫く御休みなされて、茶の一杯なりと喫し給へ」と、予其好意を謝し、婆子に從つて、路傍の一茶店に入り、暫く休憩して茶を喫す、婆子泣いて「御出家、何れの人なりや」と問ふ、予は「付知村の者なり」と言ふ、婆子云はく、「此苗木領にては庄屋よりの達しに、佛壇を破壞して、谷川に捨てよ、佛像、佛具を燒き捨てるとの事なり、吾等は眞宗の門徒也、此際如來樣の御眞影なりとも大切に致したし、故に御出家を呼び止めて、御相談を願ふなり、幸に教示せよ」と、予云ふ、「婆公誠に能く如來樣を大事にせんとならば、之を衣服の中へ納めて朝夕に念じ。口に稱名して、信心堅固に、時の到るを待たれよ、必狼狽して迷ひ給ふなよ」と、婆の云はく「京都は如何」「京都には少も廢佛の災なし」「然れば、苗木領のみ、廢佛を致すは何故なるや」、予曰はく、「苗木には、青山稻吉といふ國學者あり、今現に神祇

官に出仕し、其子佐次郎なる者、苗木藩の大參事となる、廢佛は彼等父子の所行ならん、然し永く續く者にはあらず、一兩年を過ぎなば、從來の如くならん、婆公共れ心配せず念佛稱名して極樂往生を願ふべし」と、婆子大に安心せし者の如し、予は厚く謝して道を急ぎ、久田見村に入れば、路傍の石像は、現に香華を受け、辻堂の觀音は、莞爾として慈悲を垂れ、衆生を化す、此地は尾州領にして、更に廢佛の達しなし、久田見村には、法泉寺といふ眞宗の寺あり、中之保村の婆子等は其門徒なり、眞宗の如き、他力本願の宗教力を以て、門徒を化し、其信心の厚き、臨濟宗の檀徒と同一に視らるべからず、若し苗木一萬石領内の人民中、眞宗の門徒過半數なりしならば、廢佛も彼の如くに激烈なるを得ざりしのみならず、或は暴動を起して、苗木藩を倒す如きの擧なきやを保し難し、然るに雲林寺と其末寺とにて、臨濟宗の檀徒多數なりし爲め、廢佛等も忽ち一布令の下に行れたり、宗教宗旨の人心を團結せしむるの厚薄を察するは、宗教家たる者、政治家たる者の深く考慮すべき所たり、果然中之保村に於ては、眞宗門徒等の華で從來の如く、法泉寺門徒に復歸したるのみならず、心觀寺の檀徒までも、併せて門徒になりしと聞く、(大正四年五月發行、伊藤宗貞氏編)

苗木藩の廢佛と東本願寺

藤井草宣氏報

一

明治五年美濃の苗木藩(一萬石)で廢佛をした、隨分ひどい事をしたもので、平田篤胤の弟子で靑山といふ者が大參事をしてゐてやつたのである、そのやり方は、先に坊主の素行を調べて置いて、然る後に、突然坊主と信徒二人宛を呼び出して魚を食はせた、この時代は未だ封建時代の習慣が殘つてゐる間であつたから、妾を置いたり魚を食ふ事を隱してゐた、そこで、役人の前で、御馳走に出た魚を食はぬといへば、汝等は平素魚を食ひ妾を置いてゐるではないかと、先に取調べてある事を一々並べ立てゝ糾問する、そして、汝等が若し廢佛を承諾すれば許してやる、若し廢佛を承諾せねば縛するがどうだと脅して承諾させた、そしてすつぱり寺をつぶし、地藏で橋を架け、內佛で風呂をたいて、佛風呂に坊主を入らせた、ところが、本願寺の者は前から公然と肉食妻帶を許されてゐるから、信徒の者は皆、これは本願寺へ歸した方がよい、女も持つてゐる、然らば本願寺が一番よいといふ事になつた、ところが大谷

派では、苗木藩には寺がなかつたが、大谷派に歸した、そこでわしは本山へ參つて交涉して本尊を下げて貰いたいといふので、美濃の敎導取締助勤になり本山の役目では視察といふ事になつて、當局の石川舜台と會つた、そして本尊を百六十幅ばかり下げて貰つた、この時石川が「それは大いに逆緣であつて、靑山といふ男の廢佛は眞宗を弘める爲めに大變よい事だ」といつた、

二

ところが今度は石川から國元へ早速京へ上れといふて來たので上つた、「君は廢佛の所でものをする事が上手じや、奈良縣へ行け、奈良縣は廢佛までせなかつたが、官幣大社が七社もあり、御陵が澤山ある、宮司や神主がゐて、これはトント佛敎の方へは具合が惡い、奈良の大佛を潰いて大砲にするといふ說もある」と石川がいふので、直ぐ奈良へ出掛けて行つた、大佛を潰すといふのは、四條といふ人が知事であつた時で、その後に藤井千尋が知事となつてゐた、それが明治七八九年頃の事であつた、私は藤井に近づくことに骨を折つて「佛をつぶして敵を打つものとなつては困る」といつた、

三

その後國元へ歸る時に石川に會つて、「藤井が五六寸位の金銅佛の觀音を持つてゐる、その脊には『文治元年源義經』と刻つてある」といふと、石川は「それは何處ぞで取つて來たに違いない、貰うて來い」といふ、そこで奈良へ行つて藤井に話すと、「たゞ呉れろといふのは大變面白い、然しこれは大和吉野郡某寺所藏のものであつて、無暗にやる譯にいかぬが、石川は何の爲めに用うるか聞いて來い」といふ、石川にいふと、「北海道布敎に用うる、北海道は義經に緣があるから、義經の觀音を以て彌陀を弘める方便とするのじや、觀音は政治に格別入用なことはないからたゞ呉れろと談判しろ」といふので之を齎して答へると「そりや奇な男じや」と大層石川を賛めて觀音をくれた、これは現在本山の內事の方にある筈だ、何しろ此時分の知事は今の大臣以上の權式のあつたもので、然もそれが廢佛をやらうといふ男だつたが、斯樣な事から段々深く這入つて行つて、先方の樣子も見屆け、當方の意志も漸次傳へるといふことをやつたものだ云云(石川舜台氏天保十三年生(寅)平野履信氏天保十四年生(卯)大正十二年、平野氏八十一歲)

(京都上京區寺ノ內大宮東入平野氏方にて談話筆記)

大矢田神社の神佛分離

高橋定坦氏報

大矢田神社の神佛分離は、美濃國北部に於ける注意すべきものゝ一である、卽ち大矢田村は武儀郡に在るが、この地方では、この大矢田神社と、更に三里ほども郡上川邊にある、同郡洲原村なる縣社洲原神社の二ヶ所のみが神佛分離されたのみである、更にこれより數里山奥に行つた郡上郡長瀧村の長瀧神社が、同じ災厄に逢つてゐるが、この三ヶ所が、北濃に於ける問題の箇所である、

大矢田村は舊尾州領であつた、尾州では、木曾川邊の太田町に北地總管と云ふものを置いて、北地卽ち美濃の北部を總管してゐたが、この太田の北地總管の出張所が、武儀郡上有知町の陣屋にあつて、この地方を監督してゐた、大矢田村はこの支配の下にあつた、

明治維新の當時、上有知の北地總管出張所の主任を三浦權左衛門千春と云つた、尾州の舊校明倫堂の出身で、本居系の國學者であつた、故に大矢田神社の神佛分離は最も熱望した人である、然し極めて穩健な人であつたから、今は大勢如何ともす

べからざるを知るや否や、大矢田神社に令してこれを決行せしむることにした、それは實に明治三年であつた、卽ち當時、こゝの寺坊たる極樂坊、常泉坊の二坊に屬してゐた檀家が、本村の約三分一の百戶であつた、その百戶だけが神道になつた、その百戶も自然に地理的關係があるので、昔の小字の一のみである、その小字を昔は天王山に從つて天王組と云つてゐたのを、三浦千春は、大矢田神社の瑞垣の內だからとて、その時に垣內と改稱させた、その垣內だけが神道となつたので、今日になつてもそれ以外には傳播しない、

大矢田村の西北一帶は高山で區劃してゐるが、東南は次第に開けて平田が廣い、その山の主峰が卽ち天王山で、大矢田神社はその麓の一溪である、この天王山は全くこの地方の王者で、自ら要害の地である所から、戰國時代にはこゝに城があつて、後藤勘右衛門藤原吉永が領してゐた、その後藤氏の緣起や沒落は甚だ不明である、

大矢田神社から凡そ十丁も南に、小い丘陵がある、これは喪山と稱して、前面には千年の古木が森々としてゐる、天稚彥が喪屋の舊蹟だと云ふ、このことは古事記にもあるので、明治二十三年に、久我建通侯の揮毫で、美濃國藍見川之上喪山是也の十二大字が書せられた碑が建つてゐる、その藍見川と云ふは卽ち長良川の上流、郡上

川のことで、凡そ十丁も隔つてゐる、こゝから更に五六丁、東南に隔てゝ青柳神社がある、祭神は不明だが、古より特異の地位を占めて、その祭典を執行する家柄が決まつてゐて、非常な誇としてゐる、それは後藤、鷲見、別府、小森の四姓のみに限つてゐる、こゝに「青柳御事什物帳」と云ふ、永祿九年から記されて、年々祭事を執行した家の名が必ず記されてある、第二册は明和五年のもので、青柳社御神事頭番帳とある、名の左下に「きんし申候」と假名で書てあるが、慶長四年以後は「奉禁相勤申候」と書かれるやうになつた、この青柳神社には、林光院と云ふ別當があつたが、維新以後廢止されて、その家は歸俗したが、建築はまだそのまゝで、座敷に佛壇が作られてゐる、こゝの所有で、大永三年の銘ある古鐘が一口ある、

その鐫刻には

美濃國武義郡大矢田郷

青柳社頭之鐘

本願後藤勘左衛門尉藤原吉久

大工大野兵衛藤原兼久

同　大工兵衛藤原兼宗

大永三年癸未十二月十八日

とある、直徑二尺ほどの小いものだが、今は村の時報鐘として、學校の裏の小山に懸けられてゐる、この鐘樓寄進の正保二年の棟札を、後藤郡平氏が所有してゐる、願主として、後藤三郎右衛門秀平の名がある、尚ほ林光院の舊宅に、天文六年の銘ある徑五寸ほどの懸佛がある、木臺に薄い金が張つてあるのみだ、また智證大師作と傳へられた不動尊があつたさうなが、今は無い、祭神は不明だが、古より女神と傳へて、下照比賣命と大國主神とを合祀せりと云ひ、維新の際に出した神體本地佛は、吉祥天女の木像であつたと云ふ、

地理的に考へて、往古、先づこの青柳神社から大矢田村が開けて、次第に十余丁、山の奥の大矢田神社の所まで及んだのであらう、故に青柳神社には特別の地位があるのであると云ふ、

大矢田神社の祭神は、須佐之男命と天若日子神との二神であるが、昔から天王神社と稱し、山を天王山と云ひ、牛頭天王と稱せられてゐた、大矢田神社と稱するのは、維新以後のことである、孝靈天皇の御世に始めて齋祀せられたと傳へ、その後、養老二年に泰澄大師が來つて伽藍を造營し、禪定波羅密を修したので、天王山禪定寺と

云つた、當時は極樂坊、常泉坊、仙藏坊、岩倉坊、華藏坊、東覺坊、寶積坊の七坊あつたが、五坊は早く廢絶して、極樂、常泉の二坊のみとなり、明治維新に至つた、弘治二年に兵燹に罹つたから、或はこの時から廢絶したのであらうと云ふが、何等文書の徵すべきものもない、文政十一年の宗門改帳があるが、極樂坊、常泉坊の名は載つてゐる、

從つて維新の際、神佛分離されたのは、この二ヶ寺のみ、この外、青柳神社の別當林光院、攝社花堂神社の別當圓福院の二ヶ寺で、その後に觀音堂、藥師堂、辯天堂などが廢された、禪定寺の本地堂たる護摩堂や鐘樓の跡も、今日歷々として指點することが出來る、圓福院にあつた弘法大師の像は、今は美濃町の永昌院に安置されてゐる、

天王山の昔を語る建築に、檜皮葺の樓門がある、梁間四間、桁行六間、左右に甚だ破損した金剛密迹の二王が立つてゐる、この像は他の諸佛像などと一しよに、一時は觀音堂に納められ、子供の玩弄物となつてゐたが、明治三十三四年の頃、心ある人々が心配して、元の如くに祀つたのである、本地佛など好いのは、臨濟宗の道樹寺に預けてあつたが、この時矢張り神社へ取戻して、今は寶庫に納められてゐる、樓門の正面には、久邇宮朝彥親王の御筆で、大矢田神社との新らしい額が掲げてあるが、裏の方に、天王山の三大字の額がある、それは昔掲げてあつたので、二王などゝ一しよに

持つて來たのださうな、字は楷書で、蒼老秀潤、それは立派なものだ、筆者は朱得水明啓とあつて、金澤の儒者ださうな、文化十五年の天王一山書上帳と云ふものがある、境外地六拾壹町、社領五十四石八斗四升とある、いろ／＼な什物は大分無くなつたが、第一には明應三年の銘ある梵鐘で、高二尺五寸、厚二寸五分、直徑二尺、貫目七十貫と云ふ、縁が三寸ほど缺けてゐるので、ひゞも入つたと見へて、古老の言葉に、暮の鐘の音が當所神社のよりは惡かつたと云ふ、銘に

奉施入
美濃國武義郡
山口郷東方
天王山禪定寺
明應三甲寅歳十一月十三日
願主敬白

とある、これも亦寺の縁起などはない、

佛像も藥師坐像、一尺六寸五分、阿彌陀立像一尺三寸五分、弘法大師坐像一尺三寸五分の三體と、更に維新まで本社の御神體として祀られてゐた牛頭天王、三面六臂の朴訥な木像一尺六寸五分がある、

この帳面に依れば、
一、牛頭天王　社頭
一、開基　養老二戊午暦
一、開山　泰澄大師
縁起證文等無御座候、
とある、當時已に古文書類はなかつたやうである、更に
大般若經　三百七十卷
がある、全體寫本である、もとは六百卷全部あつたのであるが、混雜の際紛失して今はこれだけ殘つて居る、その中に古いものは
應永三十四年　願主　源　氏重
筆者　淨順
の奥書のあるものがあつて、この後下つていろ〳〵ある、
天王山禪定寺之記　一卷
がある、元祿年中の記錄を、更に元文三年に書き直したものである、内容には變つたこともない、これは疾くに帝大史料に採集せられてゐる

慶長五年家康の制止狀
不動尊圖　傳弘法大師筆、天正九年信長入國の際寄附の旨、享保九年、表裝の時の軸書きあり

等は、今も尚ほ昔ながらに見ることが出來る、當時、極樂坊の社僧は還俗して神官となり、永く大矢田神社に仕へて、眞清國次と改稱してゐた、從つてこの極樂坊の跡をそのまゝ社務所にしてゐたので、今でも黑塗の門が殘つてゐる、その門内に昔からの寺の墓があるが、石碑は十本位で、文化以後のものばかりである、

今日、傳說にも、維新の暴擧はないが、寺の位牌を川へ流したと云ふことを傳へてゐる位だ、

大矢田神社の祭典は、古は九月八日であつたが、今は十月八日である、それは本地佛藥師如來の命日だからと云ふ、その祭典の餘興に、ヒンユケ祭と云ふ風俗史上注意すべき祭典があるが、別段禪定寺から干繫するやうなことはなかつたので、神佛分離後とても別に變つたことはないと云ふ、

三浦千春の著書に「大矢田神蹟圖攷」と云ふ木版二十枚ほどの本がある、明治七年五月、稻荷神社小教院藏版となつてゐる、

松本藩の廢佛毀釋

孤峰烏石氏稿

一

明治維新の際、廢佛を實施した各藩中で、松本藩の如きは、殊に著しきものゝ一である、併しながら、今は記錄に徵すべきものもなく、又當時其の局に當つた人々は、殆ど物故して、全く事實の眞相を知ることが出來ないのである、余は籍を信州に移して以來、多年其の事歷を探索してゐるのであるが、殆んど手懸りがないので、閉口頓首してゐた、近頃漸く目下佐久郡に住する山西孝三氏と、東京府下澁谷に住する根岸敬氏とに依つて、其の一斑を知ることが出來た、依て以下少しく余の松本地方で得たる材料と相待つて、其の概略を記述することゝしやう、

二

藩主戶田光則氏は、版籍奉還の聽許を得て、明治二年六月松本藩知事に任ぜられたのであるが、大小の政務は、大參事稻村久兵衞氏に依つて決せられたのである、氏は當時四十歲以上にして、朱子學を奉じた人で、殊に水戶崇拜の一人であつた、稻村氏

の下には、小參事神方新五左衛門氏、(後に名を損と改む)權小參事增田萬右衛門氏、(後に名を裕と改む)權小參事(?)太賀努氏、權大屬官根岸敬氏、小屬官吉武權內氏、同岩崎八百之丞氏等が在つて補佐したのである、根岸氏の談に依ると、神方氏は當時五十歲以上で、陽明學を奉じたそうである、其他の人々は、多く水戶學派に屬し、知事公も矢張り水戶學派の一人であつたそうである、山西氏の說では、當時の松本藩では、知事公を始めとして、藩士の主なる者は、平田鐵胤並に其子延胤の國學を崇拜した樣であつたとのことであるが、根岸氏の說が事實らしい、併し鐵胤の國學も、多少は流行したかも知れぬ、而して以上のうち專ら廢佛の事業に從事した者は、神方、太賀、岩崎、今井等の諸氏であつたそうである、岩崎氏は、本年二月、八十八歲を一期として歿したのであるが、晩年には佛教の篤信家となつたのである、前陳の如く、松本藩の知事公を始め、稻村大參事、太賀、增田等の權小參事共に水戶學を奉じ、行政の範を水戶に採りしを以て、其の結果自然廢佛を餘儀なくするに至つたのである、水戶學は、藤田幽谷、同東湖の父子に依つて大成せられ、所謂神州の道を奉じ、西土の教を資し、神を敬ひ儒を崇び、偏黨なきもので、敬神排佛の結果として、神寺の破却、佛像佛具の鑄潰を實施するに至つた次第である、

三

松本藩が廢佛歸神の藩令を發したのは、明治三年の八月のとであつた、其の施行の仕方が甚だ極端で、寺院は悉く此れを毀ち、佛像佛具は燒燼せしめ、僧侶は凡て歸農せしめんとしたのである、而して先づ第一着手として、藩侯の香華院たる城下の全久院より破却せんと企てたのであつた、同寺は曹洞宗で、古來同宗屈指の名僧碩德が住職せられたので、殊に有名である、維新當時の住持は、越後產の惠亮和尙であつた、和尙は屢々事情を開陳し、古來の由緖を列記して、廢寺の妄を辨じ、寺門の存續を歎願したのであるが、悉く却下したのである、斯の如きと數月に亘り、遂に止むなく、和尙は本尊と開山を奉じて鄕里なる北越に去り、出雲崎町に寺號を移して、一宇を建立したのである、依つて松本藩なる全久院にて、藩主歷侯の靈牌を、女鳥羽川に投じ、佛像佛具を燒棄し、堂宇を毀つ等、常識を以つては解すべからざる狀態であつたそうである、全久院の舊跡は本町一丁目に在り、今は松本市の小學校の敷地となつてをる、

尋いで、此れを城下の各宗寺院に及ぼしたのであるが、眞宗東西兩派のみは、正行寺佐々木了綱(東派)寶榮寺三浦義遵(同東派)安養寺小松了照(西派)等の諸氏極力反抗し

本山の命令なき以上は、決して廢寺歸農すると能はずとて、身命を賭して抗議し、其れが爲めに眞宗兩派の寺院は廢寺の厄を免れたのである、序であるから云つておくが、此の正行寺と云ふは、現在松本裏町に在り、其開基は彼の宇治川の先陣の猛將として有名なる佐々木四郎高綱で、彼れは老後了智上人として、信濃東筑摩郡島立村南栗林區に一宇を造り、正行寺と號し、茲に念佛の行者となつたのである、後老衰して松本市中に隱棲したのが、現在の裏町正行寺である、上人は承元三年丁未十月二十五日を以て圓寂せられたので、其の墳墓は島立村正行寺の附近に在る、近頃殉死せられた乃木希典氏は、高綱の後裔で、同氏も二度まで兩正行寺へ參詣せられたのである、斯くの如く、正行寺の開基は高綱の後身了智上人で、同寺の住持は、今も尚ほ其の末裔で、佐々木姓を冒してをる、維新當時の住持は、佐々木了綱と云ふ老僧で、頗る强腹の人であつたそうぢや、故に身命を擲つて、法城の護持に努めたのである。氏は實に高綱の末裔たるに慚ぢぬ、其の何處かに、猛將の血を傳へた面影が偲ばれたと云ふとである、當時松本地方では、氏を神の如く佛陀の如くに尊信したそうで、又國學にも精通せられ、和歌は其の最も得意とする所で、和歌の門人も仲々に多かつたそうぢや、

斯くて松本城下及び其の附近では、眞宗兩派は佐々木氏等の力に依つて、廢寺の厄を免れたのであるが、中には歸農した者も多少はあつた樣である、茲に城下を距る一里餘にして、村井區に曹洞宗の泉龍寺と稱する寺院がある、同寺の位置は、松本領內に屬するを以て、當然廢寺の厄に遭遇すべき筈なれど、同寺の檀徒は、諏訪の五千石領內に在りて、伽藍の破壞寺院の廢絕に對し、大に反對せしかば、藩知事の力も遂に他藩の人民を制すると能はずして、同寺は辛うじて之れを免るゝことを得たそうである、

四

次に同藩內の大町地方、卽ち現今の北安曇郡に於ける當時の狀況を陳べんに、同地方では、明治四年三月に、大町の陣屋へ、藩廳より神方、今井等の諸氏出張し、同地方五十四ヶ村の寺院及び檀徒惣代並に名主等を招集し、廢寺歸農の旨を達したそうである、其の光景の概略を記述せば、先づ各宗々派別に、各寺の住職及び檀徒惣代名主等を招集し、住職を上席に坐せしめ、役人は席を下座に控え、恭しく出問して曰はく、御僧方の御着になる方袍長袖の物は何と稱するや、三衣とは抑何々なるやなど問端を發し、直綴と法衣との別、三衣の解釋など出問せし樣子ぢやが、老僧連は殆ど明

瞭に解答する者がなかつたので、役人自ら三衣直綴等の解釋緣由を詳述し、衆人面前にて、互いに各宗の僧侶を愧ぢしめ、且つ罵倒飜弄し、法衣の何たるをすら解答し得ざる輩は、卽時に歸農すべし、檀徒の者も斯かる無知の愚僧をば、向後決して尊敬すべからず云々と叱責して、退散せしめ、日を期して、歸農の願書を呈出すべき旨傳達したのである、尋いで大町在平村曹洞宗の古刹大澤寺住職快龍和尚出でゝ曰はく、拙寺は若一王子若宮親王の御祈願所にして、五十石の御朱印を拜領せり、故に歸農又は廢寺すると否とは、松本藩の指揮を受けず、若し二條殿よりの命令ならば、謹むで此れを受けん、決して汝輩の命を待たざるなりと謂つて、一言の下に藩廳の役人をして閉口せしめたのである、次に大町の巨刹曹洞宗靈松寺住職達淳和尚出でて曰はく、全體貴官方は何處よりの命を帶びて、廢寺歸農を促さるゝや、太政官よりか、將た又何時何處より、斯る命令出でしや、殊に寺院には各自其の宗本山との密接不離なる關係有り、斯の事果して各宗本山と協議を遂げしものなりやと詰問し、拙僧が歸農すると否とは、貴官等に對して返答するの義務なし、寧ろ貴官が命令の出所を明了にせられたしとて、飽迄役人を詰責し、却て達淳和尚に飜弄せしめられたとのことである、之れに依て、大澤、靈松兩寺は遂に廢寺の厄を免れたのである、併しな

から曹洞宗でも、他の大町天正院、神城村貞麟寺、同村長谷寺、中土村玉泉寺、千國村源長寺等は、悉く廢寺歸農したのである、以上の内で、貞麟寺住職篠崎一司氏は副戸長となり、他の三寺は自ら歸農を願出づるの悲境に陷つたのである、

五

松本藩では、斯くして領內の佛寺を廢絕し、僧侶を歸農せしめたのであるが、葬祭等は佛式に代ふるに「哀敬儀」なる書籍を發布し、自葬祭を實行せしめんとし、書中には葬祭の儀式諸器具等を圖示し、專ら儒敎の儀式に依らしめんとしたのである、

余先頃、默室禪師の「法服格正」を讀み、其の永平寺琢宗禪師が後序を見るに、左の如き文があつた、

予嘗聞耆宿曰、玄綱和尙董信陽全久、大檀君問袈裟正儀、綱云、這事重大、不可匆卒、審查實考、且待他日、尋托病、請三旬潜治、君侯許之、於是、私到尾陽護國、謀諸默室和尙、蓋當時祖道之撰法服正儀、已行於世、其所說總取證正法眼藏、於本宗袈裟正儀也、殆盡善矣、而若未盡美者、乃懇囑默室、請和文詞、以演暢開闡、使人無難解憂、默老歎賞綱師之重法輕身、與大檀君所問奇拔、直諮詢師翁珍牛、提友黃泉、法敬堅光等諸師、且質律於豪潮、遂著本書云々、

とあるが、全久院玄綱和尚が、折角の苦心も、默室珍牛等の諸氏が婆心も、大檀君戶田侯先代が法寶護持の誠心も、遂に其の子孫に至り、却て法城破毀の武器とせられ、法孫の讎をなすに至つたのは、實に遺憾の極みである、想ふに神方、今井、岩崎等の諸氏は、殆ど「法服格正」を暗記して、盛んに當時の僧侶を詰責したものであらう、

斯くて明治四年七月十四日、廢藩置縣となり、間もなく光則氏は東京に出でられ、翌五年三月、三府七十二縣の制定と共に、廢佛の事も有耶無耶に歸したのである、其の後曹洞宗では、美濃妙應寺百衲和尚巡教して、大に廢佛の妄を辨じ、靈松寺達淳和尚の盡力に依つて、源長寺他一二寺院を除くの外は、悉く復興せられたので、松本市中の曹洞宗の如きは、全く達淳和尚の力に依るもので、市內では寧ろ一ヶ寺增加したので、卽ち本町生安寺は、舊淨土宗なりしも、維新の際藥師堂として、達淳和尚說教所の標札を揭げ、辛うじて存續するを得、現今では立派に復興してをる、又全久院の如きも、都合二ヶ寺になつた譯で、卽ち舊來の全久院は、越後出雲崎へ移轉し、新に松本市深志に、達淳和尚の開創する全久院が出來た、實に達淳老師は、松本藩の佛教復興に就き、偉大なる功績のある人で、同地方では其の德を慕はぬものはない、

（大正元年十月八日發行、佛教史學第貳編第七號所載）

松本藩廢佛事件調査報告

唐澤貞次郎氏報

目次

第一　事件の原因大要

一、明治初年神佛混淆相成らざるの令により、藩主戸田光則は朱子學より自ら發意し、藩臣神方新五左衛門及び岩崎作樂等の國粹家の者あり、合意して熱心なる主張の下に勵行したり、至久院和尙が加賀大聖寺の合併問題を談じたるは、其近因なりと云ふ、

二、事由大要は、一般世の中が神佛混淆相成らずとせば、葬式には佛式によるに、一方には神を祭祀するは矛盾の行爲なり、因て葬式には佛式を用ゐざるを可とすべし、今や我國が王政復古して、神國の昔に復したることなれば、神國として、異教を其儘

に遵奉することは、神國の本旨にあらず、宜しく佛を排して國粋を擴張すべし、これ朝廷の本旨たるなりと、

三、當時地方僧侶が無智無學の俗僧にして、或は公然として肉食を敢てして耻ぢず、或は妻帯蓄妾して敢て顧みず、破戒墮落の酷しき者が多くして、此等俗惡の僧侶が維新に際しても、徳川時代の如くに依然として泰平的舊式生活に安じ、藩士のみならず、一般社會及び檀家等より彈指せらるゝの狀況にありて、寧ろ廢佛の必要をも自ら感ぜしめたることありしが如し、尤も當時當地方の風俗は、一般として墮落の風あり、卽ち斯る俗侶等に、人生として重大事たる葬式の事を委するよりも、寧ろ自ら葬主として神式を以てこれを行ふを可とすべしとの感をも、一般社會に惹起せしめたり、

四、從來當藩主の戸田家の祖先五靈を五社神社として、士族全體の祭祀したる神社あり、されば藩主は一切神式とすることをば、直に考へ易き境遇にてありしが如し、

五、維新當時は、何れの藩も一切革新の意氣込のみにして、舊習打破を絶叫せざるはなく、隨つて可否善惡を顧慮するの間もなく、猥りに破壞し杜撰なる新らしき物を以て代へたるの例は尠なからず、且つ當時の所謂人才の登用行はれ、新人物は新し

きことをのみ斷行して、自己の權勢を現はすに力めたる時代なれば、當時の時代的傾向として、松本の廢寺事件は、割合に容易に行はるゝ見込ありしことは、廢寺發意の一遠因をなせるものゝ如し、

六、更に大なる一原因となすべきことは、中央の學制頒布前に、松本藩は地方に學校の施設をなさん爲に、廢寺問題の計畫をも進めたることとなり、(廢藩後、學制頒布して學校の設備を容易ならしめたることは、偶然のことゝし別問題なり、)

第二　廢寺毀釋の狀況

先づ藩主自身の實行　戸田松本藩知事日常に敬神の念厚かりし處に、神佛混淆禁止令出で、神社より佛體を除去したるあり、(御嶽權現の稱を廢して、御嶽神社と改稱したるの例)藩主幷に藩臣の同志者の意見は、愈堅くして、これが實行の第一着手として、藩主自身が關係の諸寺院を廢毀して、範を領內へ示したり、卽ち明治二年七月、自己の祈願所なる彌勒院は、彌勒菩薩ありて、住僧は常に五社神社の神前に讀經するを以て職としたり、五社神社は戸田家中興祖康長公と共室(家康の娘松姬)と、康長の長子等の五靈を合したる神社にして、戸田家の氏神として奉祀したる神社なり、故に彌勒院の住僧は廢寺後には、五社神社の神官となしたり、此時又戸田家の菩提

所たる全久院及び全(前カ)山寺(戸田家墓所にして御塚と唱へ、康長公以下の墓地あり、此側らにありし寺院)を廢毀したり、此寺廢毀寺院の佛具の所理は多く火を以て焚きたるものあり、破棄したるものあり、彌勒院の彌勒佛體は各所に轉々して、今は南安曇郡明盛村一日市の某堂に在りと云ふ、

次に士族全般の實行　斯く藩主が範を示されて、愈藩士及び領民一般に實行せしめんとするに方つて、藩は政府の承認を得る必要ありとして、明治三年八月、松本藩知事は政府の承認を得度見込を以て政府辨官宛、

願書

微臣光則、菲才薄德ノ身ヲ以テ、乏ヲ松本藩知事ニ承ケ、寵遇優渥、日夜勉勵仕候得共、管內之儀ハ僻在之地ニシテ、民心頑固、加之佛敎浸淫、狡猾黠猾、每ニ志ヲ得テ民ヲ震感(惑カ)セシメ、許多ノ財寶ヲ獲取シ、大此道ノ榛蕪ヲナシ、何分皇國國(固カ)有ノ大義ヲ妨凝(礙カ)シ、敬神ノ典ハ至急ニハ行ヒ難ク、實ニ憂慮之至リニ付、臣身ヲ以テ引率シテ、士庶人ニ至ル迄、佛敎ノ信スルニ足ラス、祭政維一ナル我皇國不易ノ大典萬國ニ獨立スル御趣旨浹洽仕セ度目的ニ有之候間、最初臣一家ヲ始、神葬祭ニ仕、當藩士族卒志願次第承屆、遂ニハ管內悉ク神葬祭ニ相改サセ度奉存候、附テハ臣カ菩提

所當藩松本町曹洞宗全久院、同埋橋村同宗前山寺儀、且(檀、下同ジ)家一同神葬出願承屆上ハ、無且(檀)地ニ相成、有名無實ニシテ、無益ノ贅物ニ付、廢却仕、住僧生活相立候迄、臣家祿ノ内ヨリ給助仕、兩寺共學校等ニ相改メ度、其他管内寺院無且無住ノ贅物ハ、同樣廢却仕度、此段奉伏願候、恐惶謹言、

明治三年庚午八月　　松本藩知事

辨官御中

(朱字)附紙故障之筋無之候ハヽ、不苦候事、

如き願書を差出し、佛寺の不用と皇道の必要とを記し、先づ自身の寺院を破壞し、次に管内に及ぼし、廢寺院をば學校に利用するなどのことを記したりしに、故障の筋之なくんば苦しからざる旨の指令ありたり、因てこれより大々的なる實行の計畫をなしたり、此際(明治三年)に葬事改良の爲め葬事略記を一般に讀ましむ、(葬事略記は國學者角田忠行氏の著なり、角田は佐久の人にて平田の門人にして志士なり、木像首切事件の時、上伊那郡二ノ宮神官倉澤氏方に隱れたることあり、)寺院中には、これを漏れ聞きて東京方面へ、夫々向々へ、反對運動を開始せんとして出京し、調査研究したるものあり、(正行寺の例)又寺院方にも相集まりて談議したる向あり、

明治四年初より、松本藩は廢寺の實行に着手して、改典掛を設け、權少屬岩崎作樂及び權少屬川井某を之に任命し、藩士は家老、用人、番頭初、徒士足輕に至る迄、藩公の主旨を傳へて、殘らず改典し、次に町方役人の分も亦殘らず神葬に改めしめたり、此際士族へは新墓地を與へて、寺院の墓地へ葬ることとなからしめ、放光寺山の內鳥居、水神、漆の三高地を割り、一人四坪づゝを與へ寺院に代へしめたり、

村部巡察　之より掛役人は村々へ出張して、村役人に命じて小前の細民に至る迄、集めて說諭して、廢佛の必要を說き神葬祭を出願せしめたるに、藩廳へは每日一村數百人づゝ、三四ヶ村位づゝ願書到着して、願書式左の通なり、

奉願口上之覺

方今御一新之御趣旨ニ基キ、神葬祭ニ仕度、此段御許容被成下置候樣宜布被仰上可被下候、以上、

明治四年辛未二月

何郡何村願主

苗字名印

尙役人は、村押に片端しより巡回說諭して、佛式廢止自葬祭奬勵を說き、寺院へも同樣立寄りて、廢寺歸農の理由と利益とを說明し、巡回したりしが、中には勸誘の手段

として禍福を以て說きたること尠からず、大町村曹洞宗靈松寺に至り、說諭せしに、同寺の達淳と云へる和尙は、知名の名僧とて、强勸に應ぜず、强く役人に反抗し、岩崎權少屬へ斷り放しにて本山へ走り行きたり、

靈松寺反抗　當時世說岩崎掛役は、安達達淳和尙に廢佛毀釋の事由を說き、歸農勸誘中、元來佛には虛言多し、地獄極樂と云ふものは、此世にあるならば出してこれを見せよと云ひたるに、達淳は掛官に向ひ、唯今御目に懸くべきにより、暫時御待ち下されたしとて、一室に入りて白裝束を着て、白木の三寶へ短刀を載せ、徐々に出來りて、岩崎掛官の前に三寶を置き、端坐して言へる樣、地獄も極樂も御目に懸けんとす、地獄極樂は此世のものにはあらず、唯今御目に懸くるにつきて、愚僧は已に身を淸め用意を整へたり、貴官もこれより御用意あるべしと申したれば、岩崎掛官驚き、血相を換へ大聲叫て曰く、よし、下れと、これより達淳寺を出て、本山に走り行きたり、

暴民徒黨　又岩崎掛役各村說諭中、最も激烈なる言辭多くして、佛法を攻擊すること頗る峻烈を極め、且つ又叱責等の屢したることより、爲めに或村落にては、暴民相黨して、已に災難に至らんとして逃れ歸りたること數回ありしと云ふ、

太政官達を無視したる藩の所置　松本藩の廢寺事件は斯く進捗したりしも、これ

より前、明治三年十二月に、太政官達ありて、(一)近來宗規紊亂せるにより、寺院寮に宗規を設け、これが整正に任すること、(二)今般寺院寮を設置したるにより、各藩管轄に於ても、區々の所置をなさゞること、(三)尙無祿無檀の寺院合併等は、自今本寺法類寺檀の故障の有無詳細に相糺し、調書を以て伺出べきこと、此三事項の達あり、

庚午十二月　　　　　　　　　　　　　　　　太政官

近世寺院之宗規ロ々紊亂シテ、本寺本山ト唱ル者或ハ積德持戒之念慮モナク、門地尊大ニ押移、隨テ末派ノ僧侶ニ至、糊口安逸ヲ貪ルノミナラス、甚布者政敎ヲ害スルノ徒有之趣、今般寺院寮被設、宗規僧風ヲ御整正相成候條、今後自反僧(ママ)件ヲ開文明維新ノ御趣意ヲ奉體可致旨被仰出候事、

右之通被仰出候間、早々寺院へ申達、回リ留ヨリ此書付可相返者也、

辛未正月廿四日　　　　　　　　　　　　松本藩廳

然るに此太政官達の(二)と(三)とは、從來松本藩の採りたる方針とは、其主旨を異にせるを以て、翌四年正月廿四日に至つて、(二)(三)の箇條を省きて、これを領內へ頒布したり、松本の正行寺は、松本藩の此の如き行爲は不當なりとして、本願寺へ上申して、廢佛問題を妨げんとせしが、本山には更に方法なし、

藩の嚴達再度　各村内には未だ神葬祭を出願せざる者多きを以て、松本藩廳より四年二月十四日には、各村々へ催促を發し嚴達したり、

達

其村々ヨリ先達テ屆在之候御政體ヲ不辨、有名無實ノ佛說ノミヲ信シ居候哉、于今神葬祭不願出段、無謂事ニ候、篤ト及說諭ニ、彌勝手ヲ構へ御趣意ニ基(カ脱)サルモノアラハ、其者ヨリ心得書請取、來ル十七日第八字迄ニ、無遲延急度可差出者也、

明治四年未二月十四日　松本藩廳

前項の通り心得書を徵したり、然るに未だ差出さゞる者ありて、此月廿七日には、

神葬祭之儀未タ改正無之者ハ、村役人ノ場ニテ敎諭致、急速願書差出シ候樣可致、若彼是等閑ニ致シ候歟、又ハ菩提寺等へ遠慮致シ居候テハ、甚不宜布候間、此段篤ト爲申聞、萬一敎諭聞入不申者ハ、來ル廿九日迄ニ名前相認、當役所へ可差出候樣相達候事、

明治四年辛未二月二十七日　松本藩廳

尙前項の嚴達ありて、各村の當事者は夫々奬勵に努力したり、

寺院を召集嚴達　前記嚴達したる一方には、寺院住職を此日藩廳へ召集して、

勸諭の詞

足下達は、今般敬神の典を被開、御領內の士民一般に神葬に相成候以上、何を以て生活被致候哉之旨尋る、衆僧共に見合居て、更に一言の答辨なし、其時役員數百之檀越寺檀之交情を斷、回向を賴翁媼もなく、教導すへき門徒もなけれは、畢竟無用の長物也、速かに御主旨を奉體して、蓄髮歸農有之に於ては、知事公も滿足、足下達も廢寺の品々附與を蒙り候へば、村內一二の大農者となり、安心の至也と申す、僧中には狡黠之僧は、玆に銘々寺旦の交情を絕しても、寺附の除地又は多少の御高地も所持罷在候得は、其入德を以活命致し、僧形全仕度旨を申す、

說諭方曰く、爾を(マヽ)天下に四民有て、其內最大なるは農なり、寸地を開くも報國の實功、尺地の荒蕪を興すも富國の基、朝廷美(マヽ)望し給ふ、倂僧形にて鍬柄を取り圓頭にて糞桶を荷ふ、豈釋門の本意ならんや、主(マヽ)住して生活を成には、速に歸農すへし、或は又寂滅爲樂之文を以て問ふ、言はされは翁云ふ、寂滅は死する事、爲樂は爲(ス)樂(ト)(生脫)を喜ひ、死を悲むは人情之常也、死を喜ふの佛經ならは、僧首を切て歡はせん、衆僧恐怖す、可惜彼平田が云々、(中略)無常迅速の理に依て、世塵を厭離する僧侶は一人もなし、或は「双親一時に沒し、育兒に術なく、佛法中に捨て、或は多子有て活計に困迫して、菩提所に委

し、出家を遂けさせたるも、佛法の盛世なれは、沙汰小僧と云ふも村吏の上席に位し、宗印を以て歸不を不論、旦(檀)徒を束縛し、我慢を主張し、名利に走る凡僧共、女犯耳(マヽ)肉之宗規は不恐共、遠島退院の公制に悃苦し居たる折柄、官の勸誘を得る、渡に舟を得し如く風靡して、歸農の者旬日を不期して、百有餘ヶ寺、適曹洞宗瑞松寺大鳳の如き、耻を知り道を說き、數回の勸誘を答破して、藩廳に抗するは奸吏密に探索を入、彼妾宅に泊するを押る、是を面縛して廳に引て破戒を責て獄に下し、數旬の間是非を不問、此擧を見るや少く志氣あるも寒心戰慄して論するもの更になし、松本市中寺院我宗門(眞宗)外纔かに一ヶ月間計りにして、不殘歸農、當時正行寺の了綱和尙は、風邪の爲妙勝寺綱天代理したり、

歸農寺院と廢寺取扱方法　斯く藩の周到なる努力により、廢寺となりたるもの旬日ならずして、百餘寺となれり、松本の瑞松寺の僧は、廢寺反對を唱へ居りしに、折節品行亂れ、妾宅に起臥したる等を以て捕はれて投牢せられ、領內の寺僧正行寺淨土眞宗連を除くの外は、靡然として歸農を申出でたり、廢寺事件は斯く進捗せり、愈廢寺實行に伴ひては、取扱上種々なる疑問百出して、處理上不便を感じたること多し、

町より伺及指令、

伺之記

朱書附紙
見捨地ノ見込

一條、寺院歸農ニ付テハ、墓地ハ其儘御差置ニ相成候哉、又ハ租稅相附候哉、如何、

寺院へ可與見込、

二條、院內樹木ハ其寺院へ被下候哉、如何、

學校へ用ユルニ便宜ノ品ハ格別、其他ハ破却ノ見込、

三條、本堂庫裏佛具幷ニ鐘等、都テ寺へ附候分ハ、其寺院へ被下候哉、如何、

便宜ニ可任見込、尤既ニ入籍スル者ト雖、可成丈舊ヘ復スヘシ、未入籍ノ者舊復ハ勿論也、

四條、寺院弟子之分供ニ歸農、其籍ニ致置可然哉、尤親元へ歸度者ハ、勝手次第ニテ宜布候哉、如何、

至當ノ稅ヲ附候得ハ、其地ハ住職歸農致候ハ、可附與見込、

五條、假田町乾瑞寺下横田町惠光院へ被下候地所ハ、御高外ノ地面ト奉存候、是ハ御引上ニ相成候哉、又ハ相當ノ租稅上納仕候得ハ、其寺へ被下候哉、如何、

至當ノ見込ヲ居候テ可伺候事、

六條、下横田町正行寺其外院中ノ分歸農之上ハ、大寺ノ籍へ組込候テ宜布候哉、又院中ハ別籍致可然哉之事、

尤無德ノ寺ハ生活之道御座在間布、是等ハ如何相心得候テ、宜布候哉、

其寺廢寺ノ上ハ、兩堂共破却ノ見込、

七條、和泉町安樂寺境內觀音堂、幷ニ藥師堂御廢却ニ相成候哉、如何、

書面伺出之通之見込、

八條、町々ニ有之無住之堂ハ、取形付、右跡ヘ新規ニ長家等取建候テ不苦候哉、如何、

右御趣意柄說諭致、寺院歸農願爲指出候樣、引廻シ方御達ニ付テハ、當伺書面之廉々如何心得候テ宜布候哉、此段奉伺候、以上、

辛未三月　町方名主連名印

松本藩廳御役所樣

朱書

右大凡附紙ヲ以見込之趣達シ候上ハ、至急說得致、決儀(議)可申出、其上難致廉ハ伺ヲ經指圖ニ可及事、

未三月　松本藩議事所印

廢佛問題と正行寺其外淨土眞宗諸寺　明治初年松本に廿四ケ寺ありて、廢佛事件につき、廢寺とならず、能く寺院を全ふしたるものは、淨土眞宗正行寺、極樂寺、長稱寺

寶榮寺の四ヶ寺なり、正行寺の本山は京都東本願寺にして、他の淨土眞宗東派に對しては、中山の位置にあり、住職佐々木了綱は、最初より反對して、京都本山及び淺草當番の寺院の手により東京府を經由して、中央機關に反對運動をなし、又正行寺の末寺寶榮寺其他の寺院が、松本藩廳より嚴酷なる廢寺干渉ありしに對して、淨土眞宗諸寺の爲めに、種々苦心奮闘を以て廢寺の厄を脱せしめたり、斯廢寺反抗の爲めに、藩より召狀に接し出廳したること二ヶ年に亘りて、前後十七八回にも及べり、或時は此問題の爲めに知人より種々の勸告を受け、或時は此問題の爲めに親戚の手によりて勸誘せられたれども、守節屈せず、益當局の方針を詰り、意氣軒昂遂に屈せず、廢藩の時に至る迄、能寺運を全ふしたり、左に正行寺の文書によりて、これが概況を摘記せん、

一、正行寺の行爲は、前に記載したる事項の外、明治四年三月十六日、中山の故を以て、末寺寶榮寺と談して態度を決定したること、

一、同年三月廿六日、役人友成氏、藩廳に於て、廢寺の勸誘を受く、

一、同年四月一日、京都本願寺より末寺僧侶の學業試驗、僧侶の底意取調べとして、長堅寺來りし時、藩へ屆出でたりしに、藩にては逗留は差支へなきも、人を集めて説法

等は不相成由を通達せられ干渉を受く、

一、同年四月三日、使僧長堅寺へ對して、歷世の高恩なるが故に、本山に對して決して歸農などは致さぬことの請書を差出したり、又同時に長堅寺の手にて淺草御坊役所を經由して、中央の寺院寮に向て廢寺反對書差出したり、

奉願口上覺

今般當御藩政敬神之典を爲開候ニ付、御領內士族卒衆庶ニ至ル迄神葬祭改典被爲在候、右に付諸宗寺院一同にも歸農御勸誘在之、他宗ハ大凡歸農相願候得共、拙寺事ハ一宗の根本たる本山有之候限ハ、從前之通ニテ罷在度心底、殊ニ他管下ニ旦家有之候ヲ、一樣之蒙御勸誘候テモ、他管旦那中ニ信佛之徒有之、近クハ夫等ヘ對シ、遠ハ宗祖御開宗之御恩澤ニ感シ、路傍ニ饑死ストモ、僧形ヲ改候儀ハ悲嘆痛哭無限ト存候、乍併御勸誘切々至候得ハ、是又數代安居之御仁惠難默止、實以身體失途に及候旨趣、御憐察被下、御勸誘無之樣蒙御救助度、此段寺院寮へ御願立被下候テ、速ニ當藩へ御指揮相成候樣、御願可被下候、以上、

明治四年未四月三日　松本下横田町

正行寺印

淺草御坊御役衆中

一、同年五月三日、淨土眞宗東西二派聯合運動の必要を長堅寺より勸誘ありて、地方數ヶ寺を會同し、將來の廢寺中止運動方法の協議及び之が費用金百兩を、各寺より適當に出金することを協定したり、

一、正行寺末寺保護

(一)正行寺の末寺眞々部村圓通寺は、野心を以て廢寺を企て請書を差出したり、當局より若しも此際一旦廢寺歸農したるも、後日與寺したる時は末寺にあらずして、本寺となり得べきものなれば云々などの欺言によりたるものなり、請書左の通りなり、

御請書

此度王政復古之御政體に付、廢佛之御趣意懇々蒙口諭、且中一同神葬改典仕候上有名無實之贅物と奉存候に付、早々歸農願書可差出、御教誡に伏從候段、御請書奉差上候、以上、

明治四年未三月

眞々部村
圓通寺印

松本藩廳御出役御中

(二)丹生子村淨珍寺は、岩崎權少屬の嚴命によりて、又請書を差出したり、多少圓通寺とは事情を異にするを以て、請書の內容も自ら異れり、卽ち左の通り、

願書之覺

拙僧儀、此度被召出、廢佛之御趣意懇惻御說諭被成下、實以發明仕復歸農事專ニ勉勵、奉報天恩度、且拙僧儀ハ近代火災ニ懸リ、極難之者ニ候間、農事元手トシテ籾子拾俵、以御慈悲御下附被成下候樣、此段御內慮奉伺候間、宜布被仰上可被下候、以上、

明治四年未三月　丹生子村

淨珍寺印

松本藩廳御出役御中

扨右兩寺は何れも中山たる正行寺へは、一言の相談もなかりし行爲なれば、正行寺よりは兩寺へ對して之を抗議し、兩寺に取消の願書を差出さしめたり、

歎願書之覺

私儀、先達而中御出役前ニ於テ、歸農相願候樣御請書指上候以後、從中本寺嚴重ニ說諭ニ預リ、再考仕候處、末中山モ歸農不仕先キ、末寺ノ私ヨリ歸農相願候儀不當

ト存候ニ付、殊ニ中山ニ於テモ故障ノ趣申聞候間、一時御請書ハ差上候得共、御取消被下、從前之通御差置被下置候樣奉歎願候、以上、

明治四年未五月十八日

安曇郡丹生子村

淨珍寺印

名主永田　藤造殿

組頭永田次郎衞殿

淨珍寺が五月十八日差出したる取消願書なり、之に附帶して正行寺の差出したる書面は左の通りなり、

奉歎願口上之覺

拙寺末寺眞々部村圓通寺丹生子村淨珍寺儀、此間本山用ニテ召呼候處、昨今御當藩ヨリ歸農御勸誘被仰聞、難默止遂ニ御請書差上候趣申越驚入候、右者昨午年寺院寮被置候節、朝廷ヨリ諸本山ハ勿論、諸管轄ヘ御布告ニ相成居候通、本寺法類ハ（ヘカ）及沙汰ニ故障有無詳細取調、其上御進退被遊候哉ノ御趣意ト奉存候、然ルニ兩寺之儀ハ、左（有カ）ノ御趣意ニ違、一己專恣ノ御請書御取置被遊候ヨリ、本寺ノ召ニ不應樣立至、於拙寺ニハ中山ノ場合モ不相立、京都本山ニ對シ候テハ、甚以

不行屆ノ向キニ相當、何共歎ケ布奉存候、豫本山へ伺置候儀モ御座候得ハ、本山ヨリ指揮有之候迄ハ、右兩寺ノ儀ハ、其儘被指置被下候樣、此段奉歎願候、以上、

京都東本願寺懸所

下横田町

正行寺印

明治四年辛未五月

名主友成儀三殿

同　丸山八郎殿

此後十月五日、藩廳に於て歸農承諾僧を呼出したるに、右の二寺は呼出に應ぜざれば、藩よりは正行寺に對して、十月十九日左記の通り、

指紙

下横田町淨土眞宗

正　行　寺

右之者尋之儀候條、明廿日第十時召連可罷出候也、

辛未十月十九日

松本藩廳

右町役人

藩へ呼出の指紙到達せしに、正行寺佐々木住職は、力の限り種々說明の上、明治三年十二月太政官達の旨意に違反することは不可なり、卽ち本寺法類の故障ある限りは、當局は之を無視し之を默止すること能はず、されば本寺に對し、正行寺は中寺の位置なれば、此末寺二寺の運命に關して、故障を願出でたる所以なり、此故障書に對する藩廳の御回答なきは如何の理かと、却つて藩廳に反問して歸寺したり、其後淨珍寺は此主旨を張り通して、遂に廢寺とならず存在せり、

正行寺へ對する藩の干涉

(一)同年五月廿二日松本藩廳は、正行寺を呼出して、大參事神方、小參事增田は例の通り歸農勸誘の嚴重强迫を述べて曰く、段々と月日を經たれば、最早考がつきたる筈なり云々、神代へ復古の思召を何處迄も遵奉すべし云々、佐々木住職他の藩々には此擧なきは如何などの例を以て終る、

(二)同年五月廿七日又々藩廳は、正行寺佐々木に召狀を發したるも、折節佐々木病氣して出廳せず、

(三)同五月廿九日、清水村の陰士とも云ふべき地方の物知某は、藩の內意を承けて、寺に至つて例の通りの勸誘をなせしに、却つて說破せらる、

(四)願書差出　同此年五月中に、さきに正行寺より長堅寺に托して、京都本山へ差出したる書面は、手續上の相違ありて、淺草眞行寺を經由して、寺院寮へ差出すべきことゝなりしを以て、此際願書認め直して淺草へ差出したり、當時越中富山には合併事件あり、松任本禪台寺(何處か不明)高田林覺寺とが、皆此手續をとりたりと云ふ、願書は左記の通り、

淺草輪番所へ願書

信州松本藩管内正行寺了綱等、恐懼再拜言上仕候、

松本藩管內士庶共ニ神葬祭ニ御改典之旨ニテ、自葬式ノ新典ヲ被爲起、隨而諸宗寺院へ歸農御勸誘有之候ニ付、卽今當惑之餘リ、不顧恐歎願仕候、

一神葬祭之儀ハ、知事殿ヨリ御伺候處、故障之筋無之候へバ不苦候事、天裁被爲在候旨、右神葬祭兼而御布告ニ有之候得共、佛葬御指留ニテハ無之、但シ自葬祭ト不相成儀ト奉存候、尤神葬祭致シ候共、決テ離旦ト申ニテハ無之、其證據ハ去ル明治二年金澤藩ヨリ天朝へ被伺候處、左ノ通ニ御座候、

今般藩士ノ內自葬祭致度旨等相願候人々有之ニ付、官へ相伺前神葬致候儀ハ聞屆可申旨、御指揮ニ候條得其意、望在之者ハ豫テ達シ置可申、此段一同へ可申

渡候者也、　己巳十一月

右神葬祭御聞屆ヲ彼是申上候義ニテハ決テ無之候、唯々自葬祭ノ新典ニ相成候義、歎ヶ敷奉存候、若此儘ニ相成候ハヽ、邪教蔓延仕候共、防禦可差支奉存候、

一神葬祭ニ相成候共、離檀之儀ニハ無御座候、證據ハ左ノ通ニ御座候、

一神葬祭望之者ハ、其身限リタルヘキ事ニテ、尤離檀ニ相成候譯ニテハ無之、乍併菩提寺引合納得ノ上ハ勝手次第ノ事、

右ノ次第ニ御座候間、府藩縣區々ノ所置無之筈ニ御座候間、拙寺共無且地ニテハ無之、然ル處今般ノ御勸誘師檀拒絶ニ相成、甚以歎ヶ敷奉存候、

一朝廷廢佛之御旨趣ト松本藩ヨリ被申出候テ、則朝廷廢佛之御旨趣ヲ奉體スルヿ、勤王(ト脱カ)ヤラ申聞、歸俗勸誘被致候、理不盡ノ強談ニ指迫リ迷惑仕候、既ニ寺院制法ニモ、末寺ト本寺ノ掟ヲ可守ト被仰出候得共(者カ)、飽迄僧形相貫キ候義、即僧侶ノ勤王ト奉存候、

一私共檀那ノ内、神葬祭御勸誘ニテ、藩威ニ恐レ、一旦ハ服從仕候得共、竊カニ佛檀拒絶ヲ相歎キ、佛葬法事相勤度、何卒佛葬法事勝手次第ノ御布告有之、師旦如元相成度、拙僧手許ヘ書付ヲ以申出候間、誠ニ以奉恐入候得共、自葬祭不相成且佛葬御

拒絶無之様、天裁奉表覧候、

右之情實御憐察被下度、奉懇願候、藩廳歸俗御勸誘、且夕ニ迫リ、避ルニ由ナク、此儘打過候テハ勤王ノ道モ難相立、進退當惑仕候間、御指揮可(被脱カ)成下、其筋御役前へ拙僧共ノ赤心相達候樣、伏而奉願上候、生テハ皇家ノ忠臣トナリ、死シテハ大臣(マヽ)ノ佛ト相成度、勤王誓テ忘却仕間敷候、誠恐誠惶謹言、

明治四年辛未五月

松本藩管内松本
正行寺印

同
寶榮寺印

東京淺草
御輪番所

又輪番所より其筋へ御目に懸けたる人民より松本藩へ差出したる書類、

奉願上口上之覺

拙僧儀、今般被召出廢佛之御旨趣懇悃ニ御教諭被成下、實以發明仕候上ハ、復飾歸農勉勵奉報天恩度、御内慮奉伺候、御宜布被仰上可被下候、以上、

何郡何組何村

年　月　　　　何　平印

松本藩廳御出役御中

淺草眞行寺より、これに添書は左記の通〻なり、

當山末寺信州松本藩管内正行寺、同國同所寶榮寺等儀、松本御廳ヨリ歸農勸誘被致候趣、朝廷廢佛之御旨趣ト申、下按ヲ以强テ復飾被申渡候趣、別紙ノ通輪番へ申越、此段天朝へ言上仕、急速右樣勸誘無御座候事ニ被仰遣、僧形ヲ以勤王仕度旨、奉歎願候間、乍恐別紙歎願添願仕候、何卒御憐察之上、宜布御取計奉願上、(候脫カ)恐惶謹言、

淺草本願寺輪番

辛未五月　　　眞行寺印

(五)同年六月六日、藩の大參事多賀氏、正行寺を藩廳に呼出ありて曰く、五月廿二日以來充分考慮せられたるべし、如何との問ひあり、佐々木住職は、我宗は他宗と異ること、及宗旨の本領の説明より、現時の墮落僧侶を以て一般を律することは不可なることの説明をもなし、最後に國令として藩令より出るならば、御領内を去るの外なき決心なれば、何時も陳ぶる通りにして、從來の意見を變ずることは致さず、斷然言

明かしたりしに、多賀氏曰く、國君の威令の爲め、多年治下の恩に浴したる縁故もあれば、此際曲げて承服ありたしとの懇諭を盡したりしも、宗名に關する大問題なれば、本山へ伺ふの外返答の道なしと云ひて歸る、

(六)同六月七日、藩士梶原某は、藩の内意を承けて正行寺に到り、家族に對し、歸農の利益を說き、又藩侯の威信上より、或は勘考のつく迄入牢申附くることもあるやも知らずなどの恐喝文句あり、如何に明僧効(マヽ)僧として獨り自らたのむとも、松本藩内も藩士多くして、此多數藩士中には幾多の秀才もあれば、理窟を以て爭ふは正行寺の爲めにはならぬものなり、最早一般の形勢上、遲かれ早かれ歸農すべきものと定まつて居るものなれば、何時迄御上に對して意地を持たせると、將來の爲めには不利益なれば云々と談し去る、

(七)此後屢藩廳より呼出あり、唯不相變の歸農を勸めたるのみ、何時も最後の說諭は考へられたしと云ふ事にて退廳したり、此の如きこと十數回迄に及びたり、

前記の如くに、正行寺に對する藩廳の威壓は、尋常のことにあらざりしも、淨土眞宗は堅く相持して居たり、然るに此年十一月十六日、松本縣廢止のことあり、戶田知事も職を免ぜられて東京へ移住せられ、其後家中一般へ觸れ流し文面左に、

今般藩ヲ廢シ縣ヲ置キ候ニ付テハ、是迄一藩手限ニテ所置仕來リ候義ハ、都ヘテ廢止セシメ候也、

十一月十六日　　　　　　　　　　松本縣廳

右の如くにして松本の廢寺問題は、玆に終局となるを得たり、約二ヶ年に亘りたる廢佛事件は、玆に至つて熄み、松本領百四十餘箇の廢寺廢佛の跡を遺して終りたり、唯淨土眞宗九ヶ寺は、舊の如くに存し、此外小笠原氏菩提寺たる林の光澤寺、及び巖光寺は小笠原家へ照會中にありしを以て、廢止に至らざる中に廢藩となり、幸ひに災厄を免れたり、此問題中淨土眞宗東派九ヶ寺は、廢寺にならざるにつきて、當事者として熱心活動したる岩崎氏につきての時評あり「八百屋さん殘りの牛蒡(御坊)はどふなさる」と嘲り言流行したり、岩崎氏は幼時八百之丞といへり、

左に廢寺狀況一班の例として、松本の廿四ヶ寺の例及び後日復興の狀況等を記したり、

松本市內廿四ヶ寺の廢興狀況表

寺院名	宗旨	開基	町名	廢興	共他
全久院	曹洞宗	參州ヨリ移ル、藩主菩提寺、	本町	廢寺	

（前カ）全山寺	同		埋松村塚	廢寺	
彌勒院	眞宗	五社ノ別當職	葵馬場	廢寺	
妙光寺	法華	康長君ノ側室、稲村氏ノ爲創立	堂町	廢寺	
安樂寺	眞言	元和元年徒士町ヨリ移ル、觀音堂アリ小笠原ノ守本尊ニシテ城主ノ祈願所タリ、	横田	再興寺	
林昌寺	淨土		上横田	再興寺	
本立寺	法華	日新上人	横町	廢寺	
興福寺	法華		同	再興寺	

現在立興寺ヲ變ヘ龍興寺ト云フ、（本立ノ立ト興福ノ興トノ合）

瑞松寺	曹洞	永正中島立右近	宮村町	再興寺	全久院ノ名ヲ用ヒ今ハ全久院ト云フ、
生安寺	淨土	藥師堂アリ	本町	再興寺	再興シテ正安寺ト云フ、
大昌寺	曹洞		餌差町	再興寺	
慧光院	臨濟	開山活堂和尚、堀田加賀守正盛ノ弟左兵衞戒名慧光院ノ爲メニ立ツ、	下横田	廢寺	廢寺後學校トナリ、燒ケテ今堂トナリ寺ト云フニ至ラズ、
淨林寺	淨土	藥師堂アリ	伊勢町	再興寺	

賢瑞寺	臨濟		飯田町	廢寺
賢忠院	曹洞		澤村	廢寺
寶泉院	禪宗		宮村町	廢寺再興　今ハ龍昌寺ト云フ、
攝取院	曹洞		安原町	廢寺
正行寺	淨土眞宗東派	了知上人文祿中栗林ヨリ六九ニ遷シ、後今ノ地ニ移ス、明治十九年類燒寺家四人、	横田	廢サレズ
極樂寺	淨土眞宗西派	本町ニ移シ慶安中今ノ地ニ移ス、明治廿一年出火ニ燒ク、寺家アリ、	本町五丁目	廢サレズ
長稱寺	淨土眞宗東派		上横田	廢サレズ
寶榮寺	同		和泉町	廢サレズ　堂宇存スルモノハ此寺ノ他二三アルノミ、
念來寺	天台律宗		清水（庄内組）	廢寺　鐘撞堂存ス、
善昌寺	禪宗		清水	廢寺再興
放山寺	眞言	坂上田村麿	城山	廢毀
正鱗寺	禪宗		城山麓	廢毀再興

第三　廢佛に伴ふ佛體佛具の始末

松本藩主が自己の祈願寺彌勒院及び菩提寺全（前カ）山寺を破毀したる時、其佛具佛器一

切を火中に投じたること、今尚傳はれり、彌勒院の彌勒菩薩の佛體は、一時安置に困りて、諸方轉々して今は南安曇郡明盛村一日市場の或る堂中にありと云ふ、斯くして廢寺の際に於ける取扱を示したるを以て、領內一般の廢寺院は、靡然として斯かる取扱に準據したるものにして、從來寺院の重寶と稱へられ、珍器ともてはやされたるものも、此際還俗僧または地方寺院の關係者などが私曲して、全く其跡方なきに至りたるもののある由傳はれり、普通の佛具佛器什器等の如きは、全く紛失して、行衞不明なるを普通とす、されど中には他領寺院へ預け置きたるものもあり、個人へ保管を委托し又或は從來の檀家にて之を保管して居りたる例も亦多し、松本市內の例を以て之を見れば、平安朝時代の有名なる古刹日光山放光寺は、一朝に破壞せられ、有名なる本尊の觀音像は、今や多少金裝を脫して正行寺に保管せらる、其他あらゆる珍器等は皆散亂したり、彼の規摸宏大と稱せられたる念來寺は、忽ちに破毀せられて、遺跡は今營利事業の製絲場と變り、其珍重すへき寢釋迦尊の古佛體は、今尚行衞判明せず、又有名なる珠數（中に經文入れ、徑一寸位の玉類、百萬遍に用ゐる珠數、）の行衞も不明なり、安樂寺觀音堂の古佛像中十一面觀音と千手觀音の佛體は、近時に復興したるも、今尚不明の佛體あり、斯かる例は一々枚擧に遑あらず、百四十餘の寺院に付て、一々之を檢

すれば、中には惨憺言語に絶することもあり、後世地方史料の調査等にも頗る不便と遺憾とを感じつゝあり、

第四　石塔類の破壞

寺院幷に佛器具破毀散亂の狀況は、前述の如くして、之に伴ひて寺院外に於ける各種の石塔類の破毀も亦盛に行はれたり、廢寺の境內の地藏觀音の石像をば、地方子供等の毀損に放任して絕へて顧るものもなく、中には故意に之を倒すなどの類も數多く行はる、松本の城山には、從來無數諸種の石塔並列しありたるを、神の世の中となりたれば、佛に關したるものをば高處に置くべきものにあらずとて、血氣にはやる靑年連は、力任せに懸崖より谿谷へと投げ落し、城山は忽ちに寂寥の感あるに至つたと云へるは、今尙地方人の知れる所なり、辻々路傍處々に永く傳はりたる諸種の供養塔、念佛塔、四國西國坂東巡禮塔等の記念塔、祈願塔、記恩塔の如きも、或は路傍に無氣に倒されて埋沒し、或は道路堤防の下積となり、或は石垣の下積になり、或は田畑溝流の石橋となるに至りたるが如きの例は、普通に行はれたり、中には德川初代の藩主の菩提寺が廢寺となりて、其古塔が田畑小溝の石橋となり、日常往來人に辱されて居るが如きこともあるに至る、斯の如き潮流は松本領內には滔々風を

なして行はる、地方吾人の先人が或は信仰の爲めに、或は善行記念の爲めに、或は謝恩の爲めに、費用を投じて建設したるに、更に研究もせずに、亂暴狼藉の行動に出て、敢てあやしまずして破壞し、之を以て社會の革新なりと誤解したるは、當時地方思潮の露はれと推すべきも、全く廢寺毀釋より出でたるなり、

第五　廢寺等に伴ひたる影響

廢佛の干涉は前記の如くにして、領民の信仰心を多少妨害して、單に放縱破壞的の傾向とはなれるも、眞に精神的中心より信仰心を絕滅したるにあらず、主として形式的葬式を變更したるに止まりしが如し、就中天領、諏訪領、高遠領其他他領に接したる地方にては、實際上神葬祭も、地方神官連か、村の重立ちたる人々の內にのみ普及したる位にて止みたるが如し、されども一旦信仰せる寺佛廢毀の亂行あつて以來は、義理人情上に於ける世道人心の荒敗は酷たしき傾向となれる如し、

松本藩が、廢寺後學校を設立せしめて之を利用するの豫定なりしが、廢寺後間もなく却つて逆かに廢藩となつて、其旨趣を遂ぐること能はずして已みたり、然るに又五年八月學制頒布して、筑摩縣は全國に先んじて、學校の設置を速成したりしは、畢竟此廢寺を直に利用したるが故なり、筑摩縣は實に五年末より六年一月中に完成

したるに、隣縣長野縣は六年七八月頃漸く完成し、六ヶ月筑摩縣は他の縣より先んずることを得たり、偶然とは云へ、廢寺の一利益と見るを得べきの事實なり、

第六　廢佛の再興

葬儀は人生の重大事として行はれ、其形式も祖先以來永く佛式にて行はれしものを、一朝政權の力によりて變じたるもののゆゑに、政權當局者の變更と共に、忽ちに復舊することは自然の勢ひなるべし、松本藩廢して大町靈松寺の安達達淳は、さきに壓迫に遭ひて他に逃れ、遂に廢寺とならずして、茲に筑摩縣となりしを以て、此機至れりとし、安筑二郡舊松本領內各地各寺院を巡りて、公衆を集會して、廢寺復興の必要を說き、大運動をなし、一般の賛同を得たり、これより廢寺も漸次に復興し半數以上復興したり、(松本寺院參照)此等復興の寺院の名稱は、殆ど改變したれば、現在の名稱と廢寺前とを對照するには、注意を要すべき所なり、佛像佛具の他へ委託したるものも、今尙復舊中にあるもののもあり、檀徒は再興寺院の檀徒となりて、宗旨を變更したるもののもあり、寺院は再興したるも、檀徒の變りたるもののも尠からざる狀況にあり、

第七　地方現時の神葬祭

葬事略記は、明治三年、東京の出版にて、之によりしも、事の簡なるよりして、松本にて明治四年哀敬儀を作ることゝなれり、必ずしも神官を要せず、自葬祭の主旨なれども、神官に依賴して其式を執行すること行はれ、神葬祭の名を以て通稱となすに至れり、神葬祭となり、神官の領域となり、松本領內の神主より舊松本領地外の神官の國學者等の人々をたどりて傳播して、自然信濃南部全般に普及したり、松本の舊藩士は、一時悉く神葬祭を實行したるが、廢藩以後は漸次に破れて、今は僅かに存するのみ、又松本舊領內も佛寺再與と共に神葬式は極めて稀に存するの狀況にあり、

第八　事件關係の藩の當事者

岩崎作樂は、松本藩士にして祐筆を勤め、資性英敏剛邁の風あり、始めは藩學により て松本に學びたりしが、京都正親町三條家詰め以來は、國學歌道を修業し、頗る京都風を憧憬したり、藩主戶田家の祖先が、公卿正親町三條實愛氏の別家たるの故を以て、他の戶田二大名と共に三條家に士を勤めしめたるに際し、岩崎氏は三條家の勤務となりて、三條家が長州征伐其他の爲め幕府に借財ありて、戶田家より千五百圓を以て岩崎氏をして之が整理をなさしめたることあり、此際三條家の公用人として、諸大夫に列せられ、岩崎大角と稱し、同家に重用せられたり、代人として公卿內に

出入することを得、又禁裏にも使ひしたること多くして、公務の爲めに京都と江戶との間を奔走數回に及びたることあり、勤王の志は益堅く、此際松本藩主が從四位に叙せられたるは、此三條家の力によると云ふ、

維新後藩政に干與して、藩主の爲朝廷の爲めと心得て、非常なる革新を企圖し、京都降り風を發揮し、新勢力を揮ひ舊習打破につとめたれば、藩内斯くの如き新勢力を忌むものあり、强慢日に募るの由を以て、閉門仰付けらるゝこと約五十日に及びたることあり、後創意的徹底的たりし廢寺問題につきては、熱心度に失したるものか、人呼て今守屋と唱へたり、廢藩以後地方諸種の公事を勤め、和歌を以て樂み、松本縣時代公職上にて、犬猿啻ならざりし正行寺の佐々木和尚とは最も斯道の親友として過ごしたりと云ふ、明治四十四年十月年八十八歲を以て、松本の自邸に歿す、

松本藩主戶田光則ハ戶田家に生れ、資性聰明にして學問あり、朱子學に長じたり正親町三條家とは交際密接にして、歌道のたしなみ相應あり、〔岩崎傳參照、〕初他藩の養子になりたりしに、松本藩内に戶田圖書の不穩事件ありて、藩内全く治まらず、因て藩臣等は侯を迎へ歸へし藩主に奉じたり、戶田家は元來信濃大名中にては、比較的德川家とは緣故厚き來歷を有するを以て、德川家に對しては一臂たるべき位置にあり、

然るに戸田家は一方に正親町三條家とも本末の關係歴史ありて、常に往來して、關係親密なれば、東山道軍が愈木曾に入りて、先つ松本藩の向背を開きたりし時、藩主は藩内士の大集合を行ひて、該事件につき意見を聞きたりしに、勤王あり、佐幕あり中間ありて、喧囂したり、戸田藩主は此際最後儼然として、勤王主義を發表したれば、遂に一人の脱走者をも出さず、北越奥羽の激戰には一部隊なれども、頗る苦戰して偉功を奏したること多し、然るに賞典祿に至つては、松代は三萬石なるに、松本は漸く三千石なり、されば、藩主が忠勤の志は益堅くして、如何に力を邦家に盡さんものと焦心したる境遇にあり、當時世は王政復古して神世となり、社會の革新期に方つて、所謂異端たる佛敎は、放縱を極め、神國としては無用なるものなり、特に近時の俗僧を見ては、益國家の爲めにならざるものなりとの思想は、神佛混合廢止説につれて、勃然として起り、侍臣神方、岩崎等と協議上遂に廢寺問題を提起したり、明治廿一年東京に逝去す、

神方新五左衞門は藩の重臣にして、才學人に優れ、意志鞏固なる人なり、維新藩制革新人才登用に方つて大參事となり、舊家老の採りたる幾多の弊政改革に着目し、且つ無能なる舊家老連の勢力を抑壓せんとする志あり、廢佛問題に付ては、知事と共

に發意し、重要の位置にありし、岩崎等の掛りの者をも督したる人なり、神方氏が自己の勢力擴張と勢威保存の爲めには、種々の奇談もあり、往來には袂に手を入れ所謂つき袖をなし、儼然たる態度を保ちしと云ふ、

全久院の東門和尚、此人故ありて全久院を逃け去り、加賀の大聖寺に至る、此頃大聖寺には寺院の合併問題ありて、寺院は殊の外大寺となれり、當時東門和尚は此合併に反對し、意見合ずして、再び松本へ歸來して藩の爲めに捕られて入牢す、當時東門和尚は上司の調べたる時、加賀の寺院合併を談したれは、藩主藩臣等之を覺りて、甫めて廢寺の切要を感じたりと云ふ、

附錄

葬事略記と哀敬儀

葬事略記は、信州人角田氏が、明治三年一般の神葬祭の爲めに作りたるものなり、松本廢佛の初め多くこれを用ひて、これによらしめたりしが、充分なる研究の届かざるものありて、明治四年松本藩にて、哀敬儀を定めたるなり、哀敬儀の編者は、藩にて掛の者が三人にて編したるものなり、增田金平氏主任たりしと云ふ(增田氏の兄は万右衞門とて朱子學派の人にて、藩學崇敎館の敎授なり、)全久院和尚が作りたると

云ふ說は受取れぬ說なり、葬事略記よりも、哀敬儀は精細に亘り、靈殿の定めあり、靈殿は明治初年當時の費用として十五六圓を要し、(大正十一年にては少くとも六七十圓餘なるべし)たれば、割合に哀敬儀其儘の實行は少なかりしなり、現時の神葬式は、葬事略記により哀敬儀其他を多少酌量したるものゝ如し、

葬事略記

角田忠行記

人の子たらむ者、父母のよはひ五六十歲にも至らば、請てその肖像を寫し（或は歌にても詩にても得意のもの字書せ）、置べし、さて年老病に罹りて危篤からむと、人も吾も思はむ時は、親族うち寄り家につき、身につき、心得とせむ事どもを尋問す、また遺言等あらば、皆記し置くべし、（病者も其家に靈魂を留めて、吾子孫をして御國に君に忠を盡さしむる守神とならむ事、平常に思定めてありぬべし、）既に息絕なば、家の神棚を封ずべし、さて是より棺を作る、其用材は槇(まき)（さはらとも云、）の木を用ふべし、是神代の御掟なり、（此木なくば松の木など用ふべし、檜杉の類用ふべからず、）作りやう其人の丈に應じ、臥たるまゝ衾、褥(ふすましとね)と共に收めらるゝやうにすべし、死者の衣服改むべからす、唯新衣一枚をそのうへに着すべし、さて棺に移して、面に覆をなし、禮服刀劍等は、そのかたしろをつくり、其人の手なれの品ども添へ納め、中を動かぬやうに、（石灰或は炭或は紙棉等を袋に入、）

堅くつめて蓋をなし、釘にて固むべし、なほ四方内外とも合縫めに、松脂をぬるべし、座棺は便利なるを以て、後世然すれども、死體の膝腰を折り屈めなどするは、忍びざる事なれば、なるべき丈は臥棺にすべし、また死體を素裸にし、沐浴するなどは、其人を耻かしむる理なれば、然る事はすべからず、何ばかり洗ひても清淨にはならぬものにて、携はる者は深く汚るゝ事なればなり、また死者を長く留置臭氣などいでむも、亦其人の恥なれば其心配もあるべし、

○さて棺に布の覆をなし、竪に檐木を結つけ、新菰をしき枕の方を拜するやうに居べし、榊、酒、飯、魚、菓、野菜、海藻を始め、生前に好める品は、机にのせ之れを供へ、然して其前に親族朋友うち寄て、誄を申す、祭主は嗣子たるべし、（嗣子なき家は近親の者勤むべし）、誄とは、其人一世の功業を語り聞ゆるをいふ、その文例、

○秩の實の父命姓名翁は、某翁の眞名子に座て、何年何月何日に生出まして、何年より世を續給ひ、何年には、何の功あり、何年には何の事にいそしみまし、己等をも惠み育給へる、其御勞の忝さは、更にも申さず、何とかも五百年千歳も顯世に座て、御敎ども受賜はらまく思ひ給へて在けるに、今年何月何日の何の時に幽冥にいりませるは、神の朝廷の御はかりなる物から、然すがに顯世の理爲方もすべなく、やさかの嘆

に沈みぬる事は、見そなはし給ふが如し、かくて在べきにあらねば、奥つき處に葬めをさ奉らむとするを、御靈みたまは常しへとこに此家に留まり給ひ、隱世かくりよより惠み幸閉守給閉ぞ、御子某、涙おし拭ひつゝ恐み〳〵も申す、

終りて親族朋友共に親しかりし事、美はしく交ひたりし事など語り聞ゆべし、

○墓所をきづく事、なる限り、先祖の墓に並ぶべし、是清地を汚さぬ爲なり、止事を得ずして、清地を墓所とせば、穢なき者其所に至りて、其土神に請願奉るべし、

○さて葬地はなる丈深く掘らすべし、一丈より淺くすべからず、(石棺を構ふる事は、庶人の得がたき事なれば、こゝに記さず、)

此設なりて出棺すべし、

○葬送は夜中なるべし、行列は松明、(火の用心あしき時は提灯に換ふべし、圖あり略す)　持手(松明向外是爲古實、提灯准之)散米、榊、棺(之れを舁に死者の足の方を以て先とすべし、首の方を先にするは誤なり、)とやうに列ぶべし、其人の格式に準ず、長柄傘、打物、鉾何にても形式を作りて、行列は現在の時の如くすべし、扨墓所に至り豫て設けたる所に、南枕に埋め、石銅或は瓦に年號姓名之墓と刻たる誌を收め、行列に用ひし不用の物をも埋むべし、さて此上を堅く築立て、四方に垣を結廻し、獸などの害なからしむべし、然して姓名之墓と記したる木標を建、榊その外供物をなし、

此に集へる者も、榊或は花など供へ、祭主祭文を讀む文例、

○柞葉の母の命、姓名戸主うまらに聞しめせ、今此の所を御墓所と撰定めて葬め奉るを、千世常磐に御子孫の者等に參詣仕奉らしめ給へと恐み恐みも申す、

○さて葬の事畢て、河頭に至り、身滌をなしてのち家に歸るべし、家内も亦不淨なる物を悉く捨て掃除をなし、一ト間を清めて靈魂を祭るべし、（祭文前に准ず、）靈代は（肖像或は自筆の物を用ひ、）櫻木を笏の形に作り、姓名翁之靈（諡號あらば之をも記すべし、）と書すべし、まづ床にあら菰をしき机をすへ、其上に靈代を安置すべし、榊、時の花、淸水、酒、飯、魚、蔬、藻、菓、また生前に好める品何にても供ふべし、命日より五十日の間かく供物をなし、皆々うち寄り誄を申すべし、又五十日の間墓參缺べからず、

○さて五十日過る日、家内の大祓をなし、神棚の封を解き、始て神前を拜す、此日右靈代を先祖の靈屋に合祭る、さて年毎に命日には親族うちより、靈祭をなすべし、一周期（忌）日より、產土神を始め諸社を拜し奉るべし、

さて斯は記せるものゝ此は、

○大公儀の御式にはあらず、世のたゞ人の葬事の吾が聞もてる中の、愚意に合へるを聊記しいでつるになむ、かくて墓碑を嚴重になすは、吾大御國風なる事は大伴家

持卿の「大伴の遠つ神祖のおくつきはしるく〳〵標立人の知る閉九」と詠たまへるにても知るべし、然れば葬の後五十日も過なば、おごそかに墓碑を立るぞ、人の子たるの道にありける、(棺の圖及び靈祭の圖あり、略す、)

此葬事略記は、角田忠行ぬし世に神葬祭の式しるせる書これかれあれど、其式嚴重にてたやすからぬうへに、はた非說もあれば、さらに思ひおこりて正しき式により、世の常人のまつり仕ふるにも便よく、よろづことすくなに誌されたるなり、さるはいさゝかも書にはあれど、現世に在人のこと〳〵、此書の恩賴をかふるなれば、其功はいと廣大になむ、其豫て思ふ旨にうしあひて、いとうれしく悦ばしきまゝに、一言しるしそへつ、

師岡正胤

哀敬儀

祭儀略

先其家之床之間に棚を設け、祠室となし、神主並へ樣圖の如くし、四世を祭るべし、四世以上は墓地に祧、諸子は其側に祭るべし、序坐圖を見て知るべし、吉凶あれば必ず

祠室に告ぐべし、朔望佳節等は其日家内にて祝ふ時食を供ふ、又毎年忌日には其神の好み給ふ物を捧げ告ぐ、曰く、光陰流れ易く、又忌日に臨み遠を追ひ時を感じて永慕に勝へず、謹て庶饈を用ひて供へ奉る、願は受給ふべしと、伏拜む、都て此日は喪中之心得にてあるべきが、孝子の情なり、又秋分に新穀を供へて、大祭を奉(マヽ)へて、其儀節を尙、追遠儀を見て知るべし、（但し、此節追遠儀の書未上梓せず、遂に上梓に至らず、）

葬儀略

凡疾重くなれば、内外を物靜にして、侍者をして其傍に坐し、手足を視せしむ、且男子は婦人の介抱にて死せず、婦人は男子の介抱にて死せざること、禮の大節なれども、夫婦幕のものは已むを得ざることなれば、其旨を失はざる様に心得あるべし、已に息絶へなば、淨衣を尸の上に加へ終を正し、乃ち擧家哀を盡すべし、（世俗末期の水を薦め或は念佛など勤る等のことあり、決してなすべからず、）夫れより主人祠室に至りて、告て曰く、某親某月某日より疾に臥し、某月某日某時終る、默告げ卒りて、藉を尸の側に布き、其上に移して東首にすべし、（世俗北枕にするは非也、）衾にて是を覆ひ、前の淨衣を加へ薄き物にて面を覆ひ、禮衣を其側にて列ね、屏風にて是を圍み、（屏風を逆に立つべからず、）香案尸の南に設け蕭を薫へ、必ず一人づゝ尸の側に侍らしむ、備病者餘す所の食を常に用ひたる膳椀に盛り、蒲莚を尸の左脇

に布き饌を進め、酒肴を奠き葬に至る迄、三度之食を供へ、其他菓子を供ふること日夜絕すべからず、又每朝茶を供ふ、新物あらば不時にも供ふべし、男女皆飾りを除き、襪を脫ぎ髭髮を剃らず喪を勤むべし、（世俗送葬の節髭髮を剃るは非なり、決して無用たるべし、）喪禮が第一緊要なり、棺椁なり、（葬祭の禮は家の貧富によるなれば、其分に順ひ淳なきも無餘儀事なり、）其木は柀よろし、檜木これに次ぐ、板の厚さ一寸以上圖の如くに製すべし、尤衽挿にして細腰にてヽむべし、椁は棺より大ひなる事一寸以上、棺と椁との間、以上四旁を五分計り透して、松脂を共間に注ぐべし、松脂を鍋の中に沸して、其膠否やを試み、左の手に鍋の鉉を持ち、右の手に筈竹を取り鍋の口を推て注ぐべし、喪服は絡にて無紋なり、上下或は羽織を造り服すべし、偕斂褥を棺中に設けて、襲衣にて包み、靜に棺中に斂め、（沐浴はなさぬもよし、世俗旅裝など入るは甚だ非也、決して入るべからず、）其前に靈座を設け、酒食茶菓を備へ、香を焚き拜禮す、夜々燈火を點すべし、（世俗晝燈明を燃やし葬草を花立にさし供るなどは無用なり、）壙を掘る深さ一丈餘、炭の粉を底に布、石灰を四斗樽に三杯ふるゐ、砂赤土は同樣一杯づゝ、酒五升水八升にて煉り、粉炭の上に堅く築き詰置き、葬送は卯之刻と定め置き、出棺に臨て主人香を焚き言て曰く、何年干支何月何日何時何之山に葬也、形は土に歸るも神靈は永く此宅に平生の如くあらせ給へと、因て結及び酒肴茶菓を供へて、主人以下永き別れを告げ

出棺すべし、（世俗後にて鹽をまき帚にてはき、）畏除跡祓になすは甚非也、必なすべからず、既に葬地に至れば、龕子（くわんたい）を置、其上に小首に置き、其前に机を設け、牌子を置き、主人告て曰く、只今幽宅を營み、謹て葬んとす、形は永く土に歸ると雖、神靈は本宅に歸り給へと、禮拜し空繩を結び、柩を北首に下し、四旁薄板にて假に圍み、其内は三物、外は炭の粉を入、内外一度突堅め、柩之上は一倍の厚さに築き、土を入れ、地面より一尺計り下迄築上たれば、誌石を藏め、又々土を懸け、一尺計も高く土にて墳を造り、其前に木標を立て、香机を供へ、席を布き、主人告げて曰く、只今幽宅を營み、葬既に成り、體魄は永く窆に安んじ給へと、拜禮し、又牌子の前に至りて、只今謹て葬め墳標を營終る、神靈は請ふ從而本宅に歸り給へと拜禮し、蓋を掩ひ牌子を守護して歸路に趣（赴）くべし、（世俗水にて足を洗ひ、鹽にて身を清め、榊を何（マヽ）邊に供へ身祓ひをなすの類は甚非也、）葬より未だ歸（ら脱カ）ざる以前に、家にては神座を設け置き、牌子歸れば、直に虛祭をなし、又五十一日日に至り暇滿の祭りを擧げ、（俗遺物を送る甚非也無用、）十三ケ月日に不祥の祭を擧げ、其翌日祠室に祈（をさめ）て神坐を取片附け、喪服をぬぎて、これより心喪を勤むべし、又廿五ケ月に至りて、大祥の祭をあげ、潤月は其數に入れず、又一月を隔て晦日に禫（しあけ）祭りを擧ぐべし、（廿七ケ月也、）其翌日吉服にて朔儀を行ひ、是より諸事平生の如し、尙委細は愼終儀を見て知るべし、（此書未た上梓せず、）

誌石題石式

表　男氏某稱某之遺骸を葬む、

女氏某稱某之妻某之遺骸を葬む、

裏　鶴田龜吉常世之國千代郡松竹村之人、父者龜藏、母者梅澤氏竹(マヽ)、何年干支何月何日何時に生れ、何年干支何月何日何時終る、年何歳、何月何日何國何郡何々山に葬る、何年干支何月何日梅澤松吉幾女を娶り、幾男幾女を生、梅澤氏竹は鶴田龜吉の妻、父梅澤松吉之幾女、母は永田長吉の幾女也、何年干支何月何日何時に生、何年干支何月幾日鶴田龜吉に嫁す、何年干支何月何日何時終る、年幾歳、同國同山先塋之次に葬む、墓標の陰も又如此、

式は如此といへども、力に及ばざる者は、此旨を以て酌料(量)して、厚く相心得深切に取行ふべし、

松本藩廢佛史料

〔知恩院書簡留〕

明治四年一月書簡

其地民姓等神葬儒葬願出候趣ニ付而者、僧侶共心得違いたし、既ニ當春ニ至り、其門中住持分共身還俗願出之趣、兼而差出置巡察之者ゟ申越、驚愕悲歎之至ニ候、將又同樣心得違之寺院間々有之哉ニ相聞、以之外之儀ニ候、右者全不取留風說等ニ泥ミ、頑愚野心ゟ右樣暴卒之所行ニ可及哉、已ニ御一新後御伺立ニ相成候處朝廷ニ於而、廢佛之御趣意決而不被爲在候段、御達ニ相成、且僧侶共妄ニ還俗いさし佛門ニ蓄髮等不相成候御布告も有之、旁右等之御趣意ニ相振可奉恐入、且對佛祖候而も不相濟不埒之事ニ候、若自然右樣甚敷所行之者有之候て、宗法通　編緣被召上、嚴重之可及所置候、右者不容易事件ニ付、其御筋へ御願立之義も有之候間、決而心得違致間敷候條、其門中末々ニ至迄、懇篤申諭暴卒擧動之義無之樣申合、精々取締向盡力可有之候、此段及急達候、以上、

正月廿五日

總本山
役者印

信州松本
淨林寺
生安寺
惣門中

追而、本文之次第不容易事件ニ付、心得違之者有之候ハヽ、其旨書取を以、早々可被申出候、已上、

其地之人民追々神葬祭願出、既ニ一般ニ茂可及哉ニ付、寺院ニおゐて茂、致心得違、岡田町大願寺儀歸農願出候趣、以之外之事ニ候、就而者御藩廳御趣意遂伺可相違義ニ茂有之候間、決而麁暴之儀無之様、相互ニ申示、扶宗護法盡力可有之候、此段申達候、已上、

二月十五日

總本山
役者印

信州松本

淨林寺
生安寺
總門中

追而歸農還俗之もの所持能在候
綸旨卷物等、其觸頭ニ預ヶ置、早々御當山ニ可被差出候、猶亦寺門廢山等之節ハ、
過什檀三帳共、同斷可被差出候、已上、

〔越智專明氏所藏記錄〕

信州松本藩の情況

藩主戸田光則、卽ち舊松本領主、松平丹波守と稱し、本領六萬石、公儀御領預り五萬八千石、合て十一萬八千石を支配し、松本の城主たり、王政復古之旨を誤認し、猥りに神典を興すを以て大趣意とし、佛典を飽迄廢すると云ふ見込なれば、領內市在人民は不殘神葬に改轉せしめ、寺院へは壹人たりとも足を運ばす者有るときは、嚴重の取調をなすと云ふ布達なれば、誰一人寺に近寄る者なし、殊に住職共僧えは專ら破戒不律を名とし、女犯及行裝を嚴重に取糺し、責具となし、以て廢寺の機關とせり、尤も

擴張主其人は戸田光則及該臣、重職は神方損、都筑蘊、岩崎作樂、川井雄己、根岸孜等五名を主とし、其陪臣の徒等市在に奔走し、名主等に申渡し、廢寺を所詮とせられ、學校修築を專ら名とせられ、神宮の社祠を興すと云ふにあり、上來の如くなるを以て、領內は恣に壓制主義を以て、各宗の大寺を先に廢し、小なる部分に至ては不言に廢寺となるの所爲たり、然れとも公儀御領にして、御預り所と云ふに至ては、手の不及處にして、全く廢寺の所分には不及りき、

○淨土宗松本門中知恩院直末と唱へし寺院、貳拾ヶ寺、　又末拾四ヶ寺、芝末一ヶ寺、

合計四拾貳ヶ寺

內戸田光則領分地に有りし寺、　三十ヶ寺、

公儀御領戸田氏預り地の分、　十ヶ寺、

高遠內藤家領地分、　壹ヶ寺、

尾州公木曾領地分、　壹ヶ寺、

合四十二ヶ寺、

右戸田領三十ヶ寺の內、　廢寺二十七ヶ寺、

殘り、　東筑摩郡新村　專稱寺

同　大村　玄向寺
同　松井町　常照寺

是等三ヶ寺は、時に方て彼此に身を潜め、以て鎮沈靜止の時を得て虎口の難を遁れ、戸田光則規則に依り、各國の藩主と同時に東京に行くの間、取締及門中等數々激爭するの衝にあつて、惣本山及芝增上寺ゑ哀訴救危を上願すれども、遂に維新變革と共に哭泣哭涙、虛く廢寺の處分を受けたり、

○領地にして殘れる寺院は、前掲三ヶ寺、公儀領地拾ヶ寺及二ヶ寺、合計十五ヶ寺は廢寺の難を遁る、

○明治十年以來、追々再興を得たる寺院左の如し、

許可年月

(明治十七年一月十七日)　淨林寺
(同　十三年　)　林昌寺
(同　十四年九月廿二日)　高松寺
(同　十三年二月廿七日)　恭儉寺
(同　年十一月三十日)　瑠璃光寺

（明治二十三年三月廿三日）　專念寺
（同　十三年四月九日）　法藏寺
（同　十六年三月卅日）　淨念寺
（同　十八年十一月五日）　淨心寺
以上九ヶ寺、

曹洞宗東筑摩郡、南北安曇兩郡中、大凡四十ヶ寺中廢寺を逸れたるもの、（但し戸田領）

廣澤寺　松岳寺　泉龍寺　長久寺　盛泉寺　大澤寺　靈松寺　貞麟寺
常法寺

同宗十年以后、再興及新設の寺院、

青龍寺　龍昌寺　瑞松寺　大松寺　水月院　德聖寺　正麟寺　宗德寺
金松寺　眞光寺　眞光寺（マヽ）　青原寺　守桂寺　長福寺
以上十四ヶ寺

眞言宗戸田公領地にして、廢寺となりし寺院總計十ヶ寺、內、再興三ヶ寺
兎川寺　寶幢院、　平福寺、

日蓮宗　四ヶ寺悉皆全廢　新設乃至再興
　龍興寺　安立寺
眞宗、東西兩派合て八ヶ寺、一ヶ寺廢寺の外、
　殘る七ヶ寺は、女犯等の憂無之ため、別に越度を見ると無之、殊に寺を出るに於ては、別段住くべき處無之、生所の寺なれば、之れに居住致すより外手段無之等を專にして、數百度之談判も是にて決極の由故、廢寺の憂無之候、
○當時各宗中にて、此等の問題に配慮せる者は、
淨土宗　三明成嚴　蓮池實誠　吉水靈山　村上麗海
曹洞宗　安達達淳　小笠原豐隆　宗森憔童
眞　宗　佐々木了綱　三浦義遵
此外廢寺に罹りし僧侶中、如何にも奮激に堪えざる者數多有之、中途にして變死に至る者あり、或は逃亡して不現者あり、難場を忍潜し、漸次今日迄再興を謀る等の擧行數多端にして、實地に着せされば其實際を見る不能事也、されども僧侶其人の實際德述(マヽ)なる乎否やの點に至ては、全廢或は再興等に至て、其心の動く所、又隨て實際因果應報の眞理を見らるゝ乎、如是の變動なかりせば、其實を見ると亦遠哉、

三月十八日　　　　　　松本淨林寺
　　　　　　　　　　　　靈命

廢寺廢院は明治四年辛未九月なり、
廢寺後佛具等悉皆公物となり、轉公賣となる、
宗內僧侶運動せしも、本山に於ては何等の事も無之由、
廢寺の後再興の僧侶もあり、亦歸農共儘の人もあり、

〔攝信上人勤王護法錄〕明治五年

九月二十七日
一、信州長野縣下、廢佛の難儀に及候上、更に神葬祭追々被執行在候一條に付、總持寺奕堂師巡回の事故、縣廳へ引合被成候樣、尙三名計は相下し可申候へども、先手初有之候樣と、管長中より總持寺殿宛にて賴狀遣之、

信濃松本 護法錄

松本正行寺　佐々木了綱編

明治三年庚午八月廿九日、松本宰臣林監物良本、月並之和歌會ニ付參會、以上拾四人同席中、良本之弟林矢的廸義、茶話之席ニ、過る拾五日御祝事有之趣にて、御內向勤之者一同へ御酒被下候者、故在事之樣ニ承る、右者何等之御祝事ニ哉と、林大夫に問ふ、御用向之秘事顯露ニ笑談ニ可附哉、他日答るのミと答て止む、我等思ふニ、是前より石州津和野侯、濃州苗木等廢佛擧動在之、合廢之風聞屢在之、今義(真)本席上、我等を見而、其話ニ不及ハ、必一物有らんと、胸中ニ徹す、依而九月二日之夜、林良本を招くニ、御用繁之旨を以不來、良本氏性來蕎麥を嗜む、我旦那ニ蕎麥之名所松川村ニ有を以て、同所之蕎麥得たる趣を以、又候同月五日相招き候所、林大夫歡て來る、喫後茶室ニ入て、一亭一客閑話數刻、我等密ニ大夫ニ云テ曰、公去月廿九日、月次和歌會之節、林廸義、去る十五日君侯內向一般へ祝酒を給ふの原因を問ふニ、公不答して他日を期す、我公と交りを歌道ニ結ふ數年、頃日天下之形勢神代ニ復古し、思想有る諸藩も、亦幕府ニ口する餘り、廢佛を主張する之家不少、若哉十五日之祝

事者、右等之件ニ者無之哉ト問、良本暫時息を呑て不答、漸聲を出して曰く、足下之推察闇に當れり、我足下之爲ニ、其實を吐露せむ、然れとも、足下謹て必す君侯ニ抗する事勿れ、迚も君侯之勢ひ、領内を一般せむに、能く是を遁るヽ者あらむ、通佛法を救事は難し、能々一身を愼ミ誠實を盡し、一宗之規則ニ遵ひ守護あらは、百中ニ一を得んか謀るへからす、公事者不可論と云而、又歌談に移り、三更ニ及て林大夫歸邸候、翌六日地中四ヶ寺外法中を集めて會議を可開と及(マヽ)し、巳ニ回章を發せむとして再考するニ、昨夜宰臣良本氏、其實際を告るは、我々數年之親ニ依る也、是を衆ニ評せは、良本氏か信義を破るに至らむと止て、尙此上之擧動を窺ふニ、更ニ何之景色もなし、依て十月廿九日、法用筋ニ付、東京淺草本願寺迄出張仕度旨相願候所、漸十一月三日免許、同五日ニ松本表出立、道中筋上州岩鼻縣下頻ニ歸農勸誘ニて、武州兒玉郡入淺見村者、末家佐々木近江守之知行所たるニ依り、同所ニ逗留、上武兩國之形勢を見るに、神宮寺等者大凡歸農、此邊にても眞言天台ハ蓄髪之僧多く、何方も廢佛景況有之、從夫例之通行脚之風體ニて、笈を負て同十六日淺草管刹ニ到着、輪番眞行寺了祐歡迎て、旅宿ニ不下、一室ニ同居す、是者西京山中因起寺靈定之直弟ニして、從前高倉留學中同寮之信友なれは也、此節新法嗣殿蝦夷開拓成

功、淺草ニ在館、營中知己滿々、淺井宮谷茶道ニて、淺野井田政憲者、下間竹厓氏ニ隨從して、加番所ニ有り、從夫意底を了祐師ニ吐露し、供に盡力、彼是探索、先弁官坊城殿之樣子柄相伺所、更ニ便不得、依而三條殿邸內ニ渡新太郎忠秋寄宿、同人ニ依て三條家之樣子を伺候所、松本藩知事戶田氏より申出候樣子無之旨ニ付、徒ニ時日を費し、少も手懸無之、一日薩藩八田知紀ニ被招、向島三圍稻荷之神官之邸ニ徃く、不圖も同所ニて、同薩藩岩下方平ニ逢ふ、彼者天朝之參議ニ列すれは、朝旨の所在を尋るに、廢佛舉更ニなし、同十九日、富山合併件ニ付、西方築地管刹ニ於而、臨時同盟會を開、我等輪番と同道にて參る、今日出席會頭者眞言宗にて、高野山明王院、日光山醫王院、他山諸宗より集會、最會席中奔走、彼是擔當被致候者、輪番長谷川、兼て承り居候大洲鐵然、島地默雷兩師ニ初て面會候所、豈圖哉兩人共蓄髮俗服、如法之姿是なし、可歎、今日第一淺月（マヽ）越中富山合寺件論紛々處、極は歎願と論定す、尤此節朝底（マヽ）寺院寮被置候事、松本事件も申合候得共、未發表前此方より事を釀するハ不宜、依て後會を期、七ッ半時退散候事、

一極月拾日、舊知己加州松任本誓寺白華師ニ對面、北濱之實談承り候所、富山合併件より、加州邊も彼是內評有之ニ付、松任も寺を地中ニ任置て出府候趣也、此時越後

林覺寺、了蓮寺、木之本顯誓院、龜山法因寺等、淺草ニ參居合候、我等事者輪番所ニ逗留故ニ、夜中殿内を通行候故ニ、加番所下間君、又者奥御新立ニ者新法嗣殿御產子迄ハ每夜宮谷淺井淺野折々探題等致し候故、御内向之御樣子承り候所、庄内某參殿、經典之講義每夜有之趣、詩作よ折々拜見候ニ甚以拙也、依而内用人淺井溢(マヽ)君に逢て、當本誓寺法因寺等、唯今淺草ニ逗留罷在候へ共、戶田なとよりは、孰も文事ニ者長したる人々なれハ、君邊宜敷吹擧あらむことを述る、

一極月廿一日、薩州岩下佐次右衞門方平之手より、松本藩主戶田光則(さだ)氏願面を得る、左之通、

願書

微臣光則、菲才薄德之身を以、乏を松本藩知事ニ承ヶ、寵遇優渥、日夜勉勵仕候得共、管内之儀ハ僻在之地ニして、民心頑固、加之佛敎侵淫、狡僧黠衲、每ニ志を得ル(マヽ)民を蠱惑せしめ、許多之財寶を獲取し、大ニ此道の榛蕪をなし、何分皇國固有之大義を防礙し、敬神之典至急ニ難行、實ニ憂慮之至りニ付、臣身を以引率して、士庶人ニ至る迄、佛敎之信するニ足らす、祭政維一なる我皇國不易之大典、萬國ニ獨立する御趣旨、浹洽仕せ度目的ニ在之候間、最初臣一家を始め、神葬祭ニ仕、當藩士族卒志願

次第承屆、遂ニ者管內悉を神葬祭ニ相改させ度奉存候、附而者、臣カ菩提所當藩松本町曹洞宗全久院、同埋橋村同宗前山寺儀、且家一同神葬出願承屆上ハ、無旦地ニ相成、有名無實ニして、無益之費物ニ付廢却仕、住僧生活相立候迄、臣家祿之內ゟ給助仕、兩寺共學校等ニ相改め度、其他管內寺院無旦無住之費物者、同樣廢却仕度、此段奉伏願候、恐惶謹言、

明治三年庚午八月　　松本藩知事

辨官御中

附紙

故障之筋無之候ハヽ不苦候事、

右にて按すれは、全く廢佛者、朝(マヽ)庭之御趣意ニ而ハ無之、戶田氏ゟ懇願ニ依而、先神葬改典御聞屆而已と相見候也、左ある時者、追々勸誘可有之と存候內、翌明治四年未正月十五日御書到來、披見候所、早春ゟ改典之掛役相立、岩崎權少屬、川井權少屬也、先町方役人之分ハ、不殘神葬祭ニ改典、是より先、藩中ハ家老用人番頭を初め、徒士足輕ニ至迄、君侯之主趣(旨カ)を傳而、不殘改典ニ相成候旨申越ニ付、不取敢十六日淺草出立ニて歸、正月廿二日歸着、山內打寄、昨年よりの景況承り候所、昨冬中家中ハ

大凡改典、都而東京へ出訟候通の始末、此節御領内町々村々掛役出張ニ而、其所之村役人へ命して、小前ニ細民ニ出願爲致、尤願書へ調印致し候樣一樣ニ書認め候を數百枚持參致、一日ニ三ヶ村四ヶ村位も調印爲致、勸誘方巡回候、願面左之通、

奉願口上之覺

方今御一新之御趣意ニ基、神葬祭ニ仕度、此段御許容被成下置候樣、宜布被仰上可被下候、以上、

何郡何村願主

苗字名印

明治四年辛未二月

名主

何之誰殿

組頭

何之誰殿

右之趣願出候ニ付、取次奉指上候、以上、

何村組頭

何之誰印

何村名主

何之誰印

松本藩

御役所様

附紙

願之趣聞屆候事、松本藩廳

右之通ニ致、領内町百性(姓)壹軒も不殘、神葬祭ニ相成候上者、一般之寺院ハ無益之贅物ニ相成候得ハ、説諭方と號、岩崎權少屬、川井權少屬巡回して、寺僧を説諭し、歸農致し候得者、寺院境内者勿論、寄附地を始め所持地都而歸農人へ被下候間、村内ニ而も一二之農人と相成可申旨、切ニ歎勸誘するニ被謀、他宗多少之寺院大凡歸農する、獨り大町村曹洞宗靈松寺のミ、更ニ强勸ニ不屈、役人ニ抗し居て、出役へ斷放しに而、能本山へ走る、加之曹洞宗ニ而近傍ニ而賴ミおもふ辨才利口なる瑞松寺大鳳和尙者、探索を遂、同人外妾之宅ニ止宿之所を捕縛して獄ニ下す、依之寺院大凡歸農す、然るニ未神葬ニ不相成、眞宗門徒之村々在之ニ付、其方へハ、左之通觸達ニ相成候事、

神葬祭之儀、未タ改正無之者ハ、村役人之場にて教諭致、急速願書差出し候様可致、若彼是等閑ニ致し候歟、又ハ菩提寺等へ遠慮致し居候而者、甚不宜布候間、此段篤と爲申聞、萬一教諭聞入不申者ハ、來廿九日迄ニ、名前相認當役所へ可差出候様相達候事、

明治四辛未年二月廿七日　　松本藩廳［松本藩廳］

嶋立組村々役人

西派安養寺門徒而已之村々二ヶ村、說諭方出張ニ而、嚴諭在之候得共、一向に不承服ニ而、神葬改典不仕候ニ付、再三嚴布觸達在之、左之通、

記

其村々ゟ先達而屆出在之候、御政體を不弁、有名無實之佛說のミを信し居候哉、于今神葬祭不願出段、無謂事ニ候、篤と及說諭ニ、彌勝手を搆へ、御趣意ニ基(か脫カ)さるものあらは、其者より心得書請取、來る十七日第八字迄ニ無遲延急度可差出者也、

明治四年未二月十四日　　松本藩廳［松本藩廳］

上波多村
三溝村
役人

此際□□□□□□□□等申合、神葬祭を拒ミ候より、岩崎權少屬出張ニ而、已ニ□□□を縛し候と而、村內一同騷擾し、已ニ亂暴ニ及候樣ニ相成候、岩崎逊歸り、遂ニ藩廳へ呼出しニ而、神葬祭ニ相成候事、

一去正月廿四日觸出しニ而、廿八日藩廳より達しニ相成候寺院寮ゟ之御達之寫、

今般本寺本山へ別紙之通御沙汰相成候條、各管轄之諸寺院へ不洩樣可相達候事、

庚午十二月　　太政官

(別紙)

近世寺院之宗規日ニ紊亂して、本寺本山と唱る者、或者積德持戒之念慮もなく、門地尊大ニ押移、隨而末派之僧侶ニ至、糊口安逸を貪る而已ならす、甚布者、政敎を害する之徒有之趣、今般寺院寮被設、宗規僧風を御釐正相成候條、以後(今後銘々)自反僧律(ヲ守リ)を聞、文明維新之御趣意を奉體可致旨被仰(仰出)候事、(傍註ハ太政官日誌ニヨル)

右之通被仰出候間、早々寺院へ申達、回り留りゟ、此書付可相返者也、

辛未正月廿四日　　松本藩廳 松本藩廳

右太政官御達し、別紙隣領ニ而觸達之書面之寫を見受候得共、今一ヶ條と、外ニ但

し書在之候、當藩ニ而者、私ニ右一ヶ條ト但し書ハ欠文致し候儀と相心得候、爲念左ニ、

今般寺院寮被置、追々御改正被仰出候條、各藩管廳ニおゐて、區々之所置致間布事、

但、無祿無檀之寺院合併等、自今本日法類寺檀幷ニ故障有無詳細相糺、調書を以可伺出事、

庚午十二月

右之如く扱方ニ不都合之儀者、御布告筋ト雖も、欠文隱弊(マヽ)致候件不少候事、

右等之事件、時々西京本山へ及上申候得共、一向ニ御救助之御沙汰も無之候所、三月四日御堂衆西宗寺殿、御連枝樣御供にて、越後高田へ被下候序を以立寄、御本殿ニ於て御心配被爲在、漸評決ニ而、御使僧を被下候旨ニ相定候、御使僧者長賢(堅カ)寺殿ニて、當月中に者西京出立被致、來月七日八日頃者、當地到着可有之旨被申候、故ニ旱天祈雨之思ニ而渇望罷在候、然る所三月七日町會所より書面巡達有之、左ニ、

順達

來ル十日御示談ニ及度儀在之候間、四ツ時より會所ニ御寄合有之度候也、

辛未三月七日　　　會所

南北町諸寺院　但シ此節會所ハ(マヽ)

倉科七郎右衛門

笹井新助

今井六右衛門

中川市郎兵衛

右名者

淨土宗觸頭伊勢町　淨林寺

同　本町　生安寺

曹洞宗　宮村町　瑞松寺

同　同　長松寺

曹洞宗　宮村町　寶泉院

同　山家小路　大昌寺

淨土眞宗東派掛町下横田町　正行寺

同　西派役寺本町　極樂寺

日蓮宗中町　本立寺

同　同　廣福寺

眞言宗同　長善寺

淨土宗安深(マヽ)町　攝取院

淨土宗上横田町　林昌寺

同　山家小路　念來寺

同　本町　光明寺

同　東派上横田町　長稱寺
同　安深(マヽ)町　寶榮寺
眞言宗　和泉町　安樂寺
同　宮村町　常福寺
禪宗　飯田町　龍瑞寺
同　下横田町　惠光院

僧而勸諭方之諸寺院へ對て勸候言葉ニ曰く、

足下達ハ、今般敬神之典を被開、御領内之士民一般ニ神葬ニ相成候以上、何を以生活被致候哉之旨尋而、衆僧共ニ見合居る、更ニ一言の答辨なし、其時役員、數百之檀越寺檀之交情を斷、囘向を賴翁媼もなく、教導すべき門徒なけ(マヽ)而、畢竟無用之長物也、速ニ御趣意を奉體して、蓄髮歸農有之ニおゐては、知事公も御滿足、足下達も廢寺之品々蒙附與候得者、村内一二之大農者と成、安心之至ニやと被申、中ニ者狡黠之僧者答て、銘々共寺且之交情者絕し候而も、寺附之險(撿)地或ハ多少之御高地も所持罷在候得者、其入德を以活命致、僧形全仕度旨を申、說諭方曰く、爾り、天下ニ四民有而、其内最大なる農也、寸地を開くも報國之實功、尺地之荒蕪を與も富國之基、朝

延美望(マヽ)し給ふ、併僧形にて鍬柄を取、圓頭ニ而糞桶を荷ふ、豈釋門之本意ならむ哉、農事を主任して生活を成ニハ、速に歸農すへし、或ハ又寂滅爲樂之文を以問ふ、答されは解て云ふ、寂滅者死する事、爲樂者爲レ樂スト、生を喜ひ死を悲むハ人情之常なり、死を喜ふの佛經ならハ、僧首を切て歡はせん、衆僧恐怖す、可惜、彼平田出定笑語を見て、僧を破するニ、答る僧なし、實なる哉、今日凡僧生活之爲僧な(と脱カ)れるなり、無常迅速之理ニ依る世塵を厭離する僧侶ハ一人もなし、或ハ双親一時ニ沒し、育兒ニ術なく、佛法中ニ捨て、或ハ多子有而活計ニ困迫して、菩提所に委ね、本人之意底毫厘も望なき出家を遂させたるも、佛法盛世なれは、沙彌小僧と云共、村吏之上席ニ位し、宗印を以、歸不を不論、且徒を束縛し、我儘を主張し、名利ニ走の凡僧共、女犯甘肉之宗規者不恐共、遠島退院之公制ニ惆苦し居たる折柄、官之勸誘を得而渡ニ舟を得し如く、風靡して歸農之者、旬日を不期して百有餘ヶ寺、適曹洞宗瑞松寺大鳳之如き、恥を知り道を說き、數回之勸誘を答破して、藩廳ニ抗するハ、奸吏密ニ探索を入、彼妾宅ニ泊するを押て、是を面縛して廳ニ引而、破戒を責て獄ニ下し、數旬之間是非を不問、此擧を見るや、少く志氣あるも、寒心戰慄して、更に論を立るものなく、市中之寺院も、我宗門外總ニ一月間計ニ、不殘農ニ歸する、今十日丁綱風邪ニ付、地

中妙勝寺綱天代理ニ罷越候ニ付、其趣を述候所、病氣快氣次第拙者宅へ出頭候樣、傳言にて歸候事、

右ニ付、家中者勿論町在共、各心附手掛相求め、或は近國之風説等探索中、城下町役人より洩出候書附左ニ、

伺之記

一條　寺院歸農ニ附而ハ、墓地者其儘御差置ニ相成候哉、又ハ租稅相附候哉、如何、

附紙　見捨地之見込、

二條　院內樹木者、其寺院へ被下候哉、如何、

寺院へ可與見込、

三條　本堂、庫裏、佛具幷ニ鐘等、都而寺へ附候分ハ、其寺院へ被下候哉、如何、

學校へ用ユルニ便宜之品ハ格別、其他者破却之見込、

四條　寺院弟子之分供ニ歸農、其籍ニ致置可然哉、尤親元へ歸度者ハ、勝手次第ニテ宜布候哉、如何、

便宜ニ可任見込、尤既ニ入籍セル者ト雖、可成舊へ復スヘシ、未入籍之

者舊復ハ勿論ナリ、

五條　飯田町龍瑞寺、下横田町惠光院へ被下候地所ハ、御高外之地面ト奉存候、是者御引上ニ相成候哉、又者相當之租税上納仕候得者、其寺へ被下候哉、如何、

至當之税ヲ附候得ハ、其地ハ住職歸農致候得ハ、可附與見込、

六條　下横田町正行寺、其外地中之分歸農の上ハ、大寺之籍へ組込候て、宜布候や、又地中者別籍致可然哉之事、

尤無德之寺者、生活之道御座在間布、是等ハ如何相心得候而宜布候哉、」

至當之見込を居候て可伺候事、

七條　和泉町安樂寺境内觀音堂幷ニ藥師堂御廢却ニ相成候哉、如何、

其寺廢寺之上ハ、兩堂共破却之見込、

八條　町々ニ有之無住之堂ハ取形付、右跡へ新規ニ長家等取建候而不苦候や、如何、

書面伺書之通之見込、

右御趣意柄說諭致、本院歸農願爲指出候樣、引廻し方御達ニ付而ハ、當伺書面之廉々

如何心得候而宜布候や、此段奉伺候、以上、

辛未三月　　町方

名主連名印

松本藩廳

御役所樣

右大凡附紙ヲ以見込之趣達し候上者、至急說明致、決儀(ママ)可申出、其上難決廉者、伺を經指圖ニ可及事、

未三月　　松本藩

議事所印

此節柄、知事殿より町村役人へ付而、下民一般へ頒布ニ相成候哀敬儀と云ふ神葬祭取扱之模範を被出候、左ニ寫、但シ式次第、下ニ式圖在之、(中略、祭儀略、葬儀略ヲ載セタリ、別ニ載スル所ノ哀敬儀、葬事略記ニ同ジ)

一同三月廿六日役方友成儀三殿より、去る十日孰も會所ニ出給て、及說諭候歸農之御趣意、其節病氣にて、代人被差出候以來、其派內孰も農ニ歸るものなく、何分其儘ニ相成がたく候間、病少々宜敷相成候ハヽ、拙宅迄出頭有之度旨申越ニ付、卽日參り候所、宅ニ在而面談之上被申候者、偕町院も往々承知在之、知事殿思召も貫徹可

致ニ付、其宗門者又各別にハ候得共、斯迄ニ御願立ニ而運候儀、假令如何程強情申候共、夫ニ而通る譯ニハ有之間布候間、速ニ承伏、請書被差出候樣被申候故ニ、如何ニも承諾可申筈ニ者候へ共、篤と愚案仕候筈申上候樣答て歸候事、

從是先、三月十二日寶榮寺來る、然而云、實ニ法滅之際到來致たり、當山之儀者、御乘帶所と申、一山僧侶も多く、其他近在ニ支配御末寺も有之候へ者、日をトして集會し、衆議(公)高論之上、事を可決被申候ニ付、我等おもふニ、昨年中林良本(よしもと)太夫懇切ニ被申し者、今日の事なり、雷同して多人數を賴みて、却而荒涼ニ會議を開き、是を論せハ、徒黨騷擾之譏口ニ逢も難計、實ニ一身を愼とハ今日之事也と、心中ニ決心して、我等答て云ニハ、素より當所御末寺の首長たる野衲に候へハ、如何ニも會議開き、遂示談候等勿論ニ候得共、此度之事件者非常之論ニ而、往生之一大事と、齊しく他人之力を借て押すへき、然ハ銘々其寺々々を大切ニ保護するの外なく、依而拙寺ハ々々、貴寺ハ々々、應分之護持可致之外術なくと申候得者、御尤之御事、乍去貴兄一身上之御覺悟承り度と申被尋候ニ付、愚存ハ正行寺之寺名者住職之意底ニも可任、當領內之數箇寺之寺名倒るゝや、卽當領之宗名も共ニ廢絕せむ、去年我等東京ニ在而、君侯之願書を得て思想すれは、强動暴誘之外術なく、勸誘者如何程强共、

背諭せざれハ如何共成難し、然る時ハ勘考中は、勘中入牢可申付與、素より兩三年之囚獄者覺悟之上也、兎角する內藩政も一變せんのみ、玆ニおいて寶榮寺意底を察知して、兄之意見我速ニ了知せり、宜布一己を守らむと云て去る、

一四月朔日、御本殿より廢寺之儀御安事（案じ）被下、御使僧長堅寺殿到着、依而當日休日ニ付、町宿一泊して、同月二日御着坊ニ相成、直樣藩廳へ言上書差出し候事、

言上之覺

今般東本願寺御門主より、東寺僧侶學業試驗僧侶意底爲取調之、御使僧長堅寺到着被致、明三日迄逗留之趣ニ御座候、右御使僧より被申越候ニ付言上仕候、宜布被仰上可被下候、已上、

明治四年未四月　　下横田町

正行寺印

友成儀三殿

丸山八郎殿

右之通り願出候ニ付、取次差上申候、以上、

丸山八郎印

友成儀三印

松本藩

御役所

附紙

逗留之儀ハ聞屆候得共、俗家ヲ集、說法ノ類嚴布不相成候事、

右之通附紙ニ而、逗留者聞屆成候事、外ニ末寺も參り、餘嚴布御勸誘ニ候間、御出廳被下候て、何とか御談判致趣申候得共、素より藩廳之御使ニハ無之故、出廳者難致旨被申、一同落力致し候、

此節眞々部村圓通寺卽刻參候樣、宿房芳仙寺より申遣候所、拙寺ハ此間歸農仕候間、參坊不仕旨申、淨珍寺事ハ實病ニ而不參候也、長堅寺殿土產金銀雪洞壹本、七條燒盃箱入壹、鷹皮紙卷紙狀、

三日朝、一同へ對面ニ而被申候、善知識樣御案事被遊候、今般長堅寺を以て御尋被下候、就而ハ御開山樣以來之歷世の御高恩を存、歸農等致間布、且去年天朝ヨリ勅達も在之旨、說諭之上、請書被取候事、

御請書

一今般學業勉勵、宗規相守候樣蒙御教誡、難(有)在敬承仕候、就夫去る辰之九月、天朝より の御沙汰、午九月邪教豫防之御趣意、同十二月寺院寮被爲置、僧律御釐正之旨趣共、一々承伏仕候上ハ、宗學研究者勿論、僧侶の分際篤實堅固こ相守可申候、依而御請書奉差上候、以上、

明治四年四月三日

正行寺住職
了綱 印

同寺長男
了周 印

地中四ヶ寺
住職分達印

御使僧
長堅寺殿

同時こ長堅寺殿へ委托して、眞得寺と示談之上、奥書を以寺院寮又者東京府適宜こ御差出被下度旨相賴て、願書壹通認差出、左之通、

奉願口上覺

一今般當御藩政敬神之典を爲開候ニ付、御領内士族卒衆庶ニ至る迄、神葬祭改典被爲在之候、右ニ付諸宗寺院一同へも歸農御勸誘在之、他宗者大凡歸農相願候得共、拙寺事一宗之根本たる本山有之候限者、從前之通ニ而罷在度心底、殊ニ他管下ニ旦家有之候茂、一樣之蒙御勸誘候而も、他管旦那中ニ信佛之徒有之、近くハ夫等へ對し、遠ハ　宗祖御開宗之御恩澤ニ感し、路傍ニ餓死すとも、僧形を改候儀ハ悲歎痛哭無限奉存候、乍併御勸誘切ニ至候得ハ、是又數代安居之御仁惠難默止、實以身體失途ニ及候旨趣御憐察被下、御勸誘無之樣蒙御救助度、此段寺院寮へ御願立被下候而、速ニ當藩へ御指揮相成候樣御願可被下候、以上、

松本下横田町

明治四年四月三日　　　　正行寺印

淺草御坊

御役衆中

右之願面長堅寺殿へ相渡し、當山ニ而晝飯後、上横田町長稱寺へ御立寄、同寺よりも心底通請書御取立、今（晩カ）般同和泉町寶榮寺へ御泊ニ而、同寺より請書御取立、翌四日松本御立ニ相成候事、

一越後光照寺殿、三月下旬上洛序を以て被立寄候に付、久々年無音、此節柄土地之僧侶他出留之趣承及候故に、上申等儀候ハヽ早速進達可申旨被申候間、直樣有僧之次第書取、辨儀所へ上申候所、御返事四月廿日越後小千谷在、適了寺是教と申僧持參、文中此事件に付川那邊三郎參殿、出府被仰付趣、辨儀所より御達、

一此際に者、東西協力して廢佛之難を遁るに不如とて、五月三日密に兩派安養寺極樂寺參りて談事、兎角無金に而者不都合故に、出金方割合先一百兩と定め、

金貳拾五兩也　安養寺
同　正行寺
同　極樂寺
同拾五兩也　寶榮寺
同拾兩也　長稱寺
〆金壹百兩也

右和合上、明日中に調達致、積置護法用に可致旨に而、當日相分れ、翌三日迄に、各必至之金作に而、寶榮寺へ持寄る、其內兩方極樂寺老衰人、且手元も不都合に付、金子調達相成兼候趣、安養寺も同派中先席老人、旁以云々申兼候に付、拙者に應對を委

す、依之我等極樂寺ニ行、老僧ニ對面、諭而曰く、實ニ此度之金作不容易之事件、事も又非常なり、非常を譬て申さは、今君之命ニ拘る事件在而、是ニ換ふるニ廿五兩を以てせハ、成否如何、百兩と云共可成尋常之金作ニ而ハ不成ハ勿論なり、迚も君の手ニ而金作難成者、一同之談事ニ不洩儀なれは、寺を差出して、金者不出來旨を被申へし、寺主答て云、爾者宜布進退在而金作可給といふ、我云、幸昨年共御門主御行化之風説在て、御堂兩殿間之疊新敷成居なり、是を疊屋ニ拂へハ、卽刻調金可成のミ、寺主驚止む、是卽非常なれはなり、何そ尋常之時ニ用度之品物を賣却するの擧あらむ、寺主悟て、夕刻迄ニ我調進せんと云て、卽ち成、誠ニ佛祖之加被力也、

一此頃中密ニ寶榮寺ニ寄而談合するハ、先頃より我正行寺へ者、探索者近傍ニ附置るゝ取(趣カ)也、

一五月四日地中芳仙寺綱山、上田旦中迄行旨を以て密ニ東行す、同六日引戻ニ相成候事、

一當山之末寺安曇郡眞々部村圓通寺泉山なる者、先般万福寺智洞離末を企候際より、野心在之候處、右智洞十一ヶ年之間離末出入、遂ニ引戻しニ相成、不勝利故ニ無餘儀隨遂罷在候得共、其本心獨立仕度心底より、此際何とかして離末せんと短才

淺慮を廻らし、官吏ニ諂ひ、一應歸農之姿を顯し嚴諭難遁、先達而既ニ農ニ服し候請書差出し候旨を申、故ニ取糺し候處、三月中請書差出候故ニ、先般御使僧御入ニ而御呼懸ニ相成候得共、參坊不仕旨を申、先共請書を取調候所、左ニ、

御請書

此度王政復古之御政體ニ付、廢佛之御趣意懇ニ蒙御諭候ニ、且中一同神葬改典仕上者、有名無實之贅物と奉存候ニ付、早々歸農願書可差出御敎誡ニ伏從候段、御請書奉差上候、以上、

眞々部村

明治四年未三月

圓通寺印

松本藩廳

御出役御中

同斷、安曇郡丹生子村淨珍寺も嚴敷御說諭ニ付、拙寺貧地之處、別而火災後生活にも困難之旨申候得者、岩崎權少屬、左候ハヽ共段願出候樣被申候ニ付、願出候願面左之通、

願書之覺

拙僧儀、此度被召出、廢佛之御趣意、懇悃御說諭被成下、實以發明仕、復飾農事專ニ勉勵奉報　天恩度、且拙僧儀ハ、近代火災ニ懸り極難之者ニ御座候間、農事元手として籾子拾俵以　御慈悲御下附被成下候樣、此段御內意奉伺上候間、宜布被仰上可被下候、以上、

安曇郡丹生子村

淨珍寺

明治四年未五月十八日

名主　永田　藤造殿

與頭　同　次郎衞殿

圓通寺儀同斷下案相渡、歎願爲致置、翌日當方より歎願書名主へ向け差出し候、左之通、

奉歎願口上之覺

拙寺末寺、眞々部村圓通寺、丹生子村淨珍寺儀、此間本山用ニ而召呼候所、昨今御當藩より歸農御勸誘被仰聞、難默止、遂ニ御請書差上候趣申越、驚入候、右者昨年寺院寮被置候節、　朝廷ゟ諸本山者勿論、諸管轄へ御布告ニ相成居候通、本寺法類へ及沙汰ニ、故障有無詳細取調、其上御進退被遊候哉之御趣意と奉

存候、然るに兩寺之儀ハ、右之御趣意に違、一己專恣之御請書御取置被遊候よし、本寺之召に不應樣立至、於拙寺者、中山之場合も不相立、京都本山へ對し候而者、甚以不行屆之向き相當、何共歎ヶ布奉存候、豫而本山へ伺置候儀も御座候へ者、本山より指揮有之候迄者、右兩寺之儀者、其儘に御指置被下候樣、此段奉歎願候、以上、

京都東本願寺懸所
下横田町
正行寺印

明治四年辛未五月

名主　友成儀三殿
同　丸山八郎殿

右之願書指出、奥印捺印之上、藩廳へ指出し呉候樣賴入候所、丸山申候ハ、友成樣へ御指出し可被下候樣に申に付、友成儀三郎殿へ指出し候所、同人被申候ハ、此願書へハ此節柄奥書致、差出し候儀者、不都合之旨被申候故に、我等申者、成否ハ藩廳之御手許に有之事にて、御管下の拙寺不條理之筋願立候ハヽ、預御利（理）解に度、寺院寮之御觸を奉し、拙者中本寺之分を盡し候願筋を、何故に御取次難出來候哉之旨を

申立候ニ付、友成理ニ伏し、遂ニ奥書し、取次に差出候事、其後兩寺へハ暫く勸誘之沙汰無之候所、眞々部村於圓通寺者、里程も淨珍寺よりハ近傍故ニ哉、戸籍懸小屬岡典人同寺へ懇諭ニ而、一應歸農仕候共、又候貴寺之心底次第、再應寺ニ不相成儀ハ有間布、兎角知事殿之御趣意一應ハ貫徹不致而者不都合、後日の場（合脱カ）ハ如何樣ニも御取持可申等欺き被諭候ニ付、一應歸農して、中山之手を切、獨立之寺ニ成度之邪念より、遂ニ歸農ト決心候哉ニ被存候、

其後十月五日、一般歸農僧被召呼候節、探索候所、多分請書被取候樣ニ見込有之候間、同人も口口ニ候而登山、色々申候故ニ、此度出廳ハ病氣と申立、兎角ニ請書印形不致方可然樣、段々相諭候所、大ニ落（脱アルカ）候樣子ニ而、五日よりハ病氣申立、出廳不仕候所、果して歸農願御聞濟罷在旨、請書指出し候樣子ニ而、各請印を被取候所、同人者病氣故ニ、右請書丈ハ調印不致罷在候所、其後頻（ママ）而呼掛ニ相成、右挨拶柄ニ困り、中山へ委し返答候と相見へ、十月十九日從藩廳指紙到來、左之通、

指紙

下横田町淨土眞宗

正　行　寺

右之者尋之儀候條、明廿日第十時(字カ)召連可罷出候也、

辛未十月十九日　松本藩廳

右町役人

右ニ付廿日第八字、芳仙寺召連、丸山八郎差添、松本廳へ罷出候所、戸籍方出候様被申候ニ付、則戸籍懸へ名札差出候所、岡典人對面被申候者、今日尋之儀者、先般御用筋在之、圓通寺呼懸候所、正行寺より出廳之儀差留置候趣、且又同人之印形取上置候由、右者天朝御用之人體を、何故ニ差止被申候哉之尋成趣也、拙者答、決て差留候儀無御座候、右者去る五日歸農御請書御取立之趣ニて、四日夜拙寺へ一泊ニて、明日御請書被召候ニ付、我等申候ニ者、其許幷ニ淨珍寺儀ハ、去る五月中、拙者より其儘御差置ニ預度旨願書差出、今以御沙汰無之、强而歎願書之表御詮義ニ不相成候ニおゐて、(は脱カ)庚午十二月寺院寮御達しニ相違し、本寺法類故障之寺を、知事殿私ニ歸農爲致候哉、依而右之場合申立、請書印形御斷可申旨申諭し候儀ニ候、無筋差留候抔申儀、同人御廳之御威光恐怖し、前後を顧ミす申立候儀と存候、就而者、同寺之本寺たる拙寺申立置候次第も候得者、其沙汰之上、同人へ請書之儀ハ被仰付度、又同人よりも後悔之上、先請書者御取消ニ預度御斷申上置候儀を、右歎願書之儀も不

被及御沙汰ニ、外之寺院同樣、當人のミに御廻被成候譯柄者万々有之間敷儀と、拙者ニおゐてハ存候旨を申所、岡典人被申候者、其寺被召呼候ハ、圓通寺を出廳差留候哉之旨ニ付、尋候迄之事也、其筋寺院寮御規則ニ依而申立置候ハヽ、其筋へ可被申立、當所者戸籍上之件ニ付、貴寺指留有無尋迄之儀ニ候間、是ニて御用濟之旨を申、席を立奥ニ入、

右ニ付、歸路友成儀三殿宅へ參り、去る五日貴所樣御奥書ニ付、藩廳へ申立候圓通寺淨珍寺之件、今ニ御沙汰無之のミならす、同寺へ歸農御勸誘屢々有之、右歎願御聞屆ニ不相成筋合之願意ニ候ハヽ、其旨御附紙被成下候而、願書御指下被下度と、催促ニ及候所、其段申上候樣ニ申ニ付歸寺、

然ルニ壓政之甚敷者、當方之願書ヲ取置候儘、同人へ欺き勸め、遂ニ同廿二日請印濟ニ而、歸農ニ相成候趣、殘念至極ニ候得共、當人之心中、此際中山を離れ、獨立之邪念より被欺候儀と存候、

右ハ然共丹生子村淨珍寺者、遂ニ此爲ニ、度々藩廳江相迎、拙寺歎願無筋ニ(儀脱カ)候ハヽ、其旨御附紙有而御下渡被下度申立候故ニ、御下ケニも不相成、御勸誘も間違ニ相成、存寺と相成候は、偏ニ佛祖之加被力ト歡喜仕候、

一五月十七日、再應芳仙寺上田門徒へ參る旨を以、又候東京へ趣(赴)く事、此時書通眞行寺殿長堅寺殿松任本誓寺殿へ遣す、尤西方安養寺極樂寺ニ而、築地妙覺寺同妙誓寺默雷師へも書面遣し候事、

一同廿二日、藩廳より呼懸ニ相成候ニ付、第十時(字カ)出頭候所、訴所へ罷出、同所緣之上へ緣付を布、對席ハ大參事神方損(おとる)殿、小參事增田万右衛門殿、兩人ニ而、拙者へ對被申聞候ハ、去月廿六日役人友成儀三迄貴寺被申候者、御勸誘之趣篤と愚案熟考之上返答之趣被申立候得共、段々月日延ニ相成候、故ニ難默止、今日藩廳より呼懸候、就之寺院も出役前又者村吏之場にて敬承、歸農願書差出候ニ、勘考之上願出候旨被申候趣ニ承る、最早勘考も附候事と呼懸候也如何、被申候ニ付、拙寺申而曰ク、再三熟考、且慈母始家內地中等談事も遂候得共、私のミならす、地中次男ニ至迄、一派之儀ハ歸農願の儀ハ御免蒙り度、　朝廷之御趣意ト被仰聞候得共、宗之根本たる京都本山、今尙依然として有之候ニ、末々之拙寺輩、歸農願候儀者、條理ニおゐて不相立儀と愚考仕、其上一般之御趣意ニ而不被適儀ニ候ハヽ、隣領諏訪侯、上田侯、松代侯一般ニ可有之筋と奉存候、

爾るニ御當家ニ限而、神葬又ハ歸農共、全佛事を廢絕之御擧動と奉存候、又藩主之

思召を以被仰付候儀ニ候ハヽ、本山へ對し申譯之廉も可有之候得共、拙寺より出願致し候儀ハ、毛頭難出來候と申候得共、神方參事被申候者、夫者遲速有之候得共、何近領諸家共神葬廢寺者可有之、元と　朝廷内向筋相伺所、飽迄神代復古之思召を、知事殿恐察被申上、食芹之御取計ニ候得共、(者カ)知事殿之御深慮被察上、歸農可被申上と、頻ニ勸誘候得共、中々御勸ニ難遵と申候得者、夫ニ而者、貴僧一ヶ寺ニ而、知事御宿願筋者不相立儀ニ立至候而も、承服難成哉ト被申候間、左迄ニ嚴敷被仰聞る程の義ニ候ハヽ、御領主之御威權を以可(被脱カ)仰付ト申上候所、夫ニ而者表立之筋合ニ不相叶事故、篤ト相考可申、今日ハ先下廳可被致と被申候ニ付、歸寺仕候、

一同廿七日、呼懸在之ニ付、病氣申立る、

一同廿九日、清水村之隱士須笠小助と申仁參る、長男丁周之素讀之師ニ而、佐藤一齋之門人、平日格別入魂なり、神方大參事之舍兄、茶話數刻之後ニ、我ニ云而曰、此間中御出廳之趣承及、勸誘者如何、被申候故、如命先般より數度ニ勸誘、就中此頃者公之弟君神方氏、增田氏御懇誘、一應御役前ニ而ハ御尤とも可申哉、若以不條理至極也、素より知事殿自ら神葬改典、愚民を驚愕せしめ、暴威を以無理ニ神葬之願書へ捺印なさしめ、然して菩提所數年之好義を斷、現(まのあた)り無檀地之姿ニなし、無用之贅物と

して歸農を勸る如何、我輩何そ歸農すへき、本山倒る時ハ倶ニ倒ル、本山存在する時者尙存在せん、此上剛勸暴誘ニ至る、定而獄ニ下ル、是又宗祖之恩頼ニ奉體する、聊も厭事なし、小助論而曰、君が言愚之甚しき也、今諸宗軒を並て在と云モ、宗規を守僧もなく、佛法の威力漸衰廢せり、此上飽迄論辨して、寺者殘る共、檀施を斷候ハヽ、何を以生活を計る、愚之甚しきならすや、我等笑而曰く、足下ハ佛法之(マヽ)なるを不知、君侯之六萬石擧而正行寺ニ立寄もの無共、何そ患るニ足らん、誠ニ井蛙之論なり、我誓て日本之佛法盡滅之時迄、僧形を不改、寺名宗教を保護せん、君必令弟之爲ニ、我を說んと來る歟、須笠氏答而不然、余者君之爲ニ來說、平常之信義傍觀ニ不忍、他日後悔あらん、占(マヽ)ふ、御好意忝と申而、直ニ酒飯を出して、當夜陰迄咄し居て歸り候、

一六月三日第十字、藩廳より呼懸ニ付、出廳候所、今日多賀大參事、市川助市對席ニ而、多賀參事被申候者、如何考案候哉之旨尋ニ付、去る廿二日以來段々愚考仕候得共、何分ニも歸農出願申出候心ニ者難相成候、其故ハ、元來君侯始各一同釋門者一體之儀、佛教者諸宗一同替事なき樣ニ被思召と被存候、佛法之廣大なる中々多般ニ而不一樣、爾ルニ今日精(マヽ)僧一同歸農之振合を以、拙僧へ被仰聞候得共、彼等一同之

樣ニ歸農願難致譯者、宗祖之恩法、今日ニ至る、一層彼等ニ異り候ハ、末世之今日、我慢勝他之凡僧心底より、護法歸佛之念慮もなく、一寺々之權威を以、檀那をして寺祿之思をなし、今世にて一寺之大和尚ニなれハ、佛正覺之思ひニ住し、持戒脩行者住職ニなる迄之階梯として、住職ニ相成候上者、却而不如法ニ相成候族、間々見聞候、右之僧侶ハ密ニ婦人を愛し、魚肉を嚼む、然而宗規ハ少も不恐、唯々行政上ニ遠島或ハ退院等罸在ニ怖て、陽ニ法を開、陰ニ祖式を破る之徒、御勸誘を是として、一勸一誘更ニ背さるハなし、我祖之如き、時機勘（マヽ）して他力之要法を以宗致となし、子々連傳之皇國之提（掟カ）ニ涉り、下根之僧侶戒法難守を慮り給ひ、始て肉食妻帶之宗旨を開、豈他宗之祖師ニ齊しからん哉、依而宗敎を眞俗二諦之間ニ開、在家ニして出家、々々にして在家、更ニ世俗ニ異ることをなし、如此祖師自由を與給ふ我宗敎なり、何之不足有之歸農せん、乍恐他宗一樣目的御勸誘ハ、畢竟宗敎を一樣と見給ふより之儀ならむ、國令之嚴命を以被申付候ハヽ、御領内を去るの外なし、幾度被召呼候共、更ニ變心難仕と申斷る、多賀參事被申者、如何ニも道理上ニ而者最至極なれ共、國侯之威令を以申附る儀ハ難相成、唯數年御治下之恩澤を存、知事侯之志願不立を存、曲て承服可有旨を懇諭被致、數年御治下之恩澤も無之ニ者非候得共、此

度拙者歸農願候得者、御領內之東派之寺一ヶ寺も相立間敷、左候時者、當國御領內丈、淨土眞宗之宗名滅却可仕、宗名之不立ハ、本山之手元ニあれは、先般より京都本山へ伺置候儀も候間、御指揮ニ依、御答可申上旨申立る、然ハ共報ニ依而、可申出旨被申、今日者先、

此後多賀參事ハ、更ニ勸誘席へ不出候者、跡にて承るニ、一向宗者迚も歸農者致間敷と被申居候由、

一六月七日、梶原戸內といふ藩士族、好而畫を能す、平生格別懇意ニ而、家內共別懇なれは、今日來候、拙者近在迄他行之留守中ニ、慈母皆受院ニ逢而、此程より諸々寺院歸農ニ而、定めて御心配と奉存候、此頃も實ハ御安事(案じ)申上、役所勤の手代同心共なと、數年出入之者共御座候故、乍陰折々承り合候所、いつも藩廳へ御出懸被成てハ、大小參事と立波(マヽ)ニ御論談被成候由、此間も多賀御勸誘申候節、吃度御斷被成候而、中々御承知無之由、御尤ニ候得共、又拙者事者、兼々御懇志と申、聞捨ニも相成難き故ニ、御家族樣迄申上候、奥方ニも一寸是迄御出被下度と申、母妻兩人へ對し、拙者之談事、其筋より承り候ニ、多賀者左迄も無之候得共、神方氏如何樣致し候ても、御領內之者、假令身分有るにもせよ、一應勸誘ニ及、夫を我儘斷候迚、其儘致し置候而

者、御政體ニ相拘り、歸農願出し候僧侶へ對しても云甲斐なく、餘り考付兼候ハヽ、勘考中入牢申附候而成共、承服爲致候半而者、御威光ニも相拘る旨申居由承り候故ニ、内密申上候、御母公御妻子之場ニ而、能々御坊樣御利（理）解被成へく、如何程御英才ニ而も、又者御上ニハ御家來も多く、中ニ者秀才之者も御座候得者、終ニ共場へ相運ひ可申、同し歸農なさるにも、御上役員ニ意地を爲持ニ而ハ、萬事之御都合御損と申物ニ候間、御兩人樣より、能々御異見可被成と申歸る、

一當月朔日、芳仙寺東京より歸房、眞行寺、良堅寺、本誓寺來輸中、越中富山合併件者、松任本誓寺、高田林覺寺、松本件ハ本番眞行寺、加番長堅寺と割振ニ而、去る五月七日始而當方より長堅寺殿持參之願書差出事ニ相成、寺院寮指出候者、松本より直願ならてハ、支配違故ニ、願面認め替、淺草輪番添願ニ而、先東京府へ出訴と相決し候、願面左ニ、

信州松本藩管内正行寺了綱等恐懼再拜言上仕候、

松本藩管内士庶共ニ、神葬祭ニ御改典之旨ニ而、自葬式之新典を被爲起、隨而諸宗寺院と（マヽ）歸農御勸誘有之候ニ付、卽今當惑之餘り、不顧恐歎願仕候、

一神葬祭之儀者、知事殿より被伺候所、故障之筋無之候ハヽ、不苦候事、

天裁被爲在候旨、右神葬祭兼而御布告ニ有之候得共、佛葬御指留ニ而者無之、但し、自葬祭者不相成儀と奉存候、尤神葬祭致し候共、決而離旦と申ニては無之、其證據者去る明治二年、金澤藩ゟ

天朝へ被伺候所、左通ニ御座候、

今般藩士之內、自葬祭致度旨等相願候人々有之ニ付、

官へ相伺候所、神葬致候儀者聞屆可申旨御指揮ニ候條、得共意、望在之者者、豫而達し置可申、此段一同へ可申渡候者也、

己巳十一月

右神葬祭御聞屆を、彼是申上候儀ニ而者決て無之候、唯々自葬祭之新典ニ相成候儀、歎ヶ敷奉存候、若此儘ニ相成候而者、邪教蔓延仕候共防禦可差支奉存候、

一神葬祭ニ相成候共、離檀之儀ニ者無御座候證據者、左之通ニ御座候、

一神葬祭望之者は、共身限りたるへき事ニ而、離檀ニ相成候譯ニ而者無之、乍併菩提寺引合納得之上者勝手次第之事、

右之次第ニ御座候間、府藩縣區々之所置無之筈ニ御座候間、拙寺共無旦地ニ而者無之、然ル所今般之御勸誘、師檀拒絕ニ相成、甚以歎敷奉存候、

一朝廷廢佛之御旨趣ト、松本藩より被申出候而、則
朝廷廢佛之御旨趣を奉體する事、　勤王也被申聞、歸俗勸誘被致候、理不盡之强談
ニ指迫り、迷惑仕候、旣ニ寺院制法ニも、末寺ハ本寺の掟を可守と被仰出候得者、飽
迄僧形相貫き候儀、卽僧侶の勤王と奉存候、
一私共檀那之內、神葬祭御勸誘ニ而、藩威ニ恐れ、一旦ハ歸從仕候得共竊ニ佛檀拒絕
を相歎き、佛葬法事相勤度、何卒佛葬法事勝手次第之御布告有之、師旦如元相成度、
拙僧手許へ書付を以申出候間、誠ニ以奉恐入候得共、自葬祭不相成、且佛葬御拒絕
無之樣、　天裁奉哀請候、
右之情實御憐察被下度奉懇願候、藩廳歸俗御勸誘旦夕ニ迫り、避るニ由なく、此儘
打過候而者、勤王之道茂難相立、進退當惑仕候間、御指揮被成下、其筋御役前へ、拙僧
共之赤心相逹候樣、伏て奉願上候、生而者　皇家之忠臣となり、死してハ忠臣之佛
と相成度、勤　王誓て忘(却)脚仕間敷候、誠恐誠惶謹言、

松本藩管內松本
正行寺印
明治四年
辛未五月
同

寶榮寺印

東京淺草

御輪番所

別紙を以、輪番所より其筋へ被懸御目候書付、左ニ、

奉願上口上之覺

拙僧儀、今般被召出、廢佛之御旨趣懇悃之御敎諭被成下、實以發明仕る上者、復飾歸農勉勵、奉報　天恩度、御內慮を伺候間、宜布被仰上可被下候、以上、

何郡何組何村

何　寺印

松本藩廳

御出役御中

淺草より添願之寫左之通、

當山末寺信州松本藩管內正行寺、同國同所寶榮寺等儀、松本御廳より歸農勸誘被致候趣、

朝廷廢佛之御旨趣ト申、下按(マヽ)を以、强而復飾被申渡候趣、別紙之通、輪番へ申越、此段

天朝へ言上仕、急速右樣勸誘無御座候事ニ仰遣、僭形を以勤
王仕度旨奉歎願候間、乍恐別紙歎願ニ添願仕候、何卒
御憐察之上、宜布御取計奉願上、恐惶謹言、

淺草本願寺輪番

辛未五月　　眞行寺印

右東京府へ差出し候所、熊谷大屬、鈴木少屬兩人立寄ニ而、被請取候事、
此後屢々藩廳へ被召、勸誘有之、いつも決極ハ篤と考へられよとの事にて退廳、如此事十數通(通カ)有之、霜月日限失念、戸田光則藩知事を被免、其後家中一般へ觸れ流し文面左ニ、

今般藩を廢し縣を置れ候ニ附ては、是迄一藩手限ニて所置仕來り候儀ハ、都て廢止せしめ候也、

十一月十六日　　松本縣廳

此後十一月廿三日、元藩廳より被召參り候所、高島少屬面謁被申候ニハ、豫而相考候樣申聞ヶ置候儀ハ如何と被尋候ニ付、歸農之儀に哉と問ひ返し候へハ、然りと答ふ、右之儀ニ候ハヽ、今以て市中一般へ御達ハ無之候へ共、去る十六日家中觸れ

流しの御書面拜見仕、爾後晴(青)天白日の思ニ任し、更ニ考るの念を脫し候と答へ候へハ、高島左樣かと申て止む、之にて都て流ニ相成、東派九ヶ寺舊の通り存在、拙寺末寺眞々部村圓通寺ハ、少屬岡典人ニあざむかれ、自ら歸農致し候、歸農勸誘大略始末、右之通ニ候也、

信濃諏訪神社神佛分離事件調査報告

鷲尾順敬

一　佛寺の由來及び其建築物

諏訪神社の佛教關係の事實は、諏訪大明神繪詞等に依れば、奈良朝時代にあつて、平安朝時代の初期には、天台眞言の諸高僧が交々來て、佛教關係の行事をなしてゐる、叡山大師傳よ、諏訪大明神が法華經千部書寫の知識に預らんと、託宣せられたと云ふことが見える又上宮の神宮寺、下宮の神宮寺が、共に弘法大師空海の開創と傳へてゐる、兎も角古く天台眞言の宗風を傳へてゐたやうである、諏訪大明神繪詞に依れば、神宮寺で盛に法會が修せられてゐることが見える、鎌倉時代には、神宮寺等が大に興隆してゐたものである、

鎌倉時代には、上宮大祝諏訪氏、下宮大祝金刺氏が、いづれも佛教に歸向して、佛寺を造營してゐる、彼等によりて神社の佛寺が興隆したのである、

吾妻鏡、承久三年六月十日の條に、諏訪大祝盛重、去八日狀今日到來、鎌倉廻世上無爲懇祈之由、獻卷數、又子息太郎信重相具小笠原上洛云々とある、同書、嘉禎元年九月一

日の條にも諏訪兵衞尉盛重のことが見える、當時鎌倉に滯在してゐたものゝやうである、吾妻鏡の寛元四年五月、寶治元年六月、建長元年六月、弘長元年六月等の條に、諏訪兵衞入道蓮佛の名が見える、盛重が入道して蓮佛と稱したものである、

神社の古記錄に依れば、諏訪神社上宮大祝盛重が、宋僧蘭溪道隆を崇禮し、諏訪の法華寺の中興開山に請したとある、盛重が鎌倉に滯留し、北條氏に信用せられてゐたのであるから、當時北條氏が歸依してゐた宋僧蘭溪道隆を崇禮し、諏訪の法華寺の中興開山に請したことは事實であつたであらう、兎も角、大祝盛重が佛教に歸入し、法名を稱してゐたのであるから、佛寺を造營したことは、何等の異むべきことでもない、當時諏訪神社上宮に、佛寺が興隆したであらう、

下諏訪の慈雲寺の緣起に依れば、諏訪神社下宮大祝金刺盛久が、元僧一山一寧を崇禮し、正安二年に慈雲寺を建立した、龍門夜話に、諏訪主金刺滿貞居士號一了、參一山悟入、山附衣爲信、創慈雲精舍請山主之とあるは、この事を傳へたものである、後應安元年六月に、下宮大祝金刺豐久が發願して、慈雲寺の梵鐘を鑄造した、この梵鐘は現存してゐる、銘に大檀那大祝豐久とある、世々當寺の大檀那であつた、當寺は現に臨濟宗妙心寺派の一寺である、

法華寺の本尊釋迦牟尼佛の體内銘に、勅願如法經一部、大佛師周防法橋、釋迦三尊造立之、永仁二年十月日、郡中大勸進僧觀海とある、この佛像は現存してゐる、永仁の頃に、諏訪氏の一族であると云はるゝ知久氏が、大に諏訪神社の佛寺を興隆した、上宮の普賢堂、釋迦堂、五重塔、鐘樓等が、皆知久行長、行將の再建にかゝるものであるので、諏訪神社の佛寺は、鎌倉時代の末期には、大に整備してゐたもので、南北朝時代には、隆盛を極めたものであつた、諏訪大明神繪詞に依れば、當時全然佛教の勢力に蔽はれてゐたことが察せらるゝのである、

諏訪大明神繪詞は、延文元年に、諏訪神社執行法眼圓忠の發願によりて製作せられたものであるが、圓忠は先祖以來世々諏訪神社の祠官である、夢窓疎石の推擧により、足利尊氏に重用せられ、天龍寺造營の工事を監督したことを以て知られてゐるのである、

江戸幕府時代の末期、諏訪神社の佛寺は、次の如くである、

上宮

本社別當　普賢神變山神宮寺　眞言宗

開山弘法大師空海と傳ふ、寺領二十五石、燈明料十石、寺僧を支配す、大坊と稱す、

本社別院　秘密山如法院　　　同
開山同上、中興鏁了法師、寺領二十石、宮僧を支配す、
同　　七島山蓮池院　　　同
開山同上、寺領十五石、燈明料十石、
同　　鷲峯山法華寺　　　臨濟宗
開山行基、中興開山大覺禪師道隆、再中興通方和尚巨圓、寺領二十石、
寺家　十八坊（寺僧六坊 宮僧十二坊）
神洞院　　執行坊　　寶藏坊　　蓮乘坊
玉藏坊　　松林坊　　泉藏坊　　善勝坊
常仙坊　　安樂坊　　安信坊　　眞藏坊
撿挍坊　　乘詮坊　　金詮坊　　玉泉坊
楊本坊　　中道坊

同社地の堂塔
一普賢堂　正面八間、裏行六間半　本尊普賢菩薩
坂上田村麿創立と傳ふ、久明親王命に依り、領主知久左衛門尉行長入道行將居

[illegible]菩薩諸菩薩[illegible]阿羅漢[illegible]諸辟支佛及諸

天龍人非人等[illegible]大會皆大歡喜受持佛

語作禮而[illegible]

[illegible]

士再建、大工東大寺藤原備前守、小工四十人、

一鐘樓　鐘永仁四年、施主知久行時、

永仁五年九月二日、同人再建、

一大般若堂　三間ニ貳間半、　本尊普賢菩薩、

新像諏訪安藝守(衍カ)神賴忠奉納、

一二王門　三間ニ貳間、

以上神宮寺預、

一社内如法堂　三間半、　諏訪法性大明神立像、脇立天照太神宮之像、同春日大明神之像、

一奉納堂　本尊釋迦如來座像、

一護摩堂　三間ニ貳間、　本尊不動明王座像、

一社内神前護摩堂　三間ニ貳間半、　本尊不動明王、

以上如法院預、

以上蓮池院預、

一社地五重塔　三間四面、高二十七間、　五智如來安置、

延寶元年八月、知久左衛門尉行長入道行將居士再建、同十一月、甲斐志太郷入道

西九輪銅盤鑄造、

一社地藥師堂　本尊立像、

一釋迦堂　四間四面、本尊釋迦、脇士文殊普賢、

永仁五年知久左衛門尉建立、慶長十七年諏訪賴滿再建、

一二王門　三間ニ貳間、

以上法華寺預、

下宮

秋宮別當　海岸山神宮寺　眞言宗

開山弘法大師空海と傳ふ、寺領三十石、

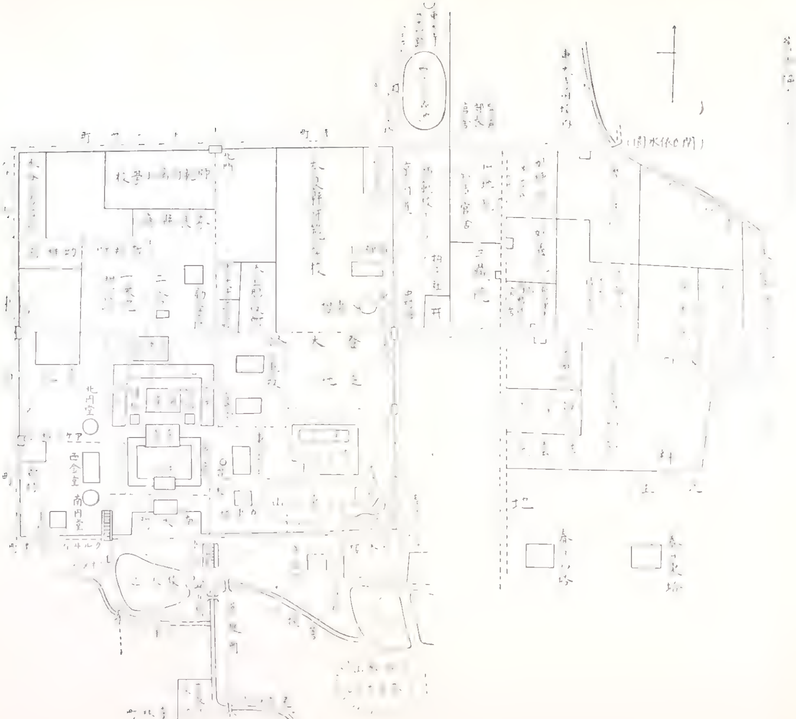
松林山三精寺　同

同上、

寺家　四坊、

寶珠院　本覺坊　玄奘坊（廢）　眞乘坊（廢）

春宮別當　和光山觀照寺　眞言宗


北門
北円堂
西金堂
南円堂

開山弘法大師空海と傳ふ、中興亮空法印、

寺家　　二坊

東光坊　　寶藏坊

古來秋宮社僧七坊、春宮八坊と云ひ傳へてゐる、江戸幕府時代の中期のことであらう、春宮の多寶坊、養仙坊、泉龍坊、極樂坊、多門坊、養善坊、玉圓坊、覺成坊の各坊の名が傳はつてゐる、後の東光坊、寶藏坊は、前の何坊かの改名であらう、

同社地の堂塔、

秋宮

一千手堂　棟札に、大守武田大膳太夫勝頼公、武運長久國家安穩云々、天正二戌八月吉日とあり、寫桃井氏に在り、

一護摩堂

一三重塔

一鐘樓

一二王門

一經堂　十壹坪

一法納堂　六坪
一十六善神堂　九坪　同下陣　十二坪

春宮

一護摩堂
一萩原藥師堂
一子安堂
一役行者堂

上宮下宮の諸寺は皆廢絕に歸し、記錄等も棄却せられたので、創立沿革等を詳にする便宜を缺いてゐる、唯上宮の法華寺が後に復興せられて、法系が相續せられてゐる、それでその創立沿革等が稍か詳にせらるゝのである、次にこれを附記することとする、

鷲峯山法華寺は、元は寺內平といふ地にあつて、國分尼寺であつたといふ、初め天台宗であつたが、寛元寶治の交、諏訪盛重が宋僧蘭溪道隆に歸依し、當寺の中興開山とし、大に工事を興した、それより後天台宗を改めて禪宗となし、鎌倉の建長寺の末寺となつたといふ、後武田信玄が寺領を寄附して興隆を謀り、德川家光が舊例により

て寺領を寄附した、然るに寛文の頃、上諏訪の温泉寺第二世通方巨圓が入つて住持となり、改めて花園の妙心寺の末寺となつたので、巨圓が再中興第一世となり、延寶元年八月廿八日に寂したが、これより後、世々妙心寺一派の禪僧が入つて住持となり、第十世仙巖光壽に至つた、慶應四年二月、仙巖は第十一世謙眞に讓つた、同年に廢絕することゝなつた、復興のことは後に記載することゝする、

二　年中行事及び社僧の職務

神社の年中行事に、佛敎關係の行事が多かつたが、いづれもその起原を詳にせられない、

諏訪大明神繪詞に、佛敎關係の行事が盛大を極めたことが見える、鎌倉時代の末期より、漸く盛大であつたことが明にせらるゝのである、

江戶幕府時代の狀況は、次の如くである、

上宮年中行事（佛敎に關係のないものは略す、）

一正月五日　　修正會
一同　七日　　大般若經轉讀
一同　八日　　前宮仁王經會

一同　十日　仁王經會　普賢堂にて勤行、
一同十五日　追儺　本地堂に出仕、
一酉祭禮　二之頭神事　大般若堂にて勤行、
一四月七日　十六善神　本地堂に出仕、
一同　八日　花會　本地堂にて勤行、社人社僧共に出仕、
一同　九日　同
一同十四日　如法經開白、日々三時勤行、
一五月五日　十六善神
一同　七日　大般若經轉讀
一九月七日　同
一十月十六日　如法經結願
一十一月七日　大般若經轉讀
此等の外、每月朔日に長日普賢供等あり、
以上の行事は、いづれも宮僧寺僧が出仕して勤行したものである、一年中尤重大の行事とせられたのは、如法經日々三時勤行である、これは他に比類ないものとせら

れた、

諏訪上社記に次の如くある、

納經法華經書寫、如法院三月廿一日ヨリ、七日精進而書始ム、紙者美濃紙ヲ洗、筆者權木枝ニテ作リ、一字三禮、法華堂ニテ書寫ス、十月十三日ヨリ禁足、十六日辰ノ刻ニ鐵塔ヘ納之、其時之社僧八人也、但シ、昔者十月七日ヨリ禁足有之トゾ、

されば、初めは三月廿一日開白であつたが、後に四月十四日に改められたものである、この行事には、如法院主僧が主となつて行ふのである、每年四月十四日より、宮僧が如法堂に籠り、精進書寫し、一夏九十日の間に、法華經八卷を書寫し了り、十月十六日辰の刻に、本社內陣の鐵塔に奉納するのである、これは明神に法味を供するものとせられた、この儀式は、如法院主僧が主となり、宮僧寺僧一同が出仕する、社人は出仕するが、社內には入ることを許されない、奉納の後、讀經あり、神樂を奏するのである、

如法院は、この行事を以て大に勢力があつたのである、

この儀式は、天台宗の慈覺大師圓仁が、當社に詣して創めたものと云はれてゐるが、如法院が興隆の後に起つたものであらう、如法院は天正年中眞言宗の鑁了法師か

ら興隆した、法師は文祿元年三月七日に寂したが、この後、世々眞言宗の僧が入つて住した、何時頃か如法院主僧が主となつてこの儀式を行ふことゝなつたが、後には如法院は、この儀式を行ふを專務とするものとなつたのである、

元來本社內陣の鐵塔は、嵯峨天皇の艸立と傳ふるもので、源賴朝が修造したものであつたと云ふが、織田信長の時、兵火により燒失したと云ひ、中古上宮下宮が相爭へるにあたり、下宮の社人等は、每に上宮に神體がないと云ひて批難したので、上宮の社人等が、諏訪忠晴に請うて、鐵塔を再造して安置することゝなつたものとのことである、その後この鐵塔は、神體とせられたものである、每年如法經を鐵塔に奉納するのであるが、如法院の主僧の言によれば、鐵塔內の如法經が、一年の後には、必ず消滅してゐたとのことである、これは明神が法味を喫せられたものとせられた、併し乍ら社人等の間には、大に異まれてゐたとのことである、

下宮年中行事（佛敎に關係のないものは略す、）

一正月八日　　仁王會　　藥師堂にて勤行、

一二月十五日　　舞童會讀經　　千手堂にて勤行、

每月朔日の勤行等あり、然るに舞童會讀經が重大なる行事とせられた、社僧が出仕



して勤行するのであるが、社人も列座し、伶人の舞あり、故に舞童會と云ふのである

三　佛寺及び佛教關係の建築物の破壞

江戸幕府時代の末期に、社人には神典の研究をなしてゐた者もあつた、上諏訪の松澤義章と云ふ者が、平田篤胤の學風を慕ひ、社人等に說いたこともあつたやうである、下諏訪の大祝金刺振古は、國學を興すことを努めた、當時國學者漢學者の來遊する者があれば、喜んで迎へた、飛騨の人田中大秀、上野の人飯塚久敏、薩摩の人金内角藏等が社人等に國學漢學を講義したことが知られてゐる、乃で當時社人等は、國學漢學を研究するに隨ひ、自ら佛教を排擊する思想を養うてゐたのである、

社僧社人の間は親和を缺いてゐた、併し乍ら社僧は大に勢力があつた、一寺の住持は、いづれも僧侶の官位があつたから、社人の上位であつた、社僧社人列座の時は、社人は輕蔑せられたのであるので、社人は常に列座することを厭う狀であつた、諏訪藩は、常に社僧に加擔する傾向があつたもので、社僧の言を用ひたものであらう、社人等が國學者漢學者を招いて國學漢學の講義を聞くことを喜ばなかつた、兎角干涉したものである、それで社人等は益欝勃の情があつた、

當時下宮の神宮寺の屋上に、火矢を放つた者があつたが、これは社人が神宮寺の社僧を憎むの餘り、堂舍を燒かうとしたものであると風聞せられた、この一事で、當時の狀況が想察せらるゝのである、

この際、神佛分離の令が出た、社人等は大に踊躍し、佛教關係の堂塔器具等を撤去せんとした、併し乍ら一藩の人民は、自ら進んで其事に當らうとしないので、社人等は小社人を京都に上ぼし、その實行に關して訴へたので、觀察使富饒夫（とみにきを）と云ふ人が來り、その實行を督勵することゝなつた、富饒夫と云ふ人は、出雲の人で、極力佛教を排擊した、上宮下宮共にこの人の督勵により、人夫を使役し、佛教關係の堂塔器具等を撤去することゝなつたのである、

慶應四年六月十五日に、觀察使富饒夫が上諏訪に到着した、當時の狀況は、庄屋笠原五右衞門の日記、宮奉行伊藤主膳の日記に見える、次に是等の日記の本文を抄することゝする、

〔年內諸事日記覺帳〕〇笠原五右衞門の日記　（六月）十五日京都より御勅使樣御下向、役人御先御案內にて、宮田渡樣ニ御入有之候事、御同勢上下四人、御駕籠者たれ駕之由に聞及申候、御玄關ニ横附之趣ニ聞及候、

十七日、朝雲居、天氣ニ成候、此度御下り御方樣御名、

神祇官御内 富饒 夫 泊

宮田渡樣御内ニ板張

十九日、天氣晝後雨なり、御下り之御方樣、御宮江御供、御宮内外諸堂取拂被仰出候、神領百姓當村高島村宮田渡村出拂、表役所よりも貳拾人、御下役樣御足輕御詰有之候、不動樣、大般若堂、御經堂、藥師堂、五重塔、普賢堂、如法院、護摩堂打こヱしろけて、村方ニ共日許家江引取申候、町々にて公議寄合有之候、藥師堂、五重塔、普賢堂もたれ(マヽ)あるび候哉不及候、いろ〱噂有之候、誠になげかはし(マヽ)事に候、萬やにて、五左衛門、長助、源兵衛、新助、善吉より外に、喜右衛門、七之丈落合、一盃致申、夕方宮田渡樣ゟふり乘而、町内之義和合爲致候樣、申立引取申候、

廿日、天氣、御下役樣御出張有之候ニ、隣村江五百人程人足御宛被召出候へ共、たれ有て手出致候者無之候、夕方近所村方貳拾六七ヶ村役人御下役樣江願上候者、何卒秋後迄御延願上度由、萬一荒候而者、百姓中難澁仕候段申上候所、其心得ニ候はば、御役所江申出候樣と、御意之由聞及候、御方樣下スワ江御出立ノ由、昨日御鐵塔

出し候者ハ、小社人ニ而出之候申、〔脱アルカ〕何方より哉村々に血文かきし哉わかり不申候由、

廿一日、天氣、御上様ニ御願、三拾七ヶ村出候様ニ聞及候、山浦面より人足多御宛存居候へ共、昨日同様ノ事ヵ候、夕方桔梗や而五右衛門、菊右衛門、長助落合、一盃致申候、夜より雨ふり候、

〔御用日記〕〇伊藤主膳の日記、　六月十九日、京都より富饒夫上宮へ着候而、色々高島へ掛合、今日諸堂塔取拂致候、高島よりも出役出候、下社よりも五官衆人足五十人計召連候而、見舞に參候、神宮寺神領百姓不殘、高島村宮田渡村出拂申付候、

高島人足も、村々より百人餘も出候得共、當村之者共といふ致、表方百姓舞臺へ寄合、村々へ廻文を出し、故障致候間、人足とも一向に手を不出、大からむハ、高島方人足に振、御宮の内小なる所ハ神領人足而取拂可爲致と定め、第一ニ御内陣御鋏とふをハ、小社人共へ申付、主膳申渡致し爲取出候、夫より般若堂、胡麻堂、納經堂へ手割を神領人足へ申付候所、晝前之内は取掛り候へ共、辨當に引候より不參候、皆表方百姓ともより何か申越而、皆々引候、高島村人足萬力之縄持來り候所、手を付候はゞ、打ころすと被申、皆々にげ去候由、人足壹人もなく相成候、表方村々より人足

も只普賢堂の椽板を取候まで、一向に手を不付候、
廿日、晴、富氏下社へ出立、前嶋鉄之丞壹人目代に殘置候而、今日も村々より人足貳百人計出候、神領山裏より五六十人計も出候得共、郡方下役五兵衛と申人出役ニ而、又々申付候而、昨日少々取はなし候蓮池持胡麻堂屋根廻りの道具、又般若堂之表かこひの木道具、幷昨日宮田渡人足計而取はなし候如法預りの胡麻堂の屋根道具板類、瀧之前道にちらかり見惡しく候而、見場能方付させ候迄に而、外ハ一向手を不出、夕方前嶋も下社被參候、出役渡邊五兵衛御宮ニ出居候處へ、表方村々名主役人貳三十人も出候而、堂塔取こはし候義を難澁申立候處、如何之義哉、五兵衛百姓共へ申候には、百姓共と同服(腹カ)之由、明日ハ村々打添候而、右申候所、難義之段郡奉行所へ可願出と申付候、御宮之居合候者、皆々聞候、夜に入り候而引取候、
一下社ニ而も、上社同樣ニ人足共一向に手を不出、堂塔少も取方付ハ不出來趣ニ承及候、
廿一日ハ、當方より宮内左京、都喜夫主税、同弟常治、山口悴五郎、嘉造悴五郎下社へ參候、
廿二日ハ、富氏下社出立致候、宮内左京、主税は歸候、都喜夫土橋弟常治、宮次郎、常司

五郎ハ、鹽尻迄越返候而、下宿ニ泊り、翌日歸候、

されば、佛教關係の堂塔等の破壞は、容易に進行しなかつたものである、その狀況は上宮下宮共に略ぼ同じであつたが、下宮の方は、社人が大に活動したとのことである、數十年前神宮寺の千手堂は、火災に罹つて假堂であつたが、社人は之を燒拂はうとしたと云はれてゐる、當時觀照寺は火災に罹つた、これは社人の所業であらうと風聞せられた、神宮寺の千手堂の假堂、三重塔、鐘樓、二王門等は、皆社人が人夫を使役して破壞し、古材が賣拂はれた、この際下宮の社人は、佛教の圖像器具等を破壞し、暴行に類したこともあつた、併し乍ら、下宮の秋宮春宮の佛教關係の建築物は、護摩堂、經堂、法納堂、藥師堂等大小數棟あつたから、是等を悉く破壞して撤去するには、手數がかゝることであつたので、明治二三年の頃、尙ほ半は破壞せられて、朽廢ニ委せられてあつた、

上宮の佛教關係の堂塔等の破壞に關しては、笠原五右衞門の日記に、その後の狀況が見えてゐるから、次にこれを抄することゝする、

〔年內諸事日記覺帳〕○笠原五右衞門の日記　（十月）廿七日天氣、御鐵塔を溫泉寺樣ゟ被下也、湯之樣より御出役樣人足を引連御出被成、夕方御越被成候、殘も有之由に候、

廿八日、雲日、同斷殘りを御つれ被成候、石割場道造り手前方ニて日許殘候、
(十一月)十九日、天氣、內ニ居申候、五重塔、普賢堂御見分御出之由承り及申候、
晦日、天氣、五重塔、普賢堂こわし始め候、眞西野村より更ニ人足出候、御上樣よりも
御出役樣八人御出被遊之由、
(十二月)八日、天氣、村方若者更ニ左之諸堂こわし候、

蓮池院持　一神前護摩堂
神宮寺持　一ろふく脇大般若堂
如法院持　一御經堂
法華寺持　一藥師堂　同　一仁王門
同　一釋迦堂　如法院持瀧岩　一護摩堂
神宮寺持　一つりかね堂　同下り　一仁王門

九日、天氣、眞しの村衆、今日より五重塔取掛り候事、村若者諸堂に出手前義、千體佛
地藏堂に和尙樣へ寒氣御見舞、諸堂こわし候見舞に參り申候、御進物一豆腐壹丁、
蔦やより切手ニて供事、御酒被下候、淸七方ニて御馳走ニ被成申候、
十日、天氣、法華寺樣觀音堂者手前こわし之由に候、若者者諸堂にかゝりこわし仕

舞候、
十九日、五重塔取こぼし仕舞、御出役より御宮に引渡し相成候事之由、
五重塔、普賢堂は、尤壯麗なるものであつた、當地の童謠に、「よくも建てた竹田の番匠、諏訪の法華寺の五重塔」と謠はれたものであつた、これを破壞する際は、諸人が群集し、いづれも悲涙を拭ふたが、役人等は大に人夫を激勵したので、人夫は冥罰を恐れながら、強ゐて勇氣を出して破壞した、實に悲凄慘憺たる狀況であつたとのことである、
尙ほ諏訪大祝の日記、明治元年十二月の條に、次の如くある、當時大祝は東京に滯在してゐたのである、
「諏訪大祝日記」一九日、(十二月)長坂主計より朔日出之書狀到來、此節堂塔取崩に高島而相掛り、右に付梵鐘、銅燈籠類表役人に預け候趣之風聞有之候間、神祇官へ窺候樣申來候ニ付、明朝伺出候積、
一、十日、眞洲美秦輔神祇官へ伺出候、尤伺書にいたし持參、左之通、
伺書
一、當夏被仰渡候堂塔取片付之義、此節取掛り候段、國元より申越候、右ニ付銅燈籠

梵鐘類は、如何取計候而宜御座候哉、可相成ハ神領百姓共へ頂戴爲仕度奉存候、此段奉伺候、以上、

十二月

上諏訪大社

神祇官御役所

御附紙

佛具取除之義、寄附人等有之品者致斟酌可取扱、其外之品ハ神領百姓共へ出候茂、可爲勝手事、

神社の建築物中にも、佛教の意味のあるとせられた物は、皆撤去せられた、神社の拜殿の象鼻等も撤去して燒棄せられた、拜殿の象鼻は、當地の名工立川和四郎の彫した物であつた、當時大工原善藏と云ふ者が、諏訪藩から出張の役人に象鼻一個を請ひ求めて、大に責問打擲せられたことが傳へられてゐる、

然るに神祇官の指令では、梵鐘、銅燈籠類を神領の百姓に附與するも妨げないとある、神祇官は兎角人心の動搖を恐れたのであるが、出張の役人等は、數々激烈なる行動をしたのである、

四　佛教關係の堂塔器具の處置及び社僧の還俗

佛教關係の堂塔等は破壞せられ、古材とし賣却せられたのであるが、一二の移轉建築せられて現存してゐるものがある、卽ち次の如くである、

(種　別)	(現今所在)
上宮神宮寺の門	宮川村役場
下宮藥師堂	萩倉村
下宮神宮寺二王門	下野村照光寺
上宮鐵塔	上諏訪溫泉寺

上宮內陣の鐵塔は、神體とせられてゐたものであるが、社人は早くから撤去せんとしたけれども、その方法のないのに苦んでゐたものであつたと云ふ、此際小社人が內陣に入つて搬出した、上諏訪の溫泉寺に移轉すべきことゝなつたが、幾日か布橋の傍に放置してあつた、後溫泉寺に移轉して安置せらるゝことゝなつた、同寺に現存してある、古來鐵塔と云ふが實は石塔で、卽ち石製の多寶塔である、图形次の如くである、

中腹の左方面に銘文が刻してあるが、磨滅してよく讀下し難い、今中洲村瀧澤氏所藏の記錄を參考すれば、略ぼ次の如くである、

夫竊以保社靈神内含太淵三萬眞如法性外四海□□

誠哉天高地□、擧世視之仰之矣、

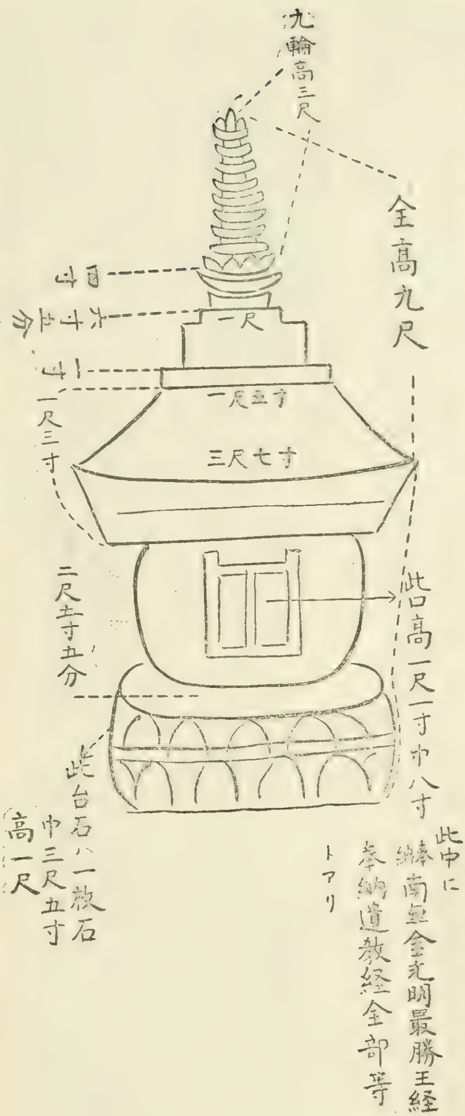
鞭石爲羊、仙術之臻、實哉、今穿石磨碑、

石者、鐵之母、孝甚同、其揆不遠、

鐵者石之兒、情愈深、厭交相親、

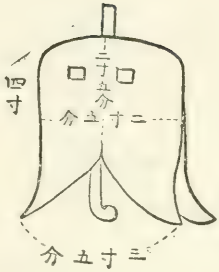
風吹不動無縫塔、　三体分明現日輪、

七軸收來沒蹤跡、　君臣和睦共平鈞、



上宮法華寺五重塔風鈴　壹個

湖南村　岩本傳所藏



下宮神宮寺磬及び木魚　下諏訪　宮坂正所藏

佛像は、諸所に移轉せられたが、今その判明してゐるものは、次の如くである、

上宮藥師堂安置藥師佛及び脇侍日光月光二菩薩三體

玉川村　長圓寺

同　神宮寺本尊釋迦佛及び脇侍文殊普賢二菩薩三體

四賀村　佛法紹隆寺

同　神宮寺不動尊　一體

湖南村　善光寺

同　神宮寺愛染明王　一體

銘、天文三乙酉十二月廿一日　　　玉川村　昌林寺
同　神宮寺二王尊二體　　　　湖南村　善光寺
同　蓮池院本尊不動明王及脇侍三體　　　　長地村　眞秀寺
同　法華寺五重塔安置五智如來一體　　　　四賀村　岩窪觀音
同　法華寺二王尊二體　　　　上諏訪　高國寺
下宮秋宮護摩堂本尊不動明王一體　　　　下諏訪　下ノ原講中
同　藥師堂本尊藥師佛及脇侍三體　　　　下諏訪　萩倉藥師堂
同　神宮寺千手堂本尊觀世尊一體　　　　平野村　照光寺
同　三精寺地藏菩薩一體　　　　長地村　平福寺
下宮春宮藥師堂堂(衍カ)藥師佛一體　　　　下諏訪　下ノ原講中
同　藥師佛一體　　　　長地村　平福寺
以上
上宮法華寺の廢せられた際、同寺の佛像佛具等は末菴地藏菴に移轉せられたが、後同寺の再興せらるゝに及び、其一部は、再び復歸安置せられた、次にその始末を附記する、

法華寺の記錄に依れば、慶應四年三月神祇官の命により廢亡し、同年十月、中興第十世仙巖光壽は檀徒を率ゐて末菴地藏菴に移轉した、明治十二年九月十二日に、地藏菴を改めて地藏寺と公稱し、元の法華寺の系統を相續なり、とすることゝ同三十二年八月十八日、妙心寺派管長小林宗補の名を以て、元の法華寺は國史上に著名なる寺であると云ふを以て、地藏寺の公稱を改めて、法華寺と復稱せんことを出願し、同年十月廿三日、長野縣知事押川則吉の名を以て許可せられたので、元の法華寺の建築物を修營することゝなつた、當時元の法華寺の建築物は、小學校の校舍に使用せられてあつた、大正五年八月これを修營し、元の地藏寺より本尊等を復歸安置することゝした、今本堂萱葺間口八間半、奥行七間、庫裡萱葺間口五間、奥行九間である、本尊釋迦佛に體內銘がある、次の如くである、

勅願奉納如法經一部、大佛師周防法橋釋迦三尊造立之、　永仁二年十月日　郡

八月八日造

中大勸進覺海、

奉納佛舍利十粒、十月十八日供養、

別に修理の記文あり、木板に記錄す、

信州上諏訪法華寺釋迦三尊奉造立、永仁以降及三百餘歳、故尊像漸破壞、仍爲奉再興之、招京七條大佛師中將康國、既成就畢、仰願此功力徹本尊內薫、拂難於他方刹、傳武勇於永子孫、讓名譽於累代、令弘勝利於一家給而已、

慶長十七年（玄黓困敦）文月　諏訪因幡守賴水

尙ほ社僧のことに關して記述せねばならぬ、上宮下宮の社僧は、いづれも俗人になつた、笠原五右衞門の日記、伊藤主膳の日記に、當時社僧のことに關することが見える、次にその本文を抄することゝする、

〔年內諸事日記覺帳〕〇笠原五右衞門の日記　（六月）廿六日、天氣雲居夕立有之候、御宮方御調ニ相成候由、いろ〳〵申候、此度御寺院歸俗方仰付候、

元神宮寺事　神原圖書と改名

元如法院事　瀧澤刑部と同斷

元蓮池院事　七嶋大藏と同斷

元法華寺事　北條大學と同斷

其外小寺者改名ニ相成候へ共、未聞及不申候、

七月朔日、雲日、八五郞兩人下スワ御祭に參り申候、法華寺樣檀中一統呼寄申候者、

此度御定ニ付、歸俗相成候へ共、先當座之內安國寺に表向預ヶ候、手前義ハ千體地藏堂に引越居、世話致居候間、惣方共ニ其心得ニ被居候樣御咄御坐候、御酒被下候、夕方引取申候、夜大雨ふる也、

〔御用日記〕○伊藤主膳の日記　九月廿五六日頃より、還俗僧より、高島へ返々願立、此度社方而御卽位被遊候ニ付獻上ニ上京被仰付而、同道致度なと種々之事願立、其時々社方へ答書差出候樣と申聞候而、十月二日迄も有之義ニ付、高島へ數度罷出候、（十月）三日還俗僧共も、十月四日晝後ニ神原圖書、七島大內藏兩人出立之由候、下社歸俗寺も神山齋宮、并ニ浮嶋氏兩人出立之由、僧官返上、神祇官へ色々願立ニ上京致候、

當時上宮下宮の各神宮寺等住持の俗人となりたる者は、次の如くである、

上宮神宮寺住持　權大僧都法印某　還俗名神原圖書

筑摩郡吉見村齋藤槇右衛門五男、安政五年九月住持となる、慶應四年閏四月還俗、初め神原圖書といひ、後に眞臣と改む、

同　如法院住持　權大僧都法印某　還俗姓瀧澤刑部

筑摩郡大足村下里吉次郎四男、弘化四年六月住持となる、同上還俗、初め瀧澤刑部と云ひ、後に昌雄と改む、

同　蓮池院住持　權大僧都法印某　還俗名七嶋大藏

筑摩郡内田村式右衛門三男、安政五年十一月住持となる、同上還俗、初め七島大藏と云ひ、後に保と改む、

同　法華寺住持謙眞　權大僧都法印　還俗名北條大學

尾張知多郡半田村又左衛門二男、慶應四年二月住持、同上還俗、初め北條大學と云ひ、後に繁と改む、

下宮神宮寺住持　權大僧都法印某　還俗名神山齋（イノヤ）

同　三精寺住持　權大僧都法印某　還俗名浮島主殿

同　觀照寺住持　權大僧都法印某　還俗名秋元修理

右大正九年八月十一日、十二日、十三日諏訪に滯在し、上社下社及び關係諸家を訪問して調査す、

鷲尾順敬

附錄

家筋世代　下社 上社　明治年中取調書上の寫の一節　湖南村岩本傳所藏

崇神天皇ノ御世、神八井耳命ノ孫建五百建命ヲ科野ノ國造ニ定賜リ、建五百建命建御名方命ノ裔、會知早雄命ノ女阿蘇比賣多嫡妻トシテ、速瓶玉命ヲ生ム、是卽大祝ノ始祖也、爾來世代名字等未詳、

貞觀五年九月、諏方郡人右近將監正六位上金刺舍人貞長賜姓大朝臣、神八井耳命之苗裔也ト三代實錄ニ見ユ、貞長ノ子長淸ヨリ十九代ノ孫尭存、慶長年中故アリテ國ヲ去、往所ヲ知ラズ、大祝ノ裔爰ニ絕ス、武居祝善政ノ子豐政ヲ以テ假ニ其職ヲ襲シム、爾來五官祝、及本藩士族ノ子弟歲十五ニ滿タザルモノヲ撰ンデ職ヲ襲シム、豐政ヨリ二十四(代脫カ)傳ヒテ今ノ大祝ニ至ル、名ハ豐尙、權祝光春ノ子ナリ、

武居祝

今井氏其先祖ヲ詳ニセズ、傳云、諏方大神鎭座ノ始國神アリ、武居大友主ト云フ、大神ニ奉仕シ、武居ノ鄕ニ居ルト云々、武居ノ名稱蓋此ニ出ル乎、天文年中昌春ノ次男善政職ヲ襲ギ、其子豐政ヨリ十三代、今ノ武居祝麻須美ニ至ル、

禰宜太夫

桃井氏、初志津野氏、寶永正德ノ頃、今ノ氏ニ改ム、其先祖ヲ詳ニセズ、古來當職ヲ相傳ス、寬文年中興政ト云フモノ有リ、志津野左京進ト稱ス、其子利政ヨリ八代、今ノ禰宜

大夫保之ニ至ル、

權祝

神姓古田氏、初山田氏、文祿慶長ノ頃、今ノ氏ニ改ム、其先祖ヲ詳ニセズ、古來當職ヲ相傳ス、永祿天正ノ間重眞ト云フモノアリ、山田左兵衛尉ト稱、其子重信ヨリ十三代、今ノ權祝光春ニ至ル、

擬祝

神姓山田氏、其先祖ヲ詳ニセズ、古來當職ヲ相傳ス、建久ノ頃重貞ト云フ者アリ、山田右馬助ト稱ス、其子重綱ヨリ十七代、今ノ擬祝重矩ニ至ル、

副祝

源姓山田氏、先祖重泰山田新七郎ト稱ス、清和源氏源賴信十二代ノ孫重賴ノ男ナリ、天正十一年藩主諏方賴忠ヨリ當職ヲ命セラル、其子重忠ヨリ相傳シテ九代、今ノ副祝重浪ニ至ル、

若宮祝

今井氏、其先祖ヲ詳ニセズ、貞享四年武居祝英政ノ次男信適當職ヲ襲キ、其子信候ヨリ六代、今ノ若宮祝信忠ニ至ル、

宮津子祝

多姓、上原氏、初神原氏、信濃國造建五百建命ノ後裔ト云フ、然レ圧其世系ヲ詳ニセズ古來當職ヲ相傳ス、寶永正德ノ間實彦ト云者アリ、上原外記ト稱ス、其子禮彥ヨリ五代、今ノ宮津子祝清躬ニ至ル、

撿挍大夫

增澤氏、初非持氏、又依田氏、其先祖ヲ詳ニセズ、諏方宮仕非持撿挍豐平ノ苗裔ナリ、一條院天皇ノ御代、豐平鷹術ヲ能クスルヲ以テ、田園ヲ信濃國非持郡ニ賜フ、故ニ非持ヲ以テ氏トス、爾來世代詳ナラズ、天文中依田豐後守ト云フ者アリ、參社拜殿造立ノ事ニ預ル、其子吉豐以來當職ヲ相承シテ十一代、今ノ撿挍大夫美孝ニ至ル、

天王祝

武居氏、上古ノ國初武居大友主ノ裔ト云フ、然レ圧其世系ヲ詳ニセズ、貞享元祿ノ頃安吉ト云フモノアリ、父ヲ貞吉ト云フ、當職ヲ相傳ス、安吉ヨリ六代、今ノ天王祝信義ニ至ル、

小萩祝

武居氏、當郡西山田村小萩神社是御名方命之御子興萩命ノ神孫ナリト云フ、然レ圧其世系ヲ詳

ニセズ世々本社ニ奉仕シテ武居ノ莊ニ住ス、故ニ氏トナス、元龜天正ノ間、光郷ト云者アリ、當職ヲ奉仕ス、其子光純ヨリ九代、今ノ小萩祝光久ニ至ル、

宮島祝

林氏、中世故アリテ後町氏ヲ稱ス、今舊ニ復ス、其先祖ヲ詳ニセズ、延寶天和ノ間敍德ト云フ者當職ヲ奉仕ス、其子庸德ヨリ六代、今ノ宮島祝敬方ニ至ル、

八幡祝

松下氏、其先祖ヲ詳ニセズ、文化年中祖父光則當職ヲ中興シテヨリ三代、今ノ八幡祝光實ニ至ル、

以上、當社神職ノ家筋、世代ノ大略、右之通リ、自餘ノ小社人ニ至リテハ、素ヨリソノ家譜ヲ詳ニセズ候間、相記スニ及バズ、

近年社僧復飾

神山齋

飯田藩士族山下重矩ノ三男、元治二年六月ヨリ當社神宮寺ニ住職、法印權大僧都ヨリ、慶應四年五月官命ヲ奉シテ復職神職トナル、

浮島主殿

諏訪郡根津氏ノ男、慶應三年八月ヨリ當社觀照寺ノ住職トナリ、法印權大僧都タリ、慶應四年五月官命ヲ奉シテ復職神職トナリ、同年九月病ニ依テ退職、伊奈保相襲テ神職タリ、

久保左司馬

久保右近

久保根尾

右三人ハ、元神宮寺中僧坊ノ住持トナリ罷在、明治二年六月復職、神山齋ニ附屬仕居候、

宮崎東

右ハ元觀照寺坊中ニ住持トナリ罷在、明治二年六月復飾、浮島主殿ニ附屬仕居候、

社中男女人員

男六拾九人

女四拾九人

合百拾八人

社中職名

大祝（神主）　武居祝（五官）　禰宜大夫　權祝　擬祝　副祝　若宮祝

宮津小祝　撿挍太夫（神樂頭）　天祝（神樂役）　小萩祝　宮島祝　八幡祝

大內藏（八乙女頭）　姬神子（八乙女）　日向　神守　榊　花守　大工棟梁

荷子十四人　小神子四人　社守四人

位階

古來官位ノ證蹟不詳、記錄ニ所傳左之通、

仁壽三年八月、當社祝預把笏、

貞觀五年九月、當社右近將監正六位上金刺貞長賜姓大朝臣、

同八年正月七日、大朝臣定貞叙從五位下、

永祿六年十月廿一日、當社祝諏方左近將監晴長叙從五位下、

右之外官位ノ傳無之候、

上社　大祝

神姓諏方氏

健御名方命ノ御子、伊豆早雄命ノ裔也、伊豆早雄命次ニ片倉邊命、次ニ惠奈武耳命、次ニ水隈命、次ニ盛麿、次ニ豐麿、次ニ繁魚、次ニ清主、次ニ有員ト相傳ス、然レトモ年曆久

遠ニシテ世數足ラズ、其間ノ遺漏考ヘカラズ、有員大同年中ニ大祝トナル、御表衣祝ト稱ス、是ヲ當職ノ肇祖トス、其子武員ヨリ七十三代、今ノ大祝賴崇ニ至ル、

神長官

神姓守矢氏

健御名方命、出雲國ヨリ洲羽ノ海ニ到リシ時、洩矢神ト云者アリ、初コレヲ拒クト雖、遂ニ神威ニ服シ、此地ヲ奉リテ永ク大神ノ祭政ヲ主ント誓ヒ、倶ニ國造リテ居ルト云フ、是ヲ當職ノ始祖トス、其子守宅神、其子千鹿頭神、相續テ祭政ヲ主ル、千鹿頭神子ナシ、大神ノ孫兒玉彥ノ命ヲ以テ嗣トス、其子八櫛神ヨリ三十四代ニシテ武麿ニ至ル、武麿ハ物部守屋大連ノ次子ナリ、大連ノ亡ル時、長子雄君逃レテ美濃國ニ往、次子武麿信濃國ニ至リ、神氏ノ女ヲ娶リテ當職ヲ繼クト云フ、武麿ノ子種雅ヨリ七代清實ニ至ル、此時御表衣祝有員ヲ立テ大祝トナシ、神事ノ法式ヲ相傳ス、其子正眞ヨリ四十代、今ノ神長官實顯ニ至ル、

禰宜太夫

神姓守屋氏、初小出氏

健御名方命御子八杵命ノ裔ト云フ、然レ𪜈天正十年當社炎上ノ時、家系亡失シテ其

世代ヲ詳ニセズ、中世ノ祖胤小出美濃ト稱ス、爾來當職ヲ相承ス、其子廣風ヨリ四代重秀ノ時、改テ守屋氏ヲ稱ス、重秀ヨリ六代、今禰宜太夫弘文ニ至ル、

權祝

神姓矢島氏

健御名方命ノ御子池生神ノ裔ト云フ、然レ𪜈其世系ヲ詳ニセズ、中世ノ祖繼重八島三郎ト稱ス、天永二年當職ヲ襲グ、其子繼貴ヨリ二十四代、今ノ權祝正守ニ至ル、

擬祝

神姓伊藤氏、初小出氏

建御名方御子別水彥命ノ裔ト云フ、然レ𪜈天正十年當社炎上ノ時家系亡失シ、其世代ヲ詳ニセズ、中世ノ祖貞滿小出ノ舍人ト稱ス、天正年中當職ヲ襲グ、其子貞襲ヨリ四代貞好故アリテ伊藤氏ニ改ム、貞好ヨリ五代、今ノ擬祝定之ニ至ル、

副祝

神姓長坂氏、初武井氏、又守屋氏

健御名方命ノ御子片倉邊命ノ裔ト云フ、然レ𪜈家系散逸シテ世代ヲ詳ニセズ、中世ノ祖胤重、武井隼人ト稱ス、延久五年當職ヲ襲グ、其子景廣ヨリ六代榮辰ノ時、延文年

中改テ守屋氏ト稱ス、其子政純ヨリ十二代三英、元祿年中故アリテ長坂氏ニ改ム、其子英純ヨリ四代、今ノ副祝賴文ニ至ル、

兩奉行
矢嶋泰助

神牲矢嶋氏
健御名方命四世ノ孫高志奈男神ノ裔ト云フ、然レ𪜈世系詳ナラズ、其先當郡御坐石ノ社ニ奉仕シテ神主タリ、矢崎ヲ氏トス、中世其族別レテ本社ニ來リ氏ヲ矢嶋ト改メ神職トナリ、兩奉行ト號スト云フ、中世ノ祖正通、天文三年職ヲ襲グ、其子氏吉ヨリ二十四代、正壽ニ至ル、通稱ハ泰輔(マヽ)、

兩奉行
花岡與夫

神姓花岡氏
神長官同祖洩矢ノ守ノ裔ト云フ、然レ𪜈世系詳ナラズ、貞享元祿ノ間、正保職ヲ襲テヨリ九代、正高ニ至ル、通稱ハ與夫、

行事政所

土橋傳吾

源姓土橋氏

諏訪安藝守賴忠ノ七男高梨滿孫(マヽ)ノ孫滿重、承德(延カ)明應ノ頃、當社ニ奉仕シテヨリ以來當職ヲ相承ス、其子友重ヨリ七代實盈ニ至ル、通稱傳吾、

寶劒守

宮嶋芦江

天兒屋根命ノ裔ト云フ、大同年中先祖佐具知始テ諏方ニ來テ御表衣祝ニ隨從ス、爾來相襲テ當社ノ寶劍根曲ノ劍ヲ守衛スト云フ、世系未詳、中世貞利ヨリ十四代貞顯ニ至ル、通稱ハ芦江、明治六年神官御免、寶劍守以上士族編入、

大工棟梁

原萍美

先祖慶林、寛文年中當職ヲ奉仕シテヨリ以來十二代親武ニ至ル、通稱ハ萍美、

饌司雅樂

山口甕造

先祖信料、天文十五年當職ヲ奉仕シテヨリ以來十四代信則ニ至ル、通稱ハ甕造、

神樂役　外記太夫

茅野氏、其先祖ヲ詳ニセズ、古來當社ニ奉祀ス、仁平ノ頃光親ト云者アリ、茅野大夫ト稱ス、治承元暦ノ間光弘茅野太郎ト稱ス、爾來世系不詳、文祿慶長ノ間光則當社當職ヲ奉仕シテヨリ以來十二代、今ノ外記大夫光豐ニ至ル、

同　源太夫

茅野氏、外記大矢光賚、明和年中職ヲ其子光貞ニ傳ヘテ自ラ源太夫ト稱シ、別ニ一家ヲ肇メテヨリ以來六代、今ノ源太夫光應ニ至ル、

同　葛井太夫

矢島氏、先祖邦信、享保年中當職ヲ奉仕シテヨリ以來十九代、今ノ葛井太夫信房ニ至ル、

同　右近太夫

矢嶋氏、先祖道信、慶安承應ノ間當職ヲ奉仕シテヨリ九代、今ノ左近太夫信良ニ至ル、

同　佐源太夫

茅野氏、先祖光惠、寛文ノ頃外記太夫ノ家ヨリ別レテ當職ヲ奉仕シテヨリ以來七代、今ノ佐源太夫光政ニ至ル、

同　眞籬太夫

增澤氏、先祖淸信、文化文政ノ間當職ヲ奉仕シテヨリ以來五代、今ノ眞籬太夫淸只ニ至ル、

神事掛頭主　小坂杣江

先祖義遠、應永四年當社御頭任御符ヲ勤役シテヨリ以來十五代、安行ニ至ル、通稱ハ杣江、

神事掛鹿人　金井友作

先祖國政、寛永正保ノ間當職ヲ奉仕シテヨリ以來十一代、吉濤ニ至ル、通稱友作、

神事料理

金井嘉造

元祿年中、先祖重賢當職ヲ奉仕シテヨリ以來七代、祐賢ニ至ル、通稱ハ嘉造、

神具檜物師

金井開平

先祖茂西、天正年中當職ヲ奉仕シテヨリ以來十代、開平ニ至ル、

以上當社神職家筋

近代社僧復飾

神原眞臣

筑摩郡古見村齋藤槇右衛門五男、安政五年九月ヨリ當社神宮寺住職、法印權大僧都タリ、慶應四年閏四月官命ヲ奉ジテ復飾神職トナル、

瀧澤昌雄

筑摩郡大足村下里吉次郎四男、弘化四年六月ヨリ當社如法院ノ住職トナリ、法印權大僧都タリ、慶應四年閏四月官命ヲ奉ジテ復職神職トナル、

七島保

筑摩郡内田村式右衛門三男、安政五年十一月ヨリ當社蓮池院ノ住職トナリ、法印權大僧都タリ、慶應四年同上、

北條繁

尾張國知久郡半田村又左衛門ノ二男、慶應四年二月ヨリ當社法華寺ノ住職トナリ、同上、

山本時次　武田音海　藤森嘉美　牛山旦　三島眞須良

淺井清美　高山津良彌　山中齋

右八人、元神宮寺中僧坊住持、慶應四年五月神原眞臣ニ附屬、

社中男女人員

男百四拾人

女百三拾人

計貳百七十人

社中職名

（神主）大祝　（五官）神長官　禰宜太夫　權祝　擬祝　副祝　兩奉行

行事政所　寶劍守　（饌司）雅樂十人　（神樂役人）外記太夫　源大夫　葛井太夫

右近大夫　左近大夫　左源大夫　眞籬太夫　小萩大夫
左門大夫　坂室大夫　左内大夫　右内大夫　右門大夫
租稅役　大工棟梁　神酒役　神事掛頭主　神事掛鹿人
神事料理　神具檜物師
大市 八乙女八人　仁居　小坂　西澤　有賀　武居　初臺　七郎
花守 巫子十二人　朝日　大藏　熊野　宮澤　注連高　藤森　宮森
笹森　若森　花坂

位階

上古ノ證蹟未詳、
仁壽三年八月當社頭於把笏
中古以後各下ニ傳ル所左ノ通、
　　　　　　　　　　　　　　　大　祝
嘉禎年中以來任官ノ例ハ許多有之候得共、叙位ノ例ハ無之候、
　　　　　　　　　　　　　　　神　長　官
氏實　康曆二年七月　叙正四位下

頼實　年月不詳、　叙正四位下
　天文十七年二月　叙從三位
　天文二十二年十一月　叙正三位
政實　寛文六年九月　叙正六位下
　右ノ外任官ノ例許多有之、

禰宜大夫
貞文　年月不詳、　叙正六位下
貞榮　元祿中年月不詳、　叙正六位下

權祝
廣政　寛文七年四月　叙正六位下
正郷　寛政五年九月　叙正六位下

擬祝
貞辰　寛文七年　叙正六位下

副祝
昌親　年月不詳、　叙正六位下
從辰　寛元七年　同上

上州に於ける廢佛史料

〔增上寺日鑑〕明治三年

十月三日

一上州岡崎新田大覺寺復飾事件ニ付、組寺に達

上州吾妻郡岡崎新田
大覺寺
光善

右者先般復飾廢寺之趣屆出候、然處最初ゟ之次第柄難相分候、尤寄時宜縣廳に出願可致候間、巨細取調無覆藏至急可申出候也、

午十月三日

增上寺
役者

上州吾妻
善導寺
宗本寺
淸見寺

〔攝信上人勤王護法錄〕　明治五年

八月晦日

一伺書

御伺書覺

群馬縣管轄、上野國佐位郡那波郡諸寺院總代として、奉申上候、去る明治四辛未年七月中、元伊勢崎縣廳より、廢佛論の一章を綴り、管内戸長副戸長なる者を召出し、切實に讀聞せ、附ては一同自葬祭に可致旨被申渡、依之、中にも重立候者、兩三輩共意に伏し、然らば小前末々迄、精々說諭可仕と約諾仕候を、十月末迄周旋候處、小前一同の者共、容易に自葬祭願調印不仕候處、又縣廳の命として、若し違背の者有之に於ては、一人宛召出し、佛法信仰の意趣可申述、徒に信仰と申立は、不相成趣、被申渡、愚民共默するに忍びず、申候儀は、元より愚昧の者共、自葬の式容易に難學候間、熟練迄、僧侶の追營を相賴度旨、懇願仕候處、其儀は勝手次第に候間、速に調印可致との廳命に付、無餘儀調印仕候、乍去元より心服に非る事故、多く因循勝にて、管内七八分調印仕、三四分相殘り居候處、終に此儀を不果して、廢縣の御沙汰に相成、其

儘相過候、畢竟拙僧共の教育不行屆より、右の事、（以下空白）

維新以來の日光山輪王寺と諶厚大僧正

彦坂諶照氏稿

（上略）

神佛分離堂塔移轉并に寶物保全等に苦慮せられし事、（移轉したるものは、三佛堂と相輪橖となれども、今見易きに依り、且く音通なる搭の字を假用して、堂塔移轉としるしつ、）

第一、神佛分離の事　明治元年三月、官新に神祇官を設け、神佛の混淆を禁ぜられぬ、七月諶厚師闔山惣代と爲り、神佛分離の御旨意は已むを得ざる所なれども、我が日光の神は、根本より佛法を以て僧徒の祭れるものなれば、之を以て神と爲すときは、分離却りて混淆に陷らむとの旨趣を以て、書を作り、上京して、社寺裁判所に嘆奏せしかども、此事は遂に成らざりき、神佛分離の御處分は、斯ることにて遷延せしを、四年一月八日、日光寺院諸給等の處分と共に實行せられぬ、即ち東照宮二荒山神社及其の附屬の土地建物を神に屬し、舊社家をして一時之に奉仕せしめ、大猷廟三神堂等の如き、純然たる佛堂を滿願寺に屬せしめ、佛堂にして神地内に在るものは、之

を同寺所屬の佛地に移轉せしめられぬ、其主なるものは、東照宮地內の藥師堂、護摩堂、輪藏、鐘鼓二樓、五重塔、相輪橖等、二荒山神地內の三佛堂、立木觀音堂等なりき、是れ等の堂塔は、孰れも壯麗なるものにして、命の如く移轉を全うせむには、數十萬金猶ほ容易ならざるに、滿願寺當時の狀態は、本坊枝院從來の領已に沒收せられ、諸侯に貸附したる一山府庫金及各院の料、合せて十數萬金は、既に太政官の布告に依りて、棄捐となりしかば、今は唯新に賜はりたる遞減祿百石を以て、辛うじて合併僧侶凡六十人(後には追々減少したりき、)の飢渴を凌ぐに過ぎず、加ふるに此の年五月十三日、滿願寺佛殿の邊より火を失し、結構を盡されたりし宮の舊殿は、一朝烏有に歸したり、山僧等は各寺地を奉還し、什器建物を賣却し盡して、合併所を新築し、之に移住して間もなく起れる不意の變災なれば、僅に身を以て脫れたる者多かりき、然れば、取り敢へず古材を以て事務所と炊事場とを設けたれども、全部の再建は思ひも寄らず、茲に於て、神佛分離の件に屬する什器寶物雜品のみを受け、堂塔の移轉三年の延期を請願して許可せられき、依りて時日に於いて聊餘裕を得たれども、如何にして移轉すべきかは、未だ其の目的だに見出し得ざりき、

第二、寶物保全の事　然るに又一つの災難惹起せられたり、五年十月、講厚師教部

省の辭令に依り、新に權訓導に補せられ、管長の命によりて、岩代、磐城、陸前の三國を巡教し、六年一月歸山して、更に日光澤に（日光より北方十二里の山奥なり、）溫泉に療痾せられたるに、是より先き、時の學頭代（明治三年御留守居の罷められてより、寺務を總掌する者を斯く稱したりき、）寺門の困憊を救濟せむとて、人の勸誘に依り、當寺從來の秘佛なる波之利大黑天の開帳を、東京淺草觀音堂境內に行ひて、失敗を招き、處分に大困難を生じ、事終に訴訟と爲り、携へ行きたる多數の器寶物は、債主の押ふる所と爲り、學頭代は爲に責を引きて、其職を辭せむとするを聞き、大に驚きて日光澤より歸り、頓て善後の建策を爲さむとす、然るに、此の時已に衆議ありて、師を學頭代に推さむとす、師固辭すれども、八日遂に學頭代の交迭あり、師直に衆を會し、曩に分離に依りて受けたる雜品其他の物を賣却して、寶物に代へむことを計り、官に請うて之を實行し、僅に資金を得て上京し、鋭意之を處理するに、猶ほ資金の不足を告げたれば、或る緣故の華族に就きて、貸與を懇願するに容易に許されず、時に曾て三門室の執事として登山せられし韶舜師が、淺草に住職として在りければ、請うて之に保證せしめ、辛うじて又資金を得、同寺の俗役大橋亘を代言人に依賴し、（此の時未だ今日の如き代言人の制度あらざりき、）開帳に關係せし數名の僧侶を、共に本件に與らしめたれども、或る事は被告と爲り、或は原告と爲り、紛はしき書類も夥多

出て來て、紛糾錯雜收拾すべからず、裁判官も大に調査に惱みたりきと云、師寢食を忘れて、關係僧侶世話人等に、事の顚末を巨細に糺問し、書類を蒐集し、玆に始めて綿密なる始末書を作り、之を提供して、事の眞相を得たりしかば、裁判遂に決定し、什器寶物三十九荷を保全して、山に歸ることを得たりき、

第三、堂塔移轉の事　師在京して、開帳の負債事件を處理するに當り、堂塔移轉三年の期迫るを以て、神職中より嚴督あり、亦た移轉若し能はずば、三佛堂の如き、或は神職より撤廢せらるべしと告ぐる者あり、留守を承はれる關口慈立（元安居院主として、戊辰の役に官軍と交渉せし人、）使を馳せて、急を師の東京の旅寓に訴ふ、師遂に意を決して、移轉の策を建つ、其大要は、東照宮地內の藥師堂を移して本堂と爲し、護摩堂及輪藏を其の儘に移し、五重塔は佛像のみを移し、鐘皷の二樓と併せて、東照宮莊嚴の爲、特に置据を請ひ、二荒山神社地內の立木觀音堂は、歌ヶ濱に移轉することゝ爲し、（是れは、後ち此の堂所在の神地借用成りて、置据を得たれども、明治三十五年の山嘯に倒壞したれば、最初企畫せしが如く、歌ヶ濱に再建することゝなり、現に工事中に在り、）此れ等の費用は、三佛堂を賣却して之に充てむとせり、當時已に疲弊の極に達したる境遇としては、實に是れ以外の方法はなかりしなり、況んや手を拱して爲すことなき時は、神職より之を毀たるべしと云ふに於てをや、因りて負債事件の傍、此の移轉の計畫書面

の作製に從事し、裁判落着の後、什器寶物を還送せしめて、直に栃木縣廳に出で、日光より石橋に、栃木に、宇都宮に轉じたるもの、此時栃木に在りき、處分の方法を縣令に具申して、許可を請ひたるに、詳細圖面を以て申出づべしとの指令を得たり、縣令も師の方法を稱賛して、成る程、物事は爲し樣にて、方の附くものなりと言はれし由聞けり、此の事早く既に日光町民の聞く所と爲り、吾等は山内の殿宇に賴りて繁榮を致す者、今之を毀たれなば、衰頽を招くこと必せりとて、町民數多滿願寺に押し寄せ、談判に及び、留守關口慈立百方解諭すれども、頑として動かず、氏遂に町民總代等の強請に從ひ、栃木縣に出でゝ、共に堂塔全部置据を請願せむとす、師時に縣廳を辭して、山に歸らむとするに、栃木の町口に遇ふ、關口氏、町民總代と更に縣廳に同行せむことを請ふ、師決せりと答へて、斷然容れず、相分れて金崎に至る、諶照隨行してあり、說いて曰はく、事一旦決せば、返すべきにあらざれども、町民の熱情亦捨つべきにあらず、假令行はれずとも、相共に扶助して可ならむ乎と、師之を然りとし、栃木に戻り、總代等の出願に、縣廳に相伴ふ、社寺係柿沼廣身、縣令の命を受けて之を排斥せらる、然れども總代等終に服せず、有らゆる要路の官衙、天台管長にまで歎訴する所ありて、事彌々紛糾を重ねたり、因りて方法を改め、藥師堂は佛像のみを移し、神官僧侶の說教所と爲す事とし、輪藏も置据を請ひ、然し三佛堂を狹めて之を移轉し、本堂と

せむとするに、町民猶ほ服せず、寺に旅寓に、師の在る所、町民の强談ありて、苦められたれども、師頑として應ぜず、人間に七生して、移轉の事業を全うすべしと答へたることさへありき、七年の秋、本坊を再建し、八年遂に相輪樑を今の地に移轉したりき、三佛堂は已に取り解き、其の用材を寺の傍に堆積しつれども、紛紜の爲に、年を越えて建築に著手すること能はず、町民にあらざる者も、其の移轉の成功を疑ふに至れり、町民の寺を疾視すること、其の極に達し、九年二月、西町火を失し、折しも暴風吹き荒みて、再建せる本坊及其境内の合併所も、危く見えたれども、出入町人の消防にと馳せ來る者あれば、之を山内の入口に遮り、滿願寺に消防に行く者は、殺さんと威嚇したりきと云、此の年六月、東北御巡幸に、辱くも寺は行在所の恩命を蒙り、兩日三夜御駐輦ありて、若干金の御下賜あり、八月更に御手許金三千圓を賜ひ、三佛堂移轉舊觀を失はざれとの恩命あり、玆に於て師の責任は一層重きを加へ、三佛堂を狹むることを止めたるのみならず、總ての土朱塗なるに、外部を本朱塗と爲し、銅瓦木口巴の黒漆を金箔に改めて、一層の美觀を添へたり、始め工事の監督を縣廳に請ひしかども、官より爲すことを得ず、然れども、縣令より適任者を選びて遣はすべしとの厚意ありて、三沼幸司といふ著實なる老人を雇ふことゝなり、之に工事監督を託し、尙

ほ四五名の僧俗役員を置きて、師自ら之を統督し、十二年七月、辛うじて竣成を告げたり、十四年十一月、入佛供養式を營むに當り、之が導師には、管長代理として、唯我韶舜師登山、（曩に三門室執事として登山せし人、）師今昔の感に堪へずとて、移轉の成功を喜び、詩を賦して其の情を告げらる、前日疾視したりし町民も、茲に至りて大に其の情を和げ、供養式の盛儀を贊し、山車などを出して、當日を賑はし、更に堂前に移轉（後新築に變更せり）すべき鐘樓の費にとて、金千圓を寄附するに至れり、此の年八月大槻文彥氏の詩あり、

誰處衰流挑法燈、金堂再造賴豪僧、一木終能支大厦、眼師以後有中興、

是より先き、十三年十一月、東照宮境內の藥師堂、輪藏、五重塔、深砂王堂、二荒山神社境內の立木觀音堂、妙見堂、彌陀堂、千手堂等皆佛寺の執行を許され、本尊佛の遷座を爲したり、斯くして、日光山神佛分離堂塔移轉の功は全うせられたり、（大正二年四月二十八日發行、佛教史學第三編第一號所載、）

日光に於ける神佛分離

平泉澄氏報

(一)神佛分離發令當時に於ける狀況一般幷に分離實行の顚末

明治元年三月、神佛分離の令あり、七月護光院諶厚闔山惣代となりて上京し、社寺裁判所に就いて、日光山の神佛分離すべからず、强て行はゞ分離却つて混淆となるべきを訴へ、嘆願の事許されざりしも、神佛分離の實行は之が爲に遷延せり、

同十月、輪王寺門主公現法親王、勅命によりて御生家伏見宮に御復歸あり、門室これより廢す、

同年十一月、輪王寺の稱號を廢止す、

明治四年正月八日、神佛分離實行の官命あり、僧侶の神勤を廢止せられ、東照宮と二荒山と幷に全く輪王寺より獨立す、而して僧侶には御門主宮の舊殿を賜ひ、一山の僧侶すべてこゝに合併居住せしめ、各院區々の寺號を廢止して、たゞ一の滿願寺を稱せしむ、三月晦日に至り、各院すべて合併し畢、

旧興福寺伽藍図南部



興善院
菊水楼
新開道路
公園片岡
千手院
弥勒院
大聖院
知足院
観音堂
(奈良ホテル)
瑜伽山
菩提川
勧修坊
地蔵堂
華厳院
大林院
常喜院
宝光院
宝寿院
西林院
松林院
常光院
最勝院
功徳院
大乗院門跡
禅定院址

四年五月十三日、滿願寺本坊燒失す、
このころ、先に一月八日命令せられたる、東照宮幷に二荒山神社境内の佛堂を滿願寺へ引取りの件、三年の延期を請願して許さる、
同年十二月、滿願寺食堂建立、
この年、男體山を二荒山と改め、禪頂を登拜と改む、
七年七月、滿願寺本坊再建、
七年十二月、二社一寺境界確定、
八年三月、相輪樘移轉、
この事、明治十二年九月の晃嶺滿願寺明細帳には七年とあり、されど十四年五月の上申書によれば、八年三月落成せる事明なり、佛教史學載する所の彥坂諶照師談話、亦八年となす、從ふべきに似たり、
九年五月、三佛堂の移轉に着手す、
この事、十二年の明細帳に五月とあり、十四年の上申書には三月とあり、是非未だ之を詳にせず、
九年、三寶荒神堂を移轉す、元は二荒山神社の境內に在りしなり、

十二年七月、三佛堂移轉落成、

明治十三年、堂塔移轉の事、社寺の間に種々協議あり、東照宮境内の藥師堂(卽ち本地堂)輪藏・五重塔・深砂王堂・二荒山境内の立木觀音堂・妙見堂・彌陀堂・千手堂等、そのまゝ佛寺の執行を許され、本尊佛遷坐あり、

之を要するに、日光に於ける神佛分離は、明治四年に斷行せられ、七年に至つて堂塔の移轉を强制し、而して十三年に至つて社寺の妥協成立せるなり、現在の狀態は、實にこの十三年の妥協の存續に過ぎず、

(二)神佛分離以前神社に於ける佛敎關係の建築物の種類沿革及び分離當時に於ける其處置

移轉せられたる建築物、

三佛堂

相輪橖

鐘樓

据置の建築物、

本地堂

輪藏
五重塔
深砂王堂
敎旻墓（以上東照宮の境内に在れど、寺の管轄に屬す、）
鐘樓（前者とは別、）
鼓樓
護摩堂（以上東照宮の管轄、）
立木觀音堂
妙見堂
彌陀堂
千手堂（以上二荒山神社の境内にあれど、寺の管轄に屬す、）

（三）神社に於ける佛敎關係の圖像類（垂迹神體本地佛其他附屬の圖像類）及び分離當時に於ける其處置

星野嘉一郎氏談に、明治四年神佛分離の時、當局立會にて檢分し、一々その所屬を定めしが、東照宮拜殿より內へは遠慮して手を入れざりき、蓋しこれより內一として

佛ならざるなく、本社奥院の佛體佛具を去る時は、東照宮の大打撃なるを以てなり、されば東照宮內陣の壁畫は、元のまゝ現存し、藥師幷十二神、釋迦幷十六善神、彌陀幷二十五菩薩、觀音幷二十八部衆、五大尊、八天、四天、法華三十番神等あり、明治四年、陽明門の風神雷神を撤して大猷廟に移し、仁王門の仁王像をも撤去せしが、後者は明治三十年に復舊せり、

(四)佛教關係の祭禮行事儀式作法

東照宮にては延年舞、强飯式、祭禮行列、二荒山神社にては、彌生祭、むじなえぶし、(日光山志、日光名所圖會、)

(五)分離以前に於ける慣習の今日に殘存せるもの

明治十四年五月二十九日、滿願寺副住職彥坂諶厚より東照宮に對し、祭禮の際舊式を模し、僧侶出頭いたし度旨申込む、東照宮之を拒絕す、

(六)社人社僧の狀況

日光山住侶のうち、特に東照宮に奉仕せるもの、

別當(大樂院)一人

手替　一人

役僧　六人
承仕　三人

特に二荒山并にその末社に奉仕せるもの、

新宮上人　一人
同小聖　一人
瀧尾上人　一人
同小聖　一人
本宮上人　一人
同小聖　一人
中禪寺上人　一人
同濱役　一人
同籠役　三人
寂光上人　一人
同小聖　一人

社人は、東照宮と二荒山神社と双方之を兼務せり、その數左の如し、

社家　六人
樂人　二十人
御神馬別當一人
宮仕　十人
神人　七十六人
八乙女　八人
鐘撞　三人
掃除頭　二人

東照宮の實權は、當時全く社僧の手に在り、社家は殆んどいふに足らず、

明治元年戰亂の折、四月廿六日、別當大樂院、東照宮の神體を奉じて會津へのがれ、山形、仙臺の各地を轉々し、十月に至つて神體は歸山ありしも、別當は太田原より分れて、遂に行方を知らず、

(七)維新當時の地方當局の役人及び直接關係者の人名經歷特に分離に關する行蹟

知事鍋島幹、最も關係あり、

阿部浩(六年三月――七年六月)二荒山權宮司たり、神佛分離を强制し、相輪樑、三佛堂

の移轉はこの人の强制にいづ、市中の人以て惡魔となせり、

彦坂諶厚の傳は、日本佛家人名辭書に載せ、殊に其神佛分離に關する事蹟は佛敎史學に載するを以てこゝに略す、

彼は疳癪持にて、きかぬ氣の人なり、德ある人にあらず、頗る日光町人の怨嗟を招ける由、佐野鐵次郎老人の談なり、

明治四年の關係者、

日光縣知事鍋島道太郞(後に幹と改む)　權大屬渡邊邁　村上貞次　出仕柿沼廣身

輪王寺學頭代醫王院　同養源院　東照宮假御別當華藏院　同手替法輪房

社家中磨勝信　古橋義所　齊藤光寬　古島安之　高科信年

明治七年の關係者、

栃木縣令鍋島幹　權中屬柿沼廣身　同長沼貞讓　十四等出仕川島知至

東照宮宮司永井尙服　權宮司原田種滋　二荒山宮司戸田忠友　權宮司阿部浩

滿願寺學頭代彦坂諶厚　衆徒惣代關口慈立、(右のうち、永井、原田、戸田の諸氏は、名義のみにて實は東京に在住せり、從つてこの事件に關係し、しかも堂塔の撤去を强制したるものは、實に阿部浩(後の東京府知事)なりとす、

明治十三年の關係者、
栃木縣令鍋島幹(九月三十日出願の時)…………藤川爲親(十一月廿五日認可の時)
東照宮々司松平容保　禰宜保科近悳　滿願寺住職修多羅亮榮　副住職彥坂諶厚　寺衆惣代關口慈立　鷲尾隆典　二荒山宮司早尾海雄　禰宜高岡惟善　戶長入江喜平

(八)神佛分離に對する當時民心の傾向幷に分離以前と以後とに於ける信仰狀態の變遷

明治七年、堂塔移轉の計畫に對し、日光町民猛烈に反對す、その事佛敎史學に見ゆ、古老の談話之に同じ、佐野鐵次郞老人の談に、神佛分離以來、日光の權威頓に下り、信仰衰へ、參拜者年と共に減じたりといふ、

(九)神佛分離說の由來淵源についての故老の意見

神佛分離は、德川氏の廟所を破壞せんが爲に按出せられたりと考へたり、(佐野老人談、)

(十)廢佛毀釋の狀況

日光には、神佛の分離、堂塔の移轉はあれども、廢佛毀釋の暴狀は殆んど之を認めず、

日光に於ける神佛分離

古谷清氏報

神佛分離以前神社に於ける圖像、同器具粧飾の種類及び當時に於ける處置

○神佛分離已前、當山に於ける神社關係の主要なる箇所は左の如し、

東照宮
本　宮
新　宮
瀧　尾
寂　光
中禪寺

分離後二荒山神社總管となる

この中瀧尾に傳はりたるものは、其別所に、中宮祠にありては、立木觀音堂、妙見堂に、本宮、新宮、寂光等の分は、常行堂幷に三佛堂に收納せり、而して瀧尾、中宮祠分も亦こゝに納めし分もあり、兎に角佛教關係品は、全部輪王寺に引繼ぎたるものなり、

○輪王寺所傳の寶物佛器佛畫經文等、明治四年五月火災により燒失せしもの多し、從て以下記載せる品目は、神佛分離の際に引繼がれたる品の全部に非ず、

○中禪寺卽二荒山神社中宮祠より引繼がれたる品々の中、立木觀音堂、妙見堂に收納せられたりし分は、明治三十五年の災害の際大部分紛失す、

一　東照宮にありし分にして輪王寺へ引繼たる分

元祿御道具帳「下御寶藏御寶物」の條に載する品中、

○石倶利迦羅不動　一體

粘板岩、裏ニ、

「奉寄進、京一條住人後在江戸吉岡豐前守
東照大權現御寶前　藤原重次六十五歲作之
于時寬永十三年卯月十七日敬白」

○法華經の板

卷八終板木に　五十七枚

右此本經者傳敎大師御筆以令開板之、

願主御留守惣政所」

坐禪院權大僧都昌源

明應五年丙辰六月　日

○彌陀愛染之板　一

阿彌陀靈像

奉施入

愛染主尊像

長享元年五月　日

○輪王寺に引繼がれたる「東照宮への奉納品」及所傳品の內主なるもの、

○法華經　八

箱底面

「日光山

東照大權現御寶殿

日次讀誦法華經

二十部之內

寛永十三年四月日」

○御輿　一

久能山より御靈柩を當山に移す時、使用品と傳へらるゝもの、
○諷誦　願文　咒願文
第十三回忌より第二百五十回忌に至る、
○日光藥師堂開眼供養日時
寛永十三年三月五日附、
○殺生禁斷令
○天下大赦令
共に元和三年三月十七日附、本地藥師堂供養の爲に出されたるもの、
○後水尾天皇宸筆般若心經　一
○後水尾天皇御製和歌　一
○法華二十八品和歌帖　一
寛永五年、東照宮十三回忌の節御贈進あらせられたるもの、
同
○後水尾天皇玉襷(折句)和歌　一
同三十三回忌に御贈進、

○東照宮回忌毎に御贈進の御贈經

○千手觀音畫像　一

もと武田信玄天集隆と號し秘藏せしもの、寛永十九年天海大僧正より奉納せし由の背記あり、

○三佛具

萬治貳年十月十七日、加賀中將菅原綱利の奉納せる銘あるもの、

○傳春日局筆、東照大權現祝詞一

○法曹至要抄箱入　三

筥底面

「日光山

東照大權現社頭書府爲神物

奉納法曹至要抄三卷也

寛永九載四月中旬

出納正五位下行式部大丞兼明法博士中原朝臣職在

出納從四位上行大藏大（衍カ）夫輔中原朝臣職忠」

○十不二門指要抄　一

卷首「東照大權現　天海藏」

○科註四教義六　版本（慶長八年）

卷首ニ「奉納東照大權現　大僧正天海」

○轍塵抄　三

奥書

「日光山東照權現進獻

爲佛法守護仙波賜僧正御筆只(ママ)今全部者也

大僧正天海（花押）」

○顯戒論

表紙裏「奉納東照三所大權現　大僧正天海」

○中臣秡　一

表紙

「東照大權現御寶藏　天海藏」

奥書

「寛永九年十二月吉日　於山門行光房内兵部卿書」

○佛敎關係品にして、當然分離の際には撤せられて、寺院方へ引繼がるべき性質を有しながら、今に社に存するもの、

○內陣內々陣にある佛畫(壁畫)

○寛永二十年琉球より獻納の花瓶及香爐

○梵字鑄出の神鏡

文化十一年五月、東照宮正遷宮の御用の爲め、京都鏡師の調進せしもの、

○梵鐘

○鶴香爐

寛永十七年、太田備中守、慶安三年、有馬忠賴の奉納せしもの、

二　同本宮二荒山神社奉納品

日光山名跡誌曰、本宮大權現、味耜高根尊本地馬頭觀音也、

○三尊阿彌陀厨子入蓮華　一基

筥蓋、墨書

表「奉納本宮山　　祐源坊

三尊阿彌陀厨子入蓮華」

裏「三尊阿彌陀　弘法御作也」

筥底面

「永祿十二己巳菊月日　當上人永南坊

本宮山常住社内不出

施主　祐源坊」

○辨財天及馬頭觀音像版木

側面に「承和十一年甲子正月日」とあり、

○本地佛畫像版木　一

背面に

「慶長十七年壬子十二月日」以上刻文、

又墨書、

「奉寄進御本地之判木本宮山本寶前當上人櫻本坊宗尋」

○本宮大權現棟札　三

文政三年造替、弘化二年六月日、慶應二年六月日の分、

○本宮四本龍寺別所幷塔引繼、

○法華玄義　一

奥書

「文德天皇御自筆　山門探題正僧正天海

奉納日光本宮大權現」

○神佛分離の節、寺院へ引繼くべき性質を帶びたる品にして引繼がれざりしもの、

○本宮大權現額　公猷法親王筆

三　同新宮［二荒山神社］奉納品の内主なるもの

日光山名跡誌曰、新宮日光山大權現と稱し來る、垂迹は大己貴尊、本地は千手觀音也、

○千手觀音畫像　一

背書、

「下野國都賀郡日光山

新宮大權現者大己貴尊本

地者救世之薩埵也、故自施五彩、畫大悲千手之尊容、以獻納新宮寶殿、謹祈現當二世悉地成就而已、
元祿二歲次己巳年季秋日
輪王寺第二世二品天眞親王(花押)」

○不動明王木像　一
厨子扉裏朱書「新宮御內陣
奉納弘法御作
不動禪南坊重純」

○鐃鈸　一
銘「新宮大權現御寶前鐃鈸　一具
寶永六己丑年七月日」

○鰐口　一
應永二十年在銘、

○阿彌陀尊畫像　一

筥蓋

「阿彌陀一尊　惠心僧都御眞筆

新宮御寶物」

○天台相承傳書　二

終「奉納日光三所大權現御宮內　是法住

法位世間相常住自他徹證既相

承畢獻此書者也如件

寛永二年八月吉日　敬白

禪行坊豪覺（花押）」

（日光三所大權現とは、本宮、新宮、瀧尾を云ふ）

○銅造文殊菩薩座像　一

背面銘

「爲供養

於御寶前

眞讀法華經一千部
奉造立本命星大聖文殊像一軀
右意趣者爲祈明庵盛鑑妙二
世成就而已　　鑑夫婦
於下野州阿曾郡天命鑄
作之本願大工飯塚對馬入道
　　　　　　　　平泰眞
奉安置日光山新宮別所
　天正三年丙子八月吉日
　　　　　　　施主　敬白
　　　　　　作者小工
　　　　　　太田近江守」

○五部大乘經

經唐櫃に、

蓋裏

「奉施入日光山新宮大權現御寶社

五部大乘經　　勸緣沙門金剛佛子禪貞

函唐櫃檀越神㪅圖書

嘉慶二年戊辰十二月日

漆工敎阿彌陀佛」

身側面

「奉施入下野日光山新宮權現御寶殿

五部大乘經　一部

宇都宮西經所住侶本願沙門金剛佛子貞禪

伏願天長地久御願圓滿國土泰平萬民安樂

于時嘉慶第二天戊辰十二月日敬白」

この唐櫃中に存する經文は、寫經版經取混ぜ揃へるものにして、寫經中には、元德、貞治、至德等の奧書の存するものもあり、版經中には、貞治五年下野國都賀郡稲葉郷大雲庵に於て、比丘良守の刊行せる珍經も存せり、

○大般若經

經筥銘

「奉新造新宮御寶殿末之大般若經唐櫃三筥(マヽ)之内

旼明應六稔乙卯八月上旬當御留守惣政所昌源」

この筥在中の經文は、寫經にして、武州崎(マヽ)西郡に於て應永年間執筆せるものなり、

○經筥　一

蓋

「日光山新宮權現御寶前」

身　「奉施入

法華經

一部十卷

明應六年

丁巳八月吉日

皆河庄

植竹小次郎

宗則（白敬）」

筥中には、弘安七年及應永廿八年の奥書ある紺紙金泥經を納めたり、

○三摩耶式　一

奥書

「長祿三年（己卯）十二月一日於日光山書寫了

偏爲留贈役賢共期佛惠而已法印亮照七十八

奉施入新宮御寶前　重興宗純

寛正三天　延德三十月八日九日

三昧耶戒庭義於金堂導師座　（御留守）禪院昌宣

金堂供養四ヶ法用導師座禪院昌宣五十五

延德三（壬午）十一月八日

奉修理　當預櫻照坊興純

慶長七稔壬刁七月廿八日」

筥蓋表

「三摩耶戒式箱　櫻本坊法印驗授宗典」

同裏
「新宮御寶前　筆者千妙寺法印亮照」
同身內
「奉寄進式箱　享祿二天己丑十一月廿九日宗興」
○天台大師祭文　一
奥書
「享祿四年辛卯十一月二十四日施入實相房昌興」
追書
「奉修理延寶乙卯天三月五日當上人安養院晃淇法印」
○天台大師供次第　一
奥書
（新宮文書箱內入也、）
「享祿四載辛卯十一月十八日、依爲悲母命日書之畢、依此書寫之功德、頓證佛果實相房昌興」
○神佛分離の節、寺院へ引渡さるべき性質を帶びたる品にして、引渡さゞりし

もの、

○「正一位勳一等日光大權現」額、明和七年天台座主一品公寛親王書」

四　瀧尾山への奉納品の內主なるもの

日光山名跡誌曰、瀧尾大權現は田心姫命の垂迹にて、本地阿彌陀如來也、

○大威德明王畫像　一

背書

「大威德明王　瀧尾山

當御座主公澄親王被加御修理

寛政五癸丑九月當上人實敎院海辨」

○弘法大師御自畫像　一

背書

「弘法大師御登山節御自畫　瀧尾山」

以下前文に同じ、

○不動尊御畫像　一

背書

「不動尊傳敎大師筆　瀧尾山」
以下同上、

○不動尊刺繡像
墨書「瀧尾御寶前　願主當上人宗幸」
背書
「不動尊附二童子
當麻中將姫繡之　瀧尾山」
以下同上、

○五百羅漢畫像　一
背書
「五百羅漢唐畫　瀧尾山」
以下同上、

○淨土曼茶羅　一
背書
「淨土曼茶羅　瀧尾山」

以下同上

○俱利迦羅不動尊畫像　一

背書

「同上　」

○不動尊畫像　一

背書

「不動尊　附二童子智證大師御筆　瀧尾山」

以下同上

○弘法大師畫像　一

背書

「同上　」

○阿彌陀名號　一

背書

「阿彌陀名號　人王百九代後水尾院御宸筆　瀧尾山」

以下同上

○阿彌陀名號　一

背書

「阿彌陀名號　慈覺大師御筆　瀧尾山」

以下同上

○佛說阿彌陀經　一

奥書

「此一軸者伏見院宸翰而日光山瀧尾之重寶也、雖然料紙破壞、文字磨滅、且不知何人之筆蹟矣、予師亮傳不忍視之、謂當上人天祐曰、惜哉此軸爲也、已廢也、修補之欲全寄進焉、祐許諾、於是命畠山牛庵而究（脫アラン）其加以玉軸表紙也、修補未就而傳卒、因茲予奉納之滿師願云爾、

延寶四丙辰稔蔦月日

東叡山前現龍院乘圓覺院

贈權現僧正亮傳寄進之、現

龍院公雄奉納之」

○成喩品　一卷
奥書
「奉施入　喩品僧印嚴
□□□」
○鐵多寶塔(國寶)　一基
文明二天在銘、
○不動明王畫像　一
背書
「智證大師感見　瀧尾山
不動尊
當御座主公澄親王被加御修理、
寛政五癸丑九月
當上人實教院海辨代」
○軍荼利王畫像　一
背書同上

○佛具　一具
旅行用、手法用、傳弘法大師瀧尾に於て勝道の弟子道珍に授くるところと傳ふ、
○懸佛　大小四十三
附屬曲物、寛永四年法門坊昌盛奉納の銘あり、
○舍利塔厨子　一
永正四年在銘、
○錫杖　一
正應元年在銘、
○普門品
奥書
「傳教御筆跡也
日光山瀧尾
奉施入
延文第五庚子九月十八日　信乘」以上朱書

○錫杖　一
銘「奉施入瀧尾御寶前
彌陀聖人
建久二年閏十二月日」
○觀音經
○法華經方便品、安樂行品、同提婆達多品、同藥王菩薩本事品、
共に康永三年金剛佛子遷海の奉納品、
○日光山瀧尾建立草創日記（國寶）
○蒔繪手筥（國寶）　一
安貞二年在銘
○神佛分離の節、寺院へ引渡さるべき性質を帶びたる品にして、引渡さゞりしもの、
○「女體中宮」額
傳弘法大師書、藤原時代かとも思はる、古き分は輪王寺に引繼がれあり、
五　同二荒山神社奉納品の內主なるもの

○日光山寂光寺釘拔念佛緣起　一

奧書

「文明十三年辛丑六月弟子沙門某謹識
右寂光寺釘拔念佛緣起
舊本書畫並不好令改製而
寄附焉
元祿五年壬申四月
當座主第五十六世二品(花押)親王」

外筥蓋書

「日光山寂光寺釘拔念佛緣起壹卷
三山貫主宮二品親王公辨御眞筆也
畫　　法眼狩野洞雲
狩野探雪
狩野養卜
當上人仲音房諄海」

○經筒　一
寶德二年在銘、
○經筒　一
天文十五年在銘、
○木塔　一
寶德年在銘、
○手筥　一
享祿三天の銘あり、
○眞言八祖畫像版木　二
(一)「應永三十三年三月十日　板工祐海花押
願主榮海」
(二)「奉施入寂光寺受鍐慶月房
秀尊慶春房守乘
(マヽ)
應正元丙子六月日　筆者
法眼觀好坊守誓」
○櫻町天皇宸翰阿彌陀經　一(國寶)

寂光常念佛堂にありしもの、

六　中禪寺（二荒山神社中宮祠）奉納品の內主なるもの

○經筒　一

蓋銘「山田殿」

筒「奉施入

中禪寺

法華經（一脱カ）部

鹽谷山田郡

應永十八月　日」

○金剛般若經

奥書

「奉施入

日光山中禪寺御社內

願主所願成就得福德

自在也如意寺住性竺

應永丁未四月廿日

下總州上幸島境村」

○鰐口　一

應仁二年在銘、

○磬　一

建保五年在銘、

○割五鈷　一

傳慈覺大師中禪寺へ奉納、

○華嚴經　一

元統二年　筥に康安元年の銘あり、

○弘法大師撰勝道上人開山銅碑　一

寶永二年公辨法親王書、もと中宮祠男體山登拜口の碑石に嵌入しありしもの、碑石のみもとの所に存す、

○木造男體及女體神像　二

もと中禪寺戒壇堂にありしもの、

○八菱鏡　一

康正三年在銘、

○金剛胎藏兩界曼荼羅　二

背書

「奉施入中禪寺御寶前

兩界尊形　貳幅

願主下總國幸島住侶幸圓寺能榮

右志趣者爲悉地成就、

應仁二戊子年卯月日執次光藏坊

當御留守昌宣　當上人寶泉坊昌宗」

幷に文明二年、永正十八年、延寶二年、元祿十五年に修覆せる記文あり、

○行平作太刀(國寶)　一

銘「寛政六年乙酉五月吉日

奉施入中禪寺　行臺坊綱俊」

○金光明最勝王經

第十奥書

「奉施入日光中禪寺之御神殿

明德三年壬申十一月日

願主金剛佛子貞禪」

○滿兼筆般若心經(國寶) 一

應永十三年足利滿兼書寫奉納、

○木造僧形立像

羅山の記行に、進登中禪寺、入湖上之坊、以飲食之界、頓食于奴僕、使僧等開鏁戸視植木千手大士、四天王像、勝道像云々、とある勝道像とは或はこれか、

神佛分離の節、寺院へ引繼がるべき性質を帶びたる品にして、引繼がれざりしもの、

○「男體權現」額

公啓法親王の御筆

神佛分離以前、佛教關係の祭禮行事儀式作法及び其變遷、

○強飯式、昔は大樂院及瀧尾に於ても行はれたり、

この式は、明治維新以前にありては、社參の大名並に御目見以上の諸役人は、必ず請ふて受けなければならぬ一の式であつた、而して舊幕時代には、毎年四月の御祭禮の日の外、正月及歳晩餅練の日、東照宮の別當大樂院で行つたのである、黒漆の椀にこはめしを山盛にし、之に生大根、唐辛、木辛皮、蓼等の副食物をそへ、一々椀を頭上にさゝげさせ、強飯僧、豪壯峻烈なる語調で、忝なくも東照神君から賜はるところのこの御供、謹んで頂戴すべき旨を告げ、卽ち曰「當山古實萬代不易の強飯、一杯二杯に非ず、七十五杯ヅカ／＼取り上げてのめそう、抑も此の強飯と謂つぱ、當山地主三社和光權現、本地垂迹三天合行の深法より事起り、大黒天の寶槌を下しては、大辨財天の如意寶珠、毘沙門天の金甲、皆悉く甚深の由ある事也、依つて此強飯の一たび信心渇仰して頂戴あるときは、七難卽滅、七福卽生、四魔退散、家運長久、決して疑ふことなし、殊に中禪寺の木辛皮、蓼の沼の蓼、御花畑の唐辛、寂光の生大根品々の珍物御料理として之を下さる、難有頂戴あらう」と其由來を語り、最後に毘沙門天の金甲と稱する、大根注連の如きものを以て「七難卽滅、七福卽生、諸願如意」と述べて頭上にかぶらせ、其式を終るのである、而して最後に強飯僧たる山伏が、法螺貝を吹いて、煙管や捻棒

等を持參、ヤア〳〵と出て來て威嚇を加へるのである、併し、兎に角一にも二にも東照神君から賜はる御供の一言で、受者は平身低頭謹んで頂戴せねばならぬ、俗にこれを日光責と云ふのである、隨分大藩の大名でもこれには苦しめられたさうである、今から考へて見ると隨分馬鹿げたものであるが、當時は其山伏の仕草に對して、何ともする事が出來なかつたのである、維新後暫らく中絶して居つたが、近年亦之を復興し、正月二日の夜、請ふ者に對し、その形式の式を行ふことゝなつて居る、芝居もどきの仕草とけなす人があるかも知れないが、兎に角昔はこの芝居もどきの式の爲に、地位ある人々が隨分と苦しめられた事を想像し、又この式を透して見ると、如何に往昔日光山の神人社家僧侶等が、此式に假託するの傾向はあつたにしろ、非常に勢力の强かつた事が想はれる、而して、そのこれにかゝる勢力を與へて置く事が、勿論後世には、色々の弊害が起つた事とは想はれるが、最初は、幕府としては必要の事柄であつたのではあるまいかと想像される、兎に角色々の點から考へて、決して輕々には看過する事が出來ない、

○二荒山神社彌生祭

昔の面影其儘の珍しい屋臺行列、

二荒山神社は、四月十七日が大祭である、抑も此祭式の由來を尋ねると、却々大變である、傳へるところによると、神護景雲元年から起つて、もとは神宮會と申したさうである、毎年六月一日を以て行はれたのであるが、弘仁十年に至つて三月に改められ、名稱も三月會と改められたのである、今日行はれて居るところのこの神事の大體を述べて見るならば、先づ四月十三日に神輿の飾があつて、翌十四日には神輿が供奉を隨へて瀧尾社に渡御になる、それから十五日には瀧尾社で神事があつて、十六日に本社に還御になる、此時高天ヶ原の神事がある、それから翌十七日が大祭で、幣帛供進使の參向があり、それから本宮新宮瀧尾三社の神輿が本宮に渡御、卽日還御あつて終了するのである、神輿渡御の際の供奉行列の狀態も、東照宮の祭典の盛大には及ばない、又其の神事と云ふも、神饌を供御して祝詞を奏する等、別に他の神社に於いて行はれるところと變りがないが、唯一つ此の祭典に際して、日光東西兩町から出される屋臺に關しては、一寸他で見られない風習がある、確かに鄕土史の研究上輕々に看過されない點がある、勿論今日では他國移住者が多くなつた爲、生え拔の日光町人のやうに直感しない上に、且警察行政の干渉もあるので、餘程變化はして來たが、それでも尙昔の風習が暗裡に傳へられて居るさうである、日光山誌

には「例祭三月朔日二日なり、年に依つて町々より邌物或は狂言附祭等を出せるもあり、其時は二月二十七八日頃より、邌物等おもひ〳〵の戯藝を施し、音曲を交へ亂舞さま〴〵の態をつくし、三月朔日まで町々を引渡し、二日未明に新宮拜殿の前にて毎町ねりものを引來り、替々其藝をつくす、鉢石町の方よりは毎歳恆例として奴を出せり、鉢石町、稻荷町などの若きものゝ役とて、靑奴赤奴と二行に立て裝ひをなし、面體手足服色ともに其色を分てり云々」とある、今日では右の靑赤の奴は行はれないが、屋臺だけは必ず出して居る、屋臺には大小屋臺と花屋臺とがあつて、本屋臺は屋形の彫刻は彩色、金具も鍍金、却々手の掛つたものである、今持傳へて居るものは、漸く百年位のものかと思はれる、花屋臺と云ふのは凡て假製で、其時々に新に作られるものである、屋臺は何れも十數人で荷なつて行くもの、中で笛太鼓の囃子をして行くのである、屋臺の數は出町入町を合せて十六臺、出町と云ふのは神橋から東即ち日光停車場から神橋迄、磐戸町、松原町、石屋町、御幸町、稻荷町及上中下鉢石町である、其の中、鉢石町三町だけが花屋臺で、他は皆本屋臺である、又入町と云ふのは、神橋から西即ち安川町、中下本町、上下大工町、板挽町、袋町、花石町で、袋町と花石町だけは花屋臺、他は本屋臺である、尙入町には四軒町と云ふのがあるが、これは舊幕時

代には士族町であつた爲、屋臺を出さなかつたと云ふ事で今も出さない、さて此屋臺に關係する役々は、大老、中老、當役、小口と分れ、其町々の仕人はどうしても一役に三四年、長ければ七八年從事し、小口から當役、當役から中老、それから大老と、順序を經て其役を終るのである、規則の頗る六かしいもので、其行列の順序や相互の使者、此使者は小口が務めるので、一々上役の命に從つたものである、雨が降らうが、鎗が降らうが、使者は必ず兩手を地につけて挨拶するので、其方法言葉等一々舊例があつて、少しも違ふ事があれば爭ひの基となるのである、祭の當日は、午前から山内に繰出し、夕刻二荒山に參拜するのであるが、一度其爭ひが起ると其解決に一夜を徹する事もあるさうで、若し左樣な事があれば、囃子方始め各人の辨當代、蠟燭代等に多額の費用を要すると言はれて居る、昔はそれが爲に小戸數の町では身代限りをしたものもあつたと言はれて居る、而して此爭ひと云ふのは、決して打ち合つたり敲き合つたりするのではなく、互に使者が切口上で爭ふ丈である、最も激しい時には、五年間にも涉つてまだ解決されなかつた事もあつた、警察でも手の下しやうがないさうである、一方の町方だけでやる事もあるが、多くは出町と入町との爭ひで、其結果兩町の間に色々の反目があつた事もあつたと言はれて居る、而して一度爭

ふと、町民間の附合は勿論、親類附合も廢する有様であつたと言はれて居る、從つて行政上にも社交上にも、非常な影響を及ぼして居る、

○東照宮神事百物揃

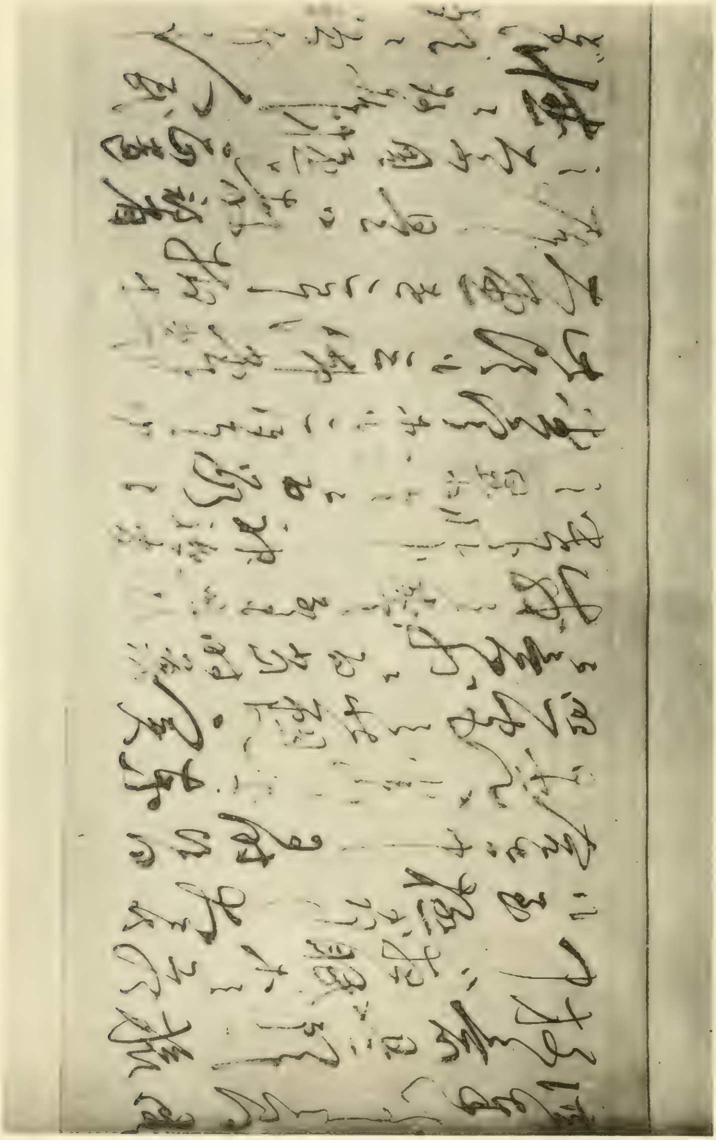
行列は六月二日、三佛堂の延年舞、

東照宮の大祭は、昔は每年四月の十七日、今は六月の一日及び二日である、卽一日は宮祭で翌二日は大祭である、而して有名な百物揃の行列は、此二日に行はれるのである、此外、秋の十月十七日に中祭がある、此時は其行列が春の半數である、又春の祭には東照宮三基神輿が二荒山神社に渡御して、其社殿に一夜をあかされるのであるが、秋の祭典には其事がない、さて其六月二日、神輿が二荒山神社を發して、此時例の百物揃の行列をとゝのへ、御旅所に渡御されるのである、而して神輿御旅所に着御すると、七十五膳及東遊の神事がある、而して其神事が終つて又行列をとゝのへ、本社へ還御あつて其祭を終るのである、尙此日輪王寺では、其三佛堂の前で延年舞がある、此舞は叡山の慈覺大師が渡唐して歸朝の節傳へられたもので、大師が當山に登られたとき、此山に傳へられたものと云はれて居る、此舞今は六月二日東照宮祭典の日に行はれるが、維新前は三月二日の二荒山の彌生祭當日行はれたもので

ある、此舞の大師によつて當山に傳へられた際は、當山常行堂內で每年天下安全の祈禱があつた、卽ち十二月晦日の夜から正月七日迄一七日、日夜大師異朝から傳へられた修正の法儀を行ふ際、其間此舞をしたもので、其三月會卽ち彌生祭の神事に、此延年舞を行ふに至つたのは、鎌倉時代辨覺和尙の座主のときである、而して三佛堂前で行ふに至つたのは、其後の事と思はれる、尙此舞が二荒山神社に奉納されたものである事は、其舞頌中に、

瀧尾新宮與本宮、三聖一の山に住み、三身卽ち一身の、東西中院三の山、僧徒老少常に住む、かゝる木綿しでの、そよやちはやふる神の心なびくらん、そよやなびくらん、

と云ふ言葉があるが、是からでもほゞ察せらるゝのである、それから此三佛堂であるが、此三佛堂はもと、東照宮と二荒山神社との間にあつたもので、明治三年神佛分離の際撤廢して今のところに移されたのである、此堂の建立も慈覺大師登山の際に起源を有するので、今ある堂宇は、寬永年間の建築で、最近保護建造物に指定されたのである、而して此建築物が地を替へられたにかゝはらず、今日迄其舊形を改めずして傳へられたのは、全く木戶公が、明治十年先帝東北御巡幸の際供奉して、當地



に來られ、其堂宇の破壞され居るを實見し、保存を唱導された結果である、其時の木戸公の書翰が今に現存して居るので、よく當時の狀況が想見される、

御不快如何被成候哉、弟も日々無異事供奉致候間御放意是願候、旅中は夜眠等之工合も至極よろしく、大に仕合せ申候、于時頃日日光へ登山之處、東照宮之壯觀實に意外に而、當時幕威之盛なるも思ひ遣られ申候、神祇官之暴論に而、段々堂宇等もこぼち候由、此頃も三佛堂と申す第一之大堂をこわし掛け居申候、是は敎部省の大分周旋と甚遺憾存居申候、人民どもゝ頻に歎訴いたし居申候、どふぞ周旋に而日本の景色中之一に保存いたさせ度と相考居申候、乍去大久もいたし方なき論と示令いたし置き候由に付、一難物に御座候、日本人之開化と申ものは始終如此平仄につき浩歎の至に御座候、東京を離るゝに從ひ、奥羽邊の光景も想像され申候、只々願ひ候處は、日本橋近邊之文明開化に無之樣にと頻に希望致候、田舍に而堤防なり學校なり、其外人民共之廣益に、二三萬圓も民費等に而企候事は、實に不容易ものに付、偶企候ものゝ又爲後來にも屹度利益を殘し候もの有之、一二箇所見受け申候、乍去何分にも金が不足に而、十分の一も不相屆、然るに於東京は百萬圓の二百萬圓之と申而、折節不意之損失も御座候、どふぞ專ら田舍へ力之入候樣

有之度と愚考仕候、先日條公へも愚案差出し置き節角懸御目可申と相考候、失念いたし申候、何分にも田舍に實之入候事切望に而御座候、于時頃日得一拙作候間爲御一笑左に認申候、又多少之感慨も御推察可被下候、

邈矣二千五百年　皇威長與日光傳　萬機餘暇高臺工　請見民家多少烟

この木戸公の手紙は、前後が破毀されて居る爲め何人に宛た手紙か不明であるが、其三條公や大久保公でない事は、文中の文句で想像される、先づ伊藤公邊ではなからうかと思はれる、而してこの書翰は、故品川彌次郎子から保晃會へ寄贈されたものである、話しが横道に入つたから又本道にもどつて申述べる、六月の祭典の節、一日の夕刻、二荒山神社に神輿の渡御されるのは、如何なる理由か不明であるが、二荒山神社は、東照宮の創建される以前から鎭座ましますす神であるから、其渡御は卽ち先きに鎭座の神樣に御挨拶に行く意味ではないかと思はれる、それから共百物揃の行列であるが、これは、廟宇の創建された時代と、德川氏の中頃及共末期、並に現今とに多少の相違がある、今「元和日記」並に「元寛日記」に載せてあるところの、初期の行列の順序と有樣とを述べて見ると、

(一)鳥甲着百人二行、金襴の直垂を着し鉾を持つ(二)天狗一人、面を掛く(三)大獅子二頭

二行(四)坊主樂人八人二行、金襴の直垂を着し大口を穿つ、此内二人は立烏帽子を着す、神前に於いて樂人二人、八撥笛一管を取り入る(五)大鼓持三人、白張を着す(六)大鼓二、二行、二人づゝにて之を持つ、打手一人宛之れに付く(七)笛二管(八)劔持二人二行(九)神子女房八人二行、白裝束にて鈴を持つ(十)坊主馬上一人(十一)神主馬上一人(十二)神主四人一行(十三)神馬三疋一行、紅の厚總白の切付を掛け、梨子地金之御紋付の御鞍鐙泥障は虎皮(十四)御鐵砲百挺二行、猩々緋の雨覆、繻珍の黑羽織に筋一通り付、天鵞絨の脚袢をはく(十五)御弓百張二行、虎皮の空穗(十六)御鑓百本二行、金紋付羽織を着す(十七)武者百人二行、黑の下着に緋緘の鎧、冑前立物金輪貫、梨子地の太刀を佩く(十八)兒作り花の簪を被る、二十人二行、左は黑繻子直垂に色々の縫物あり、右は赤繻子の直垂に色々の縫物あり(十九)仕人六十人二行、黑白の綸の衣を着し、猩々緋の羽織、菖蒲皮の袴(二十)軍配團扇四本、紗にて張る、御紋縫ひ付(二一)神主二人馬上、厚總を掛け、冠裝束太刀を佩く、內一人者權現樣御太刀、錦の袋に入る紅緒を以て脊に負ふ也、一人者權現樣御旗、錦の袋に入る紅緒を以て脊に負ふ也(二二)色々の御旗八本、棒に差し、二人宛にて之れを持つ(二三)作り猿三十八疋、內四疋者猩々緋の羽織、何れも猿之色に出立、毛猿の面を掛く、何れも童子也(二四)本猿三十三疋、猿引き三十三人、色々

の裝束にて面々に付、猿にも色々の裝束を着す、笛大鼓にて拍子を取る也(二五)作り獅子二疋(二六)兒八人二行、冠を着け緌取を付く、金襴の直垂を着る(二七)兒五十人二行、鳥甲作り花を挿す(二八)大太鼓二、二行、打手一人宛(二九)鐘二、二行、白張を着て之を打つ(三〇)白張百人二行(三一)黄白張百人二行(三二)黄衣坊主十人(三三)作り鷹十二居二行(三四)生大鷹二居、御鷹師兩人、萠黄の狩衣を着し之を居ゑ、右の御鷹御宮前に於て之を放つ(三五)松平右衞門大夫、諸大夫束帶の裝束(三六)秋元但馬守同行(三七)神輿、白張數十人にて之を舁く(三八)神主十人(三九)素袍着百人二行(四〇)上下着百人二行(四一)太鼓一、打手一人(四二)黄衣着坊主五十人(四三)山王權現之神輿、白張數十人にて之を舁く(四四)素袍着五十人(四五)上下着五十人(四六)太鼓一、打手一人(四七)摩多羅神御輿、白張數十人にて之を舁く(四八)素袍着五十人(四九)上下着五十人(五〇)太鼓一、打手一人(五一)山伏八人、白衣を着る錫杖を差す(五二)山伏十六人二行、篠掛を付け引敷を付く、金剛杖を持つ(五三)山伏五十人、鈴掛貝を吹く

以上が、其初期の神事行列の有樣である、文字に當て字のものがあるが、凡て古記の文に隨つたのである、兎に角これで見ると、其の盛大であつた事がよく想像される、さて然らば、かくの如き盛大な行裝をして、御旅所へ渡御せらるゝのは如何なる譯

かと云ふと、別に書いたものもないが、想像するところ、恐らくこの行列は、元和三年久能山から移靈の際の行裝の樣を傳へるの意であらう、それから其御旅所に渡御の神事は、或は久能山へ還御の意味ではあるまいかと想像される、殊に此御旅所に於いては東遊の神事があるが、元來此東遊の舞曲は、人皇二十七代安閑天皇の御宇に、駿河國有渡郡有渡濱に、神女天降つて歌舞をして居つたのを、道守と云ふものが隱れ見て傳へたものと云はれて居る、頗る神祕的の起原と、各時代色々の沿革とを經て、以て今日に傳へられて居るものであるが、日光東照宮の祭禮の日、御旅所で奏することの舞及其歌曲は二つで、卽ち駿河歌と求子の歌曲である、殊に其六月の大祭の節は、駿河歌の方を奏するのである、今久能山下の前面の濱邊を有渡濱と呼んで居る、卽ちそれやこれやを參照して、種々と想像して見ると、どうも此御旅所渡御の神事は、卽ち前に申し述べたやうに、家康公の御好みの地で、最初の葬地であつた久能山へ、しばし神靈の還御を意味されるのではないかと想はれる、その東遊、駿河舞歌曲は、

や有渡濱に　駿河在る　有渡濱に　打縁する波は　七種の妹　事社善　事社善
七種妹は　事社善　逢時率將寢や　七種妹　事社善　柯怜と云ふのである、

以上は日光に於ける其社寺に傳へられる重要なる年中行事である、其他町民間に

傳へられるところのものを調べると、色々あるかも知れないが、今は唯其重要な如上の年中行事を紹介するに止めて置く、

日光に於ける神佛分離調査資料

平泉澄氏
古谷清氏
報

其一　堂塔所屬に關する考證

一號

記

一東照宮御祭典、神輿御旅所に渡御之節、是迄僧侶供奉有之候間、爲冥加、從前之通供奉仕度旨願出候、如何取計可申哉、

一前同斷之節、延年舞獻納仕度旨、願出候、是又如何可仕哉、

一舊本地堂ヲ說教所ニ相用、說教之節、中央四柱神ヲ祭、大教院之通、神官僧侶交席ニ

説教仕リ候テモ宜舗候哉、

一東照宮御神忌之節ニ、

天朝ヨリ御納ニ相成候御品々ハ、假令神器タリトモ滿願寺ヘ御預リ之儀者、不筋之事ニモ存候、右御品々ハ全東照宮ヘ御納之義ニ付、私共請取、御神庫ヘ仕舞置候方、至當之樣被存候、可然儀ニ御座候ハヽ、其筋ヘ御達御座候樣奉願候、

一東照宮、二荒神社、御兩社御營繕ノ爲、栃木縣令配意ニテ、寂光神社境內材木、右代金四千兩餘有之旨、右金大藏省エモ問合候處、差支無之ニ付、可引渡旨、令鍋島幹ヨリ相談有之候間、兩社ニテ請取候樣可仕候、此段奉窺候也、

東照宮權宮司

兼權大講義　高橋精一

明治六年十月四日

兼東照宮々司

少教正從五位　松平忠恕

本省

御中

第一條
僧侶供奉ハ不相成候事、
但、教導職之者、官制祭服ヲ着シ、供奉致候儀ハ不苦事、
第二條
難聞届候事、
第三條
伺之通、
第四條
佛器ハ滿願寺ヘ預リ置、不苦筋候得共、本社ヘ由緒有之重立候器品ハ、目錄ヲ以更ニ可伺出事、
第五條
社格未定已前之儀ニ候得者、南社示談之上、地方官ヘ申立受取方可致事、

明治六年十月廿日　教部大輔宍戸璣之印

二號

奉願光山諸堂移遷之事

去ル明治四辛未年、當山御所置之砌、僧侶ヘ御渡シ被下置候神地内之佛堂移遷之義奉願上候通リ、別紙繪圖面ヲ以テ詳細申候間、右繪圖面ヘ掛紙、朱書之通リ、御聞届被成下置候様、只管奉願候也、

日光山

滿願寺

衆徒惣代

訓導　關口慈立

明治七年三月

學頭代

訓導　彦坂諶厚

栃木縣令鍋島幹殿

前書滿願寺より出願之趣、兩社ニ於而も更ニ差支無之候、

二荒山神社權宮司

大權義（講カ）　阿部　浩印

東照宮　權宮司　大權義（講カ）　原田種滋印

同　宮司　少敎正　永井尙服印

二荒山神社宮司　少敎正　戸田忠友印

栃木縣令鍋島幹殿

諸堂移遷副願之事

東照宮神地內

一舊本地堂

滿願寺境內江相移し、三佛堂本尊をも合併安置仕、當寺本堂兼說敎所ニ相用度奉存候事、

同

一輪藏　壹宇

同

滿願寺境內へ相移度候事、

一護摩堂

滿願寺境內へ相移し、諸小堂之本尊合併安置いたし度候事、

同

一相輪樘　壹基

滿願寺境內へ相移度候事、

同

一五重塔　壹基

同

一鐘皷二樓　兩基

同

一虫喰鐘　壹棟

右三廉者、去ル辛未年、僧侶に御渡し被下置候事ニは御座候得共、御差支も無之候ハヽ、東照宮神廟莊飾之ため、其儘御差置ニ相成候樣仕度候事、

元中禪寺地內
一木立觀音堂　壹宇
同
一妙見堂
同
一護摩堂　壹宇
同
一鈞鐘堂　同
右者乘而御指令之通り、南岸歌ヶ濱に移遷可仕候事、
瀧尾神地內
一阿彌陀堂　壹宇
同
一不動堂
右之廉者、追而瀧尾山元別所近傍に地所を見立、前件東照宮、舊本地堂等移遷相濟次第、引續轉遷可仕候事、

二荒山神地內
一三佛堂　壹宇
同
一諸小堂　九宇
同
一小堂　貳宇
寂光神地內
一常念佛堂　壹宇
同
一小堂　貳宇

右五廉佛菩薩等之木像者、滿願寺本堂幷在來之諸堂內へ合併安置仕、堂宇者何れも取毀候上、銅物等夫々沽却、右代金を以、前件舊本地堂共外移遷之入費ニ相用度候事、

一從來神前に相用候佛壇佛器類、判然之御所置以後、全不用ニ相成候品々ニ而、僧侶に御引渡し分、是亦致沽却、代價を以、前件諸堂移遷之入費ニ相用度候事、

但、沽却可仕品々、追而取調書を以、更ニ可奉願上候事、

一滿願寺持場ニ有之候檜杉材七百也、伐木仕、拂代金を以、是亦前件移遷之入費ニ相用度候事、

但、右三口拂代金高、幷移遷入費高共、追而御廳ヘ御屆奉申上、殘金も有之候ハ、其分教導入費、幷ニ滿願寺本堂外修繕料として、積立置候樣仕度見込ニ御座候、尤伐木可仕檜杉廻り寸尺等、追而取調候上、更ニ可奉願上事、

瀧尾神地内

一諸小堂　六字

佛像者瀧尾山元別所内へ合併安置、堂者取毀可申候事、

右件々

御聞屆被下置候上者、早々取掛、判然之御趣意奉體之道相立候樣仕度懇願ニ御座候、何卒願意御憐容被成下度、此段偏ニ奉願上候也、

日光山

明治七年三月　滿願寺學頭代

彥坂諶厚

栃木縣令鍋島幹殿

（朱書）
「書面
本地堂ヲ除之外、願之通聞届候事、
明治七年四月十二日」

三號

東照宮々司
永井尙服

其社神地內之堂塔等、兼而滿願寺へ引渡有之候分、今般引移並据置方之義ニ付、別紙之通願出候趣ヲ以、地方官より伺出有之、依テ當時說教所ニ相用候本地堂ヲ除之外、願之通可聞届旨、及指令候條、爲心得此旨相達候事、

但、本地堂之儀、其儘据置、向後トモ神官僧侶說敎所ニ相用度義ニ候ハヽ、滿願寺申合之上、連署ヲ以更ニ可申立候事、

明治七年四月五日

敎部大輔宍戸璣

四號

記

一本地堂　一宇

一護摩堂　一宇

一輪藏　一宇

一相輪樑　一基

右滿願寺に引移申度旨、

一五重塔　一宇

一鐘樓　一宇

一鼓樓　一宇

一朝鮮鐘　一釣

右者爲御飾、据置度候旨、滿願寺より願出候旨、右ハ（マヽ）來東照宮に徳川家より寄進、舊諸侯より献備之御品々ニ而、御一新之砌、神佛混淆不相成譯ヲ以、佛體ハ滿願寺に引移候へ共、既ニ芝舊增上寺本堂ヲ以大教院ト被定、四柱大神御安座、神官僧侶協議、七

宗祖師畫像掛軸等許可相成候趣、旁以當社本地堂、其外共、是迄之通リ、御居置相成候様致度、右滿願寺引移候而ハ、當市中ハ勿論、今市、鹿沼、宇都宮邊迄も氣合ニ拘リ、騷氣立可申、就而ハ先宮司教部省伺濟別紙の(マヽ)相添、此段相伺候也、

東照宮權宮司

明治七年三月三日

原田種滋印

東照宮々司

永井尙服

栃木縣令鍋島幹殿

（別紙）

一先宮司敎部省へ伺候ケ條之內、

一舊本地堂ヲ說敎所ニ相用、說敎之節、中央四柱大神ヲ祭リ、大敎院之通リ、神官僧侶交席ニ說敎仕候而モ宜敷候哉、

（朱書）
「伺之通」

一東照宮御神忌之節ニ、

天朝ヨリ御奉納相成候御品々ハ、假令佛器タリトモ、滿願寺ヘ御預之義ハ不筋之事

ニ被存候、右御品々ハ、全

東照宮江御納之義ニ付、私共請取、御神庫へ仕舞置候方、至當之樣被存候、可然義ニ

御座候ハヽ、其筋へ御達御座候樣奉願候、

（朱書）「佛器ハ滿願寺江預置、不苦筋ニ候へ共、本社江由緒有之重立候器品ハ、目錄ヲ以テ

更ニ可伺出事」

（朱書ハ明治六年十月廿日敎部省指令也）

五號

（朱書）「諸堂移遷方法改革之義、願之通聞屆候事、

但、輪藏護摩堂、當分据置候共、藏經轉讀之義ハ難聞屆候條、三佛堂移遷之上ハ、右二

堂之佛像經卷共、悉皆引移可申事、

明治九年二月廿七日　栃木縣指令證」

日光山

諸堂移遷之義ニ付願　滿願寺

諸堂移遷方法改革之事

一三佛堂壹宇者、諸堂移遷手宛として、全分沽却之筈、既ニ御允許を蒙り候處、東照宮元本地堂を說教所として、當分其儘差置候ニ付テハ、本堂並ニ三佛像安置之場所ニ差閊候間、兼而昨年中も奉願候通、三佛堂を九間半四面ニ減縮イタシ、當寺境內ヘ遷築仕度候事、

副條、三佛堂を致縮營候餘殘を沽却して、諸堂移遷之手宛ニ相用度候事、

一東照宮護摩堂之義者、當寺境內ヘ可相移之處、御本社間近之場所ニ有之、取崩持運共、別而入費相嵩可申候間、前條之通、三佛堂を致縮遷候ニ付、各堂移遷之手宛、莫大之減少ニ相成、夫々遷地之成功無覺束、心配仕候間、追而右入費之目途慥ニ相立候迄、當今之振合を以差置被下度候事、

一輪藏之義、當境內ヘ可相移筈之處、是亦入費之目途致確定候迄、當今之振合を以、其儘御差置被下、每歲經卷蠹壞之爲、藏經轉讀仕度、尤遷地資財之目途相立候上者、右經藏之義、改而大猷靈廟仁王門內ヘ相移度候事、

一東照宮御假殿地內に有之候時鐘義者、常住之法用差閊不少候間、兼而伺濟之通、速

かに當寺境内に相移度候事、

一元中禪寺地内之觀音堂、妙見堂、戒壇堂、護摩堂、并ニ瀧尾山諸堂塔堂移遷等之義者、
都而從前御指令之通、取計度候事、

右之通移遷之方法改革仕度、奉願候也、

日光山滿願寺執事

明治九年一月十八日　　彦坂諶厚印

栃木縣令鍋島幹殿

六號

東照宮地内之二堂置据願

先年日光山神佛判然御所置之砌、東照宮神地内之輪藏護摩ノ兩堂、其外中宮祠内之諸堂宇等、僧侶へ御渡ニ相成、當寺所轄之地所へ移遷可仕筈之處、東照神廟之義者、海外ニモ稀成美觀完全之一宮地、殊ニ兩堂之義者、百工手ヲ盡シ候盛大之莊觀ニテ、移遷之入費モ莫大之金高相嵩、容易ニ成功行屆兼候義ト、從來心配モ不少候處、這回厚聖慮ヲ以三佛堂移遷之義、不失舊觀樣被　仰出、無涯之鴻恩ニ浴シ、其落成ヲ遂候上

者、前件二堂之佛像經卷、大成之三佛堂ヘ合併安置仕、法要筋聊差支無之義ニ付、恐多キ歎願ニ者御座候得共、右輪藏護摩堂共、五重塔其外御据置之振合ヲ以、神廟之莊觀ヲ不失様、永久在來ノ地ニ御据置被下度、此段奉願上候也、

日光山

満願寺執事

大講義　彥坂諶厚　印

明治九年八月

同寺住職

權中敎正　修多羅亮榮　印

栃木縣令鍋島幹殿

（朱書）
「書面願之趣聞屆候事

明治九年十一月廿日

栃木縣指令印」

七號

社務所移轉伺

當社々務之儀ハ、從前神樂殿ヲ以取扱居候ニ付、七年十月元敎部省ヘ屆出候繪圖面

中ニモ、神樂殿ヲ社務所ト記載仕候得共、爾來神樂執行之節ニ、常用物品取片付等、手數ニ有之候處、九年八月、滿願寺ヨリ護摩輪藏二堂、自今永久据置度旨願出、同年十一月、管轄廳ニ於テ聞届相成、同廳伺濟之上、舊護（摩脱カ）堂ヲ以、假社務所ニ相用、神樂殿ハ神樂執行ニ而已專用仕置候得共、其節敎部省ヘハ不屆出候間、于今依然神樂殿ヲ社務所ニ宛置候姿ニ相成居、名實相違致候ニ付、舊護摩堂ヲ社務所ニ相定度、現今ハ官營社營之御定規モ有之候ニ付、此段奉伺候也、

東照宮々司松平容保代理

明治十三年三月三十一日

東照宮禰宜保科近悳

内務卿松方正義殿

（朱書）
「書面之趣聞屆候事、

明治十三年四月廿一日

割印

内務卿松方正義代理

内務少輔品川彌二郎 印」

八號

（朱書）
「書面願之趣聞屆候事、

明治十三年十一月廿五日

栃木縣令藤川爲親［印］」

東照宮元本地堂幷ニ輪藏之義ニ付願

東照宮地內不失舊觀樣致度ニ付、今般協議之上、元本地堂藥師佛及輪藏內經卷、從前之通据置申度候間、御許可相成度、依テ別紙議定書幷ニ繪圖面相添、此段奉願候也、

上都賀郡日光町山內

東照宮々司

松平　容保印

明治十三年九月三十日

東照宮禰宜

保科　近悳印

東照宮主典

嶋田繁一郎印

大久保忠恕印

滿願寺兼務
修多羅亮榮印
滿願寺副住職
彥坂諶厚印
滿願寺々衆惣代
關口慈立印
鷲尾隆典印
戶長
入江喜平印

栃木縣令鍋島幹殿

前書之通願出候ニ付進達候也、
明治十三年十月四日
栃木縣上都賀郡長野村惟一印

議定

一元本地堂藥師佛還座候上ハ、佛事執行等勿論無差支ト雖、東照宮御祭典之節ハ佛

事可見合事、
一同所修繕向之義、内部ハ使用ニ關スル廉ヲ以、滿願寺ニ於テ負擔シ、外回リハ風致ニ關スル廉ヲ以、東照宮ニ於テ負擔シ、内外難區分箇所及大修繕ハ、双方打合之上、費用半額宛可支出事、
但、各自負擔當箇所修繕ト雖、互ニ通知之上着手ス可シ、
一同所鍵之義ハ、開閉便利ノ爲、滿願寺へ可預置事、
一經藏堂内經卷之義、從前之通据置候ニ付テハ、無差支、滿願寺ニ於テ經卷取扱可申事、
但、堂内輪藏開閉之節ハ、社務所へ通知スへシ、
一同所修繕向、渾テ東照宮ニ於テ施行スへキト雖、經筒已内及佛像等ノ修補ハ、滿願寺ニテ可擔當事、
一同所鍵ノ義、經筒ノ分ハ、滿願寺ニ預リ置、外バリ之分ハ東照宮ニ可藏置事、
右東照宮境内不失舊觀樣致度主意ヲ以テ、前條約定候上ハ、後來互ニ異議申間敷、仍而連署捺印ノ書面壹通宛、双方ニ藏置者也、

東照宮々司

明治十三年九月廿四日

松平　容保印
東照宮禰宜
保科　近悳印
東照宮主典
嶋田繁一郎印
大久保忠恕印
滿願寺兼務
修多羅亮榮印
滿願寺副住職
彥坂　諶厚印
滿願寺々衆惣代
關口　慈立印
鷲尾　隆典印

九號

議定

一五重塔内佛像共儘差置候ニ就テハ、從前之通、滿願寺ヨリ佛前從事差閊無之候事、

但シ、東照宮御祭典之節ヘ、佛事可見合事、

一該塔修繕之義ハ、所有主東照宮社務所ニ於テ受持之事、

但シ、佛像佛器及塔内疊修補之義ハ、滿願寺受持タルベク、尤社務所エ照會之上

取計フベキ事、

一該塔鍵之義ハ、開閉便利之爲、滿願寺エ預リ置候事、

右條々這回熟議之上、相定候ニ就テハ、將來紛議有之間鋪、仍テ議定書壹通宛、双方エ

藏置スル者也、

明治十四年六月九日

東照宮々司

松平　容保印

東照宮禰宜

保科　近悳印

東照宮主典

嶋田繁一郎印

大久保忠恕印

滿願寺兼務
　修多羅亮榮
滿願寺副住職
　彥坂　諶厚印
滿願寺衆惣代
　山本　貞典印
　鷲尾　隆典印

社寺定約之義ニ付願

東照宮境內釣鐘堂等据置之義ニ付、將來紛紜之患無之タメ、別紙之通、這回熟議ヲ遂、定約仕候間、此段御聞置、元本地堂內藥師佛厨子之義、至急何分之御指令被下度、此段奉上願候也、

明治十三年二月

上都賀郡日光町山內
滿願寺副住職
　大講義彥坂諶厚印
東照宮々司

權少教正京極高富印

栃木縣令鍋島幹殿

定約證書

一東照宮假殿境内之釣鐘堂、過ル明治四年、官裁ニ依テ、滿願寺に移造スヘキモノニ定マレリト雖𪜈、改メテ在來ノ地ニ据置ク可キ事、

但シ、滿願寺境内に、鐘樓新築可致候ニ付、梵鐘新鑄成功迄、凡ソ十ケ年ヲ期シ、本條釣鐘ヲ假用轉釣シ、其跡エ釋迦堂附屬之梵鐘ヲ、假リニ釣リ下ケ置可申事、

一同神廟構内に一切經堂、豫テ滿願寺ヨリ願之通、宮廟莊飾ノ爲据置クモノトナルニ就テハ、該堂内ノ經卷、幷ニ附屬品トモ、同寺に運移スベキモノナレ𪜈、是亦熟議ノ上、其儘据置、從前之通、僧侶關係ノモノトシテ、社中差閊ノナキ日、或ハ堂内ニ於テ、該經卷ヲ閲讀スルモ亦妨ケナキヿ、

但シ、閲讀セント欲スルトキハ、差閊ノ有無、豫テ社務所ノ照會ヲ遂、其報答ニ任スヘキ事、

一東照宮元本地堂内藥師佛厨子之義ハ、移ト不移ト、更ニ政府命令之旨趣ニ寄、順從スヘキ事、

一元大樂院境內敎旻僧都墓地、滿願寺附屬ニ出願イタスヘキ事、
一深砂大將堂地モ右同斷之事、
右條々遂囘熟議之上、定約候ニ付、爲後鑑連署捺印致置候處、如此候也、

東照宮々司
京極　高富印
同　主典
島田繁一郎印
滿願寺副住職
彥坂　諶厚印
同寺衆僧總代
關口　慈立印

明治十三年二月

其二　東照宮所藏文書幷記錄

當社地內ニ有之候輪藏護摩堂二宇据置相成候旨、御達之趣拜承候也、

明治九年十一月廿五日

栃木縣戸籍掛　　　　東照宮兩宮司姓名印

御中

當社地内ニ有之候舊護摩堂据置相成候ニ付テハ、向後神樂執行之節、假社務所ニ相用申度、此段相伺候也、

明治九年十一月廿五日

東照宮權宮司　加茂退藏

東照宮々司　京極高富

栃木縣令鍋島幹殿

（朱書）
「書面伺之通

明治九年十一月三十日　印」

十二年七月十六日　（島）（加茂）（藤田）（島田）

舊本地堂所轄之儀ニ付、地方廳ヘ伺、安(案)左ニ、

御伺

當社神地內舊本地堂之儀ハ、去六年十月、先宮司松平忠恕ヨリ、說敎所ニ相用候テモ不苦候哉、舊敎部省ヘ相伺、同省ヨリ允許相成、翌七年三月、滿願寺ヨリ神地內諸堂塔、同寺中ヘ引移度旨、御廳ヘ及出願候處、本地堂ヲ除クノ外、御聞屆ノ趣御指令相成、且舊敎部省、同年四月五日付番外、幷御廳同年第三百六十九號ヲ以テ、其旨當社ヘモ御達有之候得ハ、右本地堂ハ無論當社附屬ノ建物ト相心得候得共、爲念相伺候、至急何分之御指令奉仰候也、

年號月日　　　　　　　　　　　東照宮々司京極――

栃木縣令宛

明治六年神佛判然御處分以來、當社建物之內、滿願寺ヘ引移或据置等相成、尙同寺ヘ可引移分有之候處、現今存在ノ建物者、去九年辱クモ　天覽ヲ經候儀ニ而、殊ニ外國貴客モ往々遊覽候得ハ、何卒不失舊觀樣、永遠保存仕度、此段相伺候也、

明治十二年

八月廿六日　　　東照宮々司京極高富

内務卿伊藤博文殿

（朱書）
右美濃罫紙二通、縣廳扣半紙壹通ヘ、進達願添書ヲ附シ、本日郵送ス」

議定

一深砂大將堂、從來之通リ据置候ニ付テハ、佛事執行等勿論無差支候事、

一該堂修繕ハ、渾テ滿願寺負擔之事、

一教旻僧都墳墓、改メテ墓地ト相成候上ハ、勿論滿願寺之受持タルベキ事、

前件熟議之上約定候上ハ、將來互ニ異議申間敷、仍而連署捺印之書面壹通宛、双方藏置者也、

東照宮々司松平容保代理

東照宮禰宜

保科　近悳印

明治十三年九月廿四日

東照宮主典

島田繁一郎印

大久保忠恕印
滿願寺副住職
彥坂諶厚印
滿願寺々衆惣代
關口慈立印
鷲尾隆典印

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

備仕

今般元本地堂ヘ藥師佛ヲ還座シ、滿願寺ニテ從事候處、凡而御祭日ニハ佛事執行不致儀ニ而、申迄ナク本地佛ニ無之ハ勿論、稱呼之儀、藥師堂ト稱シ、本地堂抔稱候而ハ、決而不相成候條、案内者共ヘモ屹ト申付可置、此段相達候事、

東照宮
社務所

明治十三年十二月六日

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

（朱書）
第千五百八十六號
到達　十一月二日

甲八四九

五重塔破損所修營之儀ニ付伺、

一金八拾四圓貳拾八錢

右者五重塔軒唐艸數處破損、銅瓦モ從テ相損シ、雨漏朽腐之場所有之候間、別紙積書之通リ、修繕中付度、此段相伺候也、

東照宮々司松平容保代理

主典　島田繁一郎

明治十五年十月

內務卿山田顯義殿

（朱書）
「書面伺之趣聞届候事、

內務卿山田顯義代理

大藏卿松方正義㊞

明治十五年十一月卅一日」（マヽ）

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

社第二五二號

仁王尊像　復舊之儀願

東照宮仁王門

一仁王尊像　貳體

右仁王尊像、過ル明治四年神佛分離御處分ニ依リ、大猷廟仁王門裏之方へ移轉安置相成處、東照宮仁王門ト稱スル者ハ、自ラ他ノ門ト異ナル構造ニ之レアリ候、然ルニ共某トスル處ノ仁王尊安置之レ無ニ至テハ、不完全ノ甚シキ、有名ナル日光廟一缺典トモ申ヘク、隨テ内外ノ有志慷慨ヲ鳴ス者尠カラス候哉ニ付、先年東照宮境内ノ藥師堂ニ、藥師佛尊像幷ニ日光月光ノ二大士等、復舊ノ例ニ憑リ、這回双方協議ノ上該仁王尊像東照宮仁王門へ復舊、安置仕度、連署ヲ以テ此段奉願候也、

輪王寺門跡

彥坂　諶厚

明治三十年六月三十日

東照宮々司

中山　信徵

栃木縣知事江木千之殿

文戸第二四四六號

日光東照宮社務所
輪王寺

明治三十年六月三十日付願、仁王像藏置場復舊之件聞屆ク、

明治三十年十一月廿九日

栃木縣知事千頭淸臣

文戸第二四四二號

仁王藏置場復舊願之儀、今般許可相成候處、右ハ仁王像ヲ、單ニ舊仁王門內エ備置クニ過キサルモノニ付、之ニ對シ賽錢箱ヲ設ケ、其他供養ヲナス等ノ所爲無之樣、處分ノ際、夫々注意可致旨、其筋ヨリ申越候條、右樣御承知相成度、依命此段申進候也、

明治三十年十一月廿四日

橫尾內務部長

東照宮々司

中山信徵殿

輪王寺門跡

彥坂諶厚殿

東照宮

其宮假殿地內撞鐘之儀、滿願寺ニ於テ梵鐘鑄造中、借用之儀願出候ニ付、聞屆、本年ヨリ向拾ケ年ヲ以テ期限ト定メ、右年限中、假殿內鐘樓ヘハ滿願寺所轄釋迦堂附屬梵鐘釣下シ置可申旨、及指令候條、證書請取、貸渡候儀ト可心得、此旨相達候事、

明治十三年三月八日　　內務卿松方正義□

（東照宮指令達綴）

記

當御宮中御境內ニ候（被カ）立置候諸堂、今般滿願寺におゐて、境內に引移度、其筋に御願立相成候趣承知仕候、元來御宮中之諸堂ハ、海外万國迄も、光輝之御場所柄、壹ヶ所たり共、取崩シ相成候テハ、無遠近、一般に相觸、當所衰微之基に（マヽ）、眼前之至リ御座候間、前顯之諸堂從前之通、御据置相成候樣、只管奉歎願候、何卒

御仁恤之思食ヲ以、其御筋ヘ被仰立度、此段市中一同幾重ニ茂奉願上候、以上、

明治七戌年

二月廿三日

第二大區九小區

都賀郡日光

東西市中

小前惣代

何　某

用掛

何　某

副長

何　某

右之通歎願書連名確定ニ付、諸書物袋入置候也、

（東照宮御用留）

今十四日午前第八時、栃木縣根岸治久、當山神器調査相濟、調書一通リ、一社中檢印之上、持參歸縣相成候、

同十四日午前第八時、正四位副島種臣殿、奥社敬拜有之候、

(中略)

一手塚久野六月廿三日ニ、(中略)

一同日鹿沼驛ヨリ權宮司殿、栃木縣柿沼廣身殿、長澤少屬殿出合、御兩社御境界之義ニ付同斷歸社、

一廿四日柿沼廣身殿、長澤殿少屬兩人、二荒山主典高科殿、北山一作殿、當社權宮司殿、齋藤手塚副戸長、入江喜平等立合、御境界判然御確定相成候也、

(明治七年東照宮諸用留)

東照宮境内實測圖

(坪數貳萬七千五百拾坪)

裏印

「明治七年十二月

栃木縣令　鍋島　幹㊞

栃木縣權中屬　柿沼廣身㊞

栃木縣權中屬　長澤貞讓㊞

栃木縣十四等出仕川島知至印」

東照宮附屬地境內實測圖

（坪數千九百八拾六坪）

裏印前ニ同ジ、

東照宮境內編入

（一）坪數壹萬千五百拾四坪

元二荒山の境內、奥社のうしろ、御鉢巻石垣の劃內、

明治三十九年二月廿日付認可、

（二）字中山二千二百八十七番

七畝貳拾六步

明治三十三年六月一日付出願、明治三十七年九月二十六日認可、

（三）字長坂貳千參百七拾八番

壹反五畝四步

明治三十三年六月一日付出願、

明治三十七年九月二十六日認可、

訓導　彥坂諶厚

補少講義
明治七年八月廿四日
教部省
御印

少講義　彥坂諶厚

下野國都賀郡日光山滿願寺執事申付候事、
明治七年九月二日
栃木縣
縣廳
御印

（東照宮往復綴）

東京市谷自證院住職
少教正修多羅亮榮

下野國都賀郡日光山滿願寺住職兼勤申付候事、

明治七年十二月十七日

教部省

本月廿八日當寺本堂上棟式執行仕候ニ付、赤飯幷ニ祝酒致御食度候間、當日午前第十時ヨリ、御操(マヽ)合御來臨奉仰候也、

十年十二月廿五日

滿願寺

寺務所

東照宮

社務所

御中

追テ雨天日送リ之積ニ御座候事、

（東照宮往復綴）

記

一釣鐘　壹口

但シ御假殿時ノ鐘控ノ分、

此ハ明治四辛未年、銅御庫之內、拜借差置候事、

一宮樣御輿　壹昇

此ハ明治六酉年七月、上神庫內拜借差置候事、

右貳廉、近日引取候間、御仕置被下度候事、

十一年五月五日　滿願寺

寺務所

御宮

社務所御中

上都賀郡日光町

大講義彥坂諶厚

（東照宮往復綴）

滿願寺副住職申付候事、

明治十二年五月六日

栃木縣印

右之通、本月六日、御廳ニオイテ御達ニ相成候、此段御吹聽申上候也、

滿願寺幹事

關口慈立

明治十二年五月九日

東照宮

社務所御中

（東照宮往復綴）

日光山

滿願寺

右內務省直轄之旨、本月十四日附ヲ以、松方正義殿ヨリ御指令相成候段、天台宗務廳ヨリ通達有之候、此段御吹聽申上候也、

十三年十二月廿日　滿願寺副住職
大講義彥坂諶厚
東照宮
社務所
御中

（東照宮往復綴）

其三　元祿高姓名覺

覺　社家中

一神領配當高百石
外ニ藏米五拾俵
但三斗五升入、
宿所久次良村拜領地

中麿　稅部㊞

當年五十二才

〰〰〰〰〰〰〰〰

覺

一神領配當高百石

外ニ藏米五拾俵

但三斗五升入、

宿所蓮花石町拜領地

古橋正六位㊞

當年四十三才

〰〰〰〰〰〰〰〰

覺

一神領配當高百石

外ニ藏米五拾俵

但三斗五升入、

宿所大工町拜領地
古嶋　多守㊞
當年參拾貳才

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

覺

一神領配當高百石
外ニ藏米五拾俵
但三斗五升入、

宿所久次良村拜領地
當時蓮花石町借地
齊藤　肇㊞
當年二十六才

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

覺

一神領地配當高百石

外ニ藏米五拾俵
但三斗五升入、

宿所久次良村拜領地
高科柳太郎㊞
當年二十一才

（右一冊輪王寺藏本）

其四　御番所日記　明治四辛未年

正月十日

一今朝法輪房不出、昨夕花藏院御番所に參り中聞候ハ、御道具類御引渡中上候迄、是迄之通り勤務仕度候間、御一同樣に宜奉願致し、御道具取調掛四五人搢候ニ付、愈々御引渡中上べく旨被申聞候事、

〃　十一日

一滿願寺僧徒常例之通り祈禱、一七ケ（日脫カ）之間致度候間、御差支も不被爲在、何分ヨも奉

願上度、依之掛々渡邊殿ヘ罷越、古橋右之段聞合候處、早速東照宮可引渡、神勤も被差止候ニ付、表向差免し候譯ハ無之候得共、於情實不得已ニ付、執行可致旨申渡候旨ニ付、その定を以、差支も無之よし、養源院被罷越、及挨拶候ニ付、今七ツ時過ゟ僧徒出執行致シ候事、

〃　十三日

同役中參會事、晝後ゟ一同三社幷諸社末社取調罷越、神之末社と佛堂の區別被仰付候也、

〃　十四日

一巳之刻ゟ、僧徒出仕、御祈禱執行有之、見屆等例之通り、

一御宮中再度見廻り如例、赤番所樂人出勤致居、今日も御同役中參會之事、

正月十五日

一卯后刻、社家中樂人中出仕如例、御膳獻備、但し、兼而僧徒ゟ御宮中御引渡し申候迄者、萬事是迄通り仕度旨、賴も有之ニ付而也、

正月十六日

一巳之刻過ゟ、滿願寺僧徒罷出祈禱致候、

正月十七日

一宮諸々御開御用意相調、花藏院手替役僧等同所昇社、平日之勤行相畢而、滿願寺僧徒則祈禱結願、相濟而一先退下、五時過僧徒樂人中出仕相揃、社家中出仕三品立御膳獻備、社家中御祓祝詞、花藏院法樂僧徒行道懺法、相畢而御膳撤之、

此度僧徒ヨリ相初、八乙女ニ至ル迄、御暇乞として、神酒頂戴有之由、尤花藏院心得ヲ以、頂戴爲致候段、手替ゟ咄有之候、次僧徒仕職之者計、爲御暇乞御目見拜禮仕度段、兼而養源院ゟ賴參有之候ニ付、內々御聞屆、拜禮爲致候事、其砌社家中立合、

正月十八日

一二荒山社、東照宮御兩社請取渡日限之儀、相談として、照尊院御番所ゟ入來、及相談、

一來月十五日迄ニ御引渡可成、末社等ハ追て御請取可申旨申聞候處、養源院ゟ申聞御挨拶可申と(マヽ)旨申歸り、暮六之鐘過ニ至テ、養源院ゟ申來候者、過刻照尊院ゟ御談申候通り、來月十五日までに御引渡可申上旨申來候事、

正月廿一日

一今朝花藏院不勤、一坊も不出事、

正月廿三日

一昨日ゟ滿願寺僧徒四五人も罷出、護摩堂佛具類取調致候趣、養源院より話し有之候、今日も同役集會取調致候、

今日も上神庫にハ(醫)王院、照尊院、光樹院等罷出、佛具類取調致候樣子、此方にも斷り無之候得共、明日ゟ此方よりも見廻りニ可參事、

正月廿四日

一九時過ゟ、滿願寺僧徒三四人共外一坊罷出、上神庫佛具類取調致し、當番見廻り致し、御宮中別條無之候、

正月廿五日

一今日も滿願寺僧徒幷一坊罷出、上中神庫諸御道具取調有之、當番時々見廻り、

正月廿六日

一今日も僧徒一坊昨日之通り罷出、三神庫共相開、御道具調有之、當番時々見廻り、

正月廿八日

一御幣殿にハ御膳献備如例、其節一坊壹人不出、滿願寺僧徒幷一坊罷出、上中下神庫御道具類取調致候事、當番見廻り、

二月四日

一四ッ時過ゟ、醫王院、安居院、照尊院、唯心院、禪智院、櫻本院、南照院、幷大樂院手替等罷出、奥院御寶藏御在世御位記御宣命幷御寶物類取調有之、當番立合、七ッ時過一同退散、

二月五日

一九ッ時過ゟ、銅御藏御道具類、取調有之、當番立合

二月十三日

一七時過法輪房參り、銅藏開候ニ付、御立合被下度申來候ヨ付、則立合候處ニ、神庫ニ可有之候品入交ニ付、引分右有所ニ相納候也、當封信年、(高科信年)

二月十四日

一今日五ッ時ゟ、御內陣向日光縣知事公、直見屆之趣、昨日連書渡邊大屬ゟ來、同役中五ッ前ゟ出勤、父子中上社大樂院、法輪坊、檀那王院、醫王院、養源院、照尊院、護光院參上、但し知事公爲迎、養源院、藤本院出頭之由、御宮殿相開、御用意御中樣、御裝束類も御內陣御幣机之邊に盡左幷置、御左右神御客神分は東西へ積置、神輿舍相開置、神樂居同所、護摩堂、本地堂、三神庫、銅藏等同斷、畢而四ッ時過、知事公御出、第一神體御左右御伺、畫像等、出家品々、祝部も同所有之、申立、拜殿着座之上、神體伺神服御淸煤

拂等之常神務之度數等一々勝信申立、御聞屆之樣子也、其內御宮殿向御差圖畢、一同奧宮江相上り、其間御椽上高科并正人勤番事、於奧院も、銅社內に案置物品畫像品々、一々勝信口傳申立置候事、畢而退下、神輿舍、本地堂見屆、夫ゟ御假宮御見渡し而御引取、御附人は日光掛權大屬渡邊邁也、その外者、若徒下部御唐門外而、御刀持扣居、奧院へは無從事、右今日之御見屆れ、內實れ出家中ゟ內願哉ノ﹅、

二月十五日

今日御兩社之義、滿願寺僧徒ゟ引渡し可申筈之處、右僧徒等ゟ縣廳江種々申立候義も有之ニ付、相延候事、

二月十六日

八ッ鐘過、古橋氏古島兩人ニ而、滿願寺江參り、醫王院ニ邂、昨日縣廳ゟ、末社之內、額名神體佛等之處、僧徒江及談判、篤ト相改可申出旨、被御申渡候に付、就而は昨日にも立合之上、相改度存候ニ付、立合呉候樣申述候處、强雨ニ候得も不被出、少雨ニ候得も、被出可申旨、朝五ッ時揃、本宮別所江被相集可申旨、及談判候事、

七時過御神服貳ヶ年分銅御藏江相仕舞度ニ付、立合呉候樣、手替申來候付立合別當も被出候、當封安之、

二月十七日

四ッ時半過ゟ、中麿勝信、古橋義所、古島安之、本宮別所に罷越、醫王院、照尊院、待合候に付、先本宮ヨリ末社之體、神佛見届相濟、星野宮同所御旅所兩脇之山王同斷、夫ヨリ双方とも中飯相濟、瀧尾社に罷越、前同斷相濟、新宮に罷越、同所見届相畢而、双方見込之處談判致し、退散、

二月十八日

此日僧中立合相改候三社諸末社之見届書、縣廳に差出候處、渡部(邊)邁ゟ云々指圖有之候に付、相下ル、其席ニ學頭代醫王院も居合ニ付、申談も有之事、但神橋外岩裂神社一斗り取合也、其他決着事、

世代記五人分持參、掛り村上角様に直渡し差出候事、但田中分早々御取調御出し被下候哉云々、但何分田中之由(緒脱カ)書無之候ニ付、不分明の段有之ヲ以、同役ゟ荒々書出可申心得事、

二月二十三日

今日四時世代書出來ニ付、中丸(麿)、古橋縣廳へ差出ス、

二月二十六日

一五ッ時ヨリ、渡邊權大屬被相越、二季御祭禮兩宮樣御供奉裝束類道具等見屆有之旨ニ付、明番義所、當番勝信立合罷出、神庫上之方ニテ、右見屆、次ニ中神庫ニ而新宮樣分見屆、權大屬打印被致候、右品之內皇國製各々品々ハ神之部相成、全ク天竺製衣袈裟類佛部へ仕候、但表袴ハ本邦之製ニ候へ共、素僧侶之用候品ニ付、議論も不致もの也、僧侶中ゑ大樂院之手替法輪房役僧一人、學頭代醫王院外照尊院一坊御庫掛ニ付、道口坊へ罷出事、右畢而一同引取、下御供所に義所、勝信參り居間、醫王院幷照尊院其外住僧居合、瀧尾御神寶幷道具帳、今度改メ方之上、現在の品々見屆、新キ帳面出來之由ニ而、被差出置、神器佛用相改、神具には勝信打印、佛具ハ醫王院打印、畢而引取、右新出來帳面此方へも寫取置候也、

二月二十八日

一卯后刻社家中出仕、如例月御幣殿に御膳獻備、元大樂院幷手替僧罷出、昨廿七日五ッ時齊、藤肇御用召ニ付、同日罷出候處、於書院、知事公幷役人兩人出席、被申渡候ハ、齊藤光寛、二荒山社東照宮勤務被申渡候、右ニ付現米拾石とも被下候事、

一四ッ時頃より、御同役中出勤、學頭代ゟ、二荒山社本宮東照宮御神前向引渡しニ相成候、右ニ付書後ゟ渡邊權大屬被罷越候、御同役中、幷滿願寺僧徒、醫王院、養源院、大

樂院、藤本院、櫻本院、手替僧一同、奥院に昇、夫より御本社御內陣相伺候、眞御太刀廿一振相改候、十九振外箱入候、二振分無之、相濟御固メ、御拜殿に一同出席、奥院鑄拔御門御鍵、御万字戸ゟ內之御鍵ハ、渡邊權大屬に相渡、御幣殿御鍵ハ御同役中御預り、夫ゝ而引渡之旨相濟、夫ゟ二荒山社に一同御越、光寛ハ當番ニ付殘り、本宮にハ古橋義所壹人罷越、渡邊幷僧侶中罷越、

三月三日

卯刻明番上宮諸々御開御用意相伺、同刻過、社家中衣冠出仕、御幣殿に御膳献備、但御壹社分二膳也、魚類御供、奉幣式等、古橋義所相勤、畢而御膳撤之、一同退下、諸々御固メ、當番ハ殘居、一同二荒山社に出仕、御內陣に御膳献備、御式如御宮、尤御膳ハ當御供所ニテ調進、御宮之通り、今日二荒山社御番古島安之、雇人北山常吉、小畑善平、北山敬五郎、山本仝作、青菜献備有之事、

三月四日

一四ツ時頃ゟ、滿願寺僧徒六七人被出、三神庫之內神器佛器引分、當方立會、引分七ツ時過相濟、今日も同役中出勤、

三月五日

辰刻頃ゟ仁王佛體、滿願寺僧徒罷出持運、人足十四人參上、尤今日ハ東方計、晝後ゟ僧徒七八人參上、三神庫御道具引分有之、此方立合、七ッ時前相濟、今日も同役中出勤、

三月七日

一四ッ時頃ゟ、僧徒七八人、人足相連、陽明御門風神雷神取下ケ、神庫ゟ假殿赤倉に御道具相結、御廻廊物置ゟ、御祈禱道具、護摩道具、本地堂道具、大般若等御庫に持運當番立合、

三月九日

一滿願寺僧侶罷出、正體佛三口とも取放、天蓋同斷、

一本地堂佛像類持運致之、薄暮ニ及相濟、

三月十日

去ル八日、本宮神社神器佛器引分ケ別所向受取ニ付、今十日ゟ雪森儀威役、北山作右衛門相雇、相遣し置候、夫ゟ惣達罷居候事、

此間之見込書、義所縣廳に持參之處、渡邊屬不出勤ニ付、空く罷歸ル、

三月十一日

五ッ時過ゟ、掛り渡邊權大屬殿、中麿勝信、古橋義所、古島安之、齋藤義年、并醫王院、照尊院、法輪房同道にて奥院於御寶藏、神君御在世ゟ之御位記口宣御官符宣命等逐一目錄へ引合、取調之上請取之、尤諷誦願文之一箱も同斷、同僧等へ相渡、禁裏御贈經、准后御贈經、德川家御贈經等、不殘同斷相渡しニ付、相下ル、全く御寶藏へ納置候御品は、御位記口宣御官符御宣命等之箱、假名眞名之御緣起貳箱、修善雜記入箱貳、

三月十二日

四ッ半過ゟ、御三品立御道具、日御供御道具、此外引渡ニ付、義所、安之、光寛罷越、僧徒之方、養源院、照尊院、櫻本院、法輪房罷出、於御供所、御三品立日御供御道具類不殘請取、次ニ御旅所三品立御道具類、上御供所非常御道具、御旅所請取、光寛罷越、八ッ時過相濟、寂光請取ニ付、勝信、信年罷越、右寂光ゟ雇壹人、宿直相願差遣、

三月十三日

寂光社御番雇入、山本又平、北山敬五郎參り御勤、

三月十六日

奥院銅鳥居勅額共外とも、神佛區別ニ付、如何可仕哉之段伺出、明日差出し可申旨ニ而僧侶より問合有之候事、

三月十七日
東照宮御宸筆之御額三面、二荒山、瀧尾、本宮、寂光、中宮祠、
右額面縣廳より差出べく旨ニ付取調、滿願寺僧徒兩名ゟて差出し候、尤扣別紙有之候事、
三月二十日
夜五ツ時過、學頭代より申越候ハ、明廿一日中禪寺見分、夫より引渡之段申來候事、
右ニ付直樣御同役中へ通達、
三月廿一日
中宮祠請取ゟ付、卯后刻中麿勝信、古島安之と山門人兩人召連候事、
三月廿二日
昨廿一日中宮祠請取ニ付、卯刻勝信、安之と山別所ニ相扣居、巳刻頃ニ至り、知事、大參事、渡邊屬登山、尤知事大參事立合不申、先御宮社神寶神器、學頭代、養源院、藤本院罷出、渡邊殿立合にて不殘請取、從夫別所向同諸道具請取、御鍵類同斷、門人小畑市造差置、歸山、但佛體爲取行付、藤本院薪濱役一兩日之間、別所拜借仕度旨ゟ付、聞屆候事、

三月廿五日
四ツ半頃ゟ、古島安之門弟市造、幷ニ召連、中宮祠ニ登山、尤御膳具片付、其外云々有之候ニ付、宮社書幷中宮祠本宮若子社御膳見込書等、廉々縣廳ニ伺候、中麿勝信罷出、

三月廿六日
一五時過、右門錠前出來候趣ニて、役僧持參ニつき請取、其外鍵、簞笥壹ツ、白黑桐鍵、銅藏内長持鍵等持參請取、且又御宮中落金物類入小箱貳ツ、其儘請取置候、
一同刻法輪房參り、三神庫鍵類持參ニ付、錠ニ引合、都合拾三口請取、外ニ中神庫上ノ口錠鎰共不用ニ付、御渡申候趣ニ付請取、尤佛器入置候口ニハ、本地堂眞鍮錠相用候趣也、
右鍵類一々相改、簞笥ニ相納、其外外口等雜鍵ハ黑塗箱ニ仕舞事、

三月廿七日
一諸伺ニ付、縣廳へ出候處、掛ノ衆不快ニテ不出ニ付、空歸、
一晝後從縣廳、辰刻出頭可有之旨、御達ニ付、安之被越候處、例席之通り、田中庫吉出會、春夏分之御渡米、今市於御藏所ニ、來月朔日御渡ニ相成ニ付、其仲ケ間之内壹人爲

請取、御出頭可成候、尤縣廳ゟも壹人出役致候趣、被申聞候、年々四季ニ御渡ニ相成手形認振、雛形被相渡、請取退出、且御渡ニ相成候雛形認振左之通り、且御同役衆ヘ辰刻回章差出ス、

本紙上西之内紙貳ツ切

請取申米之事

高米百石之内

一米五拾石者　　但京升也、

右者當米春夏渡之分、書面之通請取申處實證也、仍如件、

明治四辛未年四月朔日

二荒社
東照宮
神勤

——印
——印
——印
——印
——印

日光縣
御役所

一御額非常長持棒共、持參ニ付請取、御供所ニ仕舞置候、外ニ御供所御道具藏鍵壹口、
同御供米藏之鍵貳口、是又持參ニ付請取、

三月廿八日

四ツ過、昨日之案紙之通、上西之內半枚ニ米受取相認、縣廳へ差出し、掛り一見之上、
五人印形いたし、畢而役人へ相渡引取、
朔日も大雨(ハ脱カ)御延引、小雨ニ而ハ米出し渡ス旨也、

三月廿九日

一四ツ半過、縣廳ゟ惣代兩人召狀ニ付、勝信、義所罷出候處、村上少屬出會、被申聞候ハ、
明朔日大樂院幷安養院引渡候間、其旨可心得趣申聞候由也、

四月朔日

四ツ過頃より、村上少屬、卒拾人計召連、相越大樂院見分、道具類ニ封印付ニテ請取
申候、尤勝信、義所罷越、畢而修學院、龍光院罷越候由、相濟安養院引渡有之候、右につ
き下勤之者壹人つゝ、兩所ニ勤番申付候、修學院見廻り吳候樣少屬より被申渡候
ニ付、時々見廻り、

四月十日

一柿沼出仕ゟ召狀ニ付、義所罷出候、申渡、
御祭禮見込急速可差出旨也、石燈籠惣計何基、銅燈籠何基、取調之事、右序ニ付、中宮
祠二荒山社東照宮御祓と鈴之事相伺候、

四月十七日

一御旅所御膳赤飯、昨十六日も赤飯上ル、
萬事取扱之爲メ供奉不構、惣代古島御旅所へ相詰、諸事相調事、

一五ッ頃ヨリ、此度ハ如二荒山祭衣冠着用也、夫ヨリ白張人相殘候旨、町役人申出候、
二荒へ出仕、但御宮へ勤番中麿勝直、二荒山に勤番古橋義所相詰居、

一二荒山ヨリ御旅所へ申遣、榊大聲ニテ如例曳來り、直ニ渡御、太鼓、枕木、神幣、御太刀、
御旗、社家中、神輿付、町役人共外町警固之者、熨斗目上下ニテ相固、於御旅所御案(安)坐、直ニ安鎮奉
幣相勤、於拜殿神酒神膳獻備、拜式祝詞奉幣、御祓等畢而掛り當縣官員渡邊權大屬、
柿沼出仕、久保田權大屬、榛原、右四人拜殿ニテ神拜神酒頂戴、畢而退出、次撤膳、直ニ
還幸、神輿舍案座、次紀州代拜、先刻ヨリ長々相待扣居旨ニ付、拜殿上ニ而御目拜、奉
幣、石之間神酒、畢而退下、引續靜岡御代拜、口口拜奉幣、石之間神酒、次尾州家代拜、
同斷、但獻上ものは拜殿網戸際に差出置、次拜禮有之、其時ニ御神殿へ奉捧候也、右

畢而所々御固退下、但し御椽上ニハ勝直勤番、二荒ハ義所勤番事、天氣快晴、一同恐悅、

一白張八十二人前、上下のしめ十八人前、納方有之、神庫立合、同役齊藤罷出、改方門弟相從、

一今日、同役下部白張壹人つゝ召連候事、

一靜岡尾紀ニ御祓可遣候ニ付、折祓出來目分相書、板木ハ不用事、

五月二日

四ッ時過ヨリ、渡邊邁、柿沼廣身、元大樂院ニ出席被致、社務中ニ被申渡候、兼而御願之通、元大樂院、安養院被下ニ相成、住居御申付ニ相成候間、今日一同ニ御引渡申候段、演說有之、相畢而院中見分、渡邊退出、柿沼相殘り、二ヶ所〆切之佛體類幷別所附之諸道具類、先達中此方ニ引渡しニ相成候米藏ニ入置候事、卒五六人爲持運被罷出候、八ッ時過相畢而一同退出之上、柿沼御宮中一應拜見致置度よしニ付、此方一同立合、拜見致候事、

五月三日

御祭禮之節、靜岡幷諸藩より献備もの取調目錄書相添、勝信、光寬縣廳へ持參、柿沼

出仕江相渡ス、其砌兩別所分配方之義相伺候處、安養院江兩人、大樂院江兩人、分配方特ト談合、其上ニ而鬮取ニ可致旨被申聞候、

五月四日

勝信、義所、光寛、信年立合、二荒山社御膳殿元安養院江罷越、兩人住居之仕切〆固等之模樣、段取り相極、畢而東照宮御膳殿元大樂院江罷越、前同斷兩人住居之仕切り〆固等之段取り相極、畢而宿直所ニ而鬮出來、各拔取り、左之通り、

一二荒神社御餅殿　新書院方居間勝手臺所向、　一之鬮中麿勝信

同所　茶間外方表書院向、　二之鬮齊藤光寛

一御宮御餅殿　奥書院方居間之方、　一之鬮古橋義所

同所　外茶間方表書院向、　二之鬮高科信年

右斷決相濟候事、

但、鬮之義幷兩宮江勝信、義所相移り、若(子脫カ)方も兩宮江引移り候樣、委曲縣廳より指揮ニて候也、

五月七日
一本地堂護摩堂疊、滿願寺に拜領こ相成候ニ付、明八日四ツ時ゟ罷出、引取こ付、御立合被下度段、養源院ゟ書面來、
五月八日
一五ツ時頃、柿沼出仕、元大樂院に兵像(マヽ)四五人召連、先日片付候佛像佛具幷强飯器、滿願寺僧徒に引渡有之、當番安之立合四ツ時過相濟、
五月九日
一昨八日二荒山社御餠殿、元安養院に中麿勝信引移り、東照宮御餠殿、元大樂院に古橋義所引移り、諸道具持運、
一五ツ半時頃、村上貞次、柿沼廣身、古橋義所宅に被相越、被申渡候ハ、元大樂院付諸道具類半社用こ引渡し候旨、右ニ付卒三人被召連候事、土藏相開、諸道具元役僧長屋に持出し、員數相改、半請取候土藏壹番之口に入置候、鍵等請取縣封壹口、右持運方、卒幷門弟相交致之、八半頃相濟、尤社務中出勤、
一修學院ハ町役所に引渡候ニ付、見廻無之事、尤安之壹人相越、
五月十三日

一今曉七ツ時頃ヨリニモ可有之哉、滿願寺出火、曉六ツ鐘少過鎭火、

御兩宮爲伺、安之、光寬、信年、勝直昇宮、本宮神社〈江〉、安之、信年相伺、元宮仕平野萬歲、同左忠、元八乙女夫共四五人、元神人七里村泉村所野村より爲伺追々參上、御安全之旨申述、

五月十七日

一四ツ時頃、柿沼出仕、小畑耕平、人足一人大工一人召連被參、石之鳥居勅額陽明御門奥院右取放方、足代假箱等之申談し有之、取下ケ之節ハ、社家中相勤可申、且神庫〈江〉相納候樣にと有之候也、畢而一同引取、同役中立合、

二荒山之鳥居之方ハ、此方不出向、彼役ニ而見屆濟候よし、

五月廿一日

一（二荒山社事也）御同所銅鳥居〈江〉足代取立有之、

御宮陽明門同斷之事、

五月廿二日

一五ツ時過、柿沼出仕、小畑耕平被相越、勅額外足代出來ニ付、見分明番兩出會之事、

一明日勅額取外しニ付、柿沼方達し有之ニ付、中麿出廳、外よも願書いゑし何も出ル

事、

五月廿三日

一卯后刻ヨリ、人足頭參上、御額下ケ方ニ付而、幕張ヲ致ス手續有之、御番所付之大々幕等、〆四張、白幕也相渡ス、然ル處雨降り出候ニ付、人足引取、晴次第ニ參上ノコ、又四ツ后ニ至り、晴はしめ候よつき、人足參上、幕張用意相調、縣廳江爲案內、信年罷越候、又雨降り出し候ニ付、今日は見合ニ相成、天氣日送り之趣、

五月廿五日

一四ツ時より、勅願爲取外、掛り小畑卯之助、柿沼出仕罷出、引續知事公裝束馬乘よて昇宮、御拜殿よ御扣、渡邊邁附添、先石之鳥居陽明門奥院二荒山社都合四面取外、上神庫江納置、知事公渡邊殿見屆相濟、直に御退下、同役中出勤、九ツ半頃相濟、知事公爲御案內、信年縣廳迄出頭、且又先日社用附ニ差出置候金屛風二双、是又上神庫江仕舞置、

六月六日

一五ツ時ゟ、若子社額外し有之候ニ付、村上貞次、人足兩人召連、足代取立、右ニ付光寛下勤、幷ニ罷越候、則刻取外、御宮上神庫江相納候事、

六月七日

一中宮祠額外し有之候ニ付、六ッ時過古橋義所幷市造相越候、縣方村上貞次人足召連罷越、七ッ時半頃、右額面人足持參ニつき、上神庫ぃ、光寛、信年立合相納候事、但假封兩人、

六月十五日

二荒山上佛體佛具類、僧侶方ニて未取片ニ付、先頃中及掛合置候處、昨十四日中宮祠迄拜登、同十五日山上ぃ登り、取除可申旨申來ニ付、昨日齊藤光寛下勤壹人召連登山之事、

六月十七日

一二荒山上、去ル十五日請取候旨、且又中宮祠額若子社額、東照宮神庫ぃ相納候旨、古橋義所、出縣相屆ケ、

八月十九日

一大々神事道具未タ三佛堂後物置ニ有之ニ付、鍵持參、立會呉候樣滿願寺學頭代ぃ書狀差遣しニ付、今日八ッ時頃可差出旨挨拶候得共、僧侶不來事、其節慈覺堂鍵も同斷持參候樣申遣し置候事、

八月廿二日

一人足万太郎に申遣、貮人罷出之、佛堂後より大々神事諸道具類不殘差出候、滿願寺僧侶鍵持參、立合呉候趣申遣し候得共、遂ニ不參候事、

九月七日

一來ル十七日、御祭禮執行仕度之願書、義所持參、縣廳に差出之、明日伺ニ可罷出樣、被申渡候事、

九月八日

一昨夕刻若子社御寶物類、二荒山御社に仕舞之事、尤下勤三人相越持運、安之、信年御圖(指麾カ)之事、

一御祭禮願之義、縣廳に伺ニ罷出候處、御聞屆ニ相成候事、但願書相有之候、

九月十一日

一今日神武天皇御祭典ニ付、曉寅半刻より、社務中父子幷下勤中、二荒山拜殿より相詰、御開之用意、正六ッ時より、知事公大參事官員追々拜殿より相詰、先水灌、次御餅、神酒、御饌、鳥魚尾献備、其廉(カド)々祝詞義所、次大祝詞勝信、相畢、知事公拜禮、其席ニ而神酒頂戴、次大參事官員不殘拜禮、神酒頂戴、相畢而一同退下、四ッ時頃東西町より屋

臺貳ッ差出候、町人共參拜、頭立候物東西町ニ而凡五拾人程、神酒御供差出ス、屋臺之義も、彌生祭之振合ニて、拜殿ヲ相廻し、引取、不殘相畢而、夕七ッ時御固メ、卽日直會、知事公大參事兩家掛り、柿沼まで差遣候、殘もの東宿直所ニ而、社務父子中幷下勤中まで直會頂戴之事、

一神武天皇御祭典ニ付、一昨九日掛り柿沼幷社務中中麿氏、於祈禱所ニ習禮之事、

九月十七日

一四ッ時前社務中下勤召連神輿舍に相昇、御祭禮神輿渡御御催し致之、四ッ時白張人御榊曳來、御神輿御壹社御旅所に渡御、御酒御膳備供之、義所勤之、

九月十九日

二荒山脇十八王子之義改唱、御朋社蓮花石、十八王子ハ華石社与改唱、今朝如舊例、花石社御祭日ニ付、御饌餅神酒献備之事、

十月十二日

昨夕當方申來候、滿願寺之大師堂ニ御安鎭ニ相成居候二荒山三柱皇大御神、東照神、御祖命同掛物、壹宮とも御渡し申上度候間、御人被遣候樣、舊家來ゟ申來候ニ付、下勤四五人差遣し受取候、受取書差遣可申旨、則差遣候事、

十月十三日
二荒山御社ニも、御茶供備可然旨、談判相極り候上ハ、當御社之御茶御分配致し、昨日御茶挽所より差出し、二荒山宿直所ニ相廻し候、義所、信年立合差出し候事、
十月二十三日
滿願寺より請取候田心姫神體壹體、味耜高彥根神體壹體、宮殿壹ツ、右中鷹勝信預り、今夕下勤持運、
十二月廿四日
四ッ半過より、舞樂裝束調ニ付、收信形外書記加勢、沼澤、牧多、小田、靜摩罷出候、同役中立合候處、品柄一向不分明之義付、今日舞樂用丈、黑塗長持ニ而十、白木長持一ツ〆十一也、縣廳ニ持參、人足四人ニて段々持運候事、其外之樂用下神庫より可出分は、明日差出可申ニ申合、此方へ御道具帳ヲ以調候帳面相渡遣し、長持鍵九ッ相渡候事、
右道具帳之義ニ付、滿願寺僧侶より差出候處、養源院、照尊院參上、神佛引分ケ本帳ハ、五月中燒失之旨今日承り、此上ハ社縣之帳面本證相成候事申合、何れ(も脱カ)引取、但樂裝束類、縣廳ニ而元樂人召出し改調候旨ニ決候事也、

其五　東照宮幷輪王寺記錄

口　達

東照宮々司松平容保

別格官幣社東照宮へ
勅額下賜願出之趣、
遂奏聞候處、
右ハ往時
後陽成院天皇、
後水尾院天皇ヨリ
下賜相成居候東照
大權現
勅額、從前之通り
掲表可致旨、
御沙汰候事、

明治十三年十一月六日

右の御沙汰書ハ、同年十月松平宮司へ、神佛分離の際、もと掲示せる奥社及陽明門石鳥居にありし「東照大權現」の勅額撤廢し收納せる故、別に宸翰勅額下賜願出たるに對し、御沙汰ありしものなり、

陽明門　後水尾院御筆、裏に元和三年三月廿八日とあり、

石鳥居　同　　　裏書なし、

奥社　後陽成院御筆、同上、

寶物拜觀の初り、

明治八年六月十五日より、九月三十日迄、敬神者へ拜觀を許すの事、教部省より許可せらる、

尚右掲示札を、日本橋及兩國橋へ立つることを、松平宮司より東京府知事大久保一翁に願出、許可せらる、

之より引つゞき、翌九年(六月十四日より七月十四日迄を除き)十年、十一年、十二年と同樣也、

陳列品

一後水尾天皇宸翰額　大中小三面
一東照宮御在世用網代輿　一
一同參內傘　一
一冬衣御束帶皆具　明櫃入
一女體冬衣御裝束皆具　同
一夜具　二具　同
一巾箱　二合
一糸機具皆具　明櫃入
一御幣儿　三之內
一同筒　同斷
一御在世用御旗　一索
一同　御太刀　一腰
一吹流旗十一建　皆具
一大弓　二張

一蟇日雁股燕矢柳葉矢簇　一具

一空穂　一負

一甲臺　二

一几帳　三之内

一衣枷　一行

一御衣臺　一

一左右卷眞太刀　廿一腰之内

一組合神鏡　八十四面之内

一大鏡　一面

一音樂之具　皆具

一大皮鼓　銘作　一

一神馬具　三騎

一紅厚總馬具　十騎之内

一面　著　猩々緋衣冐　五十掛之内

一左右幢　十二之内

一猿　面　三十掛之內
一素襖衣　百之內
一兵　士　持鉾青赤衣着　百之內
一鷹　匠　十居之內
一弓　五十張之內
一空　穗　五十之內
一鐵　砲　猩々緋袋入木造　五十挺之內
一槍　五十枚之內
一甲　冑　百領之內
一狛　犬　牝牡　一稠
一猿田彥神衣　一
一田樂衣　一
一神樂大鼓　三
一同臺拍子　二
一八寸鏡　十三之內

一衝立　一居

一神代天石劔　一

一渾天儀　大小二

一鷹額　十二掛

一同屛風　一双

一輦　一乘

一三重疊　三組

一金造鶏鳥　一羽

一滅金折枝花　二十本

一金銀造花　二本

一茶碗卓　二

一銀造茶碗盞臺付　二組

一同風爐皆具　二

一同唐瓶　一

一同盃　五

一翳　四本
一大工器械　一通
一三万句連歌　三筥
一矩術新書　一卷
一大硯　一
一小硯　古銘　一
一乳棒　古渡來　一
一和蘭割フリ　古舶來　二刀
一同ヒストル　一
一狸時規　一
一柏化石　一
一久國之劔唐造　一振
一象牙　一本

東照宮社務所日誌抄

明治十三年

一月九日

一、滿願寺副住職彥坂諶厚、年始禮トシテ社務所ヘ出頭、輪造中ノ經函ハ、寺中ヘ引取ルベキ筈ナレトモ、寺中ニハ同經ノ讀易キ者有之、差支無之ニ付テハ、是迄ノ通リ差措キ度、(オ脫カ)尤右經卷虫干ハ勿論、御宮差支無之節ハ轉讀致度事、

一、深砂堂ハ、兼テ二荒山ニテ所望候間、滿願寺ヘ引渡分ニ付、同寺ヘ掛合可申旨答置候處、同寺ヨリ二荒山ヘ掛合、柿沼氏略承知ニ付、追テ申出べキ旨、含迄ニ稟議有之候事、

一、教旻墓所、佛地ニ願度段、社頭ニ於テ差支無之段、謝儀申述候事、

一、本地堂宮殿ハ、兼テ藤川大書記官立會、中麿、齊藤兩氏ヘ稟議ノ末、同寺ヘ引取ルヘキ旨結約ニ付、今后履行致度、尤同堂ハ當社ノ所轄ニ歸スヘキ事、

右四項、同人心得丈ケノ趣ヲ以テ、談示有之候事、

一月十九日

一、滿願寺副住職彥坂諶厚相越、保晃會ノ儀大久保忠恕ヘ談話、且本地堂宮殿ノ儀、兼而宮司元禰宜加茂退藏ヘ談判濟ノ趣ヲ以テ、移轉異存ノ有無申談有之候得共、計

算ノ件、御用繁ノ折柄決答ニ及バズ候事、

二月二日

一、神馬墓地區域、立會之儀、二荒山へ依賴ノ爲嶋田繁一郎罷越、同社宮司留主中ニ付、主典間宮へ申置引取、

一、柿沼廣身、間宮魚用神馬墓地區域約定ノ爲、罷越候ニ付、直ニ宮司以下同道墓地ヘ罷越、間口九間奥行拾間ニ決議候事、

二月四日

一、深砂大堂幷敎旻墓地、滿願寺附屬願ノ件、

一、舊本地堂內殿滿願寺移遷ノ儀、官令ノ旨趣ニヨリ順從スヘキ件、

一、假殿境內ニ有之釣鐘、十ケ年間滿願寺借用致度件、

右三項約定ノ爲、滿願寺副住職彥坂諶厚幷關口慈立相越、約定書京極宮司島田主典調印候事、

六月十日

一、本日保科禰宜、元本地堂之儀ニ付、滿願寺へ罷越、四時後出頭、宿直及島田繁一郎ヘ協議、滿願寺へ書面差出、返書來ル、

六月十四日
一、本地堂ヘ藥師佛還座之儀、滿願寺熟議定約行屆、副住職彥坂諶厚、關口慈立、外僧侶壹名、幷人足召連罷越、該堂周圍假區域地坪間數等實際見分、保科禰宜、島田、大久保主典立合之事、
七月一日
一、滿願寺ゟ關口慈立相越、元本地堂之儀ニ付、議定書中、明治四年神佛判然之旨趣ハ（湮）煙滅ニ屬セシモノトシ云々之儀、栃木縣ニ而ハ、神佛判然之御達有之ニ付而ハ云々ニ改メ、初筆之東照宮元本地堂云々ヲ、東照宮社境內ト改メ候樣、同縣出張大澤ゟ談示有之候間、此趣御通知之爲罷出候、何レ彥坂諶厚ゟ御相談可申旨申述、慈立引取、此前大澤ゟも一應其咄有之候、
九月七日
一、社寺局長櫻井能監、教旻墓地檢分ニ付、村上信夫、滿願寺彥坂諶厚、中麿立合ノ事、夫ヨリ瀧尾ヘ罷越候、相濟御靈屋御寶物拜見有之候ニ付、保科禰宜罷越候事、
九月廿三日
一、今午前滿願寺ゟ、關口慈立相越、舊本地堂ノ義ニ付、約定書持參ニ付禰宜主典共捺

印之上一通取置、前約定書ハ廢物ニ相成候間闕口へ返却候事、

九月廿七日

一、滿願寺副住職彥坂諶厚、華藏院闕口慈立罷越、深砂王堂、教旻墓地處分協議有之、即時議決、宮司代理副住職ニ而願書差立候事ニ取究候事、

但、議定書調印之儀ニ付、闕口慈立再度罷越、代理及主典貳名調印相濟候、尤扣之分一札、當宮へ可差出處、僧侶未調印不相揃廉ヲ以テ纔(マヽ)時猶豫申入候事、

十一月廿四日

一、杉宮內太輔、此度滿願寺三佛堂落成見(檢)査登山、御宮へ參拜有之、於石間拜被致、御著座間等拜見、直ニ退下、陪從四名計來、彥坂諶厚 闕口慈立被來、大久保主典出會候事、

右參拜之次第等、禰宜主典方へ相談之上取扱也、

十二月九日

一、滿願寺副住職彥坂諶厚始メ、僧侶十名計相越、藥師堂江藥師佛還座ニ付、人足等該堂江立入候旨、滿願寺屆出、

下野國都賀郡日光

父勝伴亡舊神官

中臈勝信㊞　當壬申年五十一歳

嘉永三庚戌年二月常陸國那嘉郡湊村大内左衛門二女娶

妻　藤　當申四十七歳

長男　勝直　當申　二十歳

合三人内　男二人　女一人

下野國都賀郡日光

父義方亡舊神官

古橋義所㊞　當壬申年四十三歳

嘉永四辛亥年十月下野國河内郡宇都宮舊神官中里主水孫娶

妻　千代　當申三十八歳

長男　義長　當申　十五歳

二男　厚五郎　當申　十二歲

弟　信三郎　當申三十七歲

合五人內　男四人　女一人

下野國都賀郡日光
何番屋敷居住
舊神官
齊藤光寬㊞　當壬申年二十八歲

祖母　ゆゑ　當申八十三歲

父　光重　當申五十八歲

下野國鹽谷郡太田村見目淸左衞門長女

母　利尾　當申四十九歲

文久二壬戌年十二月下野國鹽谷郡高根澤村宇津權右衞門三女娶

妻　壽亭

當申二十七歳

長女　ま滿　當申八歳

長男　光易　當申六歳

二女　れ渢　當申當歳

父重光二女
姝　喜美　壬申十六歳

合九人内　男三人　女六人

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

下野國都賀郡日光

何番

父信秀亡舊神官

高科信年㊞　當壬申年十九歳

文久元酉年八月當所四軒町小野善助養女

明治四辛未年四月當所本町高橋新太郎妹娶

祖父　信有　當申七十四歲

祖母　きん　當申六十六歲

信秀後妻
繼母　きよ　當申二十九歲

妻　せい　當申十八歲

父信秀長女
妹　たゞ　當申六歲

父信秀叔父
大叔父　清次郎　當申七十二歲

同人弟
叔父　宗三　當申二十七歲

同人二弟
叔父　直次　當申二十一歲

合九人内 男五人 女四人

下野國都賀郡日光
何番屋敷居住
舊神官
古島安之㊞ 當壬申年三十三歳
實當國河内郡宇都宮
舊神官古島主計長男

父 龜翁 當申六十九歳

母 ゑひ 當申六十二歳
都賀郡久次良村舊神官高科信成長女

妻 ゆつ 當申三十一歳
安政五午年當所本町山口新左衛門六女娶

長女 志賀 當申十二歳

長男 金次郎 當申五歳

二女　う　た　壬申　當歲

合七人内 男三人 女四人

今般私共ニ御引渡ニ相成候元大樂院、元安養院之儀、
二荒山社東照宮御至近之場所ニ御座候得者、至急之御用向等、其外萬事無遲滯勤
務可仕ニ付、私共右兩所ニ常住被御申付被下置候樣奉願上候、尤古嶋安之義者、懸隔
之地ニも無之、且情實不得止義も有之ニ付、只今迄之處ニ住居仕候樣奉願候、右條件
御聞届被成下置候樣、幾重ニも奉願上候、以上、

奉願上候覺

本宮神社別所之儀、兼而御渡ニ相成候ニ付、同夜御勤之者勤番爲仕、私共回勤仕候、申
上候迄ニも無御座候得共、同社炊殿ニ被成下置候樣、此段幾重ニも奉願上候、以上、

高科信年㊞
齊藤光寛㊞
古嶋安之㊞

辛未四月

古橋義所㊞
中鷹勝信㊞

日光縣
御廳

奉願候覺

今般大樂院、安養院兩所、私共願之通常住居被御申渡、難有仕合奉存候、就而は私共四人是迄之屋敷地面住宅共上地仕候、尤祖先以來廟所之義ハ、全ク後闇空地ニ候得者、是迄之通り被成下置候樣、奉ロロ候、將又當年蒔付置候野菜物等成熟取入候迄、椽先箸下之地者拜借被御申付候樣、何卒出格之御仁慈を以、被御申付被成下置候樣、幾重とも奉願上候、以上、

高科信年
齊藤光寛
古島安之
古橋義所

辛未
四月

日光縣
御廳

中麿勝信

奉願上候覺

今般元大樂院、元安養院に引移居住、願之通御中付被成下置、誠以難有仕合奉存候、就而者舊宅地面共檢地書相添、上地仕候間、御序を以御見分被成下置候樣、奉願上候、以上、

辛未(四年)五月晦日

高科信年㊞
齊藤光寛㊞
古橋義所㊞
中麿勝信㊞

日光縣
御廳(別ニ辛未五月二十八日付同文ノモノアリ、)

奉願上候覺

今般上地仕候私共舊宅地之義ハ、祖先廟所有之、且總ニ手作物蒔付等仕置候義ニ御座候得ハ、何卒爲菜園、右舊宅地面之義、私共ニ拜借被御申付被成下置候樣奉願上候、尤冥加永上納仕、且又村役之義も相勤申候間、右奉願上候通被御申付被成下置候樣、幾重ニも奉願上候、以上、

右壹通

辛未
五月廿七日

高科信年
齊藤光寛
古橋義所
中麿勝信

日光縣
御廳（別ニ辛未七月付同文ノモノアリ、）

奉申上候覺

一中宮祠若子兩社鳥居ニ掛ケ置候舊額、權現之號ニ有之候得者、乍御手數何卒御序

ヲ以、御取外し被成下置候樣仕度、此段幾重ニも奉願上候、以上、

辛未（四年）

五月廿七日

高科信年㊞

齊藤光寬㊞

古島安之㊞

古橋義所㊞

中鷹勝信㊞

日光縣

御廳

柿沼點（添）削有之書壬申五月晦日差出し扣、

奉願上候覺

二荒山神社瑞籬內ニ有之候本地千手堂佛體ハ、僧侶方に引取候跡、天冬衣命剌國若比賣命祭神仕度、此段御聞屆相成下置候樣奉願上候、以上、

古島安之

壬申（五年）

高科信年

五月

齊藤光寛
古橋義所
中麿勝信

栃木縣
御廳

御請

古橋義所、高科信年に先般被御申付候住居之内ニ有之候ニ荒東照兩社用具入置候土藏鍵四本、其節御渡し被下、慥ニ奉請取候、以上、

高科信年㊞
齊藤光寛㊞
古島安之㊞
古橋義所㊞
中麿勝信㊞

日光縣

御廳

奉願上候覺

今般奉願上舊屋敷地面爲菜園私共に拜借被御申渡被成下、誠以難有仕合奉存候、然處右地內に植付置候林木僅有之、甚以小林には御座候得共、別紙之通木數大小相改奉申上候、何卒私共に拜領被御申付被下置候樣乍恐奉願上候、伐木之上は右代金を以從來志願之國史類買求候足しに仕度奉存候間、右願之通御聞濟(マヽ)

覺

一杉木　但目通り　五尺五寸廻り方 貳尺廻り迄

木數〆貳百拾九本

一檜木　但目通り　五尺廻り方 貳尺廻り迄

木數〆七拾八本

一椹木　但目通り　四尺廻り方 貳尺廻り迄

木數〆四本

一赤松　但目通り　四尺廻り方 貳尺廻り迄

木數〆七本
總木數
〆三百五十八本
右之通私共地內林木相改候處相違無御座候、以上、

高科信年㊞
齊藤光寛㊞
古橋義所㊞
中麿勝信㊞

日光縣
御廳

其六　滿願寺に關するもの

滿願寺起原沿革調　全

栃木縣下上都賀郡日光山

滿願寺

第一項　起原沿革

當寺ハ天平神護二年三月ノ創業ニシテ、開基ハ勝道上人ナリ、（草創已來、明治十三年ニ至テ、一千二（〇）百十五年ヲ經過ス、）初メ一小坊ヲ設ケテ、四本龍寺ト名ケ、道上人茲ニ住シテ勤行ス、大同三年國司

朝命ヲ奉シテ、該寺ヲ改造シ、寺觀ヲ大成ス、道上人ノ徒弟道珍教旻等、各々草菴ヲ結ンテ、修行ノ道場トス、（未タ寺號ヲ設ケス、）弘仁元年

勅願ノ命アリ、教旻僧都、回峰修行シ、其成滿ヲ祈リ奉ル、靈驗アリ、勅賞シテ滿願寺ノ號ヲ下タシ賜ヒ、尋ヘテ旻僧都ニ當山座主ノ

宣旨ヲ賜フ、（是ヨリ三十六代ノ山主慈玄大僧正ニ至ルマテ、代々座主ノ宣下アリ、以テ一山ノ規模トス、）爾來四本龍寺ヲ本坊ノ稱號トシ、滿願寺ヲ本院支坊ノ總寺號トス、（今滿願寺ノ號ヲ賜テヨリ、一千百七十一年、）嘉祥元年、慈覺大師

勅ヲ奉シテ登山シ、第四世ノ座主昌禪講師ト議リ、專ラ叡峰ニ摸擬シテ、山內ニ東西中ノ三院ヲ開キ、毎院衆徒ヲ配置シテ、追年支坊ヲ建設シ、其數三十六坊ヲ成ス、（十八ケ坊ハ、昌禪講師及ヒ其徒弟等ノ創立、十八ケ坊ハ覺大師丼ニ山門ヨリ隨行ノ徒衆開基スト云、）其稱號或ハ院、（座禪院、淨土院等ナリ、）或ハ坊、（法門坊、禪智坊等ナリ、）其總號ヲ一乘實相院ト名ケ、（滿願ノ總寺號ヲ用ルコト舊ノ如シ、此時勅詔ニ依テ、山衆悉皆台家ニ歸入シ、盛ン

ニ法華圓宗ヲ弘通ス、是ヲ以、更ラニ此總院號ヲ設ク、ト見エタリ、因ミニ謂ク、當山ノ總號ヲ、或ハ勝ヲ成就院ト云フハ、座主辨覺已來、鎌倉ノ大御堂ヲ兼帶ス、彼ノ大御堂ノ稱號ヲ勝長壽院ト云、長壽成就共音相ヒ近ク、且ツ成就ノ字義、滿願ノ寺號ニ相應スルカ故、中古ヨリ之ヲ轉用スルナラン、未詳、以テ鎮護國家ノ道場ト爲、延應二年座主辨覺、新タニ本坊ヲ建營ス、時ニ　宣旨ヲ以テ、光明院ノ稱號ヲ賜フ、案スルニ、第十八世隆宣座主、　宣旨拜戴ノ爲上京ノ際、禪雲ト云者山務ヲ強奪シテ、宣歸山スレトモ讓ラス、此レニ依テ、宣ノ一族、常州ノ大方政家、兵ヲ發シテ禪雲ヲ襲フ、雲ノ親族那須ノ資滿、亦タ兵ヲ募ツテ山中ニ戰フ、是際社堂坊舍多ク燬失ニ罹レル旨、古記ニ見ヘタリ、四本龍寺ノ本坊モ、此時回祿ノ後、再建ノ企ナク、但其名稱ノミ千手堂ニ存ス、由ツテ辨覺僧正、別ニ本院ヲ建設シテ、光明院ノ勅號ヲ仰キシコトト見ヘタリ、爾メ后、第三十六世ノ座主慈玄僧正解職シテヨリ、座主中絕ス、敎旻僧都座主宣旨拜戴シテヨリ已來、應永二十七年慈玄僧正解職迄、本坊ノ住職ヲ座主ト唱ヒ、其職相續スルコト三十六代、其中　皇族法親王五代、歷年六百有三、此時ヨリ座禪院ノ住職、代々權別當ト稱シテ山務ヲ擔當ス、光明院ハ自然ニ荒廢シテ、但其名ノミ存シ、其內權現堂ト稻荷社ハ退轉セスト云フ、慶長十八年、天海僧正當山管領ノ命ヲ拜シ、同年十月登臨シテ座禪院ヲ假本坊ト爲、是ヨリ先キ、天正十八年豐太閤當山ノ寺領ヲ沒收セラレ、往古ノ寺領下野ノ內三郡半、七十一鄕、桓武、平城、仁明、文德、後鳥羽五代ノ御宇、追々ノ御寄附、幷ニ源賴朝卿、宇都宮重綱、忠綱寄進ト云、豐公之レヲ沒收シ、改メテ足毛鄕六百石ヲ賜フコト舊記ニ見ヘタリ、寺院漸次ニ退轉シテ、慶長ノ末僅カニ九ケ寺ヲ存ス、天正已前大坊三十六ケ寺、小坊三百餘軒アリト云、舊記ニ見ヘタリ、元和七年、海僧正、本坊ヲ再建シ、今ノ東照宮假殿ノ地、更ラニ子院數ケ寺ヲ復興ス、元和已來復舊或ハ新設シテ、大坊二十六坊、小坊八十二、本院トモ通計メ一百十ケ寺アルニ至ル、寛永十三年、本坊ヲ毀ツテ、其跡ニ東照宮假殿ヲ建、復タ座禪院ヲ以テ假本院ト爲、同十八

年光明院ヲ再營ス、光明院ノ舊寺地、今ノ滿願寺境内ナリ、其后　後水尾帝第一之　皇子守澄法親王、寺務ヲ主任セラルヽニ至テ、承應三甲午年　勅詔ヲ以テ、輪王寺ノ號ヲ賜ヒ、門室ノ宣下アリ、爾來光明院ノ稱號自ラ廢亡ス、延應二年ヨリ該稱號ヲ存スルコト四百五十六年、　爾後　皇族法親王寺務ヲ管領セラルヽコト連綿十三代、明治元戊辰年、故アリテ輪王寺門室ヲ廢止セラル、輪王寺ノ號相續スルコト二百二十七年、　同四辛未年正月、神佛分離ノ處置アリテ、僧侶ノ神勤ヲ廢止セラレ、尋ヘテ舊輪王寺ヲ山僧ニ賜ツテ、各院衆徒二十ケ院、別當等六ケ院、各坊一坊八十ケ坊、承仕三ケ坊、悉皆茲ニ合併シ、區々ノ稱號ヲ捨テヽ、但タ一ノ滿願寺ヲ稱スヘキ旨、地方官共命ヲ達セラル、謹ンテ命ヲ奉シ、各院坊ノ寺地ヲ奉還シ、三月晦日殘ナク合併シ畢、　同年五月十三日、表道場邊ヨリ出火、本坊悉ク燒失、同年十二月ニ至テ、食堂壹棟ヲ建設ス、同七年七月、玄關書院內佛居間茶之間浴室等再建ニ着手シ、十二月ニ至テ落成ス、明治元年ヨリ本院監守者、假リニ寺務ヲ擔當シ、其後地方官ヨリ擧頭代ノ職務ヲ置テ、寺務ヲ調理セシメ、七年ニ至テ、該職ヲ執事ト改ムルノ許允ヲ蒙ル、同年十二月、山衆ノ懇請ニ由テ、東京市ケ谷自證院修多羅亮榮ヘ、當寺兼務ノ命アリ、同十二年願ニ依テ副住職ヲ置ル、

第二項　由緒

當寺創立ノ由緒ハ、深山ヲ開拓シテ、正法ヲ興隆シ、國家ヲ鎭護シ、人民ヲ利益センカ爲ナリ、故ニ補陀洛山草創建立記ニ云、弘仁八年二月廿五日夜、勝道上人告十餘之弟

子曰、吾與　聖帝有深契、依朝恩、興隆當寺、乃至、各一心興隆佛法、奉崇神、祈皇家、可利益人民、語已、三月一日行年八十三歳、如入禪定入寂已矣、（此記ハ弘仁九年二月、仁朝、道珍、教旻、尊鎭合議シテ筆記スルモノナリ、）是ヨリ先キ、延暦七年四月、勝道上人中禪寺湖水ノ一小島ニ住シテ、禮懺苦行シ、聖朝安穩五穀豐熟ヲ祈ル、　桓武聖帝遙カニ此由ヲ　聞召シテ、　叡感淺カラス、翌八年四月四日、　勅使上總介平連持ヲ下シテ、上人ヲ上野國講師ニ任セラレ、且ツ平城天皇大同三年ニ至ツテ、下野國司　勅ヲ奉シテ、四本龍寺ヲ改造セラル、後嘉祥元年、慈覺大師登山ノ時、　仁明天皇ノ叡旨ヲ奉シテ、山僧等悉ク天台ノ法流ニ歸シ、叡山ト等シク鎭護國家ノ道場トナリシ等ノ由緒ハ、前件沿革ノ章ニ詳記スルカ故ニ之ヲ畧ス、

第三項　寺格

弘仁年中、當山第二祖教旻大僧都ヘ、座主　宣下コレアリ、其後嘉祥元年、慈覺大師朝命ヲ奉シテ登山、天台ノ法流ニ改正アリシ時、隨從セシ總本山延暦寺ノ衆徒十餘名ヲ殘シ置カレ、各々子院ヲ開基シテ、當山ノ衆徒トナリシ故歟、往昔ヨリ日光山ノ衆徒ハ、比叡山大衆ト﨟次ヲ以座セシコト、舊記ニ見ヘ、且ツ當山第二十八世大僧正仁澄和尚ヨリ、　皇族法親王等住職セラルヽコト左ノ如、

第二十八世座主仁澄大僧正ハ、惟康親王ノ長男ニテ、延慶元年日光山座主ノ　宣旨ヲ拜セラレ、住職セラルヽコト十一ケ年、

第二十九世座主大僧正仁惠法親王ハ、後嵯峨帝第十四之皇子ニテ、文保二年當山座主ノ宣下アッテ、山務ヲ闕セラルヽコト六ケ年、

第三十一世聖惠權僧正ハ、惟康親王ノ三男ニテ、元德二年當寺住職ノ命ヲ拜セラレ、治山五年ヲ閲シテ辭職セラレ、更ラニ延元二年再住セラレテ、住持セラルヽコト十一ケ年、

第三十二世慈道法親王ハ、　龜山天皇第十七ノ太子ニテ、建武元年光山ノ座主ヲ拜命セラレ、住職セラルヽコト四ケ年、

故ニ往古ヨリ比叡山延曆寺ニ亞スルノ大寺ナリ、其後慶長十四年、山門三院執行天海大僧正當山住職兼務、特（マヽ）トニ第五十五世座主一品守澄法親王、慶安元年日光門主ノ　宣旨ヲ拜セラレ、承應三年ニ至ッテ、當山本坊へ輪王寺ノ門室號ヲ賜ハリ、爾來明治元年ニ至ルマテ、　皇族法親王住持シテ、一宗ヲ管領セラルヽコト連綿十三代、比叡日光東叡是レヲ三山ト稱ス、倶ニ一宗ノ本山タリ、然ルニ明治三年日光東台本山ノ號ヲ廢セラレ、明治五年ニ至テ、本宗管長、正覺院豪海大敎正ヨリ、左之通舊敎部

省ヘ出願アリシ旨達アリ、

此度寺格御取調之儀被　仰出候ニ付、日光東叡兩山、自今之御取扱等、別紙之通出願候間、此段爲御心得申入置候也、

七月廿日　　　正覺院

日光山

老分衆中

奉願覺

東叡山寛永寺之儀者、寛永年間、舊幕府爲本願主、被遂　奏聞、山門探題大僧正南光坊天海（諡賜慈眼大師）比叡山延暦寺鎭國道場ヲ、今ノ地ニ被移築候以來、輪王寺門室御取立、一宗管領被　仰付候、爾後被爲於　朝廷、總而延暦寺同樣御取扱被爲在候、且日光山者叡山之二祖慈覺大師中興之古刹、座主職連綿之大寺ニ御座候ニ付、比叡日光東叡者鼎足之三山ト呼稱罷在候寺院ニ御座候處、去ル庚午四月中、日光東叡之兩山本山之號被廢止候旨、被仰出奉敬承候、乍去、諸般御取扱向之儀ニ於テハ、從前ト相變リ候儀、全ク無御座候ニ付而者、此度本末宗規等、總而御釐正被　仰出候折柄、右兩山開祖以來出格之由緒ヲ以テ、自今天台之別院ト稱シ、三山同等御取扱之義奉懇願候也、

天台宗

大教正正覺院豪海

壬申
七月
教部省
御中

右之通、大教正正覺院豪海ヨリ達コレアリシヨリ、後、當寺々格ノ義ニ付、管長及ヒ本山等ヨリ何分ノ沙汰コレナク候ニ付、山門ノ別院ト相心得居候事、

第四項　境內

明治改革已前ハ大谷川神橋已內、山中一圓滿願寺境內ナリ、今ノ二荒山三社等ハ、都テ寺中鎭守ノ爲是ヲ勸請セシモノニシテ、東照宮モ亦寺內ニ鎭座ヲ設ケシナリ、維新已來ノ現境內左ノ如、

一滿願寺境內　坪數七千三百三十二坪、本堂其外建物數二十三、

一同附屬諸堂境內　貳拾箇所

此內譯

	坪数	建物数
開山堂境内	坪数八百弐拾八坪	建物数五
慈眼堂境内	坪数三千二百四十二坪	建物数十五
行者堂境内	坪数百五十坪	建物数壹
瀧尾山境内	坪数千四十七坪	建物数六
小玉堂境内	坪数四百四十壹坪	建物数一
四本龍寺境内	坪数千二十五坪	建物数三
釋迦堂境内	坪数二千二百五十五坪	建物数三
憾滿境内	坪数五千五百八十一坪	建物数三
大日堂境内	坪数六百拾九坪	建物数三
歌ヶ濱境内	坪数二千五百二十坪	建物数三
大猷院境内	坪数二萬六千百七十六坪	建物数二十五
上野島境内	坪数二十九坪二合五勺	建物数二
寺ヶ崎境内	坪数二萬八千四十六坪	建物数一
五大山境内	坪数四萬千百五十一坪	建物数一
千手ヶ崎境内	坪数五萬七千六百坪	建物数二

唐澤境内　坪數六千六百坪　建物數二
大多和境内　坪數三萬六千坪　建物數二
志津境内　坪數六千坪　建物數四
若澤境内　坪數三千六百坪　建物數二
寒澤境内　坪數五萬七千六百坪　建物數二

境内合計貳拾壹箇所

此總坪數貳拾八萬七千八百四拾貳坪貳合五勺、
堂宇其他建物數百拾、

外ニ

神地内ニアル堂宇建物數六、
近村入會地ニアル堂宇建物數拾貳、
堂塔拜殿等總合計壹百貳拾有八、

第五項　舊寺領

天正十八年已前寺領左ノ如、
舊記ニ云ク、日光山領六拾六郷、

石那田郷　大矢那久郷
大桑郷　土々呂久郷
關澤郷　山口郷
上薩島郷　下薩島郷
土澤郷　根室郷
片倉郷　沓掛郷
水無郷　谷口郷
澤又郷　臼井澤郷
大室郷　大澤郷
鷲澤郷　芹沼郷
小倉郷　小代郷
明神郷　岩崎郷
文挾郷　板橋郷
室瀬郷　蘆岡郷
長畠郷　小矢那久郷

田野郷　福岡郷
那羅部郷　深谷郷
墨山郷　湯西川郷
小來川郷　符所郷
栗野郷　糟尾郷
押原郷　玉田郷
美濃郷　富岡郷
篠原郷　飯山郷
村陰郷　華岡郷
西鹿沼郷　小比矢久郷
大蘆郷　栃窪郷
小荷子郷　小池郷
板荷郷　（重出、マヽ）大蘆郷
南摩郷　藤沼郷
鹽室郷　松賀野郷

守久郷　高久郷
籾山郷　菅澤郷
小林郷　瀬尾郷
右下野九郡之内（都賀郡寒河郡河内郡半郡）
桓武　平城　仁明三皇幷源頼朝卿御寄附
外寄進郷村
薗邊大平郷　後鳥羽院御寄附
日名田郷　源實朝卿寄附
久野郷　宇都宮重綱寄附
久賀郷　宇都宮忠綱寄附
足尾郷　（此郷、往古中禪寺上人、依大黒天告、見得之、）
已上郷村總收納高凡ソ拾八萬石餘ト云、
右日光山領天正十八年豐太閤氏、悉皆沒收セラレ、改メテ足尾郷一圓ヲ寄附セラルト云、
但シ、足尾郷高六百石

一慶長十四年源家康公ヨリ、改メテ足尾郷六百石ヲ寺領ニ賜ヒ、同十八年、更ラニ久我、草久、今市ヲ加附セラル、石高左ノ如、

高六百石　足尾村

高七百石　今市村

高三百七拾九石五斗六升三合　草久村

高三百二拾石四斗三升七合　久我村ノ内

合計四ヶ村

此總合高貳千石

一元和三年、東照宮鎭座已來、明治元年ニ至迄、總山寺領左ノ如、

高八千七拾九石八斗三升八合

內譯

一高三千五百五十二石五斗五升四合　本坊輪王寺領

此內

高千八百石ハ　元高

高三百石ハ　學頭料

高千四百五十二石餘ハ、寛文六年檢地打出シ高

右郷村高割左ノ如、

高六百七拾四石九斗貳升三合	上草久村
高五百六拾三石六斗四升三合	今市村
高百三拾三石八斗九升壹合	清瀧村
高五拾五石壹斗三升三合	細尾村
高三拾九石三斗二升六合	外山分
高三百二石四斗九升七合	久次良村 蓮花石村
高百六拾八石七斗五合	鉢石町
高七斗六升四合	鉢石町高ノ内新道ニ成候替地上野村ノ内、
高百拾六石壹斗九升五合	上久我村
高七百六拾貳石五斗七升	足尾村
高二百石五斗九升	七里村
高二百二十石五斗四升三合	野口村
高拾九石六斗壹升壹合	七里村高ノ内、新道ニ成候分、野口村上野村ノ内、

高二百九拾貳石壹斗六升三合　　和泉村

小以

一高貳千四百石　　衆徒貳拾ヶ院

但シ、壹ヶ院百二十石宛、

一高八拾八石七升壹合　　衆徒役料

一高三拾壹石四斗三升　　慈眼大師供料

一高三拾石　　無量院料

一高三拾五石　　慈眼堂々番料

一高貳百石　　妙道院料

一高百五拾石　　龍光院領

一高五拾石　　同院手替出家一人料

一高八拾五石七斗壹升　　同院役僧四人料

一高百七石八斗六升　　承仕僧三人料

一高七拾五石七斗七合　　鐘撞三人料

一高五拾貳石　　大猷廟倉掛役僧四人料

一高八百石　　一坊八拾ケ坊領

但シ、壹ケ坊拾石宛、

一高九拾貳石貳斗八升六合　　一坊役料

一高百五拾石　　大樂院領

一高五拾石　　同院手替僧壹人料

一高百貳拾八石五斗七升壹合　　同院役僧六人料

小以高四千五百貳拾六石六斗三升五合

但シ、衆徒貳拾ケ院、已下拾七口ハ、東照宮領大猷院殿靈屋領總高貳萬千五百五拾四石八斗九合六勺ノ内ヨリ配當ノ事、

第六項　末寺

現存寺中壹箇院、復舊出願取調中ノモノ拾六箇院、八箇坊、衆徒某院、一坊某坊、維新已前ヨリノ住職人等ニシテ、明治四年合併後、復舊再興ヲ熱望シ、舊寺地御拂下相願テ、今住山スル者、

末寺貳拾箇寺、又末壹箇寺、詳細左ノ如、

寺中

上都賀郡日光山内、明治十二年四月復舊願濟、　　護光院

復舊出願取調中、　元法門院
同　元安養院
同　元華藏院
同　元照尊院
同　元唯心院
同　元南照院
同　元禪智院
同　元淨土院
同　元遊城院
同　元日增院
同　元醫王院
同　元惠乘院
同　元光樹院
同　元藤本院
同　元櫻本院

同　元養源院
同　元教光坊
同　元道龍坊
同　元守光坊
同　元深教坊
同　元妙月坊
同　元妙金坊
同　元櫻秀坊
同　元久善坊

末寺

上都賀郡清瀧村　清瀧寺
同　小來川村　圓光寺
同　日光町字鉢石町　觀音寺
同　日光町字稻荷町　多聞寺
同　日光町字御幸町　龍藏寺

同　日光町字板挽町　淨光寺
同　所野村　龍門寺
同　和泉村　月藏寺
同　瀨尾村　明靜寺
同　淸瀧村　圓通寺
同　足尾村　寶增寺
同　村　龍藏寺
河內郡小百村　寶勝寺
同　大桑村　長福寺
同　倉ヶ崎村　眞光院
鹽谷郡西川村　安養寺
同　日蔭村　自在寺
上都賀郡七里村　泉光寺
河內郡佐ヶ部村　地福院
安蘇郡粕尾村　藥王寺

又　末

上都賀郡明神村　　大　通　寺

第七項　檀家

東京府下華族

從三位德川家達

右之外、近鄕遠國之信徒、祈願或ハ回向之法要ヲ懇請スル者、陸續絕ヘスシテ、年ニ虛日ナシ、

已上

右之通御座候也、

栃木縣下上都賀郡

日光山內

滿願寺兼務

明治十三年十月廿一日

中敎正修多羅亮榮

同寺副住職

大講義　彥坂諶厚

（右滿願寺起原沿革調、日光二荒山神社所藏）

日光山滿願寺住職ノ義ニ付上申

日光山滿願寺ノ義ハ、舊時大小支坊合セテ百拾ケ寺、配當高六千九百二十六石餘、其他料物金等有之、永續候處、明治元年徳川氏土地奉還セシヨリ、諸給與ハ勿論、料物金ニ至ルマテ廢止相成、百拾ケ寺ノ住僧無給ニシテ、相續スル事貳ケ年餘、資力全盡キ、衰弊ヲ極メ、會明治四年正月、神佛分離ノ御處分被仰出、本坊其餘建物等、其名儀ノ佛ニ屬スルモノヲ合セテ、僧侶ニ賜ヒ、百拾ケ寺ノ寺號ヲ廢シテ、本坊ニ合シ、滿願寺ト總稱スベキ旨、辨官御指令ニ依リ、同年三月ニ至リ、八十餘名ノ僧徒本坊ニ合居シ、當分現米百石下シ賜フ、然ルニ同年五月十三日、失火ニ依テ、本坊及ビ佛器什物等烏有ニ屬ス、同十二月食堂壹棟ヲ建築シ、漸膝ヲ容ル、此時ニ當リ、元醫王院某、元養源院生戒、學頭代ノ職ヲ勤務、幾ナク元醫王院ハ病氣ニ依テ職ヲ辭シ、尋テ元養源院モ病ニ罹リ職ヲ辭ス、於是、元龍光院山貞、學頭代ヲ勤務ス、同年六月、前學頭代生戒、元照尊院猶海、當山波之利大黑天、出開扉ノ事務ヲ負擔シ、六年三月ヨリ東京淺草寺境内ニ於テ、開扉ノ處、同五月金錢出納上ヨリ、世話人中ト葛藤ヲ生シ、公裁ヲ仰クニ至リ、巨額

ノ負債ヲ生シ、大黑天及寶物等、世話人ノ預置所トナリ、百方金策、漸クニシテ其幾分ヲ償却、同八月僅カニ大黑天ヲ還座スルヲ得、同月學頭代山貞、病氣ヲ以テ職務ヲ辭ス、此時ニ當リ、滿願寺ノ困厄已ニ極マル、同九月元護光院謙厚、即チ副住職彦坂諶厚也、衆僧ノ情願ニ依リ、學頭代申付、此災厄ノ後ヲ承ケテヨリ、爾來負債償却、該寺再興永續ノ方法組織ニ寢食ヲ忘レ、汲々盡力スト雖モ、此時大黑天開扉ニ關スル負債ノ公裁上切迫困難ノ場合ニ至リ、其急ヲ拯フノ策ナキヲ以テ、不用物品ヲ沽却シ、別ニ高利ノ金ヲ借入、沽却ノ金ヲ合セテ、漸ク負債償却ヲ終ヘ、同七年七月寶物三拾九ケヲ還納セリ、是ヨリ前、神地內ノ佛堂移遷ノ義ニ付、神官ヨリ嚴談有之、移遷ノ方法ヲ出願、同年七月許可ヲ得、此時日光町人民ヨリ、堂塔据置ノ出願ニ因シ、滿願寺ニ向テ大紛紜ヲ生シ、事不解殆三年、其際本坊再建ノ事業ヲ興シ、同年十二月成功、同月衆僧ノ情願ニ依リ、東京市市ケ谷自證院住職少教正修多羅亮榮江住職兼務被命、月末入院ス、又相輪塔轉地ノ事務ニ着手シ、翌八年三月落成、同九年三月、三佛堂轉地ノ事業ニ際手（着カ）、同年六月　御東巡ノ際、該事（寺カ）ヲ行在所ニ被定、一日二夜御駐輦中、特旨ヲ以テ金三千圓恩賜セラレ、三佛堂舊觀ヲ不失樣御沙汰アリテヨリ、　叡慮ニ背カサルヲ誓、金壹萬五千圓ヲ醵シ、日夜刻苦非常ノ盖（盡）力ヲ以、終ニ舊觀ニ比スレバ、一層ノ美ヲ加ヒ、十二年

七月ニ至リ落成セリ、是歳五月、衆僧ノ情願ニ依リ、彥坂諶厚ヲ以副住職トス、右ハ該寺浮沈ニ關スル大ナルモノヲ云フノミニシテ、其小事ニ至リテハ、其困難ニ所スルモノ枚擧スベカラズ、其間本坊建增等ノ事業アリ、且僅々タル收入ヲ以テ、非常ノ節約ヲ用ヒ、追々儲蓄ノ方法ヲ設ケ、大猷廟ヨリ本坊及ビ所轄ノ堂塔保存手當ノ爲メ、桐杉苗ヲ植付、永續ノ方法其竣功ヲ見ルベキノ時ニ際セリ、抑彥坂諶厚學頭代ノ職ニ就キシヨリ、本年迄九ケ年、當寺大災厄ノ後ヲ承ケテヨリ、該寺ノ浮沈ニ、事務都テ一身ニ負擔シ、難艱辛苦ヲ嘗メ、漸クニシテ完全ノ結果ヲ見ルノ時期ニ至リタルハ、實ニ同人ノ耐忍勉勵ノ功ニ由ルモノニシテ、衆僧及市中人民ノ一般其功績ヲ稱スルニ至レリ、此際萬一他人ヲ以テ正住職トシ、該寺ノ事務ヲ管理スルニ於テハ、人心漸ク離レ、是迄組織ノ方法多ハ畫餠ニ屬シ、九ケ年ノ辛苦ハ、一朝消滅、古來ノ大寺永續出來難（キカ）ク場合ニ立至ルベシ、日光山保存ノ義ニ付テハ、自今厚キ御保護モ有之折柄、該寺ノ永續難出來、再ヒ荒廢同樣ノ姿ニ相成候テハ、不都合無此上、深ク苦慮致候間、更ニ彥坂諶厚ヲ以、正住職被命、年來ノ苦辛消滅ニ不就樣、御所分有之候得バ、一寺ノ取締ハ勿論、保護ノ一端ニモ相成彼是完全ノ御所置ト存候、尤モ同人義ハ、前陳ノ如キ困難ニ當リ、毫モ不屈情質（性カ）ニ付、自然堅固ナル所ヨリ、衆僧ノ內ニテ不折合モ有

之、既ニ聊紛儀ヲ生シ候義モ有之候ヘ共、右ハ鎖(瑣)々タル小事ニシテ、彼是申上候者有之モ、決シテ一寺內ノ公論ニ無之、齒牙ニ懸ルニ不足義ニ候間、至急住職ノ御沙汰相成候樣仕度、意見上申候也、

明治十四年五月　　栃木縣令藤川爲親

內務卿松方正義殿

右保晃會具申書及縣令公上申書ハ、內務省社寺局長櫻井能監氏ヨリ、本書ヲ村田寂順敎正江相示サレ云云之內諭コレアリシ由ヲ以、這回岡村慈道、山用出京之際、村田敎正ヨリ當山衆江懇談云云、申合ラレ候節、寫取持歸候ヲ、一覽愕然ニ堪ヘズ、抑モ地方官幷ニ保晃會有志者等、當寺保護ノ厚意、三寶諸天ノ冥助感泣之至ニ堪ヘス、去ナガラ現ニ照魔鏡ノ照スアリテ、寺內ノ醜態ヲ地方及ビ中央大政府ニマデ隱レナク見透サレ、配慮ヲ煩ハスニ至候事、末時中トハ申シナガラ、サテ〳〵淺間鋪次第、悲淚モ亦禁ジ難候事、

(右輪王寺所藏記錄)

日光領滿願寺明細帳　　明治十二年九月御屆寫

近江國滋賀郡坂本町　天台宗大本寺　總本山延暦寺別院　滿願寺

一本尊　藥師如來　木佛座像厨子入內佛ノ間ニ安置、

一建物　間口十五間　奥行十五間　西向中庭アリ、

一境內　七千三百三十二坪　宮有第二種

一境內　堂樣四宇壹基

其一

本堂　又ハ金堂ト云、

本尊

南面　藥師如來　坐像木佛金粉彩色、元東照宮本地佛也、日光月光二菩薩十二神將附屬安置、

北面　千手觀音 阿彌陀如來 馬頭觀音　座像木佛金箔押大像也、元日光本地佛、

由緖　該堂ハ嘉祥皇帝ノ勅願、慈覺大師ノ創業、三佛堂ト稱ス、初ハ恒例山ノ麓ノ東照廟鐘樓ノ邊ト云、ニアリ、元和三年二荒神社拜殿東ノ地ニ移ス、今ノ二荒神社社務所建設地、慶安元年舊政府再營ノ、巨大ノ莊觀ヲ成ス、明治四年神佛二地區分ノ混淆ヲ禁セラル、此堂固ヨリ神地ニ屬ス、因ツテ轉地スベキノ命アリ、同九年五月、該事業ニ着手シ、現今ノ地ニ遷營ノ、當寺ノ本堂ト爲、以寺觀ヲ完全セント企ツ、同年八月特旨ヲ以

聖上御手當ヨリ金三千圓ヲ
賜ヒ、該堂轉地ノ業舊觀ヲ失フコトナカレト、同十年十二月念八日、上棟ノ式ヲ執行シ、同十二年七月十八日落成ヲ
奏上ス、

建物　桁行拾七間一尺四寸、梁間十間五尺、高サ礎石ヨリ棟木鳥フスマ迄八十八尺、屋根銅尾腰屋根兩妻入母屋外側高欄廻リ等朱塗、其他總土朱塗、

其二

祖師堂

本尊　慈惠慈眼大師畫像二軸、厨子アリ、外ニ慈眼大師木像壹軀安置、

由緒　該堂ハ、元內權現堂ト稱ス、延應二年座主辨覺創立シ、日光三社ノ神ヲ安置ス、以本坊光明院ノ鎭守トス、其後光明院ハ荒廢スレ圧、此堂依然トシテ存在スト云、（創建ヨリ六百四十二年ヲ經過ス、）明治四年神佛判然ノ所分ニ依テ、三柱ノ神體ヲ神官江渡シ、（三脫乙）跡ニ兩大師ヲ勸請シ、祖師堂ト爲ス、（元ハ當本堂西南隅木ノ邊アリ、本堂遷地ノ爲、明治九年現在ノ地ニ移ス、）

建物　祖師堂桁行五間、梁間三間、朱塗屋根柿葺、同供所桁行五間半、梁間四間、渡リ廊下アリ、

其三

吒咭尼天堂　木像、厨子入、

由緒　座主辨覺之創建ト云、年月未詳、光明院ノ鎭守ニメ、建設已來退轉ナシ、

建物　堂一棟　桁行四尺三寸　梁間四尺七寸　高サ八尺
　　　拜殿一棟　桁行五尺　梁間四尺　高サ八尺

其四

三寶荒神堂

本尊　三寶荒神

由緒　元ハ二荒神社境內、社頭ヲ距ルヿ西之方二十間餘ノ地ニアリ、創立年代未詳、大千度行者拜所ノ一也、明治九年現在ノ地ニ移ス、

建物　石造臺石三尺四方高サ五尺

其五

相輪樘

本尊　無垢淨光陀羅尼經ナリ、此經中相輪陀羅尼幷ニ其功德ヲ說ク、

由緒　寬永二十年ノ創建ニシテ、元ハ東照廟奧院ニアリ、慶安三年　神廟築地外西南ノ山腹ニ轉地シ、明治七年判然ノ朝旨ヲ奉メ當寺境內現在ノ地ニ遷營ス、

建物 輪燦唐銅鑄物燦柱、總高サ地盤石ヨリ七間二尺、更ラニ根入二尺、元口差渡シ三尺一寸、四隅扣柱高サ一丈七尺八寸、元口差渡一尺八寸五寸(マヽ)、二重貫黑漆塗ナリ、九輪井ニ風鈴扣柱ノ擬寶珠ハ金箔押ナリ、

一境內 建物 十二棟

内

白壁塗土藏 二棟 一棟ハ三間ニ五間、一棟ハ三間ニ六間、

由緖 元ハ本堂ノ現在ノ地ニアリ、該堂建築ニ付現今ノ地ニ轉造ス、

茶室 一棟 桁行九尺、梁間六尺、此建坪數一坪五合、

棧敷 一棟 桁行六間梁間三間半、此建坪二十一坪、

湢室 一棟 桁行四間梁間一間半、此建坪六坪

搗屋 一棟 桁行二間梁間一間半、此建坪三坪、

作事小屋 一棟 桁行七間梁間三間、此坪數二十一坪、

薪小屋 一棟 桁行三間梁間二間、此坪數六坪、

表門 一棟 桁行四間扣ノ間二間、此坪數八坪、

同番所 一棟

裏門 一棟

同番所　一棟　桁行二間梁間九尺、此坪數三坪、

一境外所有地

耕地反別壹町六畝拾八步　字日光山內

此地價金三拾五圓九拾八錢八厘、

（右日光領滿願寺明細帳壹冊　輪王寺藏本）

日光山滿願寺人別并分限帳

明治五壬申年十一月

滋賀縣管轄
近江國滋賀郡比叡山延曆寺末
栃木縣管轄
下野國都賀郡第十三區
日光山勝成就院
滿　願　寺

右住職無之學頭代兼務

衆徒

戒五十七 俗六十八 已堅義 已灌頂 中島道海

一當山元藤本院山海亡弟子、稱教王房、文化十三丙子年十二月剃髮、
一天保九戊戌年四月、同山元櫻本院住職、嘉永元戊申年二月同山元妙道院ェ轉住、
一東京府管轄武藏國東京本郷中島增看亡二男、

戒四十二 俗五十二 已堅義 已灌頂 增田山貞

一當山元南照院山雄亡弟子、稱正善房、天保二辛卯年十二月剃髮、
一弘化四丁未年五月同院住職、文久二壬戌年八月同山元龍光院ヘ轉住、
一栃木縣管轄上野國邑樂郡岩田村增田與七亡六男、

戒三十七 俗五十二 已堅義 已灌頂 羽場慈邦

一東叡山寒松院字門亡弟子、稱光承房、天保七丙申年九月剃髮、
一嘉永元戊申年三月、當山安養院住職、
一長野縣管轄信濃國水內郡善光寺新田町羽場磯七四男、

戒三十三 俗四十四 已堅義 已灌頂 林覺潤

一東叡山寒松院實呴弟子稱法雲房、天保十一庚子年八月剃髮、

一嘉永三庚戌年三月、當山元醫王院住職、

一筑麻（摩カ）縣管轄信濃國筑麻（摩カ）郡仁熊村林清三郎亡三男、

戒三十一　俗四十一　已堅義　已灌頂　北條生戒

一當山元養源院生緣弟子、稱圓妙房、天保十三壬寅年十二月剃髮、

一嘉永五壬子年三月同院住職、

一宇都宮縣管轄下野國河內郡古賀志村北條郡司長男、

戒三十一　俗四十一　未堅義　已灌頂　萩原侃海

一當山元照尊院圓海亡弟子、稱慈常房、天保十四癸卯年七月剃髮、

一嘉永六癸丑年十一月、同山元光樹院住職、

一長野縣管轄信濃國水內郡荒木村萩原惣左衛門二男、

戒二十九　俗四十　未堅義　已灌頂　福惠天盈

一東叡山林光院志常弟子、稱大乘房、弘化元甲辰年六月剃髮、

一安政六己未年二月、當山元敎城院住職、

一埼玉縣管轄武藏國埼玉郡熊谷宿作谷田榮藏亡二男、

戒二十九　俗四十一　未堅義　已灌頂　大森亮賢

一當山元觀音院貞純亡弟子、稱一乘房、弘化元甲辰年七月剃髮、

一明治二己巳年十一月同院住職、

一東京府管轄武藏國東京青山百人町大森清左衛門三男、

戒二十八 俗三十九 未堅義 已灌頂 彥坂謙厚

一當山元護光院謙常弟子、稱法妙房、弘化二乙巳年五月剃髮、

一安政二乙卯年七月同院住職、

一長野縣管轄信濃國水內郡善光寺町藤井平內亡五男、

戒二十七 俗三十九 未堅義 已灌頂 關口慈立

一當山元妙道院慈觀亡弟子、稱玉泉房、弘化三丙午年六月剃髮、

一慶應二丙寅年二月、同山元安居院住職、明治二己巳年十月同山元花藏院ニ轉住、

一宇都宮縣管轄下野國芳賀郡茂木村關口武兵衛亡五男、

戒二十五 俗三十六 未堅義 已灌頂 久保貞珍

一當山元法門院貞典弟子、稱勸善房、嘉永元戊申年六月剃髮、

一明治二己巳年十月同院住職、

一印旛縣管轄下總國相馬郡古戸村宮久保紋三郎五男、

戒二十五 俗三十六 未竪義　已灌頂　猶海

一東叡山泉龍院亮瑞弟子、稱照曉房、嘉永元戊申年十一月剃髮、

一文久四甲子年十一月、當山元照尊院住職、

一山形縣管轄羽前國村山郡上ノ山湯上眞澄二男、

戒二十二 俗三十四 未竪義　已灌頂　平井智順

一當山元唯心院誠順弟子、稱淨林房、嘉永四辛亥年四月剃髮、

一明治二庚午年五月同院住職、

一濱松縣管轄遠江國敷知郡濱松平井官左(ママ)衞三男、

戒二十二 俗三十二 未竪義　已灌頂　龜岡賢哉

一當山元南照院山貞弟子、稱法光房、嘉永四辛亥年十一月剃髮、

一明治二己巳年十月同院住職、

一柏崎縣管轄越後國頸城郡吉村眞宗寶善寺八男、

戒二十一 俗三十五 未竪義　已灌頂　稻子慈照

一東叡山泉龍院弟子稱常曉房、嘉永五壬子年十一月剃髮、

一明治二己巳年十月、當山元安居院住職、

一足柄縣管轄相模國足柄下郡府川村稻子幸右衛門二男、

戒十八 俗三十　未堅義　已灌頂　鈴木靜海

一當山元實教院海圓弟子、稱蓮成房、安政二乙卯年三月十五日剃髮、

一慶應元乙丑年正月四日、同山元禪智院住職、

一柏崎縣管轄越後國頸城郡元高田藩所以有テ斷絶ス、鈴木勝藏三男、天保十四卯年正月十日生、

戒十七 俗三十　未堅義　已灌頂　太田海信

一當山元妙道院道海弟子、稱實成房、安政三丙辰年九月剃髮、

一明治三庚午年四月、同山元櫻本院住職、

一群馬縣管轄上野國佐位郡伊勢崎太田柳助三男、

戒十六 俗三十二　未堅義　已灌頂　藤本英貫

一當山元龍光院山曉亡弟子、稱海城房、安政四丁巳年十一月剃髮、

一明治四辛未年六月、同山元藤本院法脈相續、

一柏崎縣管轄、越後國頸城郡上中田村眞宗教專寺八男、

戒十五 俗三十一　未堅義　已灌頂　西村鈴賢

一東叡山現龍院鈴祐弟子、稱信入房、安政五戊午年三月剃髮、
一明治二己巳年十一月、當山元日增院住職、
一東京府管轄東京下谷元先手組西村幸藏二男、
戒十四 俗三十　未竪義　已灌頂　清水考寬
一東叡山覺成院考英弟子、稱隨乘房、安政六己未年四月剃髮、
一明治三庚午年十二月、當山元遊城院住職、
一石川縣管轄加賀國石川郡金澤一錢橋木越茂平亡二男、
戒十三 俗二十五　未竪義　未灌頂　廣瀨海忍
一當山元實教院海圓弟子、稱法雲房、萬延元庚申年四月剃髮、
一明治三庚午年三月同院住職、
一印旛縣管轄下總國相馬郡河原城村廣瀨藤兵衛四男、
戒十 俗二十二　未竪義　已灌頂　小田切義讓
一當山元淨土院義辨亡弟子、稱眞乘房、文久三癸亥年八月剃髮、
一明治二己巳年十月同院住職、
一長野縣管轄信濃國水内郡須坂小田切藤左衛(ママ)三男、

戒五十 俗六十一　已堅義　已灌頂　清水谷生縁

一當山元實教院海嚴亡弟子、稱光照房、文政六癸未年十二月剃髪、

一嘉永元戊申年、同山元養源院住職、同五壬子年閏二月、同山元無量院ヱ轉住。文久三癸亥年十二月、同山元修學(マヽ)ヱ轉住、慶應三丁卯年隱居、

一印幡縣管轄下總國相馬郡押切倉谷喜右衛門亡二男、

戒四十九 俗六十　已堅義　已灌頂　龜(卦カ)掛川慈隆

一當山元安養院慈禪亡弟子、稱俊乘房、文政七甲申年二月剃髪、

一弘化四丁未年正月、同院住職、嘉永元戊申年三月、同山元淨土院ヱ轉住、安政二乙卯年十一月隱居、

一東京府管轄武藏國東京喜久屋橋龜(卦カ)掛川鶴翁亡二男、

戒四十九 俗六十　已堅義　已灌頂　石川貞侃

一東叡山護國院明順亡弟子、稱觀照房、文政七甲申年六月剃髪、

一天保十四癸卯年二月、當山元光樹院住職、安政元甲寅十二月同山元大樂院ニ轉住、慶應四戊辰年四月隱居、

一東京府管轄武藏國東京本所林町石川左膳亡二男、

戒四十二 俗五十二　已竪義　已灌頂　丸山榮海

一當山元禪智院心海亡弟子、稱一妙房、天保二辛卯年十二月剃髮、

一天保九戊戌年三月、同院住職、文久元辛酉二月隱居、

一長野縣管轄信濃國更科郡長野村丸山岡左衞門亡二男、

戒四十一 俗五十一　已竪義　已灌頂　山本貞典

一東京谷中天王寺隱居起行院海侃亡弟子、稱觀善房、天保三壬辰年十二月剃髮、

一弘化四丁未四月、當山元法門院住職、明治二己巳年十月隱居、

一新潟縣管轄越後國蒲原郡中條町山本右右衞門二男、

戒三十九 俗五十五　已竪義　已灌頂　吉田諶常

一當山元護光院諶貞亡弟子、稱大夫、天保五甲午年六月剃髮、

一天保十己亥年三月同院住職、安政二乙卯年七月隱居、

一福島縣管轄岩代國岩瀨郡鹽田村吉田縫殿八二男、

戒 俗　已竪義　已灌頂　山寺誠順

一東叡山春性院靜海亡弟子、稱慈觀房、天保七丙申年十二月剃髮、

一弘化三丙午年五月、當山元唯心院住職、明治三庚午年五月隱居、

一静岡縣管轄駿河國安倍郡静岡山寺鐵太郎四男、

戒三十四 俗四十四 已堅義　已灌頂　川瀬亮享

一當山元觀音院貞純亡弟子、稱十乘房、天保十癸亥年九月剃髪、

一弘化三丙午年正月、同院住職、明治二己巳年十一月、同山無量院へ轉住、同四丁未年四月隠居、

一東京府管轄東京元徒町川瀬清作二男、

戒三十六 俗四十七 已堅義　已灌頂　五十嵐海圓

一當山元實教院海典亡弟子、稱海乘房、天保八丁酉年十一月剃髪、

一嘉永四辛亥年四月同院住職、明治三庚午年三月隠居、

一東京府管轄東京小石川竹早町五十嵐勇藏亡五男、

戒三十 俗四十 未堅義　已灌頂　桂山英

一信濃國善光寺大勧進佛頂院（脱アラン）海亡弟子、稱正田房、天保十四癸卯年四月剃髪、

一文久元辛酉年二月、當山元藤本院住職、明治四辛未年六月隠居、

一長野縣管轄信濃國小縣郡元上田藩桂四郎兵衛六男、

戒二十二 俗三十二 未堅義　已灌頂　早川賢海

一當山元南照院山貞弟子、稱常應房、嘉永四辛亥年四月剃髮、
一文久二壬戌年八月同院住職、明治二己巳年十月隱居、
一長野縣管轄信濃國水內郡善光寺町早川和助三男、

徒弟

戒十九 俗三十四 未堅義 已灌頂 田中山靜

一當山元南照院山貞弟子、稱法輪房、安政元甲寅年十一月剃髮、
一東京府管轄東京下谷田中政右衞門亡二男、

（付箋）山靜ノ下孝道ノ上
戒十五 俗二十五 諦如

戒十四 俗二十五 未堅義 已灌頂 太田孝道

一東叡山春性院宜澄房弟子、稱戒應房、安政六己未年十一月剃髮、
一東京府管轄東京竹島町吉田昇之進二男、

戒十二 俗二十二 未堅義 已灌頂 林良傳

一當山元醫王院覺潤弟子、稱皆空房、文久元年酉十月剃髮、

一群馬縣管轄上野國甘樂郡宮崎村眞宗城願寺亡五男、
戒十二 俗二十二 未堅義 已灌頂 安生良順
一上野國世良田長樂寺戒善院要順亡弟子、稱戒（脱アラン）房、文久元年酉十一月剃髮、
一栃木縣管轄下野國都賀郡大柿村安生右衞門三男、
戒十 俗二十 未堅義 已灌頂 廣瀨貞海
一當山元南照院賢海弟子、稱德應房、文久三癸亥年五月剃髮、
一栃木縣管轄上野國新田郡下濱田村廣瀨直造三男、
戒九 俗二十 未堅義 未灌頂 太田慈範
一當山元安養院慈邦弟子、稱靜（脱アラン）房、元治元甲子年七月剃髮、
一長野縣管轄信濃國水内郡善光寺新田町太田定右衞門二男、
戒八 俗十九 未堅義 已灌頂 彥坂諶照
一當山元護光院諶厚弟子、稱法妙房、慶應元乙丑年三月剃髮、
一印旛縣管轄下總國結城郡久保田村宮田治良左衞門三男、
戒七 俗十七 未堅義 已灌頂 小野貞弘
一當山元大樂院貞侃弟子、稱慈常房、慶應二丙寅年四月剃髮、

一栃木縣管轄上野國新田郡上小林村小野芳左衛門亡二男、

戒四 俗十九　岡村慈道

一當山元花藏院慈立弟子、明治二己巳年十一月剃髮、

一印旛縣管轄下總國葛飾郡元古河藩岡村忠右衛門四男、

戒十 俗二十一　太田純融

一當山元妙道院道海弟子、稱志成房、文久三癸亥年六月剃髮、

一東京府管轄東京赤坂渡邊吉五郎三男、

戒八 俗十八　小泉豪忠

一常陸國市原村如意輪寺豪千弟子、稱蓮成房、慶應元年三月剃髮、

一茨城縣管轄常陸國茨城郡有賀村小泉茂右衛門二男、

戒三 俗十四　森惠曉

一當山元照尊院猶海弟子、明治三庚午年六月剃髮、

一新治縣管轄下總國香取郡護光寺村森利右衛門三男、

戒二 俗十八　松田山輝

一當山元藤本院山英弟子、明治四辛未年七月剃髮、

一長野縣管轄信濃國水內郡善光寺町松田文次郎二男、
戒五十九
俗七十　蓮中德海
一當山元悅藏坊海雲亡弟子、文化十一甲戌年正月剃髮、
一宇都宮縣管轄下野國河內郡森友村修驗藥王院亡三男、
戒六十六
俗七十三　管野谷祐觀
一常陸國鉾田三光院融親亡弟子、文化四丁卯年三月剃髮、
一新治縣管轄常陸國鹿島郡都與釜村管野谷四郎右衞門亡三男、
戒三十六
俗五十　鈴木淨順
一當山元圓祐坊貞誠弟子、天保八丁酉年十一月剃髮、
一栃木縣管轄下野國都賀郡蓮花石村板挽町鈴木音平亡長男、
戒二十九
俗四十　山口貞遵
一當山元教光坊貞則弟子、弘化元甲辰年十一月剃髮、
一岐阜縣管轄美濃國山縣郡片加里村、山口勝兵衞三男、
戒十七
俗二十七　鷲尾隆典
一當山元教光坊貞則弟子、安政三丙辰年二月剃髮、

一栃木縣管轄下野國都賀郡鹿沼宿鷲尾金平三男、
俗戒二十十七八　小林圓足

一當山元光藏坊嚴息弟子、安政三丙辰年六月剃髮、
一同縣管轄同國同郡蓮花石村板挽町小林鐵五郎三男、
俗戒二十十七七　太田道觀

一當山元道福坊祐觀弟子、安政三丙辰年十一月剃髮、
一福島縣管轄岩代國信夫郡福島荒川町黑須猪之助二男。
俗戒二十十六六　圓山亮禪

一當山元守光坊典壽弟子、安政四丁巳年五月剃髮、
一栃木縣管轄下野國都賀郡奈佐原宿丸山清藏五男、
俗戒二十十三五　渡邊道融

一當山元道福坊祐觀弟子、万延元申年四月剃髮、
一同縣同國同郡今市宿渡邊德藏二男、
俗戒二十十二三　渡邊宣順

一當山元櫻(本カ)正坊全應弟子、文久元辛酉年十月剃髮、

一同縣管轄同國同郡今市宿渡邊德藏三男、

戒十一 俗二十八 鈴木圓弘

一當山元光藏坊嚴息弟子、文久二壬戌年十一月剃髮、

一同縣管轄同國同郡平井村鈴木眞吉長男、

戒十 俗二十八 天草圓得

一當山元光藏坊嚴息弟子、文久三癸亥年四月剃髮、

一東京府管轄武藏國東京三谷渡邊權平二男、

戒九 俗十八 高橋深海

一當山元教光坊貞遵弟子、元治元甲子年二月剃髮、

一栃木縣管轄下野國都賀郡元日光縣卒高橋保造三男、

戒九 俗二十三 手塚圓純

一當山元妙月坊成海亡弟子、元治元甲子年二月剃髮、

一宇都宮縣管轄下野國河内郡嘉多倉村大橋嘉右衛門二男、

戒九 俗三十三 小林邦宣

一當山元理宣坊禪尙弟子、元治元甲子十一月剃髮、

一柏崎縣管轄越後國三島郡上岩井村小林周庵三男、
戒十八　俗十九　根村圓德
一當山元金藏坊德海弟子、慶應元乙丑年二月剃髪、
一栃木縣管轄下野國都賀郡元日光縣卒根村榮助亡二男、
戒二十七　俗二十一　黛　圓達
一當山元圓泉坊圓成弟子、慶應二丙寅年十二月剃髪、
一同縣管轄上野國山田郡東小倉村今泉倉三二男、
戒十七　俗十九　星野圓照
一當山元光藏坊嚴息弟子、慶應二丙寅年十一月剃髪、
一同縣管轄下野國都賀郡蓮花石村本町星野善吉長男、
戒十七　俗十六　樋口厚觀
一當山元道福坊祐觀弟子、慶應二丙寅年十一月剃髪、
一東京府管轄武藏國葛飾郡本所竹木清左衛門三男、
戒十六　俗十六　加藤圓立
一當山元大輪坊嚴因弟子、慶應三丁卯年二月剃髪、

一栃木縣管轄下野國都賀郡栃木宿湯澤仁之助二男、

戒六 俗十七　中西榮舜

一當山元悅藏坊山有亡弟子、慶應三丁卯年四月剃髮、

一同縣管轄同國同郡鉢石宿御幸町中西喜平治三男、

戒二十一 俗五十　山田淳海

一當山元醫王院覺潤弟子、嘉永五壬子年二月剃髮、

一新川縣管轄越中國射水郡佐野村山田右右衞門六男、

戒四 俗三十一　木村道如

一東京淺草於(マヽ)傳法院行光坊照舜弟子、明治二己巳年七月剃髮、

一山城國愛宕郡室町通丸太町木村萬助二男、

戒九 俗二十一　與淵

一元治元甲子年八月於東叡山學校得度、

一印旛縣管轄下總國千葉郡坂尾村長谷部與惣兵衞三男、

滿願寺學頭代屆書

一本尊藥師如來　散物無之、
一本堂　燒失、
一大師堂　散物三十貫文程、
一庫裏　東西十二間、南北十五間、
一門　五間、
一長屋　大小　十一棟、
一土藏　大小　三　棟、
一物置　大小　三　棟、
一境外諸堂　大小　七十五宇、
一開祖勝道上人
滿願寺別院
一淸瀧寺　一ヶ寺
一末寺　十四ヶ寺
一門徒　十三ヶ寺
觀音寺
一末寺　一ヶ寺、

圓光寺
一門徒　一ヶ寺、

観音寺
一門徒　一ヶ寺、

一檀越　無之、

一境内　五千八百十四坪、

開山堂
一同　二百六十五坪七合八勺、

釋迦堂向
一同　千九百五十三坪七合三勺六才、

瀧尾向
一同　二千六百八十七坪五合、

慈眼堂向
一同　六百八十五坪二合七勺二才、

常行堂向
一同　六百三十二坪、

唅滿地
一同　七千百二十四坪九合七勺六才、

惣坪數

〆一万九千百六十三坪二合六勺七(四カ)才、

朝賜
一現米百石
右今般相改候通、相違無之候、以上、
明治五年　　　　　　　　　右滿願寺學頭代
壬申十一月　　　　　　　　増田山貞
東部總黌
宗務御出張
御廳
（右日光山滿願寺人別幷分限帳等壹册　輪王寺藏本）

三春大元明王社の神佛分離

〔浪岡具雄氏來信〕

小生の郷里(福島縣田村郡三春町字山中)に大元明王社有之、維新の際、例の國學者等(藩の番頭たりし秋田主計が主となり、町家の有力者等之に加はり)夜陰窃に其神殿を破壞したりしも、遂に前門に及ばずして止み、其門今猶存せり、

前年鐵道開通に際し、鐵道院の案内書を發行せしを見るに、火災に罹りて改築せり云々の記事あれども、里人或は例の廢佛的所行を諱ふを憚り、故意に右の如く說明せしにやと思はる、傍に供僧院ありしが還俗し、今は當時の面影見るべくもなし、唯僅に右神門儼存して舊藩時を偲ばしむるのみ也、

神官藤泉某あり、之は舊藩時代よりの者、御照會あらば何か材料とするものあらんか、秋田主計の學問的方面に付ては、同學の五十川清次郎(同町登記所奉職)あり、其間の消息或は記憶あるべし、

〔田村大元神社社掌藤泉榮氏回答書〕

（前略）御申越ノ如ク、大元明王社殿（田村大元神社ト改稱）ノ儀ハ、明治初年ニ於テ、藩ノ番頭秋田主計氏ヲ主唱者トシ、二三者ノ人々ト共ニ、廢佛ノ意義ヲ誤解シテ、可惜莊嚴ナル神殿ヲ悉ク破壞シ了リタル事ハ、事實ニ有之、目下生存セル老年者ニ於テモ、之ヲ目擊セル者モ有之候ヘ共、之ニ關スル記錄等ハ更ニ存置セズ、爲ニ當時ノ事情等詳細ヲ盡スヲ得サルハ、誠ニ遺憾トスル所ニ有之候、

共後氏子一同相謀リ、明治廿九年中、社殿ヲ再築シ、神慮ヲ慰メ、年々祭祀ヲ執行シテ今日ニ至レルモ、共建築彫刻等ニ至テハ、昔日ノ影ヲ止メザルハ勿論ニ有之候、右及御回答候也、

大正十四年十二月二日　　田村大元神社々掌　藤泉　榮

（右につき山中村長へ照會したるに、五十川淸次郎氏は既に死亡して委細分明ならずとの報あり、辻）

羽前出羽神社調査報告

鷲尾順敬

目次

一　奥州三山の由來及び幕府時代の狀況

奥州三山、卽ち羽黑、月山、湯殿山は、崇峻天皇の皇子蜂子皇子の踏開せられたものと傳へてゐる、蜂子皇子は出家して弘海と云ひ、能除太子と稱せられたと云ふ、然れど

も史證の徴すべきものがない、

後世、修驗の一派の根本道場となり、開山能除太子弘海のことが喧傳せらるゝこととなつた、東三十三ヶ國羽黑領、西三十三ヶ國熊野領と云はれたもので、羽黑熊野が對立の狀であつた、羽黑派の修驗が、開山能除太子弘海のことを說いて勢力を張つた、時代からも、地位からも、熊野の開山役小角以上であることが、彼等の自ら誇つたことであつた、この點から開山能除太子弘海のことが喧傳せられたものである、

今國寶になつてゐる出羽神社所藏燈籠棹に奉施入寂光寺云々、文和元年七月廿五日の銘がある、南北朝時代に寂光寺があつたことが證せらるゝのである、後に寂光寺寶前院と號し、一山を支配した、

室町時代以來、武人等の信仰道場と云ふことで、漸く聞えてゐた、戰國時代に、田川郡大寶寺城主武藤氏が道場の別當職をなしてゐたが、永祿年中に武藤賴定の甥某が出家して慶俊と云ひ、始めて羽黑山別當職となり、一山の修驗を管領したが、兵亂により岩根澤に隱退した、その後最上義光の二男某が出家して宥源と云ひ、別當職となり、尋で武藤氏の家臣某宥源の弟子となりて、宥俊と云ひ、別當職を繼いだ、宥源宥俊の時代より、一山漸く興隆し、諸堂を建立した、宥俊の弟子宥譽に至り、益興隆した、

宥譽は寛永四年十二月別當職となり、十一年正月幕府に登り、將軍に謁し、十五年七月羽黑山に東照宮を勸請し、尋で十八年東叡山天海に見えて弟子となり、改名して天宥と云ひ、一山を擧げて東叡山の直末寺となつた、これより天宥は諸堂の建立等經營至らざるなく、全く一山の面目を一新した、奥州三山の興隆は、天宥の功勞によるところが極めて多いのである、

寛文五年七月、幕府は羽黑山領千五百石を寄附して興隆を助けた、

同八年、天宥は事に因り大嶋に配流せられ、延寶二年十月廿四日八十一歳を以て大嶋に寂した、これは一山の不幸であつた、然し東叡山の直末寺であるから、代々同山より別當職が來任し、一山を管理經營した、

別當權僧正覺諄の時代に、一山が大に興隆した、覺諄は文化十年に、日光山醫王院より來任して、本社殿開山堂等を再築し、羽黑三所大權現の神階開山能除太子弘海の勅謚號を奏請し、文政六年七月に三所大權現を正一位となし、弘海に照見菩薩の號を賜はつた、これは當時一大盛事とせられたことである、

この後、大僧都山海、同覺音、法印實圓、權僧正澄海が、相次いで別當となり、來任した、澄海は、弘化四年日光山龍光院より入つたもので、別當の職にあること十三年に及

び、資性溫厚篤實であつて、一山は云ふまでもなく、山麓の修驗等も大に歸服した、萬延元年に山麓の蓮臺寺に隱遁し、元治元年八月十日に同寺に寂した、
權僧正官田が代つて來任した、これが最後の別當であつた、
幕府時代の三山權現の祭神本地は、次の如くであつた、

三所大權現	羽黑大權現	稻倉魂命	本地正觀音、
	月山大權現	月讀命	本地下品下生阿彌陀、
	湯殿山大權現	大山祇命	本地胎藏界大日、

別當執行は寂光寺寶前院であつた、代々東叡山より來任した、權大僧都で來任し、權僧正に昇進する例であつた、權僧正の相當官位は、藩主酒井氏の上であつた、乃で酒井氏は、常に厚禮を以て遇してゐた、一山は全然獨立したもので、別當は藩主に同じ權勢を以て領內の人民に臨んだものであつた、出入は必ず朱塗網代籠で供衆二十人を從へたものであつた、
別當執行の次に、社僧十八坊あつた、その內、﨟分三坊、十﨟十坊あつた、十八坊は皆清僧であつた、その次に修驗三百六十坊あつた、修驗の內、別當の家來が七十人あつた、彼等が御內、恩分、平門人の三種に分たれてあつた、御內は日々別當寶前院に出仕す

るもので、恩分等は時々出仕するものである、以上は皆妻帯であつた、修験は神領の配當なく、農商等兼帯し、配札初穂集で生計をした、御内等は役料を受けた、尚ほ社人が七人藤島等の地に居住したが、神領の配當を受けないものであつた、御巫(女子)二人鶴岡仙道に各一人居住した、彼等は配當を受けた、曲師大工棟梁等があつた、いづれも皆世々職を繼いだものであつた、

奥州三山と云ひ、羽黒別當が月山別當を兼ねた、湯殿山別當は天宥以後別になつた、天宥が一山を東叡山の末寺とした時、湯殿山は異議を唱へた、乃で湯殿山の方は眞言であつた、三山登り口八口と云ふたが、天宥の時川代の一口、大學坊、實積坊、來藏坊を閉止し、七口とした、卽ち羽黒注連の注連寺、大綱の大日坊、大道寺の大道寺、大井澤の大日寺、岩根澤の日月寺、鳥川の阿吽院である、羽黒、日月寺、阿吽院は天台となつたが、注連寺、大日坊、大道寺、大日寺は、眞言を改めなかつた、是等四ケ寺は、湯殿山の口に當つてゐる、眞言四ケ寺と稱した、湯殿山別當は是等四ケ寺であつた、

二　幕府時代の年中行事

三山の年中行事は、佛教に關係のないものはなかつた一年中に、最も重大な行事とせられたことは、四季の行法である、卽ち春峯(一名座主會と云ふ)夏峯、秋峯、冬峯であ

る、春峯は、正月に先達等が相互に招待饗應したものであつたが、夏峯は、月山登りである、夏峯の行法の前日、修驗重陽坊が一人月山に登り、前年岩窟に納められたる本尊下品下生阿彌陀佛の金銅像を取出して本堂に安置し、山閉の後、これを岩窟に秘したもので何人もその所を知らなかつた、秋峯は、峯中と云うて、七月八月に行うたものである、秋峯の後、冬峯の行法である、九月十月十一月に亘つて行うた、ツヽカの蟲を作り燒き捨て、修驗の驗競べをなしたものである、

年中行事は、今日に至りては、やはり名を改めて行うてゐるものがある、冬峯の梵天立を幣祭と云ふてゐる、修驗の護摩燒くことは、火の祓と云ひ行うてゐる、

羽黒山年中行事

一、元朝先所司前之先達本堂ヱ令出仕、執行別當兩先達ゟ可有出仕由使有之、次滿山集會之鐘ヲ承仕ニツカスル、
一、別當先達、峯中作法裝束ニ而出仕也、
一、導師素絹五條也、所司前ノ先達元朝ゟ七種ノ晩迄頻出之始經也、
一、能陀羅尼ハ、摺袴頭巾給袈裟柴打螺緒也、
一、惣衆徒、素絹五條頭巾給袈裟也、

一、執行ハ東ノ縁ヨリ入堂、西方向柱ノ前ニ著座ス、
一、別當先達ハ、西ノ縁ヨリ入堂、西方向ノ柱ノ前ニ著座ス、
一、東方執行ノ次、鍵取、其次ニ能ダラニ著座ス、
一、惣衆徒座位如常著座ス、
一、同朝經ノ初ヨリ開戸也、御供燈明大晦日ノ夜ヨリ七種ノ晩迄、所司前ノ先達ヨリ獻之、
一、勤行ハ、法花懺法、錫杖心經、觀音經、諸眞言等也、
一、同朝各々着座畢、導師禮盤ニ上リ、法花懺法供養已禮三寶ノ次ニ、導師柄香呂ヲ持禮盤ヨリ下リ、所司前ノ先達ヘ蹲跪シ向所司ノ先達悉密ノ印信口傳有、
一、同朝別當エ年頭ノ禮、三先達ハ銀子拾匁、酒肴五獻臺也、荒澤三寺銀子拾匁宛也、惣衆徒ハ銀子貳匁、或ハ壹匁宛也、
一、二日朝出仕、裝束等元朝ニ同、
一、同日麓諸役人、惣修驗、町人等別當ヘ年頭ノ禮也、分限ニ應而酒代持參之、
一、三日朝出仕、右ニ同前、
一、四日朝出仕如常、

一、五日朝出仕如常、
一、同朝所司前ノ先達ニ而、座主會初ル、執行、別當、三先達會合、相伴、導師能ダラニ鍵取承仕燈明呼也、別當先達ノ中ニて、座位次第五日ヨリ九日迄段々勤也、春峯ノ行法也、秘事故略之、
一、六日朝出仕如常、
一、七日朝出仕、裝束等三ケ日ニ同、
一、同朝本社寶前エ花折敷ニ白米ヲ備供シ、勤行畢、承仕取之、其歳ノ明ノ方エ向、アリヤノ淨土ノ米ナレハ、蒔ヨネ〳〵ツキモセズ、天福地福福徳圓滿ト、十方ヘマキ散シ、御祈禱々々々ト三度大音ニ唱、其時外陣ノ神子、太夫、樂器ヲ調御、神樂上天下國家酒山共其年吉凶ノ託宣ナリ、
一、同晩出仕裝束等三ケ日ニ同、懺法ノ經段ヨリ彌陀經終マテ、寶前ヲ遶堂ス、別當先達ハ本座ニ立ナカラ誦之、開戸也、
一、同晩麓ノ衆徒、山伏驗競拾人書立讀貳人、所司前ノ先達エ登リ、ゾウカン酒等、蠟燭壹丁、扇壹本宛出之、左方右方ノ座位ヲ定メ、書立ヲ究、本社勤行畢、惣衆徒ハ谷ニ歸宿ス、執行別當先達能ダラニ殘居、驗競之法事修行之、

一、ソシ役壹人、一二三四ノ明松役四人、松打貳人、別當ゟ出勤之、

一、八日朝湯殿權現講執行ニ有之、錫杖心經、湯殿祝言觀音經、諸眞言等也、惣衆徒三人組合ニて毎月勤之、

一、十二日ヨリ十八日迄、毎朝出仕也、

一、十五日例時勤行ノ外ニ、大般若經轉讀ス、庄內城主ヱ、別當ヨリ使僧ニテ板札遣之、

一、十七日朝、例時勤行ノ外ニ、東照宮ヱ出仕、法花懺法、錫杖心經、觀音經、諸眞言等也、

一、同朝別當ニ而東照講齋有之、

一、十八日開戸出仕也、

一、同朝神子大夫上リ御神樂上ル、毎月如斯、

一、同朝羽黑權現執行ニ有之、錫杖心經、觀音經、諸眞言等也、毎月衆徒三人組合ニ而勤之、燈明講ト云之、

一、廿日朝、開山能除太子堂ヱ出仕、錫杖觀音經、心經、諸眞言等也、

一、廿八日出仕開戸也、

二月部

一、朔日朝出仕開戸也、七日迄每朝出仕也、

一、八日講有之、
一、十二日十八日迄、毎朝出仕也、
(ヨリ脫カ)
一、十五日涅槃講有之、法花懺法、錫杖心經、觀音經、釋迦讃、舍利禮、舍利讃、圓頓者諸眞言等也、
別當ヨリ會場ヱ酒壹樽、先達ハ六拾文、惣衆徒ハ三拾文ツヽ持參也、是ハ別當先達ノ中ニ而毎年輪番ニ勤之、
一、十七日東照宮ヱ出仕也、
一、十八日開戸也、
一、廿日開山堂ヱ出仕也、
一、廿八日開戸也、

三月部

一、朔日朝出仕開戸也、七日迄毎朝出仕也、
一、八日湯殿講有之、
一、十二日ヨリ十八日迄、毎朝出仕也、
一、十七日東照宮ゟ出仕也、

一、十八日開戸也、
一、同日燈明講有之、
一、廿日開山堂江出仕也、
一、廿八日開戸也、

四月部

一、朔日朝開戸也、七日迄毎朝出仕也、
一、三日朝荒澤聖院宿坊ニ而、月山權現御戸開之、法事祝儀之振舞有之、執行同執行代荒澤三ヶ寺、先地藏堂ニ而、月山權現法樂ニ法花懺法、錫杖心經、觀音經、彌陀經、同彌陀讃、舍利禮、圓頓者諸眞言等也、
次ニ地藏ノ法樂ニ、錫杖心經、觀音經、自我偈、諸眞言等也、次御影堂釋迦堂ニ而、法樂右同前、執行代三宿へ布施百三拾三文宛行之、月山王子ノ者酒代三拾文ツヽ持參之、燈明神酒一切賄等執行ヨリ勤之、月山宸花ノ中ニて勘定之、
一、六日之朝、閼伽井ヱ別當ヨリ次米神酒備之、半分ハ智憲院ヱ遣、
一、同朝別當ニ而、閼伽井ノ法事振舞有之、
一、八日朝開戸之、其年番乘新房ノ頭、閼伽井ノ水ヲ汲、寶前九拾六ノ花器ヱ花備初ル、

七月十四日ノ後夜迄備之、

附リ、花備樣閼伽井ノ水ヲ汲備也、死亡ノ者ノ花ヲハ地藏堂之水ヲ汲備、除亡ノ者ノ花ヲハ池ノ水ヲ汲、花ヲフセテ備之、死亡除亡ノ番ヲ欠番ト謂之、滲川村寶積坊勤之、

一、同朝本社ヨリ花折敷先達エ貳ツ、殘エ壹ツ宛渡ル、

一、同朝去年本社番乘ノ殿ニ而、智憲院鍵取承仕燈明振舞之、

一、同朝八日講有之、

一、同晚ヨリ初後夜ノ鐘ヲツキ初、七月十四日ニツキ止也、

一、十二日ヨリ十八日迄每朝出仕也、

一、十七日東照宮講法事齋別當ニ有之、

一、同日四ツ時東照宮祭禮法事開戶也、榊木鉾出ル、是知行所百姓持也、神子太夫樂器ヲ調、獅子舞有之、鎧武者ノホリ別當ヨリ出之、

三先達、荒澤三宿、正善院、金剛乘院、其外麓方笠鉾ノボリ莊（嚴脫カ）物等少々出之、別當代御宮廻リ如意三衣箱衆徒ノ下座方持之廻ル、麓ノ衆徒供奉也、

一、十八日開戶也、

一、同日燈明講有之、

一、廿日能除堂ゟ出仕也、

一、廿八日開戶也、

五月部

一、朔日朝開戶也、七日迄每朝出仕也、

一、八日講有之、

一、十二日ヨリ十八日迄每朝出仕也、

一、十五日例時勤行ノ外ニ、大般若經轉讀有之、

一、十七日東照宮ヱ出仕也、

一、十八日開戶也、

一、同日燈明講有之、

一、廿日能除堂ヱ出仕也、

一、廿八日開戶也、

六月部

一、朔日朝開戶也、七日迄每朝出仕也、

一、二日三日比ニ執行代月山エ上ル、是ヨリ參詣之道者ヨリ宸花出之、月山王子之者共も上ル、月山權現御遷宮秘事故略之、夏峯之行法ト謂之、
一、八日講有之、
一、十一日ヨリ三年阿闍梨勤候五人之者、本社ノ番勤之、別當ヨリ横目壹人、内ノ鉢ノ横目、大門坊、圓實坊、外ノ鉢ノ横目、藥師坊ト、五人之阿闍梨都合九人ニ而、十一日之晝ヨリ、十五日ノ晝マテ御番勤行勤之、其間ノ參錢等、右五人之阿闍梨大門坊圓實坊別當エ壹人前、都合八人ニ而配分取之、十一日晝前ノ宸花ハ、五人ノ阿闍梨番頭ノ者勤取之、十五日ノ晝ヨリ晩マテ、番等ノ者勤取三十講番ト謂之、
一、十二日ヨリ十八日迄毎朝出仕也、
一、十四日羽黑權現獅子舞大夫共勤之、先執行ニ而舞、次別當ニ而舞之、引出物古錢壹貫貳百文、白木綿壹端、紙壹束、扇子拾貳本也、次三先達ニ而舞之、紙壹束百文、扇子貳本也、次鑓取ニ而舞納ル也、
一、十五日、羽黑權現祭禮也、四ツ時出仕開戸也、法事如常、湯殿月山羽黑三所權現之御輿御宮廻リ、獅子舞柳木鉾鎧武者ノボリ笠鉾渡リ物等、四月十七日ニ同、

一、十七日東照宮出仕也、

一、十八日開戶也、

一、同日燈明講有之、

一、廿日能除堂ヱ出仕也、

一、廿八日開戶、

七月部

一、朔日朝開戶也、七日迄每朝出仕也、

一、七日朝開戶也、本社內陣ヨリ寶物共出之、參詣之諸人拜見之、

一、八日朝湯殿講有之、

一、十二日ヨリ十八日マテ每朝出仕也、

一、十三日晚月山ニ而執行代王子之者共會合、柴燈修行之、

一、十四日朝開戶也、

一、同日後夜ニ初後夜ノ鐘ヲツキ止ル也、

一、同朝、共年七月六日ノ本社番ニ當リタル者、寶前八十四ノ花備止祝義ノ法事振舞有之、客ハ智憲院鍵取承仕燈明也、

一、十五日所司前ノ先達ヨリ、承仕以テ其年之松役ニ可當ル者ヲ廿日マテノ間令穿鑿也、

一、十六日ヨリ十九日マテノ間、吉日次第當峯ノ先達ニ而、笈繦之法事祝義有之、四人之峯役者寺家貝吹寄合峯中道場莊嚴ス、峯役者四人エ、先達ヨリ引出物有之、白木綿一端、頭巾摺袴鈎前扇子貳本宛也、初テ役者ニ入者ハ、木綿扇子先達エ返禮ス、峯役者先達ゟ相應ニ賴之、若辭退之節ハ、別當ヨリ定之、

一、十七日東照宮エ出仕也、

一、十八日開戸也、

一、同日燈明講有之、

一、廿日能除堂エ出仕也、

一、同日當峯ノ先達ヨリ、手向下山ノ使有、執行別當兩先達七ツ道具ニ而麓ニ下リ、當峯先達ノ宿屋エ會合、諸國ヨリ入峯ノ山伏差揃ノ法事有之、委曲峯中記有之、秘密故略之、ヲサエノ螺吹執行ヨリ出之、

一、同日其年松役ニ當ル位上先途ノ兩松聖ニ、所司前先達ヨリ松役之補任出之、

一、廿一日ノ夜半ヨリ、當峯ノ先達エ峯役者新客集會勤行、未入峯ノ者ハ一切不入門

也、一之宿ト謂之、
一、同日峯中ヨリ本社荒澤中臺に遶堂也、
一、廿四日當峯ノ先達吹越峯籠堂エ懸入、法事勤行也、二ノ宿ト謂之、
一、廿八日開戸也、
一、同日峯中ヨリ遶堂也、
一、同日吹越ニ而ノゾキノ法事有之、執行別當三先達會合、秘密故略之、當峯先達エ別當方酒壹樽遣之、先達ハ扇子持參也、

八月部

一、朔日朝開戸也、七日マテ毎朝出仕也、
一、同日吹越峯中ニ而、柴燈護摩修行之、惣衆徒出仕也、不入峯ノ凡俗共雖ノ外ヨリ拜見之、
一、同日役者惣新客小月山虛空藏堂エ掛入、法事有之、三ノ宿ト謂之、
一、二日役者新客三ノ宿ヨリ三五エ掛路、大日拜之、
一、三日ニ三ノ宿ヨリ二ノ宿エ懸歸ル、
一、同日本社ト阿久谷エ懸路也、

一、四日之晚、峯中ヨリ出生、新客宿坊〳〵ヱ入休足ス、
一、五日朝當峯ノ先達ニ而、峯役者惣山伏出生法事祝義之振舞有之、
一、六日朝當峯ノ先達ニ而、出生ノ法事振舞惣山會合也、別當ゟ酒壹樽、先達ハ六拾文、衆徒ハ三十文ツヽ、酒代持參之、
一、八日朝湯殿權現講有之、
一、同日朝荒澤經堂院宿坊ニ而、月山權現之開戸法事有之、執行同執行代荒澤三寺會合、勤行等四月三日御戸開ノコトシ、振舞等四月ノコトシ、
一、十二日ヨリ十八日マテ毎朝出仕也、
一、十七日東照宮ヱ出仕也、
一、十八日開戸也、
一、同日燈明講有之、
一、廿日能除堂ヱ出仕也、
一、廿八日開戸也、

九月部

一、朔日朝開戸也、七日マテ毎朝出仕也、

一、八日朝湯殿講有之、
一、九日經ノ初ヨリ開戸也、
一、同朝庄內城主ヨリ爲代參寺社奉行壹人社參也、寂花燈明持參之、馬乘四人同道ス、
一、同朝寺社奉行馬乘四人下々迄別當ニテ振舞有之、素麵食餅也、別當ヨリ城主ヱ守進上、寺社役持參也、寺社役ヱ守幷上ミ下モ一具引出物也、宿坊ハ麓ニ有之、
一、同日麓松葉小路ニ而競馬ノ神事有之、寺社奉行見物之、
一、十二日ヨリ十八日マテ毎朝出仕也、
一、十五日朝大般若經轉讀ス、庄內城主ヱ板札別當ゟ遣之、
一、十七日東照宮出仕也、
一、同日東照講齋別當ニ有之、
一、十八日開戸也、
一、廿日能除堂ヱ出仕也、
一、廿八日開戸也、

十月部

一、朔日朝開戸也、七日マテ毎朝出仕也、

一、八日湯殿講有之、

一、十日朝ヨリ、鍵取執筆能陀羅尼太業ノ取次承仕五人ノ役人、本社ノ番帳ヲハッシ、別當エ令會合、其年番乘ノ者ヲ改書、番乘ノ者ヨリ、米六斗五升入壹俵、酒半ひ、たうふ貳丁、執筆代錢六拾文別當へ納之、何人有之候共、上三人前別當へ取之、其外五人之役人段々壹人前ツヽ取之、其外殘所ハ何程も進上、

一、十二日ヨリ十八日マテ毎朝出仕也、

一、十七日東照宮エ出仕也、

一、十八日開戸也、

一、同日燈明講有之、

一、廿日開山堂エ出仕也、

一、同朝本社番乘ノ中、五人阿闍梨法事祝義ノ振舞有之、客ハ別當方貳人、鍵取太業ノ取次役、承仕大門坊圓實坊藥師坊也、但シ宿坊ハ五人之阿闍梨ノ内番頭之所也、縱雖不爲番頭、山徒五人之內ニ有之時ハ、會場勤之、其座ニ而、鍵取番帳之裏符ヲ讀ム也、

一、惣番衆ヨリ帳讀米四升宛出之、其中六斗五升入貳俵ハ執筆役取之、

同貳俵ハ　　能陀羅尼取之

同貳俵ハ　　承仕取之

米三斗ハ　　鍵取取之

此外、何程有之候共、右五人也、役人十日之朝ヨリ、十九日迄ノ賄料ニ別當へ納ル、

一、番乘新坊ヨリ餅ノ白米四升宛出之ハ、十二月十七日ノ晩、羽黒權現御年夜御供餅ノ料也、縱新坊不足ノ年タリモ、別當ヨリ餅白米五斗宛鍵取エ遣之、

一、廿一日朝別當ニ而、五人之阿闍梨ニ祝義ノ振舞有之、酒二樽、たうふ拾丁、肴五獻臺持參之、衣頭巾結袈裟ノ房ヲゆい行祝義畢テ、結袈裟ノ房ヲトク也、ソレヨリ番帳ヲ持上ル、本社エ掛之、

一、同日五人之阿闍梨ヨリ、酒半ひ、たうふ二丁鍵取に遣之、

一、同日五人ヨリ、太業ノ取次役エ米貳斗遣之、是ハ番帳板ノ代也、

一、同晩五人阿闍梨宿坊エ祝義之振舞候而歸ル、阿闍梨講ト謂之、

一、今月ヨリ位上先途ノ兩松聖大晦日迄百ケ日ヲ限リ袴クヽリヲ結也、其節所司前エ兩松聖酒持參之、兩松聖庄內奉行所ヨリ、松勸進之、判形先國見山玉川寺ト云禪院エ、兩松聖勸進初ニ行、ソレヨリ庄內中家壹軒ゟ米壹升宛ノ積リ取之、松勸進ト

謂之、

一、廿八日開戶也、

十一月部

一、朔日朝開戶也、七日迄每朝出仕也、

一、八日湯殿講有之、

一、九日晚麓ノ下居堂ニて祭禮有之、神子太夫御神樂上湯立有之、天下國家滿山共ニ年中吉凶ノ詫宣有之、タクセン聞人常善坊也、神子太夫宿坊寶藏坊也、別當ゟ神子太夫共ニ窂花遣之、

一、十二日ヨリ十八日迄每朝出仕也、

一、十七日東照宮ヱ出仕也、

一、十八日開戶也、

一、同日燈明講有之、

一、廿日能除堂ニ出仕也、

一、廿四日大師講別當ニ有之、法花懺法、錫杖心經、觀音經、舍利禮、大師和讚、圓頓者諸眞言等也、

一、廿八日開戶也、

十二月部

一、朔日開戶也、七日迄每朝出仕也、

一、七日之晩湯殿御年夜也、執行別當共外道者寺ェ道者行共上リ、祝義之振舞有之、

一、八日朝湯殿講有之、

一、同朝道者行共振舞之、

一、十二日ヨリ十八日迄每朝出仕也、

一、十四日晩月山御年夜也、依之執行ニ而執行代、月山王子ノ者、共上リ法事振舞有之、

一、十五日朝執行ニ而、惣衆徒月山王子ノ者共、法事振舞有之、錫杖心經、阿彌陀經、同讃觀音經、諸眞言等也、

一、十六日之晩本社出仕也、法花懺法、錫杖心經、彌陀經、同讃、觀音經、諸眞言等也、別當ヨリ酒肴菓子茶等出之、山上ノ衆徒通夜ス、

一、十七日東照宮ェ出仕也、

一、同晩羽黑權現御年夜出仕開戶也、勤行前夜ニ同、御供ニ餅柿昆布備之、別當ゟ酒肴等前夜ニ同、鍵取ヨリ引餅有之、兩松聖松打參籠ス、松聖ゟ神酒上ル、シツライ屋ヨ

リ取持之、惣中エ酒ヲスヘム、惣衆徒別當通夜ス、護摩堂正善院手前之觀音堂ニ通夜ス、

一、十八日開戸也、

一、同日燈明講別當ニ有之、

一、廿日能除堂ニ出仕也、

一、同日所司前ノ先達ニ而、大晦日ノ夜本社ニ而驗競之衆徒拾貳人書立讀、貳人賴之振舞有之、若辭退有之節ハ、別當ヨリ定之、左方右方ノ座位ヲ定、

一、廿八日開戸也、

一、同朝明松マルキ也、位上先途兩松聖宵ヨリシツライ屋エ上リ、本社ニ而、百ケ日祈禱ニ合タル萱ニテ双方共ニ横目奉行立合、マルキ紬兩方ヨリニキリ食ニ而打合、又酒ニてカケ合也、國土豐饒ノ祝事、又ハ大晦日引明松松打勝負ノ吉凶也、

一、同日シツライ屋ヨリ幣帛ヲハギ、兩松聖同道ニ而、本堂之庭エ立神酒燈明備之、勤行有之、

一、同日別當エ歲暮之禮也、三先達荒澤三ケ寺ハ銀子五匁宛、惣衆徒ハ銀子貳匁或ハ壹匁ツヽ也、

一、同日歩銀先達ハ銀子拾匁ツヽ、荒澤三ヶ寺ハ金子三歩三百文ツヽ、知行高ノ衆徒ハ四百八十文ツヽ、並小知行之衆徒ハ貳百四十文ツヽ、別當エ出之、

一、大晦日之晩出仕開戸也、法花懺法、錫杖心經、阿彌陀經、同讃、觀音經、諸眞言等也、御供ハ餅也、

一、同晩兩松聖ヨリ赤飯酒別當先達エ持參之、

一、同晩本社ノ勤過書立讀驗競ノ衆徒拾四人、所司前ノ先達エ會合、ソウカン酒等蠟燭壹ヶ、扇子壹本宛出之、左方右方ノ座位ヲ定、所司前本社エ出仕、別當兩先達能陀羅尼エ出仕之使有之、何れも峯中裝束ニ而出仕也、所司前ノ先達常住ハ下座タリ𪜈驗競之間ハ、上座ニ差ス、驗競ノ內、五番ニ横目奉行法螺吹立、合位上先途兩松聖大勢ニ而、明松引出之、前後之勝負ヲ論ス、驗競護法等之指南ハ、能ダラニ也、作法終何れも退散ス、次ニ先途ノ松聖ヨリ、位上ノ松聖ヘ七度半之使立、位上方所司前エ使有之、兩方一二三四ノ明松ノ明松役人、ソシ役松打本堂ノ庭出テ、互ニ横目奉行立合、二人ノ松打鏡堂ノ前ヲ三度廻リ勝負ヲ論ス、冬峯之祭禮ト謂之、松役不勤者ハ位牌權大僧都ト書ヿ禁止、右之勝タル火ヲ常住用之、負タル火ハ、近國ノ諸大名逝去之砌、葬禮清メノ火取ニ來時遣之火也、右之松役ハ太業相勤四十六七年ニ而

當ル出世也、
一、本社毎月開戸ノ度々御供燈明、別當ヨリ獻之、
一、毎月別當エ禮日、朔日、十五日、廿八日也、冬極寒之節ト交通者之砌ハ略之、
一、本當番之事山麓之衆徒ハ不及申、他所ハ居候末寺ニ而も、由緒有之者ハ勤之、百八拾餘人一日一夜宛輪番ニ勤之、寃花當番之者取之、
一、三役之事入峯太業番也、此三役不勤者ハ、衆徒職住地禁止、縦他所ヨリ勤之、移住學匠官位之出家タリモ、先達職也、外ハ三役前官衆徒之上座制止也、
右年中行事大概古今例法上如件、

年行事　正善院㊞

貞享四丁卯年

七月二日

同　玄陽院㊞

先達

同　正穩院㊞

智憲院㊞

同　花藏院㊞

留主居　覺前院㊞

三　幕府時代の所領及び配當

神領千五百石とあれども實際は更に多かつたのである、權現の御供料以下に配當したが、別當首め十八坊は、いづれも經濟は豐富であつた、一山の收入は、謂ゆる東三十三ヶ國羽黑領で、諸國の參詣者より納むる金穀が多かつた、別當は酒井氏へ金錢を融通してゐた事實がある、その豐富であつたことが想察せらるゝのである、

所領の配當は、文政四年六月の書上があるから、左に掲ぐることゝする、

文政四年六月書立　出羽國羽黑山領高千五百石餘配當帳

納方俵ニ〆

米貳千四百拾七俵三斗六升九合八才九毛

一同貳拾六俵　普賢堂
一同貳拾六俵　積善院
一同貳拾六俵　護摩堂
一同貳拾六俵　福圓院
一同貳拾六俵　儀本院
一同貳拾六俵　三學院
一同貳拾六俵　明了院
一同貳拾六俵　竹之院
一同貳拾六俵　南流院
一同貳拾六俵　福乘院
一同貳拾六俵　愛染院
一同貳拾六俵　寶徳院
一同貳拾六俵　玄陽院
一同貳拾六俵　威徳院
一同貳拾六俵　福泉院

一同拾貳俵貳斗　西性海
一同七俵貳斗　橋守給　不動院
一同貳俵貳斗五升　下居宮祭禮料　寶藏坊
一同拾五俵　賄料　自坊
一同拾俵　左神子
一同八俵三斗　寄木神子
一同拾貳俵貳斗　長呼太夫
一同八俵三斗　和泉太夫
一同八俵三斗　兵部太夫
一同六俵壹斗　式部太夫
一同五拾壹俵貳斗　石井若狹
一同拾俵三斗三升　曲師權三郎
一同壹俵壹斗九升壹合　平田村藥師經供米
一同貳俵貳斗　下山村八幡宮添供米

〆米貳千四百拾七俵餘

門前畑年貢
別當所入（但五斗入斗立）

外ニ
大豆九拾俵三斗四升餘

四　幕府時代末期の十八坊住持人名

十八坊の住持首め、一山の淸僧は、いづれも嚴重に戒行を持したものであつた、權現の靈威を恐れてゐたもので、不法の行爲をつゝしんだ、たま／＼魚鳥を食した者などが、直に現罰を蒙つた事實が傳へられた、

幕府時代末期の淸僧の人名を左に掲ぐることゝする、彼等は皆維新の時に復飾を命ぜられたのである、戒﨟座の人々は、いづれも禰宜に任ぜられた、

戒﨟座

智憲院權大僧都宥純　文化八未十月廿日薙髮（俗四十六　戒三十五）
正穩院權大都僧智門　文政九未十一月廿七日薙髮（俗三十一　戒二十一）
花藏院　深證　同　十亥十一月廿四日薙髮（俗三十　戒二十）
能林院　珍敞　文化十三子三月廿四日薙髮（俗四十六　戒三十一）
寶德院權大都僧覺峰　同　十一戌九月十八日薙髮（俗四十三　戒三十三）

護摩堂	觀淨	文政十二丑七月十三日薙髪	俗三十 戒十八
金剛樹院	廣津	同　十三寅四月八日薙髪	俗二十七 戒十七
福乘院權大僧都	純貞	同年同月同日未刻薙髪	俗二十七 戒十七
竹之院	觀中	文政十三寅十月廿四日薙髪	俗二十七 戒十七
聖之院	善應	同年十一月廿四日薙髪	俗二十九 戒十七
儀本院	研性	天保二卯十一月朔日薙髪	俗二十五 戒十六
正善院	超堅	同　三辰五月廿三日薙髪	俗二十七 戒十五
積善院看坊 三明坊	廣達	同　七申十月九日薙髪	俗二十二 戒十一
普賢堂看坊 香城坊	海融	同　八酉十月二日薙髪	俗二十一 戒十
南流院看坊 法詮坊	宥漸	同　九戌五月十九日薙髪	俗二十三 戒九
三學院看坊 實成坊	超賢	同　十亥十月廿日薙髪	俗二十三 戒八
南陽院看坊 皆成坊	覺珍	同年十一月十八日薙髪	俗三十四 戒八

[illegible]
眞靜坊　　廣觀　同　十一子十一月廿四日[illegible]

大業庫

智惠院　　宥純　文化十二亥天七月朔日

正信院　　智門　文政七申天十月十五日

華藏院　　深諦　同　十三寅天正月九日

龍林院　　詮敞　文化十四丑天十月十五日

寶德院　　豊峰　文政二卯天六月十日

護摩堂　　智淨　同　十二丑天七月十四日

金剛樹院　廣津　同　十三寅天十月十八日

圓乘院　　純貞　同年三月廿六日刻午

儀未院　　研性　天保二卯天正月十五日

竹之院　　觀中　同年九月朔日

正善院　　超堅　同　六未天十月十五日

[illegible]
三明坊　　廣達　同　八酉天十月十五日

法泉坊　智海　同　九戌年十一月十五日

寶蔵坊　慈賢　同　十亥年十月廿一日

持蔵坊　覺音　同　十一子年六月十五日

香城坊　推隆　同年同月同日巳刻

家之坊　實連　同　十一子年十一月三日

覺静坊　顕觀　同　十二丑年正月元日

弟子戒籍

歡仙坊　研道　天保八酉年六月廿七日剃髪

齋行坊　慈温　同　十戌年十月廿日剃髪

小　静　研明　同　十三寅年六月四日剃髪

正三位　觀性　同　十四閏九月廿三日剃髪

寧　相　慈敬　同　十五辰年三月五日剃髪

三　位　智淑　同年四月十四日剃髪

華藏院弟子 少進　深融　同年四月廿四日卯ノ上刻薙髪 俗十四 戒三

寶德院弟子 正行房　慶順　同年同月同日卯ノ上刻薙髪 俗二十 戒三

聖之院弟子 少貳　精應　同年同月同日午ノ刻薙髪 俗十三 戒三

竹之院弟子 隨教房　觀導　同年六月三日薙髪 俗二十二 戒三

福乘院弟子 左中辨　性純　同年十一月十八日薙髪 俗十六 戒三

護摩堂弟子 台教房　觀了　弘化二年巳五月十三日薙髪 俗十六 戒三

寶德院弟子 圓妙房　珍秀　同年六月十一日薙髪 俗二十五 戒二

(附箋)「壽昌房　性山　同　二巳十月廿八日巳刻薙髪 俗二十七 戒二

聖之院弟子 右仲辨　圓性　同年十一月廿四日薙髪 俗十三 戒二

智積院弟子 善信房　智純　同　四未正月廿七日未ノ上刻薙髪

福乘院弟子 右辨　了然　同　四未三月廿五日薙髪

善養院弟子 兵部　誠深　同　四未八月十八日薙髪 俗十三 戒一

花藏院弟子
大進　宥充　同　四未　十月八日　辰ノ上刻　俗十八才　薙髪　一戒

同
補部　深兎　同年同月同日　辰ノ上刻　俗十六才　薙髪　一戒

弟子大業座

大進　天保十三寅　天十月四日

智慧院弟子
正行房　弘化二巳　十月十五日辰之刻

福乗院弟子
一行房　同　二巳　十月十五日巳之刻

能林院弟子
左辨　同　三午　十月十五日巳時

五　明治維新時代の狀況(一)

明治の初め、神佛分離の朝旨が嚴達せられた、然し羽黑權現は、東叡山寛永寺の末寺であつたから、何事も本寺の命令を待つて決斷すべきことであるが、當時東叡山寛永寺は、騷亂の底にあつたから、その命令を請ふよしもなかつた、同三年に、酒田の民政局は、羽黑權現を改めて出羽神社となし、別當寂光寺寶前院權僧正靈山院宮田以下に復飾を嚴命した、宮田は萬延元年に東叡山東漸院より來任し、六十餘歲の老僧であつたから、固より復飾の意はなかつた、然し民政局より大に迫まられ、表面復飾

を願出ることゝなり、復飾改名聞屆候事と云ふ指令を受けた、乃ち俗名を羽黑寶前と云ひ、改めて出羽神社宮司に任ぜられた、戒臈座智憲院權大僧都宥純以下十八坊の住持各坊が、皆復飾改名せねばならぬことであつたが、十八坊の住持各坊が協議し、十八坊の內三坊を舊の如く保存し、十五坊の佛像佛具等を三坊に移轉安置することゝした、乃ち能林院、積善院、金剛樹院を舊の如く保存することゝし、十五坊は廢毀し、住持は一同復飾して神社に出仕することゝなつた、然し表面は此の如くであつたが、內實は矢張り舊來の風儀に任せた、羽黑寶前を首め、神社に出仕する時は、神職の服裝を著けたれども、平常は僧侶の服裝を脫しなかつた、十八坊の住持も同樣であつた、羽黑權現が出羽神社となり、一切神社の儀式に依つて祭祀せねばならぬことゝなつた、然しそれは容易に實行せられなかつた、神饌に魚鳥を供ふべきことを嚴達せられたが、羽黑寶前を首め大にこれを憚つた、從來は魚鳥等を不淨となし、嚴重に禁制したものであつたから、權現の靈威を恐怖し、何人もこれを供へんとする者がなかつた、然し朝旨には違背せられないとあつて、紙子の鳥、木の魚を作つて供へたものであつた、教部省權大掾石丸八郎が出張して來て、七口の先達等を召集して說諭をなし、神職とならしめんとした、此時大道寺の大道寺、大井澤の大日寺、岩

根澤の日月寺、鳥川の阿吽院の先達は復飾し、是等の寺院は、改めて神社出張所とせられた、然るに注連（しめかけ）の注連寺、大網山の大日坊の先達は、復飾せず、全然分離することととなつた、後に堂宇が火災に罹つたので再築したが、獨立し難く、漸次衰廢した、

宮司羽黑寶前の時代は、表面は神社であるが、裏面は佛寺である狀況であつた、

然るに明治五年二月七日、寶前が沒し、翌六年九月に宮司西川須賀雄が新任した、西川氏は東京より來り、神社の狀況を見て奮激し、英斷を以て之に臨んだ、此時佛寺佛堂の處置をなし、數々亂暴の所行をなしたのである、此地の神佛分離は、宮司西川氏以後に實行せられたものである、

閻魔の大石像が、普賢堂の邊に安置せられてあつた、西川氏が祝詞を讀み聞かして後、板閉することゝした、然るに何人も同意しなかつた、乃で西川氏は石工等を呼び破壞することゝしたが、石工等は閻魔王の威靈ありと云ひ、恐怖して手を下さなかつた、西川氏も大に困り、後に竊に他所に運搬したことが聞えてゐる、

羽黑山から月山へ登る山路の兩傍に、夥多の石地藏像が安置してあつた、西川氏は人足に命じ、悉く溪谷に突落さしめたことも知られてゐる、

當時常世長胤、宮崎晴海等が來て、大に佛教排撃をした、宮司西川氏の時、宮崎晴海は

神社の神職に就いて大に佛敎排擊をした、舊十八坊の復飾神職に就いた者等は、殊に壓迫せられた、社司西川氏が酒宴の席にて、彼等の或る者が魚鳥の食味を嫌惡するを怒り、腕力で打伏せて口中に突込んだことがあつた、此の如くにして彼等が漸次に慣習を脫却し、神職を全うすることゝなつた、一面より見れば、宮司西川氏の苦心努力は感嘆すべきものであつた、

華藏院住持深證は復飾して花岡安記と云ひ、神社の禰宜となつてゐたが、舊の如く佛像を尊崇し、佛敎を奉信してゐたので、適當に佛敎の圖像器具等を處置することに努力した、荒澤の三院は改廢せられなかつたから、幾個かを彼地に移轉安置した、後本社の神殿に安置してあつた阿彌陀佛の八尺の大像は、その著しいものである、荒澤の三院が火災に罹つたので、折角移轉安置したが、燒失した、然るに彼八尺の大像が、安全に傳はつてゐる、これは花岡安記の功であると云はねばならぬ、此外辨天堂の觀音三十三體は、正善院に移轉安置せられ、今傳はつてゐる、

西川須賀雄の日記に、當時の狀況を記してゐる、玆にその二三節を揭ぐることゝする、

（六年九月）十八日、麓のすげんとも呼びよせて、神佛引分のこと、また開山能除太子

の菩薩號を朝廷にかへし奉りて、神になし奉らんと思ふよしとも、綻びてかたりければ、眉をひそめていたくおどろきたるけはひ、いちじるく顯はれたり、
(同)二十日、祭式の習禮も大方調ひたれば、明日の祭もさし支へなかるべし、神務所も元より天台宗の清僧地なりければ、復飾はたゞ名のみにして、內佛や護摩供の道具何くれとそのまゝにして、明り障子も、天井も、香の烟にくすぼりたれば、けふなん大秡の式を行ひたりける、
(同)廿一日略○中夜に入て、神務所にてなゝらひを行ふ、こゝの神司たちは、復飾なれば、これまで魚鳥のたぐひはさらにといはず、玉子にいたるまでくひたることなし、よその法師たちは、しのびて戒をおかすこともありときくを、こゝのは神のみさためありとて、きびしくおそれて守りしと也、されど天地のめぐりあらたまりぬるよし、ねもころに物しければ、けふぞはじめてくひたりけり(る)、
かくりなく傳へし法のさまかへてつかへまつるも神なからなり
菅原禰宜かくなんよみし、
同年十月十日、西川氏が敎務省權大錄井上賴圀、同中錄常世長胤に贈りたる書狀は、當時のこの神社の狀況を說明し、頗る要領を得てゐる、卽ち次の如くである、

八月十四日、東京發途、二十二日宮城參著、廿六日より九月六日まで、日々說敎、彼異徒等も居るに無所候ひしにや、水澤庄內長崎其他方々へ離散致し候輩も有之趣、七日より出羽神社赴任、十二日著、始而參拜之祝詞を奏し、廿二日改正之祭典嚴肅に執行、衆目を一洗致し候、二十七日より鶴岡へ參り、神官僧侶協議、日々集會之所、敎院も不遠、內場所其外相伺可申、種々相運び申候、七日神官之試驗いたし候處、隨分其體を得候者も不少、且又庄內は人情厚き所に候故、始より大道をうるはしく敎諭いたし候はゞ、他日實効顯れ可申見込も有之候、然れども羽黑山の如きは、二千年此方佛地にて、山麓之舊修驗、大方天台に歸入いたし、種々之事申立候故、或は懇々と說諭を加へ、或は之を文章などに作意して示し候所、中には道理に心服致し候者も御座候へ共、大抵は頑固の强情をおしはり、殊に今度復飾之神勤之輩さへ、表は袴羽織等著し、出頭いたし候而も、退而法衣を著し、護摩たき候所業有之、且又境內の佛體、神務所の佛壇等も、依然として不取除、我輩も參著かけより、三度之食事にも精進物のみ魚類等は見ることも出來不申候、餘りあきれたることに候へ共、改正之祭典までと堪忍いたし、本日始めて神前にも、神務所にも、魚鳥うるはしく獻備、直食にも大鯛眞鴨鮎など調理いたし、衆官にすゝめ候所、或は始て生物

を食して大に胸を惡くしたるもあり、或は一切食はざるもあり、或ははじめて美味を知て、したゝかに食ひたるもありて一概ならず云々、

六　明治維新時代の狀況（二）

明治六年九月、宮司西川須賀雄が來任して形勢漸く變じたのである、當時西川氏は教部省出仕大講義であつた、先づ修驗等三百餘人に對し、神佛分離の主意を敷演し、彼等を說諭し、神社の興隆を助けしめんとした、

當時西川氏が修驗に示したる長文あり、委曲を盡してゐる、その一節に云く、

こたび王政御一新となりて、萬事御變革の典仰出されたり、就中神佛御引分の御沙汰ありしより神官僧侶の別正く、當所にても純粹の僧侶たちは、こと〳〵く復飾して神勤の精忠を盡されたり、然るに神佛混成の修驗は佛門に歸入せられしより、是いはれざることゞも、手向村三百有餘軒の老若男女、元の別當の恩分としてて羽黑大神の御恩賴によりて、妻子を育くみ、生活の業をえたるにあらずや、されば此神恩は、假初にも忘れ奉るまじき也、かりそめにもこれを忘るゝは、人非人といふべし、爰に元の別當靈山院官田師速に朝旨を奉して復飾せられし上は、相共に其意を奉て社頭の興隆を祈らんこそ眞の道理なれ云々、

又一節に云く、

今度教部省におかれ、有志の徒大教院をたてゝ、三條の御教則を本とし、上下の人心をして、一塊土のごとく固結せしめよとのことなれば、三山信向の者をして、吾講社にいれしめ、神道の奉戴せざるべからざる理由、朝旨の遵守せざるべからざる道理を魂心に銘せしめ、生死まとはざらしむる時は、社頭いよ〳〵榮え、大教ますゝおこらんこと明なり、然るときは、三百餘人は期せずして、其神德に浴し、計らざるに安全を來さんこと、更に疑ひあらざるなり、

當時舊十八坊の住持等は、能林院、積善院、金剛樹院の三院の住持を除き、舊十五坊の住持が皆復飾改名して神社に奉仕してゐたが、修驗三百餘坊は、天台宗に歸入した、西川氏は彼等を神社に附屬するものとなさんとし、大に苦心經營したものである、當時これがこの地の大問題であつた、

同年八月、天台宗々務廳執事より、西川氏に宛送りたる書狀は、當時の事實を徵すべきものである、

未得御面話候へ共、殘暑之節、各位彌御堅固珍重之御事に御座候、寂光寺末徒修驗之者、先般御趣意ヲ奉し、本宗天台歸入ニ相成候、就而當九月九日より、入峰之義、本

宗不戻苦行候間、從前之通爲致候ニ付、執事名代爲大先達照尊院差遣候、百事御示談可及候間、厚預御協議度、且先般兼而惣代之者願出有之候社堂判然、併神佛器分離等之義、別紙之通ニ有之候間、照尊院より詳細御熟談可及旨申付候、逐一御承知可然御所分所希候也、

延暦寺宗務廳執事

明治六年八月　　金（勝カ）照　院

宮司西川須賀雄殿

權宮司兒島高光殿

此書狀に照尊院とあるは、下野日光山の照尊院深海と云ふ僧である、金勝院の書狀を携へて神社に來り、修驗櫻林坊等の天台宗務廳に願出た意旨により、示談したのであつた、

この書狀に、別紙とあるは、卽ち櫻林坊の天台宗務廳に出した書狀であるが、修驗等の意旨を見るべきものである、

羽黑山方今所置御尋に付乍恐以書付奉申上候

一羽黑元別當靈山院官田儀復飾之上、神勤罷在候處、神佛分離之規則未確定無之

內、昨申年死去被致候、其後地方廳より、別當所什器等不殘禰宜へ相渡可申旨御達ニ付、夫迄取扱罷在候者より、夫々取調引渡申候處、寂光寺々務之必用之品々に至迄、其儘引渡申置候ニ付、今般種々御調御座候ても、諸事不都合有之、殆當惑仕候、此度幸出羽神社宮司權宮司等御方御差越相成候趣ニ付而、定而分離可有之義と奉存候、其期に至り、混雜等有之候而者、深恐入奉存候間、至當處分御座候様、其御筋へ御依頼被成下度奉願候、

一、開山堂之義者、本社近所ニ隔有之候へ共、更ニ門戸柵等を建立し、深隔境界從前之通ニ差置申度義ニ奉存候、尤堂後ニ開山皇子御廟も有之事に御座候、

一、月山之義ハ、元權現ト稱へ、往古より安置致來候彌陀之佛像、幷に十三佛等有之候、往古よりの佛像、石室へ埋置候も歎敷奉存候間、同山之內百間餘北之方、御峯と申所へ隔境界小堂を建立し、安置仕(度歟カ)義と奉存候、尤彌陀佛來迎も有之候地處に御座候、

右之趣、其筋へ奉願度奉存候間、前件御賢察被下何分宜敷御依頼被成下度、伏而奉願上候、以上、

羽黑山麓

櫻林坊

西七月

西川氏は、修驗の處置に關し、教部省に具申して命令を請ふことゝした、同年九月三十日、三島教部大丞、黑田教部少輔に送つた書狀に、「羽黑山之義ハ、二千有餘年佛凝之所而宿弊更不脱、三百人之舊修驗等、大方天台に歸入致し、再度佛法を隆盛ならしめんとし相企、彼是之情實筆紙に盡し難く候」と云うてゐる、その困惑の狀が見える、尋いで十月には、麓衆徒惣代橋本坊以下二十七坊連名で、書狀を西川氏、兒島氏に出し、開山能除太子の神號中立、神祭執行に反對し、縷々陳述した、西川氏は、數々教部省に具申したのであるが、遂に十一月五日、この地を出發して東京に上り、教部省に出頭し、出羽神社境内の開山堂を改め神社となし、神祭執行のことを申請した、西川氏はこれにより修驗等を壓伏せんとしたものであつた、

翌七年二月七日、照見菩薩の宣下狀を返上することゝなり、開山堂を改正し、蜂子神社とすることゝなつた、これは西川氏の奔走の結果である、然るに修驗等は益大に紛擾したのである、

七年七月三十日、西川氏が教部省大錄足立正聲、同中錄常世長胤に送つた書狀に、次の如くある、

羽黑山之義は、容易ならざる場所にて、恐らくハ此日本國中にて第一之佛之巣窟と見認候、此度歸入之輩、增々强情を押張り、水澤縣中尊寺住職權大講義三衣靈源と申仁を請待致候、寂光寺の後住に申立、故の別當職を襲はんとするの陰謀、眼前に相見申候、云々、

後西川氏は百方苦心し、蜂子神社を中心として、赤心報國敎會と云ふを設立し、かの修驗等を督し、敎會の事業に當らしむることゝした、幾もなく敬神愛國の義により、敬愛敎會と改稱した、後神社付屬の一講社となし、敬愛講社と改稱した、これは今日存してゐる、修驗は遂に祝（はふり）となつた、

同八年、宮司西川氏は轉任し、星川棊氏が來任した、此は平田繁胤の門人で、極力佛敎を排擊したが、此地方に人望がなかつた、星川棊氏の後に、物集高見氏が來任した、この時尙寶前院に社務所があつた、大小の佛堂が神社に改められてあつたが、その佛敎風の建築は替はつてゐなかつた、物集氏は舊い建築を賣却し、新しい神道風の建築と爲さんとして着手した、然し舊い佛敎風の建築は、いづれもこの地方の建築家等の間に知られたものであつたから、これを賣却したことが大に問題になり、これを中止することゝなつた、それで今日本社殿以下末攝社が佛敎風の建築を改むる

ことなく、保存せられてゐる、

七　幕府時代境内佛寺佛堂及び其後の變遷

一　佛寺

〔寺名〕	〔所在〕	〔明治維新以後の狀況〕
別當寂光寺寶前院	二之坂上	廢毀 書院の一部ハ移轉して社務所となす、
建坪六百六十二坪四合四勺		
長屋門長屋土藏等あり、		廢毀
金剛樹院	峠町	現存
正善院	石鳥居内	同
不動院	拂川橋内	廢毀
玄陽院	三之坂上	同
檀所院	同	同
善臺院	同	同
圓珠院	同	同
義本院	同	同

寶德院　同　同

華藏院　同　齋館となす、

　建坪百九十六坪

　土藏長屋等あり、　廢毀

福乘院　同　同

南陽院　同　同

能林院　同　同

愛染院　木鳥居奥　同

東光院　同　同

善見院　同　同

竹之院　同　同

積善院　同　初め保存、後衰廢す、

寶積院　同　廢毀

正隱院　同　同

　建坪二百四十一坪九合

門土藏等あり、		同
三學院	同	同
明了院	同	同
威德院	同	同
南流院	同	同
智慧院	同	同
延坪二百五十七坪五合		
長屋門物置等あり、		同
福圓院	同	同
北之院	荒澤	同
聖之院	同	同
經堂院	同	同

（北之院・聖之院・經堂院）荒澤寺再興、

二　佛堂

〔堂名〕	〔間數〕	〔所在〕	〔明治維新以後の狀況〕
藥師堂	間口三間半奥行三間	赤坂	廢毀

蓮臺寺念佛堂	同八十一間半奥行八間	同	同
黄金堂	五間四方	峠町石鳥居內	現存
大日堂	九間四方	同	廢毀
彌陀堂	同	同	同
愛染堂	同	同	同
彌勒堂	同	同	同
地藏堂	同	同	同
如意輪堂	同	同	同
大日堂	四間四方	同	同
十一面堂	九尺四方	同	同
文殊堂	同	同	同
辨天堂	同	同	同
彌陀堂	同	同	同
仁王門	間口三間三尺奥行三間	同	同
三山權現(下居社)	間口四間奥行三間	同	同

峰薬師堂	間口三間奥行九尺	同	同
大黒堂	間口二間半奥行壹丈	同	同
恵比須堂	間口四尺奥行五尺	同	同
仁王門	間口七間奥行三尺	同	同
天神社	同	同	同
五重塔	三間四方	同	現存(特建)
大日堂	九尺四方	一の坂	薬山祇神社
愛宕社	前九尺奥二間半	二の坂	日枝神社(合祀火産神社)
山王権現	奥殿前二間奥二間半 拝殿前二間半奥三間	同	日枝神社
率塔婆堂	二間四面	三の坂	廢毀
地藏堂	九尺四方	同	植山姫神社
毘沙門堂	前二間半奥二間	同	尾崎神社(武甕槌神)
八幡宮	前二間二尺奥二間	同	八幡神社
大師堂	三間四方	同	廢毀
辨天堂	前三尺奥二間	銅鳥居内	嚴島神社

行者堂(役小角)	前二間四尺奥三間	同	健角身神社
能除開山堂	三間半四方	同	廢毀
御影堂	二間四方	同	同
阿彌陀堂	前七尺奥九尺	同	八坂神社(建速須佐之男神)
虚空藏堂	八尺四方	同	廢毀
大日堂	二間四方	同	大山祇神社
慈惠大師堂	三間四方	同	廢毀
經藏	三間四方	同	同
文殊堂	九尺四方	同	思兼神社
元三堂	三間四方奥殿六尺四方	同	同
子安觀音堂	九尺四方	拂川橋外	磐裂神社
子安地藏堂	同	同	根裂神社
弘法大師堂	同	同	天神社(少名彥神)
千手觀音堂	同	同	豐玉姫神社
勢至堂	同	同	大年神社

姥堂	同	拂川橋內	須賀瀧神社（合祀水波女神）
毘沙門堂	八尺四方	同	廢毀
不動堂	前二間半奥二間	同	須賀瀧神社地
地藏堂	九尺四方	同	須賀瀧神社（合祀木々速智神）
大日堂	前七尺奥一丈	同	廢毀
常念佛堂	間口十間奥行十一間半	同	同
護摩堂	間口十三間奥行六間	同	同
普賢堂	間口八間奥行七間半	同	同
普賢堂	九尺四方	同	同
地藏堂	同	同	同
八大堂	同	同	同
愛染堂	同	同	大直日神社
藥師堂	同	同	同
觀音堂	同	同	保食神社
藥師堂	同	同	廢毀

愛染堂	同	同	同
鐘樓	三間四方	同	現存
五智堂	九尺四方	同	廢毀
羅漢堂	三間四方	同	同
地藏堂	三間四方		同
吹越開山堂	三間四方	吹越	同
吹越籠堂	間口十七間奥行八間半	同	同
兒堂	九尺四方	同	同
不動堂	前三間奥二間	同	同
大日堂	三間四方	同	同
荒澤開山堂	間口二間半奥行四間	同	同
地藏堂	四間四方	同	同
釋迦堂	前二間半奥五間	同	同
十王堂	前二間奥二間半	同	同
念佛堂	四間四方	野口	同

念佛堂庵　　　　間口五間奥行四間　　　　　　同　　　　同
千體地藏堂　　　三間四方　　　　　　　　　　同　　　　同
阿彌陀堂　　　　九尺四方　　　　　　　　　　月山　　　同

右諸堂は寛政三年の全山圖を參考し、間數等記入したのである、維新時代も大なる相違はなかつた、その廢毀等は、維新時代以後漸次に實行せられたものであつた、

大正十年七月十八日十九日、出羽神社に出張滯在して調査す、　　　鷲尾順敬

湯殿山事件の眞相

無能生氏稿

明治初年の湯殿山事件の眞相は、まだ充分研究されて居ない樣である、該事件は、稍滑稽な樣の感あるが、實際の結果は、急轉直下して、今の湯殿山神社創立と共に、一山破滅と云つた樣の狀況に歸したのであるから、其間の經過を調査したら、面

白い事、今茲に記述する以上であらうと思ふが、せめて其地に居て、故老の談話でも聽く便でもあらば格別、關西に引込んで居ては、とても精細な史實を獲る見込がない、今は只當時の往復書類の上に現はれた諸點を連綴し、狀況判斷に供したに過ぎない事を諒されたいのである、

大正二年一月上旬　　無能生

明治三年三月、湯殿山表口兩寺名代大泉院より、左の願書を大泉藩公用人に差出した、

乍恐書取申上候

御支配地羽前國大泉湯殿山之儀者、表口は注連寺、大日坊、裏口は本道寺、大日寺四ヶ院之外、守護仕者無御座、別紙由緒書中、羽黒山出入之節、舊幕府御裁許之通りに御座候、勿論弘法大師開基以來、佛道一遍に執業罷在、神佛混淆仕候儀、聊以無御座候、然處、今般別當社僧之輩、復飾神勤之儀、御布令之趣より、湯殿山大權現之儀、村山郡ゟ酒田縣より御出張之御役人樣より、裏口兩院へ御尋有之候間、其節前段之通、佛法一遍にて、唯佛山之趣奉申上候處、猶於東京表、委細其御筋御役向ゟも申上候樣、被仰達、御添簡をも御渡相成、至急罷登候段傳承仕、拙兩寺方においても、右佛道

一遍之譯柄不取敢奉申上置度、其段大泉表御役所に奉願上、愚僧儀兩寺爲名代罷登候間、別紙由緒書取之趣、篤(とカ)に御明閲被成下、當一山之儀は、從古來之通、佛法一遍執行山務罷在候樣仕度、此段速に御聞濟之程、御沙汰被成下度、奉願上候、以上、

午三月　　湯殿山表口兩寺名代　大泉院

大泉御藩公御用人中

此文中にある通り、別に由緒書があるが、それには、湯殿山の起原、湯殿行人の事、守護の堂塔、寛文年間羽黒山との出入の事、當山の法則、當山眞言法流唯佛山の事がかいてある、又裏口兩院からも運動員が東上したと傳承した樣に書いてある、本書は午三月とある計りで、何日だか分からない、次に裏口兩院から出した書類を出そう、

乍恐以書付奉言上候

酒田縣支配所羽前國村上郡本道寺、同國同郡大井澤村大日寺謹而奉言上候、王政御復古御一新に付、神佛混淆不致樣、別當社僧之輩、復飾神勤可致旨御布告之趣、支配より御達の上、湯殿山大權現の儀御尋有之に付、唯佛山の旨申立候處、御筋に御伺可申上候段被申聞、添管(簡カ)被相渡、尤湯殿山四ヶ院の內、大泉藩御支配田川郡大網村注連寺、大日坊儀は、別段御伺奉申上候趣申聞候間、今般拙兩寺出府致し、乍

恐廉々左に奉言上候、
一湯殿山と唱る事、略之、
一大權現と唱る事、同、
一當山開基の事、同、
一湯殿山者唯佛山の事、同、
前書奉言上候通之靈場、大日如來應化權現之唱を以て、湯殿山大權現と相唱候而已、至の佛山四ヶ院にて、如從來山務仕、指障は無之儀と尤奉存候得共、此段御伺奉申上候、恐惶謹言、

酒田縣支配羽前國村上郡本道寺村本道寺
同國　大井澤村大日寺

神祇官御役處

此の書類の次に伺かうかいてある、
右之通相認、三月廿二日指上候處、翌廿三日右書類共儘御指戻に相成候に付、無據指控罷在、四月五日酒田縣へ指出候願書左の通り、

乍恐以書付奉願候

羽前國村上郡本道寺村本道寺、大井澤村大日寺奉申上候、先般神佛混淆不致樣布告に付、當湯殿山儀は、唯佛山之旨、長岡局に申上、御添管(簡カ)受、先月二十二日神祇官に伺書指上候處、翌廿三日御呼出之上、僧分之儀は御取扱無之段御申渡御添管(簡カ)御指戻に相成、何方に御伺可申上哉當惑仕、其段當御役所に申上候處、同日神祇官より當御役所へ月山湯殿山之儀は、羽前國一の宮にて、神體之由被仰達候趣、御申渡相成、乍去、月山之儀は神社有之、天台宗寺院神勤仕候得共、湯殿山之儀者、大日如來に而、眞言四ヶ院佛事に罷在候儀に而、湯殿山四ヶ院之內、大泉藩御支配地、田川郡大綱村注連寺、大日坊より、唯佛山之旨御同藩に申立、同月廿八日辨官に被仰立相成未だ御沙汰以前の處承知仕、右に付ては、拙兩院儀も、同樣之御伺に付、乍恐別紙を以中上候庶々、辨官御傳達所に被仰立、四ヶ院一樣之御沙汰御座候樣、被成下度奉願上候、

羽前國村上郡本道寺村　本道寺

大井澤村　大日寺

酒田縣東京御廳

此の書類によつて、大泉院が大泉藩へ差出した書類は、三月廿八日辨官の手許ま

で傳達された事と見える、又本道寺呈出の第一回願書は却下され、更に四月五日、此の第二回願書は、直に東京の酒田縣出張所とでも云ふ處へ出したのらしい、文中にいふ神祇官の指令といふのは、次の樣なものである、

御管轄內羽前國村山郡本道寺村本道寺儀、月山湯殿山は、從來佛山云々之伺書、御縣添書を以出願致候得共、右月山湯殿山儀は、素々神山にて、當國一の宮なる事判然に付、右伺書差返候、依而此段申入候、

午三月二十四日　　神祇官

酒田縣

此所のは、三月二十四日附であるのに、本道寺願書中には、呼出の當日(廿三日呼出の日)此の御達が酒田縣廳へあつた樣に書いてある、どうも少く日が適合しない、且又此の神祇官指令にある本道寺の願書(酒田縣添書附)は、何時出したのか判らない、本道寺呈出の第一回願書の樣にも見えるが、此は翌日却下されて居る、然らば何か別に本道寺が神祇官へ呈出したのか、それも文中に斷つてないから、どうだか判からない、又此の指令は、東京の神祇官から酒田縣への指令であつて見れば、本道寺云々之伺書といふ文句が、少くとも東京の神祇官手元まで出た書類に對する指令の

様でもある、一寸此の處が少く變だ、
湯殿山が表口裏口で運動員を別々に出したのは、其所に何か理由があつたのかも知れない、兎に角、當時三山の政治的統一の取扱が缺けて居たのは、三山が夫々支配を別にして居たからである、

別當	寺院	支配
湯殿山別當	注連寺・大日坊	大泉藩
湯殿山別當	本道寺・大日寺	酒田縣
羽黒山別當	寶前院	酒田縣
月山別當	日月院	館藩

今や中央部にては、湯殿山事件に就いて、詮議中であつた處へ、同年九月二十五日附を以て、館藩より神祇官へ宛てゝ、三山神祇道祭祀の件、速に御沙汰ありたしとの意見書を差出し、暗に神祇官採決の遲々たるを促すものゝ様に見へた、尤も是のは次の如き事情も附帶して居つたのだ、當時月山の別當日月寺を始めとし、四ヶ院二

十八坊に居る山伏卽ち修驗者は、歸正神勤の願を出して、今迄の佛敎的修行を捨て、更に新しき神官的生活に入らうと用意して居た處が、羽黑の寶前院や湯殿の四ヶ寺が、盛に反對說を唱へ、佛道修行の專門地たらしめんと、運動員が已に東上したと云ふ狀況を聞いては、大に狼狽せざるを得なかつたのだ、今若し湯殿派が勝を占めて、佛敎弘通の峯とならば、月山の復飾事業は大打擊を蒙り、直に米櫃に影響せざるを得ないのみならず、其處に猜疑の不安がないでもないから、遂に此の館藩の伺書といふ始末になつたのである、

名を神佛分離に假り、佛敎の廢毀を該一擧に獲んとする連中の煽動結果は、神祇官をして辨官へ督促狀を發せしめ、次で又左の調書を回送せしめた、

湯殿山神佛區別之儀に付、別當大日寺中立之趣再應取調別冊御回申候、其外始終手續之書類冊々四括に致、各朱書を以て、大意書抜等一袋相添、此段申進候也、

庚午十二月二十五日　　　　神祇官

辨官御中

明治三年は遂に暮れた、明れば四年辛未の四月、大泉院は今迄湯殿山事件の總代として在京して居たが、遂に運動費の關係から、歸國せざるを得なかつた、然るにそ

の五月には、神祇官は活動を始めて、辨官へ肉迫した、

羽黑山湯殿山云々事件、於當官取調見込詳細相立、舊臘其御官へ申進置候處、何分之御商議に相成候哉、今般館藩より願出候儀も有之候に付、御評決候處、早々御回答有之候樣致度候也、

辛未五月　　　　神祇官

辨官御中

此處に云ふ館藩の願書といふのは、去年九月のをいふのであらう、兎に角神祇官で、去年末に最終の意見を具して、辨官へ回送したが、已に半歲、未だ何等の決定を見ないので、此の五月の督促狀となつたのであらう、其處で辨官も神祇官調査の意見に基き、五月四日附を以て、遂に左の如く決議して仕まつた、

湯殿山佛道を以保護せしは中世以來にして、往古は全く神地たる事相違無之に付、復飾神勤可爲致事、

此の回答は、神祇官へ十三日附を以て送附されたのである、

然るに當時大泉藩の東京詰には、中々硬骨の人が居たらしいと見へて、此五月四日決議事項に對し、少しく冷笑的態度を示し、揶揄した樣な伺書を出した、

湯殿山之儀に付、兼而奉伺候處、佛道を以て保護せしは、中世以來にして、往古は全く神地たる事相違無之に付、復飾神勤可爲之旨、今般御付紙を以被仰出候に付、早速藩地へ可申達候得共、上古如何樣の神名鎭座に而、何れの書籍へ相著れ候事哉、判然不逹候而は、何分亘多愚惑之僧侶共、天長年間より、佛道一遍執法罷在候得ば、彼此申立間敷にも無之候間、御確證の程何卒委細御達被成下度、此段尙又伺奉候、

以上、

辛未五月十二日　　　大泉藩

辨官御中

辨官では、神祇官の取調について出した指令であるので、何も分からう筈がないから、直に神祇官へ移牒した、神祇官では、更に六月七日附を以て、左の如く回答した、

復飾神勤可爲致段、御逹之趣僧侶等彼是申立間敷に無之旨を以て、東京詰藩吏の心得にて、徵古の神跡確證承度伺候段、如何の儀に候、抑月山羽黑山は、神山に相違無之候處、獨湯殿山を以て佛山と申謂無之は勿論、佛者奉仕前者、必神山有之、其神山より湧出候溫泉を以、佛體と申儀更に無之候儀に付、神山と相決候間、早々神號相伺可申候、尤僧侶彌佛山之趣申張、復飾不致候者、其節之趣旨伺出可申事、

右本紙相添見込申進候也、

辛未六月七日　　　　　神　祇　官

辨官御中

同月廿二日、更に神祇官より次の書類を回送した、

湯殿山神道を以て保護云々旨、大泉藩へ御達の處、東京詰合藩吏之心得に而、徴古之神迹確證伺度申出候趣、承知致候、右一件に付、庚午十二月廿五日申進候神佛區別之儀、大日坊申立之趣、再度取調、始終手續書類之內、尙考證書拔別紙一冊、幷に本紙相添、此段申進候也、

辛未六月廿二日　　　　神　祇　官

辨官御中

此處に云ふ本紙とは、六月七日の神山認知理由書ではなからうか、又去年十二月の書類の考證書拔一冊が、實に大泉藩質疑の回答を說明して居るのである、其全文は餘程長いから大體を抄出しよう、

三山一體といふは、古來よりの傳習なるが故、羽黑月山と共に湯殿山も神地でなければならない、先達行人の作法が神道より出て居るものが多い、注連寺といふ

名も、神に關係あるより出た名である、寛政年間の裁許によれば、湯殿山別之儀は、四ヶ寺中立通でよいとしても、神佛區別復正から言へば、三山一體神代舊地に一洗すべきが至當であつて、四ヶ寺の中立は却下すべきものである、「祭神異説有之候儀は更に索(牽カ)強するに不及、凡御一新以來、神佛區別之旨趣、神迹にして佛地となれるを、區別復正爲致候譯にて、祭神事歴太古邈焉たる處、不可知、不知而可也、唯神佛混淆之證跡確然たる者、是をして純一に歸せしめ候儀、則復古の御趣意に候、當山等前件之通、弘法開基以往之舊記を着眼と可致儀、勿論之事に候、」

此の如く、頗る簡單にして且曖昧なる理由で、湯殿山事件は遂に終結を告ぐるに至つたのである、大泉藩の硬漢これで滿足したのであらう、同藩は定めて此を大泉院へも傳へたであらう、四ヶ院の僧侶も此名論に當てられたが、別に反對論もなかつたらしい、明治初年頃は、凡てこんな所で、何事もすらすら進行したのである、

此の如くして、遂に湯殿山神社が出來た、明治七年八月卅一日、國幣小社に被列事を達せられた、難有い事であつた、

然るに、此所にまた、一寸面白い事件が出來て、湯殿山神社を騷がしたのである、それは明治六年十二月九日、西川須賀雄と兒島高光の二氏、大に野心を振ひ起して、此

の神社を出羽神社支配の下へ引張り込もうとした事件である、

酒田縣管下羽前國田川郡湯殿山神社之儀者、往古より宮殿も有之、全く當羽黑山出羽神社へ合祭致來候に付、佛家所謂奥院と申姿に相成居、殊に別紙繪圖面之通、同國郡(マヽ)月山神社と三山は、是迄不相離場處柄に御座候上は、今後も共儘連合致し、當社より支配仕候方、相當と致(存カ)候、此段相伺候、尤此旨地方官へも申立置候間、此段申上置候、以上、

出羽神社權宮司　兒島　高光
同社　宮司　西川須賀雄

明治六年第十二月九日

實に甘い考であつたが、惜哉、當時の酒田縣參事松平親懐といふ役人が、餘りに正直過ぎた、教部省が十二月十二日、酒田縣へ、右は於其縣差間無之哉實地篤と調、具狀可致旨を達せられたに對し、松平參事の差出した上申書の結論として、此の如き事は地方の狀況に對し、不條理であるといふのであつた、加之西川氏は、實にまだ地方官へ何も申立てない前に、教部省へ申出でたかの如く遣つて置いた、その化の皮が剝げたので、松平參事頗る立腹の樣であつた、曰く凡そ地方廳へ關するものは、地方

官を經由すべき旨、出羽神社へ相達置申度しと、皮肉に出たので、此一件は遂に御流となつた、

奥州三山は、昔の盛を勸進帳に殘して、此の如く退謝したのである、三山修行の法螺の音は、長へにもうきくことが出來ないであらうか、羽黑山伏の雄姿は、再現することがないのであるか、惜い樣な心地がする、（大正二年三月二十五日發行、佛教史學第二編第十二號所載、）

羽前地方の排佛見聞雜錄

羽黒湯殿月山の三山の明治初年の狀況を知りたいが、未だその委細を聞かない、羽黒山寂光寺のことを、一つ二つ聞いたが、西川須賀夫と云ふ者が、新任の宮司であつた、荒倉神社の土岐信風等の加勢で、大に佛敎排撃の實を擧げたそうな、信風は平田篤胤の門人であつたが、至極溫厚な人柄で、諄々として佛敎の弊害を說いたもので、同地方の人心を動かしたとのことである、須賀夫は新任であつたが、朝廷の御趣意であると言ひ張り、神佛分離と云ふことで、極力佛敎を排撃した、寂光寺の本坊及び各支坊等に、殆ど數知れぬ古佛像があつたが、金銅佛は皆商人に賣拂ひ、木像石像は山谷などへ打棄てたが、鶴岡の常念寺と云ふ淨土宗の僧が、拾ひ集めたり買ひ受けたりした、その數は少くなかつた、寂光寺の大般若經は、實に結構なものであつたが、忽ち賣り拂はれた、常念寺の住持が六百卷を十五圓で買ひ受けた、六百卷の添物に、十六善神の畫幅があつた、これは大般若經を荷造した後、大般若經の供養に入用のものであらうと云ふことで、添物とせられたものであつたさうな、今常念寺に保

存せられてゐる、後宮司は十六善神の畫幅は、天下の名筆であると聞いて、忽ち慾張り、再び取戻そうとし、遂に訴訟を提起するに至つたが、鶴岡裁判所で原告が敗れたそうな、

羽黒山は今は神社になつてゐるが、尙ほ佛敎風の信仰が存してゐることは、大に興味がある、昔から血の池地獄と云ひ傳へてゐる小い池があるが、參詣者はその池の上りで、小い板塔婆を求めて、法名を記名し、池の水を注ぎ、亡者の冥福を祈願する習慣があつた、神佛分離以後、小い板塔婆が附木のやうな小い板片に替へられたが、參詣者は、昔の如くこれを求めて、法名を記載して、池の水を注いでゐる、神社の方では、小い板片を一枚二錢で賣渡してゐるが、昔は小い板塔婆の上部に、梵字が書かれたものであつたが、今は何とも判らぬ文字のやうなものが書かれてある、神代文字と云うてゐるが、如何のものであらう、兎も角今尙ほこの樣の信仰が存してゐる、

荒倉神社の舊本體なる觀世音菩薩の石像は、再び土中より發掘せられて、神社の内に置かれてあるが、參詣者は神社と云ふにも拘らず、觀世音菩薩の札を納めてゐる、

此地方には、昔の藥師堂が藥師神社と云ふ名に改められて、神社になつてゐるの

が少くない、參詣者は矢張り藥師如來と思うて祈願してるそうな、（明治四十五年七月八日發行、佛教史學第二編第四號所載、）

見聞雜話

羽前國西田川郡西目荒倉山の荒倉權現は、大同の草創と傳へ、同地方の名祠で、常に參詣者が絕えなかつた、神佛分離の際權現の神體を調査せられ、七尺許りの觀世音の石像であつた、火急に處置せねばならぬことであつたが、大なる石像であるから、引出して運搬するにも困難であつた、乃で秘密に山中に埋むことゝなり、二三の關係者以外に事實が知られなかつた、然るに今より十年許り前、偶然に發掘せられ、一時同地方の人々を驚かしたが、明治初年に埋まれたものであることが明にせられ、今荒倉神社内に置かれてある、當時荒倉權現の本體を改め、荒倉神社と稱することとなつたのであるが、神體の處置に窮したことが判るでないか、（明治四十五年四月八日發行、佛教史學第二編第一號所載、）

羽前國置賜郡成田、今は西置賜郡長井村大字成田と云ふが、その一村の鎭守の藥師堂があうて、藥師如來の大木像が安置せられてあつた、神佛分離の騷ぎに、藥師堂に居た修驗小松來空と云ふ者が主となり、藥師如來の大木像を引張出して打捨て

た、稍後に同村の路傍の一小堂に安置することとなつたが、昨日まで一村の鎭守であつた藥師如來が、路傍の一小堂に、僅に雨露を凌ぐにとゞまり、殆ど打捨てられたも同樣であつた、乃て一村の老幼男女は、自ら安き心もなかつたものと見え、藥師如來の現罰で、一村が燒亡さるゝであらうなどゝ流言を傳へた、小松來全は、之を聞いて再び大木像を引張出し、亂暴にも、斧を以て打割つて、一束の薪となし、藥湯を立てようとして、風呂釜の下に投じ、金箔燿く蓮臺を、風呂の前の脚臺とし、近隣の人々を呼んだが、一人もその風呂に浴しようとする者はなかつたといふことで、今尙ほ同村の人々の話柄となつてゐる、（明治四十五年四月八日發行、佛敎史學第二編第一號所載）

明治維新神佛分離史料　卷中終

上田芳一郎
谷森淳子
鷲尾順敬
辻善之助
校

大正十五年十一月五日印刷
大正十五年十一月八日發行

明治維新神佛分離史料奥附

定價 金參拾六圓
全三卷

編者 村上專精
辻善之助
鷲尾順敬

發行者 東京市下谷區上野櫻木町五十番地
株式會社東方書院
右代表 三井晶史

印刷者 東京市京橋區南水谷町七番地
長尾文雄

發行所 東京市下谷區上野櫻木町五十番地
電話下谷四二五九番
振替東京六八六壹壹番
株式會社 東方書院

（日進舍印刷・眞貝製本）